
附 表

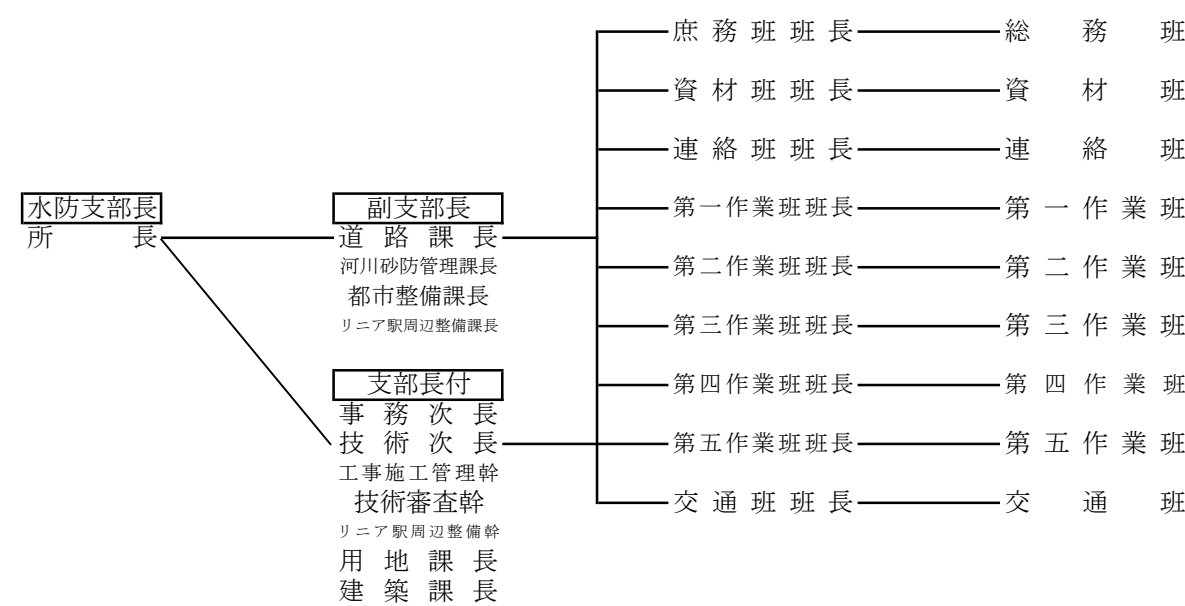
附表第1表

各建設事務所水防支部組織表

(令和7年4月1日現在)

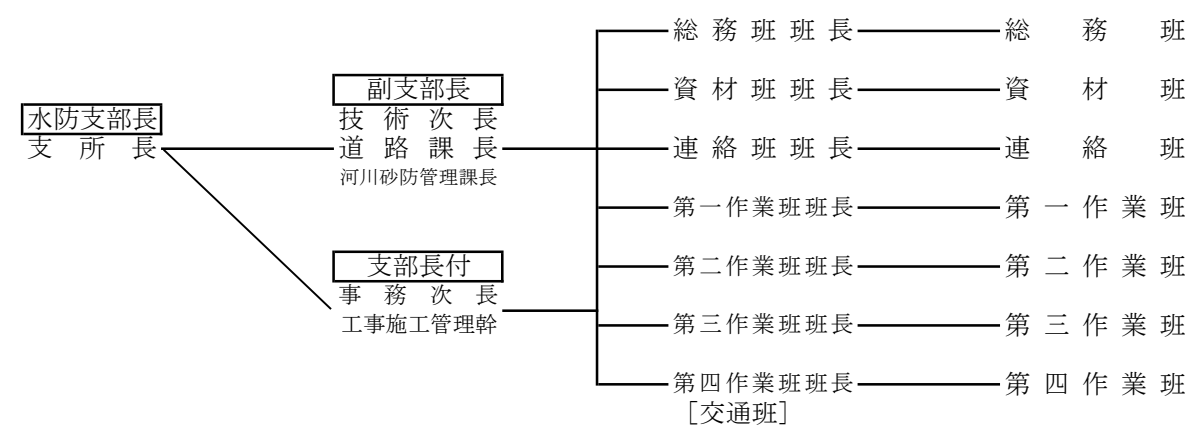
中北建設事務所水防支部組織表

防 9-208-7040
電話番号 中北建設事務所 (055-224-1664. 1668. 1669)



峡北支所水防支部組織表

防 9-400-7040
電話番号 峡北支所 (0551-23-3065~3067)

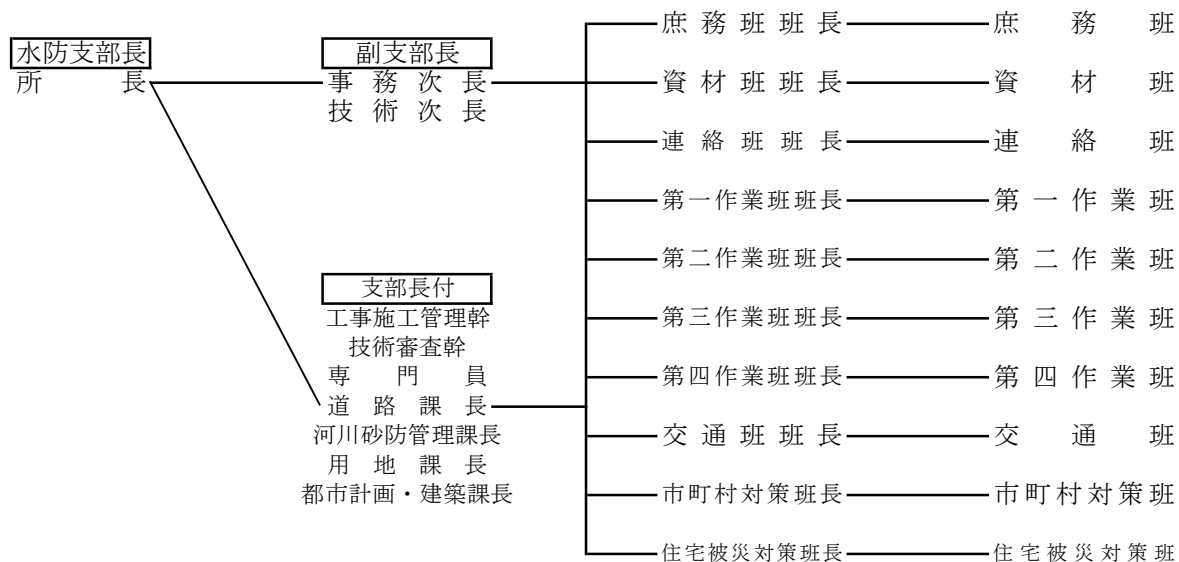


峡東建設事務所水防支部組織表

防 9-300-7040

電話番号 峡東建設事務所 (0553-20-2710~2718)

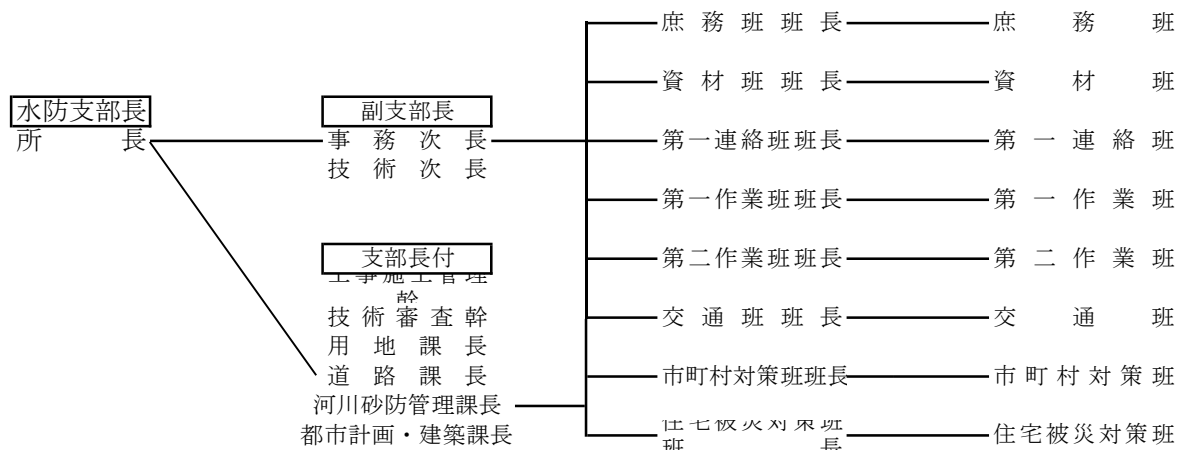
2734. 2756. 2798



峡南建設事務所水防支部組織表

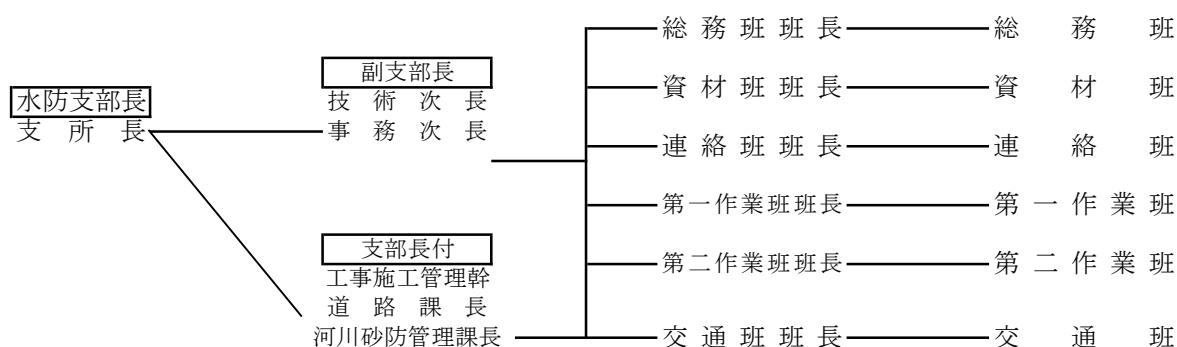
防 9-340-7040

電話番号 峡南建設事務所 (055-220-4122~4133)



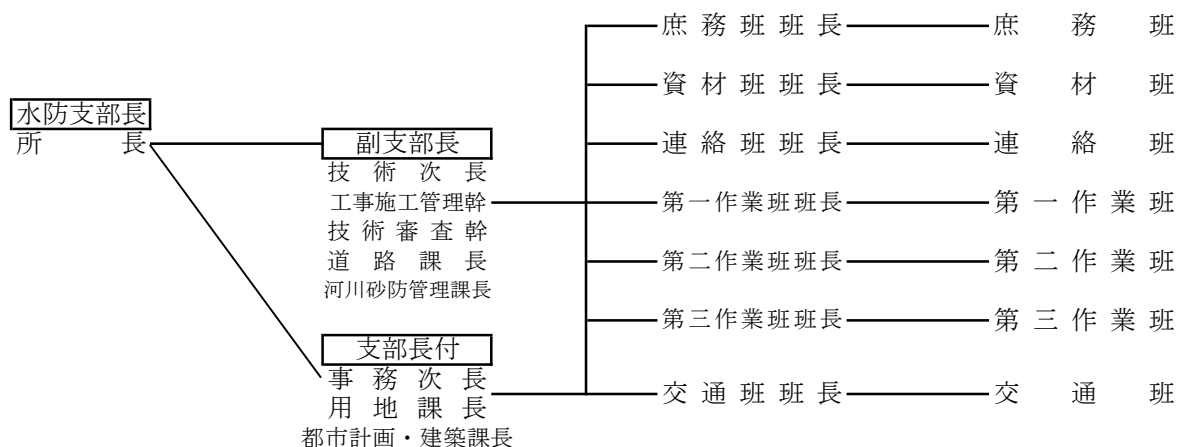
身延支所水防支部組織表

防 9-368-7040
電話番号 身延支所 (0556-62-9063~9065)



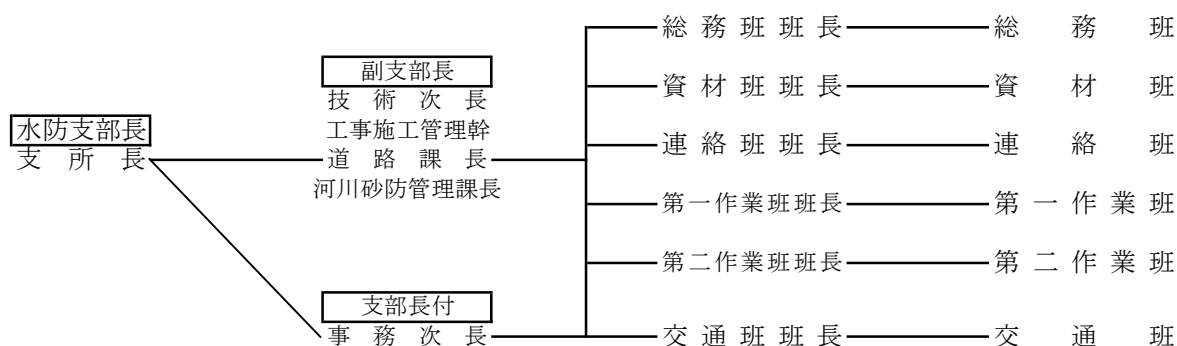
富士・東部建設事務所水防支部組織表

防 9-440-7040
電話番号 富士・東部建設事務所 (0554-22-7815~7816)



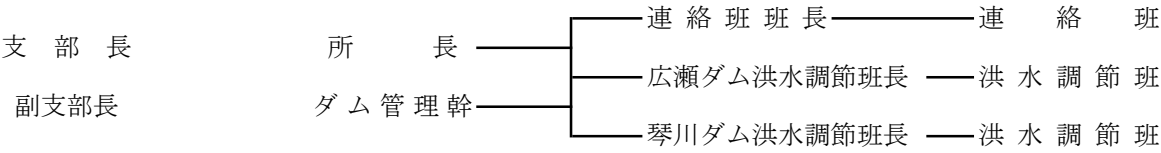
吉田支所水防支部組織表

防 9-430-7041
電話番号 吉田支所 (0555-24-9050)



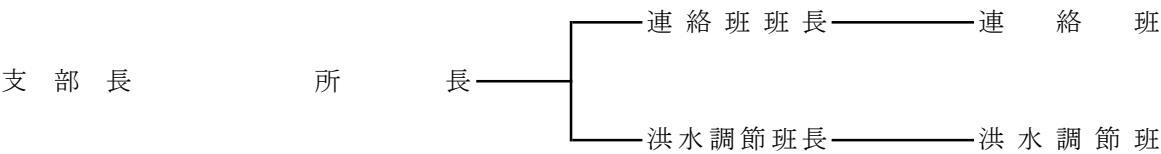
広瀬・琴川ダム支部組織表

防 9-220-1-119 (広瀬ダム)
防 9-220-1-120 (琴川ダム)
電話番号 広瀬・琴川ダム管理事務所 (0553-39-2411) (広瀬ダム)
(0553-35-3140) (琴川ダム)



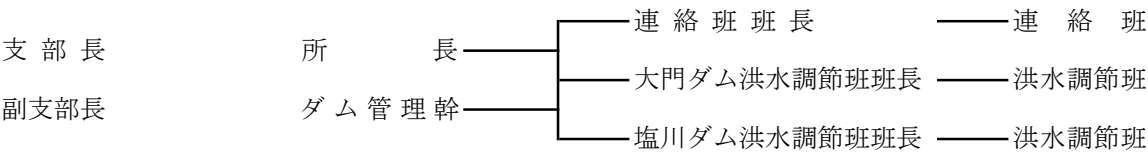
荒川ダム支部組織表

防 9-220-1-121 衛星系 916-214
電話番号 荒川ダム管理事務所 (055-287-2006)



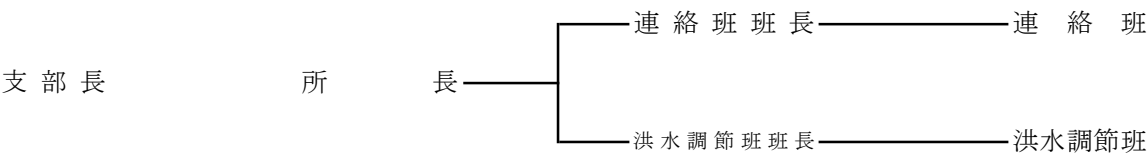
大門・塩川ダム支部組織表

防 9-220-1-123 (大門ダム) 衛星系 916-410
防 9-220-1-122 (塩川ダム) 衛星系 916-418
電話番号 大門・塩川ダム管理事務所 (0551-47-3799) (大門ダム)
(0551-45-0789) (塩川ダム)



深城ダム管理事務所支部組織表

防 衛星系 916-419-11
電話番号 深城ダム管理事務所 (0554-24-7062)



附表第2表

水防管理団体及びその組織表

(1) 消防本部の組織表

消防本部名	住 所	電話番号	消防 職員数	管 轄 区 域
甲府地区広域行政事務組合 消防本部	甲府市伊勢三丁目8-23	(055) 222-1190	53	
甲府地区広域行政事務組合消防本部 中央消防署	甲府市丸の内一丁目1-19	(055) 254-9119	87	南消防署及び西消防署管轄区域を除く区域
甲府地区広域行政事務組合消防本部 南消防署	甲府市伊勢三丁目8-23	(055) 233-1490	110	甲府市伊勢、湯田、玉諸、国母、山城、大里、東、中道、上九一色地区、昭和町、中央市
甲府地区広域行政事務組合消防本部 西消防署	甲斐市竜王3314-1	(055) 276-3825	70	甲府市貢川、池田地区、旧竜王地区、旧敷島地区
東山梨行政事務組合東山梨消防本部	甲州市塩山西広門田385	(0553) 32-0119	25	
東山梨行政事務組合東山梨消防本部 塩山消防署	甲州市塩山西広門田385	(0553) 32-0119	39	甲州市
東山梨行政事務組合東山梨消防本部 塩山消防署（勝沼分署）	甲州市勝沼町 勝沼2059-2	(0553) 44-0119	10	甲州市勝沼町、大和町
東山梨行政事務組合東山梨消防本部 山梨消防署	山梨市小原西100-1	(0553) 22-0119	34	山梨市
東山梨行政事務組合東山梨消防本部 山梨消防署（牧丘分署）	山梨市牧丘町室伏37-1	(0553) 35-3119	10	山梨市牧丘町、三富
笛吹市消防本部	笛吹市石和町下平井204	(055) 261-0119	24	
笛吹市消防署	笛吹市石和町下平井204	(055) 261-0119	55	笛吹市
笛吹市消防署 （東部出張所）	笛吹市一宮町新巻116-1	(0553) 47-3119	10	笛吹市
笛吹市消防署 （西部出張所）	笛吹市境川町石橋736-4	(055) 266-7119	10	笛吹市
峡南広域行政組合消防本部	西八代郡市川三郷町 下大鳥居27	(055) 272-1919	31	
峡南広域行政組合消防本部 北部消防署	西八代郡市川三郷町 下大鳥居27	(055) 272-8199	30	市川三郷町、富士川町
峡南広域行政組合消防本部 北部消防署（増穂分駐所）	南巨摩郡富士川町 天神中条28-1	(0556) 22-0923	8	富士川町
峡南広域行政組合消防本部 中部消防署	南巨摩郡身延町下山231-52	(0556) 62-5119	36	早川町、身延町
峡南広域行政組合消防本部 中部消防署（早川分駐所）	南巨摩郡早川町大原野224-1	(0556) 48-2119	8	早川町
峡南広域行政組合消防本部 中部消防署（下部分駐所）	南巨摩郡身延町古関 1434	(0556) 38-0140	6	身延町
峡南広域行政組合消防本部 中部消防署（南分署）	南巨摩郡南部町楮根2890-1	(0556) 66-2119	14	南部町
南アルプス市消防本部	南アルプス市十五所1014	(055) 283-0119	20	南アルプス市
南アルプス市消防本部 南アルプス消防署	南アルプス市十五所1014	(055) 283-0119	46	南アルプス市
南アルプス市消防本部 甲西分遣所	南アルプス市宮沢301-65	(055) 284-0119	8	南アルプス市
南アルプス市消防本部 八田消防署	南アルプス市六科1107-60	(055) 285-0119	17	南アルプス市

消防本部名	住 所	電話番号	消防 職員数	管 轄 区 域
峡北広域行政事務組合 消防本部	韭崎市本町四丁目8-36	(0551) 22-0119	28	
峡北広域行政事務組合 消防本部韭崎消防署	韭崎市本町四丁目8-36	(0551) 23-1499	33	韭崎市
峡北広域行政事務組合 消防本部韭崎消防署（須玉分署）	北杜市須玉町若神子5680	(0551) 42-2449	8	北杜市（明野町・須玉町）
峡北広域行政事務組合 消防本部北杜消防署（白州分署）	北杜市白州町鳥原2913-165	(0551) 35-2155	8	北杜市（白州町・武川町）
峡北広域行政事務組合 消防本部韭崎消防署（双葉分署）	甲斐市龍地5184-1	(0551) 28-0119	8	甲斐市（双葉地区）
峡北広域行政事務組合 消防本部北杜消防署	北杜市長坂町大八田 6811-18	(0551) 32-2508	32	北杜市（長坂町・大 泉町・小淵沢町）
峡北広域行政事務組合 消防本部北杜消防署（高根分署）	北杜市高根町山村北割86-37	(0551) 47-2099	8	北杜市（高根町）
富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	富士吉田市松山五丁目10- 13	(0555) 22-0119	37	
富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部 富士吉田消防署	富士吉田市松山五丁目10- 13	(0555) 23-0119	53	富士吉田市、忍野村
富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部 東部出張所	南都留郡山中湖村 山中1212-16	(0555) 62-0119	18	忍野村、山中湖村
富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部 西桂分遣所	南都留郡西桂町小沼2418-2	(0555) 25-2119	8	富士吉田市、西桂町
富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部 河口湖消防署	南都留郡富士河口湖町 船津1745	(0555) 72-0119	39	富士吉田市、富士 河口湖町
富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部 西部出張所	南都留郡鳴沢村8532-23	(0555) 85-2119	8	富士河口湖町、鳴沢 村
富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部 上九一色分遣所	南都留郡富士河口湖町 精進550-110	(0555) 87-2119	8	富士河口湖町、鳴沢 村
都留市消防本部 消防課	都留市上谷二丁目2-9	(0554) 43-2341	9	
都留市消防本部 都留市消防署	都留市上谷二丁目2-9	(0554) 43-1119	41	都留市
都留市消防本部 都留市消防署 道志出張所	南都留郡道志村6254-1	(0554) 52-1119	10	道志村
山梨県東部消防指令センター	都留市上谷二丁目2-9	(0554) 45-0119	3	都留市、大月市、上野原市 道志村、丹波山村、小菅村
大月市消防本部	大月市大月町花咲1608-19	(0554) 30-0119	10	大月市
大月市消防署	大月市大月町花咲1608-19	(0554) 22-0119	45	大月市
山梨県東部消防指令センター	都留市上谷二丁目2-9	(0554) 45-0119	3	都留市
大月市消防署（丹波山出張所）	北都留郡丹波山村871-1	(0428) 88-0990	11(※1)	丹波山村
大月市消防署（小菅出張所）	北都留郡小菅村3384	(0428) 87-0422		小菅村
上野原市消防本部	上野原市松留514-8	(0554) 62-4112	9	上野原市
上野原市消防署	上野原市松留514-8	(0554) 62-4111	33	上野原市
上野原市消防署（桐原出張所）	上野原市桐原10744-1	(0554) 67-2119	6	上野原市
上野原市消防署（秋山出張所）	上野原市秋山7131	(0554) 56-2310	6	上野原市
山梨県東部消防指令センター	都留市上谷二丁目2-9	(0554) 45-0119	3	都留市、大月市、上野原市、 道志村、丹波山村、小菅村
	計		1,246	

※1・・・3半期ごとに出張所を交替している

(2) 水防管理団体及びその組織表

郡市別	水防管理 団 体 名	電 話 番 号	指定・非 指定の別	水防団（消防団）		所 管 区 域	建設事務所 水防支部名
				団 名	団員数		
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団富士川分団	11	甲府市愛宕、中央二・三・四（1、2、3、5）・五丁目（1～7）	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団琢美分団	7	甲府市城東一・二・三・四・五丁目、朝気一丁目（2、3）、東光寺一丁目（1～3、5）	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団相生分団	1 (2) 1名方面 隊兼務	甲府市相生一・二・三丁目、若松、伊勢一丁目（1～6）、中央四（6、12）、五丁目（8）	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団新紺屋分団	11	甲府市北口一・二・三丁目、武田一・二・三・四丁目、朝日一・四丁目、宮前、元紺屋、天神（1～8、13）	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団穴切分団	14	甲府市宝一・二丁目、寿、飯田一・二・三・四・五丁目	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団湯田分団	15	甲府市湯田一・二丁目、青沼三丁目、南口、幸町、太田町	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団春日分団	19	甲府市丸の内一・二・三丁目、中央一・四丁目（4）	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団伊勢分団	17	甲府市住吉一・二・三・四・五丁目（6～16、19）、伊勢一（7～11）・二・三・四丁目、住吉本	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団朝日分団	21	甲府市朝日二・三・五丁目、美咲一丁目、塩部一・二・三・四丁目	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団里垣分団	26	甲府市東光寺一（4、6～12）二・三丁目、善光寺一・三丁目、酒折一・二・三丁目、砂田（1～10）、東光寺、善光寺、酒折	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団相川分団	98	甲府市上積翠寺、下積翠寺、岩窪、古府中、塚原、小松、和田（2007、2595～2911、2941～3931）、屋形一（2～4、6～8）、二・三丁目、西田、大手一・二・三丁目	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団国母分団	47	甲府市国母一・二・三・四・五・六・七・八丁目、上小河原、上条新居、古上条、後屋、高畑三丁目	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団貢川分団	17	甲府市上石田一・二・三・四丁目、下石田二丁目、貢川本町、貢川一（4～10）、二丁目（5～17）、高畑一・二丁目、徳行一・二・三・四・五丁目、富竹一・二・三・四丁目	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団千塚分団	23	甲府市千塚一・二・三・四丁目、湯村一・二・三丁目（1～18）、富士見一・二丁目、音羽	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団池田分団	33	甲府市池田一・二・三丁目、荒川一・二丁目、下河原、貢川一（1～3）、二丁目（1～4）、中村、金竹、長松寺、新田、下飯田一・二・三・四丁目	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団山城分団	99	甲府市増坪、小瀬、西油川、上今井、中小河原、下小河原、中、東下条、小曲、中小河原一丁目、下鍛冶屋、落合、下今井、上、住吉五丁目（1～5、17、18、20～25）	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団玉諸分団	64	甲府市蓬沢一丁目、西高橋、七沢、上阿原、向町、国玉、里吉一・二・三・四丁目、蓬沢、里吉、砂田（11、12）	中北

郡市別	水防管理 団 体 名	電話番号	指定・非 指定の別	水防団（消防団）		所 管 区 域	建設事務所 水防支部名
				団 名	団員数		
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団甲運分団	53	甲府市川田、和戸、桜井、横根	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団千代田分団	52	甲府市上帯那、下帯那、平瀬	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団能泉分団	19	甲府市塔岩、竹日向、高成	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団宮本分団	12	甲府市御岳、黒平、草鹿沢、猪狩、高	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団大里分団	76	甲府市大里、西下条、大津、宮原、堀の内、高室	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団東分団	18	甲府市青沼一・二丁目、朝気一(1～14)・二・三丁目、青葉	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団北新分団	31	甲府市北新一・二丁目、天神(9～12、14～18)、美咲二丁目、緑ヶ丘一・二丁目、大和、屋形一丁目(1～5)、和田(621～777、2421～2496、2653～2593、2912～2935)	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団羽黒分団	23	甲府市羽黒、山宮、千塚五丁目、湯村三丁目(19～23、568～571)	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団右左口分団	44	甲府市右左口町	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団滝川分団	17	甲府市中畑町、心経寺町、上向山町	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団下向山分団	28	甲府市下向山町	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団白井分団	17	甲府市白井町	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団上曾根分団	44	甲府市上曾根町	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団下曾根分団	24	甲府市下曾根町	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団上九一色分団	17	甲府市古関町、梯町	中北
甲府	甲府市	(055) 237-1161	指定	甲府市消防団本団・方面隊	8	甲府市全域	中北
	小計				1,006		中北
甲斐	甲斐市	(055) 276-2111	指定	甲斐市消防団竜王第1分団1・3・4部	60	信玄橋上流宮前	中北
甲斐	甲斐市	(055) 276-2111	指定	甲斐市消防団竜王第1分団2部	21	竜王新町五反田	中北
甲斐	甲斐市	(055) 276-2111	指定	甲斐市消防団竜王第2分団1・2・4部	49	上流西裏	中北
甲斐	甲斐市	(055) 276-2111	指定	甲斐市消防団竜王第2分団3部	13	下流下河原	中北
甲斐	甲斐市	(055) 276-2111	指定	甲斐市消防団竜王第3分団1・2部	33	下流下河原	中北
甲斐	甲斐市	(055) 276-2111	指定	甲斐市消防団竜王第3分団3・4部	34	開国橋上流上川除付	中北
甲斐	甲斐市	(055) 276-2111	指定	甲斐市消防団敷島第1・2分団	101	甲斐市島上条、中下条、大下条、牛匂、境、大久保、天狗沢、長塚	中北
甲斐	甲斐市	(055) 276-2111	指定	甲斐市消防団敷島第3分団	53	甲斐市睦沢・清川	中北
甲斐	甲斐市	(055) 276-2111	指定	甲斐市消防団敷島第5分団	33	甲斐市吉沢	中北
甲斐	甲斐市	(055) 276-2111	指定	甲斐市消防団双葉第1分団第1部	30	甲斐市竜地	中北
甲斐	甲斐市	(055) 276-2111	指定	甲斐市消防団双葉第2部	17	甲斐市大垓	中北
甲斐	甲斐市	(055) 276-2111	指定	甲斐市消防団双葉第3部	13	甲斐市菖蒲澤、團子新居	中北
甲斐	甲斐市	(055) 276-2111	指定	甲斐市消防団双葉第2分団第1部	17	甲斐市下今井	中北
甲斐	甲斐市	(055) 276-2111	指定	甲斐市消防団双葉第2部	17	甲斐市岩森、志田	中北

郡市別	水防管理 団 体 名	電話番号	指定・非 指定の別	水防団（消防団）		所 管 区 域	建設事務所 水防支部名
				団 名	団員数		
甲斐	甲斐市	(055) 276-2111	指定	甲斐市消防団双葉第3部	28	甲斐市宇津谷東	中北
甲斐	甲斐市	(055) 276-2111	指定	甲斐市消防団双葉第4部	30	甲斐市宇津谷西	中北
	小計				549		
中巨摩	昭和町	(055) 275-2111	指定	昭和町消防団第2・5・7部	30	昭和町押越	中北
中巨摩	昭和町	(055) 275-2111	指定	昭和町消防団第8・9・10部	28	昭和町開国橋下流域	中北
	小計				58		
中央	中央市	(055) 274-8511	指定	中央市消防団本団	5	全域	中北
中央	中央市	(055) 274-8511	指定	中央市消防団田富第1分団	57	鍛冶新居、山之神、布施(第3-5)宮北、リバーサイド(第1-3)	中北
中央	中央市	(055) 274-8511	指定	中央市消防団田富第2分団	64	白井阿原(第1-2)、西花輪(第1-2)、新道、釜無、桜、清川、東花輪(第1-3)、新町(第1-2)、東	中北
中央	中央市	(055) 274-8511	指定	中央市消防団田富第3分団	50	大田和、藤巻、飛石、今福、今福新田、山王(第1-3)	中北
中央	中央市	(055) 274-8511	指定	中央市消防団玉穂第1分団	52	井之口(1-2)、西新居、中橋、上成島、宿成島、新成島、下成島(1-2)、極楽寺、高橋、乙黒、新城	中北
中央	中央市	(055) 274-8511	指定	中央市消防団玉穂第2分団	48	下河東(東、西、下)、町之田、一町畑、上三條、下三條(1-2)、若宮	中北
中央	中央市	(055) 274-8511	指定	中央市消防団豊富第1分団	46	高部、浅利	中北
中央	中央市	(055) 274-8511	指定	中央市消防団豊富第2分団	41	大鳥居、久保団地	中北
中央	中央市	(055) 274-8511	指定	中央市消防団豊富第3分団	52	関原、木原	中北
	小計				415		
南アルプス	南アルプス市	(055) 282-7214	指定	南アルプス市消防団八田分団	83	六科、野牛島、上高砂、下高砂、徳永、榎原	中北
南アルプス	南アルプス市	(055) 282-7214	指定	南アルプス市消防団白根分団	185	飯野、在家塚、西野、上今諏訪、下今諏訪、百々、上八田、曲輪田新田、飯野新田、築山、有野、駒場、塩前、須沢、大嵐	中北
南アルプス	南アルプス市	(055) 282-7214	指定	南アルプス市消防団芦安分団	38	芦安芦倉、芦安神通	中北
南アルプス	南アルプス市	(055) 282-7214	指定	南アルプス市消防団若草分団	102	十日市場、寺部、加賀美、鏡中条、下今井、藤田、浅原	中北
南アルプス	南アルプス市	(055) 282-7214	指定	南アルプス市消防団櫛形分団	198	小笠原、山寺、下宮地、桃園、曲輪田、上宮地、中野、上野、上市之瀬、下市之瀬、高尾、平岡、あやめが丘、上今井、吉田、十五所、沢登	中北
南アルプス	南アルプス市	(055) 282-7214	指定	南アルプス市消防団甲西分団	180	下宮地、山寺、江原、鮎沢、古市場、落合、秋山、湯沢、塚原、川上、荊沢、大師、清水、宮沢、戸田、田島、和泉、東南湖、西南湖	中北
	小計				786		
甲州	甲州市	(0553) 32-2111	指定	甲州市消防団本部	4	甲州市	峡東
甲州	甲州市	(0553) 32-2111	指定	甲州市消防団塩山分団	111	甲州市塩山	峡東
甲州	甲州市	(0553) 32-2111	指定	甲州市消防団奥野田分団	69	甲州市奥野田	峡東
甲州	甲州市	(0553) 32-2111	指定	甲州市消防団松里分団	113	甲州市松里	峡東
甲州	甲州市	(0553) 32-2111	指定	甲州市消防団玉宮分団	43	甲州市玉宮	峡東
甲州	甲州市	(0553) 32-2111	指定	甲州市消防団大藤分団	60	甲州市大藤	峡東

郡市別	水防管理 団 体 名	電話番号	指定・非 指定の別	水防団（消防団）		所 管 区 域	建設事務所 水防支部名
				団 名	団員数		
甲州	甲州市	(0553)32-2111	指定	甲州市消防団神金分団	101	甲州市神金	峡東
甲州	甲州市	(0553)44-1111	指定	甲州市消防団勝沼分団	99	勝沼町勝沼、等々力、深沢	峡東
甲州	甲州市	(0553)44-1111	指定	甲州市消防団祝分団	68	勝沼町上岩崎、下岩崎、藤井	峡東
甲州	甲州市	(0553)44-1111	指定	甲州市消防団東雲分団	88	勝沼町山、小佐手、休息、綿塚	峡東
甲州	甲州市	(0553)44-1111	指定	甲州市消防団菱山分団	60	勝沼町菱山、中原	峡東
甲州	甲州市	(0553)48-2111	指定	甲州市消防団大和分団	96	大和町全域	峡東
	小計				912		
山梨	山梨市	(0553)22-1111	指定	山梨市消防団本部	4	山梨市	峡東
山梨	山梨市	(0553)22-1111	指定	山梨市消防団加納岩分団	108	山梨市加納岩	峡東
山梨	山梨市	(0553)22-1111	指定	山梨市消防団日下部分団	83	山梨市日下部	峡東
山梨	山梨市	(0553)22-1111	指定	山梨市消防団八幡分団	137	山梨市八幡	峡東
山梨	山梨市	(0553)22-1111	指定	山梨市消防団山梨分団	102	山梨市山梨	峡東
山梨	山梨市	(0553)22-1111	指定	山梨市消防団日川分団	102	山梨市日川	峡東
山梨	山梨市	(0553)22-1111	指定	山梨市消防団後屋敷分団	67	山梨市後屋敷	峡東
山梨	山梨市	(0553)22-1111	指定	山梨市消防団岩手分団	30	山梨市岩手	峡東
山梨	山梨市	(0553)35-3111	指定	山梨市消防団牧丘消防団	187	牧丘地区全域	峡東
山梨	山梨市	(0553)39-2121	指定	山梨市消防団三富消防団	53	三富地区全域	峡東
	小計				873		
笛吹	笛吹市	(055)262-4111	指定	笛吹市消防団正副団長、正副分団長、本団部員	73		峡東
笛吹	笛吹市	(055)262-4111	指定	笛吹市消防団石和分団第1部	28	石和町川中島、八田	峡東
笛吹	笛吹市	(055)262-4111	指定	笛吹市消防団石和分団第2部	45	石和町東町、仲町、西町	峡東
笛吹	笛吹市	(055)262-4111	指定	笛吹市消防団石和分団第3部	18	石和町窪中島	峡東
笛吹	笛吹市	(055)262-4111	指定	笛吹市消防団石和分団第4部	20	石和町四日市場	峡東
笛吹	笛吹市	(055)262-4111	指定	笛吹市消防団石和分団第5部	22	石和町広瀬	峡東
笛吹	笛吹市	(055)262-4111	指定	笛吹市消防団石和分団第6部	15	石和町日の出	峡東
笛吹	笛吹市	(055)262-4111	指定	笛吹市消防団石和分団第7部	15	石和町中川	峡東
笛吹	笛吹市	(055)262-4111	指定	笛吹市消防団石和分団第8部	17	石和町下平井	峡東
笛吹	笛吹市	(055)262-4111	指定	笛吹市消防団石和分団第9部	15	石和町上平井	峡東
笛吹	笛吹市	(055)262-4111	指定	笛吹市消防団石和分団第10部	30	石和町松本、駅前、山崎、山岸	峡東
笛吹	笛吹市	(055)262-4111	指定	笛吹市消防団石和分団第11部	20	石和町唐柏	峡東
笛吹	笛吹市	(055)262-4111	指定	笛吹市消防団石和分団第12部	20	石和町河内、今井、東高橋、恵比寿	峡東
笛吹	笛吹市	(055)262-4111	指定	笛吹市消防団石和分団第13部	20	石和町小石和、向田	峡東
笛吹	笛吹市	(055)262-4111	指定	笛吹市消防団石和分団第14部	25	石和町井戸、砂原、東油川	峡東

郡市別	水防管理 団 体 名	電話番号	指定・非 指定の別	水防団（消防団）		所 管 区 域	建設事務所 水防支部名
				団 名	団員数		
笛吹	笛吹市	(055) 262-4111	指定	笛吹市消防団八代分団第1部	35	八代町南	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-4111	指定	笛吹市消防団八代分団第2部	30	八代町北	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-4111	指定	笛吹市消防団八代分団第3部	20	八代町高家	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-4111	指定	笛吹市消防団八代分団第4部	20	八代町岡	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-4111	指定	笛吹市消防団八代分団第5部	20	八代町増田	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-4111	指定	笛吹市消防団八代分団第6部	20	八代町永井	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-4111	指定	笛吹市消防団八代分団第7部	20	八代町米倉	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-4111	指定	笛吹市消防団八代分団第8部	20	八代町竹居	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-4111	指定	笛吹市消防団八代分団第9部	20	八代町奈良原	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団西機動隊	17	旧一宮村の地域	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団北機動隊	17	旧相興村の地域	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第1部	11	一宮町下矢作	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第2部	12	一宮町小城	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第3部	11	一宮町北都塚	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第4部	17	一宮町一ノ宮	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第5部	15	一宮町末木	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第6部	12	一宮町本都塚	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第7部	16	一宮町竹原田	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第8部	16	一宮町金田	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第9部	16	一宮町東原	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第10部	13	一宮町国分	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第11部	14	一宮町坪井	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第12部	18	一宮町田中	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第13部	38	一宮町市之蔵、新巻、塩田	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第16部	32	一宮町神沢、東新居、土塚	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第18部	23	一宮町狐新居、金沢	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第21部	32	一宮町石、地藏蔵、 一宮町千米寺	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第24部	24	一宮町中尾	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第25部	17	一宮町南野呂	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第26部	10	一宮町北野呂	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 47-1111	指定	笛吹市消防団一宮分団第27部	13	一宮町上矢作	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-2271	指定	笛吹市消防団御坂分団第1部	20	御坂町成田	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-2271	指定	笛吹市消防団御坂分団第2部	20	御坂町二之宮	峡東

郡市別	水防管理 団 体 名	電話番号	指定・非 指定の別	水防団（消防団）		所 管 区 域	建設事務所 水防支部名
				団 名	団員数		
笛吹	笛吹市	(055) 262-2271	指定	笛吹市消防団御坂分団第3部	27	御坂町金川原・井上	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-2271	指定	笛吹市消防団御坂分団第4部	34	御坂町夏目原・栗合	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-2271	指定	笛吹市消防団御坂分団第6部	18	御坂町下井之上	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-2271	指定	笛吹市消防団御坂分団第7部	13	御坂町国衙	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-2271	指定	笛吹市消防団御坂分団第8部	13	御坂町下成田	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-2271	指定	笛吹市消防団御坂分団第9部	24	御坂町八千蔵・蕎麦塚	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-2271	指定	笛吹市消防団御坂分団第12部	25	御坂町下野原・尾山	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-2271	指定	笛吹市消防団御坂分団第14部	31	御坂町大野寺、二階、竹居	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-2271	指定	笛吹市消防団御坂分団第16部	17	御坂町藤野木、新田、立沢	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-2271	指定	笛吹市消防団御坂分団第17部	30	御坂町戸倉、十郎、新上宿、坂野	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-2271	指定	笛吹市消防団御坂分団第19部	20	御坂町若宮、道場、駒止	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 262-2271	指定	笛吹市消防団御坂分団第20部	30	御坂町八反田、下黒駒	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 266-2111	指定	笛吹市消防団境川分団第1部	15	境川町大黒坂	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 266-2111	指定	笛吹市消防団境川分団第2部	20	境川町小黒坂	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 266-2111	指定	笛吹市消防団境川分団第3部	15	境川町小山	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 266-2111	指定	笛吹市消防団境川分団第4部	20	境川町前間田	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 266-2111	指定	笛吹市消防団境川分団第5部	24	境川町石橋	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 266-2111	指定	笛吹市消防団境川分団第6部	15	境川町三櫛	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 266-2111	指定	笛吹市消防団境川分団第7部	15	境川町大坪、境	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 266-2111	指定	笛吹市消防団境川分団第9部	25	境川町藤垜、大窪	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 266-2111	指定	笛吹市消防団境川分団第10部	20	境川町原	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 266-2111	指定	笛吹市消防団境川分団第11部	41	境川町上寺尾、中寺尾、間門	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 26-3111	指定	笛吹市消防団春日居分団第1部	35	春日居町熊野堂、下岩下、別田	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 26-3111	指定	笛吹市消防団春日居分団第2部	35	春日居町桑戸	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 26-3111	指定	笛吹市消防団春日居分団第3部	35	春日居町小松、枝郷、加茂、寺本	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 26-3111	指定	笛吹市消防団春日居分団第4部	30	春日居町国府	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 26-3111	指定	笛吹市消防団春日居分団第5部	30	春日居町鎮目	峡東
笛吹	笛吹市	(0553) 26-3111	指定	笛吹市消防団春日居分団第6部	20	春日居町徳条	峡東

郡市別	水防管理 団 体 名	電話番号	指定・非 指定の別	水防団（消防団）		所 管 区 域	建設事務所 水防支部名
				団 名	団員数		
笛吹	笛吹市	(055) 298-2111	指定	笛吹市消防団芦川分団第1部	24	芦川町上芦川、新井原	峡東
笛吹	笛吹市	(055) 298-2111	指定	笛吹市消防団芦川分団第2部	24	芦川町中芦川、鶯宿	峡東
	小計				1,747		
西八代	市川 三郷町	(055) 272-1101	指定	市川三郷町消防団第1分団	9	下九一色	峡南
西八代	市川 三郷町	(055) 272-1101	指定	市川三郷町消防団第2分団	49	上野	峡南
西八代	市川 三郷町	(055) 272-1101	指定	市川三郷町消防団第3分団	49	大塚	峡南
西八代	市川 三郷町	(055) 272-1101	指定	市川三郷町消防団第4分団	21	市川	峡南
西八代	市川 三郷町	(055) 272-1101	指定	市川三郷町消防団第5分団	16	市川	峡南
西八代	市川 三郷町	(055) 272-1101	指定	市川三郷町消防団第6分団	25	高田	峡南
西八代	市川 三郷町	(055) 272-1101	指定	市川三郷町消防団第7分団	45	山保	峡南
西八代	市川 三郷町	(055) 272-1101	指定	市川三郷町消防団第8分団	39	大同	峡南
西八代	市川 三郷町	(055) 272-1101	指定	市川三郷町消防団第9分団	40	岩間、鴨狩津向	峡南
西八代	市川 三郷町	(055) 272-1101	指定	市川三郷町消防団第10分団	27	落居	峡南
西八代	市川 三郷町	(055) 272-1101	指定	市川三郷町消防団第11分団	26	楠甫	峡南
西八代	市川 三郷町	(055) 272-1101	指定	市川三郷町消防団第12分団	32	山宮	峡南
西八代	市川 三郷町	(055) 272-1101	指定	市川三郷町消防団本部・女性消防隊	18	市川三郷町全域	峡南
	小計				396		
南巨摩	富士川町	(0556) 22-1111	指定	富士川町消防団第1分団	28	最勝寺区、天神中条区、大久保区	峡南
南巨摩	富士川町	(0556) 22-1111	指定	富士川町消防団第2分団	26	春米区、小林区	峡南
南巨摩	富士川町	(0556) 22-1111	指定	富士川町消防団第3分団	22	長沢区、大柵区	峡南
南巨摩	富士川町	(0556) 22-1111	指定	富士川町消防団第4分団	32	青柳区	峡南
南巨摩	富士川町	(0556) 22-1111	指定	富士川町消防団第5分団	22	平林区	峡南
南巨摩	富士川町	(0556) 22-1111	指定	富士川町消防団第6分団	27	小室区、高下区	峡南
南巨摩	富士川町	(0556) 22-1111	指定	富士川町消防団第7分団	52	新田町組、北新町組、桜新町組、畔沢町組、梅町組、旭町組、富士見町組、上北町組、上南町組、緑町組、八幡町組、仲町組、大法師町組、本町北町組、本町南町組、入町組、横町組、明神町組、風早町組、駅前通り組	峡南
南巨摩	富士川町	(0556) 22-1111	指定	富士川町消防団第8分団	40	鬼島町組、国見平町組、長知沢町組、箱原町組、鹿島町組	峡南
南巨摩	富士川町	(0556) 22-1111	指定	富士川町消防団第9分団	18	十谷町組、鳥屋町組、柳川町組	峡南
南巨摩	富士川町	(0556) 22-1111	指定	富士川町消防団本部	12	富士川町全域	峡南
	小計				279		
南巨摩	早川町	(0556) 45-2511	指定	早川町消防団第1分団第1部	26	早川町初鹿島、小縄、高住、赤沢	身延
南巨摩	早川町	(0556) 45-2511	指定	早川町消防団第1分団第2部	21	早川町樺坪、薬袋、千須和、塩之上、大久保、笹走、古屋、やませみ	身延
南巨摩	早川町	(0556) 45-2511	指定	早川町消防団第1分団第3部	15	早川町天島、久田子、戸川、馬場、老平、本村、細稲、室畑	身延

郡市別	水防管理 団 体 名	電話番号	指定・非 指定の別	水防団（消防団）		所 管 区 域	建設事務所 水防支部名
				団 名	団員数		
南巨摩	早川町	(0556) 45-2511	指定	早川町消防団第2分団第1部	25	早川町保、草塩、京ヶ島、西之宮、黒桂	身延
南巨摩	早川町	(0556) 45-2511	指定	早川町消防団第2分団第2部	11	早川町早川、大原野、中州、新倉、茂倉、塩島	身延
南巨摩	早川町	(0556) 45-2511	指定	早川町消防団第2分団第3部	10	早川町下湯島、上湯島、温泉、奈良田	身延
	小計				108		
南巨摩	身延町	(0556) 42-2111	指定	身延町消防団 本部	9	身延町全域	峡南
南巨摩	身延町	(0556) 42-2111	指定	身延町消防団下部第1分団	108	身延町清沢、杉山、岩欠、大炊平、北川、常葉、下部、波高島、市之瀬、湯之奥、上之平、一色、大子、桃ヶ窪、川向	峡南
南巨摩	身延町	(0556) 42-2111	指定	身延町消防団下部第2分団	55	身延町車田、三沢、上田原、道、水船、嶺、芝草、樋田、切房木、久保、山家、大山、熊沢	峡南
南巨摩	身延町	(0556) 42-2111	指定	身延町消防団下部第3分団	45	身延町古関、瀬戸、大磯小磯、根子、折門、八坂、中之倉、釜額	峡南
南巨摩	身延町	(0556) 42-2111	指定	身延町消防団中富第1分団	36	身延町西嶋	峡南
南巨摩	身延町	(0556) 42-2111	指定	身延町消防団中富第2分団	85	身延町大塩、久成、平須、手打沢、寺沢、切石、夜子沢、下田原、日向南沢	峡南
南巨摩	身延町	(0556) 42-2111	指定	身延町消防団中富第3分団	73	身延町矢細工、古長谷、福原、梨子、中山、江尻窪、遅沢、飯富、八日市場、伊沼、宮木	峡南
南巨摩	身延町	(0556) 42-2111	指定	身延町消防団身延第1分団	42	身延町下山、栗倉	身延
南巨摩	身延町	(0556) 42-2111	指定	身延町消防団身延第2分団	88	身延町身延、梅平、波木井、大野	身延
南巨摩	身延町	(0556) 42-2111	指定	身延町消防団身延第3分団	55	身延町小田船原、門野、大城、相又、清子、光子沢、横根中	身延
南巨摩	身延町	(0556) 42-2111	指定	身延町消防団身延第4分団	95	身延町上八木沢、下八木沢、帯金、大袋、椿草里、丸滝、角打、大崩、和田、樋之上、大島	身延
	小 計				691		
南巨摩	南部町	(0556) 66-2111	指定	南部町消防団幹部	10	南部町全域	身延
南巨摩	南部町	(0556) 66-2111	指定	南部町消防団本部	21	南部町全域	身延
南巨摩	南部町	(0556) 66-2111	指定	南部町消防団南部分団第1部	16	南部町中野	身延
南巨摩	南部町	(0556) 66-2111	指定	南部町消防団南部分団第2部	21	南部町本郷	身延
南巨摩	南部町	(0556) 66-2111	指定	南部町消防団南部分団第3部	21	南部町成島	身延
南巨摩	南部町	(0556) 66-2111	指定	南部町消防団南部分団第4部	16	南部町柳島	身延
南巨摩	南部町	(0556) 66-2111	指定	南部町消防団南部分団第5部	22	南部町南部	身延
南巨摩	南部町	(0556) 66-2111	指定	南部町消防団南部分団第6部	15	南部町塩沢、大和	身延
南巨摩	南部町	(0556) 66-2111	指定	南部町消防団南部分団第7部	23	南部町内船上	身延
南巨摩	南部町	(0556) 66-2111	指定	南部町消防団南部分団第8部	22	南部町内船中、下	身延
南巨摩	南部町	(0556) 66-2111	指定	南部町消防団南部分団第9部	11	南部町井出	身延
南巨摩	南部町	(0556) 66-2111	指定	南部町消防団南部分団第10部	11	南部町十島	身延

郡市別	水防管理 団 体 名	電話番号	指定・非 指定の別	水防団（消防団）		所 管 区 域	建設事務所 水防支部名
				団 名	団員数		
南巨摩	南部町	(0556)66-2111	指定	南部町消防団南部分団第11部	7	南部町上佐野、下佐野	身延
南巨摩	南部町	(0556)66-2111	指定	南部町消防団富沢分団第1部	15	南部町楮根	身延
南巨摩	南部町	(0556)66-2111	指定	南部町消防団富沢分団第2部	26	南部町文京	身延
南巨摩	南部町	(0556)66-2111	指定	南部町消防団富沢分団第3部	18	南部町向田、御堂	身延
南巨摩	南部町	(0556)66-2111	指定	南部町消防団富沢分団第4部	17	南部町天王	身延
南巨摩	南部町	(0556)66-2111	指定	南部町消防団富沢分団第5部	22	南部町皐月	身延
南巨摩	南部町	(0556)66-2111	指定	南部町消防団富沢分団第6部	14	南部町徳間	身延
南巨摩	南部町	(0556)66-2111	指定	南部町消防団富沢分団第7部	17	南部町中央	身延
南巨摩	南部町	(0556)66-2111	指定	南部町消防団富沢分団第8部	18	南部町朝日、富士見	身延
南巨摩	南部町	(0556)66-2111	指定	南部町消防団富沢分団第9部	17	南部町元宿、新宿	身延
南巨摩	南部町	(0556)66-2111	指定	南部町消防団富沢分団第10部	18	南部町陵草	身延
	小 計				398		
韮崎	韮崎市	(0551)22-1111	指定	韮崎市消防団本部	5	韮崎市全域	峡北
韮崎	韮崎市	(0551)22-1111	指定	韮崎市消防団韮崎分団	142	韮崎市韮崎町	峡北
韮崎	韮崎市	(0551)22-1111	指定	韮崎市消防団穂坂分団	108	韮崎市穂坂町	峡北
韮崎	韮崎市	(0551)22-1111	指定	韮崎市消防団藤井分団	82	韮崎市藤井町	峡北
韮崎	韮崎市	(0551)22-1111	指定	韮崎市消防団中田分団	47	韮崎市中田町	峡北
韮崎	韮崎市	(0551)22-1111	指定	韮崎市消防団穴山分団	53	韮崎市穴山町	峡北
韮崎	韮崎市	(0551)22-1111	指定	韮崎市消防団円野分団	37	韮崎市円野町	峡北
韮崎	韮崎市	(0551)22-1111	指定	韮崎市消防団清哲分団	45	韮崎市清哲町	峡北
韮崎	韮崎市	(0551)22-1111	指定	韮崎市消防団神山分団	40	韮崎市神山町	峡北
韮崎	韮崎市	(0551)22-1111	指定	韮崎市消防団旭分団	60	韮崎市旭町	峡北
韮崎	韮崎市	(0551)22-1111	指定	韮崎市消防団大草分団	47	韮崎市大草町	峡北
韮崎	韮崎市	(0551)22-1111	指定	韮崎市消防団竜岡分団	52	韮崎市竜岡町	峡北
	小 計				718		
北杜	北杜市	(0551)42-1111	指定	北杜市消防団 本部	23	北杜市全域	峡北
北杜	北杜市	(0551)42-1111	指定	北杜市消防団明野分団	199	北杜市明野町の区域	峡北
北杜	北杜市	(0551)42-1111	指定	北杜市消防団須玉分団	340	北杜市須玉町の区域	峡北
北杜	北杜市	(0551)42-1111	指定	北杜市消防団高根分団	305	北杜市高根町の区域	峡北
北杜	北杜市	(0551)42-1111	指定	北杜市消防団長坂分団	309	北杜市長坂町の区域	峡北
北杜	北杜市	(0551)42-1111	指定	北杜市消防団大泉分団	164	北杜市大泉町の区域	峡北
北杜	北杜市	(0551)42-1111	指定	北杜市消防団小淵沢分団	211	北杜市小淵沢町の区域	峡北
北杜	北杜市	(0551)42-1111	指定	北杜市消防団白州分団	180	北杜市白州町の区域	峡北

郡市別	水防管理 団 体 名	電 話 番 号	指定・非 指定の別	水防団（消防団）		所 管 区 域	建設事務所 水防支部名
				団 名	団員数		
北杜	北杜市	(0551) 42-1111	指定	北杜市消防団武川分団	153	北杜市武川町の区域	峡北
	小計				1,884		
都留	都留市	(0554) 43-1111	指定	都留市消防団正副団長、 都留市消防団正副分団 長、本部員、機能別団員 (本部付け)	34	市内全域	富士 東部
都留	都留市	(0554) 43-1111	指定	都留市消防団谷村第 一分団第1～第13部	118	都留市田原、楽山、上町、早 馬町、新町、上天神町、下天 神町、仲町、下町、高尾町、 横町、田町、弁天町、寿町、 新井、姥沢、新明町、深田、 鷹の巣、羽根子、長者町、栄 町、幸町、城北町、川棚、旭ヶ 丘	富士 東部
都留	都留市	(0554) 43-1111	指定	都留市消防団谷村第 二分団第1～第6部	65	都留市法能、玉川、住吉、日 の出、宮原、下戸沢、上戸 沢、引の田	富士 東部
都留	都留市	(0554) 43-1111	指定	都留市消防団谷村第 二分団第7～第11部	55	都留市熊井戸、緑町、下小 野、中小野、西海戸、上小 野、大津、細野、菅野	富士 東部
都留	都留市	(0554) 43-1111	指定	都留市消防団 東桂分団第1～第3部	46	都留市十日市場、下夏狩、上 夏狩	富士 東部
都留	都留市	(0554) 43-1111	指定	都留市消防団 東桂分団第4～第6部	38	都留市古渡、沖、宮下	富士 東部
都留	都留市	(0554) 43-1111	指定	都留市消防団 東桂分団第7～第8部	36	都留市境、桂町	富士 東部
都留	都留市	(0554) 43-1111	指定	都留市消防団 禾生分団第1部	19	都留市四日市場、月見ヶ丘	富士 東部
都留	都留市	(0554) 43-1111	指定	都留市消防団 禾生分団第2・3・6部	43	都留市川茂、井倉、古川渡、 九鬼	富士 東部
都留	都留市	(0554) 43-1111	指定	都留市消防団 禾生分団第4・第5部	40	都留市松葉、原、堀之内、古 宿、中谷	富士 東部
都留	都留市	(0554) 43-1111	指定	都留市消防団 宝分団第1～第2部	26	都留市上大幡、下大幡	富士 東部
都留	都留市	(0554) 43-1111	指定	都留市消防団 宝分団第3～第4部	25	都留市中津森、金井	富士 東部
都留	都留市	(0554) 43-1111	指定	都留市消防団 宝分団第5部	11	都留市平栗、厚原、加畑	富士 東部
都留	都留市	(0554) 43-1111	指定	都留市消防団 盛里分団第1部	17	都留市与縄	富士 東部
都留	都留市	(0554) 43-1111	指定	都留市消防団 盛里分団第2～第3部	32	都留市馬場、久保、神門	富士 東部
都留	都留市	(0554) 43-1111	指定	都留市消防団 盛里分団第4部	8	都留市大平	富士 東部
	小計				613		
富士 吉田	富士吉 田市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第1分団	22	富士吉田市中央区、しんや	吉田
富士 吉田	富士吉 田市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第3分団	12	富士吉田市曙町	吉田
富士 吉田	富士吉 田市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第4分団	23	富士吉田市下宿、中曽根	吉田
富士 吉田	富士吉 田市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第5分団	27	富士吉田市松山	吉田
富士 吉田	富士吉 田市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第6分団	19	富士吉田市幸町	吉田
富士 吉田	富士吉 田市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第7分団	13	富士吉田市弁天町	吉田
富士 吉田	富士吉 田市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第8分団	17	富士吉田市緑ヶ丘	吉田
富士 吉田	富士吉 田市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第9分団	25	富士吉田市中村	吉田
富士 吉田	富士吉 田市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第10分団	12	富士吉田市西町	吉田

郡市別	水防管理 団 体 名	電話番号	指定・非 指定の別	水防団（消防団）		所 管 区 域	建設事務所 水防支部名
				団 名	団員数		
富士吉田	富士吉田 市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第11分団	14	富士吉田市宮下町	吉田
富士吉田	富士吉田 市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第12分団	15	富士吉田市仲町	吉田
富士吉田	富士吉田 市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第13分団	17	富士吉田市東町	吉田
富士吉田	富士吉田 市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第14分団	15	富士吉田市浅間町	吉田
富士吉田	富士吉田 市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第15分団	24	富士吉田市新町	吉田
富士吉田	富士吉田 市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第16分団	24	富士吉田市富士見町	吉田
富士吉田	富士吉田 市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第17分団	51	富士吉田市大明見	吉田
富士吉田	富士吉田 市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第18分団	16	富士吉田市中宿	吉田
富士吉田	富士吉田 市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第19分団	22	富士吉田市旭町	吉田
富士吉田	富士吉田 市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第20分団	40	富士吉田市小明見	吉田
富士吉田	富士吉田 市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第21分団	23	富士吉田市上宿	吉田
富士吉田	富士吉田 市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第22分団	33	富士吉田市向原	吉田
富士吉田	富士吉田 市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第23分団	18	富士吉田市新屋	吉田
富士吉田	富士吉田 市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第24分団	23	富士吉田市寿町	吉田
富士吉田	富士吉田 市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団第25分団	24	富士吉田市白糸町	吉田
富士吉田	富士吉田 市	(0555) 22-1111	指定	富士吉田市消防団本部	41	富士吉田市全域	吉田
	小計				570		
南都留	西桂町	(0555) 25-2121	非指定	西桂町消防団第1分団	20	西桂町倉見	吉田
南都留	西桂町	(0555) 25-2121	非指定	西桂町消防団第2分団	22	西桂町柿園	吉田
南都留	西桂町	(0555) 25-2121	非指定	西桂町消防団第3分団	20	西桂町本町	吉田
南都留	西桂町	(0555) 25-2121	非指定	西桂町消防団第4分団	24	西桂町上町	吉田
南都留	西桂町	(0555) 25-2121	非指定	西桂町消防団第5分団	20	西桂町下暮地	吉田
南都留	西桂町	(0555) 25-2121	非指定	西桂町消防団本部	8	西桂町全域	吉田
	小計				114		
南都留	富士河 口湖町	(0555) 72-1111	非指定	富士河口湖町消防団本部	6	富士河口湖町全域	吉田
南都留	富士河 口湖町	(0555) 72-1111	非指定	富士河口湖町消防団船津分団	45	富士河口湖町船津・浅川	吉田
南都留	富士河 口湖町	(0555) 72-1111	非指定	富士河口湖町消防団小立分団	45	富士河口湖町小立	吉田
南都留	富士河 口湖町	(0555) 72-1111	非指定	富士河口湖町消防団大石分団	35	富士河口湖町大石	吉田
南都留	富士河 口湖町	(0555) 72-1111	非指定	富士河口湖町消防団河口分団	40	富士河口湖町河口	吉田
南都留	富士河 口湖町	(0555) 72-1111	非指定	富士河口湖町消防団勝山分団	45	富士河口湖町勝山	吉田
南都留	富士河 口湖町	(0555) 72-1111	非指定	富士河口湖町消防団足和田分団	80	富士河口湖町長浜、西湖、西 湖南、西湖西、大嵐	吉田
南都留	富士河 口湖町	(0555) 72-1111	非指定	富士河口湖町消防団上九一色分団	55	富士河口湖町精進・本栖・富 士ヶ嶺	吉田
	小計				351		

郡市別	水防管理 団 体 名	電話番号	指定・非 指定の別	水防団（消防団）		所 管 区 域	建設事務所 水防支部名
				団 名	団員数		
南都留	道志村	(0554) 52-2111	非指定	道志村消防団第1分団	12	道志村月夜野、大渡、野原、久保、大室指、笹久根	吉田
南都留	道志村	(0554) 52-2111	非指定	道志村消防団第2分団	24	道志村椿、小善地、大栗、馬場、竹之前、和出村	吉田
南都留	道志村	(0554) 52-2111	非指定	道志村消防団第3分団	14	道志村谷相、川原畑、大指、釜之前	吉田
南都留	道志村	(0554) 52-2111	非指定	道志村消防団第4分団	21	道志村下神地、中神地、中山	吉田
南都留	道志村	(0554) 52-2111	非指定	道志村消防団第5分団	13	道志村下善之木、上善之木、川村	吉田
南都留	道志村	(0554) 52-2111	非指定	道志村消防団第6分団	16	道志村板橋、白井平、長又	吉田
南都留	道志村	(0554) 52-2111	非指定	道志村消防団本部	5	道志村全域	吉田
	小計				105		
南都留	山中湖村	(0555) 62-1111	非指定	山中湖村消防団第1・2・3分団	45	山中湖村山中	吉田
南都留	山中湖村	(0555) 62-1111	非指定	山中湖村消防団第4分団	15	山中湖村長池	吉田
南都留	山中湖村	(0555) 62-1111	非指定	山中湖村消防団第5・6分団	31	山中湖村平野	吉田
南都留	山中湖村	(0555) 62-1111	非指定	山中湖村消防団第7分団	11	山中湖村旭日丘	吉田
	小計				102		
南都留	忍野村	(0555) 84-3111	非指定	忍野村消防団	123	忍野村全域	吉田
	小計				123		
南都留	鳴沢村	(0555) 85-2311	非指定	鳴沢村消防団	80	鳴沢村全域	吉田
	小計				80		
大月	大月市	(0554) 22-2111	指定	大月市消防団第1分団	76	大月市笹子川の笹子地区全域	富士 東部
大月	大月市	(0554) 22-2111	指定	大月市消防団第2分団	62	大月市笹子川の初狩地区全域	富士 東部
大月	大月市	(0554) 22-2111	指定	大月市消防団第3分団	141	大月市笹子川、相模川の 大月地区全域	富士 東部
大月	大月市	(0554) 22-2111	指定	大月市消防団第4分団	102	大月市相模川・葛野川の 賑岡地区全域、浅利川の 全域	富士 東部
大月	大月市	(0554) 22-2111	指定	大月市消防団第5分団	148	大月市葛野川七保地区 全域、浅利川・土室川 全域	富士 東部
大月	大月市	(0554) 22-2111	指定	大月市消防団第6分団	93	大月市小沢川全域、相模川 猿橋地区全域	富士 東部
大月	大月市	(0554) 22-2111	指定	大月市消防団第7分団	61	大月市相模川富浜地区 全域	富士 東部
大月	大月市	(0554) 22-2111	指定	大月市消防団第8分団	49	大月市相模川梁川地区 全域	富士 東部
大月	大月市	(0554) 22-2111	指定	大月市消防団本団	20	市内全域	富士 東部
	小計				752		
上野原	上野原市	(0554) 62-3111	指定	上野原市消防団大目分団	60	上野原市大目地区 全域	富士 東部
上野原	上野原市	(0554) 62-3111	指定	上野原市消防団甲東分団	92	上野原市甲東地区 全域	富士 東部
上野原	上野原市	(0554) 62-3111	指定	上野原市消防団巖分団	77	上野原市巖地区 全域	富士 東部
上野原	上野原市	(0554) 62-3111	指定	上野原市消防団大鶴分団	41	上野原市大鶴地区 全域	富士 東部
上野原	上野原市	(0554) 62-3111	指定	上野原市消防団島田分団	60	上野原市島田地区 全域	富士 東部
上野原	上野原市	(0554) 62-3111	指定	上野原市消防団上野原分団	107	上野原市上野原地区 全域	富士 東部

郡市別	水防管理 団 体 名	電話番号	指定・非 指定の別	水防団（消防団）		所 管 区 域	建設事務所 水防支部名
				団 名	団員数		
上野原	上野原市	(0554) 62-3111	指定	上野原市消防団桐原分団	94	上野原市桐原地区全域	富士 東部
上野原	上野原市	(0554) 62-3111	指定	上野原市消防団西原分団	54	上野原市西原地区全域	富士 東部
上野原	上野原市	(0554) 62-3111	指定	上野原市消防団秋山第1分団	88	上野原市秋山西部全域	富士 東部
上野原	上野原市	(0554) 62-3111	指定	上野原市消防団秋山第2分団	67	上野原市秋山東部全域	富士 東部
上野原	上野原市	(0554) 62-3111	指定	上野原市消防団本団	25	上野原市全域	富士 東部
	小計				765		
北都留	小菅村	(0428) 87-0111	非指定	小菅村消防団	60	小菅村内全域	富士 東部
	小計				60		
北都留	丹波山村	(0428) 88-0211	非指定	丹波山村消防団本部	13		富士 東部
北都留	丹波山村	(0428) 88-0211	非指定	丹波山村消防団第1部	32	丹波山村、奥秋、上組、中組 下組	富士 東部
北都留	丹波山村	(0428) 88-0211	非指定	丹波山村消防団第2部	38	丹波山村高尾、押垣外、保之 瀬、所畑、鴨沢、小袖	富士 東部
	小計				83		
	合計			指定水防管理団体（19団体）	13, 520		
				非指定水防管理団体（8団体）	1, 018		
	計				14, 538		

附表第3－1表

重要水防区域の重要度の評定基準〔国土交通省〕

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

附表第3－2表

様式－1

令和7年度 直轄河川重要水防箇所調書（総括表）

事務所名	河川名	直轄管理区間延長 (km)	要堤防区間延長 (km)	A		B		要注意区間		計		摘 要
				箇所	m	箇所	m	箇所	m	箇所	m	
	富士川	85.000	107.029	55	19,210	117	54,383	9	1,330	181	74,922	釜無川を含む
	笛吹川	28.000	52.460	19	4,280	115	42,660	0	0	134	46,940	
	塩川	1.000	1.330	0	0	8	1,100	0	0	8	1,100	
	御勅使川	1.800	3.330	0	0	15	2,279	0	0	15	2,279	
	早川	3.000	1.560	0	0	3	846	0	0	3	846	
	重川	1.500	3.130	0	0	9	2,595	0	0	9	2,595	
	日川	1.000	2.300	0	0	4	1,871	0	0	4	1,871	
	濁川	0.400	0.800	－	－	－	－	－	－	－	－	
	五割川	0.100	0.200	－	－	－	－	－	－	－	－	
	蛭沢川	0.300	0.600	－	－	－	－	－	－	－	－	
	計	122.100	172.739	74	23,490	271	105,734	9	1,330	354	130,554	
			(重点)	102	30,827					102	30,827	
			越水（溢水）	65	22,736	154	58,111			219	80,847	
			堤体漏水	0	0	221	99,006			221	99,006	
			基礎地盤漏水	0	0	144	62,334			144	62,334	
			水衝・洗掘	6	990	50	9,174			56	10,164	
			工作物	5	0	33	0			38	0	
			新堤防					9	1,330	9	1,330	
			破堤跡					0	0	0	0	
			旧川跡					0	0	0	0	
			陸閘					0	0	0	0	

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（釜無川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	1	釜左K231-1	釜無川	堤体漏水	B	左	山梨県 韮崎市 本町	K250 ～K231 上 0 m 上 30 m	2141	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	築きまわし
甲府	2	釜左K228-1	釜無川	堤体漏水	B	左	山梨県 韮崎市 栄	K231 ～K228 上 30 m 上 0 m	360	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	築きまわし
甲府	3	釜左K222-1	釜無川	(重点)	-	左	山梨県 甲斐市 宇津谷	K222 上 0 m	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	-
甲府	4	釜左K221-1	釜無川	堤体漏水	B	左	山梨県 韮崎市 栄	K226 ～K221 上 41.7 m 下 62.5 m	683	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	築きまわし
甲府	5	釜左K219-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 甲斐市 宇津谷	K220 ～K219 上 62.5 m 上 104 m	71	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	6	釜左K218-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 甲斐市 宇津谷	K219 ～K219 上 104 m 上 95 m	9	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	7	釜左K218-2	釜無川	越水（溢水）	B	左	山梨県 甲斐市 宇津谷	K219 ～K218 上 95 m 上 48 m	175	余裕高不足	甲斐市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう
甲府	8	釜左K216-1	釜無川	越水（溢水） 水衝・洗掘 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B B	左	山梨県 甲斐市 宇津谷	K217 ～K216 上 74.9 m 下 34 m	214	余裕高不足 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 木流し 築きまわし 月の輪
甲府	9	釜左K216-2	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 甲斐市 宇津谷	K216 ～K216 下 34 m 下 52.5 m	19	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	10	釜左K212-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 甲斐市 宇津谷	K216 ～K212 下 53 m 下 50 m	451	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	11	釜左K210-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 甲斐市 志田	K212 ～K210 下 50 m 下 57.5 m	237	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	12	釜左K203-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 甲斐市 下今井	K210 ～K203 下 57.5 m 上 71 m	661	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	13	釜左K201-1	釜無川	(重点) 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	- B B B	左	山梨県 甲斐市 下今井	K203 ～K201 上 71 m 上 55 m	270	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	- 積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	14	釜左K201-2	釜無川	工作物	B	左	山梨県 甲斐市 下今井	K201 上 48 m	1箇所	余裕高不足（双田橋）	甲斐市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	-
甲府	15	釜左K200-1	釜無川	(重点) 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	- A B B B	左	山梨県 甲斐市 下今井	K201 ～K200 上 55 m 上 35 m	111	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	甲斐市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	- 積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（釜無川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	16	釜左K199-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 甲斐市 下今井	K200 ～K199 上 35 m 上 0 m	163	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	17	釜左K197-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 甲斐市 下今井	K199 ～K197 上 0 m 下 20 m	280	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	18	釜左K196-1	釜無川	水衝・洗掘 越水（溢水）	B B	左	山梨県 甲斐市 下今井	K197 ～K196 下 20 m 上 67 m	21	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 余裕高不足	甲斐市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	木流し 積み土のう
甲府	19	釜左K194-1	釜無川	水衝・洗掘	B	左	山梨県 甲斐市 下今井	K196 ～K194 上 67 m 上 0 m	419	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 R元年台風19号被災箇所	甲斐市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	木流し
甲府	20	釜左K186-1	釜無川	（重点）	-	左	山梨県 甲斐市 竜王	K186 上 0 m	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	甲斐市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	-
甲府	21	釜左K181-1	釜無川	工作物	B	左	山梨県 甲斐市 竜王	K181 上 90 m	1箇所	余裕高不足（信玄橋）	甲斐市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	-
甲府	22	釜左K115-1	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	山梨県 中央市 山之神	K181 ～K115 上 56.5 m 上 0 m	7170	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	中央市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし 月の輪
甲府	23	釜左K113-1	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B	左	山梨県 中央市 臼井阿原	K115 ～K113 上 0 m 下 52.5 m	248	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	中央市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし 月の輪 木流し
甲府	24	釜左K90-1	釜無川	（重点）	-	左	山梨県 中央市 今福新田	K90 上 0 m	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	中央市	中北建設事務所	富士川上流	-
甲府	25	釜左K89-1	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	山梨県 中央市 今福新田	K113 ～K89 下 52.5 m 下 73 m	2595	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	中央市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし 月の輪
甲府	26	富左K57-1	富士川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 下大鳥居	K60 ～K57 上 67 m 上 0 m	401	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流	築きまわし 月の輪
甲府	27	富左K56-1	富士川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	A B B B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 下大鳥居	K57 ～K56 上 0 m 上 28 m	77	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	28	富左K56-2	富士川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	A B B B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 下大鳥居	K56 ～K56 上 28 m 上 0 m	28	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	29	富左K55-1	富士川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 下大鳥居	K56 ～K55 上 0 m 上 50 m	60	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	30	富左K52-1	富士川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	A B B B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 下大鳥居	K55 ～K52 上 50 m 上 50 m	318	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（釜無川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	31	富左K51-1	富士川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 下大島居	K52 上 50 m ～K51 下 58.5 m	211	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	32	富左K43-1	富士川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	－ A B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 下大島居	K51 下 58.5 m ～K43 下 30 m	920	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流	－ 積み土のう 築きまわし
甲府	33	富左K36-1	富士川	（重点） 工作物	－ A	左	山梨県 南巨摩郡 富士川町 駅前通	K36 下 10 m	1箇所	余裕高不足（富士橋）	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	－ －
甲府	34	富左K35-1	富士川	（重点） 越水（溢水）	－ A	左	山梨県 南巨摩郡 富士川町 駅前通	K42 上 30 m ～K35 上 0 m	732	堤防満杯流量の最も低い箇所 計算水位が地盤高を超過	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	－ 積み土のう
甲府	35	富左K6-1	富士川	堤体漏水	B	左	山梨県 南巨摩郡 富士川町 鹿島	K6 上 58.5 m ～K6 下 55 m	114	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	築きまわし
甲府	36	富左K5-1	富士川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	山梨県 南巨摩郡 富士川町 鹿島	K6 下 55 m ～K5 下 53.5 m	108	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	積み土のう 築きまわし
甲府	37	富左K3-1	富士川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 南巨摩郡 富士川町 鹿島	K5 下 53.5 m ～K3 下 55 m	212	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	38	富左K3-2	富士川	工作物	B	左	山梨県 南巨摩郡 富士川町 鹿島	K3 上 0 m	1箇所	余裕高不足（鹿島橋）	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	－
甲府	39	富左K2-1	富士川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	－ A B	左	山梨県 南巨摩郡 富士川町 鹿島	K3 下 55 m ～K2 下 106.5 m	160	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	－ 積み土のう 築きまわし
甲府	40	富左K0-1	富士川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	山梨県 南巨摩群 富士川町 鹿島	K2 下 106.5 m ～K0 下 92.5 m	241	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	積み土のう 築きまわし
甲府	41	釜右K248-1	釜無川	（重点）	－	右	山梨県 韮崎市 大草町若尾	K248 上 0 m	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	－
甲府	42	釜右K228-1	釜無川	水衝・洗掘	B	右	山梨県 韮崎市 龍岡町若尾新田	K241 上 40 m ～K228 上 30 m	1438	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	木流し
甲府	43	釜右K215-1	釜無川	越水（溢水）	B	右	山梨県 韮崎市 龍岡町下條東割	K218 上 79 m ～K215 上 25 m	397	余裕高不足	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう
甲府	44	釜右K204-1	釜無川	越水（溢水）	B	右	山梨県 韮崎市 龍岡町下條東割	K213 上 23 m ～K204 上 91 m	948	余裕高不足	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう
甲府	45	釜右K200-1	釜無川	（重点） 堤体漏水	－ B	右	山梨県 南アルプス市 野牛島	K204 上 37.5 m ～K200 上 0 m	497	氾濫危険水位設定箇所（船山橋水位観測所） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（釜無川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	46	釜右K200-2	釜無川	工作物	B	右	山梨県 南アルプス市 野牛島	K200 上 44 m	1箇所	余裕高不足（双田橋）	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	-
甲府	47	釜右K191-1	釜無川	(重点) 越水（溢水） 堤体漏水	- B B	右	山梨県 南アルプス市 上高砂	K200 ～K191 上下 47.5 m	953	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	- 積み土のう 築きまわし
甲府	48	釜右K187-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	山梨県 南アルプス市 上高砂	K191 ～K186 下 47.5 m 上 23 m	418	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし
甲府	49	釜右K186-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	山梨県 南アルプス市 上高砂	K186 ～K182 上 23 m 上 95 m	361	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし
甲府	50	釜右K181-1	釜無川	堤体漏水	B	右	山梨県 南アルプス市 上高砂	K182 ～K181 上 95 m 上 80 m	126	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし
甲府	51	釜右K181-2	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	山梨県 南アルプス市 上高砂	K181 ～K181 上 80 m 下 20 m	100	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし
甲府	52	釜右K180-1	釜無川	堤体漏水	B	右	山梨県 南アルプス市 上高砂	K181 ～K180 下 20 m 下 57.5 m	150	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし
甲府	53	釜右K179-1	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 南アルプス市 上高砂	K180 ～K179 下 57.5 m 下 61.5 m	115	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし 月の輪
甲府	54	釜右K178-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 南アルプス市 下高砂	K179 ～K178 下 61.5 m 下 75.5 m	125	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	55	釜右K169-1	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 南アルプス市 下高砂	K178 ～K169 下 75.5 m 上 80 m	846	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし 月の輪
甲府	56	釜右K168-1	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B	右	山梨県 南アルプス市 下高砂	K169 ～K168 上 80 m 上 80 m	117	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし 月の輪 木流し
甲府	57	釜右K149-1	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 南アルプス市 下高砂	K168 ～K149 上 80 m 上 47.5 m	2071	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし 月の輪
甲府	58	釜右K146-1	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B	右	山梨県 南アルプス市 上今諏訪	K149 ～K146 上 47.5 m 下 53 m	422	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし 月の輪 木流し
甲府	59	釜右K145-1	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 南アルプス市 下今諏訪	K146 ～K145 下 53 m 下 54.5 m	114	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし 月の輪
甲府	60	釜右K141-1	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B	右	山梨県 南アルプス市 下今諏訪	K144 ～K141 上 10 m 上 65 m	268	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし 月の輪 木流し

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（釜無川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	61	釜右K122-1	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 南アルプス市 鏡中條	K141 上 65 m ～K122 下 43.5 m	2193	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし 月の輪
甲府	62	釜右K118-1	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 南アルプス市 浅原	K122 下 43.5 m ～K118 上 0 m	329	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし 月の輪
甲府	63	釜右K107-1	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 南アルプス市 浅原	K118 上 0 m ～K107 上 43 m	1030	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし 月の輪
甲府	64	釜右K107-2	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 南アルプス市 浅原	K107 上 43 m ～K107 下 45 m	88	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし 月の輪
甲府	65	釜右K85-1	釜無川	基礎地盤漏水	B	右	山梨県 南アルプス市 東南湖	K107 下 45 m ～K85 下 46 m	2435	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	月の輪
甲府	66	釜右K84-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 南アルプス市 東南湖	K85 下 46 m ～K84 下 45.5 m	96	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	67	釜右K82-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	山梨県 南アルプス市 東南湖	K84 下 45.5 m ～K82 上 0 m	146	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし
甲府	68	釜右K81-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B B	右	山梨県 南アルプス市 東南湖	K82 上 0 m ～K81 上 0 m	117	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	69	釜右K77-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	山梨県 南アルプス市 東南湖	K81 上 0 m ～K77 下 51.5 m	496	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし
甲府	70	釜右K76-1	釜無川	工作物	B	右	山梨県 南アルプス市 東南湖	K76 上 22 m	1箇所	余裕高不足（三郡西橋）	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	-
甲府	71	釜右K72-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 南アルプス市 東南湖	K77 下 51.5 m ～K72 下 54.5 m	478	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	72	釜右K69-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 南アルプス市 東南湖	K72 下 54.5 m ～K70 上 8.4 m	225	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	73	釜右K68-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	右	山梨県 南アルプス市 東南湖	K70 上 8.4 m ～K68 下 60 m	166	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	74	釜右K63-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	右	山梨県 南アルプス市 東南湖	K68 下 60 m ～K63 上 92 m	369	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	75	釜右K60-1	釜無川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 南アルプス市 東南湖	K63 上 92 m ～K60 下 40 m	528	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪

様式－２

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（釜無川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	76	富右K58-1	富士川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 南巨摩郡 富士川町 青柳町	K60 下 40 m ～K58 下 57.5 m	252	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	富士川町	峡南建設事務所	富士川上流	築きまわし 月の輪
甲府	77	富右K55-1	富士川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 南巨摩郡 富士川町 青柳町	K58 下 57.5 m ～K55 下 58.5 m	315	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	富士川町	峡南建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	78	富右K50-1	富士川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	－ A B	右	山梨県 南巨摩郡 富士川町 青柳町	K53 上 36 m ～K50 下 53.5 m	400	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	富士川町	峡南建設事務所	富士川上流	－ 積み土のう 築きまわし
甲府	79	富右K33-1	富士川	（重点） 越水（溢水）	－ A	右	山梨県 南巨摩郡 富士川町 鵜沢	K50 下 53.5 m ～K33 下 81.5 m	1896	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	－ 積み土のう
甲府	80	富右K36-1	富士川	（重点） 工作物	－ A	右	山梨県 南巨摩郡 富士川町 鵜沢	K36 下 20 m	1箇所	余裕高不足（富士橋）	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	－ －
甲府	81	富右K11-1	富士川	（重点） 越水（溢水）	－ A	右	山梨県 南巨摩郡 富士川町 鵜沢	K18 上 91 m ～K11 下 47 m	907	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	－ 積み土のう
甲府	82	富右K8-1	富士川	（重点） 越水（溢水） 水衝・洗掘	－ A B	右	山梨県 南巨摩郡 富士川町 鵜沢	K11 下 47 m ～K8 上 71 m	222	堤防高不足 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	－ 積み土のう 木流し
甲府	83	富右K8-2	富士川	（重点） 越水（溢水）	－ A	右	山梨県 南巨摩郡 富士川町 鵜沢	K8 上 71 m ～K7 上 128 m	80	堤防高不足	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	－ 積み土のう
甲府	84	富右K7-1	富士川	（重点） 越水（溢水） 水衝・洗掘	－ A B	右	山梨県 南巨摩郡 富士川町 鵜沢	K7 上 128 m ～K7 上 0 m	128	堤防高不足 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	－ 積み土のう 木流し
甲府	85	富右K7-2	富士川	（重点） 越水（溢水）	－ A	右	山梨県 南巨摩郡 富士川町 箱原	K7 上 0 m ～K7 下 50.5 m	51	堤防高不足	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	－ 積み土のう
甲府	86	富右K6-1	富士川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	－ A B	右	山梨県 南巨摩郡 富士川町 箱原	K7 下 50.5 m ～K6 下 53 m	103	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	－ 積み土のう 築きまわし
甲府	87	富右K5-1	富士川	（重点） 越水（溢水）	－ A	右	山梨県 南巨摩郡 富士川町 箱原	K6 下 53 m ～K3 上 45 m	221	堤防高不足	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	－ 積み土のう
甲府	88	富右K3-1	富士川	工作物	B	右	山梨県 南巨摩郡 富士川町 箱原	K3 上 0 m	1箇所	余裕高不足（鹿島橋）	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	－
甲府	89	富右K1-1	富士川	（重点） 越水（溢水）	－ A	右	山梨県 南巨摩郡 富士川町 箱原	K1 上 108 m ～K1 下 50 m	159	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足	富士川町	峡南建設事務所	富士川中流	－ 積み土のう

令和 7 年度 直轄河川 重要水防箇所一覧表（釜無川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
								計 (m)	計 (箇所)					
							(重点区間)	7,809	23					
							総合評価 A	7,318	23					
							越水（溢水） A	7,318	21					
							堤体漏水 A	0	0					
							基礎地盤漏水 A	0	0					
							水衝・洗掘 A	0	0					
							工作物 A	0	2					
							総合評価 B	35,454	62					
							越水（溢水） B	8,831	30					
							堤体漏水 B	32,543	61					
							基礎地盤漏水 B	26,502	43					
							水衝・洗掘 B	4,148	15					
							工作物 B	0	6					
							総合評価要注意	0	0					
							新堤防	0	0					
							破堤跡	0	0					
							旧川跡	0	0					

様式－２

令和 7 年度 直轄河川重要水防箇所一覧表（富士川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	1	富左H309-1	富士川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 楠南	H310 ～H309 上 94.5 m 上 10 m	265	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川中流	築きまわし 月の輪
甲府	2	富左H305-1	富士川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 楠南	H309 ～H305 上 10 m 上 89 m	745	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川中流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	3	富左H305-2	富士川	工作物	B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 楠南	H305 0 m	1箇所	余裕高不足（月見橋）	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川中流	-
甲府	4	富左H304-1	富士川	（重点） 越水（溢水）	- A	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 楠南	H305 上 89 m ～H304 上 111.5 m	203	堤防高不足	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川中流	- 積み土のう
甲府	5	富左H302-1	富士川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	- A B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 岩間	H304 上 111.5 m ～H302 下 121 m	628	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川中流	- 積み土のう 築きまわし
甲府	6	富左H297-1	富士川	（重点） 越水（溢水）	- A	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 岩間	H302 下 121 m ～H297 上 122 m	801	堤防高不足	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川中流	- 積み土のう
甲府	7	富左H297-2	富士川	工作物	B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 鴨狩津向	H297 上 222 m	1箇所	余裕高不足（峡南橋）	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川中流	-
甲府	8	富左H292-1	富士川	（重点） 越水（溢水）	- B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 鴨狩津向	H296 上 161 m ～H292 上 0 m	976	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川中流	- 積み土のう
甲府	9	富左H288-1	富士川	（重点） 越水（溢水）	- A	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 下田原	H288 上 15 m ～H287 上 222 m	23	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	10	富左H285-1	富士川	工作物	B	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 下田原	H285 上 75 m	1箇所	余裕高不足（富士川橋）	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	11	富左H279-1	富士川	（重点） 越水（溢水）	- B	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 下田原	H285 上 5 m ～H279 上 138 m	1072	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう
甲府	12	富左H275-1	富士川	水衝・洗掘	B	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 宮木	H275 上 5 m ～H275 下 75 m	80	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	木流し
甲府	13	富左H274-1	富士川	（重点） 越水（溢水）	- A	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 宮木	H275 上 19 m ～H274 下 110.5 m	329	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう
甲府	14	富左H266-1	富士川	（重点） 越水（溢水）	- A	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 宮木	H269 上 95 m ～H266 上 54 m	626	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう
甲府	15	富左H264-1	富士川	越水（溢水）	B	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 宮木	H266 上 54 m ～H264 上 215 m	249	余裕高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう

様式－２

令和 7 年度 直轄河川重要水防箇所一覧表（富士川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	16	富左H240-1	富士川	堤体漏水	B	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 帯金	H241 ～H240 上 146 m 上 58 m	318	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	築きまわし
甲府	17	富左H232-1	富士川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	- A B	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 帯金	H240 ～H232 上 58 m 上 110 m	1573	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう 築きまわし
甲府	18	富左H232-2	富士川	(重点) 越水(溢水) 水衝・洗掘	- A A	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 帯金	H232 ～H232 上 110 m 上 28 m	82	堤防高不足 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう 木流し
甲府	19	富左H230-1	富士川	(重点) 越水(溢水)	- A	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 帯金	H232 ～H230 上 28 m 下 83.5 m	497	堤防高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう
甲府	20	富左H228-1	富士川	越水(溢水)	B	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 丸滝	H230 ～H228 下 83.5 m 上 191 m	121	余裕高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	21	富左H225-1	富士川	(重点)	-	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 丸滝	H225 0 m	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	22	富左H218-1	富士川	越水(溢水)	B	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 角打	H220 ～H218 上 72 m 上 142 m	290	余裕高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	23	富左H217-1	富士川	水衝・洗掘	B	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 和田	H217 ～H217 上 50 m 下 50 m	100	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	木流し
甲府	24	富左H212-1	富士川	(重点) 越水(溢水) 水衝・洗掘	- A A	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 和田	H212 ～H212 上 130 m 下 24 m	154	堤防高不足 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう 木流し
甲府	25	富左H210-1	富士川	(重点) 越水(溢水)	- A	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 和田	H212 ～H210 下 24 m 下 85 m	566	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう
甲府	26	富左H205-1	富士川	(重点) 越水(溢水)	- B	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 和田	H207 ～H205 上 13 m 上 138 m	270	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう
甲府	27	富左H204-1	富士川	越水(溢水)	A	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 和田	H205 ～H204 上 138 m 上 187 m	141	堤防高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	28	富左H196-1	富士川	(重点)	-	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 大島	H196 0 m	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	29	富左H196-1	富士川	堤体漏水	B	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 大島	H202 ～H196 上 100.5 m 上 34 m	1357	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	築きまわし
甲府	30	富左H194-1	富士川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 大島	H196 ～H195 上 34 m 下 54 m	88	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう 築きまわし

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（富士川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	31	富左H193-1	富士川	(重点) 越水(溢水)	- B	左	山梨県 南巨摩郡 身延町 大島	H195 ～H193 下 54 m 上 144 m	377	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう
甲府	32	富左H175-1	富士川	(重点)	-	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 内船	H175 0 m	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	33	富左H174-1	富士川	(重点) 越水(溢水)	- A	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 内船	H176 ～H174 上 39 m 上 127 m	312	堤防高不足	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう
甲府	34	富左H174-2	富士川	越水(溢水)	B	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 内船	H174 ～H173 上 127 m 上 92 m	240	余裕高不足	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	35	富左H171-1	富士川	(重点)	-	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 内船	H171 0 m	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	36	富左H169-1	富士川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 内船	H172 ～H169 上 93 m 下 79.5 m	673	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	築きまわし 月の輪
甲府	37	富左H164-1	富士川	堤体漏水	B	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 内船	H169 ～H164 下 80 m 下 100.5 m	1031	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	築きまわし
甲府	38	富左H157-1	富士川	越水(溢水)	B	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 内船	H158 ～H157 上 45 m 上 118 m	112	余裕高不足	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	39	富左H156-1	富士川	越水(溢水)	A	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 内船	H157 ～H156 上 118 m 上 121 m	147	堤防高不足	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	40	富左H150-1	富士川	工作物	B	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 井出	H150 上 18.1 m	1箇所	余裕高不足（富栄橋）	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	41	富左H143-1	富士川	工作物	B	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 井出	H143 上 16 m	1箇所	余裕高不足（新福士川橋）	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	42	富左H140-1	富士川	堤体漏水	B	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 井出	H141 ～H140 上 105 m 上 75.5 m	190	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	築きまわし
甲府	43	富左H137-1	富士川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	- A B	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 井出	H140 ～H137 上 39 m 上 154 m	565	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう 築きまわし
甲府	44	富左H137-2	富士川	(重点) 水衝・洗掘 越水(溢水)	- A B	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 井出	H137 ～H137 上 154 m 上 19 m	135	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 余裕高不足	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 木流し 積み土のう
甲府	45	富左H137-3	富士川	(重点) 水衝・洗掘 越水(溢水)	- A B	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 井出	H137 ～H137 上 19 m 下 152 m	171	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 余裕高不足	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 木流し 積み土のう

様式－２

令和 7 年度 直轄河川重要水防箇所一覧表（富士川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	46	富左H127-1	富士川	(重点)	-	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 十島	H127 上 0 m	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	47	富左H127-2	富士川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 十島	H131 ～H127 上 77 m 下 106.5 m	923	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう 築きまわし
甲府	48	富左H126-1	富士川	(重点) 越水(溢水)	- A	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 十島	H127 ～H126 下 106.5 m 下 200.5 m	264	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう
甲府	49	富左H126-2	富士川	工作物	B	左	山梨県 南巨摩郡 南部町 十島	H126 上 43 m	1箇所	余裕高不足(万栄橋)	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	66	富右H305-1	富士川	工作物	B	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 西嶋	H305 上 19 m	1箇所	余裕高不足(月見橋)	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	67	富右H302-1	富士川	(重点) 越水(溢水)	- A	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 西嶋	H303 ～H302 上 177 m 上 153 m	234	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう
甲府	68	富右H297-1	富士川	工作物	B	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 西嶋	H297 上 100 m	1箇所	余裕高不足(峡南橋)	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	69	富右H295-1	富士川	越水(溢水)	B	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 西嶋	H302 ～H295 上 153 m 上 147 m	1425	余裕高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	70	富右H295-2	富士川	越水(溢水) 水衝・洗掘	B B	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 西嶋	H295 上 147 m 上 67 m	80	余裕高不足 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう 木流し
甲府	71	富右H293-1	富士川	越水(溢水)	B	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 手打沢	H294 ～H293 上 91 m 上 27 m	239	余裕高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	72	富右H291-1	富士川	越水(溢水)	A	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 手打沢	H293 ～H291 上 27 m 上 57 m	435	堤防高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	73	富右H290-1	富士川	新堤防	要注意	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 手打沢	H291 ～H290 上 57 m 上 166 m	63	R 1 富士川右岸手打沢下流築堤護岸工事 (R2完成)	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	74	富右H290-2	富士川	新堤防	要注意	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 手打沢	H290 ～H290 上 166 m 上 77 m	89	手打沢築堤護岸工事 (H30完成)	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	75	富右H289-1	富士川	新堤防	要注意	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 手打沢	H290 ～H289 上 77 m 上 141 m	171	手打沢築堤護岸工事 (H29完成)	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	76	富右H289-2	富士川	新堤防	要注意	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 手打沢	H289 ～H289 上 141 m 上 27 m	114	手打沢築堤護岸工事 (H30完成)	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-

様式－２

令和 7 年度 直轄河川重要水防箇所一覧表（富士川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	杆杭位置 (K、m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	77	富右H288-1	富士川	新堤防	要注意	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 手打沢	H289 ～H288 上 上 27 m 27 m	155	手打沢築堤護岸工事（H28完成）	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	78	富右H285-1	富士川	工作物	B	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 切石	H285 上 55 m	1箇所	余裕高不足（富士川橋）	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	79	富右H285-2	富士川	（重点） 越水（溢水）	- A	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 切石	H287 上 88.5 m ～H285 上 117 m	351	氾濫危険水位設定箇所（清水端水位観測所） 堤防高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう
甲府	80	富右H285-3	富士川	新堤防	要注意	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 切石	H285 上 117 m ～H285 上 26 m	91	R 4 富士川右岸切石手打沢護岸工事（R6完成）	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	81	富右H285-4	富士川	（重点） 越水（溢水）	- A	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 切石	H285 上 26 m ～H285 下 133 m	159	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう
甲府	82	富右H285-5	富士川	新堤防	要注意	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 切石	H285 下 133 m ～H285 下 155 m	22	R 4 富士川右岸切石外築堤護岸工事（R6完成）	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	83	富右H279-1	富士川	（重点）	-	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 八日市場	H279 0 m	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	84	富右H274-1	富士川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 八日市場	H280 上 91 m ～H274 下 127 m	1383	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	85	富右H270-1	富士川	越水（溢水）	B	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 飯富	H271 上 164 m ～H270 上 98.5 m	265	余裕高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	86	富右H268-1	富士川	（重点） 越水（溢水）	- A	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 飯富	H270 上 98.5 m ～H268 下 124.5 m	638	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう
甲府	87	富右H266-1	富士川	越水（溢水）	B	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 飯富	H268 下 124.5 m ～H266 上 142 m	124	余裕高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	88	富右H256-1	富士川	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 下山	H257 上 150 m ～H256 上 20 m	225	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	築きまわし 月の輪 木流し
甲府	89	富右H254-1	富士川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 下山	H256 上 20 m ～H254 下 110 m	649	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	築きまわし 月の輪
甲府	90	富右H253-1	富士川	（重点）	-	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 下山	H253 0 m	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	91	富右H245-1	富士川	新堤防	要注意	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 下山	H247 上 100 m ～H245 上 185 m	385	下山地区関連事業	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（富士川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	92	富右H244-1	富士川	新堤防	要注意	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 下山	H245 ～H244 上 下 65 m 50 m	240	下山区関連事業	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	－
甲府	93	富右H230-1	富士川	(重点)	－	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 波木井	H230 0 m	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	－
甲府	94	富右H224-1	富士川	(重点) 越水(溢水)	－ A	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 梅平	H224 ～H224 上 下 195.5 m 93 m	289	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	－ 積み土のう
甲府	95	富右H221-1	富士川	堤体漏水	B	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 大野	H222 ～H221 上 上 105 m 142 m	121	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	築きまわし
甲府	96	富右H218-1	富士川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 大野	H221 ～H218 上 上 142 m 155 m	552	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう 築きまわし
甲府	97	富右H202-1	富士川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	－ A B	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 清子	H205 ～H202 上 下 179.5 m 90 m	850	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	－ 積み土のう 築きまわし
甲府	98	富右H201-1	富士川	(重点) 越水(溢水)	－ A	右	山梨県 南巨摩郡 身延町 清子	H202 ～H201 下 下 90 m 100 m	215	堤防高不足	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	－ 積み土のう
甲府	99	富右H181-1	富士川	(重点) 越水(溢水)	－ B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 南部	H181 ～H181 上 下 83.5 m 120 m	204	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	－ 積み土のう
甲府	100	富右H175-1	富士川	越水(溢水)	A	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 南部	H176 ～H175 上 上 143 m 138 m	195	堤防高不足	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	101	富右H172-1	富士川	(重点) 越水(溢水)	－ B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 南部	H174 ～H172 上 上 93 m 53 m	409	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	－ 積み土のう
甲府	102	富右H168-1	富士川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	－ A B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 南部	H169 ～H168 上 上 59 m 61 m	188	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	－ 積み土のう 築きまわし
甲府	103	富右H168-2	富士川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 南部	H168 ～H168 上 下 61 m 10 m	71	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう 築きまわし
甲府	104	富右H167-1	富士川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 大和	H168 ～H167 下 下 10 m 266 m	446	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう 築きまわし
甲府	105	富右H158-1	富士川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 椿根	H159 ～H158 下 下 32 m 52 m	210	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう 築きまわし
甲府	106	富右H156-1	富士川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	－ A B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 椿根	H158 ～H156 下 上 52 m 8 m	275	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	－ 積み土のう 築きまわし

様式－２

令和 7 年度 直轄河川重要水防箇所一覧表（富士川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	107	富右H151-1	富士川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 福士	H152 ～H151 上 107 m 上 182 m	169	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	築きまわし 月の輪
甲府	108	富右H150-1	富士川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 福士	H151 ～H150 上 182 m 下 20 m	367	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	109	富右H150-2	富士川	工作物	B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 福士	H150 上 14.5 m	1箇所	余裕高不足（富栄橋）	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	110	富右H146-1	富士川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 福士	H150 ～H146 下 20 m 下 76.5 m	917	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	111	富右H144-1	富士川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	- B B B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 福士	H146 ～H144 下 76.5 m 下 129 m	413	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	112	富右H143-1	富士川	工作物	B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 福士	H143 下 15 m	1箇所	余裕高不足（新福士川橋）	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	113	富右H142-1	富士川	越水（溢水）	B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 福士	H144 ～H142 下 129 m 上 106 m	135	余裕高不足	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	114	富右H141-1	富士川	越水（溢水）	A	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 福士	H142 ～H141 上 106 m 上 84 m	242	堤防高不足	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	115	富右H140-1	富士川	越水（溢水）	B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 福士	H141 ～H140 上 84 m 上 144 m	100	余裕高不足	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	116	富右H136-1	富士川	越水（溢水）	B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 万沢	H137 ～H136 上 26 m 上 45 m	173	余裕高不足	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	117	富右H133-1	富士川	越水（溢水）	B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 万沢	H135 ～H133 上 101 m 上 31 m	470	余裕高不足	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	118	富右H129-1	富士川	（重点）	-	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 万沢	H129 0 m	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	-
甲府	119	富右H127-1	富士川	水衝・洗掘	B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 万沢	H127 ～H127 下 8 m 下 58 m	50	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	木流し
甲府	120	富右H126-1	富士川	（重点） 越水（溢水）	- A	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 万沢	H126 ～H126 上 126 m 下 113 m	240	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	- 積み土のう
甲府	121	富右H124-1	富士川	水衝・洗掘	B	右	山梨県 南巨摩郡 南部町 万沢	H125 ～H124 上 38 m 上 122 m	76	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	南部町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	木流し

令和 7 年度 直轄 河川 重要水防箇所 一覧表（富士川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
								計(m)	計(箇所)					
							(重点区間)	14085	42					
							総合評価 A	11892	32					
							越水（溢水）A	11586	30					
							堤体漏水 A	0	0					
							基礎地盤漏水 A	0	0					
							水衝・洗掘 A	542	4					
							工作物 A	0	0					
							総合評価 B	18929	55					
							越水（溢水）B	13381	32					
							堤体漏水 B	15187	27					
							基礎地盤漏水 B	5804	10					
							水衝・洗掘 B	611	6					
							工作物 B	0	11					
							総合評価要注意	1330	9					
							新堤防	1330	9					
							破堤跡	0	0					
							旧川跡	0	0					

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（笛吹川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	1	笛左F241-1	笛吹川	堤体漏水	B	左	山梨県 山梨市 小原西	F242 ～F242 上 59.5 m	60	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし
甲府	2	笛左F238-1	笛吹川	(重点) 堤体漏水 越水（溢水）	- B B	左	山梨県 山梨市 小原西	F242 ～F237 上 70 m	385	氾濫危険水位設定箇所（石和水位観測所） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 余裕高不足	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	- 築きまわし 積み土のう
甲府	3	笛左F219-1	笛吹川	堤体漏水	B	左	山梨県 山梨市 神内川	F237 ～F219 上 70 m 下 40.5 m	1948	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし
甲府	4	笛左F211-1	笛吹川	(重点)	-	左	山梨県 山梨市 大野	F211	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	-
甲府	5	笛左F210-1	笛吹川	(重点) 工作物	- A	左	山梨県 山梨市 大野	F210 下 34 m	1箇所	老朽化（桑戸橋詰樋管） 遊休樋管で木製の門扉	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	- -
甲府	6	笛左F209-1	笛吹川	工作物	B	左	山梨県 山梨市 大野	F209 上 47 m	1箇所	桑戸橋	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	-
甲府	7	笛左F199-1	笛吹川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	山梨県 笛吹市 一宮町田中	F200 ～F199 上 80 m 下 41.5 m	222	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし 月の輪
甲府	8	笛左F193-1	笛吹川	(重点) 堤体漏水 基礎地盤漏水	- B B	左	山梨県 笛吹市 一宮町田中	F199 ～F195 下 41.5 m 上 69.8 m	312	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	- 築きまわし 月の輪
甲府	9	笛左F193-2	笛吹川	(重点) 堤体漏水	- B	左	山梨県 笛吹市 一宮町田中	F195 ～F193 上 69.8 m 下 8.8 m	288	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	- 築きまわし
甲府	10	笛左F193-3	笛吹川	(重点) 堤体漏水 基礎地盤漏水	- B B	左	山梨県 笛吹市 一宮町田中	F193 ～F193 下 8.8 m 下 51 m	42	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	- 築きまわし 月の輪
甲府	11	笛左F187-1	笛吹川	堤体漏水	B	左	山梨県 笛吹市 石和町 川中島	F193 ～F188 下 51 m 上 8.7 m	540	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし
甲府	12	笛左F186-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 川中島	F188 ～F186 上 8.7 m 下 68.5 m	178	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし
甲府	13	笛左F178-1	笛吹川	堤体漏水	B	左	山梨県 笛吹市 石和町 下平井	F186 ～F178 下 68.5 m	731	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし
甲府	14	笛左F177-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 下平井	F178 ～F177 下 45.5 m	133	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし
甲府	15	笛左F175-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 下平井	F177 ～F175 下 45.5 m 上 60 m	109	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（笛吹川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	16	笛左F175-2	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 下平井	F175 上 60 m ～F175 上 38 m	22	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	17	笛左F173-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 下平井	F175 上 38 m ～F173 上 67 m	193	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	18	笛左F172-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 市部	F173 上 67 m ～F172 上 58 m	111	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	19	笛左F172-2	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 市部	F172 上 58 m ～F172 下 55 m	113	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	20	笛左F172-3	笛吹川	工作物	B	左	山梨県 笛吹市 石和町 市部	F172 上 78 m	1箇所	鵜飼橋	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	-
甲府	21	笛左F168-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 市部	F172 下 55 m ～F168	428	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	22	笛左F167-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	山梨県 笛吹市 御坂町 成田	F168 上 70 m ～F167	42	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	23	笛左F167-2	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	A B B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 四日市 場	F167 上 70 m ～F167 上 55 m	15	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	24	笛左F166-1	笛吹川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	- A B B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 四日市 場	F167 上 55 m ～F166 上 70 m	100	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	- 積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	25	笛左F166-2	笛吹川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	- A B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 四日市 場	F166 上 70 m ～F165 上 60 m	123	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	- 積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	26	笛左F165-1	笛吹川	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 四日市 場	F165 上 60 m ～F165 上 10 m	50	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし 月の輪 木流し
甲府	27	笛左F165-2	笛吹川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 四日市 場	F165 上 10 m ～F165 下 48 m	58	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし 月の輪
甲府	28	笛左F163-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 四日市 場	F165 下 48 m ～F163 下 64 m	245	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	29	笛左F161-1	笛吹川	工作物	B	左	山梨県 笛吹市 石和町 四日市 場	F161 上 125 m	1箇所	万年橋	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	-
甲府	30	笛左F161-2	笛吹川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 四日市 場	F163 下 64 m ～F161 上 88 m	92	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし 月の輪

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（笛吹川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	31	笛左F155-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 四日市場	F161 上 88 m ～F155 下 30 m	772	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	32	笛左F138-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 笛吹市 八代町 小石和	F155 下 30 m ～F138 下 54.5 m	1861	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	33	笛左F137-1	笛吹川	（重点）	-	左	山梨県 笛吹市 八代町 大間田	F137	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	-
甲府	34	笛左F136-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B B	左	山梨県 笛吹市 八代町 大間田	F138 下 54.5 m ～F136 下 55 m	228	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	35	笛左F134-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 笛吹市 八代町 増利	F136 下 55 m ～F134 上 60 m	112	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	36	笛左F133-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 砂原	F134 上 60 m ～F133 上 56 m	106	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	37	笛左F132-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 砂原	F133 上 56 m ～F132 下 47.5 m	206	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	38	笛左F130-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 笛吹市 石和町 砂原	F132 下 47.5 m ～F130 上 64 m	102	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	39	笛左F126-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	山梨県 笛吹市 境川町 大坪	F130 上 64 m ～F126 上 56 m	422	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	40	笛左F126-2	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B B	左	山梨県 甲府市 白井町	F126 上 56 m ～F126 上 35 m	21	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	41	笛左F124-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B B	左	山梨県 甲府市 白井町	F126 上 35 m ～F124	255	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	42	笛左F119-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 甲府市 白井町	F124 上 20 m ～F119	550	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	43	笛左F117-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B B	左	山梨県 甲府市 白井町	F119 上 20 m ～F117	210	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	44	笛左F114-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 甲府市 上曾根	F117 上 20 m ～F114 上 40 m	291	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	45	笛左F112-1	笛吹川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	山梨県 甲府市 上曾根	F114 上 40 m ～F112 上 90 m	195	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし 月の輪

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（笛吹川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	46	笛左F112-2	笛吹川	工作物	B	左	山梨県 甲府市 上曽根	F112 上 69 m	1箇所	中道橋	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	-
甲府	47	笛左F110-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 甲府市 上曽根	F112 上 90 m ～F110 上 32 m	300	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	48	笛左F109-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 甲府市 上曽根	F110 上 32 m ～F109 上 90 m	52	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	49	笛左F106-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 甲府市 上曽根	F109 上 90 m ～F106	414	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	50	笛左F106-2	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B B	左	山梨県 甲府市 下曽根町	F106 下 50 m ～F106	50	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	51	笛左F100-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 甲府市 下曽根町	F106 下 50 m ～F100 上 80 m	539	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	52	笛左F95-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	山梨県 甲府市 下曽根町	F100 上 80 m ～F95	628	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	53	笛左F95-2	笛吹川	工作物	B	左	山梨県 甲府市 下曽根町	F95 上 11 m	1箇所	下曽根橋（上り線）	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	-
甲府	54	笛左F94-1	笛吹川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	山梨県 甲府市 下曽根町	F95 上 57 m ～F94	59	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし 月の輪
甲府	55	笛左F93-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	山梨県 甲府市 下曽根町	F94 上 57 m ～F93 上 31 m	152	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	56	笛左F93-2	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 甲府市 下曽根町	F93 上 31 m ～F93	31	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	57	笛左F92-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B B	左	山梨県 甲府市 下曽根町	F93 上 78 m ～F92	28	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	58	笛左F91-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B B	左	山梨県 甲府市 下曽根町	F92 上 78 m ～F91	185	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	59	笛左F87-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 甲府市 下曽根町	F91 下 51 m ～F87	548	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	60	笛左F79-1	笛吹川	（重点） 越水（溢水）	- B	左	山梨県 甲府市 下曽根町	F87 下 51 m ～F79 上 52 m	807	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	- 積み土のう

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（笛吹川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	61	笛左F73-1	笛吹川	越水（溢水）	B	左	山梨県 中央市 高部	F78 上 79 m ～F73 上 86 m	541	余裕高不足	中央市	中北建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう
甲府	62	笛左F69-1	笛吹川	越水（溢水）	B	左	山梨県 中央市 浅利	F71 上 35 m ～F69 下 52.5 m	314	余裕高不足	中央市	中北建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう
甲府	63	笛左F68-1	笛吹川	工作物	B	左	山梨県 中央市 浅利	F68 上 8 m	1箇所	豊積橋	中央市	中北建設事務所	笛吹川出張所	－
甲府	64	笛左F51-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 大塚	F69 下 52.5 m ～F51 上 42 m	1888	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	65	笛左F51-2	笛吹川	工作物	B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 大塚	F51 上 10 m	1箇所	JR身延線笛吹川鉄橋	市川三郷町	峡南建設事務所	笛吹川出張所	－
甲府	66	笛左F50-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 大塚	F51 上 42 m ～F50 上 113 m	43	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	67	笛左F50-2	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 大塚	F50 上 113 m ～F50 下 54.5 m	168	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流出張 所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	68	笛左F48-1	笛吹川	越水（溢水）	B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 大塚	F50 下 54.5 m ～F48 下 59.5 m	213	余裕高不足	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流出張 所	積み土のう
甲府	69	笛左F42-1	笛吹川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	－ B B B	左	山梨県 中央市 大田和	F48 下 59.5 m ～F42 下 57 m	642	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	中央市	中北建設事務所	富士川上流出張 所	－ 積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	70	笛左F41-1	笛吹川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	山梨県 中央市 大田和	F42 下 57 m ～F41 下 33.5 m	82	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	中央市	中北建設事務所	富士川上流出張 所	築きまわし 月の輪
甲府	71	笛左F39-1	笛吹川	堤体漏水	B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 上野	F41 下 33.5 m ～F39 上 53 m	116	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流出張 所	築きまわし
甲府	72	笛左F24-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 市川大門	F39 上 53 m ～F24 下 31 m	1631	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流出張 所	積み土のう 築きまわし
甲府	73	笛左F13-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 市川大門	F24 下 31 m ～F13 上 20 m	1175	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流出張 所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	74	笛左F10-1	笛吹川	（重点） 水衝・洗掘 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	－ A B B B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 高田	F13 上 20 m ～F10 下 15 m	367	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流出張 所	－ 木流し 積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	75	笛左F5-1	笛吹川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	－ A B B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 高田	F10 下 15 m ～F5 上 100 m	458	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流出張 所	－ 積み土のう 築きまわし 月の輪

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（笛吹川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	76	笛左F2-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 高田	F5 上 100 m ～F2 下 30 m	462	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流出張 所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	77	笛左F0-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	A B B B	左	山梨県 西八代郡 市川三郷町 高田	F2 下 30 m ～F0 下 10 m	212	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流出張 所	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	78	笛右F261-1	笛吹川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 山梨市 東	F263 上 4.5 m ～F261 下 50.5 m	259	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし 月の輪
甲府	79	笛右F260-1	笛吹川	（重点） 堤体漏水 基礎地盤漏水	- B B	右	山梨県 山梨市 東	F261 下 50.5 m ～F260 下 28 m	75	堤防満杯流量の最も低い箇所 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	- 築きまわし 月の輪
甲府	80	笛右F259-1	笛吹川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 山梨市 東	F260 下 28 m ～F259 下 33.5 m	102	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし 月の輪
甲府	81	笛右F258-1	笛吹川	（重点）	-	右	山梨県 山梨市 東	F258	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	-
甲府	82	笛右F257-1	笛吹川	水衝・洗掘	B	右	山梨県 山梨市 東	F257 上 68 m ～F257 上 6 m	62	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	木流し
甲府	83	笛右F257-2	笛吹川	堤体漏水 水衝・洗掘	B B	右	山梨県 山梨市 東	F257 上 6 m ～F257 下 30 m	36	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし 木流し
甲府	84	笛右F251-1	笛吹川	堤体漏水	B	右	山梨県 山梨市 北	F257 下 30 m ～F251 下 54 m	642	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし
甲府	85	笛右F249-1	笛吹川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 山梨市 北	F251 下 54 m ～F249	142	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし 月の輪
甲府	86	笛右F248-1	笛吹川	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B	右	山梨県 山梨市 北	F249 上 74 m ～F248	26	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし 月の輪 木流し
甲府	87	笛右F248-2	笛吹川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	- B B B B	右	山梨県 山梨市 南	F248 上 74 m ～F248 上 52 m	22	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	- 積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	88	笛右F247-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B B	右	山梨県 山梨市 南	F248 上 52 m ～F247 上 35 m	120	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	89	笛右F247-2	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 山梨市 南	F247 上 35 m ～F247 下 20 m	55	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	90	笛右F244-1	笛吹川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 山梨市 南	F247 下 20 m ～F244 上 53.5 m	227	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし 月の輪

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（笛吹川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	91	笛右F244-2	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 山梨市 南	F244 ～F244 上下 53.5 m 51 m	105	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	92	笛右F242-1	笛吹川	越水（溢水）	B	右	山梨県 山梨市 南	F244 ～F242 下 51 m 上 88 m	70	余裕高不足	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう
甲府	93	笛右F231-1	笛吹川	堤体漏水	B	右	山梨県 山梨市 万力	F238 ～F231 上 40 m 下 42 m	830	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし
甲府	94	笛右F209-1	笛吹川	工作物	B	右	山梨県 笛吹市 春日居町 桑戸	F209 上 42 m	1箇所	桑戸橋	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	-
甲府	95	笛右 F 207-1	笛吹川	（重点） 水衝・洗掘	- A	右	山梨県 笛吹市 春日居町 桑戸	F207 ～F207 上 8m 下 73m	81	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	- 木流し
甲府	96	笛右F200-1	笛吹川	（重点）	-	右	山梨県 笛吹市 春日居町 小松	F200	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	-
甲府	97	笛右F197-1	笛吹川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 笛吹市 春日居町 小松	F201 ～F197 上 43.5 m 下 50.5 m	531	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし 月の輪
甲府	98	笛右F192-1	笛吹川	堤体漏水	B	右	山梨県 笛吹市 春日居町 小松	F197 ～F192 下 50.5 m 50 m	534	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし
甲府	99	笛右F178-1	笛吹川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 笛吹市 石和町 川中島	F192 ～F178 下 50 m 上 55 m	1296	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし 月の輪
甲府	100	笛右F176-1	笛吹川	（重点） 工作物	- A	右	山梨県 笛吹市 石和町 市部	F176 下 50 m	1箇所	応急対策改善必要（老朽化）（神明用水引樋管）M40 設置	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	-
甲府	101	笛右F174-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B B	右	山梨県 笛吹市 石和町 市部	F178 ～F174 上 55 m 下 51 m	530	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	102	笛右F172-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 笛吹市 石和町 市部	F174 ～F172 下 51 m 上 56 m	95	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	103	笛右F172-2	笛吹川	工作物	B	右	山梨県 笛吹市 石和町 市部	F172 上 81 m	1箇所	鵜飼橋	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	-
甲府	104	笛右F168-1	笛吹川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	- B B B	右	山梨県 笛吹市 石和町 市部	F172 ～F168 上 56 m 下 57.5 m	597	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	- 積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	105	笛右F164-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 笛吹市 石和町 四日市 場	F168 ～F164 下 57.5 m 上 49 m	353	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（笛吹川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	106	笛右F163-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 笛吹市 石和町 四日市 場	F164 上 49 m ～F163 上 39 m	120	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	107	笛右F161-1	笛吹川	工作物	B	右	山梨県 笛吹市 石和町 四日市 場	F161 上 80 m	1箇所	万年橋	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	-
甲府	108	笛右F159-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 笛吹市 石和町 四日市 場	F163 上 39 m ～F159 上 45 m	454	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	109	笛右F154-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 笛吹市 石和町 広瀬	F159 上 45 m ～F154 上 4 m	588	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	110	笛右F145-1	笛吹川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 笛吹市 石和町 小石和	F154 上 4 m ～F145 上 10 m	948	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	築きまわし 月の輪
甲府	111	笛右F144-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 笛吹市 石和町 小石和	F145 上 10 m ～F144	117	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	112	笛右F142-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B B	右	山梨県 笛吹市 石和町 小石和	F144 上 30 m ～F142	194	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	113	笛右F133-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 笛吹市 石和町 砂原	F142 上 30 m ～F133 下 46.5 m	1075	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	114	笛右F130-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B B	右	山梨県 笛吹市 石和町 砂原	F133 下 46.5 m ～F130 下 45.5 m	315	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
甲府	115	笛右F115-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 甲府市 白井町	F130 下 45.5 m ～F115 下 58.5 m	1629	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	116	笛右F113-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	山梨県 甲府市 落合町	F115 下 58.5 m ～F113 下 73 m	245	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし
甲府	117	笛右F112-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	山梨県 甲府市 落合町	F113 下 73 m ～F112 下 73 m	123	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし
甲府	118	笛右F112-2	笛吹川	工作物	B	右	山梨県 甲府市 落合町	F112 上 33 m	1箇所	中道橋	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	-
甲府	119	笛右F105-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	山梨県 甲府市 小曲町	F112 下 73 m ～F105 下 53.5 m	768	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし
甲府	120	笛右F103-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 甲府市 小曲町	F105 下 53.5 m ～F103 上 86 m	90	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（笛吹川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	121	笛右F99-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 甲府市 小曲町	F103 ～F99 上 86 m 上 79 m	444	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	中央市	中北建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	122	笛右F99-2	笛吹川	（重点）	－	右	山梨県 甲府市 小曲町	F99	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	中央市	中北建設事務所	笛吹川出張所	－
甲府	123	笛右F95-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 甲府市 西下条	F99 上 79 m ～F95 上 108 m	409	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	124	笛右F94-1	笛吹川	工作物	B	右	山梨県 甲府市 西下条	F94 上 78 m	1箇所	下曽根橋（上り線）	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	－
甲府	125	笛右F90-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	右	山梨県 甲府市 大津町	F95 上 108 m ～F90 上 94 m	584	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	126	笛右F86-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 甲府市 大津町	F90 上 94 m ～F86 下 58 m	644	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	127	笛右F83-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	山梨県 甲府市 大津町	F86 下 58 m ～F83 下 55 m	354	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	甲府市	峡東建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし
甲府	128	笛右F69-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	山梨県 中央市 乙黒	F83 下 55 m ～F69 上 50 m	1446	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	中央市	中北建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし
甲府	129	笛右F68-1	笛吹川	（重点） 工作物	－ A	右	山梨県 中央市 乙黒	F68 上 62 m	1箇所	豊積橋	中央市	中北建設事務所	笛吹川出張所	－
甲府	130	笛右F67-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 水衝・洗掘	B B B	右	山梨県 中央市 乙黒	F69 上 50 m ～F67 上 61 m	232	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	中央市	中北建設事務所	笛吹川出張所	積み土のう 築きまわし 木流し
甲府	131	笛右F51-1	笛吹川	工作物	B	右	山梨県 中央市 大田和	F51 上 10 m	1箇所	JR身延線笛吹川鉄橋	中央市	中北建設事務所	笛吹川出張所	－
甲府	132	笛右F31-1	笛吹川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	－ B B	右	山梨県 中央市 今福	F67 上 61 m ～F31	3931	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	中央市	中北建設事務所	富士川上流出張 所	－ 積み土のう 築きまわし
甲府	133	笛右F29-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水 水衝・洗掘	B B B	右	山梨県 中央市 今福	F31 上 70 m ～F29	122	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	中央市	中北建設事務所	富士川上流出張 所	積み土のう 築きまわし 木流し
甲府	134	笛右F27-1	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	山梨県 中央市 今福	F29 上 70 m ～F27 上 76 m	199	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	中央市	中北建設事務所	富士川上流出張 所	積み土のう 築きまわし
甲府	135	笛右F27-2	笛吹川	越水（溢水） 堤体漏水	A B	右	山梨県 中央市 今福新田	F27 上 76 m ～F27 下 17 m	93	堤防高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	中央市	中北建設事務所	富士川上流出張 所	積み土のう 築きまわし

令和 7 年度 直轄河川 重要水防箇所一覧表（笛吹川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	136	笛右F25-1	笛吹川	越水（溢水）	B	右	山梨県 中央市 今福新田	F27 下 17 m ～F25	190	余裕高不足	中央市	中北建設事務所	富士川上流出張 所	積み土のう
甲府	137	笛右F14-1	笛吹川	水衝・洗掘	B	右	山梨県 西八代郡 市川三郷町 高田	F22 上 100 m ～F14	796	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流出張 所	木流し
甲府	138	笛右F14-2	笛吹川	工作物	B	右	山梨県 西八代郡 市川三郷町 高田	F14 上 26 m	1箇所	三郡東橋	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流出張 所	-
甲府	139	笛右F5-1	笛吹川	水衝・洗掘	B	右	山梨県 西八代郡 市川三郷町 高田	F6 上 50 m ～F5	71	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流出張 所	木流し

令和 7 年度 直轄河川 重要水防箇所一覽表（笛吹川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
								計 (m)	計 (箇所)					
							(重点区間)	8,230	23					
							総合評価 A	4,280	19					
							越水（溢水） A	3,833	14					
							堤体漏水 A	0	0					
							基礎地盤漏水 A	0	0					
							水衝・洗掘 A	448	2					
							工作物 A	0	3					
							総合評価 B	42,660	115					
							越水（溢水） B	31,658	71					
							堤体漏水 B	43,795	107					
							基礎地盤漏水 B	28,232	83					
							水衝・洗掘 B	3,985	24					
							工作物 B	0	14					
							総合評価要注意	0	0					
							新堤防	0	0					
							破堤跡	0	0					
							旧川跡	0	0					

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（塩川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	1	塩左S3-1	塩川	(重点) 越水(溢水)	- B	左	山梨県 韮崎市 栄一丁目	S3 ～S3 上 45 m 下 59 m	104	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	-
甲府	2	塩右S10-1	塩川	(重点)	-	右	山梨県 韮崎市 栄一丁目	S10 ～S10 上 0 m	1箇所	氾濫危険水位設定箇所	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	-
甲府	3	塩右S9-1	塩川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 韮崎市 栄一丁目	S10 ～S9 上 90 m 上 50 m	140	余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	4	塩右S7-1	塩川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 韮崎市 栄一丁目	S9 ～S7 上 50 m 上 50 m	201	余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	5	塩右S6-1	塩川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 韮崎市 栄二丁目	S7 ～S6 上 50 m 上 40 m	110	余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	6	塩右S5-1	塩川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 韮崎市 栄二丁目	S6 ～S5 上 40 m 上 10 m	131	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	築きまわし 月の輪
甲府	7	塩右S4-1	塩川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	山梨県 韮崎市 栄二丁目	S5 ～S4 上 10 m 上 70 m	40	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	築きまわし 月の輪
甲府	8	塩右S3-1	塩川	越水(溢水)	B	右	山梨県 韮崎市 栄二丁目	S4 ～S3 上 70 m 上 70 m	100	余裕高不足	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう
甲府	9	塩右S2-1	塩川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	山梨県 韮崎市 栄二丁目	S3 ～S3 上 70 m 下 100 m	274	余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪

令和 7 年度 直轄河川重要水防箇所一覧表（塩川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
								計 (m)	計 (箇所)					
							(重点区間)	104	2					
							総合評価 A	0	0					
							越水 (溢水) A	0	0					
							堤体漏水 A	0	0					
							基礎地盤漏水 A	0	0					
							水衝・洗掘 A	0	0					
							工作物 A	0	0					
							総合評価 B	1,100	8					
							越水 (溢水) B	929	6					
							堤体漏水 B	896	6					
							基礎地盤漏水 B	896	6					
							水衝・洗掘 B	0	0					
							工作物 B	0	0					
							総合評価要注意	0	0					
							新堤防	0	0					
							破堤跡	0	0					
							旧川跡	0	0					

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（御勅使川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	1	御左M36-1	御勅使川	水衝・洗掘	B	左	山梨県 韮崎市 龍岡町 下条南割	M37 ～M37 下 50 m	50	護岸洗掘の恐れあり	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	木流し
甲府	2	御左M33-1	御勅使川	(重点)	-	左	山梨県 韮崎市 龍岡町 下条南割	M33	1箇所	氾濫危険水位設定箇所	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	-
甲府	3	御左M30-1	御勅使川	水衝・洗掘	B	左	山梨県 韮崎市 龍岡町 下条南割	M32 ～M30 上 20 m 上 20 m	104	護岸洗掘の恐れあり	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	木流し
甲府	4	御左M21-1	御勅使川	水衝・洗掘	B	左	山梨県 韮崎市 龍岡町 下条南割	M23 ～M21	104	護岸洗掘の恐れあり	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	木流し
甲府	5	御左M18-1	御勅使川	越水（溢水） 水衝・洗掘	B B	左	山梨県 韮崎市 龍岡町 下条南割	M20 ～M18	112	余裕高不足 護岸洗掘の恐れあり	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 木流し
甲府	6	御左M9-1	御勅使川	越水（溢水）	B	左	山梨県 韮崎市 龍岡町 下条南割	M11 ～M9 上 15 m 上 28 m	81	余裕高不足	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう
甲府	7	御左M8-1	御勅使川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	山梨県 韮崎市 龍岡町 下条南割	M9 ～M8 上 28 m 上 25 m	50	余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 築きまわし
甲府	8	御左M8-2	御勅使川	越水（溢水） 水衝・洗掘	B B	左	山梨県 韮崎市 龍岡町 下条南割	M8 ～M8 上 25 m 下 35 m	60	余裕高不足 洗掘されている	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 木流し
甲府	9	御左M8-3	御勅使川	(重点)	-	左	山梨県 韮崎市 龍岡町 下条南割	M8	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	韮崎市	中北建設事務所 峡北支所	富士川上流	-
甲府	10	御右M30-1	御勅使川	堤体漏水	B	右	山梨県 南アルプス市 野牛島	M43 ～M30 下 10 m 上 55 m	626	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし
甲府	11	御右M27-1	御勅使川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	山梨県 南アルプス市 野牛島	M30 ～M27 上 11 m 上 55 m	128	余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし
甲府	12	御右M23-1	御勅使川	堤体漏水	B	右	山梨県 南アルプス市 野牛島	M27 ～M23 上 55 m 上 26 m	224	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし
甲府	13	御右M22-1	御勅使川	堤体漏水	B	右	山梨県 南アルプス市 野牛島	M23 ～M23 上 26 m 下 36 m	62	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし
甲府	14	御右M21-1	御勅使川	堤体漏水	B	右	山梨県 南アルプス市 野牛島	M22 ～M21 上 55 m 上 37 m	64	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし
甲府	15	御右M19-1	御勅使川	堤体漏水	B	右	山梨県 南アルプス市 野牛島	M21 ～M19 上 37 m 上 20 m	115	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし

様式－2

令和7年度直轄河川重要水防箇所一覧表（御勅使川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	16	御右M19-2	御勅使川	(重点)	-	右	山梨県 南アルプス市 野牛島	M19	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	-
甲府	17	御右M18-1	御勅使川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	山梨県 南アルプス市 野牛島	M19 上 20 m ~M18 上 48 m	31	余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	積み土のう 築きまわし
甲府	18	御右M9-1	御勅使川	堤体漏水	B	右	山梨県 南アルプス市 野牛島	M18 上 48 m ~M10 下 20 m	468	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	南アルプス市	中北建設事務所	富士川上流	築きまわし

様式－２

令和 7 年度 直 轄 河 川 重 要 水 防 箇 所 一 覧 表 （ 御 勅 使 川 ）

事務所名		図 面 対象番号	河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
								計 (m)	計 (箇所)					
							(重点区間)	0	3					
							総合評価 A	0	0					
							越水 (溢水) A	0	0					
							堤体漏水 A	0	0					
							基礎地盤漏水 A	0	0					
							水衝・洗掘 A	0	0					
							工作物 A	0	0					
							総合評価 B	2, 279	15					
							越水 (溢水) B	461	6					
							堤体漏水 B	1, 768	9					
							基礎地盤漏水 B	0	0					
							水衝・洗掘 B	430	5					
							工作物 B	0	0					
							総合評価要注意	0	0					
							新堤防	0	0					
							破堤跡	0	0					
							旧川跡	0	0					

令和 7 年度 直轄河川重要水防箇所一覧表（早川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	1	早左早5-1	早川	堤体漏水	B	左	山梨県 南巨摩郡 身延町下山	早7 ～早5 上 43 m 上 99 m	381	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	築きまわし
甲府	2	早左早5-2	早川	(重点)	－	左	山梨県 南巨摩郡 身延町下山	早5 ～早5	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	3	早左早4-1	早川	堤体漏水	B	左	山梨県 南巨摩郡 身延町下山	早5 上 99 m ～早5 下 53 m	152	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	築きまわし
甲府	4	早左早3-1	早川	(重点)	－	左	山梨県 南巨摩郡 身延町下山	早3 ～早3	1箇所	氾濫危険水位設定箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	5	早右早4-1	早川	堤体漏水	B	右	山梨県 南巨摩郡 身延町飯富	早5 上 115 m ～早4 上 15 m	313	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	築きまわし
甲府	6	早右早4-2	早川	(重点)	－	右	山梨県 南巨摩郡 身延町飯富	早4 ～早4	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう
甲府	7	早右早3-1	早川	(重点)	－	右	山梨県 南巨摩郡 身延町飯富	早3 ～早3	1箇所	氾濫危険水位設定箇所	身延町	峡南建設事務所 身延管理課	富士川中流	積み土のう

令和 7 年 度 直 轄 河 川 重 要 水 防 箇 所 一 覧 表 （ 早 川 ）

事務所名		図 面 対象番号	河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
								計 (m)	計 (箇所)					
							(重点区間)	0	4					
							総合評価 A	0	0					
							越水 (溢水) A	0	0					
							堤体漏水 A	0	0					
							基礎地盤漏水 A	0	0					
							水衝・洗掘 A	0	0					
							工作物 A	0	0					
							総合評価 B	846	3					
							越水 (溢水) B	0	0					
							堤体漏水 B	846	3					
							基礎地盤漏水 B	0	0					
							水衝・洗掘 B	0	0					
							工作物 B	0	0					
							総合評価要注意	0	0					
							新堤防	0	0					
							破堤跡	0	0					
							旧川跡	0	0					

令和7年度直轄河川重要水防箇所一覧表（重川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	1	重左重14-1	重川	工作物	B	左	山梨県 山梨市 歌田	重14 上 9 m	1箇所	余裕高不足（重川橋）	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川	－
甲府	2	重左重13-1	重川	越水（溢水）	B	左	山梨県 山梨市 一町田中	重14 上 45 m ～重13 下 50 m	195	余裕高不足	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川	積み土のう
甲府	3	重左重11-1	重川	越水（溢水）	B	左	山梨県 山梨市 一町田中	重12 上 50 m ～重11 下 50 m	200	余裕高不足	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川	積み土のう
甲府	4	重左重10-1	重川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	－ B B B	左	山梨県 山梨市 一町田中	重10 上 50 m ～重10 下 50 m	100	氾濫危険水位設定箇所 余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川	－ 積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	5	重左重2-1	重川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	山梨県 山梨市 一町田中	重9 上 50 m ～重2 下 50 m	800	余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川	積み土のう 築きまわし 月の輪
甲府	6	重右重14-1	重川	工作物	B	右	山梨県 山梨市 下石森	重14 上 102 m	1箇所	余裕高不足（重川橋）	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川	－
甲府	7	重右重10-1	重川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	－ B B	右	山梨県 山梨市 大野	重14 上 50 m ～重10 下 50 m	500	氾濫危険水位設定箇所 余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川	－ 積み土のう 築きまわし
甲府	8	重右重3-1	重川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	山梨県 山梨市 大野	重9 上 50 m ～重3 下 50 m	700	余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川	積み土のう 築きまわし
甲府	9	重右重2-1	重川	越水（溢水）	B	右	山梨県 山梨市 大野	重2 上 50 m ～重2 下 50 m	100	余裕高不足	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川	積み土のう

令和 7 年度 直轄河川重要水防箇所一覧表（重川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
								計 (m)	計 (箇所)					
							(重点区間)	600	2					
							総合評価 A	0	0					
							越水 (溢水) A	0	0					
							堤体漏水 A	0	0					
							基礎地盤漏水 A	0	0					
							水衝・洗掘 A	0	0					
							工作物 A	0	0					
							総合評価 B	2,595	9					
							越水 (溢水) B	2,595	7					
							堤体漏水 B	2,100	4					
							基礎地盤漏水 B	900	2					
							水衝・洗掘 B	0	0					
							工作物 B	0	2					
							総合評価要注意	0	0					
							新堤防	0	0					
							破堤跡	0	0					
							旧川跡	0	0					

令和７年度直轄河川重要水防箇所一覧表（日川）

事務所名		図面 対象番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
甲府	1	日左日7-1	日川	(重点)	-	左	山梨県 笛吹市 一宮町田中	日7 ～日7	1箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川	積み土のう
甲府	2	日左日6-1	日川	(重点)	-	左	山梨県 笛吹市 一宮町田中	日6 ～日6	1箇所	氾濫危険水位設定箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川	積み土のう
甲府	3	日左日1-1	日川	堤体漏水	B	左	山梨県 笛吹市 一宮町田中	日10 ～日1 上 17 m	883	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川	築きまわし
甲府	4	日左日0-1	日川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	山梨県 笛吹市 一宮町田中	日1 上 17 m ～日1 下 11 m	28	余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	笛吹市	峡東建設事務所	笛吹川	積み土のう 築きまわし
甲府	5	日右日6-1	日川	(重点)	-	右	山梨県 山梨市 一町田中	日6 ～日6	1箇所	氾濫危険水位設定箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川	積み土のう
甲府	6	日右日2-1	日川	堤体漏水	B	右	山梨県 山梨市 一町田中	日10 ～日2 上 68 m	732	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川	築きまわし
甲府	7	日右日0-1	日川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	山梨県 山梨市 一町田中	日2 上 68 m ～日1 下 60 m	228	余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	山梨市	峡東建設事務所	笛吹川	積み土のう 築きまわし

令和 7 年 度 直 轄 河 川 重 要 水 防 箇 所 一 覧 表 （ 日 川 ）

事務所名		図 面 対象番号	河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
								計 (m)	計 (箇所)					
							(重点区間)	0	3					
							総合評価 A	0	0					
							越水 (溢水) A	0	0					
							堤体漏水 A	0	0					
							基礎地盤漏水 A	0	0					
							水衝・洗掘 A	0	0					
							工作物 A	0	0					
							総合評価 B	1,871	4					
							越水 (溢水) B	256	2					
							堤体漏水 B	1,871	4					
							基礎地盤漏水 B	0	0					
							水衝・洗掘 B	0	0					
							工作物 B	0	0					
							総合評価要注意	0	0					
							新堤防	0	0					
							破堤跡	0	0					
							旧川跡	0	0					

様式－3

令和 7 年度 都 県 別 重 要 水 防 箇 所 調 書（総括表）

都 県 名	河 川 名	左右 岸別	堤防延長 (km)	重要水防 区間延長 (km)	重 要 箇 所															
					A				B				要 注 意 区 間				計			
					堤 防		構 造 物 箇 所	堤 防		構 造 物 箇 所	堤 防		構 造 物 箇 所	堤 防		構 造 物 箇 所				
					箇 所	延長(m)		箇 所	延長(m)		箇 所	延長(m)		箇 所	延長(m)					
山梨県		右	77.21	66.612	29	10,136	橋梁	2	124	55,146	橋梁	16	9	1,330	橋梁	0	162	66,612	橋梁	18
							樋管	1			樋管	0			樋管	0			樋管	0
							堰	0			堰	0			堰	0			堰	0
		左	83.393	63.942	40	13,354	橋梁	1	114	50,588	橋梁	17	0	0	橋梁	0	154	63,942	橋梁	18
							樋管	1			樋管	0			樋管	0			樋管	0
							堰	0			堰	0			堰	0			堰	0
		計	160.603	130.554	69	23,490	橋梁	3	238	105,734	橋梁	33	9	1,330	橋梁	0	316	130,554	橋梁	36
							樋管	2			樋管	0			樋管	0			樋管	0
							堰	0			堰	0			堰	0			堰	0

令和７年度 都 県 別 重 要 水 防 箇 所 調 書（内訳表）

都 県 名	河 川 名	左右 岸別	堤防延長 (km)	重要水防 区間延長 (km)	重 要 度											
					A			B			要 注 意 区 間			計		
					堤 防		構 造 物 箇 所	堤 防		構 造 物 箇 所	堤 防		構 造 物 箇 所	堤 防		構 造 物 箇 所
					箇 所	延長(m)		箇 所	延長(m)		箇 所	延長(m)		箇 所	延長(m)	
山梨県	富 士 川 (釜無川を含む)	右	43.197	38.358	26	9,378	橋梁 樋管 堰 1 0 0	56	27,650	橋梁 樋管 堰 8 0 0	9	1,330	橋梁 樋管 堰 0 0 0	91	38,358	橋梁 樋管 堰 0 0 0
		左	48.607	36.566	27	9,832	橋梁 樋管 堰 1 0 0	44	26,734	橋梁 樋管 堰 9 0 0	0	0	橋梁 樋管 堰 0 0 0	71	36,566	橋梁 樋管 堰 10 0 0
		計	91.804	74.923	53	19,210	橋梁 樋管 堰 2 0 0	100	54,383	橋梁 樋管 堰 17 0 0	9	1,330	橋梁 樋管 堰 0 0 0	162	74,923	橋梁 樋管 堰 19 0 0
	笛 吹 川	右	27.823	22.968	3	758	橋梁 樋管 堰 1 1 0	47	22,210	橋梁 樋管 堰 7 0 0	0	0	橋梁 樋管 堰 0 0 0	50	22,968	橋梁 樋管 堰 8 1 0
		左	27.726	23.972	13	3,522	橋梁 樋管 堰 0 1 0	54	20,450	橋梁 樋管 堰 7 0 0	0	0	橋梁 樋管 堰 0 0 0	67	23,972	橋梁 樋管 堰 7 1 0
		計	55.549	46.940	16	4,280	橋梁 樋管 堰 1 2 0	101	42,660	橋梁 樋管 堰 14 0 0	0	0	橋梁 樋管 堰 0 0 0	117	46,940	橋梁 樋管 堰 15 2 0
	塩 川	右	0.350	0.996	0	0	橋梁 樋管 堰 0 0 0	7	996	橋梁 樋管 堰 0 0 0	0	0	橋梁 樋管 堰 0 0 0	7	996	橋梁 樋管 堰 0 0 0
		左	0.980	0.104	0	0	橋梁 樋管 堰 0 0 0	1	104	橋梁 樋管 堰 0 0 0	0	0	橋梁 樋管 堰 0 0 0	1	104	橋梁 樋管 堰 0 0 0
		計	1.330	1.100	0	0	橋梁 樋管 堰 0 0 0	8	1,100	橋梁 樋管 堰 0 0 0	0	0	橋梁 樋管 堰 0 0 0	8	1,100	橋梁 樋管 堰 0 0 0
	御 勅 使 川	右	1.530	1.718	0	0	橋梁 樋管 堰 0 0 0	8	1,718	橋梁 樋管 堰 0 0 0	0	0	橋梁 樋管 堰 0 0 0	8	1,718	橋梁 樋管 堰 0 0 0
		左	1.800	0.561	0	0	橋梁 樋管 堰 0 0 0	7	561	橋梁 樋管 堰 0 0 0	0	0	橋梁 樋管 堰 0 0 0	7	561	橋梁 樋管 堰 0 0 0
		計	3.330	2.279	0	0	橋梁 樋管 堰 0 0 0	15	2,279	橋梁 樋管 堰 0 0 0	0	0	橋梁 樋管 堰 0 0 0	15	2,279	橋梁 樋管 堰 0 0 0

令和７年度 都 県 別 重 要 水 防 箇 所 調 書（内訳表）

都 県 名	河 川 名	左右 岸別	堤防延長 (km)	重要水防 区間延長 (km)	重 要 度														
					A				B			要 注 意 区 間				計			
					堤 防		構 造 物 箇 所	堤 防		構 造 物 箇 所	堤 防		構 造 物 箇 所	堤 防		構 造 物 箇 所			
					箇 所	延長(m)		箇 所	延長(m)		箇 所	延長(m)		箇 所	延長(m)				
山梨県	早 川	右	0.890	0.313	0	0	橋梁樋管堰 000	1	313	橋梁樋管堰 000	0	0	橋梁樋管堰 000	1	313	橋梁樋管堰 000			
		左	0.670	0.533	0	0	橋梁樋管堰 000	2	533	橋梁樋管堰 000	0	0	橋梁樋管堰 000	2	533	橋梁樋管堰 000			
		計	1.560	0.846	0	0	橋梁樋管堰 000	3	846	橋梁樋管堰 000	0	0	橋梁樋管堰 000	3	846	橋梁樋管堰 000			
	重 川	右	1.550	1.300	0	0	橋梁樋管堰 000	3	1,300	橋梁樋管堰 000	1	0	橋梁樋管堰 000	3	1,300	橋梁樋管堰 000			
		左	1.580	1.295	0	0	橋梁樋管堰 000	4	1,295	橋梁樋管堰 000	1	0	橋梁樋管堰 000	4	1,295	橋梁樋管堰 000			
		計	3.130	2.595	0	0	橋梁樋管堰 000	7	2,595	橋梁樋管堰 000	2	0	橋梁樋管堰 000	7	2,595	橋梁樋管堰 000			
	日 川	右	1.070	0.960	0	0	橋梁樋管堰 000	2	960	橋梁樋管堰 000	0	0	橋梁樋管堰 000	2	960	橋梁樋管堰 000			
		左	1.230	0.911	0	0	橋梁樋管堰 000	2	911	橋梁樋管堰 000	0	0	橋梁樋管堰 000	2	911	橋梁樋管堰 000			
		計	2.300	1.871	0	0	橋梁樋管堰 000	4	1,871	橋梁樋管堰 000	0	0	橋梁樋管堰 000	4	1,871	橋梁樋管堰 000			
	濁 川	右	0.400																
		左	0.400																
		計	0.800																

様式－４

令和７年度 都 県 別 重 要 水 防 箇 所 調 書（内訳表）

都 県 名	河 川 名	左右 岸別	堤防延長 (km)	重要水防 区間延長 (km)	重 要 度											
					Ａ			Ｂ			要 注 意 区 間			計		
					堤 防		構 造 物 箇 所	堤 防		構 造 物 箇 所	堤 防		構 造 物 箇 所	堤 防		構 造 物 箇 所
					箇 所	延長(m)		箇 所	延長(m)		箇 所	延長(m)		箇 所	延長(m)	
山梨県	五 割 川	右	0.100													
		左	0.100													
		計	0.200													
	蛭 沢 川	右	0.300													
		左	0.300													
		計	0.600													
	合 計	右	77.210	66.612	29	10,136	橋梁 樋管 堰 2 1 0	124	55,146	橋梁 樋管 堰 16 0 0	9	1,330	橋梁 樋管 堰 0 0 0	162	66,612	橋梁 樋管 堰 18 1 0
		左	83.393	63.942	40	13,354	橋梁 樋管 堰 1 1 0	114	50,588	橋梁 樋管 堰 17 0 0	0	0	橋梁 樋管 堰 0 0 0	154	63,942	橋梁 樋管 堰 18 1 0
		計	160.603	130.554	69	23,490	橋梁 樋管 堰 3 2 0	238	105,734	橋梁 樋管 堰 33 0 0	9	1,330	橋梁 樋管 堰 0 0 0	316	130,554	橋梁 樋管 堰 36 2 0

令和 7 年度 直 轄 河 川 重 要 水 防 箇 所 の 変 更 理 由 書 (釜 無 川)

変 更 種 別	河 川 名	令和 6 年度					令和 7 年度						変 更 理 由
		図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	番 号	図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	
①新規	釜無川	釜左K219-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	71	5	釜左K219-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	71	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	釜無川	釜左K216-1	水衝・洗掘 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	214	8	釜左K216-1	越水（溢水） 水衝・洗掘 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B B	左	214	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	釜無川	釜左K216-2	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	19	9	釜左K216-2	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	19	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	釜無川	釜左K212-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	451	10	釜左K212-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	451	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	釜無川	釜左K203-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	661	12	釜左K203-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	661	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	釜無川	釜左K200-1	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	- B B B B	左	111	15	釜左K200-1	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	- A B B B B	左	111	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川	富左K56-1	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B	左	77	27	富左K56-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	A B B B	左	77	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	富士川	富左K56-2	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B B	左	28	28	富左K56-2	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	A B B B	左	28	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	富士川	富左K55-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	60	29	富左K55-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	60	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	富士川	富左K52-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B B	左	318	30	富左K52-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	A B B B	左	318	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	富士川	富左K51-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	211	31	富左K51-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	211	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	富士川	富左K43-1	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	- B B	左	920	32	富左K43-1	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	- A B	左	920	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため

令和 7 年度 直 轄 河 川 重 要 水 防 箇 所 の 変 更 理 由 書 (釜 無 川)

変 更 種 別	河 川 名	令和 6 年度					令和 7 年度						変 更 理 由
		図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	番 号	図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	
①新規	富士川	富左K3-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	212	37	富左K3-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	212	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	富士川	富左K2-1	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	- B B	左	160	39	富左K2-1	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	- A B	左	160	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川	富左K0-1	堤体漏水	B	左	241	40	富左K0-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	241	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	釜無川						43	富右K215-1	越水（溢水）	B	右	397	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	釜無川	釜右K210-1	越水（溢水）	B	右	216	44	釜右K204-1	越水（溢水）	B	右	948	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	釜無川	釜右K200-1	堤体漏水	B	右	497	45	釜右K200-1	（重点） 堤体漏水	- B	右	497	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	釜無川	釜右K187-1	堤体漏水	B	右	418	48	釜右K187-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	418	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	釜無川	釜右K186-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	37	49	釜右K186-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	361	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	釜無川	釜右K181-1	堤体漏水	B	右	450	50	釜右K181-1	堤体漏水	B	右	126	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	釜無川	釜右K181-2	堤体漏水	B	右	100	51	釜右K181-2	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	100	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	釜無川	釜右K84-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	96	66	釜右K84-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	96	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	釜無川	釜右K82-1	堤体漏水	B	右	146	67	釜右K82-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	146	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため

令和 7 年度 直 轄 河 川 重 要 水 防 箇 所 の 変 更 理 由 書 (釜 無 川)

変 更 種 別	河 川 名	令和 6 年度					令和 7 年度						変 更 理 由
		図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長 (m)	番 号	図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長 (m)	
①新規	釜無川	釜右K81-1	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B	右	117	68	釜右K81-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B B B	右	117	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	釜無川	釜右K77-1	堤体漏水	B	右	496	69	釜右K77-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	496	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	釜無川	釜右K72-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	478	71	釜右K72-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	478	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	釜無川	釜右K69-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	289	72	釜右K69-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	225	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規 ④延長増減	釜無川	釜右K68-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	102	73	釜右K68-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	右	166	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	釜無川						74	富右K63-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	369	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	釜無川	釜右K60-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	897	75	釜右K60-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	528	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	富士川	富右K5-1	（重点） 越水（溢水）	－ A	右	109	87	富右K5-1	（重点） 越水（溢水）	－ A	右	221	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇 ④延長増減	富士川	富右K1-1	（重点） 越水（溢水）	－ B	右	88	89	富右K1-1	（重点） 越水（溢水）	－ A	右	159	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため

令和 7 年度 直 轄 河 川 重 要 水 防 箇 所 の 変 更 理 由 書 (富 士 川)

変 更 種 別	河 川 名	令和 6 年度					令和 7 年度						変 更 理 由
		図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	番 号	図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	
①新規	富士川	富左H288-1	(重点)	-	左	1箇所	9	富左H288-1	(重点) 越水 (溢水)	- A	左	23	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
④延長増減	富士川	富左H283-1	(重点) 越水 (溢水)	- B	左	187	11	富左H279-1	(重点) 越水 (溢水)	- B	左	1072	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
④延長増減	富士川	富左H274-1	(重点) 越水 (溢水)	- A	左	217	13	富左H274-1	(重点) 越水 (溢水)	- A	左	329	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
②階級上昇	富士川	富左H266-1	(重点) 越水 (溢水)	- B	左	626	14	富左H266-1	(重点) 越水 (溢水)	- A	左	626	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
①新規	富士川						15	富左H264-1	越水 (溢水)	B	左	249	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
①新規	富士川						20	富左H228-1	越水 (溢水)	B	左	121	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
①新規	富士川						22	富左H218-1	越水 (溢水)	B	左	290	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
④延長増減	富士川	富左H205-1	(重点) 越水 (溢水)	- B	左	459	26	富左H205-1	(重点) 越水 (溢水)	- B	左	270	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
①新規	富士川						27	富左H204-1	越水 (溢水)	A	左	141	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
④延長増減	富士川	富左H195-1	堤体漏水	B	左	1445	29	富左H196-1	堤体漏水	B	左	1357	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
①新規	富士川						30	富左H194-1	越水 (溢水) 堤体漏水	B B	左	88	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
④延長増減	富士川	富左H174-1	(重点) 越水 (溢水)	- A	左	105	33	富左H174-1	(重点) 越水 (溢水)	- A	左	312	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため

令和 7 年度 直 轄 河 川 重 要 水 防 箇 所 の 変 更 理 由 書 (富 士 川)

変 更 種 別	河 川 名	令和 6 年度					令和 7 年度						変 更 理 由
		図面对象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	番 号	図面对象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	
④延長増減	富士川	富左H174-2	越水（溢水）	B	左	140	34	富左H174-2	越水（溢水）	B	左	240	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川						38	富左H157-1	越水（溢水）	B	左	112	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川						39	富左H156-1	越水（溢水）	A	左	147	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	富士川	富左H137-1	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	- B	左	565	43	富左H137-1	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	- A	左	565	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川	富左H137-3	（重点） 水衝・洗掘	- A	左	171	45	富左H137-3	（重点） 水衝・洗掘 越水（溢水）	- A B	左	171	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川	富左H127-2	堤体漏水	B	左	923	47	富左H127-2	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	923	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	富士川	富左H126-1	（重点） 越水（溢水）	- B	左	264	48	富左H126-1	（重点） 越水（溢水）	- A	左	264	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇 ④延長増減	富士川	富右H299-1	（重点） 越水（溢水）	- B	右	1000	67	富右H302-1	（重点） 越水（溢水）	- A	右	234	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	富士川	富右H295-1	越水（溢水）	B	右	307	69	富右H295-1	越水（溢水）	B	右	1425	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川						71	富右H293-1	越水（溢水）	B	右	239	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川						72	富右H291-1	越水（溢水）	A	右	435	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川	富右H274-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	1383	84	富右H274-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	1383	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため

令和 7 年度 直 轄 河 川 重 要 水 防 箇 所 の 変 更 理 由 書 (富 士 川)

変 更 種 別	河 川 名	令和 6 年度					令和 7 年度						変 更 理 由
		図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	番 号	図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	
①新規	富士川						85	富右H270-1	越水（溢水）	B	右	265	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	富士川	富右H268-1	（重点） 越水（溢水）	- B	右	638	86	富右H268-1	（重点） 越水（溢水）	- A	右	638	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川						87	富右H266-1	越水（溢水）	B	右	124	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	富士川	富右H224-1	（重点） 越水（溢水）	- B	右	289	94	富右H224-1	（重点） 越水（溢水）	- A	右	289	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	富士川	富右H219-1	堤体漏水	B	右	673	95	富右H221-1	堤体漏水	B	右	121	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川						96	富右H218-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	552	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川						100	富右H175-1	越水（溢水）	A	右	195	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川	富右H174-1	（重点）	-	右	1箇所	101	富右H174-1	（重点） 越水（溢水）	- B	右	409	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川	富右H167-1	堤体漏水	B	右	446	104	富右H167-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	446	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	富士川	富右H150-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	367	108	富右H150-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	右	367	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川	富右H146-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	917	110	富右H146-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	917	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
③階級低下	富士川	富右H144-1	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	- A B B	右	413	111	富右H144-1	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	- B B B	右	413	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため

令和 7 年度 直 轄 河 川 重 要 水 防 箇 所 の 変 更 理 由 書 (富 士 川)

変 更 種 別	河 川 名	令和 6 年度					令和 7 年度						変 更 理 由
		図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	番 号	図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	
①新規	富士川						113	富右H142-1	越水（溢水）	B	右	135	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川						114	富右H141-1	越水（溢水）	A	右	242	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川						115	富右H140-1	越水（溢水）	B	右	100	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川						116	富右H136-1	越水（溢水）	B	右	173	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	富士川						117	富右H133-1	越水（溢水）	B	右	470	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇 ④延長増減	富士川	富右H126-1	（重点） 越水（溢水）	- B	右	191	120	富右H126-1	（重点） 越水（溢水）	- A	右	240	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため

令和 7 年度 直 轄 河 川 重 要 水 防 箇 所 の 変 更 理 由 書 (笛 吹 川)

変 更 種 別	河 川 名	令和 6 年度					令和 7 年度						変 更 理 由
		図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	番 号	図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	
④延長増減	笛吹川	笛左F241-1	堤体漏水	B	左	118	1	笛左F241-1	堤体漏水	B	左	60	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	笛吹川	笛左F238-1	（重点） 堤体漏水 越水（溢水）	- B B	左	297	2	笛左F238-1	（重点） 堤体漏水 越水（溢水）	- B B	左	385	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	笛吹川	笛左F219-1	堤体漏水	B	左	1978	3	笛左F219-1	堤体漏水	B	左	1948	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
⑤解除	笛吹川	笛左F211-1	（重点） 越水（溢水）	- B	左	81	4	笛左F211-1	（重点）	-	左	1箇所	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	笛吹川	笛左F187-1	堤体漏水	B	左	574	11	笛左F187-1	堤体漏水	B	左	540	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	笛吹川	笛左F186-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	144	12	笛左F186-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	178	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛左F172-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	111	18	笛左F172-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	111	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	笛吹川	笛左F172-2	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	113	19	笛左F172-2	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	113	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	笛吹川	笛左F168-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	428	21	笛左F168-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	428	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛左F167-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	42	22	笛左F167-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	42	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛左F167-2	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	B B B	左	15	23	笛左F167-2	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	A B B B	左	15	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛左F138-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	1861	32	笛左F138-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	1861	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため

令和 7 年度 直 轄 河 川 重 要 水 防 箇 所 の 変 更 理 由 書 (笛 吹 川)

変 更 種 別	河 川 名	令和 6 年度					令和 7 年度						変 更 理 由
		図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	番 号	図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	
①新規	笛吹川	笛左F136-1	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	B B B	左	228	34	笛左F136-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	A B B B	左	228	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛左F134-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	112	35	笛左F34-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	112	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛左F133-1	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	B B B	左	106	36	笛左F133-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	A B B B	左	106	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛左F132-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	206	37	笛左F132-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	206	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛左F130-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	102	38	笛左F130-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	102	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	笛吹川	笛左F126-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	422	39		越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	422	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛左F124-1	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	B B B	左	255	41	笛左F124-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	B B B B	左	255	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛左F119-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	550	42	笛左F119-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	550	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛左F116-1	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	B B B	左	210	43	笛左F117-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	B B B B	左	210	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川						44	笛左F114-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	291	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	笛吹川	笛左F112-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	578	45	笛左F112-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	195	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	笛吹川	笛左F110-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	208	47	笛左F110-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	300	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため

令和 7 年度 直 轄 河 川 重 要 水 防 箇 所 の 変 更 理 由 書 (笛 吹 川)

変 更 種 別	河 川 名	令和 6 年度					令和 7 年度						変 更 理 由
		図面対象番号	種 別	階 級	左右 岸別	延長 (m)	番 号	図面対象番号	種 別	階 級	左右 岸別	延長 (m)	
①新規	笛吹川	笛左F109-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	52	48	笛左F109-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	52	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	笛吹川	笛左F95-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	1167	51	笛左F100-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	539	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川						52	笛左F95-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	628	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	笛吹川	笛左F93-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	152	55	笛左F93-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	152	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛左F93-2	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	31	56	笛左F93-2	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	31	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛左F92-1	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	B B B	左	28	57	笛左F92-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	B B B B	左	28	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	笛吹川	笛左F80-1	（重点） 越水（溢水）	- B	左	739	60	笛左F79-1	（重点） 越水（溢水）	- B	左	807	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	笛吹川	笛左F75-1	越水（溢水）	B	左	353	61	笛左F73-1	越水（溢水）	B	左	541	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛左F50-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	43	66	笛左F50-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	43	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	笛吹川	笛左F5-1	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	- B B B	左	458	75	笛左F5-1	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	- A B B	左	458	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	笛吹川	笛左F2-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	462	76	笛左F2-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	左	462	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇	笛吹川	笛左F0-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	B B B B	左	212	77	笛左F0-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	A B B B	左	212	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため

令和 7 年度 直 轄 河 川 重 要 水 防 箇 所 の 変 更 理 由 書 (笛 吹 川)

変 更 種 別	河 川 名	令和 6 年度					令和 7 年度						変 更 理 由
		図面対象番号	種 別	階 級	左右 岸別	延長 (m)	番 号	図面対象番号	種 別	階 級	左右 岸別	延長 (m)	
⑤解除	笛吹川	笛右F260-1	(重点) 越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	- A B B	右	75	79	笛右F260-1	(重点) 堤体漏水 基礎地盤漏水	- B B	右	75	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
⑤解除	笛吹川	笛右F258-1	(重点) 越水 (溢水)	- A	右	70	81	笛右F258-1	(重点)	-	右	1箇所	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川						92	笛右F242-1	越水 (溢水)	B	右	70	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
⑤解除	笛吹川	笛右F210-1	越水 (溢水)	B	右	101							新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛右F172-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	95	102	笛右F172-1	越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	95	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛右F164-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	353	105	笛右F164-1	越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	353	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛右F159-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	454	108	笛右F159-1	越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	454	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
④延長増減	笛吹川	笛右F158-1	越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	138	109	笛右F154-1	越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	588	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
④延長増減	笛吹川	笛右F144-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	1515	110	笛右F145-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	948	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川						111	笛右F144-1	越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	117	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛右F142-1	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	B B B	右	194	112	笛右F142-1	越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	B B B B	右	194	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛右F133-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	1075	113	笛右F133-1	越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	1075	新たな計画高水流量 (案) 及び流量配分に変更したため

令和 7 年度 直 轄 河 川 重 要 水 防 箇 所 の 変 更 理 由 書 (笛 吹 川)

変 更 種 別	河 川 名	令和 6 年度					令和 7 年度						変 更 理 由
		図面対象番号	種 別	階 級	左右 岸別	延長 (m)	番 号	図面対象番号	種 別	階 級	左右 岸別	延長 (m)	
①新規	笛吹川	笛右F130-1	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	B B B	右	315	114	笛右F130-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	B B B B	右	315	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛右F115-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	1629	115	笛右F115-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	1629	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛右F113-1	堤体漏水	B	右	245	116	笛右F113-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	245	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛右F105-1	堤体漏水	B	右	768	119	笛右F105-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	768	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛右F103-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	90	120	笛右F103-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	90	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川	笛右F95-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	409	123	笛右F95-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	409	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
②階級上昇 ④延長増減	笛吹川	笛右F86-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	1228	125	笛右F90-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	右	584	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川						126	笛右F86-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	644	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	笛吹川	笛右F27-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	292	134	笛右F27-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	199	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	笛吹川						135	笛右F27-2	越水（溢水） 堤体漏水	A B	右	93	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため

令和 7 年度 直 轄 河 川 重 要 水 防 箇 所 の 変 更 理 由 書 (支 川)

変 更 種 別	河 川 名	令和 6 年度					令和 7 年度						変 更 理 由
		図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	番 号	図面対象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	
①新規	塩川	塩右S9-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	140	3	塩右S9-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	140	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	塩川	塩右S7-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	201	4	塩右S7-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	201	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	塩川	塩右S6-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	110	5	塩右S6-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	110	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	塩川						8	塩右S3-1	越水（溢水）	B	右	100	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	塩川	塩右S2-1	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	274	9	塩右S2-1	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	274	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	御勅使川	御左M18-1	水衝・洗堀	B	左	112	5	御左M18-1	越水（溢水） 水衝・洗堀	B B	左	112	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	御勅使川						6	御左M9-1	越水（溢水）	B	左	81	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	御勅使川	御左M8-1	堤体漏水	B	左	50	7	御左M8-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	50	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	御勅使川	御左M8-2	水衝・洗堀	B	左	60	8	御左M8-2	越水（溢水） 水衝・洗堀	B B	左	60	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	御勅使川	御右M23-1	堤体漏水	B	右	978	10	御右M30-1	堤体漏水	B	右	626	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	御勅使川						11	御右M27-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	128	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	御勅使川						12	御右M23-1	堤体漏水	B	右	224	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため

令和 7 年度 直 轄 河 川 重 要 水 防 箇 所 の 変 更 理 由 書 (支 川)

変 更 種 別	河 川 名	令和 6 年度					令和 7 年度						変 更 理 由
		図面对象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	番 号	図面对象番号	種別	階級	左右 岸別	延長(m)	
①新規	御勅使川						17	御右M18-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	31	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	御勅使川	御右M9-1	堤体漏水	B	右	499	18	御右M9-1	堤体漏水	B	右	468	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	重川	重左重13-1	越水（溢水）	B	左	100	2	重左重13-1	越水（溢水）	B	左	195	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
③階級低下	重川	重左重11-1	越水（溢水）	A	左	200	3	重左重11-1	越水（溢水）	B	左	200	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
③階級低下	重川	重左重10-1	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	- A B B	左	100	④	重左重10-1	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	- B B B	左	100	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
③階級低下	重川	重右重10-1	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	- A B	右	500	⑦	重右重10-1	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	- B B	右	500	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	日川	日左日0-1	堤体漏水	B	左	911	3	日左日1-1	堤体漏水	B	左	883	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	日川						4	日左日0-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	28	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
④延長増減	日川	日右日0-1	堤体漏水	B	右	960	6	日右日2-1	堤体漏水	B	右	732	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため
①新規	日川						7	日右日0-1	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	228	新たな計画高水流量（案）及び流量配分に変更したため

附表第4表-1

重要水防区域の重要度の評定基準〔山梨県〕

種 別	基 準	
	最も重要な区間（a）	次に重要な区間（b）
堤 防 高	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が度々予想される場合。	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が予想される場合。
堤 体 強 度	新堤で施行後1年未満の場合、又は橋梁、樋門、樋管等の施行箇所で埋戻後1年未満の場合、あるいは堤防断面が狭小の場合。	新堤で施行後3年未満の場合、又は橋梁、樋門、樋管等の施行箇所で埋戻後3年未満の場合、或いは堤防断面がやや不足している場合。
水 衝 箇 所	洪水時水衝部において護岸等が度々破損されるもの、あるいは破堤寸前程度までの欠壊等の実績があるもの、天然河岸で侵食甚しく危険なもの。	洪水時水衝部において護岸があるが目詰め石積とか護岸が古くなって効用が著しく減じている等完全といえないものの天然河岸で侵食されているもの。
洗 掘 箇 所	堤脚又は護岸の根固が洗掘されているもの、水制等が破損して危険が予想されるもの。	河床の洗掘の著しい場合で護岸の根固、水制が一部破損し危険の生じることが予想されるもの。
漏 水 箇 所	堤体より濁水が湧出した実績があるもの。	堤体あるいは堤内地の部分より清水が湧出した実績があるもの。
工 事 施 行 箇 所	樋門、樋管等が施行中のもので堤防を横断して開削している場合。	堤防を横断して堤防高のを開削して工事を施行したもので工事完了後1年未満のもの。
被 災 箇 所	過年度に被災し、出水期までに復旧できないもので査定時の緊急順位がA、Bに該当するもの。	過年度に被災し、出水期までに復旧できないもので査定時の緊急順位がCに該当するもの。
工 作 物	橋梁、取水堰等の河川横断工作物において流水疎通の障害等により被害が生ずる恐れがある箇所。（堤防区間） 樋門、樋管等の堤防横断工作物で、老朽化が著しく沈下、漏水等により被害が生ずる恐れがある箇所。	橋梁、取水堰等の河川横断工作物において流水疎通の障害等により被害が生ずる恐れがある箇所。（堀込区間）

附表第4表－2

令和7年度 県管理河川重要水防箇所調書（総括表）

建設事務所 水防支部名	a			b			計		
	箇所	延長(m)	内 工作物	箇所	延長(m)	内 工作物	箇所	延長(m)	内 工作物
中北建設事務所	44	11,055	0	112	27,613	21	156	38,668	21
中北建設事務所峡北支所	43	5,725	3	38	12,950	0	81	18,675	3
峡東建設事務所	24	6,690	0	79	18,855	1	103	25,545	1
峡南建設事務所	25	3,350	1	27	6,420	2	52	9,770	3
峡南建設事務所身延支所	29	3,729	0	49	7,882	1	78	11,611	1
富士東部建設事務所	44	6,880	0	50	6,800	0	94	13,680	0
富士東部建設事務所吉田支所	13	4,550	0	29	14,350	7	42	18,900	7
合計	222	41,979	4	384	94,870	32	606	136,849	36

県 管 理 区 域

建設事務所 水防支部名	担当水防 管理団体名	河 川 名	市 町 村	大 字	字	左右 岸別	延 長 (m)	階級	種 別	注意を要する理由	水 防 倉 庫	番号
中 北	指 甲府市	高倉川	甲府市	城東	合流点上	左 右	100 100	b b	洗掘箇所	護岸洗掘	甲府市 濁川水防倉庫	1－1
中 北	指 甲府市	高倉川	甲府市	東光寺	北バイパス下流	左 右	300 300	b b	洗掘箇所	護岸洗掘	甲府市 濁川水防倉庫	1－2
中 北	指 甲府市	藤川	甲府市	中央	三丁目桃山橋上下	左 右	400 400	b b	堤体強度	護岸老朽	甲府市 濁川水防倉庫	1－4
中 北	指 甲府市	藤川	甲府市	北 口 一丁目	三念坂橋上	左 右	70 70	b b	水衝箇所	護岸老朽	甲府市 濁川水防倉庫	1－5
中 北	指 甲府市	藤川	甲府市	元紺屋町	北バイパス上下	左 右	300 300	a a	堤体強度	護岸老朽	甲府市 濁川水防倉庫	1－6
中 北	指 甲府市	藤川	甲府市	古府中町	大泉橋上	左	35	a	堤防高	堤防高不足	甲府市 濁川水防倉庫	1－7
中 北	指 甲府市	相川	甲府市	朝 日 三丁目	上木戸橋下	左	120	a	堤体強度	堤防断面不足	甲府市 長松寺水防倉庫	1－8
中 北	指 甲府市	小湯川	甲府市	飯 田 五丁目	相川合流点上	左 右	50 50	a a	堤防高	堤防高不足	甲府市 長松寺水防倉庫	1－9
中 北	指 甲府市	湯川	甲府市	湯 村 三丁目	山の手通り上	右	25	a	洗掘箇所	護岸洗掘	甲府市 羽黒水防倉庫	1－10
中 北	指 甲府市	湯川	甲府市	湯 村 三丁目	庚申橋上	左 右	40 40	a a	洗掘箇所	護岸洗掘	甲府市 羽黒水防倉庫	1－11
中 北	指 甲府市	湯川	甲府市	湯 村 三丁目	宮平橋下	左 右	80 80	a a	洗掘箇所	護岸洗掘	甲府市 羽黒水防倉庫	1－12
中 北	指 甲府市	四分川	甲府市	東河原	卸売市場上	左 右	400 400	b b	堤防高	堤防高不足	甲府市 中小河原水防倉庫	1－13
中 北	指 甲府市	荒川	甲府市	平瀬町	万年橋下	左 右	550 300	b b	水衝箇所	護岸なし	甲府市 羽黒水防倉庫	1－14
中 北	指 甲府市	渋川	甲府市	高室	中央道下流	左 右	110 110	b b	堤防高	堤防高不足	甲府市 中小河原水防倉庫	1－15
中 北	指 甲府市	御岳川	甲府市	御岳町	金桜神社下	左 右	250 250	b b	堤体強度	一部護岸なし	甲府市 羽黒水防倉庫	1－17
中 北	指 甲斐市	亀沢川	甲斐市	中下	新中下橋上下	左	400	b	水衝箇所	護岸なし	甲斐市水防倉庫	1－20
中 北	指 甲斐市	亀沢川	甲斐市	亀沢	中村橋上下流	左 右	20 20	b b	洗掘箇所	護岸洗掘	甲斐市水防倉庫	1－21
中 北	指 甲斐市	亀沢川	甲斐市	上福沢	神戸橋上	左 右	700 700	a a	堤防高	護岸なし	甲斐市水防倉庫	1－22
中 北	指 甲斐市	貢川	甲斐市	天狗沢	町道横	左 右	200 200	a a	堤防高	堤防高不足	甲斐市水防倉庫	1－23
中 北	指 甲斐市	貢川	甲斐市	中下条	貢川橋上	左 右	800 800	a a	水衝箇所	護岸老朽	甲斐市水防倉庫	1－24
中 北	指 南アルプス市	塩沢川	南アルプス市	塩の前	塩の前橋上下	左 右	150 110	b b	水衝箇所	護岸老朽	南アルプス市 有野水防倉庫	1－25
中 北	指 南アルプス市	御勅使川	南アルプス市	芦安芦倉	西河原日中	左 右	100 100	b b	水衝箇所	護岸洗掘	南アルプス市 水防倉庫	1－27
中 北	指 南アルプス市	御勅使川	南アルプス市	芦安芦倉	小曾利・古屋敷	左 右	50 50	b b	水衝箇所	護岸洗掘	南アルプス市 水防倉庫	1－28
中 北	指 南アルプス市	御勅使川	南アルプス市	新倉	新倉橋上	左 右	60 60	b b	水衝箇所	護岸洗掘	南アルプス市 水防倉庫	1－29
中 北	指 南アルプス市	御勅使川	南アルプス市	安通	前坂下ジャレ	左 右	50 50	b b	水衝箇所	護岸洗掘	南アルプス市 水防倉庫	1－30
中 北	指 南アルプス市	御勅使川	南アルプス市	沓沢	瀬戸大橋上	左	200	b	水衝箇所	護岸洗掘	南アルプス市 水防倉庫	1－31
中 北	指 南アルプス市	高室川	南アルプス市	曲輪田	高室橋上	左 右	150 150	b b	水衝箇所	護岸洗掘	南アルプス市 水防倉庫	1－33
中 北	指 南アルプス市	塩沢川	南アルプス市	上宮地	滝沢川合流点上	左 右	150 150	b b	水衝箇所	護岸老朽、一部護岸なし	南アルプス市 水防倉庫	1－34
中 北	指 南アルプス市	漆川	南アルプス市	下市之瀬	野之瀬橋上下	左 右	100 200	b b	水衝箇所	護岸洗掘	南アルプス市 水防倉庫	1－35
中 北	指 南アルプス市	滝沢川	南アルプス市	曲輪田	曲輪田橋上下	左 右	500 500	b b	水衝箇所	護岸洗掘	南アルプス市 水防倉庫	1－37
中 北	指 南アルプス市	深沢川	南アルプス市	上宮地	宮地橋上	左	100	b	水衝箇所	護岸洗掘	南アルプス市 水防倉庫	1－38
中 北	指 南アルプス市	御手洗川	南アルプス市	上宮地	楡形8号線	左 右	150 150	b b	堤防高	堤防高不足	南アルプス市 水防倉庫	1－39
中 北	指 南アルプス市	堰野川	南アルプス市	中野・上野	上野諏訪神社上	左 右	130 130	b b	水衝箇所	護岸洗掘	南アルプス市 水防倉庫	1－40

建設事務所 水防支部名	担当水防 管理団体名	河川名	市町村	大字	字	左右 岸別	延長 (m)	階級	種別	注意を要する理由	水防倉庫	番号
中北	指 南アルプス市	坪川	南アルプス市	上市之瀬	スズラン橋下	左 右	700 700	b b	堤体強度	一部護岸なし	南アルプス市 水防倉庫	1-41
中北	指 南アルプス市	神明川	南アルプス市	上高砂	高砂川合流点上	左 右	290 290	a a	堤体強度	堤防高不足	南アルプス市 水防倉庫	1-43
中北	指 南アルプス市	漆川	南アルプス市	古市場鮎沢	境界橋下	左	400	b	堤体強度	一部護岸なし(改修済)	南アルプス市 荊沢上水防倉庫	1-44
中北	指 南アルプス市	塩沢川	南アルプス市	秋山	集落上	左	70	b	堤体強度	一部護岸なし(改修済)	南アルプス市 西新居水防倉庫	1-45
中北	指 南アルプス市	滝沢川	南アルプス市	江原	起田橋上	左 右	500 500	b b	洗掘箇所	護岸洗掘	南アルプス市 水防倉庫	1-46
中北	指 南アルプス市	八条川	南アルプス市	東南湖	八条橋上	左 右	540 540	b b	堤防高 堤体強度	堤防高不足 護岸老朽	南アルプス市 水防倉庫	1-47
中北	指 南アルプス市	八条川	南アルプス市	藤田	県道下	左 右	900 900	b b	堤防高	堤防高不足	南アルプス市 水防倉庫	1-48
中北	指 南アルプス市	横川	南アルプス市	藤田	西川橋上	左 右	500 500	b b	堤防高	堤防高不足	南アルプス市 水防倉庫	1-49
中北	指 甲府市	荒川	甲府市	下飯田	一・二丁目	右	300	b	堤防高	堤防高不足	甲府市 長松寺水防倉庫	1-50
中北	指 甲府市	大円川	甲府市	善光寺	濁川合流点上流	左 右	300 300	a a	堤防高	排水不良	甲府市 濁川水防倉庫	1-51
中北	指 甲府市	流川	甲府市	大津	中央道下流	左 右	500 500	a a	堤防高	排水不良	甲府市 中小河原水防倉庫	1-52
中北	指 甲府市	湯川	甲府市	湯村三丁目	湯川橋上流	左 右	50 50	a a	堤防高	断面不足	甲府市 羽黒水防倉庫	1-53
中北	指 甲府市	五割川	甲府市	小瀬	小瀬新橋上流	左 右	800 800	a a	堤防高	断面不足	甲府市 中小河原水防倉庫	1-54
中北	指 甲斐市	防沢川	甲斐市	団子新居	楯無堰下	右	0 325	b	堤防高	護岸老朽	甲斐市役所 水防倉庫	1-55
中北	指 甲斐市	防沢川	甲斐市	下今井	富士川合流	左 右	150 150	b b	堤防高	護岸なし	甲斐市役所 水防倉庫	1-56
中北	指 甲斐市	防沢川	甲斐市	下今井	坊沢橋上下	左 右	50 50	b b	堤防高	堤防高不足	甲斐市役所 水防倉庫	1-57
中北	指 甲斐市	東川	甲斐市	岩森	岩森橋上流	左 右	180 180	b b	堤防高	護岸なし	甲斐市役所 水防倉庫	1-58
中北	指 甲斐市	東川	甲斐市	岩森	JR橋下流	左	20	b	堤防高	堤防断面不足	甲斐市役所 水防倉庫	1-59
中北	指 甲斐市	東川	甲斐市	菖蒲沢	町道橋上下	右	50	b	堤防高	堤防断面不足	甲斐市役所 水防倉庫	1-60
中北	指 甲斐市	六反川	甲斐市	宇津谷	富士川上流	右	200	a	堤体強度	護岸弱し	甲斐市役所 水防倉庫	1-61
中北	指 甲斐市	六反川	甲斐市	宇津谷	米笠橋	左	150	b	堤防高	護岸なし	甲斐市役所 水防倉庫	1-62
中北	指 甲斐市	六反川	甲斐市	宇津谷	中谷戸頭首工	左 右	20 20	a a	堤防高	護岸なし	甲斐市役所 水防倉庫	1-63
中北	指 甲府市	間門川	甲府市	上曽根町	笛吹川合流点上	左 右	1,830 1,830	b b	堤体強度	護岸不完全	甲府市 中道支所水防倉庫	1-64
中北	指 甲府市	七覚川	甲府市	右左口町	坂下橋下	左 右	90 100	b b	水衝箇所	護岸洗掘	甲府市 中道支所水防倉庫	1-65
中北	指 甲府市	滝戸川	甲府市	上向山町	公会堂上	左 右	15 10	a a	水衝箇所	護岸洗掘	甲府市 中道支所水防倉庫	1-66
中北	指 甲府市	滝戸川	甲府市	下向山町	役場下	右	100	b	洗掘箇所	護岸洗掘	甲府市 中道支所水防倉庫	1-67
中北	指 甲府市	滝戸川	甲府市	上向山町	佐久役場上	左	20	b	堤体強度	護岸老朽	甲府市 中道支所水防倉庫	1-68
中北	指 甲府市	西川	甲府市	中畑町	広域農道下	左 右	150 100	b b	堤防高	堤防高不足	甲府市 中道支所水防倉庫	1-70
中北	指 甲府市	心経寺川	甲府市	心経寺町	寺下	左 右	10 20	a a	水衝箇所	護岸洗掘	甲府市 中道支所水防倉庫	1-71
中北	指 甲府市	稲川	甲府市	上向山町	佐久墓地上	右	0 150	b	堤防高	堤防高不足	甲府市 中道支所水防倉庫	1-72
中北	指 甲府市	宮沢川	甲府市	右左口町	善藤広域農道上下	左 右	30 30	a a	堤防高	堤防高不足	甲府市 中道支所水防倉庫	1-73
中北	指 甲府市	宮沢川	甲府市	右左口町	合流点上	左 右	1,500 1,500	b b	堤体強度	護岸不完全	甲府市 中道支所水防倉庫	1-74
中北	指 甲府市	七覚川	甲府市	右左口町	七覚岩窪橋	右	25	b	水衝箇所	護岸洗掘	甲府市 中道支所水防倉庫	1-75
中北	指 甲府市	七覚西川	甲府市	右左口町	七覚合流点上	左 右	150 150	b b	洗掘箇所	護岸洗掘	甲府市 中道支所水防倉庫	1-76

建設事務所 水防支部名	担当水防 管理団体名	河川名	市町村	大字	字	左右 岸別	延長 (m)	階級	種別	注意を要する理由	水防倉庫	番号
中北	指 甲府市	間門川	甲府市	下曽根町	中央道下	左 右	350 290	a a	堤防高	堤防高不足	甲府市 中道支所水防倉庫	1-77
中北	指 中央市	舟井川	中央市	関原	坂下橋上	左 右	400 430	b b	堤防高	堤防高不足	中央市 豊富庁舎水防倉庫	1-79
中北	指 中央市	西之沢川	中央市	大鳥居	合流点上	左 右	100 100	b b	堤防高	堤防高不足	中央市 豊富庁舎水防倉庫	1-80
中北	指 中央市	七覚川	中央市	木原	後田	左 右	60 100	a a	堤防高	堤防高不足	中央市 豊富庁舎水防倉庫	1-81
中北	指 中央市	新せぎ川	中央市	浅利	合流点上	左	300	a	堤防高	堤防高不足	中央市 角川水防倉庫	1-82
中北	指 中央市	大森川	中央市	大鳥居	蓄舎下	右	40	b	水衝箇所	護岸不完全	中央市 豊富庁舎水防倉庫	1-83
中北	指 中央市	浅利川	中央市	大鳥居	厚正橋上	左 右	100 100	b b	水衝箇所	護岸不完全	中央市 豊富庁舎水防倉庫	1-84
中北	指 中央市	谷坂川	中央市	大鳥居	地内	左 右	980 950	b b	水衝箇所	護岸老朽	中央市 豊富庁舎水防倉庫	1-86
中北	指 甲府市	芦川	甲府市	梯町	梯橋上	左 右	400 500	a a	堤防高	堤防高不足	甲府市上九一色 出張所水防倉庫	1-87
中北	指 甲府市	芦川	甲府市	梯町	新井橋上	右	300	a	堤防高	堤防高不足	甲府市上九一色 出張所水防倉庫	1-88
中北	指 南アルプス市	八糸川	南アルプス市	藤田	丁向	左 右	159 114	b b	被災箇所 被災箇所	護岸倒壊 護岸倒壊	南アルプス市 水防倉庫	1-106
	中北計	(工作物除く)					38,668	a b	11,055 27,613	44 91		
中北	指 南アルプス市	堰野川	南アルプス市	中野	地内	左 右	1箇所	b	工作物(橋梁)	流水疎通障害 橋(管理者:南アルプス市)	南アルプス市 水防倉庫	1-89
中北	指 南アルプス市	八糸川	南アルプス市	和泉	地内	左 右	13箇所	b	工作物(橋梁)	流水疎通障害 市道橋(管理者:南アルプス市)	南アルプス市 水防倉庫	1-90
中北	指 南アルプス市	八糸川	南アルプス市	西南湖	地内	左 右	1箇所	b	工作物(橋梁)	流水疎通障害 県道(一軒茶屋前沢線)橋(管理者:山梨県)	南アルプス市 水防倉庫	1-91
中北	指 甲府市	鎌田川	甲府市	大津町	地内	左 右	1箇所	b	工作物(橋梁)	流水疎通障害 大津西橋(管理者:甲府市)	甲府市 中小河原水防倉庫	1-94
中北	指 甲府市	高倉川	甲府市	城東	地内	左 右	1箇所	b	工作物(橋梁)	流水疎通障害 国道411号(管理者:山梨県)	甲府市 濁川水防倉庫	1-95
中北	指 甲府市	湯川	甲府市	湯村 3丁目	地内	左 右	1箇所	b	工作物(橋梁)	流水疎通障害 山の手通り(管理者:山梨県)	甲府市 羽黒水防倉庫	1-97
中北	指 甲府市	湯川	甲府市	湯村 3丁目	地内	左 右	1箇所	b	工作物(橋梁)	流水疎通障害 庚申橋(管理者:甲府市)	甲府市 羽黒水防倉庫	1-98
中北	指 甲府市	湯川	甲府市	湯村 3丁目	地内	左 右	1箇所	b	工作物(橋梁)	流水疎通障害 宮平橋(管理者:甲府市)	甲府市 羽黒水防倉庫	1-99
中北	指 甲府市	湯川	甲府市	湯村 3丁目	地内	左 右	1箇所	b	工作物(橋梁)	流水疎通障害 湯川橋(管理者:甲府市)	甲府市 羽黒水防倉庫	1-100
	中北計	(工作物)					21箇所	a b		0 21		
峡北	指 韮崎市	塩川	韮崎市	岩下	岩根	左	100	a	工作物(管渠)	堤防高不足	韮崎市 第7水防倉庫	2-1
峡北	指 韮崎市	塩川	韮崎市	岩下	更科橋下流	左	600	a	堤防高	堤防高不足	韮崎市 第7水防倉庫	2-2
峡北	指 韮崎市	塩川	韮崎市	富士見・中島	更科橋上下流	右	800	b	堤防高	護岸老朽	韮崎市 第7水防倉庫	2-3
峡北	指 韮崎市	塩川	韮崎市	藤井町	駒井橋上流	右	300	a	堤防高	護岸弱し	韮崎市 第6水防倉庫	2-4
峡北	指 韮崎市	甘利沢川	韮崎市	神山町	鍋山	左 右	100 100	b b	堤防高	堤防断面不足	韮崎市 第2水防倉庫	2-5
峡北	指 韮崎市	小武川	韮崎市	円野町	小武川橋上	右	100	a	堤防高	堤防高不足	韮崎市 第2水防倉庫	2-6
峡北	指 韮崎市	古川	韮崎市	大草町	若尾新田	左 右	135 135	a a	堤防高	堤防高不足	韮崎市 第8水防倉庫	2-7
峡北	指 韮崎市	寺沢川	韮崎市	円野町	上円井	左 右	20 20	a a	堤防高	堤防高不足	韮崎市 第5水防倉庫	2-9
峡北	指 韮崎市	権現沢川	韮崎市	穂坂町	宮久保	左 右	800 800	b b	堤防高	堤防高不足	韮崎市 第7水防倉庫	2-10
峡北	指 北杜市	塩川	北杜市	上神取	大日河原	左	60	a	堤防高	護岸なし	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-11
峡北	指 北杜市	塩川	北杜市	三之蔵	駒井橋上流	左	400	b	堤防高	堤防高不足	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-12
峡北	指 北杜市	沓川	北杜市	上手	中筋	左 右	30 30	a a	護岸洗掘	護岸弱し	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-13

建設事務所 水防支部名	担当水防 管理団体名	河 川 名	市 町 村	大 字	字	左右 岸別	延 長 (m)	階級	種 別	注意を要する理由	水 防 倉 庫	番号
峡 北	指 北杜市	栃沢川	北杜市	中込	小袖	左 右	110 110	a a	堤防高	護岸なし	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-14
峡 北	指 北杜市	正楽寺川	北杜市	正楽寺	部落横	左	110	b	護岸洗掘	護岸弱し	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-15
峡 北	指 北杜市	大林寺川	北杜市	下神取	浅尾	左 右	200 200	a a	堤体強度	護岸弱し	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-16
峡 北	指 北杜市	南沢川	北杜市	小笠原 三之蔵	原・三之蔵	左 右	50 50	a a	護岸洗掘	護岸弱し	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-17
峡 北	指 北杜市	五反田川	北杜市	上手 小笠原	西村・本村	左 右	200 200	a a	堤防高	堤防高不足	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-18
峡 北	指 北杜市	本谷川	北杜市	小尾	湯橋上流	右	100	a	堤防高	堤防高不足	北杜市 第2水防倉庫	2-19
峡 北	指 北杜市	塩川	北杜市	小尾	和田橋上流	右 左	160 60	a a	堤防高	堤防高不足	北杜市 第2水防倉庫	2-20
峡 北	指 北杜市	鳩川	北杜市	若神子	岩根				堤防高	堤防高不足	北杜市 第1水防倉庫	2-21
峡 北	指 北杜市	鳩川	北杜市	若神子	東和田橋上流	右	50	a	水衝箇所	護岸なし	北杜市 第1水防倉庫	2-22
峡 北	指 北杜市	須玉川	北杜市	穴平	万年橋下流	左 右	100 100	b b	堤防高	護岸なし	北杜市 第1水防倉庫	2-23
峡 北	指 北杜市	塩川	北杜市	江草	平橋上流	右	200	b	無堤	護岸なし	北杜市 第1水防倉庫	2-24
峡 北	指 北杜市	久保川	北杜市	清里	東原	左	300	b	堤防高	堤防高不足	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-25
峡 北	指 北杜市	甲川	北杜市	五町田	山西	左	160	a	堤防高	護岸なし	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-26
峡 北	指 北杜市	大深沢川	北杜市	上笹尾	女取	右	720	b	堤防高	護岸なし	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-27
峡 北	指 北杜市	鳩川	北杜市	谷戸	宮上	右	200	a	堤防高	堤防高不足	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-28
峡 北	指 北杜市	宮川	北杜市	谷戸	下新井	右	200	a	堤防高	護岸なし	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-29
峡 北	指 北杜市	宮川	北杜市	谷戸	富士見	右	100	b	堤防高	護岸なし	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-30
峡 北	指 北杜市	宮川	北杜市	谷戸	宮上	左 右	300 70	b b	堤防高	護岸なし	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-31
峡 北	指 北杜市	泉川	北杜市	西井出	天神	左 右	150 150	a a	堤防高	護岸なし	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-32
峡 北	指 北杜市	衣川	北杜市	谷戸	町屋	左 右	100 100	a a	堤防高	護岸なし	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-33
峡 北	指 北杜市	衣川	北杜市	谷戸	城南	左 右	200 200	b b	堤体強度	護岸弱し	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-34
峡 北	指 北杜市	井野川	北杜市	西井出	宮地	左 右	50 50	b b	堤体強度	護岸弱し	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-35
峡 北	指 北杜市	甲川	北杜市	西井出	東原	左 右	100 75	a a	堤体強度	護岸弱し	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-36
峡 北	指 北杜市	高川	北杜市	小荒間	下村	左	200	b	堤防高	堤防高不足	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-37
峡 北	指 北杜市	大深沢川	北杜市	大井ヶ森	森山	左	800	b	堤防高	護岸なし	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-38
峡 北	指 北杜市	古杣川	北杜市	大井ヶ森	大井ヶ森	左 右	200 200	b b	堤防高	護岸なし	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-39
峡 北	指 北杜市	古杣川	北杜市	小荒間	仁生園下	左 右	100 100	b b	堤防高	護岸なし	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-40
峡 北	指 北杜市	鳩川	北杜市	塚川	塚川	左 右	200 200	b b	堤防高	護岸なし	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-41
峡 北	指 北杜市	鳩川	北杜市	大八田	大久保	右	70	a	堤防高	護岸なし	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-42
峡 北	指 北杜市	鳩川	北杜市	白井沢	東村	左	100	b	堤体強度	護岸弱し	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-43
峡 北	指 北杜市	白井沢宮川	北杜市	上条	駅裏	左 右	1,500 1,500	b b	堤防高	堤防高不足	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-44
峡 北	指 北杜市	富士川	北杜市	三吹	滝下	右	750	a	堤体強度	護岸老朽	北杜市水防倉庫	2-45
峡 北	指 北杜市	富士川	北杜市	三吹	大武川合流	右	100	a	堤体強度	護岸老朽	北杜市水防倉庫	2-46
峡 北	指 北杜市	富士川	北杜市	牧ノ原	東原	右	150	a	堤体強度	護岸老朽	北杜市水防倉庫	2-47

建設事務所 水防支部名	担当水防 管理団体名	河川名	市町村	大字	字	左右 岸別	延長 (m)	階級	種別	注意を要する理由	水防倉庫	番号
峡北	指北杜市	富士川	北杜市	台ヶ原	台ヶ原橋下流	右	150	b	堤体強度	護岸老朽	北杜市 第1水防倉庫	2-48
峡北	指北杜市	尾白川	北杜市	白須	花木	左	800	b	堤防高	堤防高不足	北杜市 第1水防倉庫	2-49
峡北	指北杜市	田沢川	北杜市	白須	大原	左右	500 500	b b	堤防高	護岸なし	北杜市 第1水防倉庫	2-50
峡北	指北杜市	松山沢川	北杜市	鳥原	柏木	左右	100 100	b b	堤防高	堤防高不足	北杜市 第2水防倉庫	2-51
峡北	指北杜市	富士川	北杜市	花水	花水橋上	左	100	a	堤防高	堤防高不足	北杜市 第1水防倉庫	2-52
峡北	指北杜市	滝童川	北杜市	横手	上河原	右	100	b	堤防高	堤防高不足	北杜市 第2水防倉庫	2-53
峡北	指北杜市	塩沢川	北杜市	大武川	諸水	左	100	b	堤防高	堤防高不足	北杜市 第2水防倉庫	2-54
峡北	指韮崎市	釜無川	韮崎市	上祖母石	桐沢橋上流	左右	100	a	護岸洗掘	護岸弱し	韮崎市 第4水防倉庫	2-65
峡北	指北杜市	塩川	北杜市	上手	三村橋上下流	左右	100	a	護岸洗掘	護岸弱し	北杜市 第1水防倉庫	2-66
峡北	指韮崎市	釜無川	韮崎市	円野町	入戸野橋上流	左右	100	a	護岸洗掘	護岸弱し	韮崎市 第5水防倉庫	2-67
	峡北計	(工作物除く)					18,675	a b	5,725 12,950	40 38		
峡北	指北杜市	泉川	北杜市	大泉町	西井出	左右	1箇所	a	工作物(橋梁)	流水疎通障害 市道橋(管理者:北杜市)	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-62
峡北	指北杜市	栃沢川	北杜市	明野町	浅尾	左右	1箇所	a	工作物(橋梁)	流水疎通障害 市道橋(管理者:北杜市)	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-63
峡北	指北杜市	大林寺川	北杜市	明野町	浅尾新田	左右	1箇所	a	工作物(橋梁)	流水疎通障害 市道橋(管理者:北杜市)	中北建設事務所 峡北支所水防倉庫	2-64
	峡北計	(工作物)					3箇所	a b		3 0		
峡東	指山梨市	平等川	山梨市	山根	集落中	左右	500 500	b b	水衝箇所	護岸老朽	山梨市 山梨水防倉庫	3-1
峡東	指山梨市	兄川	山梨市	江曾原	江曾原橋下	左右	160 160	b b	堤防高	堤防高不足	山梨市 山梨水防倉庫	3-3
峡東	指山梨市	兄川	山梨市	堀之内	川窪橋上	左右	30 100	a a	堤防高	堤防高不足	山梨市 山梨水防倉庫	3-4
峡東	指山梨市	弟川	山梨市	南	昭和橋上	左右	220 160	b b	水衝箇所	護岸老朽	山梨市 山梨水防倉庫	3-5
峡東	指山梨市	弟川	山梨市	市川	県道上	左右	100 100	b b	水衝箇所	護岸老朽	山梨市 山梨水防倉庫	3-6
峡東	指山梨市	弟川	山梨市	西	集落中	左右	170 170	b b	水衝箇所	護岸老朽	山梨市 山梨水防倉庫	3-8
峡東	指山梨市	鼓川	山梨市	牧丘町 塩平	塩平橋下	左右	80 80	b b	洗掘箇所	護岸洗掘	峡東建設事務所 水防倉庫	3-9
峡東	指山梨市	赤芝川	山梨市	牧丘町 牧平	神社下	左	280	a	堤防高	無堤	峡東建設事務所 水防倉庫	3-10
峡東	指山梨市	琴川	山梨市	牧丘町 窪平	新琴川橋下	左右	250 200	b b	堤防高	堤防高不足	峡東建設事務所 水防倉庫	3-11
峡東	指山梨市	琴川	山梨市	牧丘町 上柚口	青山橋上	右	70	b	堤防高	無堤	峡東建設事務所 水防倉庫	3-12
峡東	指山梨市	笛吹川	山梨市	三富 上釜口	釜口	左	40	b	堤防高	無堤	峡東建設事務所 水防倉庫	3-13
峡東	指山梨市	徳和川	山梨市	三富 徳和	前橋上下	左	250	b	水衝箇所	護岸洗掘	峡東建設事務所 水防倉庫	3-14
峡東	指甲州市	塩川	甲州市	塩山上於曽	青橋下	左右	30 30	b b	堤防高	堤防高不足	甲州市 塩山熊野水防倉庫	3-15
峡東	指甲州市	塩川	甲州市	塩山上於曽	JR中央線上	左右	300 300	b b	堤防高	堤防高不足	甲州市 塩山熊野水防倉庫	3-16
峡東	指甲州市	重川	甲州市	塩山下萩原	JR鉄橋上	左右	220 220	b b	堤防高	堤防高不足	甲州市 塩山赤尾水防倉庫	3-17
峡東	指甲州市	竹森川	甲州市	塩山竹森	伊伯橋上	右	50	b	水衝箇所	堤防高不足	甲州市 塩山赤尾水防倉庫	3-19
峡東	指甲州市	竹森川	甲州市	塩山竹森	窪橋下	左右	150 150	b b	堤防高	堤防高不足	甲州市 塩山赤尾水防倉庫	3-20
峡東	指甲州市	びんぐし川	甲州市	勝沼町 東雲	大塚橋下	右	70	b	堤防高	堤防高不足	甲州市 勝沼町東雲水防倉庫	3-23
峡東	指甲州市	次郎川	甲州市	勝沼町 等々力	国道411号下	左右	720 720	b b	堤防高	堤防高不足	甲州市 勝沼町東雲水防倉庫	3-24

建設事務所 水防支部名	担当水防 管理団体名	河 川 名	市 町 村	大 字	字	左右 岸別	延 長 (m)	階級	種 別	注意を要する理由	水 防 倉 庫	番号
峡 東	指 甲州市	日川	甲州市	大和町 共和	長垣橋下	右	200	b	堤防高	無堤	甲州市 勝沼町東雲水防倉庫	3-25
峡 東	指 甲州市	日川	甲州市	大和町 共和	長垣橋上	右	80	b	堤防高	無堤	甲州市 勝沼町東雲水防倉庫	3-26
峡 東	指 甲州市	笹子沢川	甲州市	大和町 日影	橋上	右	25	b	堤防高	無堤	甲州市 勝沼町東雲水防倉庫	3-27
峡 東	指 甲州市	大蔵沢川	甲州市	大和町 田野	レジャーセンター上	左	50	b	水衝箇所	護岸洗掘	峡東建設事務所 水防倉庫	3-28
峡 東	指 笛吹市	下田川	笛吹市	石和町 川中島	地内	左	220	a	堤体強度	一部無堤	笛吹市 一宮町第4水防倉庫	3-30
峡 東	指 笛吹市	藤沢川	笛吹市	石和町 小石和	蛭見橋下	左右	440	a	堤防高	護岸断面不足	笛吹市 一宮町第4水防倉庫	3-31
峡 東	指 笛吹市	金川	笛吹市	御坂町 藤野木	三星橋下	右	80	b	堤防高	洗掘箇所	笛吹市 御坂町水防倉庫	3-32
峡 東	指 笛吹市	金川	笛吹市	御坂町 新田	唐沢合流上下	左右	200	b	洗掘箇所	護岸洗掘	笛吹市 御坂町水防倉庫	3-33
峡 東	指 笛吹市	金川	笛吹市	御坂町 立沢	達沢川合流点上	右	80	b	洗掘箇所	護岸洗掘	笛吹市 御坂町水防倉庫	3-34
峡 東	指 笛吹市	金川	笛吹市	御坂町 下黒駒	嵐山橋上	左右	60	b	堤体強度	護岸老朽	笛吹市 御坂町水防倉庫	3-36
峡 東	指 笛吹市	清水川	笛吹市	御坂町 若宮	地内	左右	250	b	堤体強度	護岸老朽	笛吹市 御坂町水防倉庫	3-38
峡 東	指 笛吹市	出黒川	笛吹市	御坂町 下黒駒	地内	左右	220	b	堤体強度	護岸老朽	笛吹市 一宮町第2水防倉庫	3-39
峡 東	指 笛吹市	出黒川	笛吹市	御坂町 下黒駒	国道上	左右	60	b	堤体強度	護岸洗掘	笛吹市 御坂町水防倉庫	3-40
峡 東	指 笛吹市	出黒川	笛吹市	御坂町 八千蔵	地内	右	20	b	堤体強度	堤防高不足	笛吹市 御坂町水防倉庫	3-41
峡 東	指 笛吹市	天川	笛吹市	御坂町 蕎麦塚	大防領	右	170	b	堤防高	堤防高不足	笛吹市 御坂町水防倉庫	3-42
峡 東	指 笛吹市	天川	笛吹市	御坂町 八千蔵	丸山橋上	左右	120	b	堤防高	堤防高不足	笛吹市 御坂町水防倉庫	3-43
峡 東	指 笛吹市	上手川	笛吹市	御坂町 二之宮	部落中	左右	250	a	堤体強度	護岸洗掘	笛吹市 御坂町水防倉庫	3-44
峡 東	指 笛吹市	上手川	笛吹市	御坂町 夏日原	地内	左右	800	b	堤防高	堤防高不足	笛吹市 御坂町水防倉庫	3-45
峡 東	指 笛吹市	天狗川	笛吹市	御坂町 二階	天狗沢橋下	右	60	a	洗掘箇所	護岸洗掘	笛吹市 御坂町水防倉庫	3-46
峡 東	指 笛吹市	玄済川	笛吹市	御坂町 二階	町道下	左	30	b	堤防高	堤防高不足	笛吹市 御坂町水防倉庫	3-48
峡 東	指 笛吹市	田垂川	笛吹市	一宮町 塩田	中央道上	左右	250	b	堤防高	堤防高不足	笛吹市 一宮町第6水防倉庫	3-51
峡 東	指 笛吹市	田垂川	笛吹市	一宮町 金沢	部落上	左右	80	b	堤防高	堤防高不足	笛吹市 一宮町第6水防倉庫	3-52
峡 東	指 笛吹市	浅川	笛吹市	八代町 奈良原	部落上	左右	330	a	水衝箇所	無堤	笛吹市 奈良原水防倉庫	3-53
峡 東	指 笛吹市	浅川	笛吹市	八代町 増利	合流点上	右	290	b	洗掘箇所	護岸洗掘	笛吹市 増田水防倉庫	3-54
峡 東	指 笛吹市	浅川	笛吹市	八代町 竹居	両本橋上	左右	30	a	洗掘箇所	護岸洗掘	笛吹市 竹居水防倉庫	3-55
峡 東	指 笛吹市	竜蛇川	笛吹市	八代町 高家	神社横	左右	260	b	洗掘箇所	護岸洗掘	笛吹市 高家水防倉庫	3-56
峡 東	指 笛吹市	竜安寺川	笛吹市	八代町 米倉	竜安寺上	左右	50	b	洗掘箇所	護岸洗掘	笛吹市 米倉水防倉庫	3-57
峡 東	指 笛吹市	堀川	笛吹市	八代町 高家	広域農道上下	左右	400	b	水衝箇所	護岸洗掘	笛吹市 高家水防倉庫	3-58
峡 東	指 笛吹市	堀川	笛吹市	八代町 竹居	県道上	右	850	b	水衝箇所	護岸洗掘	笛吹市 竹居水防倉庫	3-59
峡 東	指 笛吹市	大谷沢川	笛吹市	八代町 米倉	合流点上	左	40	b	水衝箇所	護岸洗掘	笛吹市 米倉水防倉庫	3-60
峡 東	指 笛吹市	新堀川	笛吹市	八代町 増利	合流点下	左右	1,100	a	水衝箇所	堤防高不足	笛吹市 増田水防倉庫	3-61
峡 東	指 笛吹市	藤沢川	笛吹市	八代町 新浜	蛭見橋上	左右	540	b	堤防高	堤防高不足	笛吹市 増田水防倉庫	3-62
峡 東	指 笛吹市	鎌田川	笛吹市	境川町 大坪	白井河原橋上	左右	140	b	堤体強度	護岸老朽	笛吹市 境川町水防倉庫	3-63
峡 東	指 笛吹市	境川	笛吹市	境川町 大坪	中央道下	左	200	b	洗掘箇所	護岸洗掘	笛吹市 境川町水防倉庫	3-64

建設事務所 水防支部名	担当水防 管理団体名	河川名	市町村	大字	字	左右 岸別	延長 (m)	階級	種別	注意を要する理由	水防倉庫	番号
峡東	指 笛吹市	狐川	笛吹市	境川町 大黒坂	聖應寺横	左 右	80 100	a a	水衝箇所	無堤	笛吹市 境川町水防倉庫	3-65
峡東	指 笛吹市	芋沢川	笛吹市	境川町 寺尾	地内	左 右	1500 1500	b b	堤防高	堤防高不足	笛吹市 境川町水防倉庫	3-66
峡東	指 笛吹市	芦川	笛吹市	新井原	天狗橋上下	左	60	b	水衝箇所	護岸老朽	笛吹市 芦川町備蓄倉庫	3-68
峡東	指 笛吹市	芦川	笛吹市	鶯宿	地内	左	100	b	堤防高	堤防高不足	笛吹市 芦川町備蓄倉庫	3-69
峡東	指 笛吹市	芦川	笛吹市	中芦川	地内	左	160	b	堤防高	堤防高不足	笛吹市 芦川町備蓄倉庫	3-70
峡東	指 笛吹市	鳳山川	笛吹市	国府	町道下	左	100	b	堤防高	護岸断面不足	笛吹市 鎮目水防倉庫	3-71
峡東	指 笛吹市	鳳山川	笛吹市	別田	局上	左 右	200 200	a a	堤防高	護岸断面不足	笛吹市 徳条水防倉庫	3-72
峡東	指 笛吹市	駒沢川	笛吹市	徳条	国道140号上	左 右	200 200	a a	堤防高	護岸断面不足	笛吹市 徳条水防倉庫	3-73
峡東	指 笛吹市	金比羅川	笛吹市	小松	集落上	左 右	100 100	b b	水衝箇所	護岸老朽	笛吹市 徳条水防倉庫	3-74
峡東	指 笛吹市	平等川	笛吹市	鎮目	笄形橋上	左 右	700 700	a a	堤防高	護岸断面不足	笛吹市 鎮目水防倉庫	3-49
	峡東計	(工作物除く)					25,545	a b	6,690 18,855	24 78		
峡東	指 甲州市	矢沢川	甲州市	勝沼町 上岩崎	堺橋	左 右	1箇所	b	工作物(橋梁)	流水疎通障害 堺橋(管理者:甲州市)	甲州市 東雲水防倉庫	3-76
	峡東計	(工作物)					1箇所	a b		0 1		
峡南	指 市川三郷町	芦川	市川三郷町	下芦川	村中橋上	左 右	0 30	b b	堤防高	護岸老朽	甲府市上九一色出張所 水防倉庫	4-3
峡南	指 市川三郷町	芦川	市川三郷町	下芦川	村中橋下	右	90	a	堤防高	護岸老朽	甲府市上九一色出張所 水防倉庫	4-4
峡南	指 市川三郷町	押出川	市川三郷町	大塚	大塚橋上	右	30	a	堤体強度	護岸不完全	甲府市上九一色出張所 水防倉庫	4-5
峡南	指 市川三郷町	芦川	市川三郷町	上原	取水口下	左	50	a	水衝箇所	護岸洗掘	芦川橋上 第1水防倉庫	4-9
峡南	指 市川三郷町	新川	市川三郷町	帯那	万年橋上	左 右	30 50	b b	水衝箇所	護岸洗掘	新川水防倉庫	4-11
峡南	指 市川三郷町	新川	市川三郷町	黒沢	下宿・中宿・上宿・関外	右	500	a	水衝箇所	護岸洗掘	新川水防倉庫	4-12
峡南	指 市川三郷町	葛籠沢川	市川三郷町	葛籠沢	一本松橋下	左	40	b	漏水箇所	漏水	市川三郷町 六郷庁舎水防倉庫	4-16
峡南	指 市川三郷町	宮原川	市川三郷町	宮原	上村	左 右	20 20	b b	堤防高	通水断面不足	市川三郷町 六郷庁舎水防倉庫	4-17
峡南	指 富士川町	小柳川	富士川町	高下	道利川橋上下	左 右	50 50	b b	水衝箇所	護岸洗掘	富士川町水防倉庫	4-21
峡南	指 富士川町	倉沢川	富士川町	高下	仙洞田上	左	60	a	堤防高	無堤	富士川町水防倉庫	4-23
峡南	指 富士川町	畔沢川	富士川町	小室	妙法神上	左	20	a	水衝箇所	護岸老朽	富士川町水防倉庫	4-25
峡南	指 富士川町	利根川	富士川町	平林	下河原	左 右	200 200	b b	水衝箇所	護岸老朽	富士川町水防倉庫	4-28
峡南	指 富士川町	黒沢川	富士川町	柳川	里沢橋上流	左 右	100 0	b b	水衝箇所	護岸洗掘	富士川町 柳川水防倉庫	4-34
峡南	指 身延町	常葉川	身延町	出口	新常葉川橋下	右	250	a	水衝箇所	護岸なし	身延町 竹の島水防倉庫	4-38
峡南	指 身延町	下部川	身延町	下部	善隣橋下	右	45	a	水衝箇所	護岸なし	身延町 竹の島水防倉庫	4-39
峡南	指 身延町	田原川	身延町	上田原	集落内	左 右	470 470	a a	堤防高	断面不足	身延町 三沢水防倉庫	4-40
峡南	指 身延町	三沢川	身延町	切房木	中村橋上	右	60	a	水衝箇所	護岸老朽	身延町 車田水防倉庫	4-41
峡南	指 身延町	三沢川	身延町	水船	駿道橋上	左	75	a	水衝箇所	護岸老朽	身延町 車田水防倉庫	4-42
峡南	指 身延町	大道川	身延町	大道	学校西	左 右	400 400	b b	堤防高	堤防高不足	身延町 三沢水防倉庫	4-43
峡南	指 身延町	三沢川	身延町	仏僧	地内	右	100	a	水衝箇所	護岸老朽	身延町 瀬戸水防倉庫	4-44
峡南	指 身延町	反木川	身延町	根子	開運橋上	左	50	a	水衝箇所	護岸老朽	身延町 瀬戸水防倉庫	4-45

建設事務所 水防支部名	担当水防 管理団体名	河川名	市町村	大字	字	左右 岸別	延長 (m)	階級	種別	注意を要する理由	水防倉庫	番号
峡南	指身延町	反木川	身延町	古関	古関橋上	右	130	a	水衝箇所	護岸老朽	身延町 瀬戸水防倉庫	4-46
峡南	指身延町	常葉川	身延町	市之瀬	宝永橋下	右	160	a	水衝箇所	護岸不完全	身延町役場 下部支所水防倉庫	4-47
峡南	指身延町	常葉川	身延町	上之平	上之平吊り橋上下	右	40	a	水衝箇所	護岸不完全	身延町 竹の島水防倉庫	4-48
峡南	指身延町	一色川	身延町	一色	和平	左	150	b	水衝箇所	断面不足	身延町 竹の島水防倉庫	4-49
峡南	指身延町	雨河内川	身延町	雨河内	地内	右	100	a	水衝箇所	護岸老朽	身延町 竹の島水防倉庫	4-50
峡南	指身延町	寺沢川	身延町	寺沢	富士川合流点上	左右	1,800	b	洗掘箇所	護岸洗掘	身延町 役場水防倉庫	4-51
峡南	指身延町	石畑川	身延町	日向南沢	明加沢	左	70	a	水衝箇所	護岸老朽	身延町 役場水防倉庫	4-52
峡南	指身延町	手打沢川	身延町	手打沢	手打沢橋上	左右	200	a	水衝箇所	護岸老朽	身延町役場 水防倉庫	4-53
峡南	指身延町	曙川	身延町	中山	出合橋上下	左右	200	b	洗掘箇所	護岸洗掘	身延町役場 水防倉庫	4-54
峡南	指身延町	萩の沢川	身延町	大塩	萩の沢	左右	180	a	水衝箇所	護岸老朽	身延町役場 水防倉庫	4-55
峡南	指身延町	カジャ沢川	身延町	飯富	富士川合流点上	左右	70	a	水衝箇所	護岸老朽	身延町役場 水防倉庫	4-56
峡南	指身延町	松木沢川	身延町	伊沼	富士川合流点上	左右	170	b	堤防高	通水断面不足	身延町役場 水防倉庫	4-57
峡南	指身延町	上天神沢川	身延町	伊沼	富士川合流点上	左右	80	b	堤防高	通水断面不足	身延町役場 水防倉庫	4-58
	峡南計	(工作物除く)					9,770	a b	3,350 6,420	24 25		
峡南	指市川三郷町	芦川	市川三郷町	下芦川	村中橋	左	1箇所	b	工作物(橋梁)	流水疎通障害 村中橋(管理者:市川三郷町)	上九一色水防倉庫	4-35
峡南	指市川三郷町	押出川	市川三郷町	大塚	大塚橋	左右	1箇所	a	工作物(橋梁)	流水疎通障害 大塚橋(管理者:市川三郷町)	市川三郷町 水防倉庫	4-36
峡南	指富士川町	南川	富士川町	鰍沢	南川橋	左右	1箇所	b	工作物(橋梁)	流水疎通障害 南川橋(管理者:山梨県)	富士川町富士橋際 水防倉庫	4-37
	峡南計	(工作物)					3箇所	a b		1 2		
身延	指早川町	早川	早川町	早川	前河原先	左	445	a	堤防強度	堤防幅不足	早川町 第2水防倉庫	5-9
身延	指身延町	大沢川	身延町	下山	大工町	右	82	a	堤防高 水衝箇所	無堤	身延町 下山水防倉庫	5-15
身延	指身延町	不動沢川	身延町	下山	山額	左	27	a	洗掘箇所	護岸洗掘	身延町 下水水防倉庫	5-17
身延	指身延町	身延川	身延町	元町・本町	元町	左右	50 38	a a	堤防高	堤防高不足	身延町 波木井水防倉庫	5-19
身延	指身延町	虹川	身延町	波木井	波木井二	左右	51 48	b b	堤防高	堤防高不足	身延町 波木井水防倉庫	5-20
身延	指身延町	勝沢川	身延町	梅平	梅平二	左右	67 67	a a	洗掘箇所	護岸老朽	身延町 波木井水防倉庫	5-21
身延	指身延町	波木井川	身延町	小田船原	栄久橋上	左	103	b	堤防高	護岸なし	身延町 豊岡水防倉庫	5-22
身延	指身延町	波木井川	身延町	梅平	梅平二	右	61	b	洗掘箇所	護岸洗掘	身延町 波木井水防倉庫	5-23
身延	指身延町	大城川	身延町	大城	大城	左	23	b	堤防高	堤防高不足	身延町 富岡水防倉庫	5-26
身延	指身延町	椿川	身延町	大河内	塩之沢	左右	154 67	b b	堤防強度	堤防幅不足	身延町 塩之沢水防倉庫	5-29
身延	指身延町	長戸川	身延町	大島	大島	右	32	b	水衝箇所	護岸洗掘	身延町 大島水防倉庫	5-31
身延	指身延町	北沢川	身延町	大島	大島	左右	149 265	a a	堤防高	護岸なし	身延町 大島水防倉庫	5-33
身延	指身延町	入の沢川	身延町	塩之沢	大島	左右	300 300	b b	堤防強度	堤防幅不足	身延町 塩之沢水防倉庫	5-35
身延	指身延町	宮沢川	身延町	角打	角打	左右	236 91	a a	洗掘箇所	護岸老朽	身延町 塩之沢水防倉庫	5-38
身延	指南部町	船山川	南部町	本郷	御崎原	右	156	b	堤防高	護岸なし	南部町 戸栗川防災備蓄倉庫	5-40
身延	指南部町	木戸川	南部町	南部	神社下	左右	35 35	b b	堤防高	堤防高不足	南部町 戸栗川防災備蓄倉庫	5-41

建設事務所 水防支部名	担当水防 管理団体名	河 川 名	市 町 村	大 字	字	左右 岸別	延 長 (m)	階級	種 別	注意を要する理由	水 防 倉 庫	番号
身 延	指 南部町	根岸沢川	南部町	中野	下蟹矢沢	左 右	289 289	b b	堤防強度	堤防幅不足	南部町 戸栗川防災備蓄倉庫	5-42
身 延	指 南部町	北の沢川	南部町	中野	清水原	左 右	110 110	a a	堤防高	護岸老朽	南部町 戸栗川防災備蓄倉庫	5-43
身 延	指 南部町	小川	南部町	本郷	小川・栗尾	右	495	b	堤防強度	堤防幅不足	南部町 戸栗川防災備蓄倉庫	5-44
身 延	指 南部町	新地川	南部町	本郷	新地・横沢	左 右	400 400	b b	堤防高	堤防高不足	南部町 戸栗川防災備蓄倉庫	5-45
身 延	指 南部町	西川	南部町	本郷	西川	左 右	570 570	b b	水衝箇所	堤防高不足	南部町 戸栗川防災備蓄倉庫	5-47
身 延	指 南部町	戸栗川	南部町	成島	釜の口・権現島	左 右	200 200	a a	堤防強度	堤防幅不足	南部町 戸栗川防災備蓄倉庫	5-48
身 延	指 南部町	戸栗川	南部町	南部	日影島	左 右	82 85	a a	堤防高	護岸老朽	南部町 戸栗川防災備蓄倉庫	5-51
身 延	指 南部町	日影島川	南部町	南部	日影島	左 右	106 106	b b	堤防高	堤防高不足	南部町 戸栗川防災備蓄倉庫	5-52
身 延	指 南部町	塩沢川	南部町	塩沢	竹の久保・嶋	左 右	20 36	b b	水衝箇所	護岸老朽	南部町 戸栗川防災備蓄倉庫	5-53
身 延	指 南部町	梅の木川	南部町	内船	谷津・字上	左 右	160 160	a a	堤防強度	堤防高不足	南部町 南部水防倉庫	5-55
身 延	指 南部町	中村川	南部町	内船	居里	右	20	a	洗掘箇所	護岸洗掘	南部町 南部水防倉庫	5-57
身 延	指 南部町	阿曽川	南部町	内船	阿曽	左 右	207 122	a a	堤防高	護岸なし	南部町 南部水防倉庫	5-59
身 延	指 南部町	佐野川	南部町	上佐野	小草里	左 右	45 51	b b	水衝箇所	護岸洗掘	南部町 南部水防倉庫	5-62
身 延	指 南部町	権現川	南部町	成島	白山島	右	538	b	水衝箇所	護岸なし	南部町 南部水防倉庫	5-66
身 延	指 南部町	温井川	南部町	南部	御所村	左	51	b	水衝箇所	護岸なし	南部町 南部水防倉庫	5-67
身 延	指 南部町	楮根川	南部町	楮根	谷津沢橋上下	左 右	104 64	a a	水衝箇所	護岸老朽	南部町 福士水防倉庫	5-68
身 延	指 南部町	有東川	南部町	福士	御堂	左 右	44 149	b b	水衝箇所	護岸老朽	南部町 福士水防倉庫	5-70
身 延	指 南部町	向田川	南部町	福士	向田	左 右	206 23	b b	水衝箇所	護岸老朽	南部町 福士水防倉庫	5-71
身 延	指 南部町	切久保川	南部町	福士	切久保橋上	左	130	b	水衝箇所	護岸老朽	南部町 福士水防倉庫	5-72
身 延	指 南部町	西行川	南部町	万沢	西行	左 右	43 37	a a	堤防高	護岸なし	南部町 万沢水防倉庫	5-73
身 延	指 南部町	内房境川	南部町	万沢	中沢	左	82	b	堤防高	護岸なし	南部町 万沢水防倉庫	5-75
身 延	指 南部町	横沢川	南部町	万沢	横沢	左 右	113 80	a a	堤防高	堤防高不足	南部町 福士水防倉庫	5-76
身 延	指 南部町	寺沢川	南部町	福士	上村徳間寺前	左 右	84 22	b b	堤防高	護岸老朽	南部町 福士水防倉庫	5-77
身 延	指 南部町	田中川	南部町	楮根	竹の花	左 右	109 113	b b	堤防高	護岸老朽	南部町 福士水防倉庫	5-78
身 延	指 南部町	沖村川	南部町	楮根	町屋沖村橋上	左	13	b	堤防高	護岸老朽	南部町 福士水防倉庫	5-79
身 延	指 南部町	井戸沢川	南部町	福士	上村森下橋下	左 右	127 196	b b	水衝箇所 堤防高	護岸なし 護岸老朽・護岸なし	南部町 福士水防倉庫	5-80
身 延	指 南部町	福士川	南部町	福士	西根熊	左	315	a	水衝箇所 堤防高	護岸なし・堤防高不足	南部町 福士水防倉庫	5-81
身 延	指 南部町	舟沢川	南部町	福士	坂下	左 右	45 50	b b	水衝箇所	護岸老朽	南部町 福士水防倉庫	5-82
身 延	指 南部町	釜の奥川	南部町	福士	鯨野	左	74	b	水衝箇所	護岸老朽	南部町 福士水防倉庫	5-83
身 延	指 南部町	神田川	南部町	向田	向田	左 右	727 297	b b	水衝箇所	護岸なし	南部町 福士水防倉庫	5-84
身 延	指 南部町	根熊川	南部町	福士	東根熊	左 右	30 30	b b	水衝箇所	堤防高不足	南部町 福士水防倉庫	5-85
	身延計	(工作物除く)					11,611	a b	3,729 7,882	29 48		
身 延	山梨県	片岡沢川	身延町	身延	上町		1箇所	b	工作物(管渠)	流水疎通障害 (管理者:道路管理者)	身延管理課 水防倉庫	5-200
	身延計	(工作物)					1箇所	a b		0 1		

建設事務所 水防支部名	担当水防 管理団体名	河川名	市町村	大字	字	左右 岸別	延長 (m)	階級	種別	注意を要する理由	水防倉庫	番号
富士・東部	指 都留市	桂川	都留市	田野倉	鉄道下	右	100	a	水衝箇所	天然河岸で浸食	富士・東部水防倉庫	6-1
富士・東部	指 都留市	桂川	都留市	川茂	坪松水源地先	左	50	b	水衝箇所	天然河岸で浸食	富士・東部水防倉庫	6-2
富士・東部	指 都留市	桂川	都留市	川茂 古川渡	川茂橋上下	左右	40 50	a a	水衝箇所	天然河岸で浸食	富士・東部水防倉庫	6-3
富士・東部	指 都留市	桂川	都留市	四日市場	月見ヶ丘団地裏	右	80	a	水衝箇所	天然河岸で浸食	富士・東部水防倉庫	6-4
富士・東部	指 都留市	桂川	都留市	下谷 つる一丁目	院辺橋下	左右	70 30	b b	水衝箇所	天然河岸で浸食	富士・東部水防倉庫	6-5
富士・東部	指 都留市	桂川	都留市	上谷一丁目	家中(谷村駅手前)	右	100	a	水衝箇所	天然河岸で浸食	富士・東部水防倉庫	6-6
富士・東部	指 都留市	桂川	都留市	田原一丁目	合流点下	右	50	a	水衝箇所	天然河岸で浸食	富士・東部水防倉庫	6-7
富士・東部	指 都留市	桂川	都留市	十日市場	駅裏	左	80	a	堤防高	堤防高不足	富士・東部水防倉庫	6-8
富士・東部	指 都留市	桂川	都留市	桂町	団地前	左右	100 50	a a	水衝箇所	天然河岸で浸食	富士・東部水防倉庫	6-9
富士・東部	指 都留市	桂川	都留市	桂町・鹿留	宮下橋上下	左右	30 50	a a	堤防高	堤防高不足	富士・東部水防倉庫	6-10
富士・東部	指 都留市	桂川	都留市	桂町	境橋上下	右	100	a	堤体強度	護岸老朽	富士・東部水防倉庫	6-11
富士・東部	指 都留市	朝日川	都留市	井倉	合流点	右	20	b	水衝箇所	護岸老朽	都留市 盛里水防倉庫	6-12
富士・東部	指 都留市	朝日川	都留市	井倉	公園横	左右	100 100	a a	水衝箇所	護岸不完全	都留市 盛里水防倉庫	6-13
富士・東部	指 都留市	朝日川	都留市	与縄	農道橋上下	右	100	b	水衝箇所	護岸不完全	都留市 盛里水防倉庫	6-14
富士・東部	指 都留市	朝日川	都留市	朝日馬場	鈴山橋下	左右	50 50	b b	水衝箇所	護岸不完全	都留市 盛里水防倉庫	6-15
富士・東部	指 都留市	朝日川	都留市	朝日曾雌	梨の橋上下	左	300	b	堤防高 水衝箇所	護岸なし	都留市 盛里水防倉庫	6-16
富士・東部	非 西桂町	柄杓流川	西桂町	夏狩	神社先	右	60	a	水衝箇所	護岸なし	富士・東部水防倉庫	6-17
富士・東部	指 都留市	菅野川	都留市	古川渡	製材所裏	左右	30 75	a a	水衝箇所	護岸なし	富士・東部 住吉水防倉庫	6-18
富士・東部	指 都留市	菅野川	都留市	井倉	宮川橋上下	右	150	b	水衝箇所	護岸なし	富士・東部 住吉水防倉庫	6-19
富士・東部	指 都留市	菅野川	都留市	法能	住吉橋下	左	50	b	水衝箇所	護岸なし	富士・東部 住吉水防倉庫	6-20
富士・東部	指 都留市	菅野川	都留市	小野	諏訪神社横	左	80	a	水衝箇所	護岸なし	富士・東部 住吉水防倉庫	6-22
富士・東部	指 都留市	菅野川	都留市	大野	青柳商店先	右	100	a	水衝箇所	堤防高不足	富士・東部 住吉水防倉庫	6-23
富士・東部	指 都留市	菅野川	都留市	大野	菅野部落下	右	50	a	水衝箇所	護岸なし	富士・東部 住吉水防倉庫	6-24
富士・東部	指 都留市	戸沢川	都留市	玉川	玉川橋上	右	40	a	水衝箇所	護岸なし	富士・東部 住吉水防倉庫	6-26
富士・東部	指 都留市	戸沢川	都留市	法能	引の田合流点横	左	55	a	水衝箇所	護岸なし	富士・東部 住吉水防倉庫	6-27
富士・東部	指 都留市	戸沢川	都留市	戸沢	正蓮寺前	左	80	b	堤防高	護岸なし	富士・東部 住吉水防倉庫	6-28
富士・東部	指 都留市	戸沢川	都留市	戸沢	ニッシンハウス前	左	100	b	水衝箇所	護岸なし	富士・東部 住吉水防倉庫	6-29
富士・東部	指 都留市	引の田川	都留市	法能・玉川	引の田	左右	75 75	a a	水衝箇所	護岸なし	富士・東部 住吉水防倉庫	6-30
富士・東部	指 都留市	大幡川	都留市	中津森	農協南	左	100	b	堤防高	堤防高不足	都留市宝水防倉庫	6-31
富士・東部	指 都留市	大幡川	都留市	上大幡	千代川橋上	左	300	b	堤防高	護岸なし	都留市宝水防倉庫	6-32
富士・東部	指 都留市	大幡川	都留市	厚原	牛石橋上	右	50	b	堤防高	堤防高不足	都留市宝水防倉庫	6-33
富士・東部	指 都留市	加畑川	都留市	平栗	中村橋下	左右	30 30	b b	水衝箇所	護岸弱し	都留市宝水防倉庫	6-34
富士・東部	指 都留市	加畑川	都留市	加畑	養豚場下	左	100	b	堤体強度	護岸弱し	都留市宝水防倉庫	6-35
富士・東部	指 都留市	加畑川	都留市	加畑	ゴルフ場入口橋上	左	70	b	水衝箇所	護岸弱し	都留市宝水防倉庫	6-36

建設事務所 水防支部名	担当水防 管理団体名	河 川 名	市 町 村	大 字	字	左右 岸別	延 長 (m)	階級	種 別	注意を要する理由	水 防 倉 庫	番号
富士・東部	指 都留市	鹿留川	都留市	鹿留	公民館前	左 右	150 150	a a	水衝箇所	護岸洗掘	都留市 東桂水防倉庫	6－37
富士・東部	指 都留市	鹿留川	都留市	大野	集落前	左	50	a	水衝箇所	護岸なし	都留市 東桂水防倉庫	6－38
富士・東部	指 大月市	笹子川	大月市	笹子町 吉久保	地内	左	150	b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	大月市 白野水防倉庫	6－39
富士・東部	指 大月市	葛野川	大月市	賑岡町 強瀬	地内	右	100	b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	大月市 葛野水防倉庫	6－40
富士・東部	指 大月市	葛野川	大月市	七保町 瀬戸	草木	右	300	a	堤防高	堤防高不足	大月市 葛野水防倉庫	6－41
富士・東部	指 大月市	相模川	大月市	猿橋町 小篠	地内	右	700	b	堤防高	堤防高不足	大月市水防倉庫	6－42
富士・東部	指 大月市	宮川	大月市	初狩町 中初狩	丸田地内	左 右	100 100	b b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	大月市水防倉庫	6－43
富士・東部	指 大月市	浅利川	大月市	賑岡町 浅利	公民館上	右	50	a	堤防高	堤防高不足	大月市水防倉庫	6－44
富士・東部	指 大月市	浅利川	大月市	賑岡町 浅利	上平地内	右	50	b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	大月市水防倉庫	6－45
富士・東部	指 上野原市	鶴川	上野原市	西原	飯尾地内	右	200	b	洗掘箇所	護岸老朽	大月市水防倉庫	6－46
富士・東部	非 小菅村	小菅川	小菅村	金風呂	地内	左	80	b	洗掘箇所	護岸老朽	小菅村水防倉庫	6－47
富士・東部	指 上野原市	鶴川	上野原市	新田倉	墓地下	左	200	b	洗掘箇所	護岸老朽	富士・東部 建設事務所水防倉庫	6－48
富士・東部	指 上野原市	鶴川	上野原市	八米	八米橋上	左 右	300 300	b b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	富士・東部 建設事務所水防倉庫	6－49
富士・東部	指 上野原市	鶴川	上野原市	松留	国道鶴川橋上下	右 左	100 40	b b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	富士・東部 建設事務所水防倉庫	6－50
富士・東部	指 上野原市	鶴川	上野原市	鶴川	県道鶴川橋下	左	100	b	水衝箇所	天然河岸崩壊	富士・東部 建設事務所水防倉庫	6－51
富士・東部	指 上野原市	仲間川	上野原市	芦垣	大門橋下	左	100	b	水衝箇所	堤防高不足	富士・東部 建設事務所水防倉庫	6－52
富士・東部	指 上野原市	仲間川	上野原市	芦垣	堰地下	左	100	b	水衝箇所	堤防高不足	富士・東部 建設事務所水防倉庫	6－53
富士・東部	指 上野原市	仲間川	上野原市	桑久保	みたけ橋下	左	100	b	水衝箇所	堤防高不足	富士・東部 建設事務所水防倉庫	6－54
富士・東部	指 上野原市	仲間川	上野原市	大曾根	大鶴小学校前	左 右	40 40	b b	堤防高 洗掘箇所	天然河岸崩壊 堤防高不足	富士・東部 建設事務所水防倉庫	6－55
富士・東部	指 大月市	笹子川	大月市	笹子町	笹子川橋上	左	260	a	堤防高	護岸老朽	大月市 白野水防倉庫	6－56
富士・東部	指 大月市	笹子川	大月市	大月町	前沢橋上下	左 右	125 125	a a	水衝箇所	堤防断面不足	大月市水防倉庫	6－57
富士・東部	指 大月市	笹子川	大月市	初狩町	法雲寺橋上	左 右	200 500	a a	水衝箇所	護岸老朽	大月市 白野水防倉庫	6－58
富士・東部	指 大月市	笹子川	大月市	初狩町	法雲寺橋下	左 右	1,100 1,100	a a	洗掘箇所	護岸老朽	大月市 白野水防倉庫	6－59
富士・東部	指 大月市	笹子川	大月市	大月町	花咲	右	200	a	洗掘箇所	堤防断面不足	大月市水防倉庫	6－60
富士・東部	指 大月市	葛野川	大月市	七保町 上手	紅葉橋下	左	200	a	洗掘箇所	堤防断面不足	大月市 葛野水防倉庫	6－61
富士・東部	指 大月市	葛野川	大月市	七保町	七保橋下	左	400	b	堤防高	護岸老朽	大月市 葛野水防倉庫	6－62
富士・東部	指 大月市	葛野川	大月市	賑岡町	百蔵橋下	左 右	300 260	b b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	大月市 葛野水防倉庫	6－63
富士・東部	非 小菅村	小菅川	小菅村	橋立	養魚場下	左	120	a	洗掘箇所	護岸老朽	大月市 葛野水防倉庫	6－64
富士・東部	非 小菅村	小菅川	小菅村	川久保	養魚場上	左	140	a	洗掘箇所	護岸老朽	小菅村水防倉庫	6－65
富士・東部	非 小菅村	小菅川	小菅村	田元	養魚場横	右	200	b	水衝箇所	護岸老朽	小菅村水防倉庫	6－66
富士・東部	非 小菅村	鶴川	小菅村	長作	集落中	右	140	a	洗掘箇所	護岸老朽	小菅村水防倉庫	6－67
富士・東部	非 小菅村	宮川	小菅村	川久保	地内	左 右	50 50	a a	堤体強度	堤防断面不足	小菅村水防倉庫	6－68
富士・東部	指 上野原市	秋山川	上野原市	神野	中河原	左	250	b	堤防高	堤防断面不足	富士・東部建設事務所 住吉水防倉庫	6－69
富士・東部	指 上野原市	秋山川	上野原市	栗谷	小学校前	右	200	a	堤防高	堤防断面不足	富士・東部建設事務所 住吉水防倉庫	6－70

建設事務所 水防支部名	担当水防 管理団体名	河川名	市町村	大字	字	左右 岸別	延長 (m)	階級	種別	注意を要する理由	水防倉庫	番号
富士・東部	指 上野原市	秋山川	上野原市	大地	大地橋上	左	70	b	堤防高	堤防断面不足	富士・東部建設事務所 住吉水防倉庫	6-71
富士・東部	指 上野原市	秋山川	上野原市	寺下	人家裏	右	70	b	堤防高	堤防断面不足	富士・東部建設事務所 住吉水防倉庫	6-72
富士・東部	指 上野原市	秋山川	上野原市	寺下	商店前	右	100	b	堤防高	護岸老朽	富士・東部建設事務所 住吉水防倉庫	6-73
富士・東部	指 上野原市	安寺沢川	上野原市	安寺沢	高橋	左 右	225 225	b b	堤防高	護岸老朽	富士・東部建設事務所 住吉水防倉庫	6-74
富士・東部	指 上野原市	金山川	上野原市	金山	集落下	左 右	75 75	b b	堤防高	護岸老朽	富士・東部建設事務所 住吉水防倉庫	6-75
富士・東部	非 丹波山村	多摩川	丹波山村	保之瀬	集落下	右	20	b	水衝箇所	護岸洗掘	富士・東部建設事務所 住吉水防倉庫	6-76
	富士・東部計	(工作物除く)					13,680	a b	6,880 6,800	44 50		
吉 田	指 富士吉田市	相模川 (桂川)	富士吉田市	下吉田	環境美化センター前	左	200	b	水衝箇所	護岸老朽	富士吉田市 水防倉庫	7-1
吉 田	指 富士吉田市	小佐野川	富士吉田市	大明見	背戸山トンネル	右	250	b	水衝箇所	天然河岸	富士吉田市 水防倉庫	7-3
吉 田	指 富士吉田市	長泥川	富士吉田市	大明見	神社上	左	130	a	堤防高	堤防断面不足	富士吉田市 水防倉庫	7-4
吉 田	指 富士吉田市	欄干川	富士吉田市	上暮地	白糸町	左	100	a	水衝箇所	護岸老朽	富士吉田市 水防倉庫	7-5
吉 田	指 富士吉田市	中野川	富士吉田市	上暮地	白糸町	左	200	b	水衝箇所	護岸老朽	富士吉田市 水防倉庫	7-7
吉 田	指 富士吉田市	中沢川	富士吉田市	下吉田	中央通り上	左 右	600 600	a a	堤防高	堤防断面不足	富士吉田市 水防倉庫	7-8
吉 田	非 西桂町	相模川 (桂川)	西桂町	小沼・倉見	浅間神社横	左 右	200 200	a a	水衝箇所	天然河岸(岩)	富士・東部水防倉庫	7-9
吉 田	非 西桂町	欄干川	西桂町	下暮地小沼	松寿庵前	左	50	b	水衝箇所	護岸老朽	富士・東部水防倉庫	7-12
吉 田	非 西桂町	柄杓流川	西桂町	下暮地	入田団地前	左 右	150 150	b b	水衝箇所	護岸老朽	富士・東部水防倉庫	7-13
吉 田	非 道志村	道志川	道志村	竹之本	集落前	右	200	b	水衝箇所	天然河岸	富士・東部水防倉庫	7-14
吉 田	非 道志村	道志川	道志村	川原畑	キャンプ場下	左 右	220 150	a b	水衝箇所	護岸老朽	富士・東部水防倉庫	7-15
吉 田	非 道志村	道志川	道志村	神地	稚蚕飼育所前	左 右	150 150	b b	水衝箇所	護岸老朽	富士・東部水防倉庫	7-16
吉 田	非 道志村	道志川	道志村	善之木	公民館前	右	300	b	水衝箇所	天然河岸	富士・東部水防倉庫	7-17
吉 田	非 富士河口湖町	寺川	富士河口湖町	河口	寺川橋下流	左 右	600 600	b b	水衝箇所	堤防断面不足	富士・東部水防倉庫	7-19
吉 田	非 富士河口湖町	山之神川	富士河口湖町	河口	山の神神社前	左	300	b	水衝箇所	天然河岸	富士・東部水防倉庫	7-20
吉 田	非 富士河口湖町	奥川	富士河口湖町	大石	大山	左	100	b	水衝箇所	護岸老朽	富士河口湖町 河口水防倉庫	7-21
吉 田	非 富士河口湖町	河口湖	富士河口湖町	船津	船津浜		2,500	b	堤防高	異常増水による浸水	富士河口湖町 河口水防倉庫	7-22
吉 田	非 富士河口湖町	河口湖	富士河口湖町	河口	学校前		1000	b	堤防高	異常増水による浸水	富士河口湖町 河口水防倉庫	7-23
吉 田	非 富士河口湖町	河口湖	富士河口湖町	大石	小学校前		1,500	b	堤防高	異常増水による浸水	富士河口湖町 河口水防倉庫	7-24
吉 田	非 山中湖村	大堀川	山中湖村	平野	一級河川上流部	左 右	400 400	a a	水衝箇所	天然河岸	富士・東部水防倉庫	7-27
吉 田	非 山中湖村	相模川 (桂川)	山中湖村	山中	花の都公園上流	左 右	250 250	a a	堤防高	堤防高不足	富士・東部水防倉庫	7-28
吉 田	非 忍野村	新名庄川	忍野村	忍草	桂川合流～お宮橋	左 右	600 600	a a	堤防高	堤防高不足	富士・東部水防倉庫	7-29
吉 田	非 富士河口湖町	河口湖	富士河口湖町	長浜	湖畔		500	b	堤防高	異常増水による浸水	富士・東部水防倉庫	7-31
吉 田	非 富士河口湖町	西湖	富士河口湖町	西湖	東側湖畔		4,000	b	堤防高	異常増水による浸水	富士・東部水防倉庫	7-32
吉 田	非 富士河口湖町	精進湖	富士河口湖町	精進	ヤマザキショップ付近		300	b	堤防高	異常増水による浸水	富士・東部水防倉庫	7-33
吉 田	非 富士河口湖町	河口湖	富士河口湖町	勝山	道の駅駐車場下		1,000	b	堤防高	異常増水による浸水	富士・東部水防倉庫	7-34
	吉田計	(工作物除く)					18,900	a b	4,550 14,350	13 22		

建設事務所 水防支部名	担当水防 管理団体名	河 川 名	市 町 村	大 字	字	左右 岸別	延 長 (m)	階級	種 別	注意を要する理由	水 防 倉 庫	番号
吉 田	非 西桂町	相模川 (桂川)	西桂町	小沼 倉見	本町 堀	左 右	1箇所	b	工作物(取水堰)	流水疎通障害 境用水取水堰(管理者:都留市)	富士・東部水防倉庫	7-35
吉 田	非 富士河口湖町	山之神川	富士河口湖町	河 口	焼却場下	右	4箇所	b	工作物(橋梁)	流水疎通障害 無名橋(管理者:富士河口湖町)	富士・東部 建設事務所水防倉庫	7-37
吉 田	指 富士吉田市	入山川	富士吉田市	新 倉	浅間町	右	1箇所	b	工作物(橋梁)	流水疎通障害 側道橋(管理者:富士吉田市)	富士吉田市 水防倉庫	7-43
吉 田	指 富士吉田市	入山川	富士吉田市	新 倉	浅間町	右	1箇所	b	工作物(橋梁)	流水疎通障害 浅間橋(管理者:富士吉田市)	富士吉田市 水防倉庫	7-44
	吉田計	(工作物)					7箇所	a b		0 7		
	合計	a b 総合計	総延長 41979m 94870m 136849m	箇所数(工作物含) 222箇所 384箇所 606箇所	(内 工作物) (4箇所) (32箇所) (36箇所)							

附表第6表

土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所（土石流）一覽表

令和7年3月31日現在

建設事務所水防支部名	土砂災害警戒区域数	土砂災害特別警戒区域数 (内数)
中北建設事務所水防支部	223	162
中北建設事務所 峡北支所水防支部	260	188
峡東建設事務所水防支部	479	331
峡南建設事務所水防支部	445	322
峡南建設事務所 身延支所水防支部	235	160
富士・東部建設事務所 水防支部	624	471
富士・東部建設事務所 吉田支所水防支部	349	266
県合計	2,615	1,900

附表第6表

土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所（土石流）一覧表

令和7年3月31日現在

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含 む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
中北	甲府市	土石流	猪狩沢	○	猪狩町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	猪狩沢の1		猪狩町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	牛芳窪沢川	○	猪狩町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	御岳下沢	○	御岳町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	太刀岡沢	○	草鹿沢町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	太刀岡北沢	○	草鹿沢町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	草鹿沢		草鹿沢町、甲斐市下福沢	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	御岳沢	○	御岳町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	高町沢	○	高町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	寒沢川	○	黒平町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	ホソオ沢-1	○	黒平町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	ホソオ沢-2	○	黒平町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	石堂沢	○	黒平町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	尾の内沢川		黒平町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	高成川		高成町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	櫟平沢-1		高成町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	櫟平沢-2	○	高成町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	妙がの窪沢	○	高成町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	竹日向沢	○	竹日向町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	日向沢		竹日向町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	塔岩沢		平瀬町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	帯那川-1		下帯那町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	帯那川-2	○	下帯那町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	上帯那北沢	○	上帯那町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	幕岩沢	○	上帯那町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	上帯那川	○	上帯那町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	不動沢穴口沢	○	上帯那町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	上帯那川の2-1	○	上帯那町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	上帯那川の2-2	○	上帯那町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	堂の山沢	○	下帯那町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	堂の山沢の2		下帯那町	H19. 8. 2	295
中北	甲府市	土石流	女沢	○	下向山町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	横手川	○	心経寺町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	心経寺川	○	心経寺町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	草里川		心経寺町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	不動河原川		心経寺町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	滝戸川		心経寺町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	中畑西川		中畑町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	牛の田上川	○	中畑町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	宮沢川		右左口町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	古宿川		右左口町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	山の神川		右左口町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	七覚川		右左口町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	田園川-1	○	右左口町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	田園川-2	○	右左口町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	田園川-3	○	右左口町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	七覚西川-1	○	右左口町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	七覚西川-2	○	右左口町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	七覚西川-3	○	右左口町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	洞西川	○	右左口町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	岩窪沢	○	右左口町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	西ノ沢の2	○	下曽根町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	女沢の2	○	下曽根町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	別所川	○	上向山町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	宮沢	○	梯町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	井野川		古関町	H21. 3. 2	58

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
中北	甲府市	土石流	若宮川	○	古閑町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	飯田沢		古閑町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	御奄沢	○	古閑町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	寺川の1	○	古閑町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	鯉つくりの沢	○	古閑町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	寺川		古閑町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	横沢	○	古閑町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	白沢	○	古閑町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	大沢-1	○	梯町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	大沢-2	○	梯町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	熊穴沢川	○	梯町	H21. 3. 2	58
中北	甲府市	土石流	湯川西沢	○	羽黒町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	湯川		羽黒町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	下湯川	○	羽黒町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	西沢川	○	和田町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	村の内沢	○	和田町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	西川	○	塚原町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	金子沢-1		塚原町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	金子沢-2		塚原町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	不動沢川	○	塚原町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	下不動沢川	○	塚原町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	下梅沢	○	下積翠寺町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	梅沢	○	下積翠寺町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	上梅沢	○	下積翠寺町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	梓川		下積翠寺町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	西沢川	○	上積翠寺町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	相川-1	○	上積翠寺町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	相川-2	○	上積翠寺町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	相川-3		上積翠寺町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	東西沢	○	上積翠寺町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	南梅沢	○	下積翠寺町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	まむし沢	○	岩窪町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	西高倉川	○	善光寺町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	高倉川	○	善光寺町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	大円川	○	善光寺町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	大山沢川		横根町	H22. 5. 31	203
中北	甲府市	土石流	寒沢川の2	○	黒平町	R5. 9. 7	215
中北	甲府市	土石流	寒沢川の3	○	黒平町	R5. 9. 7	215
中北	甲府市	土石流	妙がの窪沢の2	○	高成町	R5. 9. 7	215
中北	甲府市	土石流	西沢川の2	○	上積翠寺町	R6. 7. 11	185
中北	甲府市	土石流	女沢の3	○	下曾根町・下向山町	R6. 7. 11	185
中北	甲府市	土石流	西ノ沢の3	○	下曾根町・下向山町	R6. 7. 11	185
中北	甲府市	土石流	王岳川	○	古閑町	R6. 7. 11	185
吉田	富士吉田市	土石流	東沢		小明見	H19. 10. 11	362
吉田	富士吉田市	土石流	向沢- 1		小明見	H19. 10. 11	362
吉田	富士吉田市	土石流	向沢- 2		小明見	H19. 10. 11	362
吉田	富士吉田市	土石流	大沢川- 1	○	小明見	H19. 10. 11	362
吉田	富士吉田市	土石流	大沢川- 2	○	小明見	H19. 10. 11	362
吉田	富士吉田市	土石流	大沢川- 3		小明見	H19. 10. 11	362
吉田	富士吉田市	土石流	大沢川- 4		小明見	H19. 10. 11	362
吉田	富士吉田市	土石流	明見沢- 1	○	小明見	H19. 10. 11	362
吉田	富士吉田市	土石流	明見沢- 2	○	小明見	H19. 10. 11	362
吉田	富士吉田市	土石流	吉原沢	○	小明見	H19. 10. 11	362
吉田	富士吉田市	土石流	古屋川		大明見	H19. 10. 11	362
吉田	富士吉田市	土石流	かんな堀沢	○	大明見	H19. 10. 11	362
吉田	富士吉田市	土石流	平山沢	○	大明見	H19. 10. 11	362
吉田	富士吉田市	土石流	入山川- 1	○	新倉	H19. 10. 11	362
吉田	富士吉田市	土石流	入山川- 2		新倉	H19. 10. 11	362
吉田	富士吉田市	土石流	入山川- 3		新倉	H19. 10. 11	362
吉田	富士吉田市	土石流	入山沢の 1		新倉	H19. 10. 11	362

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
吉田	富士吉田市	土石流	石屋ヶ沢の2	○	新倉	H19.10.11	362
吉田	富士吉田市	土石流	大石沢の1	○	新倉	H19.10.11	362
吉田	富士吉田市	土石流	大石沢の2	○	下吉田	H19.10.11	362
吉田	富士吉田市	土石流	要沢		下吉田	H19.10.11	362
吉田	富士吉田市	土石流	西沢		下吉田	H19.10.11	362
吉田	富士吉田市	土石流	不動沢-1		下吉田	H19.10.11	362
吉田	富士吉田市	土石流	不動沢-2	○	下吉田	H19.10.11	362
吉田	富士吉田市	土石流	海久保沢		上暮地	H19.10.11	362
吉田	富士吉田市	土石流	嘯沢	○	新倉	H20.10.27	460
吉田	富士吉田市	土石流	旭沢の2	○	旭	H20.10.27	460
吉田	富士吉田市	土石流	旭沢の1	○	旭	H20.10.27	460
吉田	富士吉田市	土石流	数見川-1		寿町	H20.10.27	460
吉田	富士吉田市	土石流	数見川-2	○	寿町	H20.10.27	460
吉田	富士吉田市	土石流	金山沢-1		白糸町	H20.10.27	460
吉田	富士吉田市	土石流	金山沢-2		白糸町	H20.10.27	460
吉田	富士吉田市	土石流	殿入沢	○	白糸町	H20.10.27	460
吉田	富士吉田市	土石流	殿入川-1	○	白糸町	H20.10.27	460
吉田	富士吉田市	土石流	殿入川-2		白糸町	H20.10.27	460
吉田	富士吉田市	土石流	白糸沢		白糸町	H20.10.27	460
吉田	富士吉田市	土石流	殿入川の3	○	白糸町	R5.3.16	87
富士・東部	都留市	土石流	岩崎沢		大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	丹保川	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	丹保沢		大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	丹保沢2-1	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	丹保沢2-2	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	春日沢-1	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	春日沢-2	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	入道沢-1		大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	入道沢-2	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	入道沢-3	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	入道沢-4	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	入道沢-5	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	入道沢-6	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	南川		大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	宮地東沢	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	宮地沢	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	沼沢	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	唐沢-1	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	唐沢-2	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	上大幡沢	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	御座石川	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	本社川	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	高畑沢	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	上大幡沢2	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	福源沢		大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	船井沢	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	西ハツ沢	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	ハツ沢		大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	カニ川		大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	岩崎沢-1	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	岩崎沢-2		大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	岩崎東沢	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	豊川沢	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	丹沢川-1		大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	丹沢川-2	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	落合沢		大幡	H29.3.23	74
富士・東部	都留市	土石流	上大幡西沢	○	大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	赤井沢		大幡	H18.12.7	604
富士・東部	都留市	土石流	落合沢		下谷	H29.3.23	74
富士・東部	都留市	土石流	西羽根子沢	○	下谷	H19.7.9	267

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
富士・東部	都留市	土石流	羽根子沢-1	○	下谷	H19.7.9	267
富士・東部	都留市	土石流	羽根子沢-2	○	下谷	H19.7.9	267
富士・東部	都留市	土石流	東羽根子沢	○	下谷	H19.7.9	267
富士・東部	都留市	土石流	江戸川-1	○	金井	H19.7.9	267
富士・東部	都留市	土石流	江戸川-2	○	金井	H19.7.9	267
富士・東部	都留市	土石流	江戸川-3	○	金井	H19.7.9	267
富士・東部	都留市	土石流	金井沢		金井	H19.7.9	267
富士・東部	都留市	土石流	松尾沢	○	金井	H19.7.9	267
富士・東部	都留市	土石流	佐久治川	○	金井	H19.7.9	267
富士・東部	都留市	土石流	観音沢		中津森	H19.7.9	267
富士・東部	都留市	土石流	ヨコワレ沢	○	中津森	H19.7.9	267
富士・東部	都留市	土石流	聖願寺沢	○	中津森	H19.7.9	267
富士・東部	都留市	土石流	大久保沢		厚原	H19.7.9	267
富士・東部	都留市	土石流	加畑沢		平栗	H19.7.9	267
富士・東部	都留市	土石流	御岳沢	○	加畑	H19.7.9	267
富士・東部	都留市	土石流	加畑沢の2	○	加畑	H19.7.9	267
富士・東部	都留市	土石流	馬場沢2	○	馬場	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	本光沢	○	馬場	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	赤羽根沢	○	馬場	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	馬場沢3	○	馬場	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	幕沢	○	馬場	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	堀久保沢		久保	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	スラバ沢		神門	R5.1.12	12
富士・東部	都留市	土石流	山沢	○	曾雌	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	雛鶴沢1	○	曾雌	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	雛鶴沢2	○	曾雌	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	大旅川	○	曾雌	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	宮の前沢	○	曾雌	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	馬場沢1	○	馬場	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	古渡沢	○	鹿留	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	ガンジカ沢	○	鹿留	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	光照沢	○	鹿留	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	棚草沢	○	鹿留	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	門瀬川	○	鹿留	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	田屋沢2	○	鹿留	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	田屋沢3	○	鹿留	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	矢糸沢-1	○	鹿留	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	矢糸沢-2		鹿留	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	土沢		鹿留	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	糠蒔沢	○	鹿留	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	小沢	○	鹿留	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	神の沢-1	○	鹿留	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	神の沢-2	○	鹿留	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	山王寺沢		鹿留	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	広徳堀沢		境・鹿留	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	峯沢	○	境	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	中曾根沢-1	○	境	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	中曾根沢-2		境	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	棒差沢		境	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	境沢-1	○	境	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	境沢-2	○	境	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	下谷沢1	○	下谷	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	玉川沢	○	玉川	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	聖川1	○	法能	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	聖川2	○	法能	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	下谷沢2		下谷	R5.1.12	12
富士・東部	都留市	土石流	熊井戸沢	○	熊井戸	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	菅野沢1	○	菅野	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	菅野沢2	○	菅野	H21.2.2	21
富士・東部	都留市	土石流	菅野川-2	○	菅野	H21.2.2	21

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
富士・東部	都留市	土石流	菅野川―3	○	菅野	H21. 2. 2	21
富士・東部	都留市	土石流	菅野川―4	○	菅野	H21. 2. 2	21
富士・東部	都留市	土石流	菅野川―5	○	菅野	H21. 2. 2	21
富士・東部	都留市	土石流	菅野川―7	○	菅野	H21. 2. 2	21
富士・東部	都留市	土石流	菅野川―9	○	菅野	H21. 2. 2	21
富士・東部	都留市	土石流	菅野川―10		菅野	H21. 2. 2	21
富士・東部	都留市	土石流	菅野沢3	○	菅野	H21. 2. 2	21
富士・東部	都留市	土石流	細野沢4	○	細野	H21. 2. 2	21
富士・東部	都留市	土石流	細野川	○	細野	H21. 2. 2	21
富士・東部	都留市	土石流	細野沢3	○	細野	H21. 2. 2	21
富士・東部	都留市	土石流	細野沢2	○	細野	H21. 2. 2	21
富士・東部	都留市	土石流	細野沢1		細野	H21. 2. 2	21
富士・東部	都留市	土石流	御堂沢―1		細野	H21. 2. 2	21
富士・東部	都留市	土石流	御堂沢―2		細野	H21. 2. 2	21
富士・東部	都留市	土石流	杉の木沢		中小野	H29. 3. 23	74
富士・東部	都留市	土石流	権現原沢	○	小野	H21. 2. 2	21
富士・東部	都留市	土石流	小野沢	○	小野	H21. 2. 2	21
富士・東部	都留市	土石流	大津沢	○	上小野	H21. 2. 2	21
富士・東部	都留市	土石流	宿沢	○	宿	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	九鬼沢	○	九鬼	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	あたご沢	○	九鬼	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	沢戸沢1		井倉	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	沢戸沢2	○	井倉	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	丹地久保沢	○	与縄	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	みのげ沢	○	与縄	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	上手沢	○	与縄	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	盛里沢1	○	盛里	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	御の口沢	○	与縄	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	松原沢	○	与縄	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	寺の沢	○	井倉	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	向山沢	○	井倉	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	井倉沢	○	井倉	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	入山川		古宿	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	高川-1	○	古宿	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	高川-2	○	古宿	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	小田川沢-1	○	松葉	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	小田川沢-2	○	松葉	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	盛里沢2	○	盛里	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	矢名沢		戸沢	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	西海戸沢		戸沢	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	道沢		戸沢	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	軽沢		戸沢	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	引の田沢3		法能	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	引の田沢1	○	法能	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	引の田沢2	○	法能	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	宮沢		戸沢	H21. 12. 21	396
富士・東部	都留市	土石流	南山沢	○	下谷	H23. 8. 4	306
富士・東部	都留市	土石流	窪川	○	田野倉	H23. 8. 11	319
富士・東部	都留市	土石流	トツ坂沢	○	朝日曾雌	H23. 8. 11	319
富士・東部	都留市	土石流	茂尻久保沢		朝日曾雌	H23. 8. 11	319
富士・東部	都留市	土石流	引田沢		朝日曾雌	H23. 8. 11	319
富士・東部	都留市	土石流	大平川-1		朝日曾雌	H23. 8. 11	319
富士・東部	都留市	土石流	大平川-2		朝日曾雌	H23. 8. 11	319
富士・東部	都留市	土石流	ヤマメ沢		田原	H23. 8. 11	319
富士・東部	都留市	土石流	田原沢		田原	H23. 8. 11	319
富士・東部	都留市	土石流	大桑沢		田原	H23. 8. 11	319
富士・東部	都留市	土石流	戸沢	○	戸沢	H23. 8. 11	319
富士・東部	都留市	土石流	馬場沢4	○	朝日馬場・朝日曾雌	R5. 10. 23	256
富士・東部	都留市	土石流	馬場沢5	○	朝日馬場	R5. 10. 23	256
富士・東部	都留市	土石流	宮の前沢の2	○	朝日曾雌	R5. 10. 23	256

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
富士・東部	都留市	土石流	大旅川の2	○	朝日曽雌	R5. 10. 23	256
富士・東部	都留市	土石流	戸沢の2	○	戸沢	R5. 10. 23	256
富士・東部	都留市	土石流	戸沢の3		戸沢	R5. 10. 23	256
富士・東部	都留市	土石流	戸沢の4	○	戸沢	R5. 10. 23	256
富士・東部	都留市	土石流	法能沢	○	法能	R5. 10. 23	256
富士・東部	都留市	土石流	熊井戸沢の2	○	大野	R5. 10. 23	256
富士・東部	都留市	土石流	菅野沢4	○	大野	R5. 10. 23	256
富士・東部	都留市	土石流	菅野川-11	○	大野	R5. 10. 23	256
富士・東部	都留市	土石流	土沢の2	○	鹿留	R5. 10. 23	256
富士・東部	都留市	土石流	栃子沢	○	田野倉	R7. 3. 31	107
富士・東部	都留市	土石流	窪川右支の1	○	田野倉	R7. 3. 31	107
富士・東部	都留市	土石流	窪川右支の2	○	田野倉	R7. 3. 31	107
富士・東部	都留市	土石流	窪川左支		井倉	R7. 3. 31	107
富士・東部	都留市	土石流	窪川右支の3	○	田野倉	R7. 3. 31	107
峡東	山梨市	土石流	芹沢川	○	三富上釜口	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	西の平沢	○	三富上釜口	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	天科沢	○	三富上釜口	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	上釜口沢	○	三富上釜口	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	観音沢	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	細入沢	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	枝沢	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	所の沢		三富川浦	H29. 3. 23	74
峡東	山梨市	土石流	オクジョウ	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	オオノ沢		三富川浦	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	番屋沢	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	湯沢-1	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	湯沢-2	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	第二湯沢	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	第三湯沢	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	金バン沢	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	川浦沢		三富川浦	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	上ノ窪沢		三富川浦	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	第二上の窪	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	寺の沢		三富下荻原	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	下荻原北沢		三富下荻原	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	上北沢	○	三富下荻原	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	弥惣沢		三富徳和	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	不動沢		三富徳和	R7. 3. 27	88
峡東	山梨市	土石流	宮の窪沢-1	○	三富下釜口	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	宮の窪沢-2		三富下釜口	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	下南沢		三富下釜口	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	南沢	○	三富下釜口	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	下釜口沢	○	三富下釜口	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	下釜口北沢	○	三富下釜口	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	紗知沢	○	三富下釜口	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	塩沢	○	三富上柚木	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	南馬込沢	○	三富上柚木	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	滝沢	○	三富上柚木	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	塩原沢	○	三富上柚木	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	下荻原西沢	○	三富下荻原	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	寺井沢		三富上柚木	H19. 3. 29	132
峡東	山梨市	土石流	室伏沢	○	室伏	H19. 6. 7	229
峡東	山梨市	土石流	大沢川-1	○	成沢	H19. 6. 7	229
峡東	山梨市	土石流	大沢川-2	○	成沢	H19. 6. 7	229
峡東	山梨市	土石流	明神沢		成沢	R6. 5. 20	135
峡東	山梨市	土石流	丑見沢	○	隼	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	ドン沢	○	倉科	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	北井沢	○	西保下	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	十王入り沢		西保下	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	堀入沢	○	西保下	H20. 9. 4	393

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡東	山梨市	土石流	小田野沢		倉科・西保下	R7. 3. 27	88
峡東	山梨市	土石流	東杉山沢		倉科・西保下	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	沼煙沢	○	倉科・西保下	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	大林窪沢	○	倉科・西保下	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	クドレ沢ー1	○	倉科・西保下	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	クドレ沢ー2	○	倉科・西保下	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	谷津川の1	○	西保下	R7. 3. 27	88
峡東	山梨市	土石流	谷津川の2ー1	○	倉科・西保下	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	谷津川の2ー2	○	倉科	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	井戸川	○	倉科	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	真智沢	○	倉科・袖口・千野々宮	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	切石沢	○	倉科・袖口・千野々宮	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	切沢川	○	袖口・千野々宮	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	切沢の1	○	袖口・千野々宮	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	李平入沢	○	袖口	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	琴川	○	袖口	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	東沢	○	袖口	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	袖口沢	○	袖口	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	日梨沢ー1	○	袖口・室伏	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	日梨沢ー2	○	室伏	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	永の前入沢		室伏	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	玄行洞入り沢	○	室伏	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	沢村沢	○	室伏	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	柳平沢	○	柳平	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	久保山沢	○	袖口	H20. 9. 4	393
峡東	山梨市	土石流	第二久渡沢	○	三富川浦	H21. 3. 26	107
峡東	山梨市	土石流	谷渡川		三富川浦	H21. 3. 26	107
峡東	山梨市	土石流	谷渡北沢	○	三富川浦	H21. 3. 26	107
峡東	山梨市	土石流	中野入沢	○	牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	在華沢	○	牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	在華入沢-1	○	牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	在華入沢-2		牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	打越沢	○	牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	西源寺入沢-1		牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	西源寺入沢-2		牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	古宿沢	○	牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	押出川	○	牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	芦沢川-1		牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	芦沢川-2		牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	西窪沢	○	牧丘町北原	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	ブナヨコテノ沢	○	牧丘町北原・牧平	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	湯沢		牧丘町北原	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	所平西沢	○	牧丘町北原	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	所平東沢		牧丘町北原	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	東北原沢	○	牧丘町北原	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	第二生捕沢	○	牧丘町北原	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	生捕沢		牧丘町北原・牧平	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	上道北原沢		牧丘町北原	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	藤ノ戸沢		牧丘町北原	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	上道沢		牧丘町北原	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	北ノ入沢		牧丘町北原	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	下道沢		牧丘町北原	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	第二漆川	○	牧丘町北原	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	北原沢	○	牧丘町北原	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	大沢	○	牧丘町北原	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	漆川-1		牧丘町北原	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	漆川-2	○	牧丘町北原	H22. 1. 14	11
峡東	山梨市	土石流	西平等川-1	○	山根・矢坪・上岩下	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	西平等川-2	○	山根・矢坪・上岩下	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	平等川		矢坪・山根・上岩下	H22. 11. 8	330

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡東	山梨市	土石流	向山川		山根、矢坪	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	中沢	○	江曾原	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	江曾原沢		山江曾原、大工	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	天神川		大工、堀内	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	神峰川	○	水口	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	荒神沢	○	東	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	切通沢	○	西	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	小反久保沢	○	西	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	細田沢-1		西	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	細田沢-2		西	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	花後沢	○	西	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	滝沢川-1	○	西	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	滝沢川-2	○	西	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	西川-1	○	西	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	西川-2	○	西	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	西川-3	○	西	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	西川-4	○	西	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	姥石沢	○	西	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	膝立沢	○	牧丘町牧平	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	赤芝川		牧丘町牧平	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	わる沢	○	牧丘町牧平	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	宮ノ入西沢	○	牧丘町牧平	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	宮ノ入沢		牧丘町牧平	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	膝立沢の2	○	牧丘町牧平	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	押手沢	○	牧丘町牧平	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	古宿入り沢	○	牧丘町牧平	H22. 11. 8	330
峡東	山梨市	土石流	夕川		万力	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	畑沢	○	万力	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	日影沢-1		大工	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	日影沢-2	○	大工	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	前の沢	○	水口	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	南沢	○	水口	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	清水川		水口	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	兄川-1	○	切差	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	兄川-2	○	切差	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	兄川-3	○	切差	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	兄川-4	○	切差	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	兄川-5		切差	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	兄川-6	○	切差	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	戸市川の1	○	切差	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	棚沢川		切差	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	本村川	○	切差	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	猪乙川	○	切差	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	船沢	○	水口	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	東川-1		水口	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	東川-2	○	水口	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	ハザマ沢	○	水口	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	大川	○	水口	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	第三上の沢	○	市川	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	貴船川		堀内	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	天狗川	○	市川	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	弟川		市川	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	谷津川-1	○	市川	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	谷津川-2	○	市川	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	谷津川-3	○	市川	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	谷津川-4		市川	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	上の沢	○	市川	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	湯沢	○	堀内	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	第二上の沢-1		市川	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	第二上の沢-2	○	市川	H23. 3. 24	128

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡東	山梨市	土石流	戸市川の2		切差	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	西沢	○	水口	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	沸沢の2	○	水口	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	神峰北の沢	○	水口	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	梨沢川	○	水口	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	山口沢の1	○	水口	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	山口沢の2	○	水口	H23. 3. 24	128
峡東	山梨市	土石流	西保下	○	牧丘町西保下	H23. 7. 11	282
峡東	山梨市	土石流	牧平西の1	○	牧丘町牧平	H23. 7. 11	282
峡東	山梨市	土石流	牧平西の2	○	牧丘町牧平	H23. 7. 11	282
峡東	山梨市	土石流	膝立		牧丘町牧平	H23. 7. 11	282
峡東	山梨市	土石流	牧平西の3	○	牧丘町牧平	H23. 7. 11	282
峡東	山梨市	土石流	谷渡川南沢の1		三富川浦	H23. 7. 14	286
峡東	山梨市	土石流	谷渡川南沢の2	○	三富川浦	H23. 7. 14	286
峡東	山梨市	土石流	第四湯沢	○	三富川浦	H23. 7. 14	286
峡東	山梨市	土石流	下釜口北沢の2	○	三富下釜口	H23. 7. 14	286
富士・東部	大月市	土石流	押出沢	○	笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
富士・東部	大月市	土石流	沢利沢		笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
富士・東部	大月市	土石流	辰巳沢		笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
富士・東部	大月市	土石流	庭洞沢	○	笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
富士・東部	大月市	土石流	唐沢		笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
富士・東部	大月市	土石流	屋影沢		笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
富士・東部	大月市	土石流	中峯沢		笹子町白野	H18. 3. 23	163
富士・東部	大月市	土石流	平栗沢		初狩町中初狩	H18. 3. 23	163
富士・東部	大月市	土石流	西ノ沢		初狩町中初狩	H29. 3. 23	74
富士・東部	大月市	土石流	山下川	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	大月市	土石流	井戸地沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	大月市	土石流	上井戸地沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	大月市	土石流	井戸地向沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	大月市	土石流	八坪沢の1	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	大月市	土石流	八坪沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	大月市	土石流	上八坪沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	大月市	土石流	オモレ沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	大月市	土石流	南沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	大月市	土石流	沢入沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	大月市	土石流	川村沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	大月市	土石流	東沢川	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	大月市	土石流	中の倉沢	○	賑岡町畑倉	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	尻尾沢		賑岡町畑倉	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	西奥山沢	○	賑岡町畑倉	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	ホフリ沢川	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	大沢川の1-1	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	大沢川の1-2	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	大沢川	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	タムセ沢-1	○	七保町林	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	タムセ沢-2	○	七保町林	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	林沢川	○	七保町林	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	トチクボ沢	○	七保町林	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	サハト沢	○	七保町林	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	花鳥沢		七保町葛野	H29. 3. 23	74
富士・東部	大月市	土石流	中村沢		七保町葛野	R1. 8. 1	61
富士・東部	大月市	土石流	道神沢		七保町葛野	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	御岳沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	大田沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	猪久保沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	大滝沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	堂の沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	用沢川	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	春日沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	北矢竹沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を 含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
富士・東部	大月市	土石流	南中組沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	東沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	金竜寺沢の1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	金竜寺沢の2		七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	金竜寺沢の3	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	吉平中沢	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	東沢の1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	南用沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	足沢の1	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	足沢の2	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	中組西沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	矢竹沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	南矢竹沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	中組沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	吉平下沢	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	東上平川	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	駒宮沢		浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	川久保沢	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	宗安川	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	西川		浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	西川の1	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	沖之沢-1	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	沖之沢-2	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	大入沢	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	龍滝沢	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	風原沢の1	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	風原沢の2	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	風原沢の3	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	原沢	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	上向沢	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	家能川	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	黒部沢の1	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	黒部沢の2	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	黒部沢の3	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	沖之沢の1	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	宮谷沢		浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	大月市	土石流	塩瀬中村沢	○	梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	袴着沢-1	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	袴着沢-2	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	袴着沢-3	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	西峰沢		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	峰沢-1	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	峰沢-2	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	慥沢川		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	向山沢		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	姥沢	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	彦田沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	桑田沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	西沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	ハツ曽根沢		梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	水無沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	綱之上東沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	カジヤ沢		梁川町新倉	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	斧窪沢		梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	中野沢川	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	清水沢		梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	話手沢		猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	東沢		猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	三ツ石沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	南田中沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
富士・東部	大月市	土石流	北田中沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	寺之上沢	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	桧沢	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	熊沢-1		猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	熊沢-2		猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	唐沢	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	棚沢	○	駒橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	西棚沢		駒橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	テントウ沢	○	駒橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	延命沢		駒橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	中山沢	○	駒橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	林宝沢-1	○	大月	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	林宝沢-2	○	大月	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	献上沢	○	大月	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	地藏久保沢		大月	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	高畑沢		大月町大月	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	宮ノ沢川	○	大月町大月	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	背戸の沢-1	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	背戸の沢-2	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	背戸の沢-3	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	背戸の沢-4	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	背戸の沢-5	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	峯沢	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	藤崎沢川	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	水船沢		猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	石原沢川		猿橋町伊良原	R1. 8. 1	61
富士・東部	大月市	土石流	幡野川の2-1	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	幡野川の2-2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	小沢川の4	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	小沢川の2	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	小沢川	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	小沢川の1		猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	札金沢		猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	入の沢		猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	蛇骨沢川-1	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	蛇骨沢川-2	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	西方沢	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	津成川		猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	小沢川の3	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	田中沢	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	大月市	土石流	寒場沢	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	八田川	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	唐沢	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	唐沢の 1	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	初沢		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	砂原沢	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	藤沢川- 1	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	藤沢川- 2	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	藤沢川- 3	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	藤沢川- 4	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	藤沢川- 5	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	藤沢川- 6	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	藤沢川- 7	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	藤沢川- 8	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	上ノ田沢		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	大ノ田沢		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	下丸田沢	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	穴沢	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	強瀬沢	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	シナギ沢	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
富士・東部	大月市	土石流	上平沢		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	サスヒラ沢		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	岩下沢	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	宮の沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	宮の沢の1-1		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	宮の沢の1-2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	宮の沢の2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	賑岡西奥山沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	戸沢南沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	戸沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	賑岡中村下沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	金山下沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	金山上沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	土沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	東沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	沢上沢-1		賑岡町浅利	R5. 1. 12	12
富士・東部	大月市	土石流	沢上沢-2	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	沢上沢下沢	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	上花咲東沢-1	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	上花咲東沢-2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	上花咲東沢-3	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	上花咲西沢-1	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	上花咲西沢-2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	沢中沢	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	恵能野川		大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	カナフリ沢		大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	切目沢		大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	東沢	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	男川沢		大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	兄川	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	弟川	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	男川沢の1	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	男川沢の2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	遊仙沢	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	花咲東沢		大月町花咲	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	花咲西沢	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	花咲沢	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	宮川の1-1	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	宮川の1-2	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	宮川の1-3		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	宮川の1-4	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	宮川の1-5	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	宮川の1-6	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	滝の沢川		初狩町中初狩	R5. 1. 12	12
富士・東部	大月市	土石流	滝の沢川の1	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	滝の沢川の2	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	子の神沢-1	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	子の神沢-2	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	大月市	土石流	米沢		笹子町黒野田	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	天神沢		賑岡町ゆりヶ丘	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	賑岡中村上沢	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	大平沢	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	屋澤沢		初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	寺源沢	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	山中沢	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	初沢の1	○	初狩町中初狩	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	赤沢	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	一沢	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	正ノ上沢	○	大月町大月	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	ヒナタ沢	○	賑岡町浅利	H23. 8. 11	317

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
富士・東部	大月市	土石流	向沢	○	賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	中ザス沢	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	新宮沢	○	賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	コオノ木沢	○	賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	宝木野沢	○	七保町奈良子	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	吉平沢		七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	奥山中村沢-1		賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	奥山中村沢-2	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	奥山中村沢-3	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	奥山中村沢-4	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	大境の沢	○	七保町葛野	H23. 8. 11	317
富士・東部	大月市	土石流	菖蒲沢	○	猿橋町桂台3丁目	H23. 8. 11	317
峡北	韮崎市	土石流	簗沢	○	円野町上円井	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	寺沢川	○	円野町下円井	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	寺沢川の1	○	円野町下円井	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	下円井沢の1	○	円野町下円井	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	下円井沢の2-1		円野町下円井	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	下円井沢の2-2	○	円野町下円井	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	戸沢		円野町下円井	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	入戸野沢-1		円野町入戸野	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	入戸野沢-2		円野町入戸野	H29. 3. 23	74
峡北	韮崎市	土石流	小石沢川	○	円野町入戸野	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	唐沢川		円野町入戸野	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	清明沢-1		清哲町折居	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	北沢		清哲町折居	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	南沢	○	清哲町折居	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	桐沢川-1		清哲町折居	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	老別当		清哲町青木	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	老別当の1	○	清哲町青木	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	常光寺沢		清哲町青木	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	矢口沢	○	清哲町青木	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	矢口沢の1	○	清哲町樋口	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	樋口沢		清哲町水上	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	大洞沢	○	神山町北宮地	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	八幡沢川		神山町北宮地	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	白沢北沢	○	神山町鍋山	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	北沢南沢		神山町鍋山	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	甘利沢川-1	○	神山町鍋山	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	甘利沢川-2	○	神山町鍋山	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	甘利沢川-3	○	神山町鍋山	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	御坊沢川	○	旭町上条北割	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	大門沢川-1		旭町上条中割	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	大門沢川-2	○	旭町上条中割	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	大門沢川-3		旭町上条中割	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	倉の沢		旭町上条南割	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	高森沢-1	○	旭町上条南割	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	高森沢-2	○	旭町上条南割	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	高森沢の1	○	旭町上条南割	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	中尾沢の1	○	旭町上条南割	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	湯舟沢の1	○	旭町上条南割	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	湯舟沢の2-1	○	旭町上条南割	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	湯舟沢の2-2		旭町上条南割	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	湯舟沢の2-3	○	旭町上条南割	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	西の沢		旭町上条南割	H21. 3. 2	59
峡北	韮崎市	土石流	三之蔵沢	○	穂坂町三之蔵	H23. 3. 7	73
峡北	韮崎市	土石流	天白本川	○	穂坂町三之蔵	H23. 3. 7	73
峡北	韮崎市	土石流	天白沢	○	穂坂町三之蔵	H23. 3. 7	73
峡北	韮崎市	土石流	三之蔵	○	穂坂町三之蔵	H23. 3. 7	73
峡北	韮崎市	土石流	日之城沢	○	穂坂町三之蔵	H23. 3. 7	73
峡北	韮崎市	土石流	権現沢	○	穂坂町柳平	H23. 3. 7	73

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡北	韮崎市	土石流	燕沢－１	○	穂坂町上今井	H23. 3. 7	73
峡北	韮崎市	土石流	燕沢－２	○	穂坂町上今井	H23. 3. 7	73
峡北	韮崎市	土石流	上今井沢の１		穂坂町上今井	H23. 3. 7	73
峡北	韮崎市	土石流	上今井沢の２	○	穂坂町上今井	H23. 3. 7	73
峡北	韮崎市	土石流	上今井沢の３	○	穂坂町上今井	H23. 3. 7	73
峡北	韮崎市	土石流	長久保沢		穂坂町長久保	H23. 3. 7	73
峡北	韮崎市	土石流	下新井沢の１	○	穂坂町上今井	H23. 3. 7	73
峡北	韮崎市	土石流	下新井沢の２－１	○	穂坂町上今井	H23. 3. 7	73
峡北	韮崎市	土石流	下新井沢の２－２		穂坂町上今井	H23. 3. 7	73
峡北	韮崎市	土石流	久保沢川	○	穴山町久保	H23. 3. 7	73
峡北	韮崎市	土石流	権現沢－１	○	穂坂町柳平・甲斐市亀沢	H23. 3. 14	102
峡北	韮崎市	土石流	権現沢－２		穂坂町柳平・甲斐市亀沢	H23. 3. 14	102
峡北	韮崎市	土石流	権現沢－３	○	穂坂町柳平・甲斐市亀沢	H23. 3. 14	102
峡北	韮崎市	土石流	権現沢－４		穂坂町柳平・甲斐市亀沢	H23. 3. 14	102
峡北	韮崎市	土石流	権現沢－５		穂坂町柳平・甲斐市亀沢	H23. 3. 14	102
峡北	韮崎市	土石流	権現沢－６		穂坂町柳平	H23. 3. 14	102
峡北	韮崎市	土石流	権現沢－７	○	穂坂町柳平	H23. 3. 14	102
峡北	韮崎市	土石流	権現沢－８	○	穂坂町柳平	H23. 3. 14	102
峡北	韮崎市	土石流	権現沢－９	○	穂坂町柳平	H23. 3. 14	102
峡北	韮崎市	土石流	権現沢－１０	○	穂坂町柳平	H23. 3. 14	102
峡北	韮崎市	土石流	権現沢－１１		穂坂町柳平	H23. 3. 14	102
峡北	韮崎市	土石流	権現沢－１２	○	穂坂町柳平	H23. 3. 14	102
峡北	韮崎市	土石流	上円井沢	○	上円井	H23. 3. 28	163
峡北	韮崎市	土石流	湯沢	○	青木	H23. 3. 28	163
峡北	韮崎市	土石流	青木沢	○	青木	H23. 3. 28	163
峡北	韮崎市	土石流	簗沢-1	○	円野町上円井	R7. 3. 24	76
峡北	韮崎市	土石流	下円井沢-3	○	円野町下円井	R7. 3. 24	76
峡北	韮崎市	土石流	日之城沢-1	○	穂坂町三之蔵	R7. 3. 24	76
峡北	韮崎市	土石流	大洞沢-1	○	神山村北宮地	R7. 3. 24	76
中北	南アルプス市	土石流	大嵐沢	○	大嵐	H19. 3. 29	131
中北	南アルプス市	土石流	塩沢川	○	塩前	H19. 3. 29	131
中北	南アルプス市	土石流	明神沢の１	○	芦安芦倉	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	明神沢の２	○	芦安芦倉	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	下梅津沢	○	芦安芦倉	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	上梅津沢	○	芦安芦倉	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	寺の沢	○	芦安芦倉	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	押越沢	○	芦安神通	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	滝の沢	○	芦安神通	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	坂額沢		上市之瀬	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	塩沢川支流	○	上宮地	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	御手洗川ー１	○	上宮地	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	御手洗川ー２	○	上宮地	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	入増川		曲輪田	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	中堂沢ー１	○	曲輪田	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	中堂沢ー２	○	曲輪田	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	高室川		曲輪田	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	塩沢川		曲輪田	R5. 6. 15	69
中北	南アルプス市	土石流	芦沢川	○	曲輪田	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	前沢	○	中野	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	堰野川の２	○	中野	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	漆川	○	平岡	R1. 8. 1	61
中北	南アルプス市	土石流	鳥沢川		山寺	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	桐の木沢		秋山	R5. 6. 15	69
中北	南アルプス市	土石流	秋山塩沢川		秋山	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	道鎮沢川	○	塚原	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	堰野川		中野	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	秋山川ー１	○	湯沢	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	秋山川ー２		湯沢	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	西沢川		湯沢	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	北川	○	湯沢	H22. 3. 15	94

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
中北	南アルプス市	土石流	北沢川	○	秋山	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	中野川		湯沢	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	大石沢川―1	○	中野	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	大石沢川―2		中野	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	御崎川―1		飯野新田	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	御崎川―2		飯野新田	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	福小路沢―1	○	飯野新田	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	福小路沢―2	○	飯野新田	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	福王子川	○	飯野新田	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	金山沢		駒場	H29. 3. 23	74
中北	南アルプス市	土石流	駒沢川	○	駒場	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	築山沢	○	築山	H22. 3. 15	94
中北	南アルプス市	土石流	山寺川	○	平岡	R5. 6. 15	68
中北	南アルプス市	土石流	坂額沢-2		上市之瀬	R5. 6. 15	68
中北	南アルプス市	土石流	坂額沢-3		上市之瀬	R5. 6. 15	68
中北	南アルプス市	土石流	御手洗川-3	○	上宮地	R5. 6. 15	68
中北	南アルプス市	土石流	御手洗川-4	○	上宮地	R5. 6. 15	68
中北	南アルプス市	土石流	入増川-2		曲輪田	R5. 6. 15	68
中北	南アルプス市	土石流	高尾沢	○	高尾	R5. 6. 15	68
中北	南アルプス市	土石流	北沢	○	秋山	R7. 3. 24	74
中北	南アルプス市	土石流	築山沢-2	○	築山	R7. 3. 24	74
中北	南アルプス市	土石流	塩沢西	○	塩前	R7. 3. 24	74
中北	南アルプス市	土石流	曾根平	○	南芦安芦倉	R7. 3. 24	74
中北	南アルプス市	土石流	桃ノ木平の3	○	南芦安芦倉	R7. 3. 24	74
峡北	北杜市	土石流	狐沢		比志	H29. 3. 23	74
峡北	北杜市	土石流	芦沢		比志	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	株中沢	○	比志	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	前川-1	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	前川-2	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	西川-1		小尾	R1. 8. 1	61
峡北	北杜市	土石流	西川-2	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	西川-3	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	小麦沢川-1		小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	小麦沢川-2	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	湯沢の1	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	湯沢	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	七クサクボ		小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	柳沢	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	湯の窪	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	栗平沢の1	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	栗平沢の2	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	栗平沢の3	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	栗平沢の4	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	丹生沢		小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	浜井場沢-1		小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	浜井場沢-2	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	円生沢川	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	猿途沢	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	ショブ沢	○	比志	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	出田川-1	○	比志	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	出田川-2	○	比志	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	日向沢-1	○	比志	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	日向沢-2	○	比志	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	檜山沢	○	比志	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	花の木沢	○	比志	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	増富沢	○	比志	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	小尾沢	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	方伝西沢	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	方伝東沢	○	小尾	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	戸屋沢	○	小尾	H19. 5. 17	192

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡北	北杜市	土石流	八巻沢	○	江草	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	大渡沢	○	江草	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	笹場沢	○	江草	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	漆戸沢	○	江草	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	つつみ沢	○	江草	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	馬場沢川-1		江草	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	馬場沢川-2		江草	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	馬場沢川-3	○	江草	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	沢浦川		江草	H29. 3. 23	74
峡北	北杜市	土石流	向沢	○	江草	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	越道沢	○	江草	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	唐沢		江草	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	途中沢		江草	H19. 5. 17	192
峡北	北杜市	土石流	湯沢川	○	明野町浅尾	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	向沢川	○	明野町浅尾	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	米山沢川	○	明野町浅尾	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	栃沢川		明野町中込	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	正楽寺川	○	明野町正楽寺	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	正楽寺川の1	○	明野町正楽寺	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	正楽寺川の2	○	明野町正楽寺	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	正楽寺川の3	○	明野町正楽寺	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	正楽寺川の4	○	明野町正楽寺	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	栃沢の1-1		明野町小袖	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	栃沢の1-2	○	明野町小袖	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	大林寺川	○	明野町中込	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	中込南沢	○	明野町中込	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	五反田川	○	明野町西村	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	西村沢		明野町西村	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	小笠原沢	○	明野町西村	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	大和川	○	須玉町上津金	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	矢倉川	○	須玉町上津金	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	ススメ久保川	○	須玉町上津金	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	和入沢		須玉町下津金	R3. 9. 27	250
峡北	北杜市	土石流	西尾西沢	○	須玉町下津金	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	西尾東沢	○	須玉町下津金	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	和田川-1	○	須玉町下津金	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	和田川-2	○	須玉町下津金	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	名ぞ入沢	○	須玉町下津金	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	名ぞ入沢の1	○	須玉町下津金	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	下原沢		須玉町下津金	R3. 9. 27	250
峡北	北杜市	土石流	栃久保沢	○	須玉町下津金	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	唐沢-1	○	須玉町小倉	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	唐沢-2	○	須玉町小倉	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	西久保川	○	高根町西原	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	大門沢	○	高根町西原	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	東久保川-1	○	高根町東原	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	東久保川-2	○	高根町東原	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	東久保川-3	○	高根町東原	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	東久保川-4	○	高根町東原	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	東久保川-5	○	高根町東原	H21. 3. 30	113
峡北	北杜市	土石流	宮川-1	○	大泉町谷戸	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	宮川-2	○	大泉町谷戸	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	宮川-3	○	大泉町谷戸	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	宮川-4		大泉町谷戸	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	宮川-5	○	大泉町谷戸	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	宮川-6		大泉町谷戸	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	宮川-7		大泉町谷戸	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	宮川-8	○	大泉町谷戸	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	宮川-9		大泉町谷戸	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	宮川-10	○	大泉町谷戸	H23. 3. 14	101

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡北	北杜市	土石流	泉川－1	○	大泉町西井出	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	泉川－2	○	大泉町西井出	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	泉川－3	○	大泉町西井出	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	泉川－4	○	大泉町西井出	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	泉川－5	○	大泉町西井出	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	泉川－6	○	大泉町西井出	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	泉川－7	○	大泉町西井出	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	甲川－1		大泉町西井出	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	甲川－2		大泉町西井出	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	甲川－3	○	大泉町西井出	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	甲川－4	○	大泉町西井出	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	甲川－5		大泉町西井出	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	甲川－6	○	大泉町西井出	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	甲川－7		大泉町西井出	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	甲川－8		大泉町西井出	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	甲川－9	○	大泉町西井出	H23. 3. 14	101
峡北	北杜市	土石流	山の神沢	○	大武川	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	山之神沢	○	上教来石	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	大目沢	○	上教来石	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	大目沢の1		上教来石	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	多目沢	○	上教来石	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	宮沢川		上教来石	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	加久保沢	○	上教来石	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	いし沢		下教来石	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	いし沢支流	○	下教来石	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	鳥原沢	○	鳥原	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	城の沢	○	鳥原	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	松山沢川	○	鳥原	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	田沢川	○	白須	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	下竹字沢	○	白須	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	中竹字沢		白須	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	上竹字沢	○	白須	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	本村沢	○	横手	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	新居沢		横手	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	法輪沢		横手	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	滝道川	○	横手	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	原村沢		横手	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	入大坊沢	○	大坊	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	花水沢	○	花水	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	小深沢川	○	花水	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	小川久保川	○	花水	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	城山沢	○	花水	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	藪ノ湯沢	○	柳澤	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	藪沢		柳澤	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	小藪沢		柳澤	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	真原沢	○	柳澤	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	舞鶴沢	○	柳澤	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	下来沢	○	新奥	H23. 3. 28	164
峡北	北杜市	土石流	シヨコツ沢	○	小尾	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	小尾沢の1	○	小尾	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	七クサクボの1		小尾	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	七クサクボの2	○	小尾	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	七クサクボの3		小尾	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	七クサクボの4		小尾	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	増富沢の1	○	比志	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	大沢川-1		江草	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	大沢川-2	○	江草	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	大沢川-3	○	江草	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	入の沢川		江草	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	押出沢	○	江草	H23. 8. 25	339

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡北	北杜市	土石流	平沢	○	江草	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	越道沢の1	○	東向	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	大門沢-1	○	清里	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	大門沢-2	○	清里	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	大門沢-3	○	清里	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	小深沢川-1	○	清里	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	小深沢川-2	○	清里	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	小深沢川-3	○	清里	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	小深沢川-4	○	清里	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	谷戸東沢	○	谷戸	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	谷戸西沢	○	谷戸	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	高川-1	○	小荒間	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	高川-2	○	小荒間	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	加久保沢の1	○	上教来石	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	株林沢	○	鳥原	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	フシノキ沢	○	鳥原	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	上竹宇沢の1	○	白須	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	本村沢の1		横手	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	原村沢の1	○	横手	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	小深沢川の1	○	花水	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	小深沢川の2		花水	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	小深沢川の3		花水	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	小深沢川の4		花水	H23. 8. 25	339
峡北	北杜市	土石流	古杣川-1	○	長坂町小荒間	H23. 12. 15	509
峡北	北杜市	土石流	古杣川-2	○	長坂町小荒間	H23. 12. 15	509
峡北	北杜市	土石流	古杣西沢-1		長坂町小荒間	R3. 9. 27	250
峡北	北杜市	土石流	古杣西沢-2		長坂町小荒間	R3. 9. 27	250
中北	甲斐市	土石流	天狗川		大久保(上ノ段)	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	菩提川		亀沢(大下)	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	藤の木沢	○	亀沢(藤ノ木)	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	打返沢ー1	○	打返	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	打返沢ー2	○	打返、亀沢(藤ノ木)	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	下漆戸沢	○	漆戸	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	ヤナロ沢	○	漆戸	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	漆戸沢		漆戸	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	満しが久保沢	○	下菅口	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	菅口西沢	○	上菅口	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	菅口沢	○	上菅口、下菅口	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	下菅口沢		下菅口	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	安寺沢		安寺	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	安寺東沢	○	安寺	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	下窪沢	○	下福沢	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	亀沢川		神戸	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	西八沢		下芦沢	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	本村沢	○	上芦沢(本村)	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	上芦沢	○	上芦沢(本村)	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	清沢ー1	○	上芦沢、下芦沢(平見城)	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	清沢ー2	○	上芦沢、下芦沢(平見城)	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	清沢ー3	○	上芦沢、下芦沢(平見城)	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	要とう沢		下芦沢、上福沢	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	東沢	○	下芦沢、上福沢	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	獅子平沢		獅子平	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	東久保沢	○	亀沢(藤ノ木)	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	南久保沢		亀沢(久保)	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	金谷沢	○	亀沢(久保)	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	沢の沢	○	吉沢(窪田)	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	吉沢ー1	○	吉沢(窪田、中島)	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	吉沢ー2	○	吉沢(外道)	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	コガゲサン		吉沢(寺平)	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	長潭沢	○	吉沢(寺平)	H22. 3. 18	95

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
中北	甲斐市	土石流	千田沢―1		千田	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	千田沢―2	○	千田	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	西ノ沢	○	吉沢(寺平)	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	防沢川	○	団子新居大沢	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	防沢川の1―1	○	大埜道尾山	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	防沢川の1―2	○	大埜道尾山	H22. 3. 18	95
中北	甲斐市	土石流	清沢-4	○	上芦沢、下芦沢	H22. 11. 8	331
中北	甲斐市	土石流	清沢-5	○	上芦沢	H22. 11. 8	331
中北	甲斐市	土石流	清沢-6	○	上芦沢、下芦沢	H22. 11. 8	331
中北	甲斐市	土石流	清沢-7	○	上芦沢、下芦沢	H22. 11. 8	331
中北	甲斐市	土石流	清沢-8	○	上芦沢	H22. 11. 8	331
中北	甲斐市	土石流	清沢-9	○	下芦沢	H22. 11. 8	331
中北	甲斐市	土石流	清沢-10	○	下芦沢	H22. 11. 8	331
中北	甲斐市	土石流	北久保沢	○	亀沢	H22. 11. 8	331
中北	甲斐市	土石流	西平		菖蒲沢	H22. 11. 8	331
中北	甲斐市	土石流	久保入	○	大埜	H22. 11. 8	331
峡東	笛吹市	土石流	出黒川の2	○	下黒駒	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	加越沢-1	○	下黒駒	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	加越沢-2	○	下黒駒	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	馬場川	○	下黒駒	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	戸倉川-1	○	上黒駒	R7. 3. 27	88
峡東	笛吹市	土石流	戸倉川-2		上黒駒	R7. 3. 27	88
峡東	笛吹市	土石流	十郎川	○	上黒駒	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	樽置沢川		上黒駒	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	曾根石沢川-1	○	上黒駒	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	曾根石沢川-2	○	上黒駒	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	後藤沢川	○	上黒駒	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	鍛冶ヶ入沢	○	上黒駒	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	稲荷川	○	上黒駒	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	清水川		上黒駒	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	相沢川	○	上黒駒	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	相沢東川		上黒駒	H29. 3. 23	74
峡東	笛吹市	土石流	相沢川の1	○	上黒駒	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	相沢川の2	○	上黒駒	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	相沢川の3	○	上黒駒	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	寺山沢川の2		奈良原	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	浅川の2	○	増利	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	日向林沢	○	寺尾	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	東沢	○	寺尾	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	西ノ沢	○	寺尾	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	狐川東川	○	大黒坂	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	間門川の1		寺尾	H19. 5. 31	212
峡東	笛吹市	土石流	釜戸沢		芦川町鶯宿	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	里道川		芦川町鶯宿	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	鶯宿沢の入沢川		芦川町鶯宿	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	長久保沢	○	芦川町鶯宿	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	鶯宿新倉沢		芦川町鶯宿	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	中芦川新倉沢		芦川町中芦川	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	中芦川里道川		芦川町中芦川	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	中芦川沢の入沢川		芦川町中芦川	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	門の木沢川		芦川町中芦川	H29. 3. 23	74
峡東	笛吹市	土石流	竹の久保沢		芦川町新井原	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	葎ヶ久保沢		芦川町新井原	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	ぬく原	○	芦川町新井原	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	カワホシ沢	○	芦川町上芦川	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	ナシャンクボ	○	芦川町上芦川	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	宮ヶ入沢川		芦川町上芦川	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	松尾沢川		芦川町上芦川	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	中の入沢川	○	芦川町上芦川	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	センド沢川	○	芦川町上芦川	H20. 8. 7	354

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡東	笛吹市	土石流	ナンマツ沢		芦川町上芦川	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	沢妻川-1		芦川町新井原	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	沢妻川-2	○	芦川町新井原	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	沢妻川-3	○	芦川町新井原	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	中芦川向川	○	芦川町中芦川	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	中芦川入沢川		芦川町中芦川	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	鶯宿入沢-1	○	芦川町鶯宿	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	鶯宿入沢-2	○	芦川町鶯宿	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	鶯宿入沢-3		芦川町鶯宿	H20. 8. 7	354
峡東	笛吹市	土石流	山沢川		春日居町鎮目	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	天川		御坂町竹居	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	平沢川		御坂町大野寺	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	上平川	○	御坂町大野寺	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	城山川	○	御坂町大野寺	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	玄済川		御坂町大野寺	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	天狗川		御坂町尾山	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	出黒川の1	○	御坂町尾山	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	屋敷入沢		御坂町上黒駒	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	大蔵沢川	○	御坂町藤野木	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	唐松沢川		御坂町上黒駒	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	唐松沢川2	○	御坂町藤野木	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	唐沢川	○	御坂町藤野木	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	市之蔵川	○	一宮町市之蔵	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	金沢川	○	一宮町金沢	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	百田川-1		一宮町金沢	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	百田川-2	○	一宮町金沢	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	田垂川		一宮町金沢	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	大石川		一宮町東新居	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	山宮川	○	一宮町東新居	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	京戸川-1		一宮町石	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	京戸川-2		一宮町石	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	京戸川-3	○	一宮町石	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	京戸川-4	○	一宮町石	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	京戸川-5	○	一宮町石	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	信濃沢川		八代町門林	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	大口山開拓川の1		八代町大口山開拓	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	大口山開拓川の2		八代町大口山開拓	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	大口山開拓川の3		八代町大口山開拓	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	浅川	○	八代町大口山開拓	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	白崩	○	八代町大口山開拓	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	大口山開拓川の4	○	八代町大口山開拓	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	大口山	○	八代町大口山開拓	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	大口山開拓川の6	○	八代町大口山開拓	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	大口山開拓川の7	○	八代町大口山開拓	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	伊良沢		八代町大口山開拓	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	南竹居川の2		八代町南竹居	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	南竹居川	○	八代町南竹居	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	欠沢川		八代町南竹居	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	ぐみ沢	○	八代町四ツ沢	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	四ツ沢		八代町四ツ沢	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	竜安寺川	○	八代町米倉	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	大平	○	八代町南竹居	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	三ツ子沢	○	八代町南竹居	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	切付平	○	八代町南竹居	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	深沢	○	八代町南竹居	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	大谷沢川	○	八代町米倉	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	境川の3	○	境川町大窪	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	境川の1	○	境川町大窪	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	境川の2		境川町大窪	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	神沢川	○	境川町藤壘	H22. 10. 28	322

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡東	笛吹市	土石流	小烏川		境川町藤垜	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	合の沢	○	境川町坊ヶ峰	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	坊ヶ峰	○	境川町坊ヶ峰	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	小林川		境川町大黒坂	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	法華寺沢川	○	境川町大黒坂	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	狐川の1		境川町大黒坂	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	狐川の2		境川町大黒坂	R7. 3. 27	88
峡東	笛吹市	土石流	狐川西川		境川町大黒坂	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	間門川-1	○	境川町藤垜	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	間門川-2		境川町藤垜	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	蟹沢川	○	境川町寺尾	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	芋沢川		境川町藤垜	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	釜前	○	境川町大窪	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	広オケ		境川町大窪	H22. 10. 28	322
峡東	笛吹市	土石流	官林	○	芦川町新井原	H22. 11. 18	354
峡東	笛吹市	土石流	鶯宿入沢の1	○	芦川町鶯宿	H22. 11. 18	354
峡東	笛吹市	土石流	鶯宿入沢の2	○	芦川町鶯宿	H22. 11. 18	354
峡東	笛吹市	土石流	山宮川西沢	○	一宮町東新居	R5. 9. 25	227
峡東	笛吹市	土石流	天狗川東沢	○	御坂町尾山	R5. 9. 25	227
峡東	笛吹市	土石流	坊ヶ峰西沢	○	境川町三柵	R5. 9. 25	227
富士・東部	上野原市	土石流	大沢-1	○	犬目及び大野	H18. 2. 27	106
富士・東部	上野原市	土石流	大沢-2	○	犬目及び大野	H18. 2. 27	106
富士・東部	上野原市	土石流	大沢-3	○	犬目及び大野	H18. 2. 27	106
富士・東部	上野原市	土石流	谷後沢-1		犬目及び大野	H18. 2. 27	106
富士・東部	上野原市	土石流	谷後沢-2	○	犬目及び大野	H18. 2. 27	106
富士・東部	上野原市	土石流	谷後沢-3	○	犬目及び大野	H18. 2. 27	106
富士・東部	上野原市	土石流	南米沢-1	○	大野	H18. 2. 27	106
富士・東部	上野原市	土石流	南米沢-2	○	大野	H18. 2. 27	106
富士・東部	上野原市	土石流	土橋沢		犬目	H18. 2. 27	106
富士・東部	上野原市	土石流	西大野沢-1	○	大野	H18. 2. 27	106
富士・東部	上野原市	土石流	西大野沢-2		大野	H18. 2. 27	106
富士・東部	上野原市	土石流	東大野沢	○	大野	H18. 2. 27	106
富士・東部	上野原市	土石流	日向沢	○	大野	H18. 2. 27	106
富士・東部	上野原市	土石流	向風北沢-1	○	上野原	H18. 6. 29	357
富士・東部	上野原市	土石流	向風北沢-2	○	上野原	H18. 6. 29	357
富士・東部	上野原市	土石流	山風呂沢	○	上野原	H18. 6. 29	357
富士・東部	上野原市	土石流	虎丸沢	○	上野原	H18. 6. 29	357
富士・東部	上野原市	土石流	水窪沢	○	上野原	H18. 6. 29	357
富士・東部	上野原市	土石流	大堀川	○	上野原	H18. 6. 29	357
富士・東部	上野原市	土石流	大房沢		上野原	H18. 6. 29	357
富士・東部	上野原市	土石流	大越路沢の1	○	上野原	H18. 6. 29	357
富士・東部	上野原市	土石流	大越路沢の2	○	上野原	H18. 6. 29	357
富士・東部	上野原市	土石流	大越路沢の4	○	上野原	H18. 6. 29	357
富士・東部	上野原市	土石流	大越路沢の5	○	上野原	H18. 6. 29	357
富士・東部	上野原市	土石流	大越路沢の6	○	上野原	H18. 6. 29	357
富士・東部	上野原市	土石流	奈須部南沢	○	上野原	H18. 6. 29	357
富士・東部	上野原市	土石流	奈須部沢	○	上野原	H18. 6. 29	357
富士・東部	上野原市	土石流	奈須部川	○	上野原	H18. 6. 29	357
富士・東部	上野原市	土石流	落合西沢	○	鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	坂下川左支川の1	○	鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	沢入川右支川	○	鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	沢入川		鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	東川	○	鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	桑原沢		鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	中丸沢		鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	大門沢-1		大倉	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	大門沢-2		大倉	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	仲間沢右支川	○	大曾根	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	仲間沢左支川	○	大曾根	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	橘古沢	○	大曾根	H19. 7. 9	268

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
富士・東部	上野原市	土石流	節当沢	○	大曾根	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	落合中沢	○	鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	落合東沢	○	鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	坂下川右支川	○	鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	坂下川-1		鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	坂下川-2	○	鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	坂下川左支川の2		鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	西田野入西沢	○	鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	西田野入東沢	○	鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	田野入沢	○	鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	むじな沢-1		鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	むじな沢-2	○	鶴島	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	扇山沢		野田尻	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	紙漉戸沢	○	野田尻	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	久保入沢-1	○	野田尻	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	久保入沢-2	○	野田尻	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	堂ヶ沢	○	野田尻	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	蜜柑ヶ沢	○	桑久保	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	西川-1		桑久保	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	西川-2		桑久保	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	西川-3	○	桑久保	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	寺之入沢	○	和見	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	和見川-1	○	和見	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	和見川-2	○	和見	H19. 7. 9	268
富士・東部	上野原市	土石流	戸津沢	○	板崎	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	金久保沢	○	板崎	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	曾根沢	○	尾崎	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	尾崎入沢	○	尾崎	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	高金沢		原	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	浜沢		浜沢	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	棚の入沢-1		無生野	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	棚の入沢-2	○	無生野	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	奈良山川-1	○	無生野	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	奈良山川-2	○	無生野	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	奈良山川-3	○	無生野	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	奈良山川-4	○	無生野	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	藤の田沢		無生野	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	滝沢	○	無生野	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	鷺尾沢	○	浜沢	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	薬師堂沢	○	浜沢	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	滝の入沢	○	浜沢	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	高根沢	○	寺下	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	寺下沢	○	寺下	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	十王堂入沢-1	○	寺下	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	十王堂入沢-2	○	寺下	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	下尾	○	原	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	サルイ沢	○	浜沢	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	寺下下沢	○	寺下	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	大沢川	○	川合	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	大川合沢	○	川合	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	川合沢	○	川合	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	呼戸沢-1	○	四方津	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	呼戸沢-2	○	四方津	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	下奥平沢	○	四方津	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	上奥平沢		四方津	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	仲居沢	○	四方津	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	今井沢-1	○	四方津	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	今井沢-2		四方津	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	中丸沢	○	四方津	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	寺山沢	○	四方津	H21. 3. 9	78

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
富士・東部	上野原市	土石流	トツラ沢		川合	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	千足川-1		川合	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	千足川-2	○	川合	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	千足川-3	○	川合	H21. 3. 9	78
富士・東部	上野原市	土石流	今野沢	○	桐原字墓村	H23. 8. 4	307
富士・東部	上野原市	土石流	神戸沢		桐原字用竹	H29. 3. 23	74
富士・東部	上野原市	土石流	下川		桐原字大垣外	R5. 7. 20	191
富士・東部	上野原市	土石流	北沢川	○	桐原字猪丸	H23. 8. 4	307
富士・東部	上野原市	土石流	三二山川	○	桐原字椿	H23. 8. 4	307
富士・東部	上野原市	土石流	椿沢		桐原字椿	H23. 8. 4	307
富士・東部	上野原市	土石流	神庭沢		桐原字小伏	H23. 8. 4	307
富士・東部	上野原市	土石流	大畑沢		桐原字小伏	R5. 1. 12	12
富士・東部	上野原市	土石流	小伏沢	○	桐原字小伏	H23. 8. 4	307
富士・東部	上野原市	土石流	井戸川		桐原字井戸	H23. 8. 4	307
富士・東部	上野原市	土石流	用竹沢	○	桐原字用竹	H23. 8. 4	307
富士・東部	上野原市	土石流	猪丸沢	○	桐原字猪丸	H23. 8. 4	307
富士・東部	上野原市	土石流	小和田沢	○	桐原字小和田	H23. 8. 4	307
富士・東部	上野原市	土石流	押出沢		秋山安寺沢	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	安寺沢	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	馬久保沢	○	秋山栗谷	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	後久保沢	○	秋山大地	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	竹の沢	○	秋山中野	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	東竹の沢	○	秋山中野	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	西浜沢		秋山神野	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	南仏沢	○	秋山神野	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	寺の沢	○	秋山小和田	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	古福志沢	○	秋山古福志	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	金山沢-1		秋山金山	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	金山沢-2		秋山金山	H29. 3. 23	74
富士・東部	上野原市	土石流	押出河原沢-1	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	押出河原沢-2	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	六海戸沢	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	海戸沢	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	栗谷沢	○	秋山栗谷	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	海河原沢	○	秋山神野	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	古福志西沢	○	秋山古福志	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	土沢		秋山桜井	H23. 8. 4	308
富士・東部	上野原市	土石流	阿寺沢川	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8	309
富士・東部	上野原市	土石流	梅久保沢		桐原字梅久保	H23. 8. 8	309
富士・東部	上野原市	土石流	日寄沢	○	桐原字小桐	H23. 8. 8	309
富士・東部	上野原市	土石流	西沢-1	○	桐原字沢渡	H23. 8. 8	309
富士・東部	上野原市	土石流	西沢-2	○	桐原字沢渡	H23. 8. 8	309
富士・東部	上野原市	土石流	鵜窪沢の3	○	桐原字沢渡	H23. 8. 8	309
富士・東部	上野原市	土石流	平野田沢-1	○	西原字平野田	H23. 8. 8	309
富士・東部	上野原市	土石流	平野田沢-2	○	西原字平野田	H23. 8. 8	309
富士・東部	上野原市	土石流	大羽根沢	○	西原飯尾	H23. 8. 8	310
富士・東部	上野原市	土石流	飯尾川	○	西原飯尾	H23. 8. 8	310
富士・東部	上野原市	土石流	方屋川-1	○	西原原	H23. 8. 8	310
富士・東部	上野原市	土石流	方屋川-2	○	西原原	H23. 8. 8	310
富士・東部	上野原市	土石流	滝沢	○	西原郷原	H23. 8. 8	310
富士・東部	上野原市	土石流	久野毛沢	○	西原郷原	H23. 8. 8	310
富士・東部	上野原市	土石流	間頭沢川		西原下城	H23. 8. 8	310
富士・東部	上野原市	土石流	沖沢川-1	○	西原下城	H23. 8. 8	310
富士・東部	上野原市	土石流	沖沢川-2	○	西原下城	H23. 8. 8	310
富士・東部	上野原市	土石流	扁盃川		西原扁盃	H23. 8. 8	310
富士・東部	上野原市	土石流	扁盃東沢	○	西原扁盃	H23. 8. 8	310
富士・東部	上野原市	土石流	むじな沢		西原田和	H23. 8. 8	310
富士・東部	上野原市	土石流	上平沢	○	西原上平	H23. 8. 8	310
富士・東部	上野原市	土石流	六藤沢	○	西原上平	H23. 8. 8	310
富士・東部	上野原市	土石流	藤尾西沢	○	西原藤尾	H23. 8. 8	310

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を 含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
富士・東部	上野原市	土石流	藤尾沢	○	西原藤尾	H23. 8. 8	310
富士・東部	上野原市	土石流	阿寺沢南沢	○	西原	H23. 8. 11	318
富士・東部	上野原市	土石流	古福志東沢	○	秋山	H23. 8. 11	318
富士・東部	上野原市	土石流	月夜野沢	○	秋山	H23. 8. 11	318
富士・東部	上野原市	土石流	滝沢	○	秋山	H23. 8. 11	318
富士・東部	上野原市	土石流	金波美沢		秋山	H23. 8. 11	318
富士・東部	上野原市	土石流	飯尾沢の1	○	西原	R5. 1. 12	11
富士・東部	上野原市	土石流	飯尾沢の2	○	西原	R5. 1. 12	11
富士・東部	上野原市	土石流	六藤沢の2	○	西原	R5. 1. 12	11
富士・東部	上野原市	土石流	今野沢の2	○	桐原	R5. 7. 20	190
富士・東部	上野原市	土石流	用竹沢の2	○	桐原	R5. 7. 20	190
富士・東部	上野原市	土石流	聖武連沢	○	桐原	R5. 7. 20	190
富士・東部	上野原市	土石流	新屋沢	○	桐原	R5. 7. 20	190
富士・東部	上野原市	土石流	大越路沢の7	○	上野原	R5. 7. 20	190
富士・東部	上野原市	土石流	上和見沢	○	桑久保	R5. 7. 20	190
富士・東部	上野原市	土石流	梅窪沢	○	桑久保	R5. 7. 20	190
富士・東部	上野原市	土石流	横吹沢	○	四方津	R5. 7. 20	190
富士・東部	上野原市	土石流	奥平道上沢	○	四方津	R5. 7. 20	190
富士・東部	上野原市	土石流	オトメの沢	○	秋山	R7. 3. 31	108
富士・東部	上野原市	土石流	古福志東沢-1	○	秋山	R7. 3. 31	108
富士・東部	上野原市	土石流	日懸沢	○	秋山	R7. 3. 31	108
富士・東部	上野原市	土石流	西薄久保沢	○	秋山	R7. 3. 31	108
富士・東部	上野原市	土石流	女土向沢-1	○	秋山	R7. 3. 31	108
富士・東部	上野原市	土石流	女土向沢-2	○	秋山	R7. 3. 31	108
峡東	甲州市	土石流	管沢-1	○	小屋敷及び竹森	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	管沢-2	○	小屋敷及び竹森	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	管沢-3		小屋敷及び竹森	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	管沢-4	○	小屋敷及び竹森	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	管沢-5		竹森	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	管沢-6		竹森	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	福生里沢	○	福生里及び竹森	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	滝川		福生里及び竹森	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	越道沢-1	○	福生里及び竹森	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	越道沢-2	○	福生里及び竹森	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	清水尻沢-1		福生里及び竹森	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	清水尻沢-2	○	福生里及び竹森	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	本沢	○	福生里及び竹森	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	四ツ石沢-1	○	平沢, 福生里, 竹森	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	四ツ石沢-2		平沢, 福生里, 竹森	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	湯原沢	○	平沢	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	一谷沢	○	平沢	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	クルメ沢	○	平沢	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	炭山沢-1	○	平沢	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	炭山沢-2	○	平沢	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	炭山沢-3	○	平沢	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	炭山沢-4	○	平沢	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	炭山沢-5	○	平沢	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	竹森沢-1	○	平沢, 福生里, 竹森	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	竹森沢-2	○	平沢	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	奥平川	○	平沢, 福生里, 竹森	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	ノボリオ沢	○	平沢	H18. 10. 5	517
峡東	甲州市	土石流	観音沢-1		大和町初鹿野	H19. 6. 7	230
峡東	甲州市	土石流	観音沢-2	○	大和町初鹿野	H19. 6. 7	230
峡東	甲州市	土石流	第二八窪沢		大和町鶴瀬	H19. 6. 7	230
峡東	甲州市	土石流	八窪沢	○	大和町鶴瀬	H19. 6. 7	230
峡東	甲州市	土石流	徳波沢	○	大和町初鹿野及び鶴瀬	H19. 6. 7	230
峡東	甲州市	土石流	西の久保沢		大和町初鹿野	H19. 6. 7	230
峡東	甲州市	土石流	金久保沢	○	大和町初鹿野	H19. 6. 7	230
峡東	甲州市	土石流	白蛇沢	○	大和町初鹿野	H19. 6. 7	230
峡東	甲州市	土石流	宝沢	○	大和町初鹿野	H19. 6. 7	230

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡東	甲州市	土石流	とうみょう窪		大和町初鹿野	H19. 6. 7	230
峡東	甲州市	土石流	入の沢	○	大和町初鹿野	H19. 6. 7	230
峡東	甲州市	土石流	洞沢	○	大和町初鹿野	H19. 6. 7	230
峡東	甲州市	土石流	白沢	○	大和町日影	H19. 6. 7	230
峡東	甲州市	土石流	山沢	○	大和町初鹿野	H19. 6. 7	230
峡東	甲州市	土石流	入之沢川		勝沼町仲原	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	大滝川―1	○	勝沼町菱山	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	大滝川―2	○	勝沼町菱山	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	田草川―1	○	勝沼町菱山	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	田草川―2		勝沼町菱山	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	田草川―3		勝沼町菱山	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	苦名川		勝沼町菱山	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	大久保川	○	勝沼町菱山	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	男菱川―1	○	勝沼町菱山	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	男菱川―2		勝沼町菱山	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	男菱川―3	○	勝沼町菱山	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	西沢川		勝沼町勝沼	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	湯の沢川		勝沼町勝沼	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	行者川		勝沼町勝沼	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	石尊東沢		勝沼町上岩崎	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	早草川		勝沼町上岩崎	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	尻骨沢		勝沼町上岩崎	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	駒井沢川	○	勝沼町上岩崎	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	塩原沢	○	勝沼町深沢	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	青笹沢	○	勝沼町深沢	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	窪の沢	○	勝沼町深沢	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	観音沢	○	勝沼町深沢	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	道平―1		大和町木賊	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	道平―2	○	大和町木賊	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	大蔵北沢	○	大和町田野	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	曲沢		大和町田野	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	雨沢	○	大和町田野	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	かけ沢	○	大和町田野	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	村平	○	大和町田野	H20. 8. 18	366
峡東	甲州市	土石流	大峰沢の2		塩山下小田原	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	大峰沢		塩山下小田原	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	上条川-1		塩山下小田原	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	上条川-2	○	塩山下小田原	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	カジヤ沢	○	塩山下小田原	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	天狗沢-1	○	塩山上小田原	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	天狗沢-2	○	塩山上小田原	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	白川沢	○	塩山上小田原	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	御影沢	○	塩山上小田原	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	第二御影沢-1	○	塩山上小田原	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	第二御影沢-2	○	塩山上小田原	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	樋の沢-1	○	塩山上萩原	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	樋の沢-2	○	塩山上萩原	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	窪の沢		塩山下萩原	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	深堀川-1		塩山下萩原	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	深堀川-2	○	塩山下萩原	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	深堀川-3	○	塩山下萩原	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	小立切沢-1	○	塩山牛奥	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	小立切沢-2	○	塩山牛奥	H23. 3. 10	89
峡東	甲州市	土石流	落合南沢-1	○	塩山一之瀬高橋	H23. 3. 14	100
峡東	甲州市	土石流	落合南沢-2	○	塩山一之瀬高橋	H23. 3. 14	100
峡東	甲州市	土石流	雲陰沢	○	塩山上萩原	H23. 3. 14	100
峡東	甲州市	土石流	御屋敷沢	○	塩山上萩原	H23. 3. 14	100
峡東	甲州市	土石流	ハビロ沢	○	塩山一之瀬高橋	H23. 3. 14	100
峡東	甲州市	土石流	高橋川-1	○	塩山上萩原	H23. 3. 14	100
峡東	甲州市	土石流	高橋川-2	○	塩山上萩原	H23. 3. 14	100

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を 含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡東	甲州市	土石流	高橋川-3	○	塩山上萩原	H23. 3. 14	100
峡東	甲州市	土石流	犬切沢	○	塩山一之瀬高橋	H23. 3. 14	100
峡東	甲州市	土石流	大雪沢	○	塩山一之瀬高橋	H23. 3. 14	100
峡東	甲州市	土石流	大霜沢	○	塩山一之瀬高橋	H23. 3. 14	100
峡東	甲州市	土石流	シンヤ沢	○	塩山上萩原	H23. 3. 14	100
峡東	甲州市	土石流	一之瀬川	○	塩山一之瀬高橋	H23. 3. 14	100
峡東	甲州市	土石流	三之瀬西沢	○	塩山一之瀬高橋	H23. 3. 14	100
峡東	甲州市	土石流	三之瀬東沢	○	塩山一之瀬高橋	H23. 3. 14	100
峡東	甲州市	土石流	二之瀬川-1	○	塩山一之瀬高橋	H23. 3. 14	100
峡東	甲州市	土石流	二之瀬川-2	○	塩山一之瀬高橋	H23. 3. 14	100
峡東	甲州市	土石流	大山石沢	○	塩山一之瀬高橋	H23. 3. 14	100
峡東	甲州市	土石流	中村沢	○	塩山上萩原	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	五郎田沢		塩山上萩原	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	みそぎ沢	○	塩山上萩原	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	芦倉沢	○	塩山上萩原	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	中の入沢-1	○	塩山上小田原	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	中の入沢-2	○	塩山上小田原	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	大久保沢		塩山小屋敷	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	滑沢中川	○	塩山小屋敷	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	文珠沢-1		塩山上萩原	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	文珠沢-2		塩山上萩原	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	釜沢-1		塩山上萩原	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	釜沢-2	○	塩山上萩原	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	北沢-1	○	塩山下柚木	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	北沢-2		塩山下柚木	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	北沢-3	○	塩山下柚木	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	藤木沢	○	塩山藤木	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	寺久保沢		塩山下柚木	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	一ノ平沢	○	塩山上萩原	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	中の沢		塩山中萩原	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	佐野川		塩山中萩原	H23. 3. 28	165
峡東	甲州市	土石流	上条川左支1	○	塩山下小田原	H23. 7. 11	281
峡東	甲州市	土石流	上条川左支2	○	塩山下小田原	H23. 7. 11	281
峡東	甲州市	土石流	上条川左支3	○	塩山下小田原	H23. 7. 11	281
峡東	甲州市	土石流	上条川左支4	○	塩山下小田原	H23. 7. 11	281
峡東	甲州市	土石流	上条川左支5	○	塩山下小田原	H23. 7. 11	281
峡東	甲州市	土石流	上条川左支6	○	塩山下小田原	H23. 7. 11	281
峡東	甲州市	土石流	御影沢の西		塩山上小田原	H23. 7. 11	281
峡東	甲州市	土石流	東室床川		塩山上萩原	H23. 7. 11	281
峡東	甲州市	土石流	上条川の西1		塩山竹森	H23. 7. 14	285
峡東	甲州市	土石流	上条川の西2の1	○	塩山竹森	H23. 7. 14	285
峡東	甲州市	土石流	上条川の西2の2	○	塩山竹森	H23. 7. 14	285
峡東	甲州市	土石流	窪の沢左支	○	塩山中萩原	H23. 7. 14	285
峡東	甲州市	土石流	釜沢の東	○	塩山上萩原	H23. 7. 14	285
峡東	甲州市	土石流	滑沢	○	塩山小屋敷	H23. 7. 14	285
峡東	甲州市	土石流	宮の沢	○	塩山小屋敷	H23. 7. 14	285
峡東	甲州市	土石流	柳沢川右支1	○	塩山一之瀬高橋	H23. 8. 8	311
峡東	甲州市	土石流	柳沢川右支2	○	塩山一之瀬高橋	H23. 8. 8	311
峡東	甲州市	土石流	作水沢	○	塩山一之瀬高橋	H23. 8. 8	311
峡東	甲州市	土石流	コトクサ沢西	○	塩山上萩原	H23. 8. 8	311
峡東	甲州市	土石流	ハヤブサ沢南	○	塩山上萩原・一之瀬高橋	H23. 8. 8	311
峡東	甲州市	土石流	山椒沢	○	塩山一之瀬高橋	H23. 8. 8	311
峡東	甲州市	土石流	アカサカ沢南	○	塩山一之瀬高橋	H23. 8. 8	311
峡東	甲州市	土石流	アカサカ沢	○	塩山一之瀬高橋	H23. 8. 8	311
峡東	甲州市	土石流	奥山	○	塩山一之瀬高橋	H23. 8. 8	311
峡東	甲州市	土石流	ワテノ沢	○	塩山一之瀬高橋	H23. 8. 8	311
峡東	甲州市	土石流	大岩沢	○	塩山一之瀬高橋	H23. 8. 8	311
峡東	甲州市	土石流	クボノ沢	○	塩山一之瀬高橋	H23. 8. 8	311
峡東	甲州市	土石流	日向沢	○	塩山一之瀬高橋	H23. 8. 8	311
峡東	甲州市	土石流	三之瀬西沢南	○	塩山一之瀬高橋	H23. 8. 8	311

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡東	甲州市	土石流	滑の窪沢南 1	○	塩山一之瀬高橋	H23. 8. 8	311
峡東	甲州市	土石流	滑の窪沢南 2	○	塩山一之瀬高橋	H23. 8. 8	311
峡東	甲州市	土石流	鬢櫛川	○	勝沼町中原	H23. 8. 11	320
峡東	甲州市	土石流	白岩沢	○	大和町初鹿野	H23. 8. 11	320
峡東	甲州市	土石流	丸沢-1	○	大和町初鹿野	H23. 8. 11	320
峡東	甲州市	土石流	丸沢-2	○	大和町初鹿野	H23. 8. 11	320
峡東	甲州市	土石流	門井沢		大和町田野	H23. 8. 11	320
峡東	甲州市	土石流	宮の沢の2	○	塩山小屋敷	R5. 12. 28	438
峡東	甲州市	土石流	上条川-3		塩山下小田原	R5. 12. 28	438
峡東	甲州市	土石流	日川右支の1		塩山牛奥	R5. 12. 28	438
峡東	甲州市	土石流	日川右支の2	○	塩山上萩原	R5. 12. 28	438
峡東	甲州市	土石流	入之沢川の2		勝沼町中原	R5. 12. 28	438
峡東	甲州市	土石流	田草川-4	○	勝沼町菱山	R5. 12. 28	438
峡東	甲州市	土石流	第二八窪沢西沢	○	大和町初鹿野	R5. 12. 28	438
峡東	甲州市	土石流	日川左支の1		大和町初鹿野	R5. 12. 28	438
峡東	甲州市	土石流	日川左支の2	○	大和町木賊	R5. 12. 28	438
峡東	甲州市	土石流	焼山沢右支	○	大和町木賊	R5. 12. 28	438
中北	中央市	土石流	浅利川	○	関原	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	南川の2	○	関原	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	南川	○	関原	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	関原川の2	○	関原	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	関原川の3		関原	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	アヤグサ沢	○	関原	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	仲川	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	三頭沢川	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	上手川	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	大門川	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	大門川の2		大鳥居	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	大森川		大鳥居	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	大森川の1		大鳥居	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	船井川-1	○	関原	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	船井川-2	○	関原	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	船井川-3	○	関原	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	谷坂川-1	○	大鳥居、市川三郷町大塚	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	谷坂川-2	○	大鳥居、市川三郷町大塚	H21. 3. 26	106
中北	中央市	土石流	駒原沢- 1	○	駒原	R7. 3. 24	75
中北	中央市	土石流	駒原沢- 2	○	駒原	R7. 3. 24	75
峡南	市川三郷町	土石流	ハツ沢-1	○	下大鳥居	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	ハツ沢-2	○	下大鳥居	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	道場沢	○	下大鳥居	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	波柳沢	○	下大鳥居	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	新川-1	○	山保	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	新川-2	○	山保	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	新川-3	○	山保	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	新川-4	○	山保	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	新川-5	○	山保	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	清水沢	○	山保	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	蔵地場沢-1	○	山保	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	蔵地場沢-2	○	山保	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	帯那沢		山保	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	薬袋田沢-1		山保	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	薬袋田沢-2	○	山保	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	薬袋田沢-3	○	山保	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	薬袋田沢-4		山保	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	加入道川-1	○	岩間	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	加入道川-2	○	岩間	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	堤入川	○	岩間	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	狭間田川-1	○	岩間	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	狭間田川-2	○	岩間	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	狭間田川-3		岩間	H19. 3. 19	86

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡南	市川三郷町	土石流	塩の沢川		岩間	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	岩間沢	○	岩間	H19. 3. 19	86
峡南	市川三郷町	土石流	源氏沢	○	上原山	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	塩沢川		市川本町	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	弓削沢－1	○	市川本町	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	弓削沢－2	○	市川本町	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	弓削沢の2	○	市川本町	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	弓削沢の1	○	市川本町	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	印川	○	印沢	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	梅沢	○	高田	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	黒沢の1	○	黒沢	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	黒沢	○	黒沢	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	内門川	○	黒沢	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	黒沢入－1	○	黒沢	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	黒沢入－2	○	黒沢	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	黒沢入－3	○	黒沢	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	黒沢入－4	○	黒沢	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	桶沢	○	黒沢入	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	法手沢	○	黒沢	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	大鳥居沢	○	仲村	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	南沢－1	○	落居	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	南沢－2	○	落居	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	細久保沢	○	落居	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	黒沢狩川の1	○	落居	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	黒沢狩川		落居	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	黒沢狩川の2	○	落居	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	船久保沢		落居	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	市の坪川	○	落居	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	無名沢		落居	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	滝の沢の2		落居	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	滝の沢の1		落居	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	小山沢川		鴨狩津向	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	花草里沢	○	鴨狩津向	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	関屋沢	○	楠甫	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	中の沢		楠甫	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	南村沢	○	楠甫	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	南沢	○	五八	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	水上沢	○	五八	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	五八沢－1	○	五八	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	五八沢－2		五八	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	久保沢－1		葛籠沢	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	久保沢－2	○	葛籠沢	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	女沢	○	葛籠沢	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	一の沢	○	宮原	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	菅の沢		宮原	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	古武沢	○	宮原	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	八幡沢	○	宮原	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	黒久保沢－1	○	宮原	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	黒久保沢－2	○	宮原	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	葛籠沢川	○	宮原	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	すげの沢		宮原	H20. 9. 18	408
峡南	市川三郷町	土石流	道林沢		大塚	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	上野沢-1	○	大塚	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	上野沢-2	○	大塚	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	川浦沢	○	上野	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	樋田沢	○	上野	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	居平沢	○	中山	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	新梨沢の1	○	下芦川	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	新梨沢		下芦川	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	倉骨沢	○	下芦川	H21. 9. 7	266

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡南	市川三郷町	土石流	上出村沢	○	下芦川	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	境川		下芦川	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	向島沢	○	下芦川	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	熊倉沢	○	高萩	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	横沢	○	高萩	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	高萩川-1		高萩	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	高萩川-2	○	高萩	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	西の沢		岱	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	西沢	○	畑熊	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	畑熊沢	○	畑熊	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	芝草沢	○	上野	H21. 9. 7	266
峡南	市川三郷町	土石流	横吹沢-2	○	上野	R4. 11. 17	261
峡南	市川三郷町	土石流	盲川	○	上野	R4. 11. 17	261
峡南	市川三郷町	土石流	横吹沢	○	上野	R4. 11. 17	261
峡南	市川三郷町	土石流	川島沢	○	黒沢	R4. 11. 17	261
峡南	市川三郷町	土石流	大西沢	○	三帳	R4. 11. 17	261
峡南	市川三郷町	土石流	田ノ口山沢-1	○	落居	R4. 11. 17	261
峡南	市川三郷町	土石流	田ノ口山沢-2	○	落居	R4. 11. 17	261
峡南	市川三郷町	土石流	堀切沢		山保	R4. 11. 17	261
身延	早川町	土石流	初鹿島川右支	○	初鹿島	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	初鹿島川	○	初鹿島	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	雨畑沢	○	雨畑	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	下西之宮沢		西之宮	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	蔵沢	○	西之宮	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	下黒桂沢	○	西之宮	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	黒桂沢	○	西之宮	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	濁沢	○	広河原	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	南別当沢	○	上湯島	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	別当沢		上湯島	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	南上湯島沢	○	上湯島	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	奈良田沢		奈良田	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	涸沢	○	下湯沢	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	上中州沢	○	中州	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	中州沢	○	中州	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	大原野沢	○	中州	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	千須和沢	○	千須和	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	樽坪沢	○	樽坪	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	差越沢	○	差越	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	埋沢川	○	小縄	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	上女滝沢	○	雨畑	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	女滝沢	○	雨畑	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	上湯島沢	○	上湯島	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	薬袋沢	○	薬袋	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	薬袋沢左支	○	薬袋	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	板草里沢	○	板草里	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	雄滝沢	○	羽衣	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	金骨沢	○	西之宮	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	芹沢	○	新倉	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	塩島沢	○	塩島	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	南山沢	○	塩島	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	千須和沢の2	○	千須和	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	樽坪沢右支	○	樽坪	H19. 9. 10	329
身延	早川町	土石流	湯川	○	湯島	H23. 3. 10	92
身延	早川町	土石流	茂倉沢	○	新倉・大野原	H23. 3. 10	92
身延	早川町	土石流	新宮川-1		大原野	H23. 3. 10	92
身延	早川町	土石流	新宮川-2	○	大原野	H23. 3. 10	92
身延	身延町	土石流	蛇石沢川	○	大野	H19. 3. 29	134
身延	身延町	土石流	中沢川	○	大野	H19. 3. 29	134
身延	身延町	土石流	西裏沢川	○	大野	H19. 3. 29	134
身延	身延町	土石流	湯沢川	○	門野	H19. 3. 29	134

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
身延	身延町	土石流	大倉沢川		小田船原	H19. 3. 29	134
身延	身延町	土石流	身延川-1		身延	H19. 3. 29	134
身延	身延町	土石流	樋の沢川	○	身延	H19. 3. 29	134
身延	身延町	土石流	身延川-2	○	身延	H19. 3. 29	134
身延	身延町	土石流	片隅沢	○	身延	H19. 3. 29	134
身延	身延町	土石流	醍醐沢川	○	身延	H19. 3. 29	134
身延	身延町	土石流	湯場沢	○	塩沢	H19. 3. 29	134
身延	身延町	土石流	桑柄川-2	○	角打	H19. 3. 29	134
身延	身延町	土石流	島の沢川	○	門野	H19. 3. 29	134
身延	身延町	土石流	ねずみ沢川	○	門野	H19. 3. 29	134
身延	身延町	土石流	室子沢川		小田船原	H19. 3. 29	134
身延	身延町	土石流	法洗沢川		角打	H19. 3. 29	134
峡南	身延町	土石流	伝水沢	○	三沢	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	西伝水沢	○	三沢	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	新地沢	○	三沢	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	久那土沢	○	車田	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	いたち沢	○	車田	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	車田沢	○	車田	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	鍋倉川		車田	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	海端川-1		車田	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	海端川-2		車田	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	海端川-3		車田	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	開持川-1	○	三沢	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	開持川-2		三沢	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	開持川-3		三沢	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	開持川-4	○	三沢	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	開持川-5	○	三沢	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	開持川の2		三沢	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	大道沢の2		三沢	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	大道沢の1	○	三沢	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	大道沢	○	三沢	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	奥杯沢		三沢	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	大黒沢川	○	常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	屋形沢の2	○	常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	出口沢	○	常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	屋形沢	○	常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	桧平沢-1	○	常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	桧平沢-2	○	常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	入の沢-1		常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	入の沢-2	○	常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	入の沢-3	○	常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	入の沢-4	○	常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	上向沢	○	常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	源太屋敷沢		常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	市之瀬沢	○	常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	芦原沢	○	常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	山口沢	○	常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	宮の平沢	○	常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	樋屋の沢	○	常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	島沢	○	常葉	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	大草上の山		三沢	H19. 4. 12	163
峡南	身延町	土石流	大草伝水沢	○	三沢	H19. 4. 12	163
身延	身延町	土石流	小原島沢	○	小原島	H19. 9. 10	329
身延	身延町	土石流	下小原島沢	○	小原島	H19. 9. 10	329
身延	身延町	土石流	上沢	○	上沢	H19. 9. 10	329
峡南	身延町	土石流	大陸川		中山	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	小中山沢	○	中山	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	中山沢		中山	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	古長谷川	○	古長谷	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	古長谷沢の2		古長谷	H20. 3. 27	139

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡南	身延町	土石流	出合沢	○	古長谷	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	宝珠院川	○	古長谷	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	宇野沢	○	古長谷	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	古長谷沢の1	○	古長谷	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	大中山沢	○	遅沢	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	遅沢	○	遅沢	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	塩沢川	○	遅沢	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	向取沢	○	切石	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	向坂沢		切石	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	城山沢	○	寺沢	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	町屋沢		寺沢	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	芦の入沢	○	寺沢	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	上杉沢		寺沢	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	昭和川		西嶋	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	尾根切沢	○	西嶋	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	初沢川	○	西嶋	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	唐沢	○	西嶋	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	大子沢川	○	八日市場	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	堂の入川	○	八日市場	H20. 3. 27	139
峡南	身延町	土石流	中沢川		八日市場	H20. 3. 27	139
身延	身延町	土石流	横町沢川		波木井	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	西畑沢川		波木井	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	虹川		波木井	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	大久保沢川	○	帯金	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	入の沢川		帯金	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	泥の沢川		帯金	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	薬師寺川		帯金	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	金竜寺沢川		帯金	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	鷹の沢川		帯金	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	塩之沢川		帯金	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	御崎沢川	○	帯金	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	宮沢川		大垓	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	長戸川		大島	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	宮原沢川の2	○	大島	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	宮原沢川		大島	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	古宿沢川	○	大島	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	新地川		大島	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	古宿沢川		大島	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	小室沢川		大島	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	光子沢川		横根中	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	古宿沢川		清子	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	渡々沢川-1		樋之上	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	渡々沢川-2	○	樋之上	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	的馬沢川	○	大島	H20. 6. 9	266
身延	身延町	土石流	向平川		大島	H20. 6. 9	266
峡南	身延町	土石流	亀久保沢	○	矢細工	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	曙川	○	矢細工	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	江尻窪川	○	福原	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	寺沢川ー1	○	久成	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	寺沢川ー2	○	久成	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	寺沢川ー3	○	久成	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	伊豆島沢の2	○	久成	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	伊豆島沢の1		久成	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	栗林沢		手打沢	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	打越沢		手打沢	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	縄切沢		手打沢	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	垓沢		手打沢	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	藤ヶ原沢		手打沢	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	ほうどん沢	○	手打沢	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	下明加沢	○	日向南沢	H20. 10. 27	459

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡南	身延町	土石流	日向南沢	○	日向南沢	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	日向南沢の 1	○	日向南沢	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	東沢の 1		日向南沢	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	東沢の 2		日向南沢	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	上明加沢	○	日向南沢	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	塩川		伊沼	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	鍛冶屋沢		伊沼	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	大安沢川		宮木	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	下天神沢川	○	飯富	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	下田原沢		下田原	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	瀬戸沢		下田原	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	室宝沢		下田原	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	上向沢	○	下田原	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	すがた沢		下田原	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	深町沢の1・深町沢の2		下田原	H29. 3. 23	74
峡南	身延町	土石流	八幡沢		下田原	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	藤の木沢		下田原	H20. 10. 27	459
峡南	身延町	土石流	八王子沢	○	大磯小磯	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	仏僧沢		大磯小磯	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	芝山沢-1	○	大磯小磯	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	芝山沢-2	○	大磯小磯	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	芝山沢-3	○	大磯小磯	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	三沢川-1	○	大磯小磯	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	三沢川-2	○	大磯小磯	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	三沢川-3		大磯小磯	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	三沢川-4	○	大磯小磯	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	中尾沢川		切房木	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	鍋倉川2		切房木	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	おんだし沢	○	切房木	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	おんだし沢		切房木	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	上沢		切房木	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	蔵小根沢		下部	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	カレノ沢	○	下部	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	廻沢川		下部	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	湯の沢	○	下部	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	上の山沢		下部	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	見の木沢		下部	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	極無沢		瀬戸	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	宇野沢	○	樋田	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	宮の沢		樋田	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	中沢		古関	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	木喰沢-1	○	古関	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	木喰沢-2	○	古関	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	古関沢-1		古関	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	古関沢-2		古関	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	からす沢	○	道	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	からす沢の2	○	道	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	大沢の2		道	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	大沢-1		道	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	大沢-2		道	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	西沢		道	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	大沢の3-1	○	道	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	大沢の3-2	○	道	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	入の沢	○	上田原	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	上田原沢	○	上田原	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	大津賀沢-1	○	上田原	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	大津賀沢-2	○	上田原	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	大津賀沢-3	○	上田原	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	東入沢	○	上田原	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	中之倉沢	○	中ノ倉	H21. 2. 23	50

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡南	身延町	土石流	宮の沢川	○	中ノ倉	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	小沢川	○	中ノ倉	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	釜額沢	○	釜額	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	釜額川		釜額	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	小屋沢	○	釜額	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	釜沢川-1	○	大炊平	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	釜沢川-2	○	大炊平	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	岩欠沢	○	岩欠	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	神名沢	○	杉山	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	横矢沢	○	杉山	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	杉山沢	○	杉山	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	常葉川	○	中ノ倉	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	灯川	○	中ノ倉	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	雨ヶ岳沢-1	○	釜額	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	雨ヶ岳沢-2		釜額	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	川尻沢	○	釜額	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	三ッ沢沢	○	釜額	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	牛首沢	○	釜額	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	川尻沢の1	○	中ノ倉	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	川尻沢の2	○	中ノ倉	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	川尻沢の3	○	中ノ倉	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	中ノ倉沢	○	中ノ倉	H21. 2. 23	50
峡南	身延町	土石流	切沢川		熊澤	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	樋田川		山家	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	年林沢		水船	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	芝草沢		芝草	R6. 8. 8	208
峡南	身延町	土石流	竹の沢	○	波高島	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	上之平川		上之平	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	上之平川の2		上之平	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	寒伴沢川	○	上之平	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	検行沢川	○	上之平	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	清沢川	○	清澤	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	清沢川の2	○	清澤	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	神殿川	○	清澤	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	雨河内沢	○	常葉	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	湯沢		上之平	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	小沢川	○	嶺	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	小沢	○	嶺	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	堀切沢	○	山家	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	折門沢	○	折門	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	川向沢	○	波高島	H22. 3. 8	72
身延	身延町	土石流	寺沢川	○	上八木沢	H22. 3. 8	72
身延	身延町	土石流	松葉沢川		上八木沢	H22. 3. 8	72
身延	身延町	土石流	下八木沢川		下八木沢	H22. 3. 8	72
身延	身延町	土石流	不動沢川		下八木沢	H22. 3. 8	72
峡南	身延町	土石流	上垓沢-1	○	市之瀬	H22. 3. 25	74
峡南	身延町	土石流	上垓沢-2	○	市之瀬	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	中村沢の1		市之瀬	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	中村沢	○	市之瀬	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	中村沢の2	○	市之瀬	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	梅沢	○	市之瀬	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	上垓沢の1		市之瀬	H29. 3. 23	104
峡南	身延町	土石流	上垓沢の2		市之瀬	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	一色川	○	一色	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	一色川の2	○	一色	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	大平沢	○	一色	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	横沢	○	一色	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	樋口沢川	○	一色	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	南沢	○	一色	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	横沢2	○	一色	H22. 3. 25	104

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡南	身延町	土石流	一色天神沢	○	一色	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	柳沢	○	一色	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	地藏川	○	一色	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	はながら沢	○	北川	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	北川沢	○	北川	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	紙屋川	○	北川	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	西の沢	○	夜子沢	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	八丁巻沢	○	夜子沢	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	天神沢	○	夜子沢	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	東沢		夜子沢	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	天神沢の2		夜子沢	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	向坂沢の2		夜子沢	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	新居沢	○	夜子沢	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	大久保沢川		夜子沢	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	大中山沢の2	○	梨子	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	八坪沢	○	西嶋・十谷	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	蟹谷沢	○	西嶋・十谷	H22. 3. 25	104
峡南	身延町	土石流	中河原川	○	根子	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	蔵屋敷川	○	根子	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	西沢川	○	根子	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	根子沢	○	根子	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	三ツ沢の1	○	八坂	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	三ツ沢の2	○	八坂	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	上田原沢の1	○	上田原	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	大炊平沢の1	○	大炊平	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	岩欠沢の1	○	岩欠	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	岩欠沢の2	○	岩欠	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	岩欠沢の3	○	岩欠	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	岩欠沢の4		岩欠	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	岩欠沢の5	○	岩欠	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	釜額沢の1	○	釜額	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	西嶋沢の1	○	西嶋	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	切石沢の1	○	切石	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	一色沢の1	○	一色	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	一色沢の2	○	一色	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	北川沢の1	○	市之瀬	H23. 7. 25	295
峡南	身延町	土石流	折門沢-2	○	折門	R6. 8. 8	207
峡南	身延町	土石流	根子沢-2		根子	R6. 8. 8	207
峡南	身延町	土石流	日向沢	○	三澤	R6. 8. 8	207
峡南	身延町	土石流	西沢-2	○	道	R6. 8. 8	207
峡南	身延町	土石流	宮ノ前沢		水船	R6. 8. 8	207
峡南	身延町	土石流	岩下沢	○	岩欠	R6. 8. 8	207
峡南	身延町	土石流	八坂沢	○	八坂	R6. 9. 2	220
峡南	身延町	土石流	宿ノ爪沢	○	嶺	R7. 3. 31	106
峡南	身延町	土石流	中村沢-1	○	久保	R7. 3. 31	106
峡南	身延町	土石流	中村沢-2	○	久保	R7. 3. 31	106
峡南	身延町	土石流	宇野尾沢	○	樋田	R7. 3. 31	106
峡南	身延町	土石流	日影田沢-1	○	樋田	R7. 3. 31	106
峡南	身延町	土石流	日影田沢-2		樋田	R7. 3. 31	106
峡南	身延町	土石流	人寂沢	○	水船	R7. 3. 31	106
峡南	身延町	土石流	田村沢-1	○	大磯小磯	R7. 3. 31	106
峡南	身延町	土石流	田村沢-2	○	大磯小磯	R7. 3. 31	106
峡南	身延町	土石流	八王子沢-1	○	大磯小磯	R7. 3. 31	106
峡南	身延町	土石流	八王子沢-2	○	大磯小磯	R7. 3. 31	106
峡南	身延町	土石流	茶道沢	○	芝草	R7. 3. 31	106
峡南	身延町	土石流	夏作沢	○	根子	R7. 3. 31	106
峡南	身延町	土石流	根通向沢	○	根子	R7. 3. 31	106
峡南	身延町	土石流	馬門沢	○	根子	R7. 3. 31	106
身延	身延町	土石流	下山宮沢川		下山	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	下山不動沢川-1		下山	H23. 7. 28	299

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
身延	身延町	土石流	下山不動沢川-2	○	下山	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	大沢川	○	下山	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	矢沢川		下山	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	下山北沢川		下山	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	堤沢川		下山	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	三重沢川		下山	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	阿手古沢川	○	下山	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	大城宮沢川	○	大城	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	奥川		大城	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	勝沢川		梅平	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	釜土沢川		梅平	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	妙法沢川		梅平	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	御屋敷沢川-1	○	梅平	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	御屋敷沢川-2	○	梅平	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	相又南沢川	○	相又	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	坂本沢川	○	相又	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	本田沢川		相又	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	小沢川		相又	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	胡桃沢	○	相又	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	相又北沢川		相又	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	横道沢川	○	相又	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	柿ノ木畑沢	○	相又	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	平沢川	○	相又	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	向山沢	○	相又	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	棚沢	○	相又	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	峠沢川	○	相又	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	雨乞沢川	○	椿草里	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	椿川		椿草里	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	小椿川		椿草里	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	丸滝不動沢川	○	丸滝	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	桑柄川-1		丸滝、角打	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	角打宮沢川		角打	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	角打北沢川		角打	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	角打南沢川		角打	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	田之沢川	○	和田	H23. 7. 28	299
身延	身延町	土石流	時雨沢川		和田	H23. 7. 28	299
身延	南部町	土石流	内房境川ー 1		万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	梅島川		万沢	H29. 3. 23	74
身延	南部町	土石流	山口沢川ー 1	○	万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	山口沢川ー 2	○	万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	山口沢川ー 3	○	万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	横沢川ー 1	○	万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	横沢川ー 2	○	万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	横沢川ー 3	○	万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	横沢川ー 4	○	万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	西行川		万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	内房境川ー 2	○	万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	上矢沢ー 1	○	万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	上矢沢ー 2	○	万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	上矢沢ー 3	○	万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	大城川ー 1	○	万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	大城川ー 2	○	万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	大城川ー 3	○	万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	尾戸栗沢川	○	万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	湯沢	○	万沢	H18. 10. 5	518
身延	南部町	土石流	竹ノ沢長瀬川	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	竹の沢川ー 1		富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	竹の沢川ー 2	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	根熊川ー 1		富士	H29. 3. 23	74
身延	南部町	土石流	根熊川ー 2	○	富士	H18. 11. 20	580

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を 含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
身延	南部町	土石流	陰沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	東沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	長瀬川	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	南又川－ 1	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	南又川－ 2	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	南又川－ 3	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	南又川－ 4	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	天神沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	井戸沢川		富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	寺沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	北沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	釜の奥川	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	鯨野川	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	向田川－ 1	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	向田川－ 2	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	根岸沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	舟沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	大掘川	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	修善寺川	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	舟沢川－ 1	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	舟沢川－ 2	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	舟沢川－ 3	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	舟沢川－ 4	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	舟沢川－ 5		富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	上矢沢	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	坂本有東川	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	有東川		富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	日向川	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	大平川	○	富士	H18. 11. 20	580
身延	南部町	土石流	原戸川	○	大和	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	大和川		大和	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	日向川	○	大和	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	南の入川	○	塩沢	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	西の入沢	○	塩沢	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	日影沢川		塩沢	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	権現川	○	成島	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	瀬戸川	○	成島	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	西の入川	○	成島	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	西沢川		成島	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	矢崎川	○	塩沢	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	木戸川	○	南部	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	西川	○	本郷	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	小川	○	本郷	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	島尻川		島尻	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	四万沢川の 1	○	島尻	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	寄畑川	○	寄畑	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	井出八木沢川	○	八木沢	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	上佐野沢川-1	○	上佐野	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	上佐野沢川-2	○	上佐野	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	ゆずの木沢川	○	上佐野	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	小内船川	○	内船	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	戸樋の沢川	○	内船	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	樋之沢川	○	内船	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	梅の木川	○	内船	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	長田川	○	内船	H19. 3. 29	133
身延	南部町	土石流	池の山沢川－ 1	○	富士	H20. 7. 10	308
身延	南部町	土石流	池の山沢川－ 2		富士	H20. 7. 10	308
身延	南部町	土石流	神田川		富士	H20. 7. 10	308
身延	南部町	土石流	有東川	○	富士	H20. 7. 10	308
身延	南部町	土石流	聖沢川	○	富士	H20. 7. 10	308

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
身延	南部町	土石流	大堀川		富士	H20. 7. 10	308
身延	南部町	土石流	向の沢川		楮根	H20. 7. 10	308
身延	南部町	土石流	原戸川	○	楮根	H20. 7. 10	308
身延	南部町	土石流	田中川		楮根	H20. 7. 10	308
身延	南部町	土石流	楮根川		楮根	H20. 7. 10	308
身延	南部町	土石流	塩沢川		塩沢	H20. 7. 10	308
身延	南部町	土石流	西の入沢の1		塩沢	H20. 7. 10	308
身延	南部町	土石流	西の入沢の2	○	塩沢	H20. 7. 10	308
身延	南部町	土石流	餅切沢川	○	成島	H20. 7. 10	308
身延	南部町	土石流	船山川		本郷	H21. 11. 9	335
身延	南部町	土石流	谷津川		内船	H21. 11. 9	335
身延	南部町	土石流	勝負川	○	内船	H21. 11. 9	335
身延	南部町	土石流	北居里沢川		内船	H21. 11. 9	335
身延	南部町	土石流	三堂沢川の1	○	十島	H21. 11. 9	335
身延	南部町	土石流	三堂沢川	○	十島	H21. 11. 9	335
身延	南部町	土石流	新地川		成島	H21. 11. 9	335
身延	南部町	土石流	根岸沢川	○	中野	H21. 11. 9	335
身延	南部町	土石流	中村川の1	○	内船	H21. 11. 9	335
身延	南部町	土石流	中村川の2		内船	H21. 11. 9	335
身延	南部町	土石流	四万沢川の2	○	内船	H21. 11. 9	335
身延	南部町	土石流	八木沢川の1	○	内船	H21. 11. 9	335
身延	南部町	土石流	八木沢川の2	○	内船	H21. 11. 9	335
身延	南部町	土石流	東八木沢川	○	内船	H21. 11. 9	335
身延	南部町	土石流	竹の沢川	○	井出	H21. 11. 9	335
身延	南部町	土石流	南沢川	○	上佐野	H21. 11. 9	335
身延	南部町	土石流	細木保川	○	十島	H21. 11. 9	335
身延	南部町	土石流	赤子沢川	○	万沢	H21. 11. 9	335
峡南	富士川町	土石流	小田沢-1	○	上手	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	小田沢-2		上手	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	小田沢-3		上手	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	畔沢川		上手	R6. 8. 8	208
峡南	富士川町	土石流	思沢		上手	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	北川-1		上手	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	北川-2	○	上手	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	南沢	○	泊平	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	北沢	○	泊平	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	天狗沢	○	矢川	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	砂埜西沢		砂埜	H29. 3. 23	74
峡南	富士川町	土石流	砂埜沢	○	砂埜	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	南沢		東寺尾	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	栃窪沢		栃窪	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	がに沢	○	平林	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	利根川	○	河原	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	倉沢川		高下	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	西ノ入沢	○	最勝寺	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	最勝寺中の沢		最勝寺	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	深沢川		平林	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	南琵琶沢川-1	○	平林	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	南琵琶沢川-2	○	平林	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	原林沢	○	春米	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	依施室沢	○	高下	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	川久保沢		春米	H20. 5. 15	224
峡南	富士川町	土石流	桂沢		下河原	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	直道沢	○	下河原	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	赤石切沢川		柳川	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	白子沢	○	白子沢	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	荒沢	○	白子沢	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	タナン沢	○	鳥屋	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	宿戸沢		鳥屋	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	東沢		鳥屋	R6. 8. 8	208

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
峡南	富士川町	土石流	鳥屋沢	○	鳥屋	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	白沢	○	久保沢	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	新居山沢川	○	鬼島	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	深堀沢	○	鬼島	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	観音沢-1	○	鬼島	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	観音沢-2	○	鬼島	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	中ノ沢		小柳川	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	氏神沢	○	小柳川	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	国見沢	○	小柳川	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	柿の木沢	○	栄町	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	湯沢川	○	入町	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	南川		入町	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	上山沢川	○	大法師町	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	大法師川		畔沢町	H19. 3. 19	87
峡南	富士川町	土石流	西沢川	○	十谷	H20. 5. 15	223
峡南	富士川町	土石流	天白沢		駅前通り	H20. 8. 7	355
峡南	富士川町	土石流	中の沢	○	駅前通り	H20. 8. 7	355
峡南	富士川町	土石流	ニヤカ沢	○	羽鹿島	H20. 8. 7	355
峡南	富士川町	土石流	平沢	○	羽鹿島	H20. 8. 7	355
峡南	富士川町	土石流	柳沢		羽鹿島	H20. 8. 7	355
峡南	富士川町	土石流	竹の沢	○	最勝寺	R6. 8. 8	207
峡南	富士川町	土石流	殿原沢	○	最勝寺	R6. 8. 8	207
峡南	富士川町	土石流	舟戸沢	○	鹿島	R6. 8. 8	207
峡南	富士川町	土石流	南平沢		平林	R6. 8. 8	207
峡南	富士川町	土石流	北山沢-1	○	春米	R6. 8. 8	207
峡南	富士川町	土石流	北山沢-2	○	春米	R6. 8. 8	207
峡南	富士川町	土石流	北山沢-3	○	春米	R6. 8. 8	207
峡南	富士川町	土石流	宗林沢	○	春米	R6. 8. 8	207
峡南	富士川町	土石流	川久保沢-1	○	春米	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	前沢	○	春米	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	奥平野沢		最勝寺	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	大藪沢	○	小室	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	下平野沢	○	最勝寺	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	境尾刳沢	○	鰍沢	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	研石沢	○	鰍沢	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	山居沢	○	鰍沢	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	中川原沢	○	小室	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	柳沢	○	小室	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	北畑沢-1	○	高下	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	北畑沢-2	○	高下	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	北畑沢-3	○	高下	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	千本沢	○	高下	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	平芝沢	○	小室	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	山ノ神沢	○	鰍沢	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	沢ノ戸沢-1	○	駅前通	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	沢ノ戸沢-2	○	駅前通	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	前坂沢	○	高下	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	谷戸沢	○	高下	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	宿戸沢	○	鳥屋	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	白沢-1	○	鰍沢	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	白沢-2	○	鰍沢	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	南舟藪沢	○	鹿島	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	赤石切沢	○	柳川	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	里沢	○	柳川	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	上ノ段-1	○	柳川	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	上ノ段-2	○	柳川	R6. 9. 2	220
峡南	富士川町	土石流	忍沢	○	平林	R6. 9. 2	220
吉田	道志村	土石流	指入沢	○	馬場	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	一之橋沢	○	池之原	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	追払沢	○	池之原	H23. 3. 10	87

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
吉田	道志村	土石流	岩花沢	○	谷相	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	茸沢	○	川原畑	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	谷相沢	○	川原畑	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	大久保沢	○	川原畑	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	岩瀬沢	○	岩瀬	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	櫓沢-1	○	戸渡	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	櫓沢-2	○	戸渡	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	櫓沢-3	○	戸渡	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	櫓沢-4	○	戸渡	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	栃の沢		竹之本	H29. 3. 23	74
吉田	道志村	土石流	入道沢		馬場	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	久保沢	○	久保	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	魔降沢	○	野原	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	後沢	○	月夜野	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	竹之本沢	○	竹之本	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	西川	○	小善地	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	御堂沢-1	○	久保	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	御堂沢-2	○	久保	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	御堂沢-3	○	久保	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	大渡沢	○	大渡	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	宮沢-1	○	月夜野	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	宮沢-2	○	月夜野	H23. 3. 10	87
吉田	道志村	土石流	中神地沢	○	中神地	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	むじな沢		神地	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	三ヶ瀬川1	○	三ヶ瀬	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	東沢-1	○	三ヶ瀬	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	東沢-2	○	三ヶ瀬	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	三ヶ瀬川3	○	三ヶ瀬	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	三ヶ瀬川4	○	三ヶ瀬	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	三ヶ瀬川2	○	三ヶ瀬	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	飯沢	○	板橋	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	持萩沢	○	白井平	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	マナイタクラ沢	○	長又	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	菅指沢	○	長又	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	御正沢-1	○	白井平	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	御正沢-2	○	白井平	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	桐久保沢	○	白井平	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	井出入沢	○	白井平	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	飯橋沢	○	板橋	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	マオー沢	○	板橋	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	板橋下沢	○	板橋	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	草久保沢	○	板橋	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	川村沢	○	川村	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	掛水沢		善之木	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	マゴメ沢	○	善之木	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	上中山東沢	○	上中山	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	中山沢		下中山	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	神地沢-1	○	道坂	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	神地沢-2	○	道坂	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	平久住沢	○	神地	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	唐沢	○	神地	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	釜の前沢		釜の前	R5. 3. 16	88
吉田	道志村	土石流	野竹沢	○	川原畑	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	宮ノ沢	○	川原畑	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	寺の沢	○	川原畑	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	岡満沢	○	川原畑	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	越路沢	○	川原畑	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	東神地沢	○	東神地	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	油沢	○	長又	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	長又上沢	○	長又	H23. 3. 14	103

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
吉田	道志村	土石流	変殿沢		長又	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	白井沢	○	白井平	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	板橋下沢	○	板橋	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	下善之木沢	○	下善の木	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	板橋沢	○	上中山	H23. 3. 14	103
吉田	道志村	土石流	マナイタクラ沢の東	○	西向	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	長沢	○	長又	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	鳥屋沢	○	西向	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	間沢	○	長又	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	唐沢	○	久保平	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	滝の沢の東の1	○	堰口	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	滝の沢の東の2	○	堰口	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	三ヶ瀬川の右支3	○	矢崎向	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	三ヶ瀬川の右支2	○	矢崎向・水ノ元	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	三ヶ瀬川の右支1		矢崎向	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	三ヶ瀬川の左支2	○	向原・神地向	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	三ヶ瀬川の左支1	○	向原・神地向	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	ムジナ沢の西	○	向原	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	ムジナ沢の東	○	神地向	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	山奥沢の1	○	下神地	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	山奥沢の2	○	平久住尾根	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	猿口沢の西	○	猿口	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	室久保沢左支2	○	大指	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	室久保沢左支1	○	大指	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	室久保沢右支1		室久保	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	小室久保沢	○	小室久保	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	金沢の西	○	向原	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	指入沢の西	○	蜂久保	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	荒井沢	○	大栗	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	指入沢の東	○	弥太郎指	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	宝永沢	○	椿後	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	椿沢	○	椿沢	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	子ツ沢	○	中沢	H23. 3. 24	130
吉田	道志村	土石流	濁沢	○	下白井平	H23. 8. 25	336
吉田	道志村	土石流	田代沢	○	馬場	H23. 8. 25	336
吉田	道志村	土石流	室久保沢右支1	○	室久保	R6. 1. 29	17
吉田	道志村	土石流	寺の沢2	○	川原畑	R6. 1. 29	17
吉田	道志村	土石流	室久保沢左支2	○	釜之前	R6. 1. 29	17
吉田	道志村	土石流	本沢-1	○	釜之前	R6. 1. 29	17
吉田	道志村	土石流	中神地沢2	○	中神地	R6. 1. 29	17
吉田	道志村	土石流	板沢	○	下中山	R6. 1. 29	17
吉田	道志村	土石流	舟久保沢	○	下中山	R6. 1. 29	17
吉田	道志村	土石流	大柵沢	○	下善之木	R6. 1. 29	17
吉田	道志村	土石流	三ヶ瀬川の右支2	○	矢崎南	R6. 1. 29	17
吉田	道志村	土石流	マオー沢2	○	板橋	R6. 1. 29	17
吉田	道志村	土石流	ヘンドノ沢	○	長又	R6. 1. 29	17
吉田	道志村	土石流	長沢2	○	長又	R6. 1. 29	17
吉田	道志村	土石流	古小屋沢		長又	R6. 1. 29	17
吉田	道志村	土石流	道崩沢	○	長又	R6. 10. 21	247
吉田	西桂町	土石流	小屋ノ入沢		倉見	H20. 7. 24	337
吉田	西桂町	土石流	ほうき沢-1		倉見	H20. 7. 24	337
吉田	西桂町	土石流	倉見下沢-1	○	倉見	H20. 7. 24	337
吉田	西桂町	土石流	倉見下沢-2	○	倉見	H20. 7. 24	337
吉田	西桂町	土石流	倉見上沢	○	倉見	H20. 7. 24	337
吉田	西桂町	土石流	滝入北沢	○	下暮地	H20. 7. 24	337
吉田	西桂町	土石流	天窪沢		下暮地	H20. 7. 24	337
吉田	西桂町	土石流	四ツ入沢-1	○	下暮地	H20. 7. 24	337
吉田	西桂町	土石流	四ツ入沢-2	○	下暮地	H20. 7. 24	337
吉田	西桂町	土石流	大沢西沢1	○	下暮地	H20. 7. 24	337
吉田	西桂町	土石流	大根田沢	○	下暮地	H20. 7. 24	337

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
吉田	西桂町	土石流	柄杓流沢	○	下暮地	H20. 7. 24	337
吉田	西桂町	土石流	水の木川		下暮地	H20. 7. 24	337
吉田	西桂町	土石流	一石川		下暮地	R5. 3. 16	88
吉田	西桂町	土石流	宮作沢		下暮地	H20. 7. 24	337
吉田	西桂町	土石流	中野沢	○	下暮地	H20. 7. 24	337
吉田	西桂町	土石流	柿野沢		下暮地	H20. 7. 24	337
吉田	忍野村	土石流	平山沢の2		忍草	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	峯山沢	○	忍草	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	金山沢	○	忍草	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	瀬戸山沢	○	忍草	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	下瀬戸山沢		忍草	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	峰山沢の2		忍草	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	峰山沢の1		忍草	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	峰山沢	○	忍草	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	アミダ沢		忍草	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	湯之平沢		忍草	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	内野沢		忍草	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	小石久保川	○	内野	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	仙土久保川	○	内野	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	子の神石久保川	○	内野	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	賀背川の3-1		内野	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	賀背川の3-2		内野	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	賀背川の2		内野	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	賀背川	○	内野	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	新名庄川の2-1	○	内野	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	新名庄川の2-2	○	内野	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	新名庄川		内野	H21. 3. 9	77
吉田	忍野村	土石流	八重合羽	○	内野	H23. 7. 11	283
吉田	忍野村	土石流	笹尾根	○	内野	H23. 7. 11	283
吉田	忍野村	土石流	仙土久保川の1		内野	H29. 3. 23	75
吉田	忍野村	土石流	平山海沢沢		忍草字平山海沢	R5. 3. 16	87
吉田	忍野村	土石流	水呑沢の1	○	内野字水呑	R5. 3. 16	87
吉田	忍野村	土石流	水呑沢の2	○	内野字水呑	R5. 3. 16	87
吉田	忍野村	土石流	賀背沢	○	内野字賀背	R5. 3. 16	87
吉田	山中湖村	土石流	大池沢		平野	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	中の俣川	○	長池	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	長池沢	○	長池	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	堀の奥沢の3		平野	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	堀の奥沢の1	○	長池	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	堀の奥沢の2	○	長池	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	小梅原沢	○	長池	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	割下窪沢の2	○	長池	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	割下窪沢	○	長池	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	池畑沢	○	平野	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	赤芝沢	○	赤芝	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	中の砂川	○	赤芝	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	中の砂川の2		新井	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	一の砂川	○	新井	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	吉政沢		平野	H29. 3. 23	74
吉田	山中湖村	土石流	柳原沢		平野	R5. 3. 16	88
吉田	山中湖村	土石流	下柳原沢	○	平野	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	関沢	○	切詰	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	切詰上沢	○	平野	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	切詰沢	○	切詰	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	三目沢	○	向切詰	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	向沢	○	向切詰	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	向沢の1	○	向切詰	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	向切詰沢	○	平野	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	平野沢	○	平野	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	大洞上沢		平野	H23. 3. 7	74

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
吉田	山中湖村	土石流	大出山沢		山中	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	池畑沢の2	○	平野	H23. 3. 7	74
吉田	山中湖村	土石流	一の砂川の2	○	平野	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	霜窪沢		平野	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	霜窪沢の2	○	平野	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	大堀川－1	○	吉政	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	大堀川－2		吉政	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	大堀川－3	○	吉政	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	大堀川－4	○	吉政	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	大堀川－5	○	吉政	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	大堀川2－1	○	吉政	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	大堀川2－2		吉政	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	階形沢の2		平野	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	階形沢の3	○	平野	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	階形沢	○	平野	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	大洞沢	○	旭日ヶ丘	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	旭沢	○	旭日ヶ丘	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	朝沢	○	旭日ヶ丘	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	茶屋段沢	○	平野	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	下り山沢	○	下り山	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	一の砂川の3	○	平野	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	桑の木沢	○	平野	H23. 3. 24	131
吉田	山中湖村	土石流	以来7		平野	R6. 10. 21	247
吉田	山中湖村	土石流	赤芝の3	○	平野	R6. 10. 21	247
吉田	山中湖村	土石流	吉政3	○	平野	R6. 10. 21	247
吉田	山中湖村	土石流	吉政2	○	平野	R6. 10. 21	247
吉田	鳴沢村	土石流	水上沢	○	鳴沢	H23. 3. 10	88
吉田	鳴沢村	土石流	南沢-1	○	鳴沢	H23. 3. 10	88
吉田	鳴沢村	土石流	南沢-2	○	鳴沢	H23. 3. 10	88
吉田	鳴沢村	土石流	並木沢	○	鳴沢	H23. 3. 10	88
吉田	鳴沢村	土石流	大木原沢	○	大田和	H23. 3. 10	88
吉田	鳴沢村	土石流	大田和入沢	○	大田和	H23. 3. 10	88
吉田	鳴沢村	土石流	大入溪流	○	大田和	H23. 3. 10	88
吉田	鳴沢村	土石流	清水沢		大田和	H23. 3. 10	88
吉田	鳴沢村	土石流	鳴沢沢の9-2	○	字富士山	H23. 3. 31	189
吉田	鳴沢村	土石流	鳴沢沢の8	○	字富士山	H23. 3. 31	189
吉田	鳴沢村	土石流	鳴沢沢	○	字富士山	H23. 3. 31	189
吉田	鳴沢村	土石流	鳴沢沢の5	○	字富士山	H23. 3. 31	189
吉田	鳴沢村	土石流	鳴沢沢の4	○	字富士山	H23. 3. 31	189
吉田	鳴沢村	土石流	鳴沢沢の3	○	字富士山	H23. 3. 31	189
吉田	鳴沢村	土石流	鳴沢沢の1		字富士山	H23. 3. 31	189
吉田	鳴沢村	土石流	西原沢	○	鳴沢	H23. 3. 31	189
吉田	鳴沢村	土石流	水本草里沢	○	鳴沢	H23. 3. 31	189
吉田	鳴沢村	土石流	水上西原-1	○	鳴沢	H23. 3. 31	189
吉田	鳴沢村	土石流	水上西原-2	○	鳴沢	H23. 3. 31	189
吉田	鳴沢村	土石流	鳴沢沢の7	○	鳴沢村字富士山	H23. 7. 11	284
吉田	鳴沢村	土石流	清水沢の1		大田和字清水	R5. 3. 16	87
吉田	鳴沢村	土石流	日陰林沢		鳴沢字日陰林	R5. 3. 16	87
吉田	富士河口湖町	土石流	大入溪流	○	長浜	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	平浜沢	○	長浜	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	大沢川の1		長浜	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	大沢川	○	長浜	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	宮沢の1		長浜	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	軽沢	○	長浜	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	宮沢の2	○	長浜	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	宮沢川		長浜	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	的場川	○	長浜	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	大輪沢－1	○	長浜	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	大輪沢－2		長浜	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	八杭坂	○	長浜	H18. 3. 27	172

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
吉田	富士河口湖町	土石流	横沢		西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	藤沢	○	西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	青木沢	○	西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	青木の沢1	○	西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	青木の沢2	○	西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	東沢	○	西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	西沢	○	西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	西入川－1	○	西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	西入川－2	○	西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	本沢川		西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	東入沢		西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	坂の下沢	○	西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	西ノ越川	○	西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	桑留尾川		西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	浅原川	○	西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	三沢川の1	○	西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	三沢川		西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	三沢川の2	○	西湖	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	大沢		大嵐	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	中の沢の1	○	大嵐	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	中の沢	○	大嵐	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	天神沢	○	大石	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	袖ノ口沢		大石	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	奥川	○	大石	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	節待川	○	大石	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	藤川	○	大石	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	西沢川	○	大石	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	馬場川		大石	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	馬場川の1		大石	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	大石沢	○	大石	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	戸沢川	○	大石	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	寺崎沢	○	大石	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	梨川－1		河口	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	梨川－2	○	河口	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	水口沢	○	河口	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	日影沢	○	河口	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	御坂川－1	○	河口	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	御坂川－2	○	河口	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	北浦沢	○	河口	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	寺川	○	河口	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	六首川－1		河口	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	六首川－2	○	河口	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	加藤沢	○	河口	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	山の神川の1	○	河口	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	山の神川	○	河口	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	保地沢川	○	河口	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	横町沢	○	河口	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	鯉の水川	○	河口	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	追坂沢	○	河口	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	北浅川	○	浅川	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	浅川中央川－1	○	浅川	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	浅川中央川－2	○	浅川	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	白山川	○	浅川	H18. 3. 27	172
吉田	富士河口湖町	土石流	大久保沢	○	本栖	H20. 7. 24	338
吉田	富士河口湖町	土石流	鳥帽子沢		本栖	H20. 7. 24	338
吉田	富士河口湖町	土石流	苗積沢の2	○	精進	H20. 7. 24	338
吉田	富士河口湖町	土石流	苗積沢の1	○	精進	H20. 7. 24	338
吉田	富士河口湖町	土石流	屋敷川の1	○	精進	H20. 7. 24	338
吉田	富士河口湖町	土石流	屋敷川の2	○	精進	H20. 7. 24	338
吉田	富士河口湖町	土石流	屋敷川の3	○	精進	H20. 7. 24	338

建設事務所 水防支部名	水防管理 団体名	自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
吉田	富士河口湖町	土石流	屋敷川の4		精進	H20. 7. 24	338
吉田	富士河口湖町	土石流	他手合	○	精進	H20. 7. 24	338
吉田	富士河口湖町	土石流	宮沢川		精進	H20. 7. 24	338
吉田	富士河口湖町	土石流	精進川の1		精進	H20. 7. 24	338
吉田	富士河口湖町	土石流	精進川の2	○	精進	H20. 7. 24	338
吉田	富士河口湖町	土石流	精進の沢	○	精進	H20. 7. 24	338
吉田	富士河口湖町	土石流	馬場川	○	大石	R6. 10. 21	247
吉田	富士河口湖町	土石流	東八杭	○	長浜	R6. 10. 21	247
吉田	富士河口湖町	土石流	波頭沢	○	西湖	R6. 10. 21	247
富士・東部	小菅村	土石流	神楽入沢	○	長作	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	大長作川	○	長作	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	井戸沢	○	長作	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	日影沢		白沢	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	沢入沢		小永田	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	作の宮川	○	小永田	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	井狩沢	○	井狩	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	川上沢		井狩	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	山沢川		田元	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	ナガサス沢		橋立	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	西沢	○	橋立	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	上割間沢	○	橋立	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	天ノ久保	○	橋立	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	宮川-1	○	池之尻	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	宮川-2		池之尻	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	小峰沢	○	池之尻	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	竹の沢	○	池之尻	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	大茶ア入沢		余沢	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	大成沢	○	大成	H22. 2. 22	51
富士・東部	小菅村	土石流	橋立沢の1	○	橋立	R5. 1. 12	11
富士・東部	小菅村	土石流	玉川支の1	○	余沢	R5. 1. 12	11
富士・東部	小菅村	土石流	吉野沢の1	○	小永田	R5. 1. 12	11
富士・東部	小菅村	土石流	長作沢の1	○	長作	R5. 1. 12	11
富士・東部	小菅村	土石流	前原沢の1	○	長作	R5. 1. 12	11
富士・東部	丹波山村	土石流	貝沢川	○	上組	H22. 3. 11	85
富士・東部	丹波山村	土石流	上岡沢		奥秋	H22. 3. 11	85
富士・東部	丹波山村	土石流	倉沢一1	○	下組	H22. 3. 11	85
富士・東部	丹波山村	土石流	倉沢一2	○	下組	H22. 3. 11	85
富士・東部	丹波山村	土石流	天平沢	○	保之瀬	H22. 3. 11	85
富士・東部	丹波山村	土石流	志ろよし沢	○	保之瀬	H23. 8. 4	305
総計			2615	1900			

附表第7表

(1) 気象等の特別警報の指標（発表条件）

大雨などの気象現象が特に異常で重大な災害の危険性が著しく高まったと予想された場合に「特別警報」を発表します。

現象	特別警報の基準	指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	雨を要因とする特別警報の指標

※：発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

(ア) 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数(※1)の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(※2)がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表します。

大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数(※3)及び流域雨量指数(※4)の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表します。

- ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km格子が概ね30個以上まとまって出現。
- ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km格子が概ね20個以上まとまって出現。

※1 土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。

※2 1時間に概ね30mm以上の雨。

※3 表面雨量指数は、山地や都市部の地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。

※4 流域雨量指数は、全国の約20,000河川を対象に、河川流域を1 km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものです。

大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準値の格子別一覧は、以下のURLからご参照ください。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_tk_swi.html

大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる表面雨量指数の基準値の格子別一覧は、以下のURLからご参照ください。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_tk_fpi.html

大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる流域雨量指数の基準値の格子別一覧は、以下のURLからご参照ください。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_tk_roi.html

（イ）台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。

台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を特別警報として発表します。

温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表します。

附表第 7 表(2) 大雨警報基準

令和 5 年 6 月 8 日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中北地域	甲府市	15	111
	韮崎市	12	127
	南アルプス市	11	121
	北杜市	11	107
	甲斐市	12	116
	中央市	19	142
	昭和町	18	—
峡東地域	山梨市	11	115
	笛吹市	13	127
	甲州市	12	109
峡南地域	市川三郷町	16	143
	早川町	16	137
	身延町	16	156
	南部町	19	187
	富士川町	16	123
東部	都留市	13	163
	大月市	16	141
	上野原市	15	134
	道志村	20	175
	小菅村	12	141
	丹波山村	10	131
富士五湖	富士吉田市	18	144
	西桂町	16	163
	忍野村	17	167
	山中湖村	18	185
	鳴沢村	20	155
	富士河口湖町	17	137

附表第7表(3) 洪水警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
中北地域	甲府市	鎌田川流域=7.5, 滝戸川流域=9.6, 貢川流域=8.1, 間門川流域=6.6, 濁川流域=10.2, 相川流域=8.1, 平等川流域=11, 荒川流域=22.6	—	富士川(釜無川を含む)[船山], 笛吹川[石和], 荒川[荒川]
	韭崎市	御勅使川流域=19.1, 黒沢川流域=6.2, 須玉川流域=22, 小武川流域=18.1, 釜無川流域=41.6	—	富士川(釜無川を含む)[船山橋], 塩川[岩根橋]
	南アルプス市	坪川流域=11.9, 滝沢川流域=12.6, 横川流域=3.4, 御勅使川流域=20	—	富士川(釜無川を含む)[船山橋]
	北杜市	須玉川流域=22, 甲川流域=11, 鳩川流域=9.3, 大武川流域=18.4, 釜無川流域=35.5, 尾白川流域=11, 塩川流域=30.5	—	塩川[岩根橋]
	甲斐市	貢川流域=7.2, 坊沢川流域=6.5, 六反川流域=6, 荒川流域=22.3	—	富士川(釜無川を含む)[船山橋]
	中央市	鎌田川流域=8.3	—	富士川(釜無川を含む)[船山], 笛吹川[石和], 荒川[荒川]
	昭和町	鎌田川流域=6.8	—	富士川(釜無川を含む)[船山橋]
峡東地域	山梨市	笛吹川流域=30.1, 平等川流域=4.9, 日川流域=23.3, 重川流域=19.5, 鼓川流域=14	—	笛吹川[石和]
	笛吹市	平等川流域=8.6, 境川流域=7, 浅川流域=9.5, 金川流域=16.2, 日川流域=20.8	平等川流域=(8, 7.7), 浅川流域=(7, 8.5)	笛吹川[石和]
	甲州市	日川流域=20.7, 重川流域=15.7, 鬢櫛川流域=8.2, 笛吹川流域=30.1	—	—
峡南地域	市川三郷町	新川流域=8.2, 芦川流域=20.7	—	富士川(釜無川を含む)[船山橋・清水], 笛吹川[石和]
	早川町	早川流域=54.4, 雨畑川流域=28.2	—	—
	身延町	相又川流域=24.6, 常葉川流域=27, 早川流域=58.5, 寺沢川流域=7.1, 下部川流域=12.8	富士川流域=(7, 79.6), 常葉川流域=(15, 26.9), 下部川流域=(12, 1.5)	富士川(釜無川を含む)[清水端・南部]
	南部町	富士川流域=24.9, 戸栗川流域=17.6, 船山川流域=9.9	—	富士川(釜無川を含む)[南部]
	富士川町	利根川流域=15.7, 坪川流域=12.4, 大柳川流域=14.9	—	富士川(釜無川を含む)[船山橋・清水端]
東部	都留市	桂川流域=48.8, 菅野川流域=19.3	—	—
	大月市	桂川流域=59.3, 葛野川流域=29.1, 笹子川流域=22.6	—	—
	上野原市	秋山川流域=13.3, 桂川流域=71.4, 鶴川流域=25.2	—	—
	道志村	道志川流域=22.6	—	—
	小菅村	小菅川流域=14	—	—
	丹波山村	丹波川流域=23.9	丹波川流域=(7, 22.3)	—
富士五湖	富士吉田市	桂川流域=34.4, 宮川流域=24.7	桂川流域=(8, 19.7)	—
	西桂町	桂川流域=42.1	—	—
	忍野村	桂川流域=30.9, 新名庄川流域=12.2	—	—
	山中湖村	桂川流域=26.4	—	—
	鳴沢村		—	—
	富士河口湖町	西川流域=8.8	—	—

^{*1}
(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

附表第 7 表(4) 大雨注意報基準

令和 6 年 5 月 23 日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中北地域	甲府市	8	87
	韮崎市	6	100
	南アルプス市	8	95
	北杜市	6	84
	甲斐市	7	91
	中央市	9	112
	昭和町	10	125
峡東地域	山梨市	8	90
	笛吹市	8	100
	甲州市	7	86
峡南地域	市川三郷町	10	112
	早川町	12	108
	身延町	9	123
	南部町	14	147
	富士川町	12	97
東部	都留市	7	117
	大月市	11	101
	上野原市	8	96
	道志村	11	126
	小菅村	8	101
	丹波山村	7	94
富士五湖	富士吉田市	8	103
	西桂町	10	117
	忍野村	10	120
	山中湖村	13	133
	鳴沢村	13	111
	富士河口湖町	8	98

附表第 7 表(5) 洪水注意報基準

令和 6 年 5 月 23 日現在

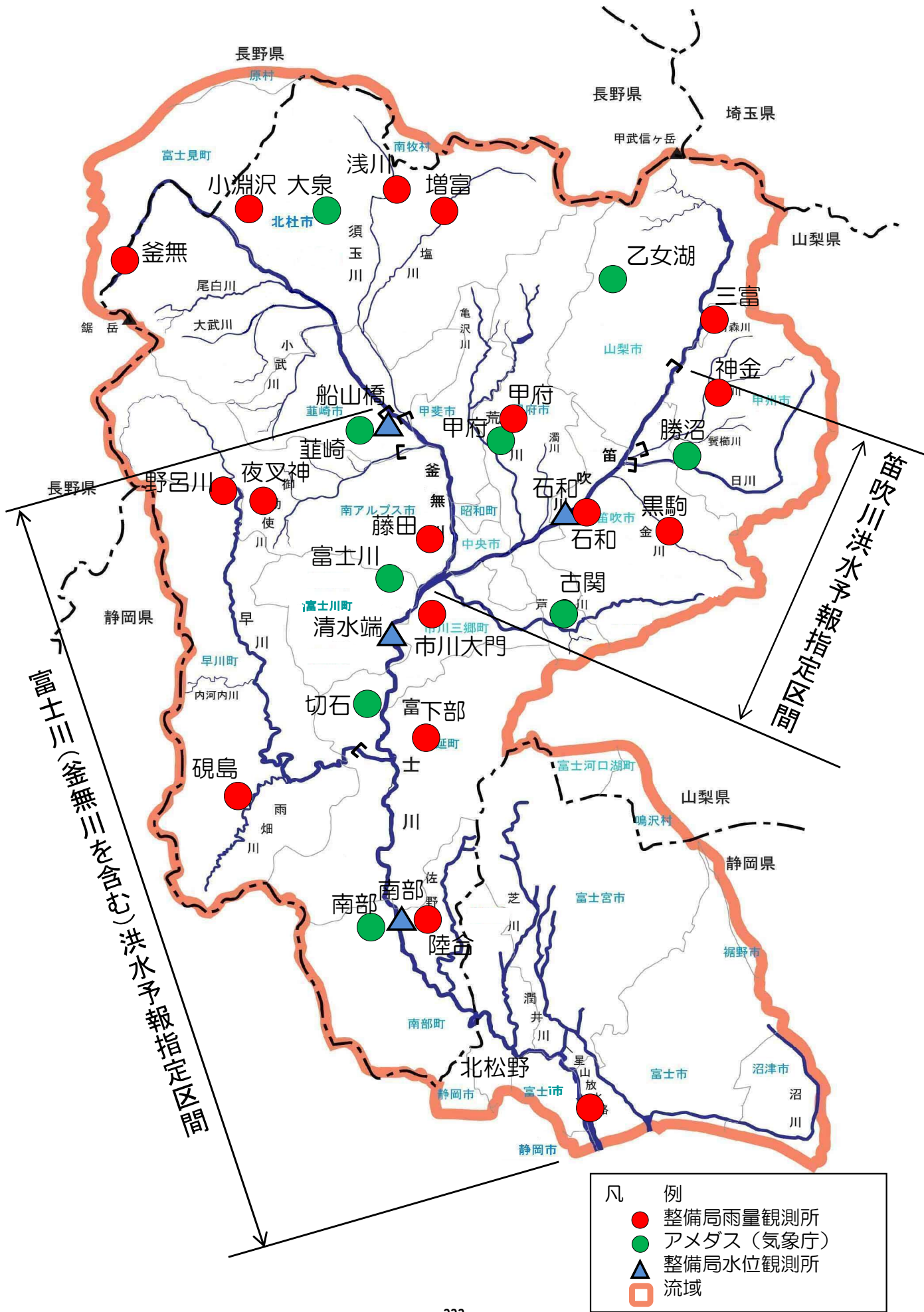
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
中北地域	甲府市	鎌田川流域=6, 滝戸川流域=7.6, 貢川流域=6.4, 間門川流域=5.2, 濁川流域=8.1, 相川流域=6.4, 平等川流域=8.8, 荒川流域=18	間門川流域=(7, 5.2), 濁川流域=(7, 7.8), 平等川流域=(5, 8.8)	笛吹川[石和], 荒川[荒]
	韭崎市	御勅使川流域=15.2, 黒沢川流域=4.9, 須玉川流域=17.6, 小武川流域=14.4, 釜無川流域=33.2	—	富士川(釜無川を含む)[船山橋], 塩川[岩根橋]
	南アルプス市	坪川流域=9.5, 滝沢川流域=10, 横川流域=2.6, 御勅使川流域=16	横川流域=(7, 2.5)	富士川(釜無川を含む)[船山橋]
	北杜市	須玉川流域=17.6, 甲川流域=8.8, 鳩川流域=7.4, 大武川流域=14.7, 釜無川流域=28.4, 尾白川流域=8.8, 塩川流域=24.4	—	塩川[岩根橋]
	甲斐市	貢川流域=5.7, 坊沢川流域=5.2, 六反川流域=4.8, 荒川流域=17.8	六反川流域=(6, 4.8)	富士川(釜無川を含む)[船山橋]
	中央市	鎌田川流域=5.4	鎌田川流域=(6, 5.4)	富士川(釜無川を含む)[船山橋], 笛吹川[石和]
	昭和町	鎌田川流域=5.4	—	—
峡東地域	山梨市	笛吹川流域=24, 平等川流域=3.9, 日川流域=18.6, 重川流域=15.6, 鼓川流域=11.2	—	笛吹川[石和]
	笛吹市	平等川流域=6.8, 境川流域=5.6, 浅川流域=7.6, 金川流域=12.9, 日川流域=16.6	笛吹川流域=(5, 36.9), 平等川流域=(5, 6.8), 浅川流域=(5, 7.6)	笛吹川[石和]
	甲州市	日川流域=16.5, 重川流域=12.5, 蟹橋川流域=6.5, 笛吹川流域=24	—	—
峡南地域	市川三郷町	新川流域=6.5, 芦川流域=16.5	芦川流域=(9, 16.5)	富士川(釜無川を含む)[船山橋・清水], 笛吹川[石和]
	早川町	早川流域=43.5, 雨畑川流域=22.5	—	—
	身延町	相又川流域=19.6, 常葉川流域=21.6, 早川流域=46.8, 寺沢川流域=5.6, 下部川流域=10.2	富士川流域=(7, 56.6), 常葉川流域=(9, 21.6), 下部川流域=(5, 10)	富士川(釜無川を含む)[清水端・南部]
	南部町	富士川流域=19.9, 戸栗川流域=14, 船山川流域=7.9	—	富士川(釜無川を含む)[南部]
	富士川町	利根川流域=12.5, 坪川流域=9.9, 大柳川流域=11.9	—	富士川(釜無川を含む)[清水端]
東部	都留市	桂川流域=39, 菅野川流域=15.4	菅野川流域=(6, 13)	—
	大月市	桂川流域=47.4, 葛野川流域=23.2, 笹子川流域=18	笹子川流域=(9, 14.4)	—
	上野原市	秋山川流域=10.6, 桂川流域=57.1, 鶴川流域=20.1	鶴川流域=(7, 17.9)	—
	道志村	道志川流域=18	—	—
	小菅村	小菅川流域=11.2	—	—
	丹波山村	丹波川流域=19.1	丹波川流域=(5, 19.1)	—
富士五湖	富士吉田市	桂川流域=27.5, 宮川流域=19.7	桂川流域=(7, 17.7)	—
	西桂町	桂川流域=33.6	—	—
	忍野村	桂川流域=24.7, 新名庄川流域=9.7	新名庄川流域=(5, 9.4)	—
	山中湖村	桂川流域=21.1	—	—
	鳴沢村		—	—
	富士河口湖町	西川流域=7	—	—

^{*1}

(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

附表第8表

洪水予報区域図



正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川氾濫注意情報
(警戒レベル2相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
洪 水 注 意 報 (発 表)
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫注意情報(警戒レベル2相当情報)			
新着・更新	新着・更新	新着	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	2	
	現況水位	2 (レベル2水位超過)	
	予測水位		
新着	〇〇市	2	-
新着	△△市	2	
	〇〇町	-	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から 〇〇〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から 〇〇〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から △△△地区まで 右岸 △△市△△地区から △△△地区まで	

☐ 雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナヒ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

附表第10表
 付図3 荒川及び塩川洪水予報の発表形式イメージ

正規

○○○○ 〇〇川
 〇〇川氾濫危険情報
 (警戒レベル4相当情報)

〇〇川洪水予報第〇号
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
 〇〇土木事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)
 〇〇川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	4	3
	現況水位	4 (レベル4水位超過)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	4	-
更新	△△市	4	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

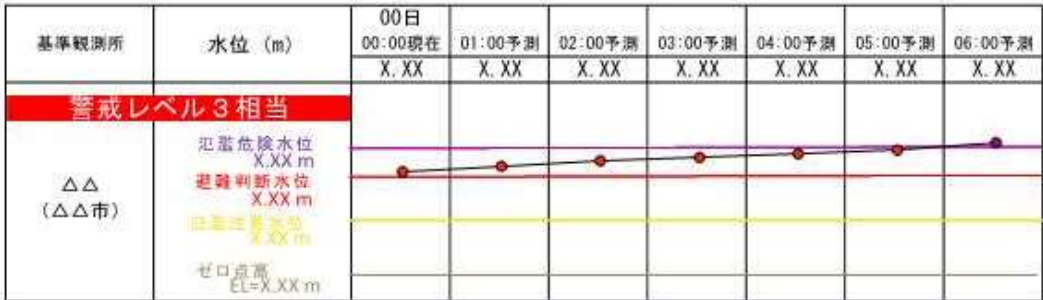
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/?term?key=havamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)
 多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
 この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)



・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXX

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所 〇〇市	△△ 水位観測所 △△市	
	〇〇川	〇〇川	
受け持ち区間	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで	
	右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



イメージ

今後の雨（解析雨量、
降水短時間予報）



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：〇〇県 〇〇土木事務所 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

附表第11表

様式－1

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 甲府河川国道事務所		機関名		機関名		機関名

正 規

〇〇川氾濫危険情報

令和 年 月 日 時 分
国土交通省 甲府河川国道事務所発表
(第 号)

【主文】

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】〇〇川の〇〇観測所（〇〇〇）では、
日時分頃に、避難指示の発令の目安となる氾濫危険水位（〇. 〇〇
m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切
な防災行動をとって下さい。

（参考）

〇〇川 〇〇水位観測所（〇〇〇）左岸：〇〇市〇〇地先 右岸：〇〇市〇〇地先（受け持ち区間は
〇〇橋から〇〇合流点まで）

氾濫危険水位 (相当換算水位)	〇. 〇〇m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	〇. 〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	(〇. 〇〇m)	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水
位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 甲府河川国道事務所 調査第一課 電話：055-253-5683（内線）570

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

川

氾濫危険水位情報

避難判断水位情報

【警戒レベル3相当情報[洪水]】

令和 年 月 日

時 分

建設事務所発表

（第 号）

【主文】

川の 水位観測所では、 日 時 分頃に

氾濫危険水位・避難判断水位 mに達しました。

水位観測所では、 時 分～ 時 分までの 分間に、

水位が約 m上昇し、今後も水位の上昇が見込まれます。

□ 水位があと m上昇すると、氾濫危険水位に達し、氾濫の恐れがあります。

□ その他(注意事項、補足事項)

（参考）

水位観測所（ 市・町・村 地先）

氾濫危険水位： m

避難判断水位： m

氾濫注意水位： m

機 関 名	発 信 者 名
中北建設事務所	課・氏名
中北建設事務所峡北支所	
峡東建設事務所	
峡南建設事務所	

機 関 名	受 信 者 名・時刻
水 防 本 部 課	氏名
治 水 課	時 分

機 関 名	受 信 者 名	確 認	確 認 時 刻
建設事務所	課・氏名	確認1	時 分
		確認2	時 分
市・町・村	課・氏名	確認1	時 分
		確認2	時 分
市・町・村	課・氏名	確認1	時 分
		確認2	時 分
市・町・村	課・氏名	確認1	時 分
		確認2	時 分
甲府河川国道事務所	課・氏名		時 分

関 係 機 関
防災局防災危機管理課・山梨県警察本部・甲府地方気象台 NHK甲府放送局・山梨放送・テレビ山梨・エフエム富士 甲府ネットワークサービス・エフエム甲府

○伝達確認

- 市町村へのFAX及び到達確認
建設事務所の情報発信者は、水位到達情報内容及び発信者名を記入し、FAX送信後、電話にて受信側（市町村、建設事務所）へFAXの到達確認をして、受信者名及び伝達完了時刻を「確認1」に記録する。受信者側も同様に記録する。
- 首長までの伝達確認
受信者（市町村）は、その情報を首長へ伝達し、伝達完了時刻を「確認2」に記録する。次に、その完了時刻を発信者（建設事務所）へ電話にて連絡する。建設事務所側も同様に首長伝達完了時刻を「確認2」に記録する。
- 甲府河川国道事務所・水防本部（治水課）への情報伝達
建設事務所は、市町村への到達確認後速やかに、本用紙を甲府河川国道事務所・水防本部（治水課）へFAX送信する。送信後、電話にて到達確認し、受信者名及び伝達完了時刻を記録する。
- 水防本部（治水課）から関係機関への情報伝達
水防本部（治水課）は、事務所からの情報到達後速やかに、本用紙を関係機関へFAX送信する。

川

氾濫危険水位情報

【警戒レベル4相当情報[洪水]】

避難判断水位情報

【警戒レベル3相当情報[洪水]】

令和 年 月 日
時 分
建設事務所
発表
(第 号)

【主文】

川の 水位観測所では、 日 時 分頃に

氾濫危険水位・避難判断水位 mに達しました。

水位観測所では、 時 分～ 時 分までの 分間に、

水位が約 m上昇し、今後も水位の上昇が見込まれます。

□ 水位があと m上昇すると、氾濫危険水位に達し、氾濫の恐れがあります。

□ その他(注意事項、補足事項)

(参考)

水位観測所 (市・町・村 地先)

氾濫危険水位: m
避難判断水位: m
氾濫注意水位: m

機 関 名	発 信 者 名
富士・東部建設事務所	課・氏名
富士・東部建設事務所	
吉田支所	

⇔

機 関 名	受 信 者 名	確 認	確 認 時 刻
建設事務所	課・氏名	確認1	時 分
		確認2	時 分
市・町・村	課・氏名	確認1	時 分
		確認2	時 分
市・町・村	課・氏名	確認1	時 分
		確認2	時 分
市・町・村	課・氏名	確認1	時 分
		確認2	時 分
市・町・村	課・氏名	確認1	時 分
		確認2	時 分
	課・氏名		時 分

↓

機 関 名	受 信 者 名・時刻
水防本部	氏名
	時 分

→

関 係 機 関
防災局防災危機管理課・山梨県警察本部・甲府地方気象台 NHK甲府放送局・山梨放送・テレビ山梨・エフエム富士 CATV富士五湖・エフエム富士五湖

○伝達確認

1) 市町村へのFAX及び到達確認

建設事務所の情報発信者は、水位到達情報内容及び発信者名を記入し、FAX送信後、電話にて受信側(市町村、建設事務所)へFAXの到達確認をして、受信者名及び伝達完了時刻を「確認1」に記録する。受信者側も同様に記録する。

2) 首長までの伝達確認

受信者(市町村)は、その情報を首長へ伝達し、伝達完了時刻を「確認2」に記録する。次に、その完了時刻を発信者(建設事務所)へ電話にて連絡する。建設事務所側も同様に首長伝達完了時刻を「確認2」に記録する。

3) 水防本部(治水課)への情報伝達

建設事務所は、市町村への到達確認後速やかに、本用紙を水防本部(治水課)へFAX送信する。送信後、電話にて到達確認し、受信者名及び伝達完了時刻を記録する。

4) 水防本部(治水課)から関係機関への情報伝達

水防本部(治水課)は、事務所からの情報到達後速やかに、本用紙を関係機関へFAX送信する。

・水防警報区域図



(例)

水 防 警 報 (例)

国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

発 令 河 川	基 準 水 位 観 測 所	発 令 情 報	発 表 番 号
富 士 川 (釜無川を含む)	清 水 端	出 動	2

【現況】

- 1 清水端流域の雨量は、12日20時までに178mmです。
- 2 清水端水位観測所の水位は、12日20時現在3.30mです。
- 4 清水端の水位は、1時間に30cm程度上昇しています。
- 5 上流浅原橋の水位は、12日19時00分に氾濫注意水位に達しました。

【予想】

- 6 清水端の水位は、12日21時に3.65m程度と見込まれます。

【指示】

- 9 水防機関は出動してください。

【参考資料】 清水端【山梨県南巨摩郡富士川町清水端】
堤 防 高 (〇.〇m) 計 画 水 位 (10.65m) 氾 濫 危 険 水 位 (7.20m)
氾 濫 注 意 水 位 (3.40m) 水 防 団 待 機 水 位 (3.00m)

甲府河川国道事務所の水防警報発令状況				
水防警報区/情報種別	待 機	準 備	出 動	解 除
清 水 端			○	
船 山 橋			○	
浅 原 橋			○	
南 部		○		
松 岡		○		
石 和		○		
桃 林 橋		○		

附表第14表

あて先	風水害対策本部・山梨県・静岡県・富士川上流出張所・富士川中流出張所・富士川下流出張所・笛吹川出張所	受信の確認	要・否
洪水名	情報種類	発信機関	連絡番号
	水警	甲府	

水防警報

種類	待機・準備・出動・指示・情報・解除			
発表河川		基準水位観測所		第____号
日時	令和____年____月____日____時____分 国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所発表			
番号	発表内容			
1	現況文	_____（①流域 ②地点）の雨量は、____日____時まで____mmです。		
2		_____の水位は、____日____時 現在____mです。		
3		_____の水位は、____日____時____分に ①水防団待機水位 ②はん濫注意水位 ③はん濫危険水位 ④最高水位 ____m ⑤に達し ⑥越え ⑦を下回り ました。		
4		_____の水位は、 ①1時間に____cm程度上昇して ②平衡状態が続いて ③1時間に____cm程度下降して います。		
5		上流_____の水位は、____日____時____分に ①水防団待機水位 ②はん濫注意水位 ③はん濫危険水位 ④最高水位 ____m ⑤に達し ⑥越え ⑦を下回り ました。		
6	予想	_____の水位は、____日____時____分に ____m程度と見込まれます。		
7	被災状況	1	_____地先の ①堤防 ②堤内地 ③無堤地 ④_____ に ⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦洗掘 ⑧法崩れ ⑨護岸破損 ⑩破堤 ⑪越水 ⑫浸水 ⑬_____ が発生 ⑭する恐れがあります。 ⑮ しました。	
	2	_____地先の ①堤防 ②堤内地 ③無堤地 ④_____ に ⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦洗掘 ⑧法崩れ ⑨護岸破損 ⑩破堤 ⑪越水 ⑫浸水 ⑬_____ が発生 ⑭する恐れがあります。 ⑮ しました。		
8	発表文	水防機関は、 ①嚴重に警戒 ②引き続き注意 してください。		
9		水防機関は、 ①待機 ②準備 ③出動 してください。		
10		水防機関は、出動体制を強化し水防工法を行って下さい。		
11		水防機関は、巡視員を現地に残し、待機して差しかえありません。		
12		水防警報を解除します。		
13	特記			

送信	相手方	受信者	完了時刻	通信方法	発信者
	風水害対策本部(本局)		時 分		
	山梨県水防本部				
	静岡県水防本部				
	富士川上流出張所				
	富士川中流出張所				
	富士川下流出張所				
	笛吹川出張所				

附表第15表（水防警報河川）

あて先	水防管理団体（ _____市長 ・ 町長 ） ・ _____建設事務所 ・ 甲府河川国道事務所 ・ 山梨県水防本部		
発信機関	_____建設事務所_____支所	連絡番号	

水 防 警 報

種 類	待 機 ・ 準 備 ・ 出 動 ・ 情 報 ・ 解 除		
発 表 河 川		基 準 水 位 観 測 所	
日 時	令 和 年 月 日 時 分		第 _____ 号
発 表 内 容			
1	現 況 文	_____の雨量は、_____日 _____時までに_____mmです。	
2		_____の水位は、____日 ____時 ____分に ① 水防団待機水位(通報水位) ② 氾濫注意水位(警戒水位) ③ _____m ④ に達し ⑤ 越え ⑥ を下回り ました。	
3		_____の水位は、 ① 1時間に_____cm 程度上昇して ② 平衡状態が続いて ③ 1時間に_____cm 程度下降して います。	
4	予 想	_____の水位は、_____日 _____時 _____分に _____m程度と見込まれます。	
5	被 災 状 況	_____地先の ① 堤防 ② 堤内地 ③ 無堤地 ④ _____ に ⑤ 漏水 ⑥ 亀裂 ⑦ 洗掘 ⑧ 法崩れ ⑨ 護岸破損 ⑩ 破堤 ⑪ 越水 ⑫ 浸水 ⑬ _____ が発生 ⑭ する恐れがあります。 ⑮ しました。	
6	発 表 文 特 記	水防機関は	① 嚴重に警戒 ② 引き続き注意 してください。
7		水防機関は	① 待 機 ② 準 備 ③ 出 動 してください。
8		水防機関は、出動体制を強化し水防工法を行って下さい。	
9		水防警報を解除します。	
10	特 記		

機 関 名	発 信 者 名	機 関 名	受 信 者 名	確 認	確 認 時 刻
中 北 建 設 事 務 所 中北建設事務所峡北支所 峡 東 建 設 事 務 所 峡 南 建 設 事 務 所	課・氏名	建設事務所	課・氏名	確認1	時 分
				確認2	時 分
		市 ・ 町 ・ 村	課・氏名	確認1	時 分
				確認2	時 分
市 ・ 町 ・ 村	課・氏名	確認1	時 分		
		確認2	時 分		
市 ・ 町 ・ 村	課・氏名	確認1	時 分		
		確認2	時 分		
甲 府 河 川 国 道 事 務 所	課・氏名	確認1	時 分		
		確認2	時 分		

機 関 名

水 防 本 部

治 水 課

受 信 者 名 ・ 時 刻

氏名

時 分

機 関 名

防 災 危 機 管 理 課

- 1) FAX到達確認
 建設事務所の情報発信者は、水防警報発表内容及び発信者名を記入し、FAX送信後、電話にて受信側(市町村、建設事務所)へFAXの到達確認をして、受信者名及び伝達完了時刻を「確認1」に記録する。受信者側も同様に記録する。
- 2) 首長までの伝達確認
 受信者(市町村)は、その情報を首長へ伝達し、伝達完了時刻を「確認2」に記録する。次に、その完了時刻を発信者(建設事務所)へ電話にて連絡する。建設事務所側も同様に首長伝達完了時刻を「確認2」に記録する。
- 3) 甲府河川国道事務所・水防本部(治水課)への情報伝達
 建設事務所は、市町村への到達確認後速やかに、本用紙を甲府河川国道事務所・水防本部(治水課)へFAX送信する。送信後、電話にて到達確認し、受信者名及び伝達完了時刻を記録する。
- 4) 水防本部(治水課)から防災局防災危機管理課への情報伝達
 水防本部(治水課)は、事務所からの情報到達後速やかに、本用紙を防災局防災危機管理課へ伝達する。

附表第15-1表 (水防警報河川)

あて先	水防管理団体(_____市長 ・ 町長) ・ _____建設事務所 ・ 山梨県水防本部		
発信機関	_____建設事務所_____支所	連絡番号	

水 防 警 報

種 類	待 機 ・ 準 備 ・ 出 動 ・ 情 報 ・ 解 除			
発 表 河 川			基 準 水 位 観 測 所	
日 時	令 和 年 月 日 時 分			第 _____ 号
	発 表 内 容			
1	現 況 文 想	_____の雨量は、_____日 _____時までに_____mmです。		
2		_____の水位は、_____日 _____時 _____分に ① 水防団待機水位(通報水位) ② 氾濫注意水位(警戒水位) ③ _____m ④ に達し ⑤ 越え ⑥ を下回り		
3		_____の水位は、 ① 1時間に_____cm 程度上昇して ② 平衡状態が続いて ③ 1時間に_____cm 程度下降して います。		
4		_____の水位は、_____日 _____時 _____分に _____m程度と見込まれます。		
5	被災 状況	_____地先の ① 堤防 ② 堤内地 ③ 無堤地 ④ _____ に ⑤ 漏水 ⑥ 亀裂 ⑦ 洗掘 ⑧ 法崩れ ⑨ 護岸破損 ⑩ 破堤 ⑪ 越水 ⑫ 浸水 ⑬ _____ が発生 ⑭ する恐れがあります。 ⑮ しました。		
6	発 表 文 特 記	水防機関は	① 嚴重に警戒 ② 引き続き注意 してください。	
7		水防機関は	① 待 機 ② 準 備 ③ 出 動 してください。	
8		水防機関は、出動体制を強化し水防工法を行って下さい。		
9		水防警報を解除します。		
10	特 記			

The diagram illustrates the flow of information from a sender to a receiver. On the left, a box labeled '機 関 名' (Organization Name) contains '富士・東部建設事務所' (Fujitsu Eastern Construction Office) and '吉田支所' (Yoshida Branch Office). Below it, a box labeled '機 関 名' (Organization Name) contains '水防本部' (Water Defense Department) and '水治課' (Water Treatment Section). On the right, a box labeled '機 関 名' (Organization Name) contains '建設事務所' (Construction Office), '市・町・村' (City/Town/Village), and '防災危機管理課' (Disaster Prevention and Crisis Management Section). Arrows indicate the flow from the top-left box to the bottom-left box, and from the bottom-left box to the bottom-right box. A double-headed arrow connects the top-left box to the top-right box.

- 1) FAX到達確認
建設事務所の情報発信者は、水防警報発表内容及び発信者名を記入し、FAX送信後、電話にて受信側(市町村、建設事務所)へFAXの到達確認をして、受信者名及び伝達完了時刻を「確認1」に記録する。受信者側も同様に記録する。
- 2) 首長までの伝達確認
受信者(市町村)は、その情報を首長へ伝達し、伝達完了時刻を「確認2」に記録する。次に、その完了時刻を発信者(建設事務所)へ電話にて連絡する。建設事務所側も同様に首長伝達完了時刻を「確認2」に記録する。
- 3) 水防本部(治水課)への情報伝達
建設事務所は、市町村への到達確認後速やかに、本用紙を水防本部(治水課)へFAX送信する。送信後、電話にて到達確認し、受信者名及び伝達完了時刻を記録する。
- 4) 水防本部(治水課)から防災局防災危機管理課への情報伝達
水防本部(治水課)は、事務所からの情報到達後速やかに、本用紙を防災局防災危機管理課へ伝達する。

附表第16表

水位観測地点一覧表

水位観測所（国土交通省所管）

（単位：m）

番号	河川名	水位観測所名	水位観測所位置	建設事務所名	水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）	避難判断（特別警戒）	氾濫危険（危険）	関係管理団体
1	富士川（釜無川を含む）	船山橋	韮崎市竜岡若尾新田	峡北	1.50	2.00	2.00	2.20	韮崎市・甲斐市
2	富士川（釜無川を含む）	浅原橋	中央市臼井河原	中北 峡南	4.30	4.60	—	—	中央市・甲斐市・昭和町・南アルプス市 市川三郷町 富士川町
3	富士川（釜無川を含む）	清水端	南巨摩郡富士川町清水端	峡南	3.00	3.40	6.50	7.20	富士川町・市川三郷町・身延町
4	富士川（釜無川を含む）	南部	南巨摩郡南部町内船	身延	2.50	3.80	4.20	4.90	南部町・身延町
5	笛吹川	石和	笛吹市石和町市部	峡東	1.50	2.00	2.90	3.30	笛吹市・山梨市
6	笛吹川	桃林橋	中央市大田和	中北 峡南	1.80	2.50	—	—	市川三郷町・中央市・甲府市
7	塩川	金剛地	甲斐市宇津谷	中北	—	(6.60)	(7.60)	7.80	韮崎市・甲斐市
8	御勅使川	堀切	南アルプス市野牛島	中北	—	(1.30)	(1.80)	2.00	南アルプス市・韮崎市
9	早川	早川橋	南巨摩郡身延町遅沢	峡南	—	(-0.20)	3.50	4.37	身延町
10	重川	重川橋	山梨市一町田中	峡東	—	(1.80)	1.90	2.20	山梨市
11	日川	日川橋	笛吹市一宮町田中	峡東	—	(2.40)	4.20	4.70	山梨市・笛吹市

() 書は参考値

水位観測所（県関係）

番号	河川名	水位観測所名	水位観測所位置	建設事務所名	水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）	避難判断（特別警戒）	氾濫危険（危険）	関係管理団体
12	富士川	信玄橋	甲斐市竜王2089-2	中北	—	—	—	—	甲斐市・南アルプス市
13	相川	相川三之橋	甲府市飯田五丁目661番1地先	中北	0.80	1.50	1.60	1.90	甲府市
14	荒川	荒川	甲府市飯田五丁目657番1地先	中北	1.80	3.00	3.40	4.00	甲府市
15	滝沢川	滝沢川小笠原橋	南アルプス市小笠原字の場471-8	中北	1.10	1.30	1.30	1.50	南アルプス市
16	大円川	大円川	甲府市善光寺一丁目1253番1地先	中北	1.50	2.60	—	—	甲府市
17	濁川	濁川	甲府市善光寺一丁目1253番1地先	中北	1.50	2.00	2.50	3.00	甲府市
18	四分川	四分川	甲府市大里町字東耕地3131番5地先	中北	0.80	1.30	—	—	甲府市
19	沼川	沼川	甲府市高畑三丁目665番1	中北	0.80	1.40	—	—	甲府市
20	鎌田川	鎌田川	中央市藤巻字東河原2863番	中北	3.30	4.60	5.30	5.70	中央市
21	芦川	芦川橋	西八代都市川三郷町市川大門字向新田3079-1番地先	峡南	0.50	0.80	1.30	1.40	中央市・市川三郷町
22	戸川	戸川橋	南巨摩郡富士川町飯沢字北畑655-3番地先	峡南	1.40	2.30	2.90	3.10	富士川町
23	常葉川	常葉川	南巨摩郡身延町大字常葉字竹ノ島中瀬3544-1	峡南	0.90	1.60	—	—	身延町
24	長沢川	長沢川	南巨摩郡富士川町長沢字井戸尻1356-2番地先	峡南	1.00	1.70	—	—	富士川町・南アルプス市
25	五明川	五明川	南巨摩郡富士川町長沢字井戸尻1356-2番地先	中北	1.10	1.90	—	—	富士川町・南アルプス市
26	坪川	坪川	南巨摩郡富士川町長沢字井戸尻1356-2番地先	中北	1.80	3.20	3.80	4.30	富士川町・南アルプス市
27	鳴沢川	鳴沢川	西八代都市川三郷町高田字大正903-1番地先	峡南	1.40	2.10	—	—	市川三郷町
28	重川	重川赤尾堰堤下	甲州市塩山赤尾1346地先	峡東	1.10	1.80	3.00	3.10	甲州市・山梨市
29	塩川	新塩川橋	甲州市塩山西広門田字起田328-9	峡東	0.60	1.00	—	—	甲州市
30	びんぐし川	びんぐし川穴田橋	甲州市勝沼町休息1959-4	峡東	0.60	1.10	—	—	甲州市・山梨市
31	日川	日川葡萄橋	甲州市勝沼町下岩崎1417-1地先	峡東	0.80	1.40	2.40	2.80	甲州市・山梨市・笛吹市
32	多摩川	丹波山	北都留郡丹波山村895-2地先	富士・東部	0.70	1.10	—	—	丹波山村
33	重川	重川	山梨市歌田1162-1地先	峡東	0.70	1.20	1.40	1.60	山梨市
34	金川	金川下平井	笛吹市石和町上平井1653-15地先	峡東	0.80	1.40	—	—	笛吹市
35	天川	天川橋	笛吹市八代町北3787-1地先	峡東	0.60	1.00	—	—	笛吹市
36	境川	境川橋	笛吹市境川町三柵715地先	峡東	0.90	1.20	1.40	1.60	笛吹市・甲府市
37	滝戸川	滝戸川下曽根	甲府市下向山町字松本1987番1地先	中北	0.70	0.90	1.20	1.40	甲府市

番号	河川名	水位観測所名	水位観測所位置	建設事務所名	水防団待機(通報)	はん濫注意(警戒)	避難判断(特別警戒)	氾濫危険(危険)	関係管理団体
38	浅利川	浅利川作興橋	中央市浅利字七蔵2215番3	中北	0.70	1.20	—	—	中央市
39	浅川	浅川	笛吹市境川町前間田347-2	峡東	0.70	1.20	—	—	笛吹市
40	渋川	渋川	甲府市白井町地先	峡東	1.40	2.40	—	—	甲府市
41	間門川	間門	甲府市下曾根町字一丁目1527番2	中北	1.20	2.00	—	—	甲府市
42	平等川	平等川	笛吹市石和町松本684-1地先	峡東	1.20	1.70	2.10	2.40	笛吹市
43	波木井川	身延波木井	南巨摩郡身延町梅平2483-30	身延	1.10	1.90	—	—	身延町
44	富士川	上富士川橋	南巨摩郡南部町富士24148-1地先	身延	1.80	3.20	—	—	南部町
45	早川	早川三里	南巨摩郡早川町新倉字下川原339-20	身延	0.80	1.40	—	—	早川町
46	富士川	富士川身延橋	南巨摩郡身延町角打3001地先	身延	—	—	—	—	身延町
47	戸栗川	戸栗川橋	南巨摩郡南部町南部字追平9103-3	身延	1.60	2.70	—	—	南部町
48	大武川	大武川橋	北杜市武川町三吹2119地先	峡北	0.85	1.50	—	—	北杜市
49	小武川	小武川橋	北杜市武川町宮脇1432-5地先	峡北	1.00	1.80	—	—	韮崎市・北杜市
50	釜無川	釜無川穴山橋	韮崎市円野町上円井1891地先	峡北	1.10	1.70	1.70	2.30	韮崎市
51	御勅使川	御勅使上橋	韮崎市旭町上条南割3314地先	峡北	1.60	2.00	2.00	2.80	韮崎市・南アルプス市
52	釜無川	国界橋	北杜市白州町上教来石字上河原1963-1地先	峡北	1.70	2.90	4.00	4.60	北杜市
53	塩川	岩根橋	韮崎市藤井町北下条852-3地先	峡北	0.80	1.70	2.10	2.50	韮崎市・北杜市
54	桂川	桂川城南橋	都留市上谷322-5	富士・東部	1.50	2.00	3.60	4.00	都留市
55	朝日川	朝日川宮前橋	都留市朝日曾離字宮の前1508-2地先	富士・東部	0.80	1.40	—	—	都留市
56	鹿留川	鹿留川大野	都留市鹿留砂原1463-2地先	富士・東部	1.10	1.90	—	—	都留市
57	秋山川	秋山	上野原市秋山7143	富士・東部	1.00	1.80	—	—	上野原市
58	道志川	道志川大山橋	南都留郡道志村神地向9260-2地先	吉田支所	0.80	1.40	—	—	道志村
59	菅野川	菅野川	都留市法能字住吉404-43	富士・東部	1.50	2.60	—	—	都留市
60	宮川	宮川橋	富士吉田市下吉田新町3丁目地先	吉田支所	0.60	0.80	1.50	2.20	富士吉田市
61	桂川	深山橋	富士吉田市下吉田富士見町下の水地先	吉田支所	1.40	2.10	2.20	2.60	富士吉田市
62	笹子川	笹子川花咲	大月市大月町花咲1608-19	富士・東部	1.30	2.30	—	—	大月市
63	桂川	桂川強瀬	大月市賑岡町強瀬686-1地先	富士・東部	1.60	2.80	3.60	4.20	大月市
64	葛野川	葛野川畑倉	大月市賑岡町畑倉2246-2	富士・東部	1.30	2.30	—	—	大月市
65	鶴川	鶴川巖島橋	上野原市松留156-6地先	富士・東部	1.20	2.00	—	—	上野原市
66	西湖	西湖	南都留郡富士河口湖町西湖2243-1地先	吉田支所	—	—	—	—	富士河口湖町
67	本栖湖	本栖湖	南都留郡富士河口湖町本栖211地先	吉田支所	—	—	—	—	富士河口湖町・身延町
68	山中湖	山中湖	南都留郡山中湖村山中506-637地先	吉田支所	—	—	—	—	山中湖村
69	精進湖	精進湖	南都留郡富士河口湖町精進497-4地先	吉田支所	—	—	—	—	富士河口湖町
70	河口湖	河口湖	南都留郡富士河口湖町船津地先	吉田支所	—	—	—	—	富士河口湖町
71	笛吹川	間門川樋門	甲府市下曾根町字一丁目1527番2	中北	—	—	—	—	甲府市
72	貢川	貢川	甲府市貢川2丁目81番1地先	中北	1.40	2.10	2.40	2.70	甲府市
73	新名庄川	新名庄川	南都留郡忍野村	吉田支所	1.10	1.50	1.60	1.80	忍野村

水位観測所（ダム関係）

番号	河川名	水位観測所名	水位観測所位置	建設事務所名	水防団待機(通報)	はん濫注意(警戒)	避難判断(特別警戒)	氾濫危険(危険)	関係管理団体
1	荒川	万年橋	甲府市平瀬字目黒	荒川ダム	—	—	—	—	甲府市・甲斐市
2	荒川	金石橋	甲斐市牛匂	荒川ダム	—	—	—	—	
3	荒川	二川橋	甲府市西下条町	荒川ダム	—	—	—	—	
4	琴川	杣口	山梨市牧丘町杣口	琴川ダム	—	—	—	—	甲州市・山梨市 笛吹市
5	琴川	琴川橋	山梨市牧丘町窪平	琴川ダム	—	—	—	—	
6	笛吹川	天科	山梨市三富川浦	広瀬ダム	—	—	—	—	
7	笛吹川	藤木	甲州市塩山下杣木足畑	広瀬ダム	—	—	—	—	
8	笛吹川	新集橋	山梨市牧丘町集	琴川ダム	—	—	—	—	
9	笛吹川	差出	山梨市南脇の原	広瀬ダム	—	—	—	—	
10	笛吹川	近津 笛吹橋	笛吹市一宮町田中押切	広瀬ダム	—	—	—	—	北杜市・韮崎市
11	須玉川	大豆生田	北杜市須玉町大豆生田多屋前	大門ダム	—	—	—	—	
12	塩川	大渡	北杜市須玉町江草西之田	塩川ダム	—	—	—	—	
13	塩川	下神取	北杜市明野町下神取	塩川ダム	—	—	—	—	韮崎市・北杜市 甲斐市
14	塩川	黒沢	韮崎市中島	塩川ダム	—	—	—	—	
15	葛野川	百蔵	大月市七保町下和田	深城ダム	—	—	—	—	大月市・上野原市
16	葛野川	田無瀬	大月市七保町林	深城ダム	—	—	—	—	

河川名	市町村	設置個所	所管事務所	河川名	市町村	設置個所	所管事務所
濁川	甲府市	国玉町地先	中北	本谷川	北杜市	須玉町比志地内	峡北
濁川	甲府市	相生2丁目地先	中北	甘利沢川	韮崎市	旭町上條北割地内	峡北
流川	甲府市	大津町地先	中北	堅沢川	韮崎市	神山町北宮地地内	峡北
湯川	甲府市	湯村3丁目地先	中北	高川南沢川	韮崎市	清哲町青木地内	峡北
浅利川	中央市	浅利地先	中北	小武川	北杜市	武川町宮脇地内	峡北
神明川(中央)	中央市	極楽寺地先	中北	黒沢川(武川町)	北杜市	武川町宮脇地内	峡北
山王川	中央市	下河東地先	中北	大深沢川	北杜市	小淵沢町上笹尾地内	峡北
鎌田川	昭和町	西条・押越地先	中北	尾白川	北杜市	白州町台ヶ原地内	峡北
五明川	南アルプス市	和泉地先	中北	神宮川	北杜市	白州町鳥原地内	峡北
八系川	南アルプス市	東南湖地先	中北	流川(白州町)	北杜市	白州町鳥原地内	峡北
横川	南アルプス市	東南湖地先	中北	小深沢川(小淵沢町)	北杜市	小淵沢町地内	峡北
滝沢川	南アルプス市	田島地先	中北	兄川	山梨市	南地内	峡東
西川	南アルプス市	東南湖地先	中北	兄川	山梨市	江曾原地内	峡東
貢川	甲斐市	中下条・龍地地先	中北	兄川	山梨市	水口地内	峡東
亀沢川	甲斐市	亀沢地先	中北	弟川	山梨市	南地内	峡東
大円川	甲府市	善光寺3丁目地先	中北	重川	山梨市	下栗原地内	峡東
藤川	甲府市	古府中町5070番地3	中北	重川	甲州市	塩山熊野地内	峡東
寺川	甲府市	古閑町地先	中北	重川	甲州市	塩山下小田原地内	峡東
常永川	中央市	山の神地先	中北	日川	笛吹市	一宮町小城地内	峡東
五明川	南アルプス市	荊沢地先	中北	日川	甲州市	大和町初鹿野地内	峡東
八系川	南アルプス市	和泉地先	中北	平等川	笛吹市	春日居町下岩下地内	峡東
横川	南アルプス市	東南湖地先	中北	平等川	山梨市	山根地内	峡東
横川	南アルプス市	浅原地先	中北	第2平等川	笛吹市	石和町市部地内	峡東
坪川	南アルプス市	荊沢地先	中北	渋川	笛吹市	石和町広瀬地内	峡東
油川	南アルプス市	藤田地先	中北	下田川	笛吹市	一宮町田中地内	峡東
東川	甲斐市	岩森地内	中北	新堀川	笛吹市	八代町増利地内	峡東
六反川	甲斐市	宇津谷地内	中北	田草川(菱山)	甲州市	勝沼町勝沼地内	峡東
濁川	甲府市	西油川地先	中北	田草川(上岩崎)	甲州市	勝沼町下岩崎地内	峡東
四分川	甲府市	上小河原町、後屋町地先	中北	金川	笛吹市	御坂町上黒駒地内	峡東
平等川	甲府市	向町地先	中北	芦川	笛吹市	芦川町中芦川地内	峡東
大円川	甲府市	善光寺3丁目地先	中北	竹森川	甲州市	塩山竹森地内	峡東
滝戸川	甲府市	下曾根町地先	中北	笹子沢川	甲州市	大和町日影地内	峡東
常永川	中央市	臼井阿原地先	中北	文珠川	甲州市	塩山上粟生野地内	峡東
神明川	中央市	中橋地先	中北	琴川	山梨市	牧丘町杣口地内	峡東
浅利川	中央市	大鳥居(学校橋)地先	中北	鼓川	山梨市	牧丘町牧平地内	峡東
浅利川	中央市	大鳥居(更生橋)地先	中北	笛吹川	山梨市	牧丘町窪平地内	峡東
仲川	中央市	大鳥居(城原橋)地先	中北	西川(岩出)	山梨市	西地内	峡東
仲川	中央市	大鳥居(わで橋)地先	中北	夕川	山梨市	万力地内	峡東
大森川	中央市	大鳥居(新永較橋)地先	中北	西平等川	山梨市	上岩下地内	峡東
大森川	中央市	大鳥居(一之沢橋)地先	中北	石橋川	山梨市	下栗原地内	峡東
七覚川	中央市	高部地先	中北	御手洗川	笛吹市	一宮町北都塚地内	峡東
藤川	甲府市	城東一丁目9-7	中北	西川(春日居)	笛吹市	春日居町桑戸地内	峡東
富士川(釜無川)	韮崎市	上祖母石地内	峡北	田垂川	笛吹市	一宮町荒巻地内	峡東
富士川(釜無川)	北杜市	白州町下教来石地内	峡北	馬場川	笛吹市	御坂町夏目原地内	峡東
御勅使川	韮崎市	龍岡町下條南割地内	峡北	出黒川	笛吹市	御坂町栗合地内	峡東
大門沢川	韮崎市	旭町上條中割地内	峡北	浅川	笛吹市	八代町岡地内	峡東
古川	韮崎市	旭町上條北割地内	峡北	鎌田川	笛吹市	石和町砂原地内	峡東
塩川	北杜市	明野町三之倉地内	峡北	境川	笛吹市	境川町藤堂地内	峡東
塩川	北杜市	明野町上神取地内	峡北	間門川	笛吹市	境川超寺尾地内	峡東
黒沢川(韮崎市)	韮崎市	藤井町南下條地内	峡北	印川	市川三郷町	高田	峡南
権現沢川	韮崎市	穂坂町宮久保地内	峡北	押出川	市川三郷町	大塚	峡南
南沢川	北杜市	明野町小笠原地内	峡北	南川	富士川町	鰍沢	峡南
須玉川	北杜市	須玉町穴平地内	峡北	下部川	身延町	下部	峡南
甲川	北杜市	高根町上黒澤地内	峡北	三沢川	身延町	三澤	峡南
西川	北杜市	高根町村山北割地内	峡北	三沢川	身延町	道	峡南
白井沢宮川	北杜市	長坂町長坂上條地内	峡北	宮原川	市川三郷町	宮原	峡南
鳩川	北杜市	大泉町谷戸地内	峡北	芦川	市川三郷町	下芦川	峡南
析沢川	北杜市	明野町浅尾地内	峡北	芦川	市川三郷町	上野	峡南
湯沢川	北杜市	明野町浅尾地内	峡北	寺沢川	身延町	寺沢	峡南

河川名	市町村	設置箇所	所管事務所	河川名	市町村	設置箇所	所管事務所
夜子沢川	身延町	夜子沢	峡南	鶴川	上野原市	西原	富士・東部
田原川	身延町	上田原	峡南	仲間川	上野原市	桑久保	富士・東部
大道川	身延町	三澤	峡南	秋山川	上野原市	秋山栗谷	富士・東部
東川	富士川町	鯉沢	峡南	浅利川	大月市	賑岡町浅利地先	富士・東部
大柳川	富士川町	鳥屋	峡南	桂川	大月市	大月二丁目地先	富士・東部
常葉川	身延町	市瀬	峡南	桂川	大月市	富浜町鳥沢地先	富士・東部
鳴沢川	市川三郷町	市川大門	峡南	笹子川	大月市	初狩町下初狩地先	富士・東部
手打沢川	身延町	手打沢川	峡南	葛野川	大月市	七保町葛野地先	富士・東部
柄代川	身延町	常葉	峡南	小菅川	小菅村	田元地先	富士・東部
山田川	市川三郷町	岩間	峡南	小菅川	小菅村	橋立地先	富士・東部
葛箆沢川	市川三郷町	葛箆沢	峡南	多摩川	丹波山村	奥秋地先	富士・東部
戸川	富士川町	大久保	峡南	多摩川	丹波山村	保之瀬地先	富士・東部
カジヤ沢川	身延町	飯富	峡南	桂川	山中湖村	山中	吉田
反木川	身延町	瀬戸	峡南	桂川	忍野村	忍草	吉田
畔沢川	富士川町	鯉沢	峡南	桂川	富士吉田市	下吉田	吉田
旧利根川	富士川町	天神中条	峡南	小佐野川	富士吉田市	小明見	吉田
新川	市川三郷町	黒沢	峡南	入山川	富士吉田市	下吉田	吉田
釜額川	身延町	釜額	峡南	宮川	富士吉田市	松山	吉田
一色川	身延町	一色	峡南	間堀川	富士吉田市	中曽根	吉田
曙川	身延町	中山	峡南	西川	富士河口湖町	河口	吉田
雨河内川	身延町	下部	峡南	寺川	富士河口湖町	河口	吉田
新利根川	富士川町	大久保	峡南	山之神川	富士河口湖町	河口	吉田
初沢川	身延町	西嶋	峡南	柄杓流川	西桂町	下暮地	吉田
天白沢	富士川町	駅前通2丁目	峡南	欄干川	西桂町	下暮地	吉田
樋田川	身延町	樋田	峡南	道志川	道志村	竹之本	吉田
長沢川	富士川町	長澤	峡南	新名庄川	忍野村	忍草	吉田
中村川	南部町	内船地先	身延	白沢川	小菅村	白沢	富士・東部
横沢川	南部町	万沢地先	身延	鎌田川	中央市	乙黒	中北
大沢川	身延町	下山地先	身延	堰尻川	南アルプス市	曲輪田新田	中北
早川	早川町	草塩地先	身延	堰野川	南アルプス市	塚原	中北
春木川	早川町	高住地先	身延	芋沢川	甲府市	上曽根町	中北
保川	早川町	西之宮地先	身延	蛭沢川	甲府市	上町	中北
早川	早川町	薬袋地先	身延	高倉川	甲府市	東光寺一丁目	中北
早川	早川町	千須和地先	身延	神明川	南アルプス市	上高砂	中北
雨畑川	早川町	雨畑地先	身延	割羽沢川	韮崎市	竜岡町上條中割	峡北
椿川	身延町	帯金地先	身延	塩沢川	南アルプス市	塩前	中北
桑柄川	身延町	角打地先	身延	防沢川	甲斐市	岩森	中北
身延川	身延町	身延地先	身延	泉川	北杜市	大泉町西井出	峡北
島尻川	南部町	内船地先	身延	大門川	北杜市	高根町清里	峡北
塩沢川	南部町	塩沢地先	身延	中ツ沢川	北杜市	高根町清里	峡北
大堀川	南部町	福土地先	身延	大林寺川	北杜市	明野町下神取	峡北
湯川	早川町	湯島地先	身延	滝童川	北杜市	白州町大坊	峡北
早川	早川町	新倉地先	身延	古杣川	北杜市	長坂町大井ヶ森	峡北
内河内川	早川町	新倉地先	身延	小深沢川	北杜市	白州町花水	峡北
茂倉川	早川町	新倉地先	身延	西沢川	北杜市	小淵沢町	峡北
矢沢川	身延町	下山地先	身延	深沢川	南アルプス市	小笠原	中北
入之沢川	身延町	帯金地先	身延	中沢川	富士吉田市	下吉田8丁目	吉田
波木井川	身延町	相又地先	身延	中野川	富士吉田市	上暮地4丁目	吉田
大城川	身延町	小田船原地先	身延	大沢川	富士吉田市	向原2丁目	吉田
船山川	南部町	本郷地先	身延	馬場川	富士河口湖町	大石	吉田
椿根川	南部町	椿根地先	身延	神田堀川	富士吉田市	新西原1丁目	吉田
福土川	南部町	福土地先	身延	一之砂川	山中湖村	平野	吉田
桂川	都留市	境	富士・東部	長泥川	富士吉田市	大明見1丁目	吉田
桂川	上野原市	新田	富士・東部	大堀川	山中湖村	平野	吉田
大幡川	都留市	大幡	富士・東部	子の神川	忍野村	内野	吉田
菅野川	都留市	四日市場	富士・東部	奥川	富士河口湖町	大石	吉田
戸沢川	都留市	玉川	富士・東部	引の田川	都留市	法能	富士・東部
戸沢川	都留市	玉川	富士・東部	加畑川	都留市	平栗	富士・東部
鶴川	上野原市	桐原	富士・東部	安寺沢川	上野原市	秋山	富士・東部

観測局位置図



凡例

-  中継局 (10局)
-  河川雨量局 (38局)
-  砂防雨量局 (39局)
-  直轄雨量局 (15局)
-  水位局 (62局)

附表第18表（その他の河川・土砂災害警戒情報）

雨量・水位・土砂災害警戒情報等確認表

発信者	建設事務所	職・氏名	確認1	伝達完了時刻 時 分
通報先	市 町 部	職・氏名	確認2	伝達完了時刻 時 分
報告先	治水課・砂防課	職・氏名	報 告	伝達完了時刻 時 分

令和 年 月 日 時 分 現在

○通報情報(首長)

担当者 首長
(確認1)(確認2)

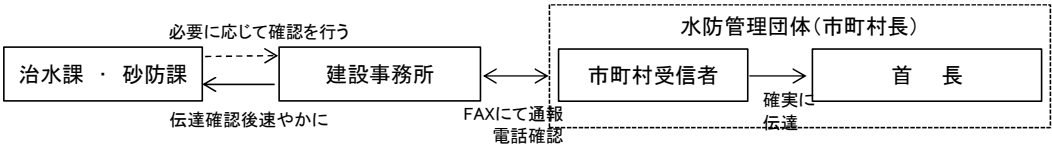
- ① _____水位局の水位が ☐ 避難判断(特別警戒) ☐ 水位に達しました。 ☐ ☐
- _____水位局の ☐ 水位が____(時間・分間)に____cm程度上昇しています。
☐ 上流の_____雨量局では時間雨量____mmの雨が降っています。
☐ 流域雨量指数の予測値が洪水警戒基準を大きく超過しています。
☐ 水位が今後も上昇する可能性があります。
☐ その他()
- ② _____市町村において、土砂災害警戒情報が発表されました。 ☐ ☐

○通報情報(担当者)

- ③ _____水位局の水位が ☐ 水防団待機(通報) ☐ 水位に達しました。 ☐
- _____水位局の ☐ 水位が____(時間・分間)に____cm程度上昇しています。
☐ 上流の_____雨量局では時間雨量____mmの雨が降っています。
☐ 流域雨量指数の予測値が洪水警戒基準を大きく超過しています。
☐ 水位が今後も上昇する可能性があります。
☐ その他()
- (観測値)
- ④ _____雨量局の時間雨量が 20 () mmを越えました。 ☐
- _____雨量局の時間雨量が 20 () mmを越えました。 ☐
- ⑤ _____雨量局の連続雨量が 80 () mmを越えました。 ☐
- _____雨量局の連続雨量が 80 () mmを越えました。 ☐

○補足情報

- ⑥ 住民への避難 _____ 発令等の検討をお願い致します。 ☐
- ⑦ 今後の水位、降水量等に十分注意して下さい。 ☐
- ⑧ 低地の浸水、がけ崩れ、土石流等に十分注意して下さい。 ☐
- ⑨ インターネットで雨量・水位・河川カメラ画像・土砂災害警戒情報(メッシュ情報)を提供しています。 ☐
- ⑩ 自主避難及び高齢者等避難、避難指示発令地区はありますか。 ☐
- 自主避難 ()
高齢者等避難 ()
避難指示 ()
- ⑪ 災害等の情報はありますか。 ☐
- 回答 ()
- ⑫ 何かありましたら _____ 建設事務所河川砂防管理課にご連絡下さい。 ☐

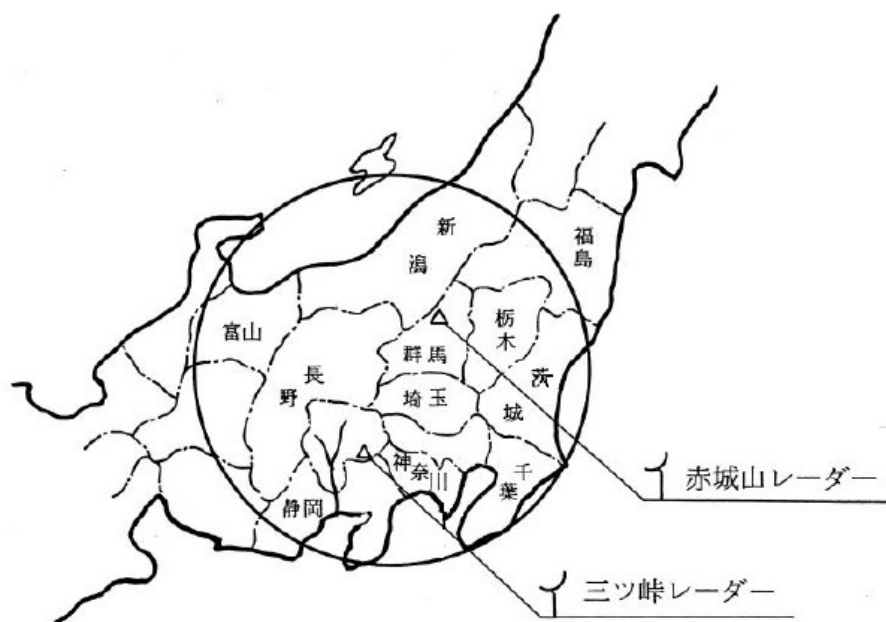


○伝達確認

- 1) FAX到達確認
建設事務所の情報発信者は、確認事項及び発信者名を記入し、FAX送信後、電話にて通報先(市町村)へFAXの到達確認をして、受信者名及び伝達完了時刻を「確認1」に記録する。受信者側も同様に記録する。
- 2) 首長までの伝達確認
受信者(市町村)は、その情報を首長へ伝達し、完了時刻を「確認2」に記録する。次に、その完了時刻を発信者(建設事務所)へ電話にて連絡する。建設事務所側も同様に首長伝達完了時刻を「確認2」に記録する。
- 3) 本課(治水課、砂防課)への報告
建設事務所は、配備を終了するときに配備中の確認表をまとめて治水課または砂防課へFAXにより報告する。
(雨量・水位情報の確認結果は治水課へ、土砂災害警戒情報の確認結果は砂防課へ報告)
建設事務所は、FAX送信後、電話にて到達確認し、受信者名及び伝達完了時刻を記録する。報告を受けた治水課または砂防課も同様に記録する。

レーダー雨量計による雨量観測

- 1. 受信位置 甲府市 県水防本部
- 1. レーダー送受信位置
 - 1. 群馬県赤城山
 - 2. 山梨県三ツ峠
- 1. 受信区域 関東甲信越（関東地方整備局区域）



- 1. 受信指定全区域 定性観測
- 1. " 定量観測
- 1. 富士川流域 定性観測
- 1. " 定量観測

附表第19表-1

雨 量 観 測 所 一 覧 表

R7. 4. 1現在

(県所管)

No.	建設 事務所名	観 測 場 所	観 測 所 名	備 考
1	中 北	甲府市貢川	中北建設事務所	
2	中 北	甲府市上積翠寺町字別府	梓 川 沢	
3	中 北	甲府市善光寺町字板垣山	善 光 寺	
4	中 北	甲府市梯町字日向山	右 左 口 峠	
5	中 北	南アルプス市芦安芦倉字中山	芦 安	
6	中 北	南アルプス市小笠原字の場	小 笠 原 橋	
7	中 北	南アルプス市上市之瀬	伊 奈 ケ 湖	
8	中 北	甲斐市神戸字日影山	ホ ッ チ 峠	
9	中 北	山梨市切差字八幡山	太 良 峠	
10	峡 北 支 所	韮崎市本町	峡 北 支 所	
11	峡 北 支 所	韮崎市旭町上条北割	甘 利 山	
12	峡 北 支 所	北杜市須玉町大字小尾字周先ヶ原	瑞 牆 山	
13	峡 北 支 所	北杜市須玉町比志字大野山	小 森 川	
14	峡 北 支 所	北杜市大泉町西井出字石堂	甲 川 橋	
15	峡 北 支 所	北杜市白州町白須	白 州 小 学 校	
16	峡 東	山梨市牧丘町袖口	袖 口	
17	峡 東	山梨市牧丘町西保下	井 戸 川	
18	峡 東	笛吹市石和町広瀬	石 和	
19	峡 東	笛吹市境川町藤垜	境 川	
20	峡 東	笛吹市御坂町籐野木	八 丁 山	
21	峡 東	甲州市塩山上塩後	峡 東 建 設 事 務 所	
22	峡 東	甲州市塩山一之瀬高橋	萩 原 山	
23	峡 東	甲州市塩山上萩原	大 菩 薩 嶺	
24	峡 東	甲州市勝沼町深沢	高 尾 山	
25	峡 東	甲州市大和町初鹿野	大 和	
26	峡 東	笛吹市芦川町中芦川字村中	芦 川	
27	峡 東	笛吹市芦川町鶯宿	鶯 宿 峠	
28	峡 南	西八代郡市川三郷町大字高田	峡 南 建 設 事 務 所	
29	峡 南	西八代郡市川三郷町落居字湯岡	落 居 台	
30	峡 南	南巨摩郡富士川町大字小室字廣表	小 室 山	
31	峡 南	南巨摩郡富士川町大字平林	久 保 平	
32	峡 南	南巨摩郡富士川町十谷字宮の前	十 谷	
33	峡 南	南巨摩郡身延町根子字峯坂	根 子	
34	峡 南	南巨摩郡身延町杉山字羽前場	栃 代	
35	峡 南	南巨摩郡身延町平須字木割場	平 須	
36	身 延	南巨摩郡早川町奈良田字古ツ山	西 山	
37	身 延	南巨摩郡早川町新倉字下川原	三 里	
38	身 延	南巨摩郡身延町梅平	峡南建設事務所（身延）	
39	身 延	南巨摩郡身延町相又	大 城	
40	身 延	南巨摩郡身延町下山字大道	妙 見 寺	
41	身 延	南巨摩郡身延町大袋字松葉	大 袋	

No.	建設 事務所名	観 測 場 所	観 測 所 名	備 考
42	身 延	南巨摩郡身延町大崩字家ノ前	大 崩	
43	身 延	南巨摩郡南部町万沢字播磨	万 沢	
44	身 延	南巨摩郡南部町富士字矢島川向	上 福 士 川 橋	
45	身 延	南巨摩郡南部町内船字寺ノ入	倉 ケ 平	
46	身 延	南巨摩郡南部町成島字中島	成 島	
47	富士・東部	都留市田原	都 留 田 原	
48	富士・東部	都留市大幡	三 ツ 峠	
49	富士・東部	都留市鹿留砂原	大 野	
50	富士・東部	都留市大野	道 坂 ト ン ネ ル	
51	富士・東部	大月市猿橋町猿橋町猿橋	突 坂 峠	
52	富士・東部	大月市大月町花咲	富士・東部建設事務所	
53	富士・東部	大月市七保町瀬戸	瀬 戸	
54	富士・東部	大月市脈岡町奥山	浅 利	
55	富士・東部	大月市富浜町鳥沢	山 谷	
56	富士・東部	大月市初狩町中初狩	中 初 狩	
57	富士・東部	大月市笹子町黒野田字笹子	笹 子 峠	
58	富士・東部	上野原市秋山	秋 山	
59	富士・東部	上野原市西原	西 原	
60	富士・東部	上野原市桐原	井 戸	
61	富士・東部	北都留郡小菅村字大久保	松 姫 峠	
62	富士・東部	北都留郡丹波山村	丹 波 山	
63	吉田支所	富士吉田市上吉田	吉 田 支 所	
64	吉田支所	南都留郡道志村神地向	大 山 橋	
65	吉田支所	南都留郡山中湖村山中	山 中 湖	
66	吉田支所	南都留郡鳴沢村	鳴 沢	
67	吉田支所	南都留郡富士河口湖町長浜	西 浜 小 学 校	
68	吉田支所	南都留郡富士河口湖町精進	精 進 湖	
69	吉田支所	富士吉田市上吉田	宮 川	
70	吉田支所	南都留郡鳴沢村絶頭	天 神 山	
71	中 北	甲斐市竜王字西裏	信 玄 橋	
72	中 北	甲府市高畑三丁目	沼 川	
73	中 北	甲府市大里町字東耕地	四 分 川	
74	中 北	甲府市下曽根町字一丁田	間 門 川	
75	中 北	甲府市下向山町字松本	下 曽 根	
76	中 北	中央市藤巻字東河原	鎌 田 川	
77	中 北	中央市浅利字七蔵	作 興 橋	

(県所管・ダム)

No.	事務所名	観 測 所 場 所	観 測 所 名	備 考
1	荒 川 ダム	甲府市川窪町浦の山	荒 川 ダム	
2	荒 川 ダム	甲府市御岳町赤松平	赤 松 平	
3	荒 川 ダム	甲府市御岳町舞台	黒 平	
4	広 瀬 ダム	山梨市三富上釜口篠平	広 瀬 ダム	
5	広 瀬 ダム	山梨市三富上釜口西沢	西 沢	
6	広 瀬 ダム	山梨市三富上釜口芦毛山	ナ レ イ 沢	
7	琴 川 ダム	山梨市牧丘町北原	琴 川 ダム	
8	大 門 ダム	北杜市高根町清里月の木	大 門 ダム	
9	大 門 ダム	北杜市大泉町西井出石堂	美 森 山	
10	大 門 ダム	北杜市高根町清里長原	檜 山	
11	塩 川 ダム	北杜市須玉町比志	塩 川 ダム	
12	塩 川 ダム	北杜市須玉町小尾村ノ内	黒 森	
13	塩 川 ダム	北杜市須玉町比志大野山	五 里 山	
14	深 城 ダム	大月市七保町瀬戸	深 城 ダム	
15	深 城 ダム	大月市七保町瀬戸小金沢土室	水 目	

附表第19表-2
(県管理以外の雨量観測所)

河川名	観測所名	所管官庁名	位 置	自記 普通別		監 視 所 名
				自	普	
釜無川	小淵沢雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	北杜市小淵沢町	○		甲府河川国道事務所
須玉川	浅川雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	北杜市高根町浅川	○		甲府河川国道事務所
塩 川	増富雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	北杜市須玉町小尾	○		甲府河川国道事務所
富士川	藤田雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	南アルプス市藤田	○		甲府河川国道事務所
富士川	市川大門雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	西八代都市市川三郷町市川大門	○		甲府河川国道事務所
常葉川	下部雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	南巨摩郡身延町常葉	○		甲府河川国道事務所
富士川	睦合雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	南巨摩郡南部町内船	○		甲府河川国道事務所
早 川	野呂川雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	南アルプス市芦安神通	○		甲府河川国道事務所
御勅使川	夜叉神雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	南アルプス市芦安芦倉	○		甲府河川国道事務所
雨畑川	硯島雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	南巨摩郡早川町雨畑	○		甲府河川国道事務所
荒 川	甲府雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	甲府市緑ヶ丘	○		甲府河川国道事務所
笛吹川	三富雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	山梨市三富	○		甲府河川国道事務所
重 川	神金雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	甲州市塩山下小田原	○		甲府河川国道事務所
金 川	黒駒雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	笛吹市御坂町上黒駒	○		甲府河川国道事務所
笛吹川	石和雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	笛吹市石和唐柏	○		甲府河川国道事務所
流 川	雨乞東雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	北杜市白州町上教来石字平久保山	○		富士川砂防事務所
尾白川	日向山雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	北杜市白州町白須字日向山	○		富士川砂防事務所
大武川	大坊雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	北杜市白州町横手字前山	○		富士川砂防事務所
小武川	青木雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	韮崎市清哲町青木字御座石	○		富士川砂防事務所
小武川	新奥雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	北杜市武川町新奥字上河原	○		富士川砂防事務所
釜無川	入笠雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	長野県諏訪郡富士見町落合	○		富士川砂防事務所
釜無川	富士見雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	長野県諏訪郡富士見町落合	○		富士川砂防事務所
釜無川	大平雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	北杜市白州町大平	○		富士川砂防事務所
早 川	湯島雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	南巨摩郡早川町湯島	○		富士川砂防事務所
早 川	千頭和雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	南巨摩郡早川町千須和	○		富士川砂防事務所
早 川	早川雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	南巨摩郡早川町保	○		富士川砂防事務所
雨畑川	雨畑雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	南巨摩郡早川町雨畑	○		富士川砂防事務所
春木川	七面山雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	南巨摩郡身延町飛地	○		富士川砂防事務所
春木川	春木川雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	南巨摩郡早川町大字赤沢字下平	○		富士川砂防事務所
雨畑川	長畑雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	南巨摩郡早川町雨畑字長畑	○		富士川砂防事務所
西 湖	西湖雨量観測所	東京電力 リニューアブルパワー㈱	南都留郡富士河口湖町西湖	○		駒橋事業所
日 川	上日川観測所	東京電力 リニューアブルパワー㈱	甲州市塩山上萩原字萩原山	○		駒橋事業所
土室川	葛野川観測所	東京電力 リニューアブルパワー㈱	大月市七保町瀬戸字小金沢土室	○		駒橋事業所
雨畑川	雨畑ダム観測所	日本軽金属㈱	南巨摩郡早川町雨畑	○		雨畑ダム監視所
雨畑川	室草里雨量観測所	日本軽金属㈱	南巨摩郡早川町雨畑	○		雨畑ダム監視所
早 川	樽坪観測所	日本軽金属㈱	南巨摩郡身延町栗倉字増野	○		樽坪監視所
富士川	塩之沢観測所	日本軽金属㈱	南巨摩郡身延町帯金	○		塩之沢監視所

河川名	観測所名	所管官庁名	位 置	自記 普通別		監 視 所 名
				自	普	
富士川	十島観測所	日本軽金属㈱	南巨摩郡南部町井出字城山	○		十島監視所 (塩之沢監視所)
佐野川	柿元ダム観測所	日本軽金属㈱	南巨摩郡南部町下佐野字柿元	○		柿元ダム監視所
本栖湖	本栖観測所	日本軽金属㈱	南巨摩郡身延町古関	○		雨畑ダム監視所
釜無川	小淵沢雨量観測所	東日本旅客鉄道(株)	北杜市小淵沢町	○		甲府保線技術センター
荒 川	南甲府雨量観測所	東海旅客鉄道(株)	甲府市南口町	○		身延保線区
富士川	身延雨量観測所	東海旅客鉄道(株)	南巨摩郡身延町角打字荒田	○		身延保線区
富士川	稲子雨量観測所	東海旅客鉄道(株)	静岡県富士宮市稲子	○		身延保線区
富士川	甲斐大島雨量観測所	東海旅客鉄道(株)	南巨摩郡身延町大島	○		身延保線区
富士川	甲斐岩間雨量観測所	東海旅客鉄道(株)	西八代郡市川三郷町岩間	○		身延保線区
富士川	鯉沢口雨量観測所	東海旅客鉄道(株)	西八代郡市川三郷町黒沢	○		身延保線区
笛吹川	甲斐上野雨量観測所	東海旅客鉄道(株)	西八代郡市川三郷町上野	○		身延保線区
富士川	寄畑雨量観測所	東海旅客鉄道(株)	南巨摩郡南部町内船	○		身延保線区
富士川	塩之沢雨量観測所	東海旅客鉄道(株)	南巨摩郡身延町帯金	○		身延保線区
常葉川	下部温泉雨量観測所	東海旅客鉄道(株)	南巨摩郡身延町下部	○		身延保線区
三沢川	久那土雨量観測所	東海旅客鉄道(株)	南巨摩郡身延町三澤	○		身延保線区
笹子川	笹子雨量観測所	東日本旅客鉄道(株)	大月市笹子町	○		大月保線技術センター
桂 川	大月雨量観測所	東日本旅客鉄道(株)	大月市大月一丁目	○		大月保線技術センター
桂 川	四方津雨量観測所	東日本旅客鉄道(株)	上野原市四方津	○		大月保線技術センター
桂 川	鳥沢駅雨量観測所	東日本旅客鉄道(株)	大月市富浜町鳥沢	○		大月保線技術センター
日 川	甲斐大和雨量観測所	東日本旅客鉄道(株)	甲州市大和町初鹿野	○		大月保線技術センター
田草川	勝沼ぶどう郷雨量観測所	東日本旅客鉄道(株)	甲州市勝沼町菱山	○		大月保線技術センター
防沢川	塩崎雨量観測所	東日本旅客鉄道(株)	甲斐市下今井	○		甲府保線技術センター
黒沢川	新府雨量観測所	東日本旅客鉄道(株)	韮崎市中田町中条上野	○		甲府保線技術センター
鳩 川	日野春雨量観測所	東日本旅客鉄道(株)	北杜市長坂町富岡	○		甲府保線技術センター

附表第19表-3

甲府地方気象台気象観測施設一覧表

観測所名	観測種目						所在地	緯度 (度分)	経度 (度分)	標高 (m)	風 向風 速計地上 の高さ(m)
	降水量	気温	風	日照 時間	積雪	湿度					
大泉	○	○	○				北杜市大泉町谷戸	35° 51.7'	138° 23.2'	867	10.0
韮崎	○	○	○			○	韮崎市大草町若尾	35° 41.6'	138° 26.9'	341	6.5
甲府	○	○	○	○	○	○	甲府市飯田4-7-29	35° 40'	138° 33.2'	273	26.9
勝沼	○	○	○			○	甲州市勝沼町勝沼	35° 39.8'	138° 43.5'	394	9.4
大月	○	○	○			○	大月市大月	35° 36.5'	138° 56.3'	364	9.9
切石	○	○	○				南巨摩郡身延町切石	35° 28'	138° 26.5'	226	10.0
古関	○	○	○			○	甲府市古関町	35° 31.7'	138° 36.9'	552	10.2
河口湖	○	○	○	○	○	○	南都留郡富士河口湖町船津	35° 30'	138° 45.6'	860	15.1
山中	○	○	○				南都留郡山中湖村山中字梨ヶ原	35° 26.2'	138° 50.2'	992	6.5
南部	○	○	○			○	南巨摩郡南部町南部	35° 17.3'	138° 26.7'	141	9.2
上野原	○						上野原市松留	35° 37.2'	139° 6.3'	187	
富士川	○						南巨摩郡富士川町最勝寺	35° 33.7'	138° 26.9'	295	
乙女湖	○						山梨市牧丘町柳平	35° 48.4'	138° 39.3'	1465	

緯度経度は世界測地系による

附表第20表

河川監視カメラ設置地点一覧表

河川監視カメラ（県所管）

番号	河川名	水位観測所名	水位観測所位置	建設事務所名	関係管理団体
1	荒川	千松橋	甲府市千塚四丁目地先	中北	甲府市
2	荒川	新二川橋	甲府市西下条町地先	中北	甲府市
3	荒川	金石橋	甲府市飯田五丁目657番1地先	中北	甲府市
4	荒川	新平和橋	甲府市伊勢四丁目地先	中北	甲府市
5	御勅使川	御勅使上橋	韮崎市旭町地先	中北	韮崎市・南アルプス市
6	塩川	駒井橋	北杜市明野町三之蔵地先	中北	韮崎市・北杜市
7	塩川	穂坂橋	韮崎市藤井町地先	中北	韮崎市
8	塩川	三村橋	北杜市明野町上手地先	中北	韮崎市・北杜市
9	塩川	甲子橋	北杜市須玉町下神取地先	中北	北杜市
10	釜無川	穴山橋	韮崎市円野町地先	中北	韮崎市
11	相川	相川一之橋	甲府市宝一丁目地先	中北	甲府市
12	相川	大橋	甲府市和田町地先	中北	甲府市
13	濁川	大田川橋	甲府市酒折一丁目地先	中北	甲府市
14	濁川	水門：玉緒左岸排水機	甲府市西高橋町地先	中北	甲府市
15	濁川	春日本通り線	甲府市相生二丁目地先	中北	甲府市
16	日川	蒲萄橋	甲州市勝沼町下岩崎地先	峡東	甲州市・山梨市・笛吹市
17	重川	赤尾堰堤	甲州市塩山赤尾地先	峡東	甲州市・山梨市
18	平等川	岩下橋	山梨市上岩下地先	峡東	山梨市
19	平等川	新恵比寿歩道橋	笛吹市石和町東油川地先	峡東	甲府市・笛吹市
20	平等川	梅之木橋	甲府市七沢町地先	峡東	甲府市・笛吹市
21	滝戸川	白山橋	甲府市下曽根町地先	中北	甲府市
22	滝戸川	滝川橋	甲府市中畑町地先	中北	甲府市
23	境川	蛇山橋	笛吹市境川町藤袋地先	峡東	笛吹市
24	坪川	五明大橋	南アルプス市荊沢地先	中北	南アルプス市
25	坪川	川上橋	南アルプス市川上地先	中北	南アルプス市
26	滝沢川	戸田橋	南アルプス市戸田千咲	中北	南アルプス市
27	滝沢川	南湖橋	南アルプス市西南湖地先	中北	南アルプス市
28	芦川	芝草橋	西八代郡市川三郷町上野地先	峡南	市川三郷町
29	芦川	新田橋	西八代郡市川三郷町市川大門地先	峡南	市川三郷町
30	鎌田川	今川橋下	中央市藤巻地先	中北	中央市
31	鎌田川	流川合流点	中央市乙黒地先	中北	中央市
32	鎌田川	鎌田川橋	中巨摩郡昭和町西条地先	中北	甲府市・中央市・昭和町
33	貢川	西河原橋	甲府市新田町地先	中北	甲府市・中央市・昭和町
34	貢川	貢川橋	甲斐市龍地地先	中北	甲斐市・甲府市・中央市・昭和町
35	戸川	上北橋	中巨摩郡富士川町鯨沢地先	峡南	富士川町
36	戸川	ひらの橋	中巨摩郡富士川町最勝寺地先	峡南	富士川町
37	桂川	桂川橋	上野原市鶴島地先	富士・東部	上野原市
38	桂川	強瀬橋	大月市賑岡町強瀬地先	富士・東部	上野原市・大月市
39	桂川	城南橋	都留市上谷地先	富士・東部	大月市・都留市
40	桂川	深山橋	富士吉田市下吉田富士見町地先	吉田	都留市・西桂町・富士吉田市・忍野村・山中湖村
41	宮川	宮川橋	富士吉田市下吉田新町地先	吉田	富士吉田市
42	新名庄川	鶴ヶ池橋	南都留郡忍野村忍草地先	吉田	忍野村
43	湯川	-	甲府市湯村地先	中北	甲府市
44	間門川	-	甲府市下曽根町地先	中北	甲府市
45	甲川	-	北杜市高根町上黒沢地先	峡北	北杜市
46	道志川	-	南都留郡道志村中神地地先	吉田	道志村
47	大道川	-	南巨摩郡身延町三澤地先	峡南	身延町
48	神明川	-	中央市中楯地先	中北	中央市
49	十郎川	十郎橋	甲府市国玉町地先	中北	甲府市
50	戸栗川	新戸栗川橋	南巨摩郡南部町南部地先	身延	南部町
51	福士川	上福士川橋	南巨摩郡南部町福士地先	身延	南部町
52	多摩川	高尾橋	北都留郡丹波山村地先	富士・東部	丹波山村
53	小菅川	田元橋	北都留郡小菅村地先	富士・東部	小菅村
53	藤川	琴平橋	甲府市城東1丁目地先	中北	甲府市

附表第21表

ダ ム 調 査 表

管 理 者	水 系 名	河川名	ダム名	形状・寸法				貯砂量	流域 面積	事業 主体	竣工年	所 在 地	施工者
				形式	堤高	堤長	堤体積						
山 梨 県	富 士 川	笛吹川	広瀬	ロック フィル	m 75.0	m 255.0	m ³ 1,400,000	千m ³ 2,950	km ² 76.64	山梨県	昭50	山梨市三富 上釜口	間組
		琴 川	琴 川	重力	64.0	262.0	207,000	400	10.0	〃	平20	山梨市牧丘町 北原	清水・大林・天野 共同企業体
		早 川	西 山	重力	40.6	112.3	40,200	1,640	189.4	〃	昭32	南巨摩郡早川町 奈良田	鹿島建設
		荒 川	荒 川	ロック フィル	88.0	320.0	3,010,000	2,200	72.4	〃	昭61	甲府市川窪町 甲府市高町	鹿島・間 共同企業体
		大門川	大 門	重力	65.5	180.0	180,000	1,250	51.7	〃	昭63	北杜市高根町 清里 〃 須玉町 上津金	西松・飛鳥・国際 共同企業体
		塩 川	塩 川	本体重力 左岸遮水 工 コア型 フィル	79.0 48.9	225.0 399.0	388,000 957,000	2,600	85.3	〃	平10	北杜市須玉町 比志	大成・戸田・長田共同 企業体 間組・三井建設・富士島 建設共同企業体
	相模川	葛野川	深 城	重力	87.0	164.0	211,000	1,300	41.2	〃	平17	大月市七保町 瀬戸	西松・鹿島・早野 共同企業体
日 本 軽 金 属	富 士 川	佐野川	柿 元	重力	46.1	197.0	92,559	-	33.6	日軽金	昭27	南巨摩郡南部町 下佐野	五洋建設 (酒井建設工業(株)) 飛鳥建設 (飛鳥組)
		雨畑川	雨 畑	アーチ	80.5	147.58	72,000	6,000.0	99.7	〃	昭42	〃 早川町 雨畑	鹿島建設

広瀬ダム操作規則（案）

第 1 章 総 則

（通 則）

第 1 条 広瀬ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

（ダムの用途）

第 2 条 広瀬ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水及び水道用水の供給並びに発電をその用途とする。

第 2 章 貯水池の水位等

（洪 水）

第 3 条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒 80 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水期間及び非洪水期間）

第 4 条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期間 6 月 15 日から 10 月 15 日までの期間
- 二 非洪水期間 10 月 16 日から翌年 6 月 14 日までの期間

（水 位）

第 5 条 貯水池の水位は、取水塔に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第 6 条 貯水池の常時満水位は、標高 1,054 メートルとし、第 20 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、非洪水時（流入量が毎秒 80 立方メートル未満であるときをいう。）に水位をこれより上昇させてはならない。

（サーチャージ水位）

第 7 条 貯水池のサーチャージ水位は、標高 1,056 メートルとし、第 18 条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第 20 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

（制限水位）

第 8 条 洪水期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める水位とし、第 18 条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第 20 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

- 一 6 月 15 日から 7 月 31 日までの期間 標高 1,048 メートル
- 二 8 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 標高 1,043 メートル
- 三 10 月 1 日から 10 月 15 日までの期間 標高 1,048 メートル

(確保水位)

第9条 6月30日から9月30日までの間におけるかんがい用水及び水道用水の供給のために確保すべき水位(以下「確保水位」という。)は、次の各号に掲げる日(以下この条において「基準日」という。)にあっては、それぞれ当該各号に定める水位、基準日以外の日において、当該日の直前の基準日の確保水位と直後の基準日の確保水位から等差的に算出される水位とし、第17条、第25-1条、第26条及び第27条の規定による放流により水位を低下させる場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

一 6月30日 標高 1,048メートル

二 8月1日 標高 1,043メートル

三 9月30日 標高 1,043メートル

(予備放流水位)

第10条 洪水期間における予備放流水位は、標高1,043メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第11条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期間にあっては標高1,043メートルから標高1,056メートルまでの容量6,150,000立方メートル、非洪水期間にあっては、標高1,054メートルから標高1,056メートルまでの容量1,100,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第11-1条 流水の正常な機能の維持は、第8条第1号及び第3号に掲げる期間にあっては、標高1,026メートルから標高1,048メートルまでの容量7,300,000立方メートルのうち最大1,300,000立方メートル、第8条第2号に掲げる期間にあっては、標高1,026メートルから標高1,043メートルまでの容量5,200,000立方メートルのうち最大530,000立方メートル、非洪水期にあっては、標高1,026メートルから標高1,054メートルまでの容量10,250,000立方メートルのうち最大3,750,000立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがい用水の供給のための利用)

第12条 かんがい用水の供給は、第8条第1号及び第3号に掲げる期間にあっては、標高1,026メートルから標高1,048メートルまでの容量7,300,000立方メートルのうち最大4,800,000立方メートル、第8条第2号に掲げる期間にあっては、標高1,026メートルから標高1,043メートルまでの容量5,200,000立方メートルのうち最大3,530,000立方メートル、非洪水期間にあっては、標高1,026メートルから標高1,054メートルまでの容量10,250,000立方メートルのうち最大4,800,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第13条 水道用水の供給は、第8条第1号及び第3号に掲げる期間にあっては、標高1,026メートルから標高1,048メートルまでの容量7,300,000立方メートルのうち最大1,200,000立方メートル、第8条第2号に掲げる期間にあっては、標高1,026メートルから標高1,043メートルまでの容量5,200,000立方メートルのうち最大1,140,000立方メートル、非洪水期間にあっては、標高1,026メートルから標高1,054メートルまでの容量10,250,000立方メートルのうち最

大 1,700,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第 14 条 発電は、第 8 条第 1 号及び第 3 号に掲げる期間にあっては、標高 1,026 メートルから標高 1,048 メートルまでの容量最大 7,300,000 立方メートル、第 8 条第 2 号に掲げる期間にあっては、標高 1,026 メートルから標高 1,043 メートルまでの容量最大 5,200,000 立方メートル、非洪水期間にあっては、標高 1,026 メートルから標高 1,054 メートルまでの容量最大 10,250,000 立方メートルを利用して行うものとする。

ただし、発電が第 9 条に規定する確保水位以下の容量を利用する時は、第 25-1 条、第 26 条及び第 27 条に規定する放流による流水を使用する場合に限るものとし、流水の正常な機能の維、かんがい用水及び水道用水の供給のための利用に支障を与えないように行うものとする。

第 4 章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第 15 条 広瀬・琴川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは細則で定めるところにより、洪水警戒体制を執らなければならない。

2 所長は、第 20 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合、その他細則に定める場合には、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制における措置)

第 16 条 所長は前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次にかかげる措置を執らなければならない。

一 山梨県県土整備部治水課、国土交通省甲府河川国道事務所、企業局発電総合制御所その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置。

(予備放流)

第 17 条 所長は、洪水期間において洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流水位を越えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒 80 立方メートルを限度として放流を行うものとする。

(洪水調節)

第 18 条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める時は、これによらないことができる。

一 流入量が、毎秒 80 立方メートルから毎秒 560 立方メートルまでの間にあって増加し続けている時は、毎秒 $\{ (\text{流入量} - 80) \times 0.476 + 80 \}$ 立方メートルの水量を放流すること。

二 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめたときは、毎秒 $\{ (\text{前号の方法による操作中における最大流入量} - 80) \times 0.476 + 80 \}$ 立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなる時又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなる時まで放流すること。

三 前号の方法による操作の後、流入量が第 1 号の方法による操作中における最大放流量を越えた時以後は、前 2 号の規定する方法により放流すること。

四 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒 80 立方メートルを下るまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時以後は、流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時以後は、流入量が毎秒 $\{(\text{当該放流量} - 80) \times 1 / 0.476 + 80\}$ 立方メートルに等しくなる時まで、当該放流量に相当する水量の流水を放流すること。

五 流入量が前号に規定する毎秒 $\{(\text{当該放流量} - 80) \times 1 / 0.476 + 80\}$ 立方メートルを越えた時以後は、前 4 号に定める方法により放流すること。

六 流入量が毎秒 560立方メートルを越えた時以後は、流入量が毎秒 310立方メートルに等しくなる時まで、毎秒 310立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第19条 所長は、前条本文の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が制限水位を越えているときは、速やかに、水位を制限水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあっては、前条本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、毎秒 80 立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認める場合には、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第20条 所長は、気象、水象、その他の状況により必要があると認める場合には、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第21条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第22条 所長は、気象、水象、その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第23条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別な定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流することができる。

一 第8条第1号又は第2号に掲げる期間に移行するに際し、水位をそれぞれ当該制限水位に低下させるとき。

二 第32条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うために特に必要があるとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、特にやむをえない理由がある場合で細則に定めるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒 80立方メートルとする。

(放流の原則)

第24条 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるものとする。

(放流量)

第25条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあつては、当該規定に定める量、その他の場合にあつては流入量に相当する量からそれぞれ発電所の使用水量（毎秒 7.5立方メートル以内）を控除した量を越えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第25-1条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、ダム直下において毎秒 0.100立方メートルの水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(かんがい用水等の供給のための放流)

第26条 所長は、かんがい用水の供給のため必要があると認める場合には、かんがい用水及び水道用水取水口（以下「取水口」という。）において別表第1に掲げる水量を確保できるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。ただし、かんがい用水の供給のための放流は、河川法第23条の規定に基づく水利使用許可の範囲内とするものとする。

(水道用水の供給のための放流)

第27条 所長は、水道用水の供給のために必要があると認める場合には、取水口において毎秒0.327立方メートルの水量を確保できるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。ただし、水道用水の供給のための放流は、河川法第23条の規定に基づく水利使用許可の範囲内とするものとする。

(放流量等の決定)

第28条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合には、発電所の使用水量を確認して放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

2 所長は、前項の決定をしようとする場合において、当該ダムからの放流が第23条第1号若しくは第2号、第25-1条、第26条又は第27条の規定による放流であるときは、あらかじめ企業局発電総合制御所に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第29条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第30条 ダムからの放流を行う場合のゲート等の操作については、細則に定める。

第6章 流水の貯留の制限

(流水の貯留の制限)

第31条 所長は、藤木、差出、近津の各地点の流量が別表2に掲げる量を割る場合においては、ダムに流入する流水を貯留してはならない。

第7章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第32条 所長は、細則に定める基準により、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態

に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第33条 所長は、細則に定める基準により、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第34条 所長は、ゲート等を操作し、第32条の規定による計測、点検及び整備を行い、または前条の規定による観測を行ったときは、細則に定める事項を記録しておかななければならない。

第8章 雑則

(雑則)

第35条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続その他の細則は、山梨県知事が定める。

附則

この規則は、平成17年 3月15日から適用する。

(別表第1)

期 間	最大用水量(m ³ /s)
1月1日～ 3月31日	1.61
4月1日～ 6月30日	2.26
7月1日～ 8月31日	3.55
9月1日～10月31日	2.58
11月1日～12月31日	1.61
総用水量	31,000,000m ³

(別表第2)

藤木地点既得確保流量

期 間	用水量(m ³ /s)
1月 1日～ 6月20日	1.85
6月21日～ 6月25日	2.08
6月26日～ 6月30日	2.63
7月 1日～ 7月 5日	2.39
7月 6日～ 8月 5日	2.44
8月 6日～ 8月31日	2.59
9月 1日～ 9月10日	2.29
9月11日～ 9月15日	1.95
9月16日～12月31日	1.85

(別表第2)

差出地点既得確保流量

期 間	用水量(m ³ /s)
1月 1日～ 6月20日	1. 21
6月21日～ 6月25日	0. 698
6月26日～ 6月30日	1. 782
7月 1日～ 7月 5日	1. 302
7月 6日～ 7月10日	1. 594
7月11日～ 7月15日	1. 536
7月16日～ 7月20日	1. 594
7月21日～ 7月25日	1. 352
7月26日～ 7月31日	1. 52
8月 1日～ 8月 5日	1. 34
8月 6日～ 8月10日	1. 186
8月11日～ 8月15日	0. 540
8月16日～ 8月20日	1. 644
8月21日～ 8月25日	1. 558
8月26日～ 8月31日	1. 627
9月 1日～ 9月 5日	1. 238
9月 6日～ 9月10日	1. 498
9月11日～ 9月15日	0. 888
9月16日～12月31日	1. 210

(別表第2)

近津地点既得確保流量

期 間	用水量(m ³ /s)
1月 1日～ 6月25日	2.82
6月26日～ 6月30日	2.42
7月 1日～ 7月 5日	3.596
7月 6日～ 7月10日	3.054
7月11日～ 7月15日	3.148
7月16日～ 7月20日	3.23
7月21日～ 7月25日	2.702
7月26日～ 7月31日	3.113
8月 1日～ 8月 5日	2.678
8月 6日～ 8月10日	2.068
8月11日～ 8月15日	0.846
8月16日～ 8月20日	3.524
8月21日～ 8月25日	3.304
8月26日～ 8月31日	3.485
9月 1日～ 9月 5日	3.008
9月 6日～ 9月10日	3.172
9月11日～ 9月15日	2.396
9月16日～ 9月25日	2.82
9月26日～12月31日	2.608

広瀬ダム操作細則（案）

（通則）

第1条 広瀬ダムの操作については、広瀬ダム操作規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

（流入量）

第2条 規則第3条に規定する流入量は、ダム貯水池水位の上昇または低下の割合から次式により算出するものとする。

$$Q = (V_1 + V_2) / T$$

Q：流入量（単位：毎秒立方メートル）

V₁：単位時間に増減した貯留量（単位：立方メートル）

V₂：単位時間に放流を行った総放流量（単位：立方メートル）

T：単位時間（単位：秒）

（洪水警戒体制）

第3条 規則第15条に規定する細則で定める場合とは、次の各号の一に該当し、所長が必要と認めたときとする。

- 一 広瀬ダムの流域内のいずれかの雨量観測所において降り始めからの雨量が40ミリメートルに達したとき。
- 二 甲府地方気象台から当該ダム流域について降雨に関する注意報または警報が発表されたとき。
- 三 台風の中心が東経133°～141°の間でかつ北緯30°以北にありゲート放流が予想されるとき。
- 四 その他洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、規則第15条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

（関係機関）

第4条 規則第16条第1号に規定するその他の関係機関（以下「関係機関」という。）は、別表第1に掲げる関係機関とする。

（洪水警戒体制の解除）

第5条 規則第21条に規定する洪水警戒体制を解除する場合とは流入量が毎秒80立方メートル以下に減少し、気象、水象、その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合とする。

2 洪水警戒体制を解除したときは、規則第16条第1号に掲げる関係機関に連絡するものとする。

（貯留された流水の放流を行うことができる場合）

第6条 規則第23条第1項第3号に規定する場合は、次の各号の一に該当するときとする。

- 一 ダム本体及び貯水池等について、調査又は補修のため必要があるとき。
- 二 その他特に必要があるとき。

（放流の原則）

第7条 規則第24条に規定するダムからの放流の方法は、次に定めるところによらなければならない。

区 分	ゲートまたはバルブの 操作最小時間間隔	1回の操作による 増加最大放流量
放流を開始してから放流量が 15.00 m ³ / Sに達するまで	5 分	8.00 m ³ / S
放流量が 15.00 m ³ / Sをこえ 80.00 m ³ / Sに達するまで	10 分	15.00 m ³ / S
放流量が 80.00 m ³ / Sをこえ てから	10 分	30.00 m ³ / S

2 所長は、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認める場合には、前項によらないことができる。

(部長の承認事項)

第8条 所長は、規則第18条ただし書きにより放流を行うときは、ゲートの操作について、あらかじめ山梨県県土整備部長の承認を得なければならない。

(放流に関する通知等を行う場合)

第9条 所長は、次の各号の一に該当する場合は、規則第29条の規定により、放流に関する通知および一般に周知させるための措置をとらなければならない。

- 一 ダムの洪水吐ゲートから放流を開始するとき。
- 二 規則第18条の規定により放流を行い、下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるとき。
- 三 規則第17条の規定により放流を行い、下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるとき。
- 四 第7条第2項の規定によりやむを得ず放流し、下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第10条 規則第29条に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 規則第29条に規定する一般に対し周知させるための必要な措置は、ダム地点から笛吹橋地点までの必要と認められる区間について行うものとする。

(放流に関する通知等を行うとき)

第11条 所長は、第10条各号の一に規定する場合において放流に関する通知等を行うときは、次の各号に定めるときに実施しなければならない。

- 一 関係機関に対する通知は、第9条各号の一に該当する約1時間前。
- 二 各警報局（別表第2）による警報は、下流の各地点において、河川水位の急激な上昇が生ずると予想される約30分前。
- 三 警報車による警報は、第9条各号の一に該当する約30分前から。

(警報局による警報の方法)

第12条 所長は、次に定める方法により、警報局のサイレンを吹鳴させるものとする。またスピーカーによる放送はサイレン吹鳴に続いて行い、水位の上昇見込み等を一般に周知させるものとする。

50 秒	10 秒	50 秒	10 秒	50 秒	10 秒	50 秒
吹	休	吹	休	吹	休	吹

3分 50 秒

(警報車による警報の方法)

第 13 条 所長は、次に定める方法により警報車による警報を行わなければならない。

- 一 警報車に設置したスピーカーにより河川の水位の上昇の見込みを一般に周知させるものとする。
- 二 前号のほか警報車に設置したサイレンを必要に応じて吹鳴するものとする。

(ゲート及びバルブの名称)

第 14 条 ゲート及びバルブの名称は、次の各号の一に定めるところによるものとする。

- 一 敷高標高 1,040.40 メートルに設置したローラーゲートを洪水吐ゲートといい左岸側にあるものを洪水吐 1 号ゲート、右岸側にあるものを洪水吐 2 号ゲートという。
- 二 取水設備の取水塔にあるものを選択取水ゲート（全 5 段扉）といい、取水塔基礎部にあるものを制水ゲートという。
- 三 低水放流ゲート室において低水放流管の下流側にある直径 800 ミリメートルのホロージェットバルブを低水放流主バルブ、上流側にある直径 900 ミリメートルのスルースバルブを低水放流予備バルブといい、総称して低水放流バルブという。

(洪水吐ゲートの操作)

第 15 条 洪水吐ゲートは、規則第 17 条、第 18 条、第 20 条、第 23 条、第 32 条に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- 2 洪水吐ゲートを操作する場合は、1 号ゲート、2 号ゲートの順で操作するものとする。

(選択取水設備の操作)

第 16 条 選択取水ゲートは、一定の越流水深を保つように操作するものとする。ただし、水象等の状況により必要と認める場合においては、その限りではない。

(制水ゲートの操作)

第 17 条 制水ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第 32 条の規定により、制水ゲート、低水放流管及び低水放流バルブの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(低水放流管主バルブの操作)

第 18 条 低水放流管主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、必要な開度で操作するものとする。

- 一 規則第 32 条の規定により低水放流管主バルブまたは低水放流管の点検または整備を行う必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(低水放流管予備バルブの操作)

第 19 条 低水放流管予備バルブは、次の各号に掲げる場合を除き常に全開しておくものとする。

- 一 規則第 32 条の規定により低水放流管主バルブまたは低水放流管の点検または整備を行う必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(小放流主バルブの操作)

第 19-1 条 小放流主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、必要な開度で操作するものとする。

- 一 規則第 32 条の規定により小放流主バルブ及び小放流管の点検または整備を行う必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(小放流予備バルブの操作)

第 19-2 条 小放流予備バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第 32 条の規定により小放流主バルブ及び小放流管の点検または整備を行う必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(計測・点検及び整備)

第 20 条 規則第 32 条に規定する計測は、別表第 3 に掲げる事項について行うものとする。

2 規則第 32 条に規定する点検及び整備は、次に掲げる施設について行うものとする。

- 一 ダム本体及び貯水池。
 - 二 ゲート等。
 - 三 ゲート等を操作するために必要な機械および器具。
 - 四 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備。
 - 五 監視及び湖内作業のために必要な船舶。
 - 六 警報のために必要な車両。
 - 七 前各号に掲げるものの操作のために必要な資材。
- 3 地震発生後の臨時点検は、国土交通省関東地方整備局「地震発生後のダム臨時点検実施要領」に従うものとする。

(観測)

第 21 条 規則第 33 条に規定する観測は、別表第 4 に掲げる事項について行うものとする。

(記録)

第 22 条 規則第 34 条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 ゲート等の操作。
- 二 第 20 条の規定による計測・点検および整備結果。
- 三 第 21 条の規定による観測結果。
- 四 ダム及びダムの関連施設、貯水池および貯水池上下流の被害状況ならびに河床の変動の状況。
- 五 放流に伴う警報及び連絡に関すること。

六 その他、特記すべきこと。

(報告事項)

第 23 条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、すみやかにその状況を知事に報告しなければならない。

- 一 規則第 15 条の規定により洪水警戒体制をとったとき及び規則第 21 条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- 二 規則第 18 条の規定により洪水調節を行ったとき。
- 三 ダム本体・附属施設・貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたとき。
- 四 地震時に臨時点検を行ったとき。
- 五 水位が標高 1,026 メートル以下に低下したとき。
- 六 ダム管理月報及びダム管理年報。
- 七 堆砂状況の調査を行ったとき。
- 八 その他、必要な事項。

(ダム管理年報の作成)

第 24 条 所長は、別に定めるところにより、ダム管理年報を作成しなければならない。

(雑則)

第 25 条 規則およびこの細則に定めるもののほか、この細則の実施のため必要な手続きその他の要領は、所長が定める。

2 前項について定め、または変更したときは、知事に報告するものとする。

附則

この細則は、平成 17 年 3 月 15 日から適用する。

(別表第1) 第4条、第10条関係

関係機関

機 関 名	所 在 地	連絡方法
甲州市役所	甲州市塩山上於曽1085-1	0553-32-2111
山梨市役所	山梨市小原西843	0553-22-1111
東山梨消防本部	甲州市塩山西広門田385	0553-32-0119
笛吹市消防本部	笛吹市石和町下平井204	055-261-0119
日下部警察署	山梨市北261	0553-22-0110
笛吹警察署	笛吹市石和町市部555	055-262-0110
笛吹川沿岸土地改良区	山梨市小原西993	0553-22-2469
峡東建設事務所	甲州市塩山上塩後1239-1	0553-20-2712
笛吹市役所	笛吹市石和町市部777	055-262-4111
峡東農務事務所	甲州市塩山上塩後1239-1	0553-22-2708
県土整備部治水課	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1703
企業局発電総合制御所	甲斐市竜王新町大原2277-3	055-278-1203
笛吹川水系発電管理事務所	甲州市塩山藤木2043	0553-32-2334
国土交通省甲府河川国道事務所	甲府市緑ヶ丘1-10-1	055-252-8888
国土交通省笛吹川出張所	笛吹市石和町唐柏720-3	055-262-2821
甲府地方气象台	甲府市飯田4-7-29	055-222-2347

(別表第2) 第11条関係

警報局

警報局名	所 在 地	連絡方法
広瀬ダム	山梨市三富上釜口字篠平1178-1	サイレン・スピーカ
雨沢	山梨市三富川浦字広瀬1816-60	〃
芹沢	山梨市三富川浦峠沢1823-1	〃
円川	山梨市三富川浦字円川1787-3	〃
天科	山梨市三富川浦字天科1331	〃
湯の平	山梨市三富上釜口字長畑95-2	〃
西の平	山梨市三富上釜口字西の平15-3	〃
川浦	山梨市三富李平31	〃
下釜口	山梨市三富下釜口字上門坂39-6	〃
上柚木	山梨市三富上柚木字堂地522	〃
塩原	山梨市三富上柚木字坪根石16-1	〃
藤木	甲州市塩山藤木字請所1252	〃
牧丘	山梨市牧丘町室伏刷毛の前130-1	〃
鍛冶屋橋	山梨市牧丘町窪平字替地	〃
恵林寺	甲州市塩山小屋敷字畑屋敷1767	〃
小屋敷	甲州市塩山三日市場字中川窪2521	〃
乙川戸	甲州市塩山三日市場字下川窪2409	〃
西川橋	山梨市北字下河原56	〃
小原	山梨市小原東字柳原1346-10	〃
差出	山梨市南字脇の原2056	〃
万力	山梨市万力字大川原1747-2	〃
桑戸橋	山梨市正徳寺字柳川6064-11	〃
大野	山梨市大野字天神原1494	〃
笛吹橋	笛吹市一宮町田中字押切	〃

別表第3(第20条関係)

計測事項及び基準

	項 目	計 測 基 準	備 考
ダ ム 本 体	漏 水 量	管理所において常時行う。	
	移 動 量	堤体において1回／3ヵ月	
	沈 下 量	堤体において1回／3ヵ月	
	地 震	管理所において地震時行う。	

別表第4(第21条関係)

観測事項及び基準

気 象		
観 測 項 目	観 測 基 準	備 考
天 気	管理所において毎日9時に行うほか、必要に応じて行う。	
気 圧	〃	
気 温	〃	
湿 度	〃	
風 向	〃	
風 速	〃	
降 水 量	雨量観測所において毎正時行うほか、必要に応じて行う。	
積 雪 量	ダム地点において、必要に応じて行う。	
水 象		
観測項目	観 測 基 準	備 考
水 位	毎正時行うほか、必要に応じて行う。	
流 入 量	〃	
放 流 量	〃	
取 水 量	〃	
水 温	毎日1回行う。	
堆 砂	毎年1回実施調査を行う他、洪水直後において必要 のある場合は、その都度同一地点において行う。	

琴川ダム操作規則

第 1 章 総 則

(通 則)

第 1 条 琴川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第 2 条 琴川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給及び発電をその用途とする。

第 2 章 貯水池の水位等

(洪 水)

第 3 条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒 17.0 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水 位)

第 4 条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第 5 条 貯水池の常時満水位は、標高 1,453.5 メートルとする。

(サーチャージ水位)

第 6 条 貯水池のサーチャージ水位は、標高 1,460.0 メートルとする。

第 3 章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第 7 条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高 1,453.5 メートルから標高 1,460.0 メートルまでの容量 1,550,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第 8 条 流水の正常な機能の維持は、標高 1,428.5 メートルから標高 1,453.5 メートルまでの容量 3,200,000 立方メートルのうち最大 2,450,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第 9 条 水道用水の供給は、標高 1,428.5 メートルから標高 1,453.5 メートルまでの容量 3,200,000 立方メートルのうち最大 750,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第 10 条 発電は、標高 1428.5 メートルから標高 1453.5 メートルまでの容量 3,200,000 立方メートルのうち最大 3,200,000 立方メートルを利用して行うものとする。

ただし、発電は第 7 条から第 9 条までの規定による利用に支障を与えないよう行うものとする。

第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第11条 広瀬・琴川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

（洪水警戒体制時における措置）

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 山梨県県土整備部治水課、国土交通省甲府河川国道事務所、その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

（洪水調節等）

第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きから自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第14条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第15条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

（貯留された流水を放流することができる場合）

第16条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流することができる。

- 一 第25条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則に定めるとき。
- 2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒4.40立方メートルとする。

（放流の原則）

第17条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

（流水の正常な機能の維持のための放流）

第18条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表1に掲げる各地点においてそれぞれ同表に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

（水道用水の供給のための放流）

第19条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、柚口地点において毎秒最大0.232立方メートルの水量を取水可能ならしめるよう、ダムから必要な流水の放流を行

わなければならない。

ただし、水道用水の供給のための放流は、河川法第 23 条の規定に基づく水利使用の許可の範囲内とするものとする。

（発電所の使用水）

第 20 条 所長は、琴川第三発電所（山梨県企業局）の使用水は、次の各号の一に掲げる範囲において、これにあてる。

- 一 最大使用水量は毎秒 0.8 立方メートルとする。
- 二 前号を上限として、細則に定めるダム流入量と合わせて第 16 条第 1 項、第 18 条及び第 19 条の規定により放流する放流水を利用して発電を行う。

（放流量の決定）

第 21 条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、流入量と利水基準点の確保水量を確認して放流の時期及びダムからの放流量を決定しなければならない。

- 2 所長は、前項の決定をしようとする場合においては、ダムからの放流が第 16 条第 1 項の各号、第 18 条及び第 19 条の規定による放流であるときは、あらかじめ発電事業者（山梨県企業局）に連絡するものとする。

（放流に関する通知等）

第 22 条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

（ゲート等の操作）

第 23 条 放流管から放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第 6 章 流水の貯留の制限

（流水の貯留の制限）

第 24 条 所長は、笛吹川本川において別表 2 及び別表 3 に掲げる流量を下回っている場合においては、ダムに流入する流水を貯留してはならない。

第 7 章 点検・整備等

（計測、点検及び整備）

第 25 条 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測・点検及び整備を行わなければならない。

- 2 所長は、前項の規定による計測・点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

（観測）

第 26 条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

- 2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(記 録)

第 27 条 所長は、ゲート等を操作し、第 25 条第 1 項の規定による計測、点検及び整備を行ったとき及び、前条第 1 項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第 8 章 雑 則

(細 則)

第 28 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、山梨県知事が定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 18 条関係)

地点名	期間	水量
ダム地点	4/1～6/30	0.122m ³ /s
	7/1～3/31	0.091m ³ /s
柚口地点	4/1～5/15	0.690m ³ /s
	5/16～7/20	0.983m ³ /s
	7/21～9/15	0.849m ³ /s
	9/16～3/31	0.543m ³ /s

別表 2 (第 24 条関係)

地点名	期間	水量 (m ³ /s)
差出地点	1/1～6/20	1.210
	6/21～6/25	0.698
	6/26～6/30	1.782
	7/1～7/5	1.302
	7/6～7/10	1.594
	7/11～7/15	1.536
	7/16～7/20	1.584
	7/21～7/25	1.352
	7/26～7/31	1.520
	8/1～8/5	1.340
	8/6～8/10	1.186
	8/11～8/15	0.540
	8/16～8/20	1.644
	8/21～8/25	1.558
	8/26～8/31	1.627
	9/1～9/5	1.238
	9/6～9/10	1.498
	9/11～9/15	0.888
	9/16～12/31	1.210

別表 3 (第 24 条関係)

地点名	期間	水量 (m ³ /s)
近津地点	1/1～6/25	2.820
	6/26～6/30	2.420
	7/1～7/5	3.596
	7/6～7/10	3.054
	7/11～7/15	3.148
	7/16～7/20	3.230
	7/21～7/25	2.702
	7/26～7/31	3.113
	8/1～8/5	2.678
	8/6～8/10	2.068
	8/11～8/15	0.846
	8/16～8/20	3.524
	8/21～8/25	3.304
	8/26～8/31	3.485
	9/1～9/5	3.008
	9/6～9/10	3.172
	9/11～9/15	2.396
	9/16～9/25	2.820
	9/26～12/31	2.608

琴川ダム操作細則

(通 則)

第1条 琴川ダムの操作については、琴川ダム操作規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(流 入 量)

第2条 規則第3条に規定する流入量は、規則第4条に規定する水位の上昇又は低下の時間的割合から次式により算出するものとする。

$$Q = (V_1 + V_2) / T$$

Q : 流 入 量 (単位：毎秒立方メートル)

V₁ : 単位時間に増減した貯留量 (単位：立方メートル)

V₂ : 単位時間に放流を行った総放流量 (単位：立方メートル)

T : 単位時間 (単位：秒)

(洪水警戒体制)

第3条 規則第11条に規定する洪水警戒体制は、次の各号の一に該当する場合とし、所長が必要と認めた時とする。

- 一 琴川ダム流域内（以下「流域内」という）の連続雨量が40ミリメートルに達したとき。
- 二 甲府地方気象台発表の峡東地域において降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予測されるとき。
- 三 台風の中心が東経133度から141度の範囲において、北緯30度に達したとき。

2 所長は、規則第11条の規定により、洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関)

第4条 規則第12条第1号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 規則第15条に規定する洪水警戒体制を解除する場合とは、流入量が毎秒17立方メートル以下に減少し、気象、水象、その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合とする。

2 洪水警戒体制を解除したときは、規則第12条第1号に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第6条 規則第16条第1項第2号に規定する場合とは、次の各号の一に該当するときとする。

- 一 ダム本体及び貯水池等について、調査又は補修のため必要があるとき。
- 二 その他特に必要があるとき。

(放流の原則)

第7条 規則第17条に規定するダムからの放流の方法は、次に定めるところによらなければならない。

放流直前におけるダムからの 放流量	10 分間における放流量 の増加割合
0.00～0.01 m ³ /s 未満	0.01 m ³ /s 以下
0.01～0.11 m ³ /s 未満	0.10 m ³ /s 以下
0.11～0.53 m ³ /s 未満	0.42 m ³ /s 以下
0.53～1.28 m ³ /s 未満	0.75 m ³ /s 以下
1.28～2.35 m ³ /s 未満	1.07 m ³ /s 以下
2.35～3.75 m ³ /s 未満	1.40 m ³ /s 以下
3.75～4.40 m ³ /s 未満	0.65 m ³ /s 以下

2 所長は、気象・水象、その他の状況により特に必要があると認める場合には、前項によらないことができる。

（放流に関する通知等を行う場合）

第8条 所長は、次の各号の一に該当する場合は、規則第22条の規定により、放流に関する通知及び一般に周知させるための措置をとらなければならない。

- 一 規則第13条の規定により、流入量が洪水量を超え、かつ、水位が常用洪水吐き敷き高を越える自然放流が予想されるとき。
- 二 規則第13条の規定により、自然放流により下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるとき。
- 三 水位がサーチャージ水位を越えると予想されるとき。
- 四 第7条第2項の規定によりやむを得ず放流し、下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるとき。

（放流に関する通知等を行う範囲）

第9条 規則第22条に規定する通知すべき関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

- 2 規則第22条に規定する一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点より第一警報局までの区間について行うものとする。

（放流に関する通知等を行うとき）

第10条 所長は、第8条各号の一に規定する場合において放流に関する通知等を行うときは、次の各号に定めるときに実施しなければならない。

- 一 関係機関に対する通知は、第8条各号の一に該当する約1時間前
- 二 第一警報局による警報は、下流の当該地点において、河川水位の急激な上昇が生ずると予想される約30分前

（警報局による警報の方法）

第11条 所長は、次に定める方法により、警報局のサイレンを吹鳴させるものとする。またスピーカによる放送はサイレン吹鳴に続いて行い、水位の上昇見込み等を一般に周知させるものとする。

吹 鳴	休 止	吹 鳴	
約1分	約10秒	約1分	（左記を3回繰り返し）

（ゲート及びバルブの名称）

第 12 条 名称は、次の各号のとおりとする。

- 一 取水塔内上流側上部にあるものを取水ゲートという。
- 二 取水塔内上流側下部にあるものを底部ゲートという。
- 三 利水放流用ゲートは、下流側にあるものから利水放流用主ゲート、及び利水放流用副ゲートという。
- 四 水位低下用ゲートは、下流側にあるものから水位低下用主ゲート、及び水位低下用副ゲートという。
- 五 放流管の呑口部にあるものを制水ゲートという。
- 六 利水放流ゲートの左岸側にあるものを発電用制水バルブという。

（取水ゲートの操作）

第 13 条 取水ゲートは、河川環境の保全に配慮し、操作するものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認められるときは、この限りではない。

（底部ゲートの操作）

第 14 条 底部ゲートは、全開または全閉で使用するものとし、次の各号の一に掲げる場合を除き全閉しておくものとする。

- 一 規則第 16 条の規定により放流する場合において、特に必要があるとき。
- 二 その他、必要があるとき。

（制水ゲートの操作）

第 15 条 制水ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き常に全閉しておくものとする。

- 一 規則第 16 条の各号の一、規則第 18 条及び規則第 19 条に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- 二 その他、必要があるとき。

（利水放流用主ゲート、及び水位低下用主ゲートの操作）

第 16 条 利水放流用主ゲート、及び水位低下用主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き常に全閉しておくものとする。

- 一 規則第 16 条の各号の一、規則第 18 条及び規則第 19 条に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- 二 その他、必要があるとき。

（利水放流用副ゲート及び水位低下用副ゲートの操作）

第 17 条 利水放流用副ゲート及び水位低下用副ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第 25 条第 1 号の規定により利水放流用主ゲート及び水位低下用主ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。
 - 二 その他、必要があるとき。
- 2 利水放流用副ゲート及び水位低下用副ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。

（発電用制水バルブの操作）

第 18 条 発電用制水バルブは、次の各号に掲げる場合を除き常に全閉しておくものとする。

- 一 規則第 20 条に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- 二 その他、必要があるとき。

（計測、点検及び整備）

第 19 条 規則第 25 条第 2 項に規定する計測は、別に定める調査測定基準により、点検及び整備は、別に定める点検整備基準により行うものとする。

- 2 所長は、ダム堤体底部に設置した地震計により観測された加速度が 25 ガルを超えたとき、又は甲府地方気象台により発表された山梨市三富川浦地点の気象庁震度階が 4 以上の地震が発生したときは別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。

（観 測）

第 20 条 規則第 26 条に規定する観測は、第 19 条に定める調査測定基準により行うものとする。

（記録）

第 21 条 規則第 27 条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 ゲートの操作
- 二 第 19 条の規定による計測・点検及び整備結果
- 三 第 20 条の規定による観測結果
- 四 ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池周辺の状況
- 五 放流に伴う警報及び連絡に関すること。
- 六 その他、特記すべきこと。

（報告事項）

第 22 条 所長は、次の各号の一に掲げる場合においては、すみやかにその状況を知事に報告しなければならない。

- 一 規則第 11 条の規定により洪水警戒体制を執ったとき及び規則第 15 条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- 二 規則第 13 条の規定により洪水調節を行ったとき。
- 三 ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池周辺に異常を認めたとき。
- 四 地震時に臨時点検を行ったとき。
- 五 水位が標高 1428.5 メートル以下に低下すると予想されるとき。
- 六 ダム管理月報及びダム管理年報
- 七 堆砂状況の調査を行ったとき。
- 八 その他、必要と認める事項

（ダム管理年報の作成）

第 23 条 所長は、別に定めるところによりダム管理年報を作成しなければならない。

（雑 則）

第 24 条 規則及びこの細則に定めるもののほか、規則及びこの細則の実施のため必要な手続きその他の要領は、所長が定める。

- 2 前項について定め、又は変更したときは、知事に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 4 条、第 5 条、第 9 条）

機 関 名	所 在 地	連絡方法
国土交通省 甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘一丁目10-1	055-252-8888
国土交通省 笛吹川出張所	笛吹市石和町唐柏720-3	055-262-2821
山梨県治水課	甲府市丸の内一丁目6-1	055-223-1703
峡東建設事務所	甲州市塩山上塩後1239-1	0553-20-2712
峡東農務事務所	甲州市塩山上塩後1239-1	0553-22-2708
甲州市役所	甲州市塩山上於曾1085-1	0553-32-2111
山梨市役所	山梨市小原西843	0553-22-1111
笛吹市役所	笛吹市石和町市部777	055-262-4111
日下部警察署	山梨市北261	0553-22-0110
笛吹警察署	笛吹市石和町市部555	055-262-0110
東山梨行政事務組合 東山梨消防本部	甲州市塩山西広門田385	0553-32-0119
笛吹市消防本部	笛吹市石和町下平井204	055-261-0119
峡東地域広域水道企業団	山梨市牧丘町杣口2135	0553-35-4391
企業局発電総合制御所	甲斐市竜王新町2277-3	055-278-1203
企業局笛吹川水系発電管理事務所	甲州市塩山藤木2043	0553-32-2334
甲府地方気象台	甲府市飯田四丁目7-29	055-222-2347

警報局一覧（第 9 条関係）

No.	警報所	所在地	警報の種類
1	琴川ダム管理所 （ダムサイト警報局）	山梨市牧丘町柳平地内	スピーカー・サイレン
2	第一警報局	山梨市牧丘町柳平地内	スピーカー・サイレン

西山ダム操作規程

			昭和 58 年 7 月 1 日
			山梨県企業局管理規程第 1 号
改正	平成 5 年 3 月 29 日	企管規程 8 号	
	平成 13 年 1 月 11 日	企管規程 2 号	
	平成 13 年 3 月 30 日	企管規程 7 号	
	平成 16 年 3 月 30 日	企管規程 6 号	
	平成 18 年 3 月 31 日	企管規程 9 号	
	平成 27 年 6 月 15 日	企管規程 9 号	
	令和 2 年 9 月 28 日	企管規程 7 号	

西山ダム操作規程を次のように定める。

西山ダム操作規程

目 次

第 1 章 総 則（第 1 条―第 9 条）

第 2 章 ダム等の管理の原則

第 1 節 流水の貯留及び放流の方法（第 10 条―第 14 条）

第 2 節 放流の際にとるべき措置等（第 15 条―第 20 条）

第 3 章 洪水における措置に関する特則（第 21 条―第 24 条）

附 則

第 1 章 総 則

（趣 旨）

第 1 条 西山ダム操作規程（以下「規程」という。）は、西山ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほかダム及び西山調整池（以下「調整池」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理主任技術者）

第 2 条 早川水系発電管理事務所に河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 50 条第 1 項に規定する管理主任技術者を一人置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実に行わねばならない。

（ダム及び調整池の諸元等）

第 3 条 ダム及び調整池の諸元その他これに準ずるダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

1 ダ ム

イ 高 さ

40.6m

- ロ 堤頂の標高 818.00m
- ハ 越流頂の標高 806.00m
- ニ 洪水吐ゲート
- (1) ゲートの規模及び数 高さ 10.30mで
幅 9.0mのもの 3門
- (2) ゲートの開閉の速さ 1分につき0.4m
- ホ 流芥路^{かひ}ゲート
- (1) ゲートの規模及び数 高さ 2.30mで幅2.00mのもの1門
- (2) ゲートの開閉の速さ 1分につき0.4m
- ヘ 維持放流設備
- (1) 設備の規模及び数 直径0.30m及び0.60mのもの一式
- △ト 設計洪水流量 1,720.0 m³/sec

2 調整池

- イ 直接集水地域の面積 172.0 km²
- ロ たん水区域の面積 0.050 km²
- ハ 最大背水距離 0.50 km
- ニ 設計洪水位 標高 817.50m
(水位計による表示 817.50m)
- ホ 常時満水位 標高 816.00m
(水位計による表示 816.00m)
- ヘ 予備放流水位 標高 808.30m
(水位計による表示 808.30m)
- ト 最低水位 806.00m
- チ 有効貯水容量 1,034,000 m³
- 3 最大使用水量 15.0 m³/sec
- 4 維持放流量 0.54 m³/sec

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において、「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が170.0 m³/sec以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として洪水警報又は大雨警報が発表され、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、これらの警報が解除され、又は切り替えられ、かつ洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(洪水処理時)

第6条 この規程において「洪水処理時」とは、洪水警戒時中洪水時が終わった時から洪水警戒時が解除されるまで、又は解除されることなく調整池への流入量が再び増加し、洪水時に至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第7条 この規程において「予備警戒時」とは、第5条の予報区を対象として洪水注意報又は大雨注意報が行われ、その他、洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から洪水警戒時に至るまで、又は洪水警戒時に至ることがなく、これらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他、洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第8条 調整池の水位（以下「貯水位」という。）は、西山調整池水位観測所の水位計の読みに基づいて、算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第9条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量との合算量を、当該一定の時間で除して算出するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時、及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を最新のダム貯水量曲線により求め、これを差引計算して算定するものとする。

第2章 ダム等の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第10条 調整池における流水の貯留は、常時満水位を超えてしてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第11条 ダムの洪水吐からの放流は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、ダムの流^か芥路からの放流は次の各号のいずれかに該当する場合、又は流^か芥処理に限り、それぞれすることができるものとする。

- 1 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- 2 前条の規定を守るため必要があるとき。
- 3 第22条第2号、第23条第1号及び第24条の規定により調整池から放流するとき。
- 4 ダムその他調整池内の施設又は工作物の点検、又は整備のため必要があるとき。
- 5 維持放流設備の機能が停止し、維持流量の放流が不可能となったとき。
- 6 その他やむを得ない必要があるとき。

(維持放流の方法)

第12条 維持放流量（0.54 m³/sec）は原則、ダム右岸に位置する維持放流設備より放流するものとする。維持放流設備の機能が不能となった場合は、ダムの流^か芥路ゲート又は洪水吐ゲートを操作し、放流量を確保するものとする。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第13条 調整池からの放流は、第23条第1号の規定によってする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように別図に定めるところによってしなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、調整池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート及び流芥路ゲートの操作方法等)

第 14 条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、左岸に最も近いものから、右岸に向かって順次「第 1 号ゲート」、「第 2 号ゲート」及び「第 3 号ゲート」という。

2 ダムから放流する場合は、原則として流芥路ゲートから放流を開始し、その後に洪水吐ゲートを操作するものとする。開かれた洪水吐ゲート及び流芥路ゲートを閉じるときは、原則として洪水吐ゲートが全閉となった後に流芥路ゲートを閉じるものとする。

3 ダムの洪水吐から放流する場合のゲートの操作順序は、第 3 号ゲート、第 2 号ゲート、第 1 号ゲートの順に開き、以降同様の順序で操作を繰り返すものとする。開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によるものとする。ただし、調整池や排砂路の管理上必要と認められる場合は、第 2 号ゲート、第 1 号ゲート、第 3 号ゲートの順又は第 1 号ゲート、第 3 号ゲート、第 2 号ゲートの順に開けるものとし、以降同様の順序で操作を繰り返すものとする。開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によるものとする。

4 前項の場合におけるゲートの 1 回の開閉の動きは、1.0m を超えてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、やむを得ないと認められるときは、この限りではない。

5 ゲートを開閉した後引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該ゲートが始動してから少なくとも 30 秒を経過した後でなければ他のゲートを始動させてはならない。

6 洪水吐ゲート及び流芥路ゲートは、第 11 条の規定により放流する場合、又はダムの洪水吐若しくは流芥路の点検、整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

第 2 節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第 15 条 法第 48 条の規定による通知は、ダムの洪水吐又は流芥路からの放流（当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において「ダム放流」という。）の開始の少なくとも 1 時間前に、別表第 1 (1) 欄に定めるところにより行うものとする。

2 前項の通知をするときは、関東地方整備局長（以下「局長」という。）に対しても、別表第 1 (2) 欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号、以下「令」という。）第 31 条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

3 西山発電所（以下「発電所」という。）の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前 2 項の規定の例により通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第 16 条 法第 48 条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から発電所地点までの早川の区間についてとるものとする。

2 令第 31 条の規定による警告は、別表第 2 に掲げる警報器により、次に掲げる時期に行うものとする。

(1) ダム地点に設置された警報器による警告にあたっては、ダム放流の開始約 15 分前に約 10 分間。

(2) ダム地点以外の地点に設置された警報器による警告にあたっては、ダム放流により当該地点

における早川の水位の上昇が開始されると認められる時の約 15 分前に約 10 分間

(3) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における早川の水位の上昇が開始されると認められる時の約 15 分前

3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前項の規定の例により警告しなければならない。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第 17 条 ダムの洪水吐ゲート又は流芥路^{かい}ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。また、維持放流について、放流経路を記録しておかなければならない。

- 1 操作の理由
- 2 開閉した洪水吐ゲート又は流芥路^{かい}ゲートの名称、その 1 回の開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度
- 3 洪水吐ゲート又は流芥路^{かい}ゲートの 1 回の開閉を始めた時、及びこれを終えた時における貯水位、流入量、ダムの洪水吐又は流芥路^{かい}からの放流に係る放流量及び使用水量
- 4 ダムの洪水吐又は流芥路^{かい}からの放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
- 5 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量
- 6 法第 48 条の規定による通知（第 15 条第 2 項の規定による通知を含む。）及び令第 31 条の規定による警告の実施状況

(観測及び測定等)

第 18 条 法第 45 条の規定による観測は、別表第 3 に定めるところにより行うものとする。

- 2 法第 45 条の規定により観測すべき事項のほか、別表第 4 に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。
- 3 前項のほか、次条後段の規定に該当するとき、その他、ダム又は調整池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、速やかに、別表第 4 に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。
- 4 法第 45 条及び前 2 項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。

(点検及び整備等)

第 19 条 ダム及び調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は大雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後速やかに、ダム及び調整池の点検（調整池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみでる、水の量と貯水位との関係の検討を含む。）を行い、ダム又は調整池に関する異状な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

(異状かつ重大な状態に関する報告)

第 20 条 ダム又は調整池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに局長に対し、別表第 1 (2) 欄の例により、その旨を報告しなければならない。

第3章 洪水における措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第21条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 1 洪水時において、ダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 2 ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備

並びに予備電源設備を含む）。法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するための警報器、夜間に外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電燈その他洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

- 3 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- 4 局長及び山梨県知事に対し、別表第1の例による、法第46条第1項の規定による通報をすること。
- 5 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- 6 その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(洪水警戒時における措置)

第22条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 1 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- 2 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、第13条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
 - イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を超えているときは、調整池から放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、予備放流水位を保つよう努めること。
 - ロ 洪水警戒時に至ったときにおける貯水位が、予備放流水位に等しいときは、予備放流水位を保つよう努めること。
 - ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下回っているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、予備放流水位を保つよう努めること。
- 3 その他、ダム及び調整池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第23条 洪水時においては、第21条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 1 洪水時に至った時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、洪水処理時に至るまでの間、これを継続すること。ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにすること。
- 2 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- 3 その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(洪水処理時における措置)

第 24 条 洪水処理時においては、第 22 条に規定する措置のほか、次に掲げる措置をとらなければならない。

- 1 洪水処理時に至った時においては、貯水位を予備放流水位に等しくなるよう努めること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 20 条、第 21 条第 4 号）

	通 知 の 相 手 方	
	名 称	担当機関の名称
(1)欄	山 梨 県 知 事	峡 南 建 設 事 務 所
	早 川 町 長	早 川 町 役 場
	山 梨 県 南 部 警 察 署 長	南 部 警 察 署
	東京電力リニューアブルパワー株式会社	甲 府 事 業 所
	日 本 軽 金 属 株 式 会 社	樽 坪 監 視 所
(2)欄	関 東 地 方 整 備 局 長	甲 府 河 川 国 道 事 務 所

別表第 2（第 16 条第 2 項）

警報器の名称	警報器の位置	警報器の構造又は能力
第 1 警報器	山梨県南巨摩郡早川町大字湯島地先（早川左岸）	レフレックスホーン型 定格入力 100W 周波数特性 250Hz ～5500Hz
第 2 警報器	大字湯島字味層道 1181 番（早川右岸）	
第 3 警報器	大字湯島字小梅原 1719－内 1 番（早川右岸）	
第 4 警報器	大字湯島字上河原 1780 の 6 番（早川右岸）	
第 5 警報器	大字湯島字小梅原 1719 の 2 の 1 番（早川右岸）	
第 6 警報器	大字湯島字道ヶ島地先（早川右岸）	
第 7 警報器	大字湯島字池の上 73 乙の 3 の内 22 番 （早川左岸）	
第 8 警報器	大字湯島字湯殿 73-乙 2 内 24 番（早川左岸）	
第 9 警報器	大字湯島字湯殿 73 乙の 2 の内 13 番（早川左岸）	
第 10 警報器	大字湯島字白沢 104 番（早川左岸）	
第 11 警報器	大字湯島字白沢 105 の 3 番（早川左岸）	レフレックスホーン型 定格入力 50W 周波数特性 250Hz～4500Hz
第 12 警報器	大字奈良田字嵐山 1084 番 1 （西山ダム）	

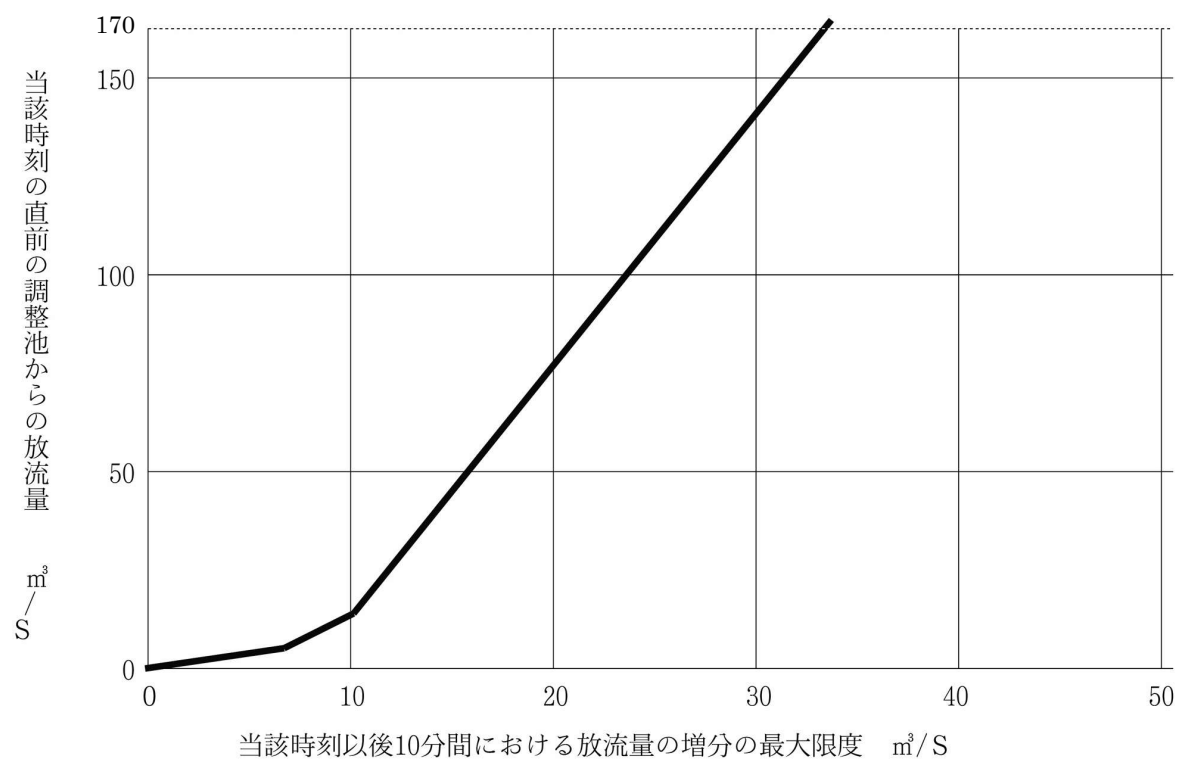
別表第3（第18条第1項）

観測すべき 事 項	観 測 施 設			観測の回数
	名 称	位 置	構 造 又 は 能 力	
貯水位及び 流 入 量	西山調整池水 位 観 測 所	山梨県南巨摩郡早川町大 字 奈 良 田 嵐 山 地 先 （ 西 山 ダ ム ）	自 記 水 位 計	毎日1回（洪水時、 洪水警戒時におい ては、30分毎に1 回）
降 水 量	西 山 雨 量 観 測 所	山梨県南巨摩郡早川町大 字 奈 良 田 字 嵐 山 地 先 （ 西 山 ダ ム ）	自 記 雨 量 計	毎日1回（洪水時、 洪水警戒時におい ては、60分毎に1 回）
積雪の深さ			積 雪 尺	適 時

別表第4（第18条第2項及び第3項）

観測又は測定をすべき事項			観測又は測定の回数	
気	象	ダム地点における天気、気温	毎	日
水	象	使用水量、調整池の表面付近の水温及び調整池内の結氷の状態	毎	日
ダ ム の 状 況		変形調査処理等	適	時
		漏水量及び漏水温	少なくとも毎月 2 回	
調整池内及びその末端附近の推砂の状況			少なくとも毎年度 1 回	

別図第2（第13条）



雨畑ダム操作規程

(令和 5 年 3 月 3 0 日 改正)

雨畑ダム操作規程を次のように定める。

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、堆砂対策工事期間中における雨畑ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほか、ダム及び雨畑貯水池（以下「貯水池」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第 2 条 日本軽金属株式会社蒲原製造所土木課塩之沢事務所に、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 50 条第 1 項に規定する管理主任技術者 1 人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダムおよび貯水池の諸元等)

第 3 条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダム

イ 高さ 80.50m

ロ 堤頂の標高 447.00m

ハ 越流頂の標高 436.40m

ニ 洪水吐ゲート

(イ) 個々のゲートの規模及び数

第 1 号 高さ 8.90m で幅 8.00m のもの 1 門

第 2 号 高さ 8.90m で幅 8.00m のもの 1 門

(うち子ゲート 高さ 1.4m で幅 7.0m のもの 1 門)

(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

第 1 号・第 2 号ゲート 1 分につき 0.30m

子ゲート 1 分につき 0.70m

ホ 放流管ゲート

(イ) 規模及び数 1.00m×1.00m のもの 2 門

(ロ) 開閉の速さ 1 分につき 0.20m

ヘ 設計洪水流量 984m³/s

(2) 貯水池

イ 直接集水地域の面積 99.7 km²

ロ 湛水区域の面積 0.586km²

ハ	最大背水距離	2.808km
ニ	設計洪水位	標高 446.340m
	(水位計による表示)	446.340m
ホ	堆砂対策工事期間中の制限水位	標高 443.000m
	(水位計による表示)	443.000m
ヘ	最低水位	標高 418.500m
ト	有効貯水容量 (令和4年11月)	1,203,000m ³
(3)	最大使用水量	12.0m ³ /s
	(洪水及び洪水時)	

第4条 この規程において「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、200m³/s 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として大雨警報又は大雨特別警報が発表され、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、これらの警報が解除され、又は切り替えられ、かつ洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(洪水処理時)

第6条 この規程において「洪水処理時」とは、洪水警戒時中洪水時が終わった時から洪水警戒時が解除されるまで、又は解除されることなく貯水池への流入量が再び増加し、洪水時に至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第7条 この規程において「予備警戒時」とは、第5条の予報区を対象として、大雨注意報が発表され、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第8条 貯水池の水位（以下「貯水位」という。）は、雨畑貯水池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第9条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分と当該一定の時間における貯水池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する貯水池の貯水量を別図第1により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

第 2 章 ダム等の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第10条 貯水池における流水の貯留は、第22条第1号の規定にする洪水時における措置を行う場合を除き工事期間中の制限水位をこえてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第11条 ダムの洪水吐からの放流は、次の各号の一に該当する場合に限り、ダムの放流管からの放流は第1号、第5号又は第6号に該当する場合に限り、それぞれすることができるものとする。

(1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。

(2) 前条の規定を守るため必要があるとき。

(3) 第20条第6号、第21条第2号、同条第3号、第22条及び第23条の規定により、貯水池から放流するとき。

(4) 堆砂対策（湖内の土砂除去の促進）に支障があるとき。

(5) ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。

(6) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第12条 貯水池からの放流は、第21条第2号、第22条第1号の規定によってする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように、別図第2に定めるところによってしなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、貯水池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート及び放流管ゲートの操作の方法等)

第13条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は左岸側を「第1号ゲート」右岸側を「第2号ゲート」、第2号ゲートのうち本体ゲートを「親ゲート」、上部ゲートを「子ゲート」という。

2 ダムの洪水吐から放流する場合においては、ゲートを次の順序によって開き、第2号親ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

第1号ゲート

第2号親ゲート

3 前項の場合における第1号、第2号親ゲートの一回の開閉の動きは、0.6mをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

4 1のゲートを開閉した後引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該1のゲートが始動してから少なくとも30秒を経過した後でなければ、当該他のゲートを始動させてはならない。

- 5 ゲート及びダム放流管ゲートは、第 11 条の規定により放流する場合又はダムの洪水吐若しくは放流管の点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第14条 法第48条の規定による通知は、ダムの洪水吐又は放流管からの放流(当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において「ダム放流」という。)の開始の少なくとも1時間前に別表第1(一)欄に定めるところにより行うものとする。

2 前項の通知をするときは、関東地方整備局長(以下「局長」という。)に対しても、別表第1(二)欄に定めるところにより、河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「令」という。)第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

3 角瀬発電所(以下「発電所」という。)の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するための必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第15条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から早川との合流地点までの雨畑川の区間についてとるものとする。

2 令第31条の規定による警告は、別表第2に掲げる拡声機及び警報車の拡声機により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。

(1) ダム地点に設置された拡声機のサイレン擬似音による警告にあつては、ダム放流の開始約15分前に約5分間。

(2) ダム地点以外の地点に設置された拡声機のサイレン擬似音による警告にあつては、ダム放流により当該地点における雨畑川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前に約5分間。

(3) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる地点について、ダム放流により、当該地点における雨畑川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前。

3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により警告しなければならない。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第16条 ダムの洪水吐ゲート又は放流管のゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項(その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項)を記録しておかなければならない。

(1) 操作の理由

(2) 開閉したゲートの名称、その1回の開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度。

(3) ゲートの1回の開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、ダムの洪水吐又は放流管からの放流に係わる放流量及び使用水量。

(4) ダムの洪水吐又は放流管からの放流に係る最大放流量が生じた時刻及び

その最大放流量。

(5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があったときは、その時刻及びその直後における使用水量。

(6) 法第 48 条の規定による通知（第 14 条第 2 項の規定による通知を含む。）及び令第 31 条の規定による警告の実施状況。

（観測及び測定等）

第 17 条 法第 45 条の規定による観測は、別表第 3 に定めるところにより行うものとする。

2 法第 45 条の規定により観測すべき事項のほか、別表第 4 に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

3 前項のほか、次条後段の規定に該当するとき、その他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、別表第 4 に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

4 法第 45 条及び前 2 項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかななければならない。

（点検及び整備等）

第 18 条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に、及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に洪水または暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び貯水池の点検（貯水池附近の土地の形状の変化の観測及びダムに係わる地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。）を行い、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

（異常かつ重大な状態に関する報告）

第 19 条 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、局長に対し、別表第 1（二）欄の例により、その旨を報告しなければならない。

第 3 章 洪水における措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第 20 条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することができる職員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第 45 条の観測施設、法第 46 条第 2 項の通報施設、令第 31 条の規定により警告するための拡声機及び警報車、夜間に、外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 局長及び山梨県知事に対し、別表第 1 の例による法第 46 条第 1 項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 27 条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) 水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。
- (7) ダム上流地区において浸水の恐れがある場合には、関係機関に対しその旨の通知をすること。
- (8) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(洪水警戒時における措置)

第 21 条 洪水警戒時においては、前条第 1 号から第 7 号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
 - (2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、第 12 条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
- イ 流入量が 30 m^3/s を超え、さらに流入量が増加することが予想される場合、スルーシングの実施を判断する。
- ロ スルーシングを実施する場合、発電取水を停止するものとする。
- ハ 貯水位を EL440.17m 以下とさせるため洪水吐きゲートからの放流量を流入量+30 m^3/s 以下とし、放流量は 200 m^3/s 未満とする。
- ニ 原則として貯水位を EL440.17m 以下とし、自然流下により洪水吐きゲートを全開にし、放流する。
- ホ 流入量が 200 m^3/s 以上の場合、第 22 条の操作に移行する。
- ヘ 流入量が 30 m^3/s 未満に低下し、スルーシングの効果が見込まれなくなったと判断した時、かつ堆砂対策（湖内の土砂除去の促進）に支障が無いと判断したときは、貯水池に流水を貯留する。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 前条第2号ニに掲げる措置となった場合はこれを継続すること。

ロ 前条第2号ニに掲げる措置とならなかった場合は流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(洪水処理時における措置)

第23条 洪水処理においては、第21条に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 洪水処理時に至った時において、前条第1号の規定に基づき、これを継続すること。

第4章 貯水池管理

(堆砂状況報告)

第24条 雨畑川の従前の機能の維持を確認するため、堆砂対策工事期間中に大きな出水があった場合、速やかに土砂堆積状況を調査し、その結果を甲府河川国道事務所長へ報告すること。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。

この堆砂対策工事期間中の雨畑ダム操作規程は、現在進めている雨畑ダム堆砂対策基本計画書に基づく対策工事の進捗状況から判断し、制限水位を確保する必要性がないと至った時点で関東地方整備局長の承認を経て、見直すことができるものとする。

別表第 1（第 14 条 19 条及び第 20 条第 4 号）

	通知の相手先		通知の方法	摘要
	名 称	担当機関の名称		
(一)	山 梨 県 知 事	峡南建設事務所身延支所 河川砂防管理課	N T T 電話	0556-62-9062
	身 延 町 長	総務課	同 上	0556-42-2111
	早 川 町 長	総務課	同 上	0556-45-2511
	南部警察署長	地域課	同 上	0556-64-0110
	同 上	本建駐在所	同 上	0556-45-2030
(二)	国土交通省 関東地方整備局長	甲府河川国道事務所 河川管理課	同 上	055-252-8888

別表第 2－1（第 15 条第 2 項）

拡声機の名称	拡 声 機 の 位 置	拡声機の構造又は能力	摘 要
No. 1 雨畑	山梨県南巨摩郡 早川町雨畑字ハゲタ山 440 番地（雨畑川 左岸）	ストレート 2 台	ダムサイト
No. 2 ニッケイ工業	〃 雨畑字胡桃草里 3655 番地（雨畑川 右岸）	レフレックス 2 台	
No. 3 戸屋下部	〃 宇立石 349 番地（雨畑川左岸）	ストレート 2 台	
No. 4 久田子入口	〃 宇尾伊勢 107 番地（雨畑川左岸）	ストレート 2 台	
No. 5 中ノ島	〃 宇蔵平 58-1 番地（雨畑川左岸）	ストレート 2 台	

No.6 大島	〃 宇蔵平 52-1 番地 (雨畑川左岸)	ストレート 2 台	
No.7 早川合流	〃 宇蔵平 1-1 番地 (雨畑川左岸)	ストレート 2 台	早川、雨畑川合流 点

別表第 2 - 2 (第 15 条第 3 項)

拡声機の名称	拡 声 機 の 位 置	拡声機の構造又は能力	摘 要
No.8 角瀬発電所	〃 高住字角瀬 686 番地 (早川右岸)	ストレート 2 台	角瀬発電所
No.9 千頭和	〃 千頭和 787 番地 (早川左岸)	ストレート 2 台	
No.10 初鹿島	〃 初鹿島 958 番地 (早川右岸)	ストレート 2 台	

別表第 3 (第 17 条第 1 項)

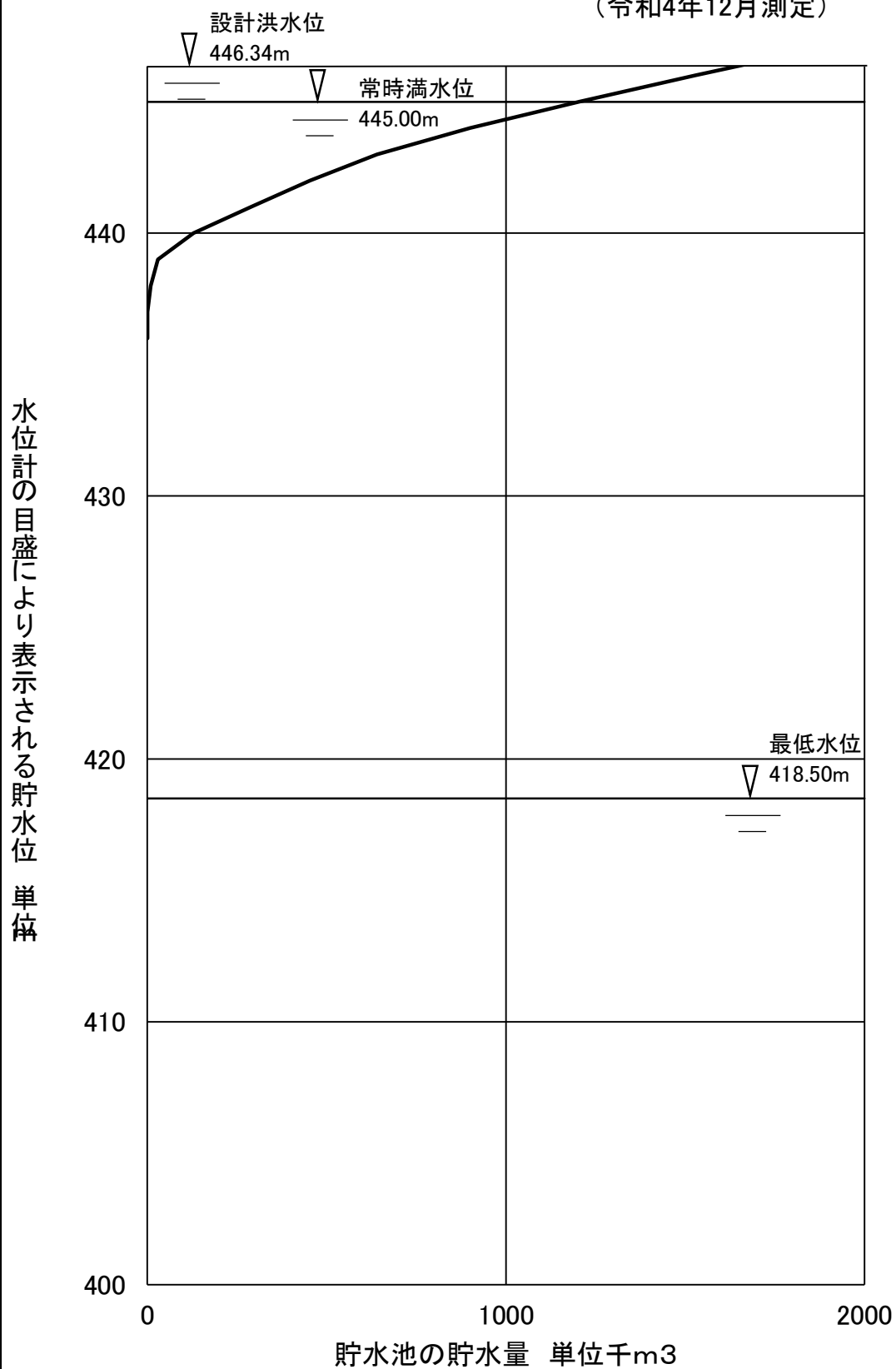
観測す べき 事 項	観 測 施 設			観測の回数	摘 要
	名 称	位 置	構造又は能力		
貯水位 および 流入量	雨畑ダム 監 視 所	山梨県南巨摩郡早川町雨畑 字ハゲタ山 440 番地	主機；水圧式 自記水位計 補機；フロート式 自記水位計	毎日 1 回 (洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時において、60 分ごとに 1 回)	流入量は、第 9 条の規定により流量は水位の観測の結果に基づきそれぞれ算定する。
降水量	室草里 雨量観測所	山梨県南巨摩郡早川町雨畑 字室草里 3255 番地	転倒ます型自記雨量計	毎日 1 回	
	雨畑ダム 監 視 所	山梨県南巨摩郡早川町雨畑 字ハゲタ山 440 番地	転倒ます型自記雨量計		
積雪の 深さ	雨畑ダム 監 視 所	同 上	スケール	降 雨 時 毎日 1 回	

別表第 4（第 17 条第 2 項及び第 3 項）

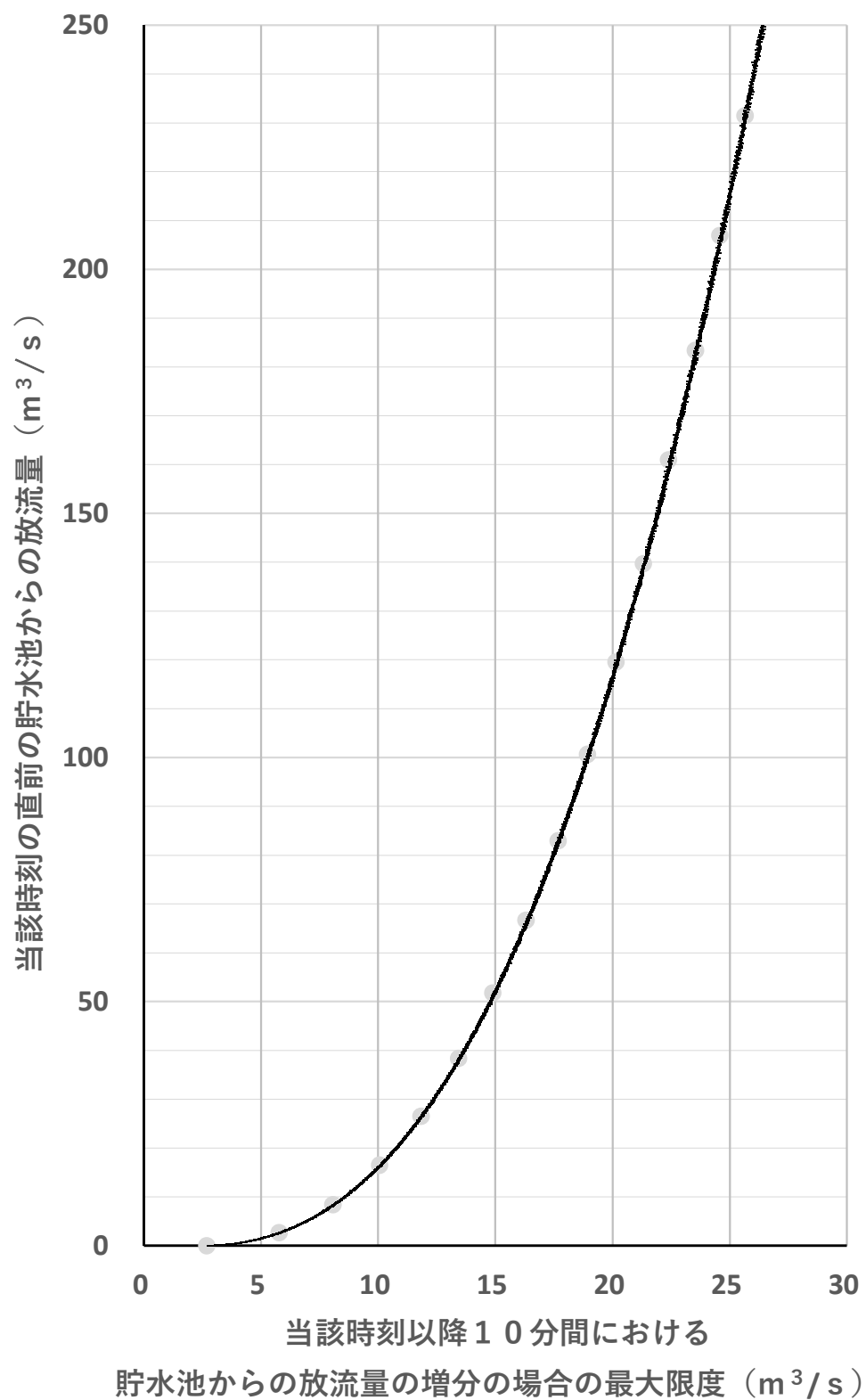
観測または測定をすべき事項		観 測 又 は 測定の数	摘 要
気 象	ダム地点における天気、気温、相対湿度	毎 日	
水 象	使用水量、貯水池の表面附近の水温および貯水池内の 結氷状態	毎 日	
ダムの状況	温度、変形	少なくとも 毎四半期 1 回	
	漏水量	少なくとも 毎月 2 回	
貯水池内及びその末端附近の堆砂の状況		少なくとも 毎年 1 回	

別図第1(第9条第2項)

(令和4年12月測定)



別図第2（第12条）



柿元ダム操作規程

(令和 3 年 9 月 1 日)

柿元ダム操作規程を次のように定める。

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、柿元ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほか、ダム及び柿元貯水池（以下「貯水池」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第 2 条 日本軽金属株式会社蒲原製造所土木課に、河川法(昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。)第 50 条第 1 項に規定する管理主任技術者 1 人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びに、この規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダムおよび貯水池の諸元等)

第 3 条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダム

イ 高さ 46.10m

ロ 堤頂の標高 334.50m

ハ 越流頂の標高 328.90m

ニ 洪水吐ゲート

(イ) 個々のゲートの規模及び数

高さ 3.10m で幅 6.50m のもの 5 門

(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

1 分につき 0.50m

ホ 設計洪水流量 363m³/s

(2) 貯水池

イ 直接集水地域の面積 33.6 km²

ロ 湛水区域の面積 0.423km²

ハ 最大背水距離 2.272km

ニ 設計洪水位 標高 332.600m

(水位計による表示) 332.600m

ホ 常時満水位 標高 332.000m

(水位計による表示) 332.000m

ヘ 予備放流水位 標高 331.700m

(水位計による表示) 331.700m

ト 最低水位	標高 305.000m
チ 有効貯水容量	7,185,000m ³
(3) 最大使用水量	4.70m ³ /s
(洪水および洪水時)	

第4条 この規程において、「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、100m³/s以上であることをいい「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として、暴風雨警報又は大雨警報が行われ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、これらの警報が解除され、又は切り替えられ、かつ洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(洪水処理時)

第6条 この規程において「洪水処理時」とは、洪水警戒時中洪水時が終わった時から洪水警戒時が解除されるまで、又は解除されることなく貯水池への流入量が再び増加し、洪水時に至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第7条 この規程において「予備警戒時」とは、第5条の予報区を対象として風雨注意報又は大雨注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第8条 貯水池の水位（以下「貯水位」という。）は、柿元貯水池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第9条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分と当該一定の時間における貯水池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する貯水池の貯水量を別図第1により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第10条 貯水池における流水の貯留は、第22条第1号の規定により貯水池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位をこえてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第11条 ダムの洪水吐からの放流は次の各号の一に該当する場合に限り、することができるものとする。

- (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- (2) 前条の規定を守るため必要があるとき。
- (3) 第21条第2号、第22条第1号及び第23条の規定により貯水池から放流するとき。
- (4) ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。
- (5) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第12条 貯水池からの放流は、第22条第1号の規定によってする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように別図第2に定めるところによってしなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは当該流入量の増加率の範囲内において、貯水池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート操作の方法)

第13条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、左岸に最も近いものから右岸に向かって順次「第1号ゲート」、「第2号ゲート」、「第3号ゲート」、「第4号ゲート」、及び「第5号ゲート」という。

- 2 ダムの洪水吐から放流する場合においては、ゲートを次の順序によって開き、第5号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

第4号ゲート

第3号ゲート

第2号ゲート

第1号ゲート

第5号ゲート

- 3 前項の場合におけるゲートの一回の開閉の動きは、1.0mをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。
- 4 1のゲートを開閉した後、引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該1のゲートが始動してから少なくとも20秒を経過した後でなければ当該他のゲートを始動させては

ならない。

- 5 ゲートは、第 11 条の規定により放流する場合又はダムの洪水吐の点検若しくは整備のため必要がある場合を除く他、開閉してはならない。

第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第14条 法第48条の規定による通知は、ダムの洪水吐からの放流（当該放流の中途における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において「ダム放流」という。）の開始の少なくとも1時間前に、別表第1（一）欄に定めるところにより行うものとする。

2 前項の通知をするときは、関東地方整備局長（以下「局長」という。）に対しても、別表第1（二）欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

3 佐野川発電所（以下「発電所」という。）の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するための必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第15条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から富士川との合流地点までの佐野川の区間についてとるものとする。

2 令第31条の規定による警告は、別表第2に掲げる拡声機及び警報車の拡声機により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。

(1) ダム地点に設置された拡声機のサイレン擬似音による警告にあつては、ダム放流の開始約15分前に約5分間。

(2) ダム地点以外の地点に設置された拡声機のサイレン擬似音による警告にあつては、ダム放流により当該地点における佐野川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前に約5分間。

(3) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる地点について、ダム放流により、当該地点における佐野川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前。

3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により警告しなければならない。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第16条 ダムの洪水吐ゲートを操作した場合には、次の各号に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。

(1) 操作の理由

(2) 開閉したゲートの名称、その1回の開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度。

(3) ゲートの1回の開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、ダムの洪水吐からの放流に係わる放流量及び使用水量。

(4) ダムの洪水吐からの放流に係わる最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量。

(5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があったときは、その時刻及びその直後における使用水量。

(6) 法第 48 条の規定による通知（第 14 条第 2 項の規定による通知を含む。）及び令第 31 条の規定による警告の実施状況。

（観測及び測定等）

第 17 条 法第 45 条の規定による観測は、別表第 3 に定めるところにより行うものとする。

2 法第 45 条の規定により観測すべき事項のほか、別表第 4 に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

3 前項のほか、次条後段の規定に該当するとき、その他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、別表第 4 に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

4 法第 45 条及び前 2 項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。

（点検及び整備等）

第 18 条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に、及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に洪水または暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び貯水池の点検（貯水池附近の土地の形状の変化の観測及びダムに係わる地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。）を行い、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

（異常かつ重大な状態に関する報告）

第 19 条 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、局長に対し、別表第 1（二）欄の例により、その旨を報告しなければならない。

第 3 章 洪水における措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第 20 条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することができる職員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第 45 条の観測施設、法第 46 条第 2 項の通報施設、令第 31 条の規定により警告するための拡声機及び警報車、夜間に、外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 局長及び山梨県知事に対し、別表第 1 の例による、法第 46 条第 1 項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 27 条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置
- (7) 水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること

(洪水警戒時における措置)

第 21 条 洪水警戒時においては、前条第 1 号から第 5 号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、第 12 条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
 - イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位をこえているときは、貯水池からの放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。
- (4) 水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること

(洪水時における措置)

第 22 条 洪水時においては、第 20 条第 3 号及び第 4 号並びに前条第 1 号に掲げ

る措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 洪水時に至った時から流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

ロ イに規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て、貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

ハ ロに規定する時間が経過した時から、流入量が洪水量を下まわるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ニ イからハまでの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで、貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、イからハまでの規定の例により貯水池から放流すること。

(2) 法第 49 条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(洪水処理時における措置)

第 23 条 洪水処理においては第 21 条に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 洪水処理時に至った時において前条第 1 号の規定に基づき、放流していた流量を継続し、すみやかに貯水位を予備放流水位に等しくなるように努めること。

(2) 洪水処理時に至った時において、貯水位が予備放流水位に等しい場合においては、流入量に相当する流量を放流すること。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 14 条、第 19 条及び第 20 条第 4 号）

	通知の相手方		通知の方法	摘要
	名 称	担当機関の名称		
(一)	山 梨 県 知 事	峡南建設事務所 身延管理課	NTT 電話	0556-62-9062
	南 部 町 長	総務課	同 上	0556-66-2111
	南部警察署長	地域課	同 上	0556-64-0110
	J R 身延工務区	土木	同 上	0556-62-1210
(二)	関東地方整備局長	甲府河川国道事務所 河川管理課	同 上	055-252-8888

別表第 2（第 15 条第 2 項）

拡声機の名称	拡 声 機 の 位 置	拡声機の構造又は能力	摘 要
第一号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字下佐野字柿元ダム	ストレート型 1 台	ダムサイト
第二号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字下佐野字柿元 (佐野川右岸)	同 上	
第三号拡声機	同 上	同 上	
第四号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字下佐野字西ノ平 (佐野川右岸)	同 上	
第五号拡声機	同 上	同 上	
第六号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字下佐野カレワキ (佐野川左岸)	同 上	
第七号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字下佐野カレワキ (佐野川左岸)	同 上	
第八号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字内船字松山 (佐野川右岸)	同 上	
第九号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字内船字松山 (佐野川右岸)	同 上	
第十号拡声機	同 上	同 上	
第十一号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字内船字松山 (佐野川右岸)	同 上	
第十二号拡声機	同 上	同 上	
第十三号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字井出大嶺 (佐野川左岸)	同 上	
第十四号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字井出大嶺 (佐野川右岸)	同 上	
第十五号拡声機	同 上	同 上	
第十六号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字井出字大嶺 (佐野川左岸)	同 上	佐野川 P/S
第十七号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字井出字大嶺 (佐野川左岸)	同 上	
第十八号拡声機	同上	同 上	

第十九号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字井出字大嶺 (佐野川右岸)	同 上	
第二十号拡声機	同上 (佐野川右岸)	同 上	
第二十一号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字井出字成亥草里 (佐野川右岸)		
第二十二号拡声機	同上		
第二十三号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字井出字白水 (佐野川左岸)		
第二十四号拡声機	同上		
第二十五号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字井出字白水 (佐野川左岸)	同 上	
第二十六号拡声機	同 上	同 上	
第二十七号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字井出字白水 (佐野川左岸)	同 上	
第二十八号拡声機	同 上	同 上	
第二十九号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字十島字大月 (佐野川左岸)	同 上	
第三十号拡声機	同 上	同 上	
第三十一号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字井出字打田 (佐野川右岸)	同 上	
第三十二号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字井出字田畑 (佐野川右岸)	同 上	
第三十三号拡声機	同 上	同 上	
第三十四号拡声機	山梨県南巨摩郡南部町大字井出字矢来場 (佐野川右岸)	同 上	富士川第一 P/S

別表第 3（第 17 条第 1 項）

観 測 すべき 事 項	観 測 施 設			観測の回数	摘 要
	名 称	位 置	構造又は能力		
貯水位 および 流入量	柿元ダム 監視所	山梨県南巨摩郡南部町下佐野	主機：フロート式 自記水位計 補機：水圧式 自記水位計	毎日 1 回（洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時には、60 分ごとに 1 回）	流入量は、第 9 条の規定により流量は水位の観測の結果に基づきそれぞれ算定する。
降水量	柿元ダム 監視所	山梨県南巨摩郡南部町下佐野	転倒ます型 自記雨量計		
積雪の 深 さ	柿元ダム 監視所	山梨県南巨摩郡南部町下佐野	スケール	降雪時 毎日 1 回	

別表第 4（第 17 条第 2 項及び第 3 項）

観測又は測定すべき事項		観 測 又 は 測定の数	摘 要
気 象	ダム地点における天気、気温、相対湿度	毎 日	
水 象	使用水量、貯水池の表面附近の水温及び貯水池内の結氷の状態	毎 日	
ダムの状況	揚圧力	少なくとも 毎四半期 1 回	
	温度	適 宜	
	漏水量	少なくとも 毎月 2 回	
貯水池内及びその末端付近の堆砂の状況		少なくとも 毎年 1 回	

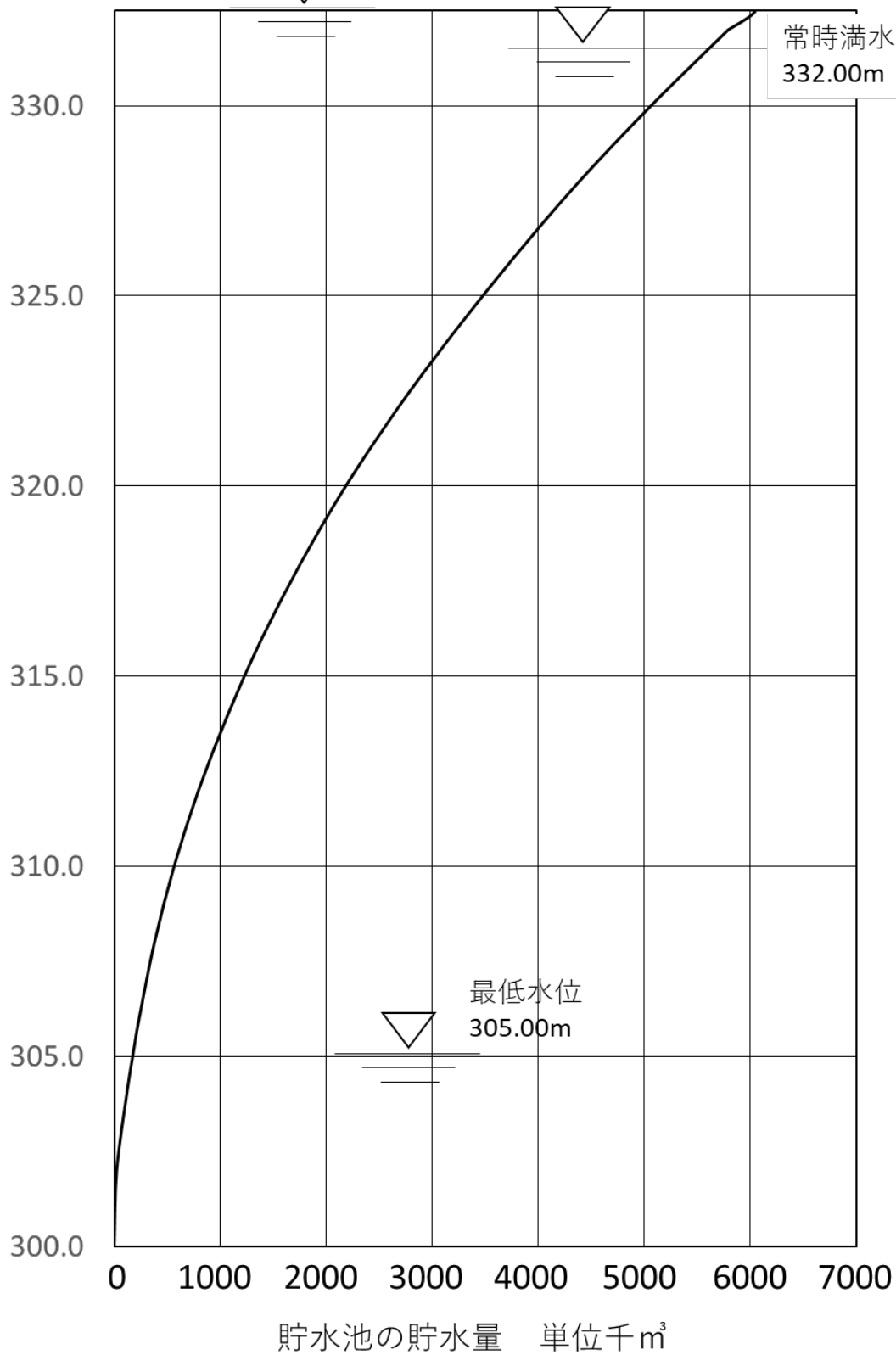
別図第1（第9条第2項）

設計洪水位（最高水位）
332.60m

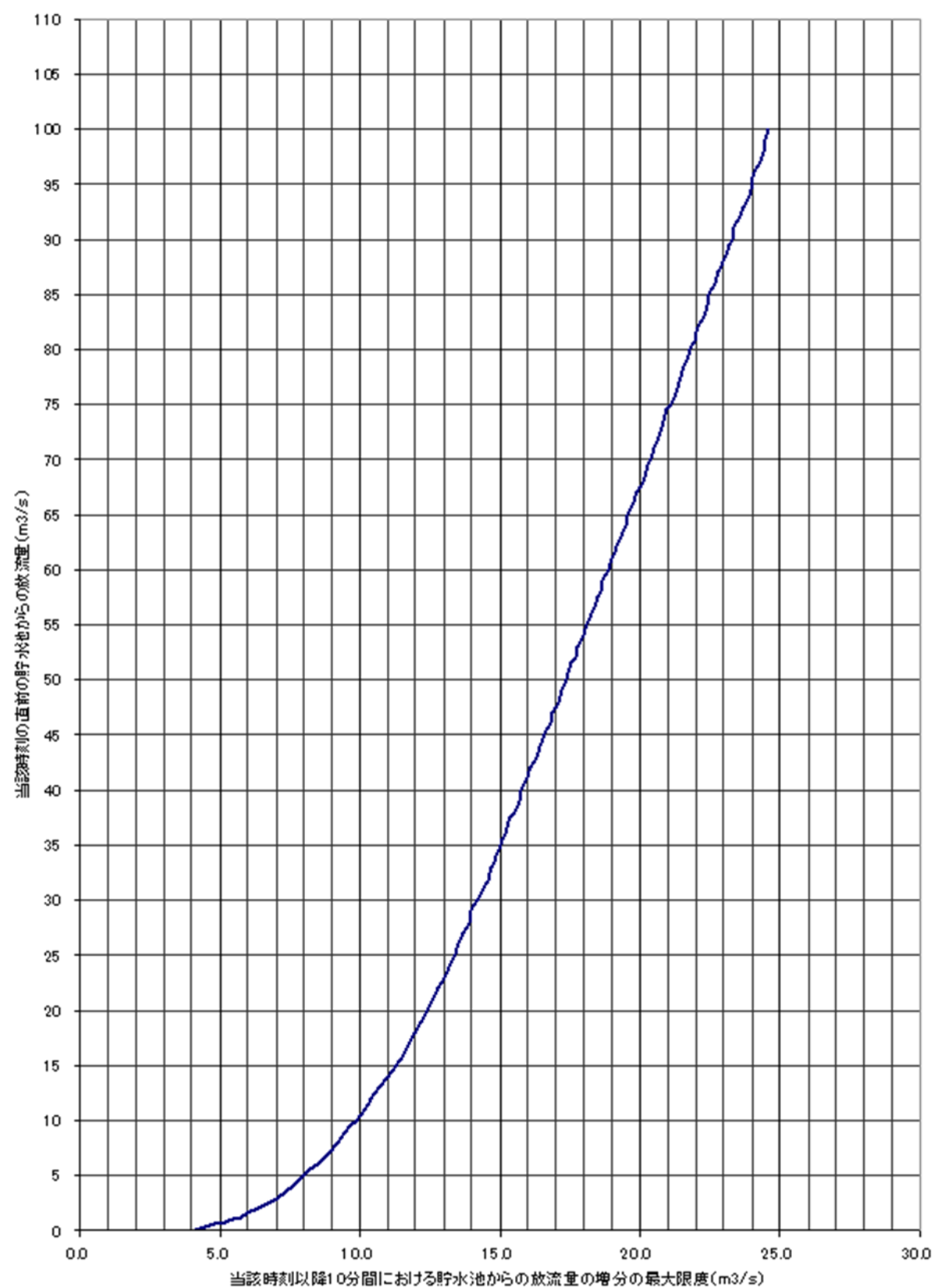
令和2年12月測定

水位計の目盛により表示される貯水位

単位
m



別 図 第 2 (第12条)



荒川ダム操作規則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 荒川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 荒川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに水道用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒100立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期間 7月1日から9月30日までの期間
- 二 非洪水期間 10月1日から翌年6月30日までの期間

(水 位)

第5条 貯水池の水位は、取水塔に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高793.6メートルとする。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高800.9メートルとする。

(制限水位)

第8条 洪水期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、第14条の規定による洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、標高783.7メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第9条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期間にあつては、標高783.7メートルから標高800.9メートルまでの容量5,300,000立方メートル、非洪水期間にあつては、標高793.6メートルから標高800.9メートルまでの容量2,500,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第10条 流水の正常な機能の維持は、洪水期間にあつては、標高767.0メートルから標高783.7メートルまでの容量3,300,000立方メートルのうち最大600,000立方メートル、非洪水期間にあつては、標高767.0メートルから標高793.6メートルまでの容量6,100,000立方メートルのうち最大600,000立

方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第11条 水道用水の供給は、洪水期間にあつては、標高767.0メートルから標高783.7メートルまでの容量3,300,000立方メートルのうち最大2,700,000立方メートル、非洪水期間にあつては、標高767.0メートルから標高793.6メートルまでの容量6,100,000立方メートルのうち最大5,500,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第12条 荒川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 山梨県県土整備部治水課、国土交通省甲府河川国道事務所、その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第14条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 洪水期間において水位が制限水位を越える場合は洪水期常用洪水吐からの自然放流。
- 二 非洪水期間において水位が常時満水位を越える場合は非洪水期常用洪水吐からの自然放流。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第15条 前条の規定により、洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、洪水期間にあつては洪水期常用洪水吐からの自然放流により水位を制限水位に、非洪水期間にあつては非洪水期常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第16条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第17条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

- 一 第8条に掲げる期間に移行するに際し、水位を当該制限水位に低下させるとき。
- 二 第25条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則に定めるとき。

2前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒100立方メートルとする。

(放流の原則)

第18条 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第19条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあっては当該規定に定める量、その他の場合にあっては流入量に相当する量を越えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第20条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、万年橋地点において別表に掲げる水量及び二川橋地点において毎秒 0.5立方メートルの水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第21条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、万年橋地点において、最大毎秒1.157立方メートルの水量を取水可能ならしめるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(発電設備の運転)

第22条 所長は、ダムから放流する放流水のうちダム管理用水力発電設備の用水として、細則に定める範囲において使用するものとする。

(放流に関する通知等)

第23条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート及びバルブの操作)

第24条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第25条 所長は、細則に定める基準により、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第26条 所長は、細則に定める基準により、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第27条 所長は、ゲート等を操作し、第25条の規定による計測、点検及び整備を行い、または前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑 則

(細 則)

第28条 この規則に定めるもののほかこの規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、山梨県知事が定める。

附 則

この規則は、平成27年3月31日から適用する。

別表（第20条関係）

（単位：毎秒立方メートル）

期 間	
1月1日～3月31日	1.500
4月1日～5月31日	1.470
6月1日～6月15日	1.480
6月16日～6月20日	1.870
6月21日～6月25日	2.780
6月26日～6月30日	2.940
7月1日～7月31日	1.870
8月1日～8月31日	2.050
9月1日～9月30日	1.760
10月1日～10月31日	1.470
11月1日～11月30日	1.480
12月1日～12月31日	1.490

荒川ダム操作細則

(通 則)

第1条 荒川ダムの操作については、荒川ダム操作規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(流入量)

第2条 規則第3条に規定する流入量は、ダム貯水池水位の上昇又は低下の割合から次式により算出するものとする。

$$Q = (V_1 + V_2) / T$$

Q：流入量（単位：毎秒立方メートル）

V₁：単位時間に増減した貯留量（単位：立方メートル）

V₂：単位時間に放流を行った総放流量（単位：立方メートル）

T：単位時間（単位：秒）

(洪水警戒体制)

第3条 規則第12条に規定する細則で定める場合とは、次の各号の一に該当し、所長が必要と認めたときとする。

- 一 荒川ダムの流域内のいずれかの雨量観測所において降り始めからの雨量が80ミリメートルに達したとき。
- 二 甲府地方気象台から当該ダム流域について降雨に関する注意報または警報が発せられたとき。
- 三 その他洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、規則第12条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関)

第4条 規則第13条第1号に規定するその他の関係機関（以下「関係機関」という。）は、別表第1に掲げる関係機関とする。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 規則第16条に規定する洪水警戒体制を解除する場合とは、流入量が毎秒100立方メートル以下に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合とする。

2 洪水警戒体制を解除したときは、規則第13条第1号に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合等)

第6条 規則第17条第1項第3号に規定する場合は、次の各号の一に該当するときとする。

- 一 ダム本体及び貯水池等について、調査又は補修のため必要があるとき。
- 二 その他に特に必要があるとき。

(放流の原則)

第7条 規則第18条に規定するダムからの放流の方法は、次に定めるところによらなければならない。

放流直前におけるダムからの放流量	10分間における放流量の増加割合
12.0m ³ /s 未満	2.8m ³ /s 以下
12.0m ³ /s 以上	11.4m ³ /s 以下

2 所長は、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認める場合には、前項によらないことができる。

(放流に関する通知を行う場合)

第8条 所長は、次の各号の一に該当する場合は、規則第23条の規定により放流に関する通知及び一般に周知させるための措置をとらなければならない。

- 一 規則第14条の規定により放流を行い、下流に急激な水位の上昇が生じると予想される時。
- 二 水位が非常用洪水吐を越えると予想される時。
- 三 第7条第2項の規定により、やむを得ず放流し、下流に急激な水位の上昇が生じると予想される時。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第9条 規則第23条に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 規則第23条に規定する、一般に対し周知させるための必要な措置は、ダム地点から金石橋地点までの必要と認められる区間について行うものとする。

(放流に関する通知等を行うとき)

第10条 所長は、第8条各号の一に規定する場合において、放流に関する通知等を行うときは、次の各号に定めるときに実施しなければならない。

- 一 関係機関への通知は、第8条各号の一に該当する約1時間前。
- 二 各警報局（別表第2）による警報は、下流の各地点において、河川水位の急激な上昇が生ずると予想される約30分前。
- 三 警報車による警報は、第8条各号の一に該当する約30分前から。

(警報局による警報の方法)

第11条 所長は、次に定める方法により、警報局のサイレンを吹鳴させるものとする。またスピーカーによる放送はサイレン吹鳴に続いて行い、水位の上昇見込み等を一般に周知させるものとする。

50秒	10秒	50秒	10秒	50秒	10秒	50秒	
吹	休	吹	休	吹	休	吹	鳴止
3分50秒							

(警報車による警報の方法)

第12条 所長は、次に定める方法により警報車による警報を行わなければならない。

- 一 警報車に設置したスピーカーにより河川の水位の上昇等の見込みを一般に周知させるものとする。
- 二 前号のほか、警報車に設置したサイレンを必要に応じて吹鳴させるものとする。

(ゲート及びバルブの名称)

第13条 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の名称は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 常用洪水吐のうち、制限水位に敷高を一致させたオリフィスゲートを洪水期常用洪水吐ゲートという。
- 二 常用洪水吐のうち、常時満水位に敷高を一致させたオリフィスゲートを非洪水期常用洪水吐ゲートという。
- 三 前2号に規定するゲートを総称して、常用洪水吐ゲートという。
- 四 取水塔にあるものを選択取水ゲート（全5段扉）といい、取水塔基礎部にあるものを制水ゲートという。
- 五 低水放流ゲート室において直径350ミリメートルの常用低水放流管の下流側にあるものを常用低水放流管主ゲート、上流側にあるものを常用低水放流管予備バルブといい、総称して常用低水放流管ゲートという。
- 六 低水放流ゲート室において直径1,200ミリメートルの非常用低水放流管の下流側にあるものを非常用低水放流管主ゲート、上流側にあるものを非常用低水放流管予備ゲートといい、総称して非常用低水放流管ゲートという。
- 七 前2号に規定するゲートを総称して、低水放流管ゲートという。

（洪水期常用洪水吐ゲートの操作）

第14条 洪水期常用洪水吐ゲートの操作は、次の各号に定めるところによる。

- 一 規則第4条第1号の洪水期間にあつては、常に全開しておくものとする。
- 二 規則第4条第2号の非洪水期間にあつては、常に閉塞しておくものとする。
- 三 規則第17条第1項各号の規定により、洪水期常用洪水吐から放流を行うとき、又は規則第25条の規定により洪水期常用洪水吐ゲートの点検又は整備を行うため必要があるときには、前各号の規定によらないことができる。

（非洪水期常用洪水吐ゲートの操作）

第15条 非洪水期常用洪水吐ゲートの操作は、次の各号に定めるところによる。

- 一 規則第4条第1号の洪水期間にあつては、常に閉塞しておくものとする。
- 二 規則第4条第2号の非洪水期間にあつては、常に全開しておくものとする。
- 三 規則第25条の規定により非洪水期常用洪水吐ゲートの点検又は整備を行うため必要があるときには、前各号の規定によらないことができる。

（選択取水ゲートの操作）

第16条 選択取水ゲートの取水口は、一定の越流水深を保つように操作するものとする。ただし、水象等の状況により必要と認める場合においては、その限りではない。

（制水ゲートの操作）

第17条 制水ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第25条の規定により、制水ゲート、低水放流管、低水放流管ゲート及びダム管理用水力発電設備の点検又は整備を行うため必要があるとき。

二 その他必要があるとき。

(常用低水放流管主ゲートの操作)

第18条 常用低水放流管主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

一 規則第17条第1項第1号又は第2号、規則第20条又は規則第21条の規定によりダムから放流を行う場合に、前条第1号の規定による管理用発電設備の運転だけでは放流量が不足するとき、管理用発電設備が故障したとき、又は規則第25条の規定により管理用発電設備の点検又は整備を行うため必要があるとき。

二 その他必要があるとき。

(常用低水放流管予備バルブの操作)

第19条 常用低水放流管予備バルブは、次の各号に掲げる場合を除き常に全開しておくものとする。

一 規則第25条の規定により、常用低水放流管ゲート又は常用低水放流管の点検又は整備を行うため必要があるとき。

二 その他必要があるとき。

(非常用低水放流管主ゲートの操作)

第20条 非常用低水放流管主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

一 規則第17条第1項第1号、規則第20条又は規則第21条の規定によりダムから放流を行う場合に、規則第25条の規定により管理用発電設備又は常用低水放流管ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

二 規則第25条の規定により非常用低水放流管ゲート又は非常用低水放流管の点検又は整備を行うため必要があるとき。

三 前各号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(非常用低水放流管予備ゲートの操作)

第21条 非常用低水放流管予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

一 規則第17条第1項第1号、規則第20条又は規則第21条の規定によりダムから放流を行う場合に、規則第25条の規定により管理用発電設備又は常用低水放流管ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

二 規則第25条の規定により非常用低水放流管ゲート又は非常用低水放流管の点検又は整備を行うため必要があるとき。

三 前各号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(ダム管理用水力発電設備の運転)

第22条 ダム管理用水力発電設備（以下「管理用発電設備」という。）の運転を行う場合は、その用水としてダムから放流する放流水のうち最大毎秒1.0立方メートルを使用するものとする。

2 管理用発電設備は、次の各号に掲げる場合を除き、常に運転するものとする。

一 規則第25条の規定により、管理用発電設備の点検又は整備を行う必要があるとき。

二 その他必要があるとき。

(計測・点検及び整備)

第23条 規則第25条に規定する計測は、別表第3に掲げる事項について行うものとする。

2 規則第25条に規定する点検及び整備は、次に掲げる施設について行うものとする。

- 一 ダム本体及び貯水池
- 二 ゲート等
- 三 ゲート等を操作するために必要な機械及び器具
- 四 管理用発電のために必要な機械及び器具
- 五 警報、通信連絡、観測等のために必要な設備
- 六 監視及び湖内作業のために必要な船舶
- 七 警報のために必要な車両
- 八 前各号に掲げるものの操作のために必要な資材

3 地震発生後の臨時点検は、国土交通省関東地方整備局「地震発生後のダム臨時点検実施要領」に従うものとする。

(観 測)

第24条 規則第26条に規定する観測は、別表第4に掲げる事項について行うものとする。

(記 録)

第25条 規則第27条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 ゲート等の操作。
- 二 第23条の規定による計測、点検、及び整備結果
- 三 第24条の規定による観測結果
- 四 ダム及びダムの関連施設、貯水池及び貯水池上下流の被害状況並びに河床変動の状況
- 五 放流に伴う警報及び連絡に関すること
- 六 その他特記すべき事項

(報告事項)

第26条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、すみやかにその状況を知事に報告しなければならない。

- 一 規則第12条の規定により洪水警戒体制を執ったとき、及び規則第15条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- 二 規則第14条の規定により、洪水調節を行ったとき。
- 三 ダム本体、附属施設、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたとき。
- 四 地震時に臨時点検を行ったとき。
- 五 水位が標高767.0メートル以下に低下したとき。
- 六 ダム管理月報及びダム管理年報。
- 七 堆砂状況の調査を行ったとき。
- 八 その他必要な事項。

(ダム管理年報の作成)

第27条 所長は、別に定めるところにより、ダム管理年報を作成しなければならない。

(雑 則)

第28条 規則およびこの細則に定めるもののほか、この細則の実施のため必要な手続きその他の要領は、所長が定める。

2 前項について定め、または変更したときは、知事に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成27年3月31日から適用する。

別表第1（第4条、第9条関係）
関係機関

機 関 名	所 在 地	連絡方法
県 土 整 備 部 治 水 課	甲府市丸の内一丁目6-1	223-1703
国土交通省甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘一丁目10-1	252-8888
国土交通省甲府河川国道事務所笛吹川出張所	笛吹市石和町唐柏720-3	262-2821
甲 府 市 上 下 水 道 局	甲府市下石田2丁目23-1	228-3311
中 北 建 設 事 務 所	甲府市貢川二丁目1-8	224-1664
甲 府 市 役 所	甲府市丸の内一丁目18-1	237-1161
甲 斐 市 役 所	甲斐市篠原2610	276-2111
甲 府 警 察 署	甲府市中央一丁目10-1	232-0110
南 甲 府 警 察 署	甲府市中小河原404-1	243-0110
甲 府 地 区 消 防 本 部	甲府市伊勢三丁目8-23	222-1190
甲 府 地 方 気 象 台	甲府市飯田四丁目7-29	222-2347

別表第2（第10条関係）

警 報 局			
警報局名	所在地	概要	操作方法
荒川ダム警報	甲府市川窪町	スピーカー	有線
猪狩警報	〃 猪狩町	スピーカー	無線
仙峨滝警報	〃 高成町	スピーカー	〃
天ぐ岩警報	〃 〃	スピーカー	〃
羅漢寺警報	〃 平瀬町	スピーカー	〃
天鼓林警報	〃 上帯那町	スピーカー	〃
岩松警報	〃 〃	スピーカー	〃
千田橋警報	〃 〃	スピーカー	〃
長潭橋警報	甲斐市吉沢	スピーカー	〃
平瀬警報	甲府市平瀬町	スピーカー	〃
万年橋警報	〃 〃	スピーカー	〃
桜橋警報	〃 〃	サイレン、スピーカー	〃
金石橋警報	甲斐市牛句	スピーカー	〃

別表第3（第23条関係）
計測事項及び基準

	項目	計測基準	備考
ダム本体	漏水量	監査廊において1回/月行う。	
	土圧	管理所において毎日1回行う。	
	間隙水圧	管理所において毎日1回行う。	
	沈下量	堤体において1回/3カ月行う。	層別沈下計
	たわみ	堤体において1回/3カ月行う。	水平鉛直変位計
	地震	管理所において地震時に行う。	

別表第4（第24条関係）
観測事項及び基準

気 象		
観測項目	観測基準	備考
天気	管理所において毎日9時に行うほか、必要に応じて行う。	
気圧	〃	
気温	〃	
湿度	〃	
風向	〃	
風速	〃	
降水量	雨量観測所において毎正時行うほか、必要に応じて行う。	
積雪量	ダム地点において、必要に応じて行う。	
水 象		
観測項目	観測基準	備考
水位	毎正時に行うほか、必要に応じて行う。	
流入量	〃	
放流量	〃	
取水量	〃	
水温	毎日2回行う。	
堆砂	毎年1回実測調査を行うほか、洪水直後において必要のある場合にはその都度同一測点において行う。	

大門ダム操作規則

第 1 章 総 則

(通 則)

第 1 条 大門ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第 2 条 大門ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに水道用水の供給をその用途とする。

第 2 章 貯水池の水位等

(洪 水)

第 3 条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒 120 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第 4 条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期間 5 月 16 日から 10 月 31 日までの期間
- 二 非洪水期間 11 月 1 日から翌年 5 月 15 日までの期間

(水 位)

第 5 条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第 6 条 貯水池の常時満水位は、標高 894.5 メートルとし、第 13 条の規定により洪水調節を行う場合及び第 15 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第 7 条 貯水池のサーチャージ水位は、標高 902.0 メートルとする。

第 3 章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第 8 条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高 894.5 メートルから標高 902.0 メートルまでの容量 1,300,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第 9 条 流水の正常な機能の維持は、標高 886.0 メートルから標高 894.5 メートルまでの容量 1,050,000 立方メートルのうち最大 750,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第10条 水道用水の供給は、標高886.0メートルから標高894.5メートルまでの容量1,050,000立方メートルのうち最大300,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第11条 大門・塩川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 山梨県県土整備部治水課、国土交通省甲府河川国道事務所、その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検、整備、予備電源設備の試運転、その他ダムの操作に関し必要な措置。

(洪水調節)

第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、次の各号に定める方法により行うものとする。ただし、気象・水象その他の状況により特に必要と認める時は、これによらないことができる。

- 一 洪水期間において流入量が毎秒120立方メートルを越える場合は、洪水期常用洪水吐ゲート開度を一定とし最大放流量毎秒140立方メートルを限度として自然放流により洪水調節を行うものとする。
- 二 非洪水期間において水位が常時満水位を越える場合は非洪水期常用洪水吐からの自然放流により洪水調節を行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において洪水期間にあつて、洪水調節を行った後にあつては洪水期常用洪水吐ゲートからの自然放流により、洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては毎秒120立方メートルの水量を限度とし、また、非洪水期にあつては非洪水期常用洪水吐ゲートからの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水に達しない流水の調節)

第15条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合には、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第16条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第17条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り放流することができる。

- 一 第25条の規定によりダム本体等の点検及び整備を行うため特に必要があるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるときで細則に定めるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒120立方メートルとする。

(放流の原則)

第18条 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第19条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあつては、当該規定に定める量、その他の場合にあつては、流入量に相当する量を越えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第20条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、大豆生田地点において毎秒0.3立方メートルの水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第21条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、毎秒0.151立方メートルの水量の取水を可能ならしめるよう貯水池内に必要な流水を確保しなければならない。

(発電設備の運転)

第22条 所長は、ダムから放流する放流水のうち、ダム管理用水力発電設備の用水として、細則に定める範囲において使用するものとする。

(放流に関する通知等)

第23条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第24条 ダムからの放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第25条 所長は、細則に定める基準により、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観 測)

第 26 条 所長は、細則に定める基準により、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記 録)

第 27 条 所長は、ゲート等を操作し、第 25 条の規定による計測、点検及び整備を行い、または、前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第 7 章 雑 則

(細 則)

第 28 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、山梨県知事が定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 3 月 31 日から適用する。

大門ダム操作細則

(通 則)

第 1 条 大門ダムの操作については、大門ダム操作規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(流入量)

第 2 条 規則第 3 条に規定する流入量（以下「流入量」という。）は、ダム貯水池水位の上昇、又は、低下の割合から次式により算出するものとする。

$$Q = (V_1 + V_2) / T$$

Q：流入量（単位：毎秒立方メートル）

V₁：単位時間に増減した貯留量（単位：立方メートル）

V₂：単位時間に放流を行った総放流量（単位：立方メートル）

T：単位時間（単位：秒）

(洪水警戒体制)

第 3 条 規則第 11 条に規定する細則で定める場合とは、次の各号の一に該当し、所長が必要と認めたときとする。

- 一 大門ダムの流域内のいずれかの雨量観測所において降り始めからの総雨量が 80 ミリメートルに達したとき。
- 二 甲府地方気象台から当該ダム流域について降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 三 その他洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、規則第 11 条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関)

第 4 条 規則第 12 条第 1 号に規定する関係機関（以下「関係機関」という。）は、別表第 1 に掲げる関係機関とする。

(洪水警戒体制の解除)

第 5 条 規則第 16 条に規定する洪水警戒体制を解除する場合とは、流入量が毎秒 120 立方メートル以下に減少し、気象、水象、その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合とする。

2 洪水警戒体制を解除した時は、規則第 12 条第 1 号に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合等)

第 6 条 規則第 17 条第 1 項第 2 号に規定する場合は、次の各号の一に該当するときとする。

- 一 ダム本体及び貯水池等について、調査、又は、補修のため必要があるとき。
- 二 その他に特必要があるとき。

(放流の原則)

第7条 規則第18条に規定するダムからの放流の方法は、次に定めるところによらなければならない。

放流直前におけるダムからの放流量	10分間における放流量の増加割合
0 m ³ /s 以上～50 m ³ /s 未満	8 m ³ /s 以下
50 m ³ /s 以上～120 m ³ /s 未満	17 m ³ /s 以下

2 所長は、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、前項によらないことができる。

(放流に関する通知を行う場合)

第8条 所長は、次の各号の一に該当する場合は、規則第23条の規定により放流に関する通知及び一般に周知させるための措置をとらなければならない。

- 一 ダムの洪水期常用洪水吐ゲートから放流を開始するとき。
- 二 規則第13条の規定により放流を行い、下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるとき。
- 三 前条第2項の規定によりやむを得ず放流し、下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるとき。
- 四 貯水池の水位がサーチャージ水位以上になると予想されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第9条 規則第23条に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 規則第23条に規定する、一般に対し周知させるための必要な措置は、ダム地点から小倉地点までの必要と認められる区間について行うものとする。

(放流に関する通知等を行うとき)

第10条 所長は、第8条各号の一に規定する場合において、放流に関する通知等を行うときは、次の各号に定めるときに実施しなければならない。

- 一 関係機関への通知は、第8条各号の一に該当する1時間前。
- 二 各警報局(別表第2)による警報は、下流の各地点において、河川水位の急激な上昇が生じると予想される約30分前。
- 三 警報車による警報は、第8条各号の一に該当する約30分前から。

(警報局による警報の方法)

第11条 所長は、次に定める方法により、警報局のサイレンを吹鳴させるものとする。またスピーカーによる放送は、サイレン吹鳴に続いて行い、水位の上昇見込み等を一般に周知させるものとする。

50 秒	10 秒	50 秒	10 秒	50 秒	10 秒	50 秒
吹休	吹	休	吹	休	吹	鳴止

3分50秒

2 所長は、停電その他の理由により必要と認める場合は、サイレン吹鳴を疑似吹鳴に切り換えることができる。

(警報車による警報の方法)

第12条 所長は、次に定める方法により警報車による警報を行わなければならない。

- 一 警報車に設置したスピーカーにより、河川の水位の上昇等の見込みを一般に周知させるものとする。
- 二 前号のほか、警報車に設置したサイレンを必要に応じて吹鳴させるものとする。

(ゲート及びバルブの名称)

第13条 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の名称は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 常用洪水吐のうち敷高標高 874.34 メートルに設置したラジアルゲートを洪水期常用洪水吐主ゲートという。また上流呑口部標高 881.00 メートルに設置したローラーゲートを洪水期常用洪水吐予備ゲートという。
- 二 常用洪水吐のうち常時満水位にクレストを一致したローラーゲートを非洪水期常用洪水吐ゲートという。
- 三 前2号に規定するゲートを総称して洪水吐ゲートという。
- 四 取水設備の上部にあるものを表面取水ゲートといい、同設備の中間標高にあるものを底部取水ゲートという。また同設備の基礎部にあるものを制水ゲート及び敷高標高 861.50 メートルにあるものを緊急放流ゲートという。
- 五 低水放流ゲート室において直径 300 ミリメートルの常用低水放流管の下流側にあるものを維持流量放流管主バルブ、上流側にあるものを維持流量放流管予備バルブといい、総称して維持流量放流管バルブという。
- 六 低水放流ゲート室において直径 500 ミリメートルの常用低水放流管の下流側にあるものを常用低水放流管主ゲート、上流側にあるものを常用低水放流管予備ゲートといい、総称して常用低水放流管ゲートという。
- 七 前2号に規定するゲート、バルブを総称して低水放流管ゲートという。

(洪水期常用洪水吐主ゲートの操作)

第14条 洪水期常用洪水吐主ゲートの操作は、次の各号に定めるところによる。ただし、水象等の状況により必要と認める場合においては、その限りではない。

- 一 規則第4条第1号の洪水期間にあっては、規則第13条第1号により行うものとする。
- 二 規則第4条第2号の非洪水期間にあっては、閉塞状態を保つものとする。
- 三 規則第17条第1項第1号及び第2号に該当する場合で所長が必要と認める場合は、前2号の規定によらず必要な開度で操作することができる。

(洪水期常用洪水吐予備ゲートの操作)

第15条 洪水期常用洪水吐予備ゲートの操作は、規則第25条の規定により、洪水期常用洪水吐主ゲートの点検及び整備を行う必要がある場合、その他特に必要がある場合を除き、常に全開としておくものとする。

(非洪水期常用洪水吐ゲートの操作)

第16条 非洪水期常用洪水吐ゲートの操作は、次の各号に定めるところによる。ただし、水象等

の状況により必要と認める場合においては、その限りではない。

- 一 規則第4条第1号の洪水期間にあつては、全閉状態を保つものとする。
- 二 規則第4条第2号の非洪水期間にあつては、全開状態を保つものとする。
- 三 規則第25条の規定により、非洪水期常用洪水吐ゲートの点検及び整備を行うため必要があるときには、前各号の規定によらないことができる。

(表面取水ゲートの操作)

第17条 表面取水ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、表面取水を行うため、水深約1.0メートルを保つように貯水池の水位に自動追従操作を行うものとする。ただし、水象等の状況により必要と認めるときは、その限りではない。

- 一 規則第25条の規定により表面取水ゲートの点検及び整備を行う必要があるとき。
- 二 規則第17条第1項第2号の規定により底部取水及び緊急放流を行う必要があるとき。
- 三 その他必要があるとき。

(制水ゲートの操作)

第18条 制水ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開としておくものとする。

- 一 規則第25条の規定により制水ゲート又は低水放流管ゲートの点検及び整備を行う必要があるとき。
- 二 その他特にやむを得ないとき。

(常用低水放流管主ゲートの操作)

第19条 常用低水放流管主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、必要な開度で操作するものとする。

- 一 規則第25条の規定により常用低水放流管主ゲート又は常用低水放流管の点検及び整備を行う必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(常用低水放流管予備ゲートの操作)

第20条 常用低水放流管予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き常に全開としておくものとする。

- 一 規則第25条の規定により常用低水放流管主ゲート又は常用低水放流管の点検及び整備を行う必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(維持流量放流管主バルブの操作)

第21条 維持流量放流管主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、必要な開度で操作するものとする。

- 一 規則第25条の規定により維持流量放流管主バルブ又は維持流量放流管の点検及び整備を行う必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(維持流量放流管予備バルブの操作)

第22条 維持流量放流管予備バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開としておくものとする。

- 一 規則第25条の規定により維持流量放流管主バルブ又は維持流量放流管の点検及び整備を行う必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(底部取水ゲートの操作)

第23条 底部取水ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全閉としておくものとする。

- 一 規則第25条の規定により底部取水ゲートの点検及び整備を行う必要があるとき。
- 二 規則第17条第1項第2号の規定により、底部取水を行う必要があるとき。
- 三 その他必要があるとき。

(緊急放流ゲートの操作)

第24条 緊急放流ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全閉としておくものとする。

- 一 規則第17条第1項第2号の規定により、緊急放流を行う必要があるとき。
- 二 その他特にやむを得ないとき。

(ダム管理用水力発電設備の運転)

第25条 ダム管理用水力発電設備（以下「管理用発電設備」という。）の運転を行う場合は、その用水としてダムから放流する放流水のうち最大毎秒1.1立方メートルを使用するものとする。

2 管理用発電設備は、次の各号に掲げる場合を除き常に運転するものとする。

- 一 規則第25条の規定により管理用発電設備の点検及び整備を行う必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(計測点検及び整備)

第26条 規則第25条に規定する計測は、別表第3に掲げる事項について行うものとする。

2 規則第25条に規定する点検及び整備は、次に掲げる施設について行うものとする。

- 一 ダム本体及び貯水池
- 二 アスファルト遮水壁
- 三 ゲート等
- 四 ゲート等を操作するために必要な機械及び器具
- 五 管理用発電のために必要な機械及び器具
- 六 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備
- 七 監視及び湖内作業のために必要な船舶
- 八 警報のために必要な車両
- 九 前各号に掲げるものの操作のために必要な資材

3 地震発生後の臨時点検は、国土交通省関東地方整備局「地震発生後のダム臨時点検実施要領」に従うものとする

(観測)

第27条 規則第26条に規定する観測は、別表第4に掲げる事項について行うものとする。

(記 録)

第 28 条 規則第 27 条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 ゲート等の操作
- 二 第 25 条の規定による計測、点検、及び整備結果
- 三 第 26 条の規定による観測結果
- 四 ダム及びダムの関連施設、貯水池及び貯水池上下流の被害状況並びに河床変動の状況
- 五 放流に伴う警報及び連絡に関すること
- 六 その他特記すべき事項

(報告事項)

第 29 条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、すみやかにその状況を知事に報告しなければならない。

- 一 規則第 11 条の規定により洪水警戒体制を執ったとき及び規則第 16 条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- 二 規則第 13 条の規定により洪水調節を行ったとき。
- 三 ダム本体・附属施設・貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたとき。
- 四 地震時に臨時点検を行ったとき。
- 五 水位が標高 886.0 メートル以下に低下したとき。
- 六 ダム管理月報及び管理年報。
- 七 堆砂状況の調査を行ったとき。
- 八 その他必要と認めるとき。

(ダム管理年報の作成)

第 30 条 所長は、別に定めるところにより、ダム管理年報を作成しなければならない。

(雑 則)

第 31 条 規則及びこの細則に定めるもののほか、この細則の実施のため必要な手続きその他の要領は、所長が定める。

2 前項について定め又は変更したときは、知事に報告するものとする。

附 則

この細則は、令和 5 年 3 月 1 日から適用する。

別表第1（第4条、第9条関係）

関係機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
県 土 整 備 部 治 水 課	甲府市丸ノ内一丁目6番1号	(055) 223-1703
国土交通省甲府河川国道事務所	甲府市緑ヶ丘一丁目10番1号	(055) 252-8888
国土交通省甲府河川国道事務所富士川上流出張所	西八代郡市川三郷町市川大門645	(055) 272-0040
中 北 建 設 事 務 所 峡 北 支 所	韮崎市本町四丁目2番4号	(0551) 23-3061
北 杜 市 役 所	北杜市須玉町大豆生田961番地1	(0551) 42-1111
韮 崎 市 役 所	韮崎市水神一丁目3番1号	(0551) 22-1111
北 杜 警 察 署	北杜市長坂町長坂上条2575番地79	(0551) 32-0110
甲 斐 警 察 署	甲斐市志田670番地	(0551) 20-0110
峡北広域行政事務組合消防本部	韮崎市本町四丁目8番36号	(0551) 22-0119
峡北地域広域水道企業団大門浄水場	北杜市高根町長沢2374	(0551) 47-3695
甲 府 地 方 気 象 台	甲府市飯田四丁目7番29号	(055) 222-2347

別表第2（第10条関係）

警報局

警報局名	所 在 地	概 要	操作方法
大 門 ダ ム 警 報 所	北杜市須玉町上津金矢倉	サイレン、スピーカー	有 線
同延長スピーカー局	北杜市須玉町上津金矢倉	スピーカー	〃
津 金 警 報 所	北杜市高根町長沢川平	サイレン、スピーカー	無 線
同延長スピーカー局	北杜市高根町長沢兎平	スピーカー	無線、有線
下 津 金 警 報 所	北杜市須玉町下津金上川手	サイレン、スピーカー	無 線
万 年 橋 警 報 所	北杜市須玉町下津金栃久保	サイレン、スピーカー	〃
同延長スピーカー局	北杜市須玉町下津金下川原	スピーカー	無線、有線
小 倉 警 報 所	北杜市須玉町小倉神田	サイレン、スピーカー	無 線

別表第3（第26条関係）

計測事項及び基準

	項 目	計 測 基 準	備 考
ダ ム 本 体	漏 水 量	監査廊において月1回行う。	
	た わ み	堤体において月1回行う。	
	揚 圧 力	監査廊において月1回行う。	
	間 隙 水 圧	〃	
	地 震	管理所において地震時に行う。	
アスファルト遮水壁	漏 水 量	監査廊において月1回行う。	
	変 形	堤体において月1回行う。	

別表第4（第27条関係）

観測事項及び基準

気 象		
観測項目	観 測 基 準	備 考
天 気	管理所において毎日9時に行うほか、必要に応じて行う。	
気 圧	〃	
気 温	〃	
湿 度	〃	
風 向	〃	
風 速	〃	
降 水 量	雨量観測所において毎正時行うほか、必要に応じて行う。	
積 雪 量	ダム地点において、必要に応じて行う。	
水 象		
観測項目	観 測 基 準	備考
水 位	毎正時に行うほか、必要に応じて行う。	
流 入 量	〃	
放 流 量	〃	
取 水 量	〃	
水 温	毎日1回行う。	
堆 砂	毎年1回実測調査を行うほか、洪水の直後において必要がある場合はその都度同一断面において行う。	

塩川ダム操作規則

第 1 章 総 則

(通 則)

第 1 条 塩川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第 2 条 塩川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、特定かんがい用水及び水道用水の供給並びに発電をその用途とする。

第 2 章 貯水池の水位等

(洪 水)

第 3 条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒 80 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水 位)

第 4 条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第 5 条 貯水池の常時満水位は、標高 879.5 メートルとする。

(サーチャージ水位)

第 6 条 貯水池のサーチャージ水位は、標高 889.5 メートルとする。

第 3 章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第 7 条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高 879.5 メートルから標高 889.5 メートルまでの容量 3,800,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第 8 条 流水の正常な機能の維持は、標高 859.0 メートルから標高 879.5 メートルまでの容量 5,100,000 立方メートルのうち最大 2,900,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(特定かんがい用水の供給のための利用)

第 9 条 特定かんがい用水の供給は、標高 859.0 メートルから標高 879.5 メートルまでの容量 5,100,000 立方メートルのうち最大 1,500,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第 10 条 水道用水の供給は、標高 859.0 メートルから標高 879.5 メートルまでの容量 5,100,000 立方メートルのうち最大 700,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第 11 条 発電は、標高 859.0 メートルから標高 879.5 メートルまでの容量 5,100,000 立方メートルのうち最大 3,600,000 立方メートルを利用して行うものとする。ただし、第 8 条及び第 10 条に規定する放流による流水を利用する場合に限るものとし、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給のための利用に支障を与えないように行うものとする。

第 4 章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第 12 条 大門・塩川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第 13 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 山梨県土木部治水課、国土交通省甲府河川国道事務所、その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに關し必要な措置。

(洪水調節等)

第 14 条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 15 条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第 16 条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第 17 条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

- 一 第 25 条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則で定めるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒 17.9 立方メートルとする。

(放流の原則)

第 18 条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第 19 条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表第 1 に掲げる地点において、それぞれ同表に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(特定かんがい用水の供給のための放流)

第 20 条 所長は、特定かんがい用水の供給のため必要があると認める場合には、ダム直下において別表第 2 に掲げる水量を取水可能ならしめるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第 21 条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、大渡地点において毎秒最大 0.197 立方メートルの水量を取水可能ならしめるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(発電所の使用水)

第 22 条 所長は、ダムから放流する放流水のうち、細則に定める範囲において塩川発電所（山梨県企業局）の使用水とするものとする。

(放流に関する通知等)

第 23 条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第 24 条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第 6 章 点 検 ・ 整 備 等

(計測・点検及び整備)

第 25 条 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保ため必要な計測・点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測・点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

(観 測)

第 26 条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(記 録)

第 27 条 所長は、ゲートを操作し、第 25 条第 1 項の規定による計測・点検及び整備を行い又は前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑 則

(細 則)

第28条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、山梨県知事が定める。

附 則

この規則は、平成26年3月31日から適用する。

別表第1（第19条関連）

(単位：毎秒立方メートル)

地 点 名	水 量
ダ ム 直 下	0.17 m ³ /s
大 渡 (小森川合流後)	0.25 m ³ /s
下 神 取 (甲 子 橋)	0.40 m ³ /s
黒 沢 基 準 点	1.20 m ³ /s

別表2（第20条関連）

特定かんがい用水期別取水量

期 間	2月21日 ～4月25日	4月26日 ～6月25日	6月26日 ～8月31日	9月1日 ～9月30日	10月1日 ～10月31日	11月1日 ～2月20日
最大用水量	0.150 m ³ /s	0.226 m ³ /s	0.376 m ³ /s	0.226 m ³ /s	0.150 m ³ /s	0.075 m ³ /s
年間総用水量	2,370,000 m ³					

塩川ダム操作細則

(通 則)

第 1 条 塩川ダムの操作については、塩川ダム操作規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(流入量)

第 2 条 規則第 3 条に規定する流入量は、ダム貯水池水位の上昇又は低下の割合から次式により算出するものとする。

$$Q = (V1 + V2) / T$$

Q : 流入量 (単位: 毎秒立方メートル)

V 1 : 単位時間に増減した貯留量 (単位: 立方メートル)

V 2 : 単位時間に放流を行った総放流量 (単位: 立方メートル)

T : 単位時間 (単位: 秒)

(洪水警戒体制)

第 3 条 規則第 12 条に規定する細則で定める場合とは、次の各号の一に該当し、所長が必要と認めたときとする。

- 一 塩川ダムの流域内のいずれかの雨量観測所において降り始めからの雨量が 50 ミリメートルに達したとき。
- 二 甲府地方気象台から当該ダム流域について降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 三 その他洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、規則第 12 条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関)

第 4 条 規則第 13 条第 1 号に規定するその他の関係機関（以下「関係機関」という。）は、別表第 1 に掲げる関係機関とする。

(洪水警戒体制の解除)

第 5 条 規則第 16 条に規定する洪水警戒体制を解除する場合とは、流入量が毎秒 80 立方メートル以下に減少し、気象、水象、その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合とする。

2 洪水警戒体制を解除したときは、規則第 13 条第 1 号に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第 6 条 規則第 17 条第 1 項第 2 号に規定する場合とは、次の各号の一に該当するときとする。

- 一 ダム本体、左岸遮水工及び貯水池等について、調査又は補修のため必要があるとき。
- 二 その他特に必要があるとき。

(放流の原則)

第7条 規則第18条に規定するダムからの放流の方法は、次に定めるところによらなければならない。

放 流 量 の 範 囲	最 小 時 間 間 隔	一回の操作による最大増加可能量
0.00～0.50 m ³ /s	10分	0.13 m ³ /s 以下
0.50～1.00 m ³ /s	10分	0.20 m ³ /s 以下
1.00～2.00 m ³ /s	10分	0.40 m ³ /s 以下
2.00～4.00 m ³ /s	10分	0.50 m ³ /s 以下
4.00～8.00 m ³ /s	10分	1.00 m ³ /s 以下
8.00～15.00 m ³ /s	10分	2.00 m ³ /s 以下
15.00～17.90 m ³ /s	10分	3.00 m ³ /s 以下

2 所長は、気象・水象、その他の状況により特に必要があると認める場合には、前項によらないことができる。

(発電所の使用水量)

第8条 所長は、規則第22条に規定する塩川発電所（山梨県企業局）の使用水は、次の各号の一に掲げる範囲において、これにあてる。

- 一 最大使用水量は毎秒2.80立方メートルとする。
- 二 前号を上限として、第2条に算出したダム流入量と合わせて規則第19条及び第21条の規定により放流する放流水を利用して発電を行う。

2 前項の使用水のうち江草発電所（東京電力株式会社）の使用水は分土工により次の各号の一に掲げる範囲において、これにあてる。

- 一 最大使用水量は毎秒2.23立方メートルとする。
- 二 前号を上限として、第2条により算出したダム流入量から毎秒0.17立方メートルを減じた流量をこれにあてる。

(放流に関する通知等を行う場合)

第9条 所長は、次の各号の一に該当する場合は、規則第23条の規定により、放流に関する通知及び一般に周知させるための措置をとらなければならない。

- 一 規則第14条の規定により放流を行い、下流に急激な水位の上昇が生じると予想される時。
- 二 水位がサーチャージ水位を越えると予想される時。
- 三 第7条第2項の規定によりやむを得ず放流し、下流に急激な水位の上昇が生じると予想される時。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第10条 規則第23条に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 規則第23条に規定する一般に対し周知させるための必要な措置は、ダム地点から仁田平橋地

点までの必要と認められる区間について行うものとする。

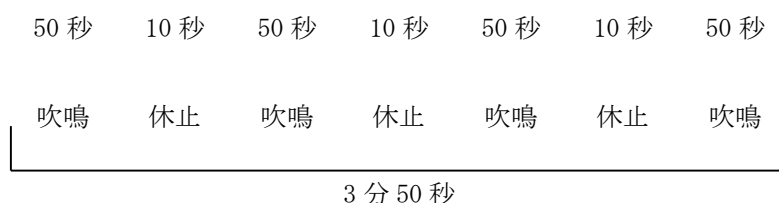
(放流に関する通知等を行うとき)

第 11 条 所長は、第 9 条各号の一に規定する場合において放流に関する通知等を行うときは、次の各号に定めるときに実施しなければならない。

- 一 関係機関に対する通知は、第 9 条各号の一に該当する約 1 時間前。
- 二 各警報局（別表第 2）による警報は、下流の各地点において、河川水位の急激な上昇が生ずると予想される約 30 分前。
- 三 警報車による警報は、第 9 条各号の一に該当する約 30 分前から。

(警報局による警報の方法)

第 12 条 所長は、次に定める方法により、警報局のサイレンを吹鳴させるものとする。またスピーカによる放送はサイレン吹鳴に続いて行い、水位の上昇見込み等を一般に周知させるものとする。



(警報車による警報の方法)

第 13 条 所長は、次に定める方法により警報車による警報を行わなければならない。

- 一 警報車に設置したスピーカにより河川の水位の上昇の見込み等を一般に周知させるものとする。
- 二 前号のほか、警報車に設置したサイレンを必要に応じて吹鳴するものとする。

(ゲート及びバルブの名称)

第 14 条 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の名称は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 取水設備の上部にある直線多段式ローラーゲート（全 3 段扉）を選択取水ゲートといい、同設備の基礎部にあるローラーゲートを制水ゲートという。
- 二 制水ゲート上流に設置したローラゲートを緊急放流ゲートという。
- 三 緊急放流バルブ室において、直径 1,100 ミリメートルの緊急放流管の下流側にあるジェットフローゲートを緊急放流主バルブ、上流側にある高圧スライドゲートを緊急放流予備バルブといい、総称して緊急放流バルブという。また、直径 500 ミリメートルの特定かんがい放流管にあるスルースゲートを特定かんがい制水ゲートという。
- 四 塩川発電所内において、小流量放流管の下流側にある直径 550（800）ミリメートルのコーンスリーブバルブを小流量放流主ゲート、上流側にある直径 600 ミリメートルの高圧スライドゲートを小流量放流予備ゲートといい、総称して小流量放流ゲートという。
- 五 分水工の下流にあるスライドゲートを調整ゲート、余水路側のスライドゲートを分水工制水ゲートといい、総称して分水工ゲートという。

(選択取水ゲートの操作)

第 15 条 選択取水ゲートは、次の各号の一に掲げる場合を除き、一定の越流水深を保つように操作するものとする。

- 一 規則第 25 条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
- 二 規則第 17 条の規定により放流を行う必要があるとき。
- 三 その他必要があるとき。

(制水ゲートの操作)

第 16 条 制水ゲートは、次の各号の一に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第 25 条の規定により、制水ゲート、放流管、緊急放流バルブ、特定かんがい制水ゲート、小流量放流ゲート及び分水工ゲート並びに塩川発電所（水車等）の点検及び整備を行うため必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(緊急放流ゲートの操作)

第 17 条 緊急放流ゲートは、次の各号の一に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

- 一 規則第 17 条の規定により放流を行う必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(緊急放流主バルブの操作)

第 18 条 緊急放流主バルブは、次の各号の一に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

- 一 規則第 25 条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
- 二 規則第 17 条の規定により放流を行う必要があるとき。
- 三 その他必要があるとき。

(緊急放流予備バルブの操作)

第 19 条 緊急放流予備バルブは、次の各号の一に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第 25 条の規定により緊急放流バルブの点検及び整備を行う必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(特定かんがい制水ゲートの操作)

第 20 条 特定かんがい制水ゲートは、次の各号の一に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第 25 条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(小流量放流主ゲートの操作)

第 21 条 小流量放流主ゲートは、次の各号の一に掲げる場合を除き、必要な開度で操作するものとする。

- 一 規則第 26 条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(小流量放流予備ゲートの操作)

第 22 条 小流量放流予備ゲートは、次の各号の一に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第 25 条の規定により小流量放流ゲートの点検及び整備を行う必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(調整ゲートの操作)

第 23 条 調整ゲートは、次の各号の一に掲げる場合を除き、必要な開度で操作するものとする。

- 一 規則第 25 条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(分土工制水ゲートの操作)

第 24 条 分土工制水ゲートは、次の各号の一に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第 25 条の規定により分土工又は分土工ゲートの点検及び整備を行う必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(計測・点検及び整備)

第 25 条 規則第 25 条に規定する計測は、別表第 3 に掲げる事項について行うものとする。

2 規則第 25 条に規定する点検及び整備は、次の各号の一に掲げる施設について行うものとする。

- 一 ダム本体及び貯水池
- 二 左岸遮水工
- 三 ゲート等
- 四 ゲート等を操作するために必要な機械及び器具
- 五 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備
- 六 監視及び湖内作業のために必要な船舶及び繫船設備
- 七 警報のために必要な車両
- 八 前各号に掲げるものの操作のために必要な資材

3 地震発生後の臨時点検は、国土交通省関東地方整備局「地震発生後のダム臨時点検実施要領」に従うものとする。

(観 測)

第 26 条 規則第 26 条に規定する観測は、別表第 4 に掲げる事項について行うものとする。

(記 録)

第 27 条 規則第 27 条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 ゲートの操作
- 二 第 25 条の規定による計測・点検及び整備結果
- 三 第 26 条の規定による観測結果
- 四 ダム及びダムの関連施設、貯水池及び貯水池周辺の被害状況並びに河床変動の状況
- 五 放流に伴う警報及び連絡に関すること。
- 六 その他、特記すべきこと。

(報告事項)

第 28 条 所長は、次の各号の一に掲げる場合においては、すみやかにその状況を知事に報告しなければならない。

- 一 規則第 12 条の規定により洪水警戒体制を執ったとき及び規則第 16 条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- 二 規則第 14 条の規定により洪水調節を行ったとき。
- 三 ダム本体・付属施設・貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたとき。
- 四 地震時に臨時点検を行ったとき。
- 五 水位が標高 859.0 メートル以下に低下すると予想されるとき。
- 六 ダム管理月報及びダム管理年報
- 七 堆砂状況の調査を行ったとき。
- 八 その他、必要と認める事項

(ダム管理年報の作成)

第 29 条 所長は、別に定めるところにより、ダム管理年報を作成しなければならない。

(雑 則)

第 30 条 規則及びこの細則に定めるもののほか、この細則の実施のため必要な手続きその他の要領は、所長が定める。

2 前項について定め、又は変更したときは、知事に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成 26 年 3 月 31 日から適用する。

別表第 1（第 4 条関連）

関 係 機 関

機関名	所在地	連絡方法
国土交通省甲府河川国道事務所 富士川上流出張所	西八代郡市川三郷町市川大門645	(055) 272-0040
県土整備部治水課	甲府市丸の内一丁目6番1号	(055) 223-1703
中北建設事務所峡北支所	韮崎市本町四丁目2番4号	(0551) 23-3061
韮崎市役所	韮崎市水神一丁目3番1号	(0551) 22-1111
北杜市役所	北杜市須玉町大豆生田961-1	(0551) 42-1111
甲斐市役所双葉支所	甲斐市下今井171	(0551) 20-3651
北杜警察署	北杜市長坂町長坂上条2575-79	(0551) 32-0110
甲斐警察署	甲斐市志田 6 7 0	(0551) 22-0110
峡北消防本部	韮崎市本町四丁目9番48号	(0551) 22-0119
中北農務事務所	韮崎市本町四丁目2番4号	(0551) 23-3077
峡北地域広域水道企業団	北杜市須玉町江草13417	(0551) 42-5231
発電総合制御所（企業局）	甲斐市竜王新町2277-3	(055) 278-1211
甲府地方気象台	甲府市飯田四丁目7番29号	(055) 222-2347

別表第 2（第 11 条関係）

警 報 局

警 報 局	名 所 在 地	概 要	操作方法
減勢工有線警報局	北杜市須玉町比志3738-4	スピーカ	有 線
比志第一警報局	北杜市須玉町比志3058	サイレン、スピーカ	無 線
比志第二警報局	北杜市須玉町比志	サイレン、スピーカ	〃
紅葉橋有線警報局	北杜市須玉町江草大渡16928-1	スピーカ	無線 有線
大渡警報局	北杜市須玉町江草大渡15650	サイレン、スピーカ	無 線
八巻上警報局	北杜市須玉町江草越切10766-1	スピーカ	〃
漆戸警報局	北杜市須玉町江草高岩下11054	サイレン、スピーカ	〃
平警報局	北杜市須玉町江草根古屋5122-2	サイレン、スピーカ	〃
孫女警報局	北杜市須玉町江草儀生	サイレン、スピーカ	〃

別表第3（第25条関係）

計測事項及び基準

	項 目	計測基準	備 考
ダ ム 本 体	漏水量	管理所において常時行う。	
	変形	管理所において毎正時行う。	
	揚圧力	監査廊において毎月1回行う。	
	間隙水圧	管理所において毎正時行う。	
	地震	管理所において地震時行う。	
左 岸 遮 水 工	廊水量	管理所において毎正時行う。	
	量変形	〃	

別表第4（第26条関係）

観測項目及び基準

	気 象	
項 目	観測基準	備 考
気 圧	管理所において毎認知9時に行うほか、必要に応じて行う。	
気 温	〃	
湿 度	〃	
風 向	〃	
風 速	〃	
降 水 量	雨量観測所において毎正時行うほか、必要に応じて行う。	
積 雪 量	雨量観測所（塩川ダム）において必要に応じて行う。	
	水 象	
項 目	観測基準	備 考
水 位	毎正時行うほか、必要に応じて行う。	
流 入 量	〃	
放 流 量	〃	
取 水 量	〃	
水 温	管理所において毎日1回行う。	
堆 砂	毎年1回実施調査を行う他、洪水直後において必要のある場合は、その都度同一地点において行う。	

深城ダム操作規則

第 1 章 総 則

(通 則)

第 1 条 深城ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第 2 条 深城ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、並びに発電をその用途とする。

第 2 章 貯水池の水位等

(洪 水)

第 3 条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒 80 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第 4 条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
- 二 非洪水期 10 月 1 日から 翌年 5 月 31 日までの期間

(水 位)

第 5 条 貯水池の水位（以下「水位」という）は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第 6 条 貯水池の常時満水位は、標高 625.5 メートルとする。

(サーチャージ水位)

第 7 条 貯水池のサーチャージ水位は、標高 629.5 メートルとする。

(制限水位)

第 8 条 洪水期における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、第 15 条の規定による洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、標高 610.5 メートルとする。

第 3 章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第 9 条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては標高 610.5 メートルから標高 629.5 メートルまでの容量 4,390,000 立方メートル、非洪水期にあつては標高 625.5 メートルから標高 629.5 メートルまでの容量 1,210,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第 10 条 流水の正常な機能の維持は、洪水期にあつては標高 605.0 メートルから標高 610.5 メートルまでの容量 750,000 立方メートルのうち最大 410,000 立方メートル、非洪水期にあつては標高 605.0 メートルから標高 625.5 メートルまでの容量 3,930,000 立方メートルのうち最大 3,610,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水供給のための利用)

第 11 条 水道用水の供給は、洪水期にあつては標高 605.0 メートルから標高 610.5 メートルまでの容量 750,000 立方メートルのうち最大 340,000 立方メートル、非洪水期にあつては標高 605.0 メートルから標高 625.5 メートルまでの容量 3,930,000 立方メートルのうち最大 320,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第 12 条 発電は、第 9 条、第 10 条、第 11 条及び第 18 条に規定する放流による流水を使用する場合に限るものとし、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給に支障を与えないように行うものとする。

第 4 章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第 13 条 深城ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第 14 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときには、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転、その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第 15 条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 洪水期において水位が制限水位を超える場合は、洪水期常用洪水吐からの自然放流。
- 二 非洪水期において水位が常時満水位を超える場合は、非洪水期常用洪水吐からの自然放流。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 16 条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、洪水期にあつては洪水期常用洪水吐からの自然放流により水位を制限水位に、非洪水期にあつては非洪水期常用洪水吐からの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第 17 条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合は、これを解除しなければならない。

第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第 18 条 ダムによって貯留された流水は、規則第 15 条、規則第 16 条、規則第 21 条及び規則第 22 条の規定による場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

- 一 第 8 条に掲げる期間に移行するに際し、水位を当該制限水位に低下させるとき。
- 二 第 26 条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則に定めるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒6.0立方メートルとする。

(放流の原則)

第19条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第20条 ダムから放流を行う場合の放流量は、規則第15条、規則第16条、規則第18条第2項、規則第21条、及び規則第22条の規定による場合にあつては当該規定に定める量、その他の場合にあつては流入量に相当する量を超えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第21条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、ダム直下及び田無瀬地点において別表に定める水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第22条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、田無瀬地点において毎秒0.209立方メートルの水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

ただし、水道用水の供給のための放流は、河川法第23条の規定に基づく水利使用の許可の範囲内とするものとする。

(発電所の使用水)

第23条 所長は、ダムから放流する流水のうち、第12条の規定の範囲で、最大毎秒1.0立方メートルを深城発電所（山梨県企業局）の使用水とすることができる。

(放流に関する通知等)

第24条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート及びバルブの操作)

第25条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第26条 所長は、細則に定める基準により、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第27条 所長は、細則で定める基準により、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第28条 所長は、ゲート等を操作し、第26条の規定による計測、点検及び整備を行い並びに前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑 則

(細 則)

第29条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続き、その他の細則は、山梨県知事が定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 1 月 25 日から適用する。

別表（第 21 条関係）

（単位：毎秒立方メートル）

地点名	期 間	流量(m^3/s)
ダム地点	1 月 1 日～1 月 31 日	0.39
	2 月 1 日～5 月 31 日	0.84
	6 月 1 日～12 月 31 日	0.39
田無瀬地点	1 月 1 日～3 月 31 日	0.52
	4 月 1 日～5 月 31 日	1.45
	6 月 1 日～6 月 11 日	1.62
	6 月 12 日～6 月 15 日	1.84
	6 月 16 日～6 月 30 日	1.79
	7 月 1 日～9 月 5 日	0.8
	9 月 6 日～9 月 30 日	0.79
	10 月 1 日～12 月 31 日	0.52

深城ダム操作細則

(通 則)

第 1 条 深城ダムの操作については、深城ダム操作規則に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(流入量)

第 2 条 規則第 3 条に規定する流入量は、規則第 5 条に規定する水位上昇又は低下の割合から、次の式によって算出するものとする。

$$Q = (V1 + V2) / T$$

Q : 流入量 (単位: 毎秒立方メートル)

V1 : 単位時間に増減した貯留量 (単位: 立方メートル)

V2 : 単位時間に放流を行った総放流量 (単位: 立方メートル)

T : 単位時間 (単位: 秒)

(洪水警戒体制)

第 3 条 規則第 13 条に規定する細則に定める場合とは、次の各号の一に該当し、所長が必要と認めたときとする。

一 深城ダムの流域内のいずれかの雨量観測所において、降り始めからの雨量が 80 ミリメートルに達したとき。

二 甲府地方気象台から山梨県大月市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

三 その他、洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は規則第 13 条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関)

第 4 条 規則第 14 条第 1 号に規定する関係機関とは、別表第 1 に掲げる関係機関とする。

(洪水警戒体制の解除)

第 5 条 規則第 17 条に規定する洪水警戒体制を解除する場合とは、流入量が毎秒 40 立方メートル以下に減少し、かつ、放流量が毎秒 80 立方メートル以下に減少し、気象、水象状況からも洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合とする。

2 洪水警戒体制を解除したときは、規則第 14 条第 1 号に規定する関係機関に連絡するものとする。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第 6 条 規則第 18 条第 1 項第 3 号に規定する場合は、次の各号の一に該当するときとする。

一 ダム本体及び貯水池等について、調査又は補修のため必要があるとき。

二 その他、特に必要があるとき。

(放流の原則)

第7条 規則第19条に規定するダムからの放流の方法は、次に定めるところによらなければならない。

放流直前における放流量	10 分間における放流量の増加割合
1.0 m ³ /s 未満	0.4 m ³ /s 以下 m ³ /s
1.0 m ³ /s 以上 2.0 m ³ /s 未満	0.7 m ³ /s 以下 m ³ /s
2.0 m ³ /s 以上 4.0 m ³ /s 未満	1.0 m ³ /s 以下 m ³ /s
4.0 m ³ /s 以上 6.0 m ³ /s 未満	1.3 m ³ /s 以下 m ³ /s

2 所長は、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認める場合には、前項によらないことができる。

(放流に関する通知を行う場合)

第8条 所長は、次の各号の一に該当する場合は、規則第24条の規定により放流に関する通知及び一般に対し周知させるための措置をとらなければならない。

- 一 規則第15条の規定により放流を行い、下流に急激な水位の上昇を生じると予想されるとき。
- 二 水位が非常用洪水吐を超えると予想されるとき。
- 三 第7条第2項の規定により、やむを得ず放流し、下流に急激な水位の上昇が予想されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第9条 規則第24条に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 規則第24条に規定する、一般に対し周知させるための必要な措置は、ダム地点から六ツ原橋地点までの必要と認められる区間について行うものとする。

(放流に関する通知等を行うとき)

第10条 所長は、第8条の各号の一に規定する場合において、放流に関する通知等を行うときは、次の各号に定める時刻に行わなければならない。

- 一 関係機関への通知は、第8条各号の一に該当する約1時間前。
- 二 各警報局(別表第2)による警報は、下流の各地点において、河川水位の急激な水位の上昇が生じると予想される約30分前から。

(警報局による警報の方法)

第11条 所長は、次に定める方法によりサイレンを吹鳴させるものとする。またスピーカによる方法はサイレン吹鳴に続いて行い、水位の上昇見込み等を一般に周知させるものとする。

50 秒	10 秒	50 秒	10 秒	50 秒	10 秒	50 秒
吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴

3 分 50 秒

警報車による警報の方法)

第12条 所長は、次に定める方法により、警報車による警報を行わなければならない。

- 一 警報車に設置したスピーカにより河川の水位の上昇等の見込みを一般に周知させるものとする。
- 二 前号のほか、警報車に設置したサイレンを必要に応じて吹鳴させるものとする。
- 三 警報車により警報を実施する範囲は、ダム地点から浅川合流点までの必要と認められる区間について行うものとする。

(ゲート及びバルブの名称)

第13条 ゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)の名称は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 常用洪水吐のうち、制限水位に敷高を一致させたオリフィスゲートを洪水期常用洪水吐ゲートという。
- 二 常用洪水吐のうち、常時満水位に敷高を一致させたオリフィスゲートを非洪水期常用洪水吐ゲートという。
- 三 本条第1号及び第2号に規定するゲートは兼用するものとし、総称して常用洪水吐ゲートという。
- 四 取水設備の上部にある円形多段式ゲート(全4段扉)を選択取水ゲートといい、同設備の基礎部にあるローラーゲートを制水ゲートという。
- 五 取水設備の底部にあるローラーゲートを底部取水ゲートという。
- 六 低水放流主バルブ室において、直径700ミリメートルの常用低水放流管の下流側にあるジェットフローゲートを低水放流主バルブ、上流側にあるスルースバルブを低水放流予備バルブといい、総称して低水放流バルブという。
- 七 低水放流バルブ室において、直径250ミリメートルの維持管理用低水放流管の下流側にあるジェットフローゲートを維持管理用低水放流主バルブ、上流側にあるスルースバルブを維持管理用低水放流予備バルブといい、総称して維持管理用低水放流バルブという。
- 八 低水放流管より分岐した、発電施設用放流管にある、発電事業者(山梨県企業局)が設置した、直径600ミリメートルのバタフライゲートを発電施設用バルブという。

(洪水期常用洪水吐ゲートの操作)

第14条 洪水期常用洪水吐ゲートの操作は、次の各号に定めるところによる。

- 一 規則第4条第1号の洪水期間にあつては、常に全開しておくものとする。
- 二 規則第4条第2号の非洪水期間にあつては、常に全閉しておくものとする。
- 三 規則第18条第1項各号の規定により、洪水期常用洪水吐から放流を行うとき、又は規則第26条の規定により、洪水期常用洪水吐ゲートの点検又は整備を行うため必要があるときには、前各号の規定によらないことができる。

(非洪水期常用洪水吐ゲートの操作)

第15条 非洪水期常用洪水吐ゲートの操作は、次の各号に定めるところによる。

- 一 規則第4条第1号の洪水期間にあつては、常に全閉しておくものとする。
- 二 規則第4条第2号の非洪水期間にあつては、常に全開しておくものとする。
- 三 規則第26条の規定により、非洪水期常用洪水吐ゲートの点検又は整備を行うため必要があるときには、前各号の規定によらないことができる。

(選択取水ゲートの操作)

第16条 選択取水ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、一定の越流水深を保つように操作するものとする。

- 一 規則第26条の規定により、点検及び整備を行う必要があるとき。
- 二 規則第18条の規定により、放流を行う必要があるとき。
- 三 その他、必要があるとき。

(制水ゲートの操作)

第 17 条 制水ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第 26 条の規定により、低水放流管、及び低水放流管ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- 二 その他、必要があるとき。

(底部取水ゲートの操作)

第 18 条 底部取水ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第 18 条第 2 項の規定により放流する場合において、特に必要があるとき。
- 二 その他、特に必要があるとき。

(低水放流主バルブの操作)

第 19 条 低水放流主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第 18 条第 1 項第 1 号又は第 2 号、規則第 21 条又は規則第 22 条の規定によりダムから放流を行う必要があるとき。
- 二 その他、必要があるとき。

(低水放流予備バルブの操作)

第 20 条 低水放流予備バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第 26 条の規定により、低水放流主バルブ又は常用低水放流管の点検又は整備を行うため必要があるとき。
- 二 その他、必要があるとき。

(維持管理用低水放流主バルブの操作)

第 21 条 維持管理用低水放流主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第 26 条の規定により、維持管理用低水放流主バルブの点検又は整備を行う必要があるとき。
- 二 その他、必要があるとき。

(維持管理用低水放流予備バルブの操作)

第 22 条 維持管理用低水放流予備バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第 26 条の規定により、維持管理用低水放流主バルブ又は維持管理用低水放流管の点検又は整備を行う必要があるとき。
- 二 その他、必要があるとき。

(発電施設用バルブの操作)

第 23 条 発電施設用バルブは、ダム施設の運用上又は保安上必要と認められる場合、ダム操作室に設置する非常停止釦を操作することにより、全閉することができる。

(計測、点検及び整備)

第 24 条 規則第 26 条に規定する計測は、別表第 3 に掲げる事項について行うものとする。

2 規則第 26 条に規定する点検及び整備は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 ダム本体、及び貯水池
- 二 ゲート等
- 三 ゲート等を操作するために必要な機械及び器具
- 四 警報、通信連絡、観測等のために必要な設備
- 五 監視及び湖内作業のために必要な船舶
- 六 警報のために必要な車両
- 七 前各号に掲げるものの操作のために必要な資材

3 地震発生後の臨時点検は、建設省「地震発生後のダム臨時点検実施要項」に従うものとする。

(観 測)

第 25 条 規則第 27 条に規定する観測は、別表第 4 に掲げる事項について行うものとする。
(記 録)

第 26 条 規則第 28 条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 ゲート等の操作
- 二 第 24 条の規定による計測、点検及び整備結果
- 三 第 25 条の規定による観測結果
- 四 ダム及びダムの関連施設、貯水池及び貯水池上下流の被害状況並びに河床変動の状況
- 五 放流に伴う警報及び連絡に関する事
- 六 その他、特記すべき事項

(報告事項)

第 27 条 所長は、次の各号に掲げる場合は、すみやかにその状況を知事に報告しなければならない。

- 一 規則第 13 条の規定により洪水警戒体制を執ったとき、及び規則第 17 条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- 二 規則第 15 条の規定により洪水調節を行ったとき。
- 三 ダム本体、付属施設、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたとき。
- 四 地震時に臨時点検を行ったとき。
- 五 水位が標高 605.0 メートル以下に低下したとき。
- 六 ダム管理月報及びダム管理年報。
- 七 堆砂状況の調査を行ったとき。
- 八 その他、必要な事項。

(ダム管理年報の作成)

第 28 条 所長は、別に定めるところにより、ダム管理年報を作成しなければならない。

(雑 則)

第 29 条 規則及び細則に定めるもののほか、この細則の実施のため必要な手続き、その他の要領は、所長が定める。

2 前項について定め、又は変更したときは、知事に報告するものとする。

附 則

この細則は平成 29 年 2 月 1 日から適用する。

別表第1（第4条、第9条、第10条関係）

関 係 機 関

機 関 名	所 在 地	連絡方法
県 土 整 備 部 治 水 課	甲府市丸ノ内一丁目6-1	加 入 電 話
国土交通省関東地方整備局 京 浜 河 川 事 務 所	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	〃
東部地域広域水道企業団	大月市七保町下和田415	〃
富 士 ・ 東 部 建 設 事 務 所	大月市大月町花咲1608-3	〃
大 月 市 役 所	大月市大月二丁目6-20	〃
上 野 原 市 役 所	上野原市上野原3832	〃
大 月 警 察 署	大月市大月町真木197-3	〃
大 月 市 消 防 本 部	大月市大月町花咲1608-19	〃
甲 府 地 方 気 象 台	甲府市飯田四丁目7-29	〃
神 奈 川 県 企 業 庁 利 水 局 相模川水系ダム管理事務所	神奈川県津久井郡城山町城山2-9-1	〃
山梨県企業局発電総合制御所	甲斐市竜王新町2277-3	〃

別表第2（第10条関係）

警 報 局

警報局名	所在地	概 要	操作方法
深 城 ダ ム 警 報 局	大月市七保町瀬戸竹平	サイレン、スピーカ	無 線
唐 澤 上 警 報 局	大月市七保町瀬戸唐澤	〃	〃
竹 平 警 報 局	大月市七保町瀬戸竹平	〃	〃
唐 澤 下 警 報 局	大月市七保町瀬戸唐澤	〃	〃
大 澤 第 1 警 報 局	大月市七保町瀬戸大澤	〃	〃
大 澤 第 2 警 報 局	大月市七保町瀬戸大澤	〃	〃
和 田 警 報 局	大月市七保町瀬戸和田	〃	〃
入 川 警 報 局	大月市七保町瀬戸入川	〃	〃
中 ブ ロ 警 報 局	大月市七保町瀬戸中ブロ	〃	〃
ヲモレ第 1 警報局	大月市七保町瀬戸ヲモレ	〃	〃
ヲモレ第 2 警報局	大月市七保町瀬戸ヲモレ	〃	〃
矢 坪 第 1 警 報 局	大月市七保町瀬戸矢坪	〃	無線、 有線
矢 坪 第 2 警 報 局	大月市七保町瀬戸矢坪	〃	無 線
井 戸 地 警 報 局	大月市七保町瀬戸井戸地	〃	〃
六 ツ 原 警 報 局	大月市七保町瀬戸六ツ原	〃	〃
宮 原 警 報 局	大月市七保町瀬戸宮原	〃	〃

別表第3（第23条関係）

ダム計測項目

計測項目	第1期	第2期	第3期
漏水量	1回/日	1回/週	1回/月
変形	1回/日	1回/週	1回/月
揚圧力	1回/日	1回/週	1回/月
間隙水圧	1回/日	1回/週	1回/月
地震	地震時		

注) 第1期：湛水開始から満水以後所要期間（2ヶ月以上）を経過するまで
第2期：第1期経過後、ダム及び基礎岩盤の挙動が定常状態に達するまで
第3期：第2期経過以降

別表第4（第24条関係）

ダム観測項目

観測項目			備考
気象	天気	気	毎日9時
	気温	温	常時
	気圧	圧	常時
	湿度	度	常時
	風向	向	常時
	風速	速	常時
	降水量	量	常時
	積雪	雪	積雪時
水象	水位	位	平常時、毎正時、洪水時、適時
	流入量	量	平常時、毎正時、洪水時、適時
	放流量	量	平常時、毎正時、洪水時、適時
	水温	温	毎日1回
	水質	質	毎日1回
	堆砂	砂	毎日1回、洪水時適宜
	結氷	氷	結氷時

河口湖水門及びうそぶき水門操作規則

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 2 条）
- 第 2 章 河口湖水門及びうそぶき水門の操作の方法等（第 3 条～第 7 条）
- 第 3 章 洪水警戒体制（第 8 条～第 10 条）
- 第 4 章 雑則（第 11 条～第 14 条）

第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 山梨県南都留郡富士河口湖町浅川字高石 1079 番 2 地先相模川水系河口湖河口湖水門及び山梨県南都留郡富士河口湖町浅川字片浜 1309 番 1 地先相模川水系河口湖うそぶき水門の操作については、この操作規則の定めるところによる。

（操作の目的）

第 2 条 河口湖水門及びうそぶき水門の操作は、河口湖の洪水の調節を行うことを目的とする。

第 2 章 河口湖水門及びうそぶき水門の操作の方法等

（河口湖の水位を調節するための操作の方法）

第 3 条 山梨県富士・東部建設事務所長（以下「建設事務所長」という。）は、山梨県南都留郡富士河口湖町浅川字片浜 1309 番 1 地先相模川水系河口湖河口湖量水標において測定した水位（以下「河口湖水位」という。）を次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める水位以下となるよううそぶき水門のゲート进行操作するものとする。

一 6 月 1 日から 10 月 31 日までの期間は、標高 832.025 メートルとすること。

二 11 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの期間は、標高 832.525 メートルとすること。

2 建設事務所長は、第 1 項第二号に定める期間内に同項第一号に定める水位以下となるように山梨県県土整備部長（以下「部長」という。）の定めるところにより、うそぶき水門のゲート进行操作するものとする。

3 建設事務所長は、前項により河口湖水位を第 1 項各号に定める水位以下となるよううそぶき水門のゲート进行操作するときは、河口湖水門のゲートを全閉しておくものとする。

4 建設事務所長は、前項によりうそぶき水門のゲート进行操作する場合においては、うそぶき水門からの放流量を毎秒 7.79 立方メートル以下とし、うそぶき水門の下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（洪水時における操作の方法）

第4条 建設事務所長は、前条第1項により河口湖水位が前条第1項各号に定める水位以下となるよううそぶき水門のゲート进行操作している場合において、うそぶき水門からの放流量が毎秒7.79立方メートルに達し、河口湖水位を前条第1項各号に定める水位以下に保つことができなくなったときは、うそぶき水門より毎秒7.79立方メートルを放流するよううそぶき水門のゲート进行操作し、河口湖水門のゲートを開き河口湖水位を前条第1項各号に定める水位マイナス0.1メートルから当該各号に定める水位の間に保つように操作するものとする。

2 建設事務所長は、前項及び次項により河口湖水位を前条第1項各号に定める水位マイナス0.1メートルから当該各号に定める水位の間に保つように河口湖水門のゲート进行操作している場合において、河口湖水門からの放流量が毎秒22.21立方メートルに達し、河口湖水位を前条第1項各号に定める水位以下に保つことができなくなったときは、河口湖水門より毎秒22.21立方メートルを放流するよう河口湖水門のゲート进行操作するものとする。

3 建設事務所長は、前項により河口湖水門より毎秒22.21立方メートルを放流するよう河口湖水門のゲート进行操作している場合において、河口湖水位が前条第1項各号に定める水位以下になったときは、河口湖水位を前条第1項各号に定める水位マイナス0.1メートルから当該各号に定める水位の間に保つように河口湖水門のゲート进行操作するものとする。

4 建設事務所長は第1項及び第3項により河口湖水位を前条第1項各号に定める水位マイナス0.1メートルから当該各号に定める水位の間に保つように河口湖水門のゲート进行操作している場合において、河口湖水門のゲートが全閉となったときは、第3条に定めるところによりうそぶき水門のゲート进行操作するものとする。

5 建設事務所長は、第1項、第3項及び第4項により河口湖水門のゲート进行操作する場合においては、河口湖水門の下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 建設事務所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前2条に規定する方法以外の方法により河口湖水門及びうそぶき水門进行操作することができるものとする。

(放流に関する通知等)

第6条 建設事務所長は、第4条により河口湖水門のゲートを開き、河口湖水門より放流を開始するときは、事務所長の定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するとともに一般に警告するものとする。(操作に関する記録)

第7条 建設事務所長は、河口湖水門及びうそぶき水門进行操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻。
- 二 気象及び水象の状況。
- 三 操作したゲートの名称及び開度、ゲート操作による放流量及び河口湖水位の状況。
- 四 操作の際に行なった通知及び警告の状況。
- 五 第5条に該当するときは、操作の理由。

六 その他参考となるべき事項。

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第8条 建設事務所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 甲府地方気象台から富士五湖地方の大雨及び洪水に関する警報の伝達を受けたとき。
- 二 その他洪水が発生するおそれがあると認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第9条 建設事務所長は、洪水警戒体制においては、次の各号の措置をとるものとする。

- 一 洪水時において河口湖水門及びうそぶき水門を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 河口湖水門及びうそぶき水門のゲート並びにゲート等を操作するため必要な機械及び器具の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- 三 河口湖水門及びうそぶき水門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。

(洪水警戒体制の解除)

第10条 建設事務所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第11条 建設事務所長は、河口湖水門及びうそぶき水門及びこれらを操作するため必要な機械、器具等については、県土整備部長の定めるところにより点検、整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観 測)

第12条 建設事務所長は河口湖水位その他河口湖水門及びうそぶき水門を操作するため必要な事項を、県土整備部長の定めるところにより、観測するものとする。

(日報等)

第13条 建設事務所長は、河口湖水門及びうそぶき水門の管理に関する事項については、県土整備部長の定めるところにより、日報、月報及び年報を作成し、これらを保存するものとする。

(県土整備部長への委任)

第14条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のため必要な事項は、県土整備部長が定める。

附 則

この規則は、平成5年11月15日から適用する。

河口湖水門及びうそぶき水門操作細則

(通 則)

第1条 山梨県南都留郡富士河口湖町浅川字高石 1079 番 2 地先相模川水系河口湖河口湖水門及び山梨県南都留郡富士河口湖町浅川字片浜 1309 番 1 地先相模川水系河口湖うそぶき水門の操作については、河口湖水門及びうそぶき水門操作規則（平成 年山梨県告示第 号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(河口湖の水位を調節するための操作の方法)

第2条 規則第3条第1項に規定するうそぶき水門のゲートの操作は10分間隔で行うものとし、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

一 規則第3条第1項第一号に規定する期間におけるうそぶき水門のゲートの操作は、うそぶき水門のゲートが次に掲げる表の左欄各項に定める開度である場合において、河口湖水位が標高 831.925 メートル未満であるとき（東京電力 リニューアブルパワー(株)駒橋事業所長が発電のためにうそぶき水門のゲートを操作している場合において、河口湖水位が標高 832.025 メートル未満であるときを除く。）は中欄各項に定める開度、標高 832.025 メートル以上であるときは右欄各項に定める開度にする。

うそぶき水門のゲートの 開 度 状 況 (セ ン チ メ ー ト ル)	河 口 湖 水 位 が 標 高 8 3 1 . 9 2 5 メ ー ト ル 未 満 (セ ン チ メ ー ト ル)	河 口 湖 水 位 が 標 高 8 3 2 . 0 2 5 メ ー ト ル 以 上 (セ ン チ メ ー ト ル)
0	0	5
5	0	10
10	5	20
20	10	35
35	20	50
50	35	63
63	50	63

二 規則第3条第1項第二号に規定する期間におけるうそぶき水門のゲートの操作は、うそぶき水門のゲートが次に掲げる表の左欄各項に定める開度である場合において、河口湖水位が標高 832.425 メートル未満であるとき（東京電力 リニューアブルパワー(株)駒橋事業所長が発電のためにうそぶき水門のゲートを操作している場合において、河口湖水位が標高 832.525 メートル未満であるときを除く。）は中欄各項に定める開度、標高 832.525 メートル以上であるときは右欄各項に定める開度にする。

うそぶき水門のゲートの開度状況 (センチメートル)	河口湖水位が標高 832.425 メートル未満 (センチメートル)	河口湖水位が標高 832.525 メートル以上 (センチメートル)
0	0	5
5	0	10
10	5	20
20	10	30
30	20	50
50	30	57
57	50	57

2 規則第3条第2項に規定するうそぶき水門のゲートの操作は、5月11日から行うものとし、うそぶき水門からの放流量を別紙第1の放流増加曲線の範囲内で操作するものとする。

(洪水時における操作の方法)

第3条 規則第4条第1項及び第3項に規定する河口湖水門のゲートの操作は10分間隔で行うものとし、次の各号に定めるところにより河口湖水門及びうそぶき水門のゲートを操作するものとする。

一 規則第3条第1項第一号に規定する期間における河口湖水門のゲートの操作は、河口湖水門のゲートが次に掲げる表の左欄各項に定める開度である場合において、河口湖水位が標高 831.925 メートル未満であるときは中欄各項に定める開度、標高 832.025 メートル以上であるときは右欄各項に定める開度にするものとし、うそぶき水門のゲートの開度は別紙第2に掲げるゲート開度にしておくこと。

河口湖水門のゲートの開度状況 (センチメートル)	河口湖水位が標高 831.925 メートル未満 (センチメートル)	河口湖水位が標高 832.025 メートル以上 (センチメートル)
0	0	10
10	0	20
20	10	35
35	20	55
55	35	75
75	55	110
110	75	157
157	110	157

二 規則第3条第1項第二号に規定する期間における河口湖水門のゲートの操作は、河口湖水門のゲートが次に掲げる表の左欄各項に定める開度である場合において、河口湖水位が標高 832.425 メートル未満であるときは中欄各項に定める開度、標高 832.525 メートル以上であるときは右欄各項に定める開度にするものとし、うそぶき水門のゲートの開度は別紙第2に掲げるゲート開度にしておくこと。

河 口 湖 水 門 の ゲ ー ト の 開 度 状 況 (セ ン チ メ ー ト ル)	河 口 湖 水 位 が 標 高 832.425 メートル未満 (セ ン チ メ ー ト ル)	河 口 湖 水 位 が 標 高 832.525 メートル以上 (セ ン チ メ ー ト ル)
0	0	10
10	0	20
20	10	30
30	20	45
45	30	65
65	45	85
85	65	112
112	85	112

2 規則第4条第2項に規定する河口湖水門及びうそぶき水門のゲートの操作は 10 分間隔で行うものとし、別紙第2に掲げる河口湖水位に応じたゲート開度とするものとする。

(関係機関)

第4条 規則第6条の規定による関係機関は、別紙第3に掲げる機関とする。

(放流に関する関係機関への通知)

第5条 建設事務所長は、河口湖水門のゲートを操作し放流を開始する1時間前までに別紙第3に掲げる関係機関に、通知しなければならない。

(放流に関する一般への警告)

第6条 規則第6条の規定による一般への警告は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 別紙第4に掲げる警報所における警報は、河口湖水門のゲートを操作し放流を開始する30分前にサイレンを1分間吹鳴、15秒間休止、1分間吹鳴し、6分前に1分間吹鳴、15秒間休止、1分間吹鳴、15秒間休止、1分間吹鳴して行うこと。

また、警報所のスピーカーによる警告は、サイレン吹鳴終了に続いて行うこと。

二 警報車による警報は、嘯治水トンネル出口から深山橋（桂川合流点直下流）までの間について、河口湖水門のゲートを操作し放流を開始する30分前から警報車に設置したスピーカーにより行うこと。また、必要に応じて警報車に設置したサイレンを吹鳴すること。

(洪水警戒体制における措置)

第7条 規則第9条第一号に規定する洪水警戒体制時における職員の呼集、業務分担、配置その他必要な事項については、所長の定めるところによるものとする。

(関係機関との連絡)

第8条 規則第9条第三号に規定する関係機関は、別紙第3に掲げる機関とする。

(洪水警戒体制の解除)

第9条 規則第10条に規定する洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときとは、規則第3条によりうそぶき水門のゲートを操作している場合において、うそぶき水門からの放流量が減少したときをいうものとする。

(点検及び整備)

第10条 規則第11条に規定する点検及び整備は、河口湖水門及びうそぶき水門整備点検要領により行うものとする。

(観測)

第11条 規則第12条に規定する観測は、別紙第5に掲げる事項について行うものとする。

(日報等)

第12条 規則第13条に規定する日報、月報及び年報には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 ゲートの操作に関する記録。
- 二 気象及び水象に関する観測記録。
- 三 点検及び整備に関する事項。
- 四 その他。

2 前項の日報、月報及び年報は、別紙第6、別紙第7、別紙第8に掲げるとおりとする。

(異常時における報告)

第13条 建設事務所長は、次の各号に掲げる場合においては、速やかにその状況を山梨県県土整備部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。

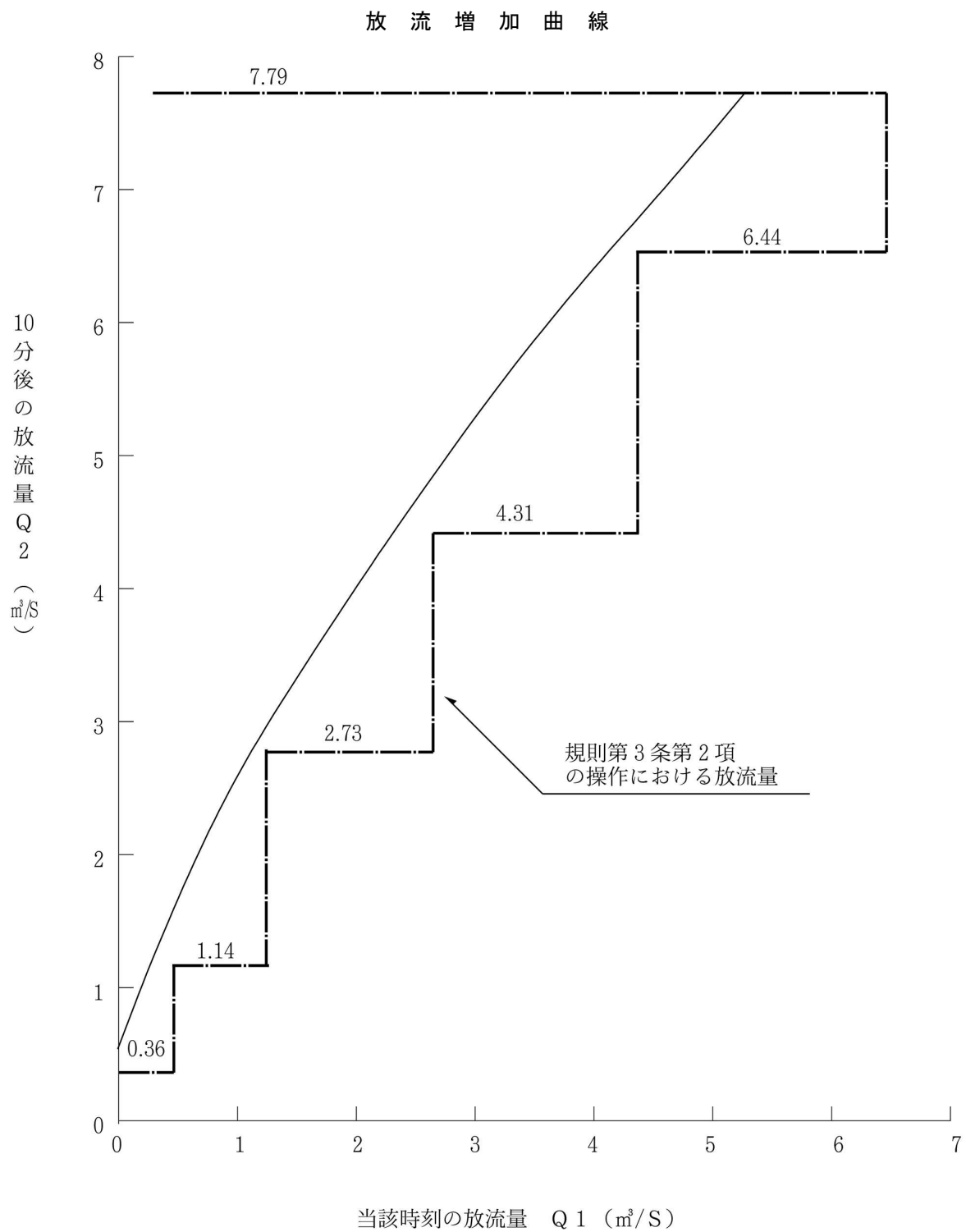
- 一 規則第5条に規定する操作を行ったとき。
- 二 河口湖水門及びうそぶき水門の本体及び付属施設に異常を認めたとき。
- 三 その他事故等が発生したとき。

(所長への委任)

第14条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施のため必要な事項は、所長が定める。

附 則

この細則は、平成5年11月15日から適用する。



別紙第2（第3条関係）

河口湖水位別うそぶき水門ゲート開度及び河口湖水門ゲート開度

河 口 湖 水 位 (メートル)	うそぶき水門のゲート開度 (センチメートル)	河 口 湖 水 門 の ゲ ー ト 開 度 (セ ン チ メ ー ト ル)
834.525	43	66
834.475	44	66
834.425	44	67
834.375	44	68
834.325	44	68
834.275	45	69
834.225	45	69
834.175	45	70
834.125	45	71
834.075	46	71
834.025	46	72
833.975	46	73
833.925	47	74
833.875	47	74
833.825	47	75
833.775	47	76
833.725	48	77
833.675	48	78
833.625	48	79
833.575	49	80
833.525	49	81
833.475	49	82
833.425	50	83
833.375	50	84
833.325	50	85
833.275	51	86
833.225	51	87
833.175	51	88
833.125	52	90
833.075	52	91
833.025	53	92
832.975	53	94
832.925	53	96
832.875	54	97
832.825	54	99
832.775	55	101
832.725	55	103
832.675	56	105
832.625	56	107
832.575	57	109
832.525	57	112
832.475	58	115
832.425	58	118
832.375	59	121
832.325	59	125
832.275	60	129
832.225	60	133
832.175	61	138
832.125	62	143
832.075	62	150
832.025	63	157

注) うそぶき水門から最大 7.79 m³/s、河口湖水門から最大 22.21 m³/s 放流時のゲート開度

別紙第3（第4条、第5条及び第8条関係）

関 係 機 関		
区 分	機 関 名	備 考
国 土 交 通 省	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所	
山 梨 県	富士・東部建設事務所	
市 町 村	富士吉田市	
	西桂町	
	都留市	
	大月市	
	富士河口湖町	
警 察 署	富士吉田警察署	
	大月警察署	
民 間	東京電力リニューアブルパワー（株）駒橋事業所	

別紙第4（第6条関係）

警 報 所		
名 称	位 置	備 考
第1警報所	山梨県南都留郡富士河口湖町浅川字高石1079-2番地先	河口湖警報局
第2警報所	山梨県富士吉田市新倉旭町地先	うそぶき川警報局
第3警報所	山梨県富士吉田市下吉田新町3丁目地先	宮川警報局
第4警報所	山梨県富士吉田市下吉田富士見町下の水地先	相模川警報局

別紙第5（第11条関係）

観 測 項 目			
観 測 項 目		単 位	備 考
河口湖時刻雨量		mm	
河口湖水位		m	
うそぶき水門開度		cm	
うそぶき水門放流量		m ³ /s	
河口湖水門開度		cm	
河口湖水門放流量		m ³ /s	
河 川 水 位	トンネル出口	m	放水路流量観測局
	中央高速橋	m	うそぶき川水位観測局
	宮川・うそぶき川合流点	m	宮川上流水位観測局
	宮川橋	m	宮川水位観測局
	昭和橋	m	入山川合流点水位観測局
	月光橋	m	中沢川合流点水位観測局
	深山橋	m	相模川水位観測局

附表第23表

農業用取水堰および水門一覧表

中北建設事務所水防支部

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通信方法	構 造	備 考
荒 川	1 の 堰 水 門	甲斐市牛匂地内	甲 斐 市 長	(055)277-3112	手動巻上式	かんがい用
荒 川	2 の 堰 水 門	甲斐市島上条地内	甲 斐 市 長	(055)277-3112	手動巻上式	かんがい用
荒 川	3 の 堰 水 門	甲斐市島上条地内	甲 斐 市 長	(055)277-3112	手動巻上式	かんがい用
釜 無 川	三ヶ村堰用水	南アルプス市下高砂	下 高 砂 自 治 会 長	(055)285-3864	手動巻上式	かんがい用
釜 無 川	柿 形 水 道 用 水 樋 水 門	南アルプス市上今諏訪地内	南 ア ル プ ス 市 建 設 部	農林土木課 (055)282-6259	自然取入れ	かんがい用
釜 無 川	農工団地水門	南アルプス市下今諏訪地内	建設部道路整備課	(055)282-6368	手動巻上式	排 水
御 勅 使 川	四ヶ塚堰取入口	南アルプス市駒場地内	四ヶ塚 堰 組 合 長	(055)285-6639	手動巻上式	排 水
御 勅 使 川	下 塚 堰 取 入 口	南アルプス市駒場地内	飯野新田自治会長	(055)285-1521	手動巻上式	排 水
御 勅 使 川	下 塚 堰	南アルプス市駒場地内	飯野新田自治会長	(055)285-1521	手動巻上式	排 水
井 路 縁 川	落 合 水 門	南アルプス市荊沢	建設部道路整備課	(055)282-6368	自動巻上式	排 水
御 勅 使 川	穴 堰 取 水 口	南アルプス市野牛島地区	野牛島土地改良区	(055)285-0845	自動巻上式	かんがい用
五 明 川	五 明 水 門	南アルプス市東南湖	建設部道路整備課	(055)282-6368	自動巻上式	排 水
横 川	横 川 水 門	南アルプス市東南湖	建設部道路整備課	(055)282-6368	自動巻上式	排 水
横 川	横 川 上 流 堰	南アルプス市東南湖	建設部道路整備課	(055)282-6368	自動巻上式	かんがい用
深 沢 川	上宮地大頭首工	南アルプス市上宮地田頭	上 宮 地 組 合 長	農協曲輪田事務所 (055)282-2008	自然取入れ	かんがい用
深 沢 川	小笠原水路水門	南アルプス市小笠原柿平地先	小 笠 原 組 合 長	農協小笠原事務所 (0552)82-3211	手動巻上式	かんがい用
高 室 川	曲 輪 田 井 北 原 頭 首 工	南アルプス市曲輪田横久根	曲 輪 田 組 合 長	農協曲輪田事務所 (055)282-2008	自然取入れ	かんがい用
高 室 川	曲 輪 田 井 井 詰 頭 首 工	南アルプス市曲輪田横久根	曲 輪 田 組 合 長	農協曲輪田事務所 (055)282-2008	自然取入れ	かんがい用
高 室 川	曲 輪 田 井 詰 第 2 頭 首 工	南アルプス市曲輪田井詰	曲 輪 田 組 合 長	農協曲輪田事務所 (055)282-2008	自然取入れ	かんがい用
市之瀬川	上 市 之 瀬 大 口 頭 首 工	南アルプス市上市之瀬	上 市 之 瀬 組 合 長	農協野之瀬事務所 (055)282-0449	自然取入れ	かんがい用
市之瀬川	中 野 下 杉 木 頭 首 工	南アルプス市中野下杉木	中 野 組 合 長	農協野之瀬事務所 (055)282-0449	自然取入れ	かんがい用
市之瀬川	下 市 之 瀬 畑 田 頭 首 工	南アルプス市下市之瀬畑田	下 市 之 瀬 組 合 長	農協野之瀬事務所 (055)282-0449	自然取入れ	かんがい用

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通信方法	構 造	備 考
大 和 川	曲 輪 田 大 和 頭 首 工	南アルプス市曲輪田大和	曲 輪 田 組 合 長	農協曲輪田事務所 (0552)82-2008	自然取入れ	かんがい用
市之瀬川	下 市 之 瀬 大 口 取 入 口	南アルプス市下市之瀬飲 堰	下 市 之 瀬 組 合 長	農協野之瀬事務所 (055)282-0449	自然取入れ	かんがい用
市之瀬川	大 畑 取 入 口	南アルプス市下市之瀬大 畑	下 市 之 瀬 組 合 長	農協野之瀬事務所 (055)282-0449	自然取入れ	かんがい用
市之瀬川	内久根取入口	南アルプス市下市之瀬内 久根	下 市 之 瀬 組 合 長	農協野之瀬事務所 (055)282-0449	自然取入れ	かんがい用
釜 無 川	一 本 杉 頭 首 工	南アルプス市鏡中条	南 ア ル プ ス 市 建 設 部	農林土木課 (055)282-6259	電動巻上式	かんがい用
釜 無 川	第 5 番 用 水 樋 門	南アルプス市下高砂道下	下 高 砂 自 治 会 長	(055)285-3864	手動巻上式	かんがい用
釜 無 川	下河原用水樋管	南アルプス市鏡中条	鏡 中 条 将 監 水 利 組 合	055(283)0656	手動巻上式	かんがい用
釜 無 川	第 2 番 用 水 樋 門	南アルプス市鏡中条	鏡 中 条 将 監 水 利 組 合	055(283)0656	手動巻上式	かんがい用
釜 無 川	高 岩 頭 首 工	甲斐市竜王字片瀬地先	竜 王 土 地 改 良 区 理 事 長	(055)276-2111	機 械 巻 上	かんがい用
釜 無 川	上 堰 頭 首 工	甲斐市竜王字下河原地 先	竜 王 土 地 改 良 区 理 事 長	(055)276-2111	機 械 巻 上	かんがい用
釜 無 川	新水道取水口	甲斐市 西八幡字上河除附地先	竜 王 土 地 改 良 区 理 事 長	(055)276-2111	手動巻上式	かんがい用
釜 無 川	第 1 集 水 暗 渠	甲斐市竜王字下河原地 先	竜 王 土 地 改 良 区 理 事 長	(055)276-2111	手動巻上式	かんがい用
釜 無 川	第 2 集 水 暗 渠	甲斐市 西八幡字五本松地先	竜 王 土 地 改 良 区 理 事 長	(055)276-2111	手動巻上式	かんがい用
釜 無 川	第 3 集 水 暗 渠	甲斐市竜王字西裏地先	竜 王 土 地 改 良 区 理 事 長	(055)276-2111	手動巻上式	かんがい用
貢 川	沖 田 取 水	甲斐市竜地字沖田地先	竜 王 土 地 改 良 区 理 事 長	(055)276-2111	手動巻上式	かんがい用
荒 川	西 下 条 堰	甲府市大里町	西下条自治会土木部	(080)5529-1124	転倒ゲート	かんがい用
荒 川	東 下 条 堰	甲府市中町	東 下 条 農 事 組 合	(055)241-2043	転倒ゲート	かんがい用
荒 川	下 今 井 堰	甲府市上今井町	下 今 井 農 事 組 合	(055)220-2326	転倒ゲート	かんがい用
荒 川	中 町 堰	甲府市中町	中 町 農 事 組 合	(055)241-5013	転倒ゲート	かんがい用
荒 川	中 条 堰	甲府市大里町	中条自治会環境部	(055)243-4550	転倒ゲート	かんがい用
荒 川	小 瀬 堰	甲府市住吉二丁目	小 瀬 農 事 組 合 上 今 井 農 事 組 合	(055)241-2635 (090)8023-7072	転倒ゲート	かんがい用
荒 川	住 吉 第 一 堰	甲府市相生三丁目	下小河原水利組合	(055)241-3721 (055)237-9183 (055)241-5877	転倒ゲート	かんがい用
荒 川	住 吉 第 二 堰	甲府市伊勢二丁目	中小河原農事組合	(055)241-6154 (055)243-3126	転倒ゲート	かんがい用
荒 川	三 ツ 水 門	甲府市相生三丁目	甲 府 市 産 業 部 農 政 課	(055)298-4836	転倒ゲート	かんがい用
荒 川	池田第一・二・三 堰	甲府市荒川二丁目	池 田 水 利 組 合	(055)252-2453	自然取入れ	かんがい用

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通 信 方 法	構 造	備 考
荒 川	呑 川 堰	甲府市山宮町	千 塚 水 利 組 合	(055)252-2070	自然取入れ	かんがい用
荒 川	塩 部 堰	甲府市山宮町	千 塚 水 利 組 合	(055)252-2070	自然取入れ	かんがい用
荒 川	谷 下 堰	甲府市平瀬町	平 瀬 町 自 治 会 上 野 自 治 会	(055)251-8643	自然取入れ	かんがい用
荒 川	新 田 堰	甲府市平瀬町	平 瀬 町 自 治 会 平 瀬 自 治 会	(055)251-8660	自然取入れ	かんがい用
荒 川	平 瀬 堰	甲府市平瀬町	平 瀬 町 自 治 会 平 瀬 自 治 会	(055)251-8660	自然取入れ	かんがい用
濁 川	玉 諸 排 水 機 場	(左岸)西高橋町 (右岸)蓬沢町	甲 府 市 産 業 部 農 政 課	(055)298-4836	排水ポンプ式	排 水 用
濁 川	国里橋下逆止門	甲府市国玉町	西 高 橋 町 自 治 会	(055)233-1075	手動巻上式	逆流防止用
平 等 川	雑 子 堰	甲府市川田町	差 出 堰 土 地 改 良 区	(090)4221-8582	自然取入れ	かんがい用
平 等 川	向 堰	甲府市向町	向 町 自 治 会	(055)232-3590	自然取入れ	かんがい用
平 等 川	近 津 用 水	甲府市川田町	近 津 用 水 利 組 合	(055)233-7920	自然取り入れ	かんがい用
平 等 川	増 坪 堰	甲府市増坪町	六 ヶ 村 水 利 組 合	(055)241-3528	頭首工取り 入 れ	かんがい用
蛭 沢 川	落合堰(大町用水)	甲府市落合町	落 合 農 事 組 合	(080)3087-6370	手動巻上式	かんがい用
貢 川	第 一 起 伏 堰	甲府市上石田一丁目	上 石 田 (第 一) 農 事 組 合	(055)222-7890	自然取り入れ	かんがい用
貢 川	第 二 起 伏 堰	甲府市上石田一丁目	高 畑 (北 部) 農 事 組 合	(055)224-5425	自然取り入れ	かんがい用
貢 川	新 田 第 一 堰	甲府市新田町	新 田 農 事 組 合	(055)222-5740	自然取り入れ	かんがい用
貢 川	新 田 第 二 堰	甲府市新田町	下 飯 田 第 一 農 事 組 合	(055)222-9114	自然取り入れ	かんがい用
貢 川	十 二 代 第 二 堰	甲府市貢川二丁目	下 河 原 農 事 組 合	(055)226-4129	転倒ゲート	かんがい用
湯 川	鳥 の 木 堰	甲府市湯村三丁目	湯 村 農 事 組 合	(044)977-5617	転倒ゲート	かんがい用
湯 川	湯 川 堰	甲府市湯村三丁目	甲 府 市 産 業 部 農 政 課	(055)298-4836	手動巻上式	かんがい用
流 川	流 川 第 一 堰	甲府市大津町	大 津 東 農 事 組 合 大 津 北 農 事 組 合 大 津 西 農 事 組 合	(055)241-2636 (055)241-2153 (055)241-2835	転倒ゲート	かんがい用
流 川	流 川 第 二 堰	甲府市大里町	堀之内自治会土木部	(090)9389-1625	転倒ゲート	かんがい用
鎌 田 川	桜 堰	甲府市宮原町	堀之内自治会土木部	(090)9389-1625	転倒ゲート	かんがい用
鎌 田 川	竜 頭 堰	甲府市大里町	窪 中 島 自 治 会	(080)9568-4824	手動巻上式	かんがい用
帯 那 川	丸 山 溜 池	甲府市下帯那町	山 梨 県 耕 地 課	(055)223-1626	アースダム	かんがい用
帯 那 川	仮 宿 溜 池	甲府市下帯那町	帯 那 土 地 改 良 区	(055)251-8412 (055)251-8857	アースダム	かんがい用

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通信方法	構 造	備 考
帯 那 川	荒 井 溜 池	甲府市下帯那町	帯 那 土 地 改 良 区	(055)251-8412 (090)5194-5066	アースダム	かんがい用
帯 那 川	昭 和 池	甲府市上帯那町	帯 那 土 地 改 良 区	(055)251-8412 (055)251-8408	アースダム	かんがい用
帯 那 川	大 正 池	甲府市上帯那町	帯 那 土 地 改 良 区	(055)251-8412 (055)251-8737	アースダム	かんがい用
相 川 支 流	和 田 第 三 溜 池	甲府市和田町	和 田 町 貯 水 池 管 理 組 合	(055)253-6476	アースダム	かんがい用
相 川	西 耕 地 溜 池	甲府市古府中町	西 耕 地 溜 池 維 持 管 理 組 合	(090)5511-4095	コンクリート造	かんがい用
相 川	竜 華 池	甲府市古府中町	相 川 土 地 改 良 区	(055)253-4407	アースダム	かんがい用
相 川	松 木 堀	甲府市屋形三丁目	相 川 土 地 改 良 区	(055)253-4407	アースダム	かんがい用
相 川	岩 窪 溜 池	甲府市岩窪町	相 川 土 地 改 良 区	(055)253-4407	アースダム	かんがい用
沼 川	沼川逆水防止樋門	甲府市高畑三丁目	甲 府 市 ま ち づ くり 部 道 路 河 川 課	(055)237-5842	機械巻上式	逆流防止用
小松田川	オギノ上下流	甲府市国母一丁目	下 石 田 農 事 組 合	(055)224-4603	転倒ゲート	かんがい用
四 分 川	四分川逆水防止樋門	甲府市大里町	甲 府 市 ま ち づ くり 部 道 路 河 川 課	(055)237-5842	機械巻上式	逆流防止用
四 分 川	四 分 川 堰	甲府市国母五丁目	甲 府 市 産 業 部 農 政 課	(055)298-4836	手動巻上式	かんがい用
四 分 川	牛 の 宮 上 堰	甲府市大里町	二 日 市 場 西 農 事 組 合	(090)7223-8319	転倒ゲート	かんがい用
四 分 川	牛 の 宮 下 堰	甲府市大里町	二 日 市 場 西 農 事 組 合	(090)7223-8319	転倒ゲート	かんがい用
芋 沢 川	城 の 越 用 水	甲府市上曽根町	城 の 越 用 水 組 合	(055)266-2347	手動巻上式	かんがい用
芋 沢 川	久 保 田 用 水	甲府市上曽根町	久 保 田 用 水 組 合	(055)266-2347	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	上曽根揚水機場	甲府市上曽根町	甲 府 市 産 業 部 農 政 課	(055)298-4836	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	白井河原樋門	甲府市白井町	甲 府 市 産 業 部 農 政 課	(055)298-4836	手動巻上式	かんがい用
境 川	白 井 溜 池	甲府市白井町	南 耕 地 水 利 組 合	(055)266-4241	アースダム	かんがい用
間 門 川	柏 排 水 機 場	甲府市下曽根町	甲 府 市 産 業 部 農 政 課	(055)298-4836	排水ポンプ式	排 水 用
滝 戸 川	松本第一用水	甲府市下向山町	松 本 第 一 用 水 組 合	(055)266-5172	手動巻上式	かんがい用
滝 戸 川	松本第二用水	甲府市下向山町	松 本 第 二 用 水 組 合	(055)266-5172	手動巻上式	かんがい用
滝 戸 川	一 の 出 用 水	甲府市下曽根町	一 の 出 用 水 組 合	(055)266-3105	手動巻上式	かんがい用
下 曽 根 川	下 曽 根 西 耕 地 樋 門	中央市高部	甲 府 市 ま ち づ くり 部 道 路 河 川 課	(055)237-5842	電動巻上式	逆流防止用
釜 無 川	四 ケ 村 堰	甲斐市下今井字清水端	四ケ村堰土地改良区	(055)285-0344	手動巻上式	かんがい用

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通信方法	構 造	備 考
釜 無 川	本 途 堰	甲斐市宇津谷字金剛地先	本途堰土地改良区	0551-28-3459	ハンドル式	かんがい用
濁 川	大田川排水機場	甲府市善光寺一丁目	甲府市まちづくり部 道 路 河 川 課	(055)237-5842	排水ポンプ式	排 水 用
十 郎 川	十郎川排水機場	甲府市酒折一丁目	甲府市まちづくり部 道 路 河 川 課	(055)237-5842	排水ポンプ式	排 水 用
常 永 川	臼井阿原用水	中央市臼井阿原地内	臼 井 阿 原 会 第 1 自 治 会	(055)274-8561	手動巻上式	かんがい用
常 永 川	常永川第1堰	中央市臼井阿原地内	臼 井 阿 原 会 第 1 自 治 会	(055)274-8561	自 動 転 倒 ゲ ー ト	かんがい用
常 永 川	五ヶ村用水	中央市臼井阿原地内	臼 井 阿 原 会 第 1 自 治 会	(055)274-8561	手動巻上式	かんがい用
常 永 川	山之神堰 (常永川第2堰)	中央市山之神地内	山 之 神 自 治 会	(055)274-8561	自 動 転 倒 ゲ ー ト	かんがい用
常 永 川	山之神第2堰	中央市山之神地内	山 之 神 自 治 会	(055)274-8561	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	字坪排水機場	中央市今福新田地先	中 央 市 役 所 産 業 建 設 部 産 業 課	(055)274-8561	ポ ン プ	排 水 用
鎌 田 川	東花輪川排水機場	中央市東花輪地内	中 央 市 役 所 産 業 建 設 部 産 業 課	(055)274-8561	ポ ン プ	排 水 用
山 王 川	油 屋 ま ち	中央市下河東地内	下 河 東 西 自 治 会	(055)274-8561	手動巻上式	かんがい用
山 王 川	扇 田 ま ち	中央市下河東地内	下 河 東 下 自 治 会	(055)274-8561	単 板 差 し 込 み 式	かんがい用
山 王 川	平 田 宮 堰 (青 六 堰)	中央市下河東地内	下 河 東 西 自 治 会	(055)274-8561	手動巻上式	かんがい用
山 王 川	八 反 田 堰	中央市下河東地内	下 河 東 西 自 治 会	(055)274-8561	手動巻上式	かんがい用
山 王 川	中 新 居 堰	中央市下河東地内	下 河 東 西 自 治 会	(055)274-8561	手動巻上式	かんがい用
神 明 川	国母工業団地 南 水 門	中央市中楯地内	中 楯 自 治 会	(055)274-8561	単 板 差 し 込 み 式	かんがい用
渋 川	渋川水門NO.5	中央市極楽寺地内	高 橋 自 治 会	(055)274-8561	自 動 転 倒 ゲ ー ト	かんがい用
渋 川	壺 町 田 ま ち	中央市中楯地内	中 楯 自 治 会	(055)274-8561	単 板 差 し 込 み 式	かんがい用
渋 川	堂ノ前まち (宮ノ前まち)	中央市中楯地内	中 楯 自 治 会	(055)274-8561	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	浅利揚水機場	中央市浅利地内	浅 利 水 利 組 合	(055)274-8561	ポ ン プ	かんがい用
仲 川	仲川第1用水	中央市大鳥居地内	休 み 石 水 組 合	(055)274-8561	ポ ン プ	かんがい用
七 覚 川	竹輪溜池用水	甲府市下向山町地内	高 部 水 利 組 合	(055)274-8561	ポ ン プ	かんがい用
七 覚 川	七覚川第1用水	中央市木原地内	高 野 多 喜 男	(055)274-8561	ポ ン プ	かんがい用
七 覚 川	七覚川第2用水	中央市木原地内	七 覚 川 第 2 取 水 組 合	(055)274-8561	ポ ン プ	かんがい用
七 覚 川	七覚川第3用水	中央市木原地内	七 覚 川 第 3 取 水 組 合	(055)274-8561	ポ ン プ	かんがい用

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通 信 方 法	構 造	備 考
七 覚 川	七覚川第4用水	中央市木原地内	七 覚 川 第 4 取 水 組 合	(055)274-8561	ポ ン プ	かんがい用
七 覚 川	七覚川第5用水	中央市木原地内	七 覚 川 第 5 取 水 組 合	(055)274-8561	ポ ン プ	かんがい用
七 覚 川	七覚川第6用水	中央市木原地内	七 覚 川 第 6 取 水 組 合	(055)274-8561	ポ ン プ	かんがい用
七 覚 川	七覚川第8用水	中央市木原地内	七 覚 川 第 8 取 水 組 合	(055)274-8561	ポ ン プ	かんがい用
仲 川	仲川第2用水	中央市大鳥居地内	宮 の 脇 第 二 水 利 組 合	(055)274-8561	ポ ン プ	かんがい用
仲 川	仲川第3用水	中央市大鳥居地内	川 東 水 利 組 合	(055)274-8561	ポ ン プ	かんがい用
仲 川	仲川第4用水	中央市大鳥居地内	早 稲 田 第 二 水 利 組 合	(055)274-8561	ポ ン プ	かんがい用
仲 川	仲川第5用水	中央市大鳥居地内	前田第一水利組合	(055)274-8561	ポ ン プ	かんがい用
大 門 川	大門川用水	中央市大鳥居地内	馬 道 水 利 組 合	(055)274-8561	ポ ン プ	かんがい用
笛 吹 川	高部排水樋管	中央市高部地内	中 央 市 役 所 産 業 建 設 部 産 業 課	(055)274-8561	手 動 巻 上 式	排 水 用

中北建設事務所峡北支所水防支部

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通 信 方 法	構 造	備 考
小 武 川	連 合 堰	韮崎市円野町上円井	上 円 井 区 長	(0551)27-2290	手 動 式	かんがい用
小 武 川	獺 原 堰	韮崎市円野町上円井	上 円 井 区 長	(0551)27-2290	手 動 式	かんがい用
甘 利 沢 川	山 田 堰	韮崎市神山町鍋山	鍋 山 区 長	090-1868-1216	木 扉	かんがい用
甘 利 沢 川	郷 堰	韮崎市神山町鍋山	若 尾 区 長	(0551)22-5236	ハンドル式	かんがい用
釜 無 川	韮 崎 用 水	韮崎市一ツ谷	韮 崎 市 建 設 課	(0551)45-7625	手動巻上式	かんがい用
釜 無 川	祖 母 石 用 水	韮崎市下祖母石	下 祖 母 石 区 長	(0551)22-2475	手動巻上式	かんがい用
釜 無 川	荊 ノ 木 用 水	韮崎市穴山町三ツ石	上 祖 母 石 区 長	(0551)22-0590	手動巻上式	かんがい用
釜 無 川	徳 島 堰	韮崎市円野町上円井	徳島堰土地改良区 理 事 長	(0551)22-0073	電 動 式	かんがい用
甘 利 沢 川	山 口 用 水	韮崎市旭町上條北割山口	山 口 区 長	090-1824-5891	木 扉	かんがい用
釜 無 川	海老島用水樋管	韮崎市大草町若尾193	若 尾 新 田 区 長	(0551)-23-5225	手動巻上式	かんがい用
釜 無 川	力石堰用水樋管	韮崎市龍岡町下條東割	力 石 堰 組 合 長	090-5215-8181	手動巻上式	かんがい用
釜 無 川	新 田 堰	韮崎市穴山町上新田 7772	新 田 堰 組 合 長	090-4602-9770	電 動 式	かんがい用
塩 川	穴 山 亀 石 堰	韮崎市穴山町滝林	穴 山 亀 石 堰 組 合 長	090-1615-7879	手動巻上式	かんがい用
塩 川	中 田 亀 石 堰	韮崎市中田町小田川	中 田 亀 石 堰 組 合 長	090-5814-9668	手動巻上式	かんがい用

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通 信 方 法	構 造	備 考
塩 川	楯 無 堰	韮崎市穂坂町 宮久保上ノ原	楯 無 土 地 改 良 区 理 事 長	(0551)22-4708	ハンドル式	かんがい用
塩 川	藤 井 堰	韮崎市中田町小田川	韮 崎 市 建 設 課	(0551)45-7628	ハンドル式	かんがい用
塩 川	疣岩堰頭首工	北杜市明野町三之蔵地内	受 益 者 代 表	(0551)42-1112 (明野総合支所)	コンクリート 角 落	かんがい用
塩 川	下神取頭首工	北杜市明野町上神取地 内	堰 総 代	(0551)42-1112 (明野総合支所)	手動巻上式	かんがい用
塩 川	上和田頭首工	北杜市明野町上神取地 内	受 益 者 代 表	(0551)42-1112 (明野総合支所)	自然取入れ	かんがい用
塩 川	上神取頭首工	北杜市須玉町江草地内	堰 総 代	(0551)42-1112 (明野総合支所)	手動巻上式	かんがい用
塩 川	両村頭首工	北杜市須玉町江草地内	両 村 堰 土 地 改 良 区 理 事 長	(0551)42-1112 (明野総合支所)	手動巻上式	かんがい用
塩 川	朝穂頭首工	北杜市須玉町江草地内	朝 穂 堰 土 地 改 良 区 理 事 長	(0551)42-1112 (明野総合支所)	サ イ ホ ン	かんがい用
釜瀬川	赤羽根上堰	北杜市須玉町小尾 7010	赤 羽 根 上 堰 水 利 組 合 長	(0551)42-1113 (須玉総合支所)	ハンドル式	かんがい用
小森川	嘉納堰	北杜市須玉町江草17270	嘉納堰水利組合長	(0551)42-1113 (須玉総合支所)	ハンドル式	かんがい用
小森川	漆戸堰	北杜市須玉町江草14632	漆戸堰水利組合長	(0551)42-1113 (須玉総合支所)	ハンドル式	かんがい用
塩 川	比志大堰	北杜市須玉町比志 1973	比志大堰水利組合長	(0551)42-1113 (須玉総合支所)	ハンドル式	かんがい用
塩 川	日向堰	北杜市須玉町江草10852	日向堰水利組合長	(0551)42-1113 (須玉総合支所)	ハンドル式	かんがい用
塩 川	藤田新堰	北杜市須玉町東向 533	穂足水利組合長	(0551)42-1113 (須玉総合支所)	ハンドル式	かんがい用
大門川	源太堰	北杜市須玉町上津金 2499	津金水利組合長	(0551)42-1113 (須玉総合支所)	ハンドル式	かんがい用
須玉川	多麻上堰	北杜市須玉町小倉 2809 -38	多麻水利組合長	(0551)42-1113 (須玉総合支所)	ハンドル式	かんがい用
須玉川	遠照寺堰	北杜市須玉町穴平 3315	穴平水利組合長	(0551)42-1113 (須玉総合支所)	ハンドル式	かんがい用
須玉川	午宝堂堰	北杜市須玉町穴平 3315	穴平水利組合長	(0551)42-1113 (須玉総合支所)	ハンドル式	かんがい用
須玉川	大蔵大堰	北杜市須玉町小倉 556	穂足水利組合長	(0551)42-1113 (須玉総合支所)	ハンドル式	かんがい用
須玉川	茶屋堰	北杜市須玉町大蔵 1107	穂足水利組合長	(0551)42-1113 (須玉総合支所)	ハンドル式	かんがい用
須玉川	横堰	北杜市須玉町藤田 628	穂足水利組合長	(0551)42-1113 (須玉総合支所)	ハンドル式	かんがい用
西 川	新堰	北杜市須玉町若神子 1929	新堰水利組合長	(0551)42-1113 (須玉総合支所)	ハンドル式	かんがい用
鳩 川	新町堰	北杜市長坂町夏秋下立前 498	新町堰水利組合長	(0551)42-1113 (須玉総合支所)	ハンドル式	かんがい用
鳩 川	鯨堰	北杜市須玉町若神子 4403	鯨堰水利組合長	(0551)42-1113 (須玉総合支所)	ハンドル式	かんがい用
釜無川	中新田堰	北杜市武川町上三吹地内	上 三 吹 区 長	(0551)42-1118 (武川総合支所)	ハンドル式	かんがい用

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通 信 方 法	構 造	備 考
尾 白 川	古 川 堰	北杜市武川町上三吹地内	上 三 吹 区 長	(0551)42-1118 (武川総合支所)	ハンドル式	かんがい用
大 武 川	大 平 頭 首 工	北杜市武川町柳沢地内	山 高 区 長 黒 沢 区 長	(0551)42-1118 (武川総合支所)	ハンドル式	かんがい用
大 武 川	柳 沢 堰	北杜市武川町柳沢地内 天神上	柳 沢 区 長	(0551)42-1118 (武川総合支所)	ハンドル式	かんがい用
大 武 川	宮 河 原 堰	北杜市武川町山高地内	牧 原 区 長	(0551)42-1118 (武川総合支所)	ハンドル式	かんがい用
大 武 川	牧 原 堰	北杜市武川町下三吹地 内	牧 原 区 長	(0551)42-1118 (武川総合支所)	ハンドル式	かんがい用
大 武 川	下 三 吹 堰	北杜市武川町下三吹地 内	下 三 吹 区 長	(0551)42-1118 (武川総合支所)	ハンドル式	かんがい用
小 武 川	新 奥 堰	北杜市武川町新奥地内	新 奥 区 長	(0551)42-1118 (武川総合支所)	ハンドル式	かんがい用
小 武 川	黒 岩 頭 首 工	北杜市武川町新奥地内	宮 脇 区 長	(0551)42-1118 (武川総合支所)	ハンドル式	かんがい用
小 武 川	宮脇下堰頭首工	北杜市武川町新奥地内	宮 脇 区 長	(0551)42-1118 (武川総合支所)	自然取入れ	かんがい用
小 武 川	宮 脇 頭 首 工	北杜市武川町宮脇地内	宮 脇 区 長	(0551)42-1118 (武川総合支所)	自然取入れ	かんがい用
石 空 川	和 田 堰	北杜市武川町柳沢字小山平	柳 沢 区 長	(0551)42-1118 (武川総合支所)	自然取入れ	かんがい用
石 空 川	山 高 堰	北杜市武川町柳沢字小山平	山 高 区 長 黒 沢 区 長	(0551)42-1118 (武川総合支所)	自然取入れ	かんがい用
黒 沢 川	日 向 堰	北杜市武川町黒沢地内	山 高 区 長 黒 沢 区 長	(0551)42-1118 (武川総合支所)	自然取入れ	かんがい用
川 俣 川	箕 輪 堰	北杜市高根町長沢	箕 輪 堰 土 地 改 良 区 理 事 長	(0551)42-1443 (高根総合支所)	ハンドル式	かんがい用
川 俣 川	六 ケ 村 堰	北杜市高根町川俣	六 ケ 村 堰 土 地 改 良 区 理 事 長	(0551)42-1443 (高根総合支所)	ハンドル式	かんがい用
川 俣 川	西 沢 堰	北杜市大泉町石堂	西 沢 堰 土 地 改 良 区 理 事 長	(0551)42-1443 (高根総合支所)	ハンドル式	かんがい用
大 門 川	檜 山 堰	北杜市高根町浅川	檜 山 堰 土 地 改 良 区 理 事 長	(0551)42-1443 (高根総合支所)	ハンドル式	かんがい用
泉 川	大 畑 堰	北杜市大泉町西井出泉下	西 井 出 組 長	(0551)42-1116 (大泉総合支所)	自 然 取 水	かんがい用
宮 川	鳴 石 堰	北杜市大泉町谷戸林崎	谷 戸 組 長	(0551)42-1116 (大泉総合支所)	自 然 取 水	かんがい用
泉 川	新 井 堰	北杜市大泉町西井出新井	新 井 地 区 長	(0551)42-1116 (大泉総合支所)	自 然 取 水	かんがい用
泉 川	穴 田 堰	北杜市大泉町西井出下井出	下 井 出 地 区 長	(0551)42-1116 (大泉総合支所)	自 然 取 水	かんがい用
甲 川	和 田 堰	北杜市大泉町西井出下井出	下 井 出 地 区 長	(0551)42-1116 (大泉総合支所)	自 然 取 水	かんがい用
加 倉 川	田 頭 堰	北杜市小淵沢町上笹尾797	下 笹 尾 区 長	(0551)42-1119 (小淵沢総合支所)	自 然 取 水	かんがい用
深 沢 川	福 間 田 堰	北杜市小淵沢町上笹尾3626	上 笹 尾 区 長	(0551)42-1119 (小淵沢総合支所)	自 然 取 水	かんがい用
西 沢 川	西 沢 堰	北杜市小淵沢町 3164	高 野 区 長	(0551)42-1119 (小淵沢総合支所)	自 然 取 水	かんがい用

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通信方法	構 造	備 考
尾 白 川	竹 字 大 堰 水 路	北杜市白州町白須大原地内	竹 宇 区 長	(0551)42－1117 (白州総合支所)	ゲート手動	かんがい用
尾 白 川	竹 宇 水 路	北杜市白州町白須大原地内	白 須 下 区 長	(0551)42－1117 (白州総合支所)	ゲート手動	かんがい用
尾 白 川	曲 足 水 路	北杜市白州町台ヶ原字曲足	台 ヶ 原 区 長	(0551)42－1117 (白州総合支所)	ゲート手動	かんがい用
大 武 川	横 手 水 路	北杜市白州町横手字前山	横 手 区 長	(0551)42－1117 (白州総合支所)	ゲート手動	かんがい用
松 山 沢 川	村 の 内 堰	北杜市白州町鳥原字堰口	鳥 原 区 長	(0551)42－1117 (白州総合支所)	ゲート手動	かんがい用
神 宮 川	大 堰	北杜市白州町鳥原字輿石	松 原 区 長	(0551)42－1117 (白州総合支所)	ゲート手動	かんがい用

峡東建設事務所水防支部

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通信方法	構 造	備 考
重 川	小 山 堰	甲州市塩山赤尾	赤 尾 区 長	(0553)33－6744	手動巻上式	かんがい用
重 川	千 赤 於 堰	甲州市塩山赤尾	赤 尾 区 長	(0553)33－6744	手動巻上式	かんがい用
重 川	柏 原 堰	甲州市塩山上萩原	上萩原上切下区長	090-1693-7619	手動巻上式	かんがい用
文 珠 川	柏 原 堰	甲州市塩山上萩原	上萩原下切区長	(0553)32－3694	手動巻上式	かんがい用
塩 川	横 手 堰	甲州市塩山上於曾	上 於 曾 上 西 区 長	(0553)33－5280	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	四 ヶ 村 堰	甲州市塩山上井尻	上 井 尻 区 長	(0553)22－5193	手動巻上式	かんがい用
重 川	比 久 尼 堰	甲州市勝沼町山字城ヶ坂	東 雲 7 区 長	(0553)44－1936	ポ ン プ	かんがい用
重 川	千 野 第 1、2 堰	甲州市塩山千野	千 野 上 区 長	(0553)33－5833	手動巻上式	かんがい用
重 川	千 野 第 3 堰	甲州市塩山千野	上 東 区 長	(0553)33－6164	手動巻上式	かんがい用
重 川	反 田 堰	甲州市勝沼町山字城ヶ坂	東 雲 7 区 長	(0553)44－1936	自然取入樋管	かんがい用
重 川	新 堰	甲州市勝沼町山城ヶ坂	東 雲 7 区 長	(0553)44－1936	自然取入樋管	かんがい用
びんぐし川	夏 目 堰	甲州市勝沼町菱山字細田	東 雲 3 区 長	(0553)44-0103	自然取入樋管	かんがい用
びんぐし川	前 田 小 路	甲州市勝沼町山字前田	東 雲 9 区 長	(0553)44-2614	自然取入樋管	かんがい用
びんぐし川	赤 坂 堰	甲州市勝沼町小佐手字思連	東 雲 3 区 長	(0553)44-0103	自然取入樋管	かんがい用
びんぐし川	上 野 堰	甲州市勝沼町山字天神塚	東 雲 7 区 長	(0553)44－1936	自然取入樋管	かんがい用
びんぐし川	穴 田 堰	甲州市勝沼町山字穴田	東 雲 8 区 長	(0553)44－1072	自然取入樋管	かんがい用
びんぐし川	山 前 田 堰	甲州市勝沼町山字上河原	東 雲 9 区 長	(0553)44－261	自然取入樋管	かんがい用
びんぐし川	休 息 比 久 尼 堰	甲州市勝沼町休息字北田中	東 雲 10 区 長	(0553)44-1697	自然取入樋管	かんがい用

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通信方法	構 造	備 考
びんぐし川	清 水 下 堰	甲州市勝沼町休息字南下河原	東 雲 10 区 長	(0553)44-1697	自然取入樋管	かんがい用
びんぐし川	下 沖 田 堰	甲州市勝沼町綿塚字下沖田	東 雲 12 区 長	(0553)44-3344	頭首工取入	かんがい用
田 草 川	高 田 和 堰	甲州市勝沼町菱山字高和田	菱 山 1 区 長	(0553)44-005	頭首工取入	かんがい用
田 草 川	康 申 堰	甲州市勝沼町小佐手字横落前	東 雲 4 区 長	(0553)44-057	頭首工取入	かんがい用
田 草 川	子 安 堰	甲州市勝沼町休息字子安	東 雲 11 区 長	(0553)44-087	頭首工取入	かんがい用
日 川	太 郎 堰	甲州市勝沼町岩崎字随評	祝 2 区 長	(0553)44-238	自然取入樋管	かんがい用
日 川	次 郎 堰	甲州市勝沼町字上川久保	次 郎 堰 長 水 利 委 員 会	(0553)44-1111	自然取入樋管	かんがい用
日 川	町 屋 堰	甲州市勝沼町上岩崎字福地	祝 4 区 長	(0553)44-0533	頭首工取入	かんがい用
日 川	三 輪 堰	甲州市勝沼町上岩崎字等々力	勝 沼 8 区 長	(0553)44-1476	自然取入樋管	かんがい用
日 川	四 ケ 村 堰	甲州市勝沼町下岩崎字上川久保	祝 4 区 長	(0553)44-0533	手動式ひ門	かんがい用
日 川	箕 輪 堰	甲州市勝沼町上岩崎字等々力	勝 沼 9 区 長	(0553)44-0926	自然取入樋管	かんがい用
田 草 川	田 中 堰	甲州市勝沼町下岩崎字田中	祝 2 区 長	(0553)44-238	自然取入樋管	かんがい用
田 草 川	有 賀 堰	甲州市勝沼町下岩崎字近田	祝 1 区 長	(0553)44-5023	自然取入樋管	かんがい用
田 草 川	徳 本 堰	甲州市勝沼町下岩崎字近田	祝 1 区 長	(0553)44-5023	手動式ひ門	かんがい用
田 草 川	向 田 堰	甲州市勝沼町下岩崎字近田	祝 1 区 長	(0553)44-5023	頭首工取入	かんがい用
田 草 川	枇 杷 田 堰	甲州市勝沼町下岩崎字近田	祝 2 区 長	(0553)44-238	頭首工取入	かんがい用
田 草 川	前 田 堰	甲州市勝沼町下岩崎字梁田	祝 2 区 長	(0553)44-238	頭首工取入	かんがい用
田 草 川	沢 田 堰	甲州市勝沼町下岩崎字近田	祝 1 区 長	(0553)44-5023	頭首工取入	かんがい用
重 川	昭 和 堰	甲州市勝沼町山字天神塚	東 雲 9 区 長	(0553)44-261	自然取入樋管	かんがい用
重 川	上 沖 田 堰	甲州市勝沼町休息字上沖田	東 雲 10 区 長	(0553)44-1697	自然取入樋管	かんがい用
田 草 川	沖 田 堰	甲州市勝沼町等々力字沖田	東 雲 12 区 長	(0553)44-3344	頭首工取入	かんがい用
田 草 川	小 山 田 堰	甲州市勝沼町綿塚字小山田	東 雲 12 区 長	(0553)44-3344	頭首工取入	かんがい用
田 草 川	下 田 草 川 堰	甲州市勝沼町綿塚字下田草川	東 雲 12 区 長	(0553)44-3344	頭首工取入	かんがい用
びんぐし川	落 合 堰	甲州市勝沼町中原字落合	菱 山 8 区 長	(0553)44-1493	手動式ひ門	かんがい用
田 草 川	的 場 堰	甲州市勝沼町綿塚字的場	東 雲 12 区 長	(0553)44-3344	頭首工取入	かんがい用

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通信方法	構 造	備 考
笛 吹 川	差 出 堰 樋 管	山梨市万力	差出土地改良区理事長	(0553)22-7782	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	小原堰用水樋管	山梨市小原西	小 原 西 1 区 長	(0553)22-0780	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	横 堰	山梨市東	北 区 長	(0553)23-4170	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	久 保 堰	山梨市東	久 保 堰 水 利 組 合	(0553)22-4433	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	八 日 市 場 堰	山梨市七日市場	小 原 東 5 区 長	(0553)22-6552	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	五 ケ 村 堰	甲州市塩山藤木	五ヶ村堰水利組合	(0553)23-2131	手動巻上式	かんがい用
				(0553)22-0619		
鼓 川	隼 堰	山梨市牧丘町隼	紺 屋 区 長	(0553)22-5947	手動巻上式	かんがい用
鼓 川	西 保 堰	山梨市牧丘町西保中	西保堰土地改良区	(0553)22-5938	手動巻上式	かんがい用
琴 川	鳥 ノ 口 堰	山梨市袖口	鳥ノ口堰水利組合	090-4174-6518	手動巻上式	かんがい用
日 川	大 堰	甲州市勝沼町等々力	上 栗 原 区 長	090-7829-0523	手動巻上式	かんがい用
日 川	御 旅 所 堰	山梨市上栗原	下 栗 原 区 長	(0553)39-8320	手動巻上式	かんがい用
日 川	井 筒 屋 堰	山梨市下栗原	歌 田 区 長	(0553)22-2295	手動巻上式	かんがい用
日 川	歌 田 堰	山梨市歌田	歌 田 区 長	(0553)22-2295	手動巻上式	かんがい用
日 川	田 中 堰	山梨市一町田中	一 町 田 中 区 長	(0553)23-1560	手動巻上式	かんがい用
重 川	下 栗 原 堰	山梨市下栗原	下 栗 原 区 長	(0553)39-8320	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	大 野 堰	山梨市大野	大 野 堰 水 利 組 合	(0553)22-3799	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	排 水 樋 管	山梨市万力	山 梨 市 長	(0553)22-1111	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	馬 の 鞍 樋 管	山梨市正徳寺	馬の鞍堰水利組合	(0553)26-6330	頭首工取入	かんがい用
平 等 川	徳 条 マ チ	笛吹市春日居町徳条	鎮 目 区 長	(0553)26-3111 (春日居支所)	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	近 津 用 水 樋 管	笛吹市春日居町小松	笛 吹 市 役 所	(055)262-4111 (農林土木課)	手動巻上式	かんがい用
平 等 川	第 2 平 等 こう 門	笛吹市春日居町鎮目	鎮 目 区 長	(0553)26-3111 (春日居支所)	手動巻上式	かんがい用
平 等 川	宮 の 前 こう 門	笛吹市春日居町鎮目	松 本 区 長	(055)262-4111 (農林土木課)	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	神 明 用 水 樋 管	笛吹市石和町市部	笛 吹 市 役 所	(055)262-4111 (農林土木課)	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	小 石 和 用 水 樋 管	笛吹市石和町小石和	小 石 和 区 長	(055)262-4111 (農林土木課)	手動巻上式	かんがい用

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通信方法	構 造	備 考
笛 吹 川	砂 原 樋 管	笛吹市石和町砂原	砂 原 区 長	(055)262-4111 (農林土木課)	手動巻上式	かんがい用
平 等 川	梅 木 取 入 口	笛吹市石和町東高橋	富士見土地改良区理事 長	(055)262-4111 (農林土木課)	手動巻上式	かんがい用
平 等 川	柳 田 取 入 口	笛吹市石和町東油川	東 油 川 区 長	(055)262-4111 (農林土木課)	頭首工取入	かんがい用
金 川	車 堰	笛吹市御坂町上黒駒字坂野	下 野 原 区 長 尾 山 区 長	(055)-262-2271 (御坂支所)	手動巻上式	かんがい用
金 川	夏 目 原 堰	笛吹市御坂町下黒駒市之蔵橋下	夏 目 原 区 長	(055)-262-2271 (御坂支所)	手動巻上式	かんがい用
金 川	成 田 堰	笛吹市御坂町下黒駒	成 田 区 長	(055)-262-2271 (御坂支所)	手動巻上式	かんがい用
金 川	宮 堰	笛吹市一宮町市之蔵	宮 堰 水 利 組 合 長	(055)262-4111 (農林土木課)	手動引上式	かんがい用
金 川	高 野 町 堰	笛吹市一宮町市之蔵	市 之 蔵 区 長	(0553)-47-1111 (一宮支所)	手動引上式	かんがい用
金 川	治 右 衛 門 堰	笛吹市一宮町塩田	国 分 区 長	(0553)-47-1111 (一宮支所)	手動引上式	かんがい用
金 川	五 ケ 村 堰	笛吹市一宮町塩田	五 ケ 村 堰 組 合 長	(0553)-47-1111 (一宮支所)	手動引上式	かんがい用
日 川	田 中 堰	笛吹市一宮町田中	田 中 堰 組 合 長	(0553)-47-1111 (一宮支所)	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	大 間 田 樋 門	笛吹市八代町増田	増 田 区 長	(055)265-2111 (八代支所)	手動巻上式	かんがい用
浅 川	永 井 堰	笛吹市八代町岡	永 井 区 長	(055)265-2111 (八代支所)	手動巻上式	かんがい用
浅 川	竹 居 堰	笛吹市八代町奈良原	竹 居 区 長	(055)265-2111 (八代支所)	手動巻上式	かんがい用
堀 川	大 口 堰	笛吹市八代町北	北 区 長	(055)265-2111 (八代支所)	手動巻上式	かんがい用
境 川	三 櫛 水 門	笛吹市境川町三櫛	三 櫛 水 利 組 合 長	(055)266-2111 (境川支所)	手動巻上式	かんがい用
境 川	石 橋 水 門	笛吹市境川町石橋	石 橋 水 利 組 合 長	(055)266-2111 (境川支所)	手動巻上式	かんがい用
浅 川	高 家 堰	笛吹市八代町竹居	高 家 区 長	(055)265-2111 (八代支所)	手動巻上式	かんがい用
浅 川	大 口 堰	笛吹市八代町竹居	北 南 区 長 区 長	(055)265-2111 (八代支所)	手動巻上式	かんがい用
浅 川	米 倉 堰	笛吹市八代町米倉	米 倉 区 長	(055)265-2111 (八代支所)	手動巻上式	かんがい用

峡南建設事務所水防支部

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通信方法	構 造	備 考
富 士 川	西 島 揚 水 機 場	身延町西島	西 島 水 利 組 合 長	(0556)42-2147	電動巻上式	かんがい用
富 士 川	宮 木 田 用 水 樋 門	身延町宮木	宮 木 改 田 組 合 長	(0556)42-3360	電動巻上式	かんがい用
富 士 川	大 堰 水 門	富士川町新田地内	富 士 川 町 長	(0556)22-1111	手動巻上式	逆流防止用
富 士 川	東 川 樋 門	富士川町横町地内	富 士 川 町 長	(0556)22-1111	発動機油圧式	逆流防止用

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通信方法	構 造	備 考
富 士 川	東 川 樋 門	富士川町横町地内	富 士 川 町 長	(0556)22-1111	手動巻上式	排 水 用
富 士 川	鹿 島 樋 門	富士川町鹿島地内	富 士 川 町 長	(0556)22-1111	手動巻上式	逆流防止用
富 士 川	青柳排水樋門	富士川町青柳地内	富 士 川 町 長	(0556)22-1111	手動巻上式	排 水 用
長 沢 川	長 沢 水 門	富士川町大柵地内	富 士 川 町 長	(0556)22-1111	手動巻上式	排 水 用
利 根 川	前 田 堰	富士川町春米地内	富 士 川 町 長	(0556)22-1111	手動巻上式	かんがい用
戸 川	大 口 頭 首 工	富士川町大久保地内	富 士 川 町 長	(0556)22-1111	手動巻上式	かんがい用
常 葉 川	波 高 島 堰	身延町波高島地内	波高島農事組合長(5月～10月) 波高島区長(11月～4月)	(0556)36-1152 (0556)36-0202	手動巻上式	かんがい用
富 士 川	岩間排水樋管	市川三郷町岩間地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	自動巻上式	逆流防止用
富 士 川	岩間第2排水 樋	市川三郷町岩間地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	自動巻上式	逆流防止用
富 士 川	岩間第3排水 樋	市川三郷町岩間地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	手動巻上式	逆流防止用
富 士 川	楠甫排水樋管	市川三郷町楠甫地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	自動巻上式	逆流防止用
富 士 川	楠甫第2排水 樋	市川三郷町楠甫地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	自動巻上式	逆流防止用
富 士 川	鴨狩排水樋管	市川三郷町鴨狩津向地 内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	自動巻上式	逆流防止用
富 士 川	鴨狩揚水樋管	市川三郷町鴨狩津向地 内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	手動巻上式	かんがい用
富 士 川	楠甫揚水機場	市川三郷町楠甫地内	六 郷 土 地 改 良 区	(0556)32-2111	手動巻上式	かんがい用
富 士 川	黒 沢 開 田 揚 水 機 場	市川三郷町黒沢地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	手 動	かんがい用
富 士 川	大同排水機場	市川三郷町黒沢地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	手動巻上式	排 水 用
富 士 川	下大鳥居排水機場	市川三郷町下大鳥居地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	手動巻上式	排 水 用
山 田 川	細田排水樋管	市川三郷町岩間地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	自動巻上式	逆流防止用
葛籠沢川	岩間排水機場	市川三郷町岩間地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	手動巻上式	排 水 用
芦 川	大 汀 堰	市川三郷町市川大門 根ノ上地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	自動巻上式	かんがい用
芦 川	欄 干 堰	市川三郷町市川大門 橋場地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	手動巻上式	かんがい用
芦 川	川 浦 堰	市川三郷町上野地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	自動巻上式	かんがい用
芦 川	芝 草 堰	市川三郷町上野地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	自動巻上式	かんがい用
芦 川	三 珠 堰	市川三郷町上野地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	手動巻上式	かんがい用

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通信方法	構 造	備 考
芦 川	向 新 田 堰	市川三郷町上野地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	向新田排水樋管	市川三郷町市川大門 向新田地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	自動巻上式	逆流防止用
笛 吹 川	上野排水機場	市川三郷町上野地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	手動巻上式	排 水 用
笛 吹 川	大塚排水機場	市川三郷町大塚地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	手動巻上式	排 水 用
笛 吹 川	大塚揚水機場	市川三郷町大塚地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	手動巻上式	かんがい用
笛 吹 川	大正田揚水機場	市川三郷町高田大正地 内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	手動巻上式	かんがい用
新 川	帯 那 堰	市川三郷町山保地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	頭 首 工	かんがい用
新 川	新 川 堰	市川三郷町黒沢地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	手動巻上式	かんがい用
					頭 首 工	かんがい用
鳴 沢 川	高田排水機場 (鳴沢川水門)	市川三郷町高田地内	市 川 三 郷 町 長	(055)272-6090	手動巻上式	排 水 用

峡南建設事務所身延支所水防支部

河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通信方法	構 造	備 考
富 士 川	帯金揚水機場	身延町帯金字上方	帯 金 土 地 改 良 区	(0556)62-2891	手動巻上式	かんがい用
富 士 川	水 田 取 水 口	南部町楮根地区	平 前 開 田 水 利 組 合 長	(0556)66-2163	電動巻上式	かんがい用
大 堀 川	福 士 排 水 樋 門	南部町富士字平地区	国土交通省富士川 中 流 出 張 所 長	(0556)64-2310	電 動 式	かんがい用 排 水 用

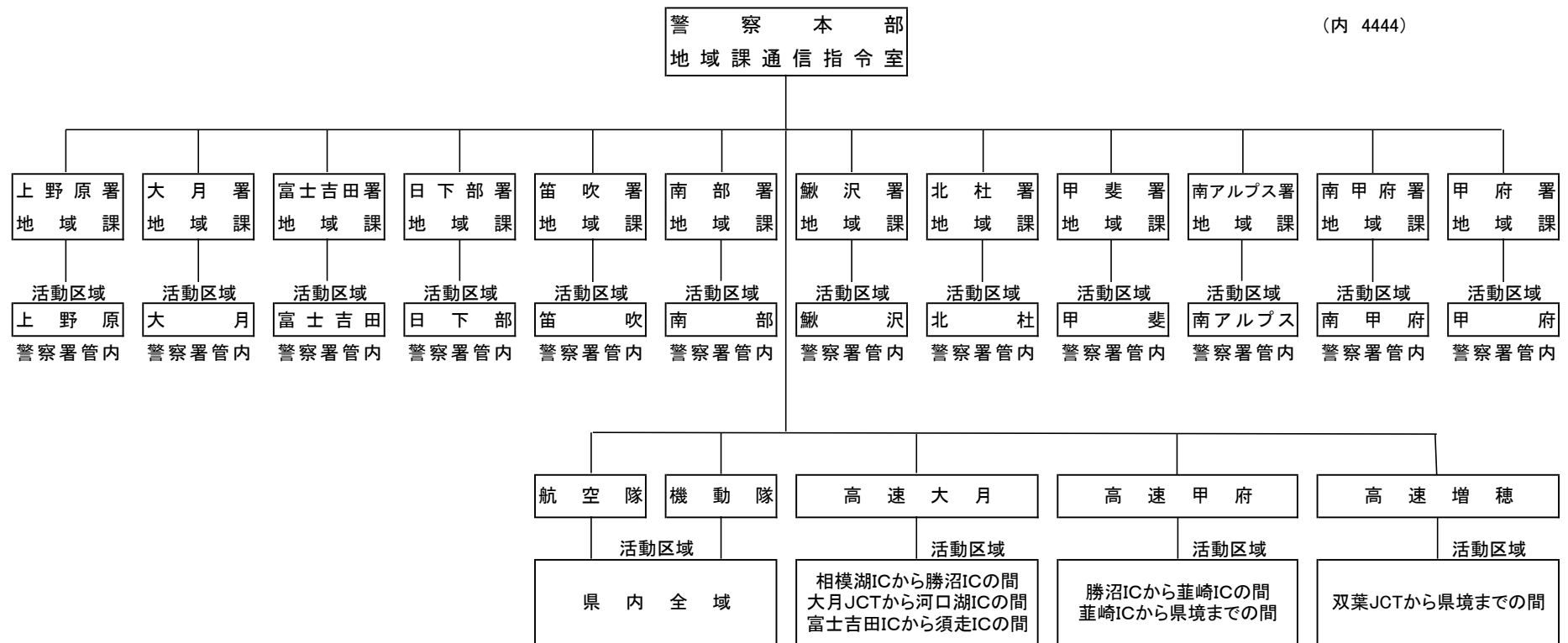
附表第24表-1

山 梨 県 警 察 超 短 波 無 線 電 話 系 統 図

警察本部地域課通信指令室

TEL055-221-0110

(内 4444)



附表第24表-2

警察無線局一覧（非常通報受付局）

(R 7 . 4 . 1)

番号	局 数	非常電源	執務時間	所 在 地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備 考
1	こ う ふ	有	常時	甲府市丸の内1-6-1	関東管区警察局 山 梨 県 通 信 部	(055) 221-0110	東京		マイクロ系
2	山 梨 本 部	有	常時	甲府市丸の内1-6-1	山 梨 県 警 察 本 部	(055) 221-0110	県内		V H F 系
3	甲 府	有	常時	甲府市中央1-10-1	甲 府 警 察 署	(055) 232-0110	県内		V H F 系
4	南 甲 府	有	常時	甲府市中小河原町404-1	南 甲 府 警 察 署	(055) 243-0110	県内		V H F 系
5	南アルプス	有	常時	南アルプス市十五所759-2	南 ア ル プ ス 警 察 署	(055) 282-0110	県内		V H F 系
6	甲 斐	有	常時	甲斐市志田670	甲 斐 警 察 署	(0551) 20-0110	県内		V H F 系
7	北 杜	有	常時	北杜市長坂町長坂上条2575-79	北 杜 警 察 署	(0551) 32-0110	県内		V H F 系
8	鰍 沢	有	常時	富士川町最勝寺1306	鰍 沢 警 察 署	(0556) 22-0110	県内		V H F 系
9	南 部	有	常時	南部町南部9335-1	南 部 警 察 署	(0556) 64-0110	県内		V H F 系
10	笛 吹	有	常時	笛吹市石和町市部555	笛 吹 警 察 署	(055) 262-0110	県内		V H F 系
11	日 下 部	有	常時	山梨市北261	日 下 部 警 察 署	(0553) 22-0110	県内		V H F 系
12	吉 田	有	常時	富士吉田市旭1-5-1	富 士 吉 田 警 察 署	(0555) 22-0110	県内		V H F 系
13	大 月	有	常時	大月市大月町真木197-3	大 月 警 察 署	(0554) 22-0110	県内		V H F 系
14	上 野 原	有	常時	上野原市上野原3819	上 野 原 警 察 署	(0554) 63-0110	県内		V H F 系
15	高 速 甲 府	有	常時	昭和町西条2858	山梨県警察高速道路 交通警察隊 ・本隊 ・甲府分駐隊	(055) 275-4551	県内		V H F 系
16	高 速 大 月	有	常時	大月市大月町花咲223	山梨県警察高速道路 交通警察隊 大月分駐隊	(0554) 22-1181	県内		V H F 系
17	高 速 増 穂	有	常時	南巨摩郡富士川町青柳2917-1	山梨県警察高速道路 交通警察隊 増穂分駐隊	(0556) 22-4110	県内		V H F 系
18	機 動 隊	有	常時	甲斐市西八幡4434-2	機 動 隊	(055) 276-7470	県内		V H F 系
19	航 空 隊	有	常時	市川三郷町黒沢5375	山 梨 県 警 察 航 空 隊	(055) 240-4109	県内		V H F 系

附表第24表-3

国土交通省無線局一覧(非常通報受付局)

番号	局 名	非常 電源	執務 時間	所 在 地	機関名	電話番号	通信範囲	移動 局数	備 考
1	建設甲府	有	8:30～ 17:15	甲府市緑ヶ丘1-10-1	国土交通省甲府 河川国道事務所	(055)253-5683	全国	25	
2	建設南部	有	8:30～ 17:15	南部町内船4544-2	同富士川中流 出張所	(0556)64-2310	全国	8	
3	建設貢川	有	8:30～ 17:15	甲府市富竹2-3-12	同甲府出張所	(055)222-4891	全国	7	
4	建設大月	有	8:30～ 17:15	大月市駒橋1-7-32	同大月出張所	(0554)22-2411	全国	6	
5	建設 富士吉田	有	8:30～ 17:15	富士吉田市上吉田3-2-18	同富士吉田 国道出張所	(0555)22-4188	全国	6	
6	建設大和	有	8:30～ 17:15	甲州市大和町初鹿野 字日川原1655-3	同大和国道 出張所	(0553)48-2514	全国	5	
7	建設石和	有	8:30～ 17:15	笛吹市石和町 唐柏720-3	同 笛 吹 川 出張所	(055)262-2821	全国	6	
8	建設 市川大門	有	8:30～ 17:15	市川三郷町市川大門 645	同富士川上流 出張所	(055)272-0040	全国	6	
9	建設 富士川砂防	有	8:30～ 17:15	甲府市富士見2-12-16	国 土 交 通 省 富士川砂防事務所	(055)252-7108	全国	4	
10	建設白州	有	8:30～ 17:15	北杜市白州町台ヶ原2310-13	同白州出張所	(0551)35-2059	全国	1	
11	建設釜無	有	8:30～ 17:15	長野県諏訪郡富士見 町落合9879-3	同釜無出張所	(0266)62-2116	全国	3	
12	建設早川	有	8:30～ 17:15	早川町保1227	同早川出張所	(0556)45-2319	全国	2	
13	建設富士	有	8:30～ 17:15	静岡県富士市 松岡官有無番地	国土交通省甲府河川国道 事務所富士川下流出張所	(0545)61-0078	全国	5	
14	建設波木井	有	8:30～ 17:15	身延町梅平2483-185	同峡南国道 出張所	(0556)62-0621	全国	11	

附表第24表-4 全国(国土交通省・総務省)非常時多重無線局一覧(非常通報受付局)

番号	局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通報範囲	移動局数	備考
1	すいぼう やまなしけん ほんぶ	有	8:30 ～ 17:15	甲府市 丸の内1-6-1	山梨県 県土整備部 治水課	(055) 223-1551	国土交通省 全国	無	マイクロ回線
2	しょうぼう やまなしけん	有	8:30 ～ 17:15	甲府市 丸の内1-6-1	山梨県防災局 防災危機管理課	(055) 223-1433	消防庁 全国	無	マイクロ回線

附表第24表-5 県防災行政無線局一覧(非常通報受付局)

番号	局名	所在地	機関名	電話番号
1	防災山梨県	甲府市丸の内1-6-1	山梨県防災危機管理課	055-223-1433
2	防災富士吉田合庁	富士吉田市上吉田1-2-5	富士・東部建設事務所(吉田支所)	0555-24-9044
3	防災北巨摩	韮崎市本町4-2-4	中北建設事務所(峡北支所)	0551-23-3066
4	防災西八代	西八代郡市川三郷町高田111-1	峡南建設事務所	055-240-4129
5	防災東山梨	甲州市塩山上塩後1239-1	峡東建設事務所	0553-20-2715
6	防災北都留	大月市大月町花咲1608-3	富士・東部建設事務所	0554-22-7815
7	防災身延土木	南巨摩郡身延町梅平2483-30	峡南建設事務所(身延支所)	0556-62-9063
8	防災甲府土木	甲府市貢川2-1-8	中北建設事務所	055-224-1668
9	防災甲府気象	甲府市飯田4-7-29	甲府地方気象台	055-222-2347
10	やまなし008	甲府市丸の内1-18-1	甲府市役所	055-237-1161
11	やまなし009	富士吉田市下吉田6-1-1	富士吉田市役所	0555-22-1111
12	やまなし010	都留市上谷1-1-1	都留市役所	0554-43-1111
13	やまなし011	山梨市小原西843	山梨市役所	0553-22-1111
14	やまなし012	大月市大月2-6-20	大月市役所	0554-22-2111
15	やまなし013	韮崎市水神1-3-1	韮崎市役所	0551-22-1111
16	やまなし014	南アルプス市小笠原376	南アルプス市役所	055-282-1111
17	やまなし015	北杜市須玉町大豆生田961-1	北杜市役所	0551-42-1111
18	やまなし016	甲斐市篠原2610	甲斐市役所	055-276-2111
19	やまなし017	笛吹市石和町市部777	笛吹市役所	055-262-4111
20	やまなし018	上野原市上野原3832	上野原市役所	0554-62-3111
21	やまなし019	甲州市塩山上於曽1085-1	甲州市役所	0553-32-2111
22	やまなし020	中央市臼井阿原301-1	中央市役所	055-274-2111
23	やまなし021	西八代郡市川三郷町市川大門1790-3	市川三郷町役場	055-272-1101
24	やまなし022	南巨摩郡富士川町天神中条1134	富士川町役場	0556-22-1111

番号	局名	所在地	機関名	電話番号
25	やまなし024	南巨摩郡早川町高住758	早川町役場	0556-45-2511
26	やまなし025	南巨摩郡身延町切石350	身延町役場	0556-42-2111
27	やまなし026	南巨摩郡南部町福士28505-2	南部町役場	0556-66-2111
28	やまなし027	中巨摩郡昭和町押越542-2	昭和町役場	055-275-2111
29	やまなし028	南都留郡道志村6181-1	道志村役場	0554-52-2111
30	やまなし029	南都留郡西桂町小沼1501-1	西桂町役場	0555-25-2121
31	やまなし030	南都留郡忍野村忍草1514	忍野村役場	0555-84-3111
32	やまなし031	南都留郡山中湖村山中237-1	山中湖村役場	0555-62-1111
33	やまなし032	南都留郡鳴沢村1575	鳴沢村役場	0555-85-2311
34	やまなし033	南都留郡富士河口湖町船津1700	富士河口湖町役場	0555-72-1111
35	やまなし034	北都留郡小菅村4698	小菅村役場	0428-87-0111
36	やまなし035	北都留郡丹波山村2450	丹波山村役場	0428-88-0211
37	やまなし036	甲府市伊勢3-8-23	甲府地区消防本部	055-222-1190
38	やまなし037	都留市上谷2-2-9	都留市消防本部	0554-43-1119
39	やまなし038	富士吉田市松山5-10-13	富士五湖消防本部	0555-22-0119
40	やまなし039	大月市大月町花咲1608-19	大月市消防本部	0554-22-0119
41	やまなし040	韭崎市本町4-8-36	峡北消防本部	0551-22-3311
42	やまなし041	笛吹市石和町下平井204	笛吹消防本部	055-261-0119
43	やまなし042	西八代郡市川三郷町下大鳥居27	峡南消防本部	055-272-1919
44	やまなし043	甲州市塩山西広門田385	東山梨消防本部	0553-32-0119
45	やまなし044	上野原市松留514番地8	上野原市消防本部	0554-62-4112
46	やまなし045	南アルプス市十五所1014	南アルプス市消防本部	055-283-0119
47	やまなし051	南都留郡忍野村忍草3093	陸上自衛隊北富士駐屯地	0555-84-3135
48	やまなし058	甲府市丸の内1-1-20	日本放送協会甲府放送局(NHK)	055-255-2148
49	やまなし066	甲府市北口2-6-10	(株)山梨放送	055-231-3232
50	やまなし067	甲府市湯田2-13-1	(株)テレビ山梨	055-232-1111
51	やまなし068	甲府市川田町アリア105	(株)エフエム富士	055-228-6969
52	やまなし119	山梨市三富上釜口篠原1178-1	広瀬・琴川ダム管理事務所広瀬ダム管理課	0553-39-2411
53	やまなし120	山梨市牧丘町北原字北奥仙丈4140-61	広瀬・琴川ダム管理事務所琴川ダム管理課	0553-35-3140
54	やまなし121	甲府市川窪町浦の山972	荒川ダム管理事務所	055-287-2006
55	やまなし122	北杜市須玉町比志3783-1	大門・塩川ダム管理事務所塩川ダム管理課	0551-45-0789
56	やまなし123	北杜市高根町清里3654-7	大門・塩川ダム管理事務所大門ダム管理課	0551-47-3799

附表第24表-6

消防本部無線局一覧（非常通報受付局）

番号	局 名	非常 電源	執務 時間	所 在 地	機関名	電話番号	通信範囲	移動 局数	備 考
甲 府 地 区									
1	甲府消防外	有	常時	甲府市伊勢三丁目8-23	甲府地区 消防本部	(055) 222-1190	甲府地区管内	33	
2	中央指揮外	有	常時	甲府市丸の内一丁目1-19	中央消防署	(055) 254-9119	甲府地区管内	19	
3	東部ポンプ外	有	常時	甲府市和戸町1088-1	東部出張所	(055) 231-1119	甲府地区管内	5	
4	武田ポンプ外	有	常時	甲府市屋形三丁目7-17	武田出張所	(055) 254-0199	甲府地区管内	3	
5	湯村ポンプ外	有	常時	甲府市湯村三丁目3-38	湯村出張所	(055) 254-0099	甲府地区管内	4	
6	宮本ポンプ外	有	常時	甲府市猪狩町426-1	宮本出張所	(055) 287-2126	甲府地区管内	3	
7	南指揮外	有	常時	甲府市伊勢三丁目8-23	南消防署	(055) 233-1490	甲府地区管内	23	
8	田富ポンプ外	有	常時	中央市臼井阿原275-3	田富出張所	(055) 273-0999	甲府地区管内	5	
9	昭和ポンプ外	有	常時	中巨摩郡昭和町押越 1092	昭和出張所	(055) 275-5499	甲府地区管内	5	
10	玉穂ポンプ外	有	常時	中央市成島2384-1	玉穂出張所	(055) 273-0699	甲府地区管内	4	
11	西指揮外	有	常時	甲斐市竜王3314-1	西消防署	(055) 276-3825	甲府地区管内	20	
12	敷島ポンプ外	有	常時	甲斐市島上条350-5	敷島出張所	(055) 277-8119	甲府地区管内	5	
13	貢川ポンプ外	有	常時	甲府市富竹二丁目2-27	貢川出張所	(055) 224-1119	甲府地区管内	3	
14	中道ポンプ外	有	常時	甲府市右左口町3187	中道出張所	(055) 266-4042	甲府地区管内	4	
東 山 梨									
15	消防東山	有	常時	甲州市塩山西広門田385	東山梨 消防本部	(0553) 32-0119	東山梨管内	10	
16	消防東山 塩山	有	常時	甲州市塩山西広門田385	東山梨 消防本部	(0553) 32-0119	東山梨管内		
17	消防東山 一之瀬	有	常時	甲州市塩山西広門田385	東山梨 消防本部	(0553) 32-0119	東山梨管内		
18	消防東山 ささご	有	常時	甲州市塩山西広門田385	東山梨 消防本部	(0553) 32-0119	東山梨管内		
19	塩山固定11 (移)	有	常時	甲州市塩山西広門田385	塩山消防署	(0553) 32-5024	東山梨管内	17	
20	塩山固定12 (移)	有	常時	甲州市勝沼町勝沼 2059-2	塩山消防署 勝沼分署	(0553) 44-0119	東山梨管内	7	
21	山梨固定11 (移)	有	常時	山梨市小原西100-1	山梨消防署	(0553) 22-0119	東山梨管内	17	
22	山梨固定12 (移)	有	常時	山梨市牧丘町室伏37-1	山梨消防署 牧丘分署	(0553) 35-3119	東山梨管内	7	
笛 吹									
23	ふえふき しょうぼう	有	常時	笛吹市石和町下平井 204	笛吹市消防署 消防本部	(055) 261-0119	笛吹市内	53	
24	笛吹固定1 (移)	無	常時	笛吹市一宮町新巻 116-1	東部出張所	(0553) 47-3119	笛吹市内	6	
25	笛吹固定2 (移)	無	常時	笛吹市境川町石橋 736-4	西部出張所	(055) 266-7119	笛吹市内	6	

番号	局 名	非常電源	執務時間	所 在 地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備 考
峡 南									
26	消防峡南	有	常時	市川三郷町下大鳥居27	峡南消防本部	(055) 272-1919	峡南管内	30	
27	(移) 北部1	有	常時	市川三郷町下大鳥居27	北部消防署	(055) 272-8199	峡南管内	21	
28	(移) 中部1	有	常時	身延町下山231-52	中部消防署	(0556) 62-5119	峡南管内	26	
29	(移) 南1	有	常時	南部町楮根2890-1	中部消防署南分署	(0556) 66-2119	峡南管内	13	
30	峡南消防 身延山	有	常時	早川町初鹿島字向山 1766	身延山前進 基地局				無人基地局
南アルプス									
31	南アルプス消防	有	常時	南アルプス市十五所 1014	南アルプス市消防本部 南アルプス 消防署	(055) 283-0119	南アルプス市内	52	
32	南アルプス消防 八田	有	常時	南アルプス六科 1107-60	八田消防署	(055) 285-0119	南アルプス市内	12	
33	南アルプス消防 甲西	有	常時	南アルプス宮沢301-65	甲西分遣所	(055) 284-0119	南アルプス市内	6	
峡 北									
34	峡北消防	有	常時	葦崎市本町4-8-36	峡北消防本部 葦崎消防署	(0551) 22-0119	峡北管内	46	
35	峡北ポンプ3 (外)	有	常時	北杜市須玉町若神子 5680	葦崎消防署 須玉分署	(0551) 42-2449	峡北管内	8	
36	峡北ポンプ4 (外)	有	常時	北杜市白州町鳥原 2913-165	北杜消防署 白州分署	(0551) 35-2155	峡北管内	8	
37	峡北ポンプ8 (外)	有	常時	甲斐市龍地5184-1	葦崎消防署 双葉分署	(0551) 28-0119	峡北管内	8	
38	峡北ポンプ7 (外)	有	常時	北杜市長坂町大八田 6811-18	北杜消防署	(0551) 32-2508	峡北管内	23	
39	峡北ポンプ6 (外)	有	常時	北杜市高根町村山 北割86-37	北杜消防署 高根分署	(0551) 47-2099	峡北管内	8	
40	無 線 基地局	有	常時	葦崎市穴山町2684-2	峡北消防本部		峡北管内		
富士五湖									
41	富士五湖消防 外	有	常時	富士吉田市松山 5-10-13	富 士 五 湖 消 防 本 部	(0555) 22-0119	富士五湖管内	38	
42	富 士 五 湖 ポ ン プ 4 外	有	常時	富士河口湖町船津 1745	河口湖消防署	(0555) 72-0119	富士五湖管内	14	
43	富 士 五 湖 水 槽 2 外	有	常時	山中湖村山中 1212-16	東 部 出 張 所	(0555) 62-0119	富士五湖管内	5	
44	富 士 五 湖 ホ ン プ 5 外	有	常時	鳴沢村 8532-23	西 部 出 張 所	(0555) 85-2119	富士五湖管内	5	通信所、富士 五湖消防本部
45	富 士 五 湖 水 槽 3 外	有	常時	西桂町小沼2418-2	西 桂 分 遣 所	(0555) 25-2119	富士五湖管内	5	
46	富 士 五 湖 ホ ン プ 6 外	有	常時	富士河口湖町精進 550-110	上九一色分遣所	(0555) 87-2119	富士五湖管内	5	
都留市									
47	消防都留	有	常時	都留市上谷2-2-9	都 留 市 消 防 本 部	(0554) 43-2341	市内	35	
48	消防道志	有	常時	道志村6254-1	都留市消防署 道志出張所	(0554) 52-1119	道志村	6	

番号	局 名	非常 電源	執務 時間	所 在 地	機関名	電話番号	通信範囲	移動 局数	備 考
大月市									
49	消防大月	有	常時	大月市大月町花咲 1608-19	大月市消防本部 大月市消防署	(0554)22-0119	市内	42	
50	消防 大月丹波	有	常時	北都留郡丹波山村871-1	大月市消防署 丹波山出張所	(0428)88-0990	出張所内	8	
51	消防 大月小菅	有	常時	北都留郡小菅村3384	大月市消防署 小菅出張所	(0428)87-0422	出張所内	8	
上野原市									
52	消防上野原	有	常時	上野原市松留514-8	上野原市消防本部	(0554)62-4112	市内	32	
53	上野原 消防桐原	有	常時	上野原市桐原10744-1	上野原市消防署 桐原出張所	(0554)67-2119	市内	6	
54	上野原 消防秋山	有	常時	上野原市秋山7131	上野原市消防署 秋山出張所	(0554)56-2310	市内	6	

附表第24表-7

東日本電信電話株式会社無線局一覧(非常通報受付局)

番号	局名	非常電源	執務電源	所在地	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲等
1	ひがしでんでんこうふ	有	常時	甲府市中央2-12-18	東日本電信電話株式会社	(055)237-0554	84	山梨県内
2	ひがしでんでんふじよしだ	有	常時	富士吉田市下吉田6-14-1	東日本電信電話株式会社	(055)237-0554		
3	ひがしでんでんおおつき	有	常時	大月市駒橋1-3-1	東日本電信電話株式会社	(055)237-0554		
4	ひがしでんでんやまなし	有	常時	山梨市小原西109	東日本電信電話株式会社	(055)237-0554		
5	ひがしでんでんにらさき	有	常時	韮崎市本町2-12-4	東日本電信電話株式会社	(055)237-0554		
6	ひがしでんでんなんぶ	有	常時	南巨摩郡南部町南部字老瀬8284-1	東日本電信電話株式会社	(055)237-0554		

(注) ひがしでんでん〇〇はTZ-161の基地局である。

附表第24表-8

NHK無線局一覧(非常通報受付局)

番号	局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備考
1	NHKみづとうげきたいいきち	有	常時	甲府市丸の内1-1-20	NHK 甲府放送局	(055)255-2113	県内(一部)	31	VHF
2	NHKこうふけきたいいきちだい2	有	常時	甲府市丸の内1-1-20	NHK 甲府放送局	(055)255-2113	県内(一部)	11	UHF

附表第24表-9

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社無線局一覧(非常通信受付局)

番号	局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備考
1	東電PG 甲府工務	有	常時	甲府市住吉5-15-1	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	(055)215-5480	県内	18	
2	東電PG 大月	有	常時	大月市御太刀2-2-14	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	(055)215-5480	県内	27	
3	東電PG 富士吉田	有	常時	富士吉田市上吉田東1-11-1	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	(055)215-5480	県内	25	
4	東電PG 甲府	有	常時	甲府市住吉5-15-1	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	(055)215-5480	県内	50	
5	東電PG 形	有	常時	南アルプス市小笠原429-1	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	(055)215-5480	県内	36	
6	東電PG 韮崎	有	常時	韮崎市若宮1-8-21	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	(055)215-5480	県内	21	

附表第24表-10

東京電力リニューアブルパワー(株)甲府事業所局一覧(非常通信受付局)

番号	局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備考
1	東電R P 甲府	有	常時	韮崎市若宮1-8-21	東京電力リニューアブルパワー(株)甲府事業所	(055)137-2062	県内	5	
2	東電R P 葛野川	有	常時	大月市賑岡町強瀬1101-2	東京電力リニューアブルパワー(株)駒橋事業所	(0554)21-6375	県内	9	

附表第24表-11

日赤無線局一覧（非常時通報受付局）

番号	局 名	非常電源	執務時間	所 在 地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備考
1	につせきやまなし	有	9:00～17:00	甲府市池田1-6-1	日本赤十字社 山梨県支部	(055)251-6711	県内	20	
2	につせきやまなし 11外	有	9:00～17:00	南都留郡富士河口湖町 船津6663-1	山梨赤十字病院	(0555)72-2222	県内	6	
3	につせきやまなし 22外	有	9:00～17:00	甲府市池田1-6-1	山梨県赤十字 血液センター	(055)251-5891	県内	9	
4	せきじゅうじやまなし	有	9:00～17:00	甲府市池田1-6-1	日本赤十字社 山梨県支部	(055)251-6711	県内	11	
5	せきじゅうじやまなし5外	有	9:00～17:00	南都留郡富士河口湖町 船津6663-1	山梨赤十字病院	(0555)72-2222	県内	3	

附表第24表-12

山梨放送無線局一覧（非常通報受付局）

番号	局 名	非常電源	執務時間	所 在 地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備考
1	Y B S 坊 ケ 峰 第 1	有	常時	甲府市北口2-6-10	株 式 会 社 山 梨 放 送	(055)231-3240	県内	17	
2	Y B S 坊 ケ 峰 第 2	有	常時	甲府市北口2-6-10	株 式 会 社 山 梨 放 送	(055)231-3240	県内	8	
3	Y B S 携 帯 本 社	有	常時	甲府市北口2-6-10	株 式 会 社 山 梨 放 送	(055)231-3240	県内	1	

附表第24表-13

テレビ山梨無線局一覧（非常通報受付局）

番号	局 名	非常電源	執務時間	所 在 地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備考
1	U T Y 本 社	有	常時	甲府市湯田2-13-1	株 式 会 社 テ レ ビ 山 梨	(055)232-1111	県内	30	
2	U T Y 三 っ 峠	有	常時	富士河口湖町川口御巢鷹山2733	株 式 会 社 テ レ ビ 山 梨	(055)232-1111	県内	30	UTY本社と切り替えて運用

附表第24表-14

富士急行無線局一覧（非常通報受付局）

番号	局 名	非常電源	執務時間	所 在 地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備考
1	富 士 急 甲 府	有	6:00～22:00	甲府市上阿原町76番地の1	富士急バス株式会社 甲府営業所	055-232-3666	県内	24	
2	富 士 急 河 口 湖	有	6:00～22:00	南都留郡富士河口湖町小立4837	富士急バス株式会社 本社営業所	0555-72-6877	県内	131	
3	富 士 急 大 月	有	6:00～22:00	大月市猿橋町猿橋184の6番地	富士急バス株式会社 大月営業所	0554-22-6600	県内	48	
4	富 士 急 上 野 原	有	6:00～22:00	上野原市上野原3643	富士急バス株式会社 上野原営業所	0554-63-1260	県内	24	
5	富 士 急 御 殿 場	有	6:30～22:30	静岡県御殿場市新橋999	富士急モビリティ株式会社 御殿場営業所	0550-82-1333	富士吉田	48	

附表第24表-15

東京ガス無線局一覧（非常通報受付局）

番号	局 名	非常電源	執務時間	所 在 地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備考
1	と う が す こ う ふ	有	常時	甲府市北口3-1-12	東 京 ガ ス 山 梨 (株)	(055)253-1341	県内	20	

東日本電信電話株式会社の

「非常扱いの電報及び緊急扱いの電報」の取扱いについて

東日本電信電話株式会社では、非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の取扱いについて、下記のとおり取扱いますので、NTT東日本へ連絡のうえ申し込んでください。

1 非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の取扱いについて

- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報（以下「非常扱いの電報」といいます。）は、前項の規定にかかわらず、他の電報に先立って伝送及び配達をします。
- (2) 前項に定めるものを除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報（以下「緊急扱いの電報」といいます。）は、第1項の規定にかかわらず、他の電報（非常扱いの電報を除きます。）に先立って伝送及び配達をします。（電報サービス契約約款 第26条）

2 非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、または配達を受け取る場合に限り取り扱います。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間

8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

2 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱います。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間(前項の表中8欄に掲げるものを除きます。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記12の病院相互間
7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関(前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます)相互間

(注) 本条に規定する非常扱いの電報又は緊急扱いの電報を発信するときは、発信人はその旨をNTT東日本に申し出ていただきます。(電報サービス契約約款 第27条)

附表第26表

水 防 倉 庫 一 覧 表

番 号	所 管 別	河 川 名	倉 庫		管 理 者 責 任 者	倉 庫 鍵 保 管 者	所 在 地			資 材								器 具			
			名 称	面積			市 町 村	大 字	字	丸太	空俵	葎	縄	蛇籠	鉄線	詰石	詰土	ジョウレン スコップ ツル ハン	鎌・鉋 鋸	ペンチ カッター	照明具
中北建設事務所管内（市町村分）				m ²						本	枚	枚	kg	本	kg	m ³	m ³	丁	丁	丁	灯
1	甲 府 市	濁 川	濁川水防倉庫	38.9	甲府市長	まちづくり部 道路河川課長	甲 府 市	酒 一 丁目	924-2 地 先	—	2,000	—	—	—	—	—	32	13	—	1	1
2	甲 府 市	荒 川	長松寺水防倉庫	14.6	甲府市長	まちづくり部 道路河川課長	甲 府 市	飯 五 丁目	121-1 地 先	22	200	—	—	639	40	—	2	129	—	1	1
3	甲 府 市	荒 川	中小河原水防倉庫	38.9	甲府市長	まちづくり部 道路河川課長	甲 府 市	中小河原 二 丁目	765-9	1	600	—	—	—	—	—	54	2	—	—	1
4	甲 府 市	湯 川	羽黒水防倉庫	38.9	甲府市長	まちづくり部 道路河川課長	甲 府 市	羽 黒 町	175-2	—	600	—	—	—	—	—	40	1	—	1	1
5	甲 府 市	荒 川	伊勢水防倉庫	23.4	甲府市長	まちづくり部 道路河川課長	甲 府 市	伊 勢 目 四 丁目	2088-15	—	400	—	—	—	—	—	6	1	—	—	2
6	甲 府 市	濁 川	住吉水防倉庫	15.6	甲府市長	まちづくり部 道路河川課長	甲 府 市	住 吉 目 四 丁目	1744-5 地 先	—	200	—	—	—	—	—	6	1	—	—	1
7	甲 府 市	高 倉 川	城東水防倉庫	10.6	甲府市長	まちづくり部 道路河川課長	甲 府 市	城 五 丁目	423-1	—	0	—	—	—	—	—	11	1	—	1	1
8	甲 府 市	滝 戸 川	中道水防倉庫	61.9	甲府市長	まちづくり部 道路河川課長	甲 府 市	下向山町	1523	22	200	—	—	—	—	—	60	1	—	—	1
9	甲 府 市	芦 川	上 九 一 色 水 防 倉 庫	67.9	甲府市長	まちづくり部 道路河川課長	甲 府 市	古 関 町	3427	—	300	—	—	—	—	—	18	1	—	1	1
10	甲 斐 市	釜 無 川	竜王第1水防倉庫	65.0	竜王土地改良 区理事長	農 林 振 興 課 長	甲 斐 市	竜 王 宮 の 前		100	0	30	6	38	20	—	—	—	—	0	—
11	甲 斐 市	釜 無 川	甲斐市防災 備 蓄 倉 庫	242.2	甲斐市長	防災危機管理課長	甲 斐 市	篠 原 神 明		—	—	—	12	—	—	—	42	10	10	8	
12	甲 斐 市	荒 川	敷島第1水防倉庫	33.0	甲斐市長	敷島支所市民地域 課	甲 斐 市	島 上 条 東 河 原		—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	
13	甲 斐 市	亀 沢 川	島上条公園防災備 蓄 倉 庫	22.6	甲斐市長	都 市 計 画 課 長	甲 斐 市	島 上 条 原 腰		—	—	—	—	—	—	—	9	—	—	4	
14	甲 斐 市	釜 無 川 塩川・東川	双葉水防倉庫	79.0	甲斐市長	双葉支所市民地域 課	甲 斐 市	下 今 井 古 灯 打		37	300	10	5	10	15	2	7	23	41	2	1
15	中 央 市	釜 無 川	臼井水防倉庫	33.0	中央市長	危 機 管 理 課 長	中 央 市	臼井阿原 村 西		31	200	130	2	30	200	—	—	—	—	—	
16	中 央 市	浅 利 川	角川水防倉庫	11.6	中央市長	危 機 管 理 課 長	中 央 市	浅 利 東 新 田		30	1,000	12	6	—	72	—	1	24	10	15	—
17	中 央 市	浅 利 川	浅利水防倉庫	11.6	中央市長	危 機 管 理 課 長	中 央 市	浅 利 一 の 出 割		30	1,000	12	6	—	72	—	—	25	9	15	—
18	昭 和 町	釜 無 川	昭和町水防倉庫	10.0	昭和町長	建 設 課 長	昭 和 町	押 越 氏 神		100	500	—	10	—	10	—	—	8	3	2	5
19	南アルプス市	釜 無 川	第 1 水 防 倉 庫	75.6	南アルプス市長	区 長	南アルプス市	下 高 砂 松 ノ 木		30	200	10	5	20	100	—	—	30	—	2	2

番号	所管別	河川名	倉庫		管理者 責任者	倉庫鍵保管者	所在地			資材								器具			
			名称	面積			市町村	大字	字	丸太	空俵	葎	縄	蛇籠	鉄線	詰石	詰土	ジョウレン・スコップ・ツルハシ	鎌・鉋鋸	ペンチ・カッター	照明具
20	南アルプス市	釜無川	第2水防倉庫	32.4	南アルプス市長	土地改良区理事長	南アルプス市	上高砂	一番下	30	150	10	5	20	100	3	3	20	—	2	2
21	南アルプス市	御勅使川	第4水防倉庫	33.0	南アルプス市長	土地改良区理事長	南アルプス市	六科	宮西	10	100	10	5	20	100	—	—	10	—	2	2
22	南アルプス市	釜無川	今諏訪水防倉庫	33.0	南アルプス市長	白根窓口サービスセンター	南アルプス市	上今諏訪	地内	50	500	20	5	—	250	2	3	6	15	2	1
23	南アルプス市	御勅使川	有野水防倉庫	33.0	南アルプス市長	白根窓口サービスセンター	南アルプス市	有野	地内	50	500	20	5	10	250	2	3	6	15	2	1
24	南アルプス市	御勅使川	芦安第2水防倉庫	32.4	南アルプス市長	芦安窓口サービスセンター	南アルプス市	芦倉	345	30	50	10	—	—	—	—	—	5	—	10	2
25	南アルプス市	釜無川	支所倉庫	32.0	南アルプス市長	若草窓口サービスセンター	南アルプス市	寺部	659	100	2,000	—	60	145	400	—	7	30	15	34	10
26	南アルプス市	滝沢川	櫛形水防倉庫	33.0	南アルプス市長	道路整備課長	南アルプス市	小笠原	栄町	83	800	10	20	10	150	4	6	35	25	10	7
27	南アルプス市	釜無川 滝沢川	西南湖水防倉庫	15.4	南アルプス市長	甲西窓口サービスセンター	南アルプス市	西南湖	地内	300	—	10	—	—	100	—	350	6	—	—	—
28	南アルプス市	坪川	川上水防倉庫	35.63	南アルプス市長	甲西窓口サービスセンター	南アルプス市	川上	地内	100	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	南アルプス市	秋山川 堰野川	西新居水防倉庫	35.02	南アルプス市長	甲西窓口サービスセンター	南アルプス市	西新居	地内	100	100	50	—	—	400	—	100	2	—	—	—
30	南アルプス市	滝沢川	戸田水防倉庫	34.86	南アルプス市長	甲西窓口サービスセンター	南アルプス市	戸田	地内	500	—	—	—	—	400	—	600	—	—	—	—
中北建設事務所峡北支所管内（市町村分）				m ²						本	枚	枚	kg	本	kg	m ³	m ³	丁	丁	丁	灯
31	韮崎市	釜無川	第1水防倉庫	13.2	韮崎市長	建設課長	韮崎市	水一丁目 神目	市役所	0	4,500	—	13巻	2	8巻	—	—	31	23	7	26
32	韮崎市	釜無川	第2水防倉庫	33.67	韮崎市長	建設課長	韮崎市	水一丁目 神目	武田橋々詰	—	200	—	5巻	20	9巻	—	—	7	7	3	1
33	韮崎市	釜無川	第3水防倉庫	52.65	韮崎市長	建設課長	韮崎市	水一丁目 神目	一ツ柳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	韮崎市	釜無川	第4水防倉庫	19.44	韮崎市長	建設課長	韮崎市	清哲町 青木	上河原		400	—	7巻	30	2巻	—	—	5	5	1	1
35	韮崎市	釜無川	第5水防倉庫	38.0	韮崎市長	建設課長	韮崎市	円野町 上円井	東河原	3	400	—	9巻	20	2巻	—	—	7	8	3	1
36	韮崎市	塩川	第6水防倉庫	34.78	韮崎市長	建設課長	韮崎市	中小田町 田川	下河原	—	200	—	5巻	30	—	—	—	7	7	2	1
37	韮崎市	塩川	第7水防倉庫	34.8	韮崎市長	建設課長	韮崎市	若二丁目 宮目	道喜	1	400	—	5巻	8	2巻	—	—	7	7	3	1
38	韮崎市	釜無川	第8水防倉庫	34.8	韮崎市長	建設課長	韮崎市	龍岡町 若尾新田	屋敷	5	1,000	—	6巻	47	2巻	—	—	7	7	4	1
39	韮崎市	御勅使川	第9水防倉庫	34.8	韮崎市長	建設課長	韮崎市	旭上町 上條南割	外御勅使	—	400	—	4巻	34	2巻	—	—	7	7	4	1

番号	所管別	河川名	倉庫		管 責 任 者	倉庫鍵保管者	所在地			資材								器具			
			名称	面積			市町村	大字	字	丸太	空俵	葎	縄	蛇籠	鉄線	詰石	詰土	ジョウレン・スコップ・ツルハシ	鎌・鉋鋸	ペンチ・カッター	照明具
40	北杜市	塩川	須玉第2水防倉庫	33.0	北杜市長	建設部長	北杜市須玉町	比志	塩川	—	50	33	33	28	950	—	—	—	5	8	—
41	北杜市	滝釜無川	白州第1水防倉庫	33.0	北杜市長	建設部長	北杜市白州町	白須	柳原	—	1,200	—	13	250	11	—	—	39	2	1	—
42	北杜市	滝釜無川	白州第2水防倉庫	33.0	北杜市長	大武川区長	北杜市白州町	大武川	クイデ	—	—	—	—	3	70	—	—	—	—	—	—
43	北杜市	釜無川・松山沢川・神宮川	白州第3水防倉庫	19.4	北杜市長	建設部長	北杜市白州町	鳥原	雨堤道下	—	50	—	3	65	50	—	—	20	1	1	—
44	北杜市	大武川	武川第1水防倉庫	93.0	北杜市長	建設部長	北杜市武川町	牧原	堂仏寺	50	800	10	2巻	20	250	—	—	55	27	17	—
45	北杜市	大武川	武川第2水防倉庫	33.0	北杜市長	建設部長	北杜市武川町	柳沢													
峡東建設事務所管内（市町村分）				m ²						本	枚	枚	kg	本	kg	m ³	m ³	丁	丁	丁	灯
46	甲州市	重川（塩川）	熊野水防倉庫	29.8	甲州市長	総務課長	甲州市	塩山熊野	石骨	120	1,500	—	5巻	100	3束	—	—	—	—	—	—
47	甲州市	佐野川	中萩原水防倉庫	33.0	甲州市長	総務課長	甲州市	塩山中萩原	天神原	150	1,800	—	7巻	130	10束	—	—	—	—	—	—
48	甲州市	笛吹川	三日市場水防倉庫	33.0	甲州市長	総務課長	甲州市	塩山三日市場	屋敷添	120	1,800	—	5巻	100	6束	—	—	—	—	—	—
49	甲州市	重川	小田原橋水防倉庫	33.1	甲州市長	総務課長	甲州市	塩山下小田原	若林	120	1,800	—	5巻	140	5束	—	—	—	—	—	—
50	甲州市	重川	赤尾水防倉庫	32.4	甲州市長	総務課長	甲州市	塩山千野	東天神前	170	1,500	—	4巻	—	9束	—	—	—	—	—	—
51	甲州市	びんぐし川	東雲水防倉庫	32.4	甲州市長	勝沼支所長	甲州市	勝沼町休息	北林	20	2,400	—	5巻	20	22束	—	—	—	—	—	—
52	山梨市	市内全域山梨市水防団	本部倉庫	—	山梨市長	防災危機管理課長	山梨市	小原西	地内	—	7,200	—	12	—	20	—	—	—	—	—	—
53	山梨市	市内全域山梨市水防団	加納岩水防倉庫	32.4	山梨市長	山梨市消防団加納岩分団長	山梨市	大野	晴風園北詰	85	630	—	10	10	100	—	—	—	—	—	—
54	山梨市	市内全域山梨市水防団	日下部水防倉庫	32.4	山梨市長	山梨市消防団日下部分団長	山梨市	七日市場	八幡橋東づめ	15	640	—	4	2	100	—	—	—	—	—	—
55	山梨市	市内全域山梨市水防団	八幡水防倉庫	31.48	山梨市長	山梨市消防団八幡分団長	山梨市	北	八幡橋上	25	200	—	3	13	100	—	—	—	—	—	—
56	山梨市	市内全域山梨市水防団	山梨水防倉庫	32.4	山梨市長	山梨市消防団山梨分団長	山梨市	万力	万力公園内	65	400	—	1	—	100	—	—	—	—	—	—
57	山梨市	市内全域山梨市水防団	岩手水防倉庫	33.0	山梨市長	山梨市消防団岩手分団長	山梨市	東	岩手小学校東	20	200	—	3	7	100	—	—	—	—	—	—
58	山梨市	日川	日川水防倉庫	32.4	山梨市長	山梨市消防団日川分団長	山梨市	歌田	新日川橋西	80	300	—	2	20	350	—	—	—	—	—	—
59	山梨市	重川	重川水防倉庫	30.8	山梨市長	山梨市消防団日川分団長	山梨市	歌田	重川橋東	10	200	—	10	3	5	—	—	—	—	—	—
60	山梨市	日川	日川水防倉庫	32.4	山梨市長	山梨市消防団日川分団第1部長	山梨市	下栗原	新日川橋東	80	0	—	—	9	40	—	—	—	—	—	—
61	山梨市	重川	後屋敷水防倉庫	33.0	山梨市長	山梨市消防団後屋敷分団長	山梨市	東後屋敷	清水橋西	25	400	—	8	7	150	—	—	—	—	—	—
62	山梨市	笛吹川・翠鼓川	牧丘支所倉庫	30.8	山梨市長	山梨市役所長	山梨市	牧丘支所	窪平	—	700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

番号	所管別	河川名	倉庫		管理者 責任者	倉庫鍵保管者	所在地			資材								器具			
			名称	面積			市町村	大字	字	丸太	空俵	葎	縄	蛇籠	鉄線	詰石	詰土	ジョウレン スコップ ツルハシ	鎌・鉋 鋸	ペンチ カッター	照明具
63	山梨市	笛吹川 徳和川	三富支所倉庫	25.4	山梨市長	山梨市役所 三富支所	山梨市	三富	川浦	—	500	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—
64	笛吹市	平等川	徳条水防倉庫	10.0	笛吹市長	笛吹市役所春日居支所	笛吹市	春日居 徳条	水上	30	20	50	3	2	4	—	—	14	10	5	—
65	笛吹市	平等川	鎮目水防倉庫	10.0	笛吹市長	笛吹市役所春日居支所	笛吹市	春日居 鎮目	小御堂	—	—	8	3	5	3	—	—	14	18	5	—
66	笛吹市	笛吹川	小石和水防倉庫	85.8	笛吹市長	笛吹市役所建設部 土木課	笛吹市	石和町 小石	神明	100	520	—	30	80	550	—	—	57	57	17	1
67	笛吹市	笛吹川	四日市場 水防倉庫	33.1	笛吹市長	笛吹市役所建設部 土木課	笛吹市	石和町 四日市場	味噌屋町	39	—	—	12	100	500	—	—	55	70	18	10
68	笛吹市	金川	御坂町 水防倉庫	33.0	笛吹市長	笛吹市役所御坂支所	笛吹市	御坂町 御栗	中沢	—	—	—	33	17	3	—	—	55	75	49	1
69	笛吹市	金川	一宮町 水防倉庫	21.6	笛吹市長	笛吹市役所一宮支所	笛吹市	一宮町 東原	宮東	—	—	—	2	7	45	—	—	74	33	2	—
70	笛吹市	金川	一宮町 第二水防倉庫	20.0	笛吹市長	笛吹市役所一宮支所	笛吹市	一宮町 之蔵	高野町下	—	—	—	20	115	8	—	—	143	43	11	—
71	笛吹市	金川	一宮町 第三水防倉庫	20.0	笛吹市長	笛吹市役所一宮支所	笛吹市	一宮町 塩田	南大金川	—	—	—	20	—	—	—	—	56	12	—	—
72	笛吹市	金川	一宮町 第四水防倉庫	20.0	笛吹市長	笛吹市役所一宮支所	笛吹市	一宮町 坪井	下後田	—	—	—	20	60	9	—	—	110	13	12	—
73	笛吹市	日川	一宮町 第五水防倉庫	20.0	笛吹市長	笛吹市役所一宮支所	笛吹市	一宮町 矢作	宮ノ前	—	—	—	—	57	14	—	—	134	33	8	—
74	笛吹市	田垂川 百田川	一宮町 第六水防倉庫	20.0	笛吹市長	笛吹市役所一宮支所	笛吹市	一宮町 金沢	入木田	—	—	—	15	—	—	—	—	173	36	6	—
75	笛吹市	天川	南水防倉庫	33.0	笛吹市長	笛吹市役所八代支所	笛吹市	八代町南	二子塚	—	100	—	8	18	14	—	—	26	28	8	—
76	笛吹市	浅川 笛吹川	増田水防倉庫	33.0	笛吹市長	笛吹市役所八代支所	笛吹市	八代町利 増	才ノ神	—	—	—	—	12	4	—	—	11	6	1	2
77	笛吹市	浅川	岡水防倉庫	33.0	笛吹市長	笛吹市役所八代支所	笛吹市	八代町岡	前田	—	—	—	2	2	1	—	—	6	8	2	3
78	笛吹市	浅川	米倉水防倉庫	33.0	笛吹市長	笛吹市役所八代支所	笛吹市	八代町倉 米	土井原	—	—	—	—	12	5	—	—	4	12	—	—
79	笛吹市	堀竜蛇川	高家水防倉庫	19.4	笛吹市長	笛吹市役所八代支所	笛吹市	八代町家 高	下り道	—	—	—	—	—	2	—	—	5	0	1	2
80	笛吹市	天堀川	北水防倉庫	33.0	笛吹市長	笛吹市役所八代支所	笛吹市	八代町北	芝草	—	—	—	3	4	1	—	—	8	7	6	—
81	笛吹市	浅川	竹居水防倉庫	19.4	笛吹市長	笛吹市役所八代支所	笛吹市	八代町居 竹	山の神	—	—	—	3	6	2	—	—	11	20	10	2
82	笛吹市	浅川	奈良原水防倉庫	33.0	笛吹市長	笛吹市役所八代支所	笛吹市	八代町居 竹	親子林	—	—	—	—	6	6	—	—	6	4	7	0
83	笛吹市	境川	境川町水防倉庫	29.3	笛吹市長	笛吹市役所境川支所	笛吹市	境川町 藤	室屋	—	67	—	2	—	3	—	—	43	15	2	—
84	笛吹市	芦川	芦川町備蓄倉庫	61.0	笛吹市長	笛吹市役所芦川支所	芦川町 中	村中		—	—	—	1	—	3	—	—	16	16	10	2

番 号	所 管 別	河 川 名	倉 庫		管 理 者 責 任 者	倉 庫 鍵 保 管 者	所 在 地			資 材								器 具			
			名 称	面積			市 町 村	大 字	字	丸太	空俵	蒔	縄	蛇籠	鉄線	詰石	詰土	ジョウレン スコップ ツル ハン	鎌・鉋 鋸	ペンチ カッター	照明具
峡南建設事務所管内（市町村分）				m ²					本	枚	枚	kg	本	kg	m ³	m ³	丁	丁	丁	灯	
85	市川三郷町	芦 川	町 屋 水 防 倉 庫	33.0	市川三郷 町 長	建 設 課	市川三郷町	上 野	籠 鼻	—	1,319	—	3巻	58	100	—	—	28	18	4	9
86	市川三郷町	押 出 川	道 林 水 防 倉 庫	31.5	市川三郷 町 長	建 設 課	市川三郷町	大 塚	道 林	50	2,000	—	5巻	48	300	—	—	42	17	2	9
87	市川三郷町	芦 川	高 萩 水 防 倉 庫	20.0	市川三郷 町 長	建 設 課	市川三郷町	高 萩	向 村	—	100	—	6巻	—	200	—	—	27	17	4	5
88	市川三郷町	芦 川	芦 川 橋 上 第 1 水 防 倉 庫	22.2	市川三郷 町 長	建 設 課	市川三郷町	市川大門	宅 地	150	2,000	—	2	—	100	—	6	10	3	3	2
89	市川三郷町	芦 川	芦 川 橋 下 第 2 水 防 倉 庫	47.0	市川三郷 町 長	建 設 課	市川三郷町	〃	橋 場 下	50	600	50	2	—	100	—	3	10	3	3	2
90	市川三郷町	新 川	新 川 水 防 倉 庫	22.2	市川三郷 町 長	建 設 課	市川三郷町	黒 沢	前 田	150	2,000	—	2	—	100	—	6	15	3	3	2
91	市川三郷町	富 士 川 山 田 川 三 沢 川 葛 籠 沢 川 宮 原 川	六 郷 資 機 材 倉 庫	14.9	市川三郷 町 長	建 設 課	市川三郷町	岩 間	西 町	—	1,000	—	3	30	200	—	5	32	15	5	5
92	富士川町	富 士 川	富士橋際水防倉庫	33.0	富士川町 長	防 災 交 通 課	富士川町	鯨 沢	1,466番地先	14	1,600	15	4巻	35	350	—	—	70	10	10	5
93	富士川町	富 士 川	箱 原 水 防 倉 庫	33.0	富士川町 長	防 災 交 通 課	富士川町	箱 原	地 内	9	1,500	21	4巻	—	300	—	—	70	—	—	2
94	富士川町	大 柳 川	柳 川 水 防 倉 庫	32.4	富士川町 長	防 災 交 通 課	富士川町	柳 川	地 内	32	1,500	—	3巻	—	300	—	—	70	—	—	—
95	富士川町	富 士 川	駅 前 水 防 倉 庫	13.2	富士川町 長	防 災 交 通 課	富士川町	駅 前	地 内	—	1,500	—	—	—	50	—	—	20	5	2	—
96	身 延 町	三 沢 川	車 田 水 防 倉 庫	33.0	身延町長	交 通 防 災 課 長	身 延 町	車 田	家 之 前	—	1,000	9	2巻	8	100	—	—	22	6	6	—
97	身 延 町	常 葉 川	竹之島水防倉庫	33.0	身延町長	交 通 防 災 課 長	身 延 町	常 葉	竹 ノ 島	210	1,000	12	1巻	45	50	—	—	12	3	1	—
98	身 延 町	三 沢 川	三 沢 水 防 倉 庫	33.0	身延町長	交 通 防 災 課 長	身 延 町	三 沢	横 廻	288	1,000	6	1巻	26	200	—	1	15	3	5	—
99	身 延 町	反 木 川	瀬 戸 水 防 倉 庫	33.0	身延町長	交 通 防 災 課 長	身 延 町	瀬 戸	家 之 前	215	950	6	—	13	100	—	1	20	3	6	—
100	身 延 町	常葉川・棚代 川他町内全域	下 部 支 所 倉 庫	12.0	身延町長	交 通 防 災 課 長	身 延 町	常 葉	白 代	—	1,050	—	—	6	150	—	1	2	3	—	—
101	身 延 町	富 士 川	身 延 町 役 場 水 防 倉 庫	82.3	身延町長	交 通 防 災 課 長	身 延 町	切 石	東 割	—	2,250	—	—	—	50	—	1	43	40	6	2
102	身 延 町	富 士 川	西 嶋 水 防 倉 庫	49.0	身延町長	交 通 防 災 課 長	身 延 町	西 嶋	下 耕 地	—	3,000	—	—	—	50	—	1	39	5	8	2

番 号	所 管 別	河 川 名	倉 庫		管 責 任 者	倉 庫 鍵 保 管 者	所 在 地			資 材								器 具				
			名 称	面積			市 町 村	大 字	字	丸太	空俵	葎	縄	蛇籠	鉄線	詰石	詰土	ジョウレン スコップ ツルハシ	鎌・鉋 鋸	ペンチ カッター	照明具	
峡南建設事務所身延支所管内（市町村分）					m ²					本	枚	枚	kg	本	kg	m ³	m ³	丁	丁	丁	灯	
103	早 川 町	早 春・木 川	第 1 水 防 倉 庫	33.0	早川町長	総 務 課 長	早 川 町	高 住	角 瀬 地 区	145	200	15	1巻	66	90	－	－	36	17	5	－	
104	早 川 町	早 川	第 2 水 防 倉 庫	33.0	早川町長	総 務 課 長	早 川 町	大 原 野	中 洲 地 内	80	125	10	1巻	30	60	－	－	17	10	5	－	
105	身 延 町	富 士 川	下 山 水 防 倉 庫	53.8	身延町長	交 通 防 災 課 長	身 延 町	下 山	早 川 表	－	1,500	－	1巻	16	500	－	－	30	11	4	－	
106	身 延 町	早 川	小原島水防倉庫	33.0	身延町長	交 通 防 災 課 長	身 延 町	栗 倉	小 原 島	－	1,800	－	2巻	13	400	－	－	28	13	7	－	
107	身 延 町	富 士 川	大 島 水 防 倉 庫	33.0	身延町長	交 通 防 災 課 長	身 延 町	和 田	向 田	21	1,000	－	2巻	18	300	－	－	33	17	4	－	
108	身 延 町	富 士 川	塩之沢水防倉庫	33.0	身延町長	交 通 防 災 課 長	身 延 町	帯 金	榎 島	21	1,800	－	1巻	17	350	－	－	24	15	5	－	
109	身 延 町	大 城 川	豊 岡 防 災 備 蓄 倉 庫	54.59	身延町長	交 通 防 災 課 長	身 延 町	相 又	針 山	50	1,700	－	1巻	12	100	－	－	34	16	5	－	
110	身 延 町	富 士 川	八木沢水防倉庫	33.0	身延町長	交 通 防 災 課 長	身 延 町	八 木 沢	川 向	－	1,600	－	3巻	33	300	－	－	25	25	5	－	
111	身 延 町	波木井川	波木井水防倉庫	39.66	身延町長	交 通 防 災 課 長	身 延 町	波 木 井	宮 ノ 下	－	1,800	－	3巻	15	500	－	－	33	16	7	2	
112	南 部 町	富士川・戸栗 川・船山川	南部水防倉庫	75.6	南部町長	建 設 課 長	南 部 町	南 部	南 田	150	3,000	－	27	8	50	－	－	96	0	4	16	
113	南 部 町	富士川・中村 川・梅の木川	内船水防倉庫	31.5	南部町長	建 設 課 長	南 部 町	内 船	外 古 御 所	0	1,950	－	6	0	2	－	－	43	17	46	2	
114	南 部 町	富 士 川 佐 野 川	十 島 水 防 倉 庫	16.5	南部町長	建 設 課 長	南 部 町	十 島	下 谷 戸	30	600	－	2	13	12	－	－	26	0	0	0	
115	南 部 町	福 士 川	福 士 水 防 倉 庫	13.8	南部町長	建 設 課 長	南 部 町	福 士	平	0	600	－	1	0	0	－	－	11	5	4	10	
116	南 部 町	万 沢 川	万 沢 水 防 倉 庫	21.5	南部町長	建 設 課 長	南 部 町	万 沢	御 屋 敷	0	400	－	6	3	4	－	－	3	0	0	2	
富士・東部建設事務所管内（市町村分）																						
117	都 留 市	菅 野 川	住吉水防倉庫	33.0	都留市長	消防本部 警 防 担 当	都 留 市	法 能	住 吉	10	600	－	21	13	100	－	－	35	11	24	－	
118	都 留 市	朝 日 川	盛里水防倉庫	29.0	都留市長	消防本部 警 防 担 当	都 留 市	朝日馬場	馬 場 垣 外	75	350	－	－	30	50	－	－	54	9	25	－	
119	都 留 市	鹿 留 川	東桂水防倉庫	33.0	都留市長	消防本部 警 防 担 当	都 留 市	鹿 留	新 井	50	150	－	－	15	100	－	－	39	14	29	－	
120	都 留 市	大 幡 川	宝 水 防 倉 庫	24.0	都留市長	消防本部 警 防 担 当	都 留 市	中 津 森	ソ リ 畑	23	300	－	4	28	100	－	－	68	12	25	－	
121	大 月 市	笹 子 川	白 野 水 防 倉 庫	30.0	大月市長	消 防 署 長	大 月 市	笹 子 町	白 野	32	800	－	1	－	450	－	－	－	－	－	－	
122	大 月 市	葛 野 川	葛 野 水 防 倉 庫	33.0	大月市長	消 防 署 長	大 月 市	賑 岡 町	岩 殿	44	3,000	－	－	57	350	－	－	18	8	0	－	

番 号	所 管 別	河 川 名	倉 庫		管 理 者 責 任 者	倉 庫 健 保 管 者	所 在 地			資 材								器 具			
			名 称	面積			市 町 村	大 字	字	丸太	空俵	葦	縄	蛇籠	鉄線	詰石	詰土	ジョウレン スコップ ツル ハン	鎌・鉋 鋸	ペンチ カッター	照明具
123	大 月 市	笹 子 川 桂 川	本 部 水 防 倉 庫	48.0	大月市長	消 防 署 長	大 月 市	大 月	花咲1608-19	－	15,000	－	－	－	10	－	－	87	80	7	39
124	小 菅 村	小 菅 川	小菅村水防倉庫	33.0	小菅村長	総 務 課	小 菅 村	川 久 保	地 内	－	300	－	10	－	－	－	－	50	65	－	4
富士・東部建設事務所吉田支所管内（市町村分）				m ²						本	枚	枚	kg	本	kg	m ³	m ³	丁	丁	丁	灯
125	富 吉 田 市	市内全域	富 士 吉 田 市 防 災 備 蓄 倉 庫	299.6	富士吉田市長	企 安 全 画 対 策 部 課	富 吉 田 市	下 吉 田	天 神 下	3	－	－	32巻	－	－	－	－	88	74	14	215
126	富 吉 田 市	市内全域	富 士 吉 田 市 防 災 備 蓄 倉 庫	207.52	富士吉田市長	企 安 全 画 対 策 部 課	富 吉 田 市	小 明 見	田 中	39	198	－	21巻	－	－	－	－	255	144	60	46
127	富 吉 田 市	市内全域	富 士 吉 田 市 防 災 備 蓄 倉 庫	424.00	富士吉田市長	企 安 全 画 対 策 部 課	富 吉 田 市	旭一丁目		55	2152	－	10巻	－	－	－	－	118	57	20	23
128	富 吉 田 市	市内全域	富 士 吉 田 市 防 災 備 蓄 倉 庫	388.5	富士吉田市長	企 安 全 画 対 策 部 課	富 吉 田 市	上 暮 地 目		40	150	－	14巻	－	－	－	－	119	63	23	16
129	富 吉 田 市	市内全域	富 士 吉 田 市 防 災 備 蓄 倉 庫	388.5	富士吉田市長	企 安 全 画 対 策 部 課	富 吉 田 市	松 山		40	1913	－	4巻	－	－	－	－	94	56	14	－
130	富士河口湖町	馬 場 川	大 石 水 防 倉 庫	7.43	富士河口湖町長	消 防 防 災 担 当 事 務 吏 員	富士河口湖町	大 石	地 内	29	1,000	－	10	－	200	－	－	27	2	5	－
131	富士河口湖町	西 川	河 口 水 防 倉 庫	16.82	富士河口湖町長	消 防 防 災 担 当 事 務 吏 員	富士河口湖町	河 口	地 内		500	－	－	－	160	－	－	27	－	－	－

県管理（建設事務所分）

番号	所管別	河川名	倉庫		管理者 責任者	倉庫鍵保管者	所在地			資材								器具			
			名称	面積			市町村	大字	字	丸太	空俵	筵	縄	蛇籠	鉄線	詰石	詰土	ジョウレンス コップ ツルハシ	鎌・鉋 鋸	ベン チ カッター	照明具
1	県	中北建設事務所管内各河川	中北建設事務所水防倉庫	33	中北建設事務所長	中北建設事務所管理担当	甲府市	貢川	2-1-8	-	0	0	ロープ 5巻	-	0	-	-	306	50	6	3
2	県	峡東建設事務所管内各河川	峡東建設事務所水防倉庫	70	峡東建設事務所長	峡東建設事務所総務担当	甲州市	塩山上塩後	1239-1	0	1200	23	ロープ 100m 25巻	76	52	-	-	18	210	4	4
3	県	峡東建設事務所管内各河川	峡東建設事務所境川水防倉庫	75.6	峡東建設事務所長	峡東建設事務所総務担当	笛吹市	境川町	718	70	1,000	75	ロープ 19巻	57	50	140	-	32	0	0	-
4	県	峡南建設事務所管内各河川	峡南建設事務所市川水防倉庫	90	峡南建設事務所長	峡南建設事務所	市川三郷町	高田	111-1	-	15,000		ロープ 10巻	3m 10 本	1,000	-	-	24	145	5	27
5	県	身延支所管内各河川	峡南建設事務所身延水防倉庫	115	身延支所長	身延支所河川砂防管理課管理担当	身延町	梅平	2483-30	-	1,500	20	ロープ 22巻	50	12	-	-	18	60	5	17
6	県	峡北支部管内各河川	峡北支部水防倉庫	32.1	峡北支所長	峡北支部管理担当	韮崎市	栄一丁目	2-3673-6	-	3,900	-	ロープ 7巻	0	0	-	-	60	50	5	3
7	県	富士・東部建設事務所管内各河川	富士・東部建設事務所都留水防倉庫	115	富士・東部建設事務所長	富士・東部建設事務所総務担当	都留市	法能	住吉407-17	107	19,600	-	ロープ 4巻	195	18	-	-	13	6	17	1
8	県	富士・東部建設事務所管内各河川	富士・東部建設事務所大月水防倉庫	115	富士・東部建設事務所長	富士・東部建設事務所総務スタッフ	大月市	大月町	花咲1608-3	-	13,800	-	ロープ 42巻	150	26	-	-	29	360	0	5
9	県	富士・東部建設事務所管内各河川	富士・東部建設事務所笹子水防倉庫	325	富士・東部建設事務所長	富士・東部建設事務所管理担当	大月市	笹子町	黒野田783	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	県	富士・東部建設事務所管内各河川	富士・東部建設事務所吉田支所水防倉庫	50	吉田支所長	富士・東部建設事務所総務スタッフ	富士吉田市	上吉田	3-5-11	50	7,850	-	ロープ 800巻	30	100	-	-	28	20	4	2

番号	所管別	河川名	倉庫		管理責任者	倉庫鍵保管者	所在地			資材																				
			名称	面積			市町村	大字	字	丸太	空俵	苴	縄	蛇籠	鉄線	詰石	詰土	照明具	ショウレン等	鎌等	消波ブロック	根固ブロック	テラポット	H型鋼	鋼矢板	コルゲート	土囊	U字フリューム	コンクリート矢板	敷鉄板
1	県	中北建設事務所管内各河川	鎌田川防災備蓄倉庫	420	中北建設事務所長	中北建設所道路維持担当	中央市	一町畑	984-1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	16	68	237	450 (内大型50)	-	0	17	
2	県	中北建設事務所管内各河川	鎌田川防災備蓄倉庫	60	中北建設事務所長	中北建設所管理担当	中央市	一町畑	955	-	-	-	-	0	0	100	5	-	-	-	458基 5t28基	-	0	0	-	3,160 (内大型285)	-	-	-	
3	県	中北建設事務所管内各河川	第二資材置場		中北建設事務所長	中北建設所管理担当	中央市	極楽寺	1527-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
4	県	中北建設事務所管内各河川	野牛島防災備蓄倉庫	429	中北建設事務所長	中北建設所道路維持担当	南アルプス市	野牛島	1828-90	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	135	461	-	-	-	20	
5	県	峡東建設事務所管内各河川	峡東建設事務所清水橋防災拠点備蓄倉庫	585	峡東建設事務所長	峡東建設所道路維持担当	甲州市	勝沼町山	北下河原68-1～12	-	-	-	-	5m 40本	-	-	-	-	-	-	-	2t 36基	299	1623	784	2030 (内大型430)	-	-	58	
6	県	峡東建設事務所管内各河川	峡東建設事務所浅川防災備蓄倉庫	290	峡東建設事務所長	峡東建設所道路維持担当	笛吹市	八代町米倉	大佛塚466-1	-	-	-	-	25m 1巻	-	-	-	2	-	-	-	-	-	317	1582	570	390 (内大型390)	-	-	60
7	県	峡南建設事務所管内各河川	防災備蓄倉庫	585	峡南建設事務所長	峡南建設所	市川三郷町	下鳥大居	878	-	-	-	-	4m 141本 3m 111本	-	-	-	-	-	-	2t169基 3t33基 4t20基 5t30基	-	202	996	420	1520 (内大型570)	-	-	133	
8	県	身延支所管内各河川	戸栗川防災備蓄倉庫	630	身延支所長	身延支所道路課道路維持担当	南部町	南部	矢崎1809-4	-	-	-	16巻	68	2,200	15	10	5	2	16	-	8t 11基 6t 7基 袋詰2t 55基	-	10m 151 6m 25 2m 4	10m 292 6m 142 2m 776	169m	小 2520 中 300 大 284	-	-	81
9	県	峡北支所管内各河川	甘利沢川防災備蓄倉庫	390	峡北支所長	峡北支所道路維持担当	蜷崎市	大草町	若尾110地先	-	-	-	-	138	550	100	100	-	-	-	5t 20基	-	10m 180 6m 140	10m 300 6m 200 2m 300	300	-	-	200		
10	県	峡北支所管内各河川	大武川敷ストックヤード		峡北支所長	峡北支所管理担当	北杜市	武川町	柳沢字大平地先官地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5t200基 8t 9基	-	-	-	-	-	-	-		
11	県	富士・東部建設事務所管内各河川	与縄防災備蓄倉庫		富士・東部建設事務所長	富士・東部建設所道路維持担当	都留市	与盛縄里	高柳763アブの宮153-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2t40基 3t 0基 4t 0基	-	188	1447	280	1318 (内大型618)	-	-	28	
12	県	富士・東部建設事務所管内各河川	鶴島防災備蓄倉庫		富士・東部建設事務所長	富士・東部建設所道路維持担当	上野原市	鶴島	駒門2274	-	-	-	-	1巻	-	-	-	-	-	-	2t20基 3t22基 5t20基	-	214	1477	207	1140 (内大型340)	-	-	60	
13	県	吉田支所管内各河川	河口防災備蓄倉庫	584	吉田支所長	富士・東部建設事務所吉田支所道路維持担当	富士河口湖町	河口	小島1806-1	-	-	-	20巻	-	5巻	173 m3	-	1	38	-	-	-	-	-	-	3,500 (内大型1,000)	-	-	-	

附表27表

県輸送車及び作業車の配置状況

中北建設事務所

建設事務所 水防支部名	車 種	積 載		台数	燃 料	常置場所
		人数	積載量			
中北建設事務所	普通貨物自動車（キャブオーバ）	6	1,000kg	1	軽 油	中北建設事務所
中北建設事務所	小型貨物自動車（バン）	2 5	300 150	3	ガソリン	中北建設事務所
中北建設事務所	小型貨物自動車（バン）	2 5	400 250	8	ガソリン	中北建設事務所
中北建設事務所	小型乗用自動車（ステーションワゴン）	5	—	2	ガソリン	中北建設事務所
中北建設事務所	軽貨物自動車（キャブオーバ）	2	350	1	ガソリン	中北建設事務所
中北建設事務所	軽特殊自動車（パトカー）	2 4	350 250	1	ガソリン	中北建設事務所
中北建設事務所	軽貨物自動車（バン）	2 4	250 350	3	ガソリン	中北建設事務所
中北建設事務所	普通特殊自動車（公共応急自動車）	5	—	2	ガソリン	中北建設事務所
中北建設事務所	普通乗用自動車（ステーションワゴン）	5	—	8	ガソリン	中北建設事務所

中北建設事務所峡北支所

建設事務所 水防支部名	車 種	積 載		台数	燃 料	常置場所
		人数	積載量			
中北建設事務所 峡北支所	普通貨物自動車（トラック）	3	2,000kg	1	軽油	中北建設事務所 峡北支所
中北建設事務所 峡北支所	普通貨物自動車（トラック）	6	1,000	1	軽油	中北建設事務所 峡北支所
中北建設事務所 峡北支所	小型貨物自動車（バン）	2 5	400 250	4	ガソリン	中北建設事務所 峡北支所
中北建設事務所 峡北支所	小型貨物自動車（バン）	2 5	300 150	1	ガソリン	中北建設事務所 峡北支所
中北建設事務所 峡北支所	軽貨物自動車（トラック）	2	350	1	ガソリン	中北建設事務所 峡北支所
中北建設事務所 峡北支所	普通特殊自動車（パトカー）	5	—	1	ガソリン	中北建設事務所 峡北支所
中北建設事務所 峡北支所	普通特殊自動車（融雪剤散布車）	5	—	1	軽油	中北建設事務所 峡北支所
中北建設事務所 峡北支所	小型乗用自動車	5	—	1	ガソリン	中北建設事務所 峡北支所
中北建設事務所 峡北支所	普通乗用自動車	5	—	5	ガソリン	中北建設事務所 峡北支所

峡東建設事務所

建設事務所 水防支部名	車 種	積 載		台数	燃 料	常置場所
		人数	積載量			
峡東建設事務所	小型特殊自動車（パトカー）	5	kg	2	ガソリン	峡東建設事務所
峡東建設事務所	小型貨物自動車（バン）	2 5	300 150	4	ガソリン	峡東建設事務所
峡東建設事務所	小型貨物自動車（バン）	2 5	400 250	7	ガソリン	峡東建設事務所
峡東建設事務所	普通乗用自動車	5		5	ガソリン	峡東建設事務所
峡東建設事務所	小型乗用自動車（ワゴン）	5		2	ガソリン	峡東建設事務所
峡東建設事務所	軽貨物自動車（キャブオーバー）	2	350	1	ガソリン	峡東建設事務所
峡東建設事務所	軽貨物自動車（バン）	4	250	1	ガソリン	峡東建設事務所
峡東建設事務所		2	350	1		
峡東建設事務所	普通貨物自動車	5	400	1	ガソリン	峡東建設事務所

峽南建設事務所

建設事務所 水防支部名	車 種	積 載		台数	燃 料	常置場所
		人数	積載量			
峽南建設事務所	小型貨物自動車	5 2	400kg 500	2	ガソリン	峽南建設事務所
峽南建設事務所	小型貨物自動車	5 2	150 300	8	ガソリン	峽南建設事務所
峽南建設事務所	小型貨物自動車	5 2	250 400	5	ガソリン	峽南建設事務所
峽南建設事務所	普通特殊自動車（パトカー）	5	250	1	ガソリン	峽南建設事務所
峽南建設事務所	普通貨物自動車（作業車）	6	1250	1	軽油	峽南建設事務所

峽南建設事務所身延支所

建設事務所 水防支部名	車 種	積 載		台数	燃 料	常置場所
		人数	積載量			
峽南建設事務所 身延支所	普通貨物自動車（作業車）	6	1,000kg	1	軽油	峽南建設事務所 身延支所
峽南建設事務所 身延支所	普通特殊自動車（パトカー）	5	（－）	1	ガソリン	峽南建設事務所 身延支所
峽南建設事務所 身延支所	軽自動車	4	（－）	1	ガソリン	峽南建設事務所 身延支所
峽南建設事務所 身延支所	小型貨物自動車（バン）	2	400	2	ガソリン	峽南建設事務所 身延支所
峽南建設事務所 身延支所		5	250			峽南建設事務所 身延支所
峽南建設事務所 身延支所	普通乗用車（ステーションワゴン）	5	－	5	ガソリン	峽南建設事務所 身延支所

富士・東部建設事務所

建設事務所 水防支部名	車 種	積 載		台数	燃 料	常置場所
		人数	積載量			
富士東部 建設事務所	小型貨物自動車（バン）	2 5	400kg 250	8	ガソリン	富士東部 建設事務所
富士東部 建設事務所	普通乗用車（ステーションワゴン）	5	－	3	ガソリン	富士東部 建設事務所
富士東部 建設事務所	軽貨物自動車（バン）	2	350	2	ガソリン	富士東部 建設事務所
		4	250			
富士東部 建設事務所	普通貨物自動車（キャブオーバ）	6	1,250	1	軽 油	富士東部 建設事務所
富士東部 建設事務所	軽貨物自動車（キャブオーバ）	2	350	1	ガソリン	富士東部 建設事務所
富士東部 建設事務所	特殊自動車（公共応急作業車）	5	－	1	ガソリン	富士東部 建設事務所
富士東部 建設事務所	普通乗用車（箱形）	5	－	4	ガソリン	富士東部 建設事務所

富士・東部建設事務所吉田支所

建設事務所 水防支部名	車 種	積 載		台数	燃 料	常置場所
		人数	積載量			
富士東部建設 事務所 吉田支所	普通貨物自動車（作業車）	6	1,000kg	1	軽 油	富士東部建設 事務所 吉田支所
富士東部建設 事務所 吉田支所	普通特殊自動車（公共応急作業車）	5	－	2	ガソリン	富士東部建設 事務所 吉田支所
富士東部建設 事務所 吉田支所	小型乗用自動車（ステーションワゴン）	5	－	3	ガソリン	富士東部建設 事務所 吉田支所
富士東部建設 事務所 吉田支所	小型貨物自動車（バン）	2	400	7	ガソリン	富士東部建設 事務所 吉田支所
		5	250			
富士東部建設 事務所 吉田支所	普通特殊自動車（作業車）	2	2,370	1	軽 油	富士東部建設 事務所 吉田支所

広瀬・琴川ダム管理事務所

建設事務所 水防支部名	車 種	積 載		台数	燃 料	常置場所
		人数	積載量			
広瀬・琴川 ダム管理事務所	小型貨物自動車（バン）	2 5	400kg 250	1	ガソリン	広瀬ダム管理所
広瀬・琴川 ダム管理事務所	普通特殊自動車（公共応急作業車）	5	-	1	ガソリン	広瀬ダム管理所
広瀬・琴川 ダム管理事務所	軽貨物自動車（キャブオーバ）	2	350	1	ガソリン	広瀬ダム管理所
広瀬・琴川 ダム管理事務所	普通乗用車（箱型）	5	-	1	ガソリン	広瀬ダム管理所
広瀬・琴川 ダム管理事務所	普通特殊自動車（公共応急作業車）	5	-	1	ガソリン	琴川ダム管理所
広瀬・琴川 ダム管理事務所	普通乗用車（ステーションワゴン）	5	-	1	ガソリン	琴川ダム管理所
広瀬・琴川 ダム管理事務所	軽貨物自動車（ダンプ）	2	350	1	ガソリン	琴川ダム管理所

荒川ダム管理事務所

建設事務所 水防支部名	車 種	積 載		台数	燃 料	常置場所
		人数	積載量			
荒川ダム 管理事務所	小型貨物自動車（バン）	2 5	400 250	1	ガソリン	荒川ダム 管理事務所
荒川ダム 管理事務所	軽貨物自動車（トラック）	2	350	1	ガソリン	荒川ダム 管理事務所
荒川ダム 管理事務所	特種自動車（公共応急作業車）	5	-	1	ガソリン	荒川ダム 管理事務所

大門・塩川ダム管理事務所

建設事務所 水防支部名	車 種	積 載		台数	燃 料	常置場所
		人数	積載量			
大門・塩川ダム 管理事務所	小型乗用自動車	5	kg	1	ガソリン	大門ダム管理所
大門・塩川ダム 管理事務所	小型貨物自動車（バン）	2 5	400 250	1	ガソリン	塩川ダム管理所
大門・塩川ダム 管理事務所	小型特殊自動車（ホイールロード）	1	-	1	軽 油	大門ダム管理所
大門・塩川ダム 管理事務所	軽特殊自動車（公共応急作業車）	4	-	1	ガソリン	大門ダム管理所
大門・塩川ダム 管理事務所	軽特殊自動車（ ）	4	-	1	ガソリン	塩川ダム管理所
大門・塩川ダム 管理事務所	軽貨物自動車（トラック）	2	350	2	ガソリン	大門ダム管理所 塩川ダム管理所

深城ダム管理事務所

建設事務所 水防支部名	車 種	積 載		台数	燃 料	常置場所
		人数	積載量			
深城ダム 管理事務所	小型貨物自動車（バン）	5 2	150kg 300	1	ガソリン	深城ダム 管理事務所
深城ダム 管理事務所	普通特殊自動車（公共応急作業車）	7	-	1	ガソリン	深城ダム 管理事務所
深城ダム 管理事務所	軽貨物自動車（トラック）	2	350	1	ガソリン	深城ダム 管理事務所

異常気象時における道路通行規制区間及び基準

路線名	管理事務所名	連絡先電話番号	規制区間		規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路
			区間	延長(km)			
国道20号	国土交通省甲府河川国道事務所大月出張所	(0554)22-2411	上野原市井戸尻～ 上野原市腰巻	0.6	連続雨量250mm	土砂崩落	中央高速自動車道
国道20号	国土交通省甲府河川国道事務所大月出張所	(0554)22-2411	上野原市四方津～ 大月市梁川町新倉	1.5	連続雨量200mm	土砂崩落、落石	中央高速自動車道
国道20号	国土交通省甲府河川国道事務所大和国道出張所	(0553)48-2514	大月市大月町真木～ 大月市初狩町下初狩	0.9	連続雨量250mm	土砂崩落	中央高速自動車道
国道20号	国土交通省甲府河川国道事務所大和国道出張所	(0553)48-2514	甲州市大和町鶴瀬～ 甲州市勝沼町柏尾	2.6	連続雨量200mm	土砂崩落、落石	中央高速自動車道
国道52号	国土交通省甲府河川国道事務所峡南国道出張所	(0556)62-0621	南巨摩郡南部町境川～ 南巨摩郡南部町越渡	4.8	連続雨量300mm	土砂崩落、落石	主要地方道富士川身延線
国道52号	国土交通省甲府河川国道事務所峡南国道出張所	(0556)62-0621	南巨摩郡身延町波木井～ 南巨摩郡身延町古屋敷	2.4	連続雨量150mm	土砂崩落、落石	主要地方道市川三郷身延線
国道139号	富士・東部建設事務所	(0554)22-7814	北都留郡小菅村池の尻字出口(池の尻集落先)～ 北都留郡小菅村金風呂(県境)	5.0	連続雨量100mm以上	落石	主要地方道上野原丹波山線 一般国道411号
国道140号	峡東建設事務所	(0553)20-2734	山梨市三富川浦字広瀬～ 山梨市三富川浦(円川二之橋)	3.5	連続雨量150mm以上	土砂崩落	なし
国道141号	中北建設事務所峡北支所	(0551)23-3065	北杜市高根町長沢(大門ダム入口分岐)～ 北杜市高根町念場原(大門ダム入口分岐)	2.7	連続雨量80mm以上	落石	主要地方道北杜八ヶ岳公園線 一般県道長沢小淵沢線
国道300号	富士・東部建設事務所吉田支所 峡南建設事務所	(0555)24-9087 (055)240-4128	南都留郡富士河口湖町本栖(本栖トンネル手前)～ 南巨摩郡身延町北川(北川橋右岸詰)	16.3	連続雨量80mm以上	落石、土砂崩落	一般国道358号
国道358号	中北建設事務所	(055)224-1667	甲府市梯町字割畑(梯PA)～ 甲府市右左口町字城越(甲府精進湖線分岐)	5.7	連続雨量150mm以上	路肩決壊、土砂崩落、沢崩れ	一般国道137号
国道358号	富士・東部建設事務所吉田支所 中北建設事務所	(0555)24-9087 (055)224-1667	南都留郡富士河口湖町精進字卯当沢～ 甲府市古閑町字平川(古閑PA)	5.9	連続雨量150mm以上	土砂崩落、落石	一般国道137号
国道411号	富士・東部建設事務所	(0554)22-7814	北都留郡丹波山村字鴨沢～ 北都留郡丹波山村字奥秋	9.0	連続雨量80mm以上	落石	一般国道139号 主要地方道上野原丹波山線
国道411号	富士・東部建設事務所 峡東建設事務所	(0554)22-7814 (0553)20-2734	北都留郡丹波山村字奥秋～ 甲州市塩山一之瀬高橋字落合	10.3	連続雨量80mm以上	落石	なし
国道469号	峡南建設事務所身延支所	(0556)62-9065	南巨摩郡南部町十島(県境)～ 南巨摩郡南部町十島字下谷戸	1.2	連続雨量120mm以上	落石、土砂崩落	なし
小計			15箇所	72.4			
主要地方道 甲府昇仙峡線	中北建設事務所	(055)224-1667	甲府市下帯那町字河方(千代田小北)～ 甲府市竹日向町字羅漢尻(グリーンライン県営駐車場)	3.7	連続雨量100mm以上	落石、土砂崩落	なし
主要地方道 甲府昇仙峡線	中北建設事務所	(055)224-1667	甲府市高成町(覚円隧道南)～ 甲府市高成町(仙娥滝隧道北)	0.9	連続雨量100mm以上	落石、土砂崩落	なし
主要地方道 市川三郷身延線	峡南建設事務所	(055)240-4128	南巨摩郡身延町車田(車田橋)～ 南巨摩郡身延町北川(北川橋)	3.5	連続雨量100mm以上	落石、土砂崩落	一般国道52号
主要地方道 市川三郷身延線	峡南建設事務所身延支所	(0556)62-9065	南巨摩郡身延町下八木沢～ 南巨摩郡身延町帯金	1.5	連続雨量120mm以上	落石、土砂崩落	一般国道52号
主要地方道 富士川身延線	峡南建設事務所身延支所	(0556)62-9065	南巨摩郡南部町万沢(県境)～ 南巨摩郡南部町万沢字大沢	1.2	連続雨量100mm以上	落石	一般国道52号
主要地方道 富士川身延線	峡南建設事務所身延支所	(0556)62-9065	南巨摩郡南部町十島字城山～ 南巨摩郡南部町井出(富栄橋左岸側)	3.3	連続雨量120mm以上	路肩欠壊、土砂崩落	一般国道52号

路 線 名	管理事務所名	連絡先電話番号	規 制 区 間		規 制 条 件 (通 行 止)	危 険 内 容	迂 回 路
			区 間	延長(km)			
主 要 地 方 道 富 士 川 身 延 線	峡南建設事務所身延支所	(0556)62-9065	南巨摩郡南部町井出(富栄橋左岸側)～ 南巨摩郡南部町内船字寄畑	1.1	連続雨量 150mm 以上	路肩欠壊、土砂崩落	一般国道52号
主 要 地 方 道 北 杜 富 士 見 線	中北建設事務所峡北支所	(0551)23-3065	北杜市高根町清里美ヶ森(美ヶ森交差点西)～ 北杜市小淵沢町小淵沢	18.4	連続雨量 100mm 以上	落石、盛土法面崩壊	一般国道141号 一般県道長沢小淵沢線
主 要 地 方 道 上 野 原 丹 波 山 線	富 士 ・ 東 部 建 設 事 務 所	(0554)22-7814	上野原市西原字飯尾～ 北都留郡小菅村はいまぜ	7.2	連続雨量 100mm 以上	落石、土砂崩落	なし
主 要 地 方 道 上 野 原 丹 波 山 線	富 士 ・ 東 部 建 設 事 務 所	(0554)22-7814	上野原市桐原字沢渡～ 上野原市西原字初戸	3.5	連続雨量 100mm 以上	落石	なし
主 要 地 方 道 上 野 原 丹 波 山 線	富 士 ・ 東 部 建 設 事 務 所	(0554)22-7814	北都留郡小菅村今川～ 北都留郡丹波山村押垣外	6.6	連続雨量 100mm 以上	落石、土砂崩落	なし
主 要 地 方 道 河 口 湖 精 進 線	富 士 ・ 東 部 建 設 事 務 所 吉 田 支 所	(0555)24-9087	南都留郡富士河口湖町西湖(集落出口)～ 南都留郡富士河口湖町根場(集落入口)	3.5	連続雨量 100mm 以上	落石、土砂崩落	一般県道青木ヶ原船津線
主 要 地 方 道 韭 崎 増 富 線	中北建設事務所峡北支所	(0551)23-3065	北杜市須玉町江草(新紅葉橋南)～ 北杜市須玉町増富温泉(湯橋南詰)	7.9	連続雨量 70mm 以上	落石	なし
主 要 地 方 道 韭 崎 昇 仙 峡 線	中北建設事務所峡北支所 中 北 建 設 事 務 所	(0551)23-3065 (055)224-1667	韭崎市穂坂町柳平(古森橋西)～ 甲斐市神戸(神戸橋)	7.5	連続雨量 100mm 以上	土砂崩落	一般県道島上条宮久保絵見堂線
主 要 地 方 道 甲 府 山 梨 線	中 北 建 設 事 務 所 峡 東 建 設 事 務 所	(055)224-1667 (0553)20-2734	甲府市上積翠寺町字洞(集落上)～ 山梨市切差字戸市	3.3	連続雨量 100mm 以上	土砂崩落、路肩欠壊	なし
主 要 地 方 道 笛 吹 市 川 三 郷 線	中 北 建 設 事 務 所 中 北 建 設 事 務 所	(0553)20-2734 (055)224-1667	笛吹市芦川町中芦川(芦川支所前)～ 甲府市古閑町字平川(芦川大橋)	5.9	連続雨量 80mm 以上	落石	なし
主 要 地 方 道 笛 吹 市 川 三 郷 線	峡 南 建 設 事 務 所	(055)240-4128	西八代郡市川三郷町三帳(三帳橋)～ 西八代郡市川三郷町川浦(集落口)	7.2	連続雨量 80mm 以上	落石	なし
主 要 地 方 道 南アルプス公園線	峡南建設事務所身延支所	(0556)62-9065	南アルプス市芦安芦倉(野呂川橋)～ 南巨摩郡早川町奈良田(開運隧道)	17.0	連続雨量 70mm 以上	落石、沢崩れ、土砂崩落	なし
主 要 地 方 道 南アルプス公園線	峡南建設事務所身延支所	(0556)62-9065	南巨摩郡早川町奈良田(開運隧道)～ 南巨摩郡早川町大島(雨畑大島線分岐)	26.0	連続雨量 70mm 以上	落石、沢崩れ、土砂崩落	なし
主 要 地 方 道 南アルプス公園線	峡南建設事務所身延支所	(0556)62-9065	南巨摩郡早川町大島(雨畑大島線分岐)～ 南巨摩郡身延町栗倉字小原島	7.7	連続雨量 70mm 以上	落石、沢崩れ、土砂崩落	なし
主 要 地 方 道 甲 斐 早 川 線	中 北 建 設 事 務 所	(055)224-1667	南アルプス市芦安芦倉(桃ノ木橋南)～ 南アルプス市芦安芦倉(栄明橋北)	2.6	連続雨量 50mm 以上	落石、土砂崩落	なし
小 計			21箇所	139.5			
一 般 県 道 敷 島 竜 王 線	中 北 建 設 事 務 所	(055)224-1667	甲斐市下福沢(宮沢橋)～ 甲斐市漆戸(漆戸橋)	3.3	連続雨量 100mm 以上	落石、土砂崩落	なし
一 般 県 道 天 神 平 甲 府 線	中 北 建 設 事 務 所	(055)224-1667	甲府市下帯那町(千代田湖)～ 甲府市和田町(峠下)	2.5	連続雨量 150mm 以上	落石、土砂崩落	主要地方道甲府昇仙峡線
一 般 県 道 県 民 の 森 公 園 線	中 北 建 設 事 務 所	(055)224-1667	南アルプス市上市之瀬(県民の森)～ 南アルプス市上市之瀬(集落上)	3.5	連続雨量 100mm 以上	土砂崩落	なし
一 般 県 道 川 窪 猪 狩 線	中 北 建 設 事 務 所	(055)224-1667	甲府市川窪町(荒川大橋東詰)～ 甲府市猪狩町(新静観橋)	3.1	連続雨量 80mm 以上	落石、土砂崩落	なし
一 般 県 道 甲 府 精 進 湖 線	中 北 建 設 事 務 所 富 士 ・ 東 部 建 設 事 務 所 吉 田 支 所	(055)224-1667 (0555)24-9087	甲府市古閑町字平川(永泰橋)～ 南都留郡富士河口湖町精進(精進峠)	6.8	連続雨量 80mm 以上	落石、土砂崩落、路肩決壊	なし
一 般 県 道 甲 府 精 進 湖 線	中 北 建 設 事 務 所	(055)224-1667	甲府市右左口町字宿(国道358号分岐)～ 甲府市梯町	8.3	連続雨量 40mm 以上	路肩決壊、土砂崩落、沢崩れ	一般国道358号
一 般 県 道 大 菩 薩 初 鹿 野 線	峡 東 建 設 事 務 所	(0553)20-2734	甲州市大和町田野～ 甲州市大和町木賊	2.6	連続雨量 80mm 以上	落石、土砂崩落	なし
一 般 県 道 大 菩 薩 初 鹿 野 線	峡 東 建 設 事 務 所	(0553)20-2734	甲州市塩山上萩原(上日川峠)～ 甲州市塩山上萩原(一の平林道交点)	6.8	連続雨量 80mm 以上	落石、土砂崩落	なし
一 般 県 道 割 子 切 石 線	峡 南 建 設 事 務 所	(055)240-4128	南巨摩郡身延町割子(大石トンネル) 南巨摩郡身延町上田原(上田原橋)	0.9	連続雨量 80mm 以上	落石、土砂崩落	なし

路 線 名	管理事務所名	連絡先電話番号	規 制 区 間		規 制 条 件 (通 行 止)	危 険 内 容	迂 回 路
			区 間	延長(km)			
一 般 県 道 一 高 下 鯉 沢 線	峡 南 建 設 事 務 所	(055)240－4128	南巨摩郡富士川町小室（一之橋）～ 南巨摩郡富士川町小室（万年橋）	1.2	連 続 雨 量 80 mm 以上	落石、路肩欠壊	なし
一 般 県 道 一 十 谷 鬼 島 線	峡 南 建 設 事 務 所	(055)240－4128	南巨摩郡富士川町十谷（集落下）～ 南巨摩郡富士川町鬼島	5.5	連 続 雨 量 80 mm 以上	落石	なし
一 般 県 道 一 四 尾 連 湖 公 園 線	峡 南 建 設 事 務 所	(055)240－4128	西八代郡市川三郷町山保（集落下）～ 西八代郡市川三郷町市川大門（市川公園北交差点）	8.8	連 続 雨 量 80 mm 以上	落石、土砂崩落	なし
一 般 県 道 一 下 部 飯 富 線	峡 南 建 設 事 務 所	(055)240－4128	南巨摩郡身延町出口（出口橋踏切先交差点）～ 南巨摩郡身延町一色（一色蛭橋）	2.3	連 続 雨 量 80 mm 以上	落石、土砂崩落	なし
一 般 県 道 一 栃 代 常 葉 線	峡 南 建 設 事 務 所	(055)240－4128	南巨摩郡身延町栃代～ 南巨摩郡身延町岩欠（集落下）	4.9	連 続 雨 量 80 mm 以上	落石、土砂崩落	なし
一 般 県 道 一 平 林 青 柳 線	峡 南 建 設 事 務 所	(055)240－4128	南巨摩郡富士川町平林字岩下新梨～ 南巨摩郡富士川町春米（堰堤横）	3.2	連 続 雨 量 80 mm 以上	落石、土砂崩落	なし
一 般 県 道 一 山 保 久 那 土 線	峡 南 建 設 事 務 所	(055)240－4128	西八代郡市川三郷町山保（四尾連湖公園線分岐）～ 南巨摩郡身延町熊沢（熊沢橋）	6.8	連 続 雨 量 80 mm 以上	落石、土砂崩落	なし
一 般 県 道 一 湯 之 奥 上 之 平 線	峡 南 建 設 事 務 所	(055)240－4128	南巨摩郡身延町湯之奥～ 南巨摩郡身延町下部（善隣橋）	2.8	連 続 雨 量 80 mm 以上	落石、土砂崩落	なし
一 般 県 道 一 折 門 古 関 線	峡 南 建 設 事 務 所	(055)240－4128	南巨摩郡身延町根子（和合橋）～ 南巨摩郡身延町瀬戸（照坂トンネル）	5.4	連 続 雨 量 80 mm 以上	落石、土砂崩落	なし
一 般 県 道 一 遅 沢 静 川 線	峡 南 建 設 事 務 所	(055)240－4128	南巨摩郡身延町中山（大陸橋）～ 南巨摩郡身延町切石（御崎橋）	3.2	連 続 雨 量 80 mm 以上	落石、土砂崩落	なし
一 般 県 道 一 清 里 須 玉 線	中 北 建 設 事 務 所 峡 北 支 所	(0551)23－3065	北杜市高根町浅川（清里小学校付近）～ 北杜市須玉町下津金（万年橋東詰）	12.4	連 続 雨 量 80 mm 以上	落石、路肩欠壊、土砂崩落	なし
一 般 県 道 一 原 浅 尾 菰 崎 線	中 北 建 設 事 務 所 峡 北 支 所	(0551)23－3065	北杜市須玉町比志（県道分岐）～ 北杜市須玉町和田（御塚橋西詰）	4.7	連 続 雨 量 100 mm 以上	落石	なし
一 般 県 道 一 甘 利 山 公 園 線	中 北 建 設 事 務 所 峡 北 支 所	(0551)23－3065	韮崎市旭町上条北割（甘利山駐車場）～ 韮崎市旭町上条北割（白山城跡展望所付近）	11.7	連 続 雨 量 80 mm 以上	落石、土砂崩落	なし
一 般 県 道 一 富 士 河 口 湖 笛 吹 線	富 士 ・ 東 部 建 設 事 務 所 吉 田 支 所 峡 東 建 設 事 務 所	(0555)24－9087 (0553)20－2734	南都留郡富士河口湖町河口（国道137号分岐）～ 笛吹市御坂町藤野木（国道137号分岐）	12.1	連 続 雨 量 130 mm 以上	落石、土砂崩落	一般国道137号
一 般 県 道 一 雨 畑 大 島 線	峡 南 建 設 事 務 所 身 延 支 所	(0556)62－9065	南巨摩郡早川町雨畑（馬場隧道）～ 南巨摩郡早川町大島	4.0	連 続 雨 量 70 mm 以上	落石、沢崩れ、土砂崩落	なし
一 般 県 道 一 塩 山（停）大菩薩嶺線	峡 東 建 設 事 務 所	(0553)20－2734	甲州市塩山上萩原字裂石～ 甲州市塩山上萩原（上日川峠）	6.7	連 続 雨 量 80 mm 以上	落石、土砂崩落	なし
一 般 県 道 一 柳 平 塩 山 線	峡 東 建 設 事 務 所	(0553)20－2734	山梨市牧丘町柳平～ 山梨市牧丘町柚口（鳥之口橋）	9.2	連 続 雨 量 120 mm 以上	落石、路肩欠壊、土砂崩落	なし
小 計			26箇所	142.7			
合 計			62箇所	354.6			

異常気象時における道路通行規制基準

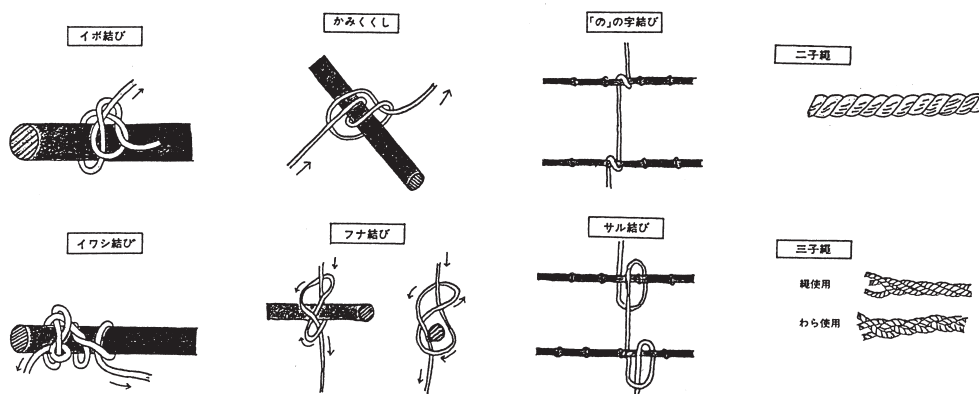
有 料 道 路

路 線 名	管理事務所名	規 制 区 間		規 制 条 件(通行止)				危険内容	備 考
		連絡先電話番号	区 間	距離標	延長(km)	気象等基準値	気象等観測所		
一 般 県 道 富士河口湖富士 土 線 (富士山有料 道 路)	山 梨 県 道 路 公 社 富士山有料道路管理事 務 所	(0555)72－5244	南都留郡富士河口湖町船津剣丸尾 南都留郡鳴沢村富士山五合目	6.0 29.5	23.5	風 速 30m/sec 以 上 連 続 雨 量 200 mm 以 上 時 間 雨 量 30 mm 以 上	富士山有料道路管理事務所・ 料 金 所 大沢駐車場・五合目駐車場	落 石 土 砂 崩 落	
計			1 区 間		23.5				

附表第29表

水 防 工 法

縄の結び方

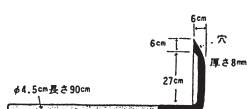


準備工法

竹 尖 げ

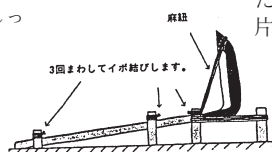
五徳縫い工法、折り返し工法、控え取り等に使う青竹を多量に尖らせる作業。

- 使用する鎌は、下図のようなものが理想的です。



●台木に固定

台木に取りつけた竹尖げ 用鎌を、4.5cm角で長さ40cmの杭4本と二子縄で、地上にしっかり固定します。



●竹尖げ作業

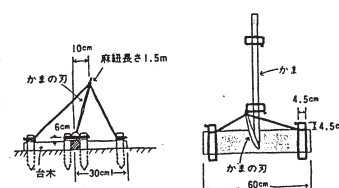
3人一組で作業する



鎌ぎわの人が大きな声で、1.2.3.とかけ声をかけて3人の呼吸を合わせる

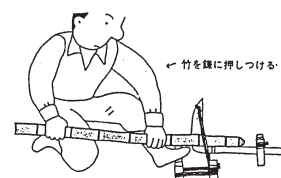
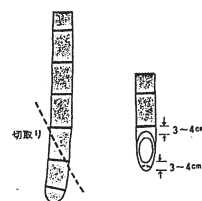
●鎌の固定

鎌の元のしぼり方は、麻紐の両端を余して3回まわし紐の両端で鎌の柄を1回巻いて、イボ結びに締めつけます。鎌の先のしぼり方は、麻紐を刃先の穴に通し、二つ折りにして3回まわし、つつみかけてイボ結びに締めつけます。



●竹の尖げ方

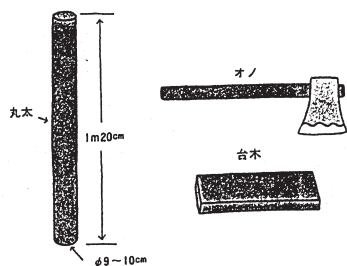
竹は、目通り18cm未満のべを用います。竹の直径の5倍くらい間を二節に掛け（竹の元から約45cm）片のめに尖げます。割れを防ぐために、上下の節を3~4cm離すのがポイントです。曲がった場合には、曲りの内側を片のめに尖ぎます。



釜ぎわの人は、片ひざ立ての姿勢を取ります。竹の持ち方は、刃の方向に手のひらを向けます。竹を釜刃に当てる位置や角度を見て、後の2人に合図をします。竹を尖ぐときは、竹を鎌に押しつけるだけで、竹を引きません。足の位置は、鎌より外側に出ないようにして、鎌と直列になります。足にスネ当てなど当てなど用いますと、尖いた竹が当たっても安全です。

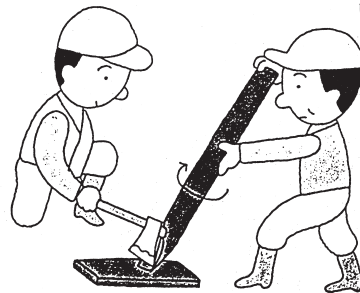
杭ごしらえ

水防工法で使用する多量の杭の先端を尖らせる作業。



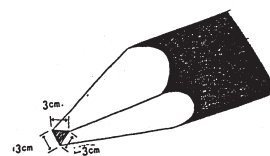
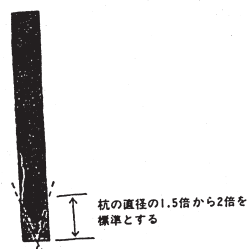
もう1人が、オノかナタで杭の直径の1.5倍くらいの箇所から、3面を削ります。

- 1人が適当な台木に丸太を立て支えます。
- 支えている人は、丸太をまわしながら、この3面を削りやすいようにします。



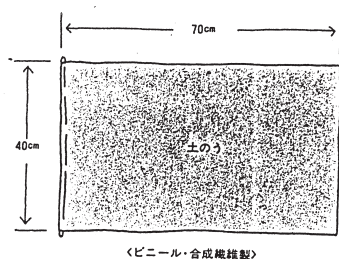
土のう作り

水防工法で使用する土のう（ビニール、合成繊維等）を多量に作る作業。

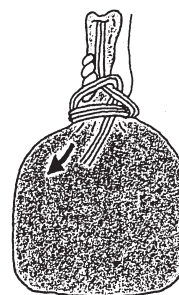
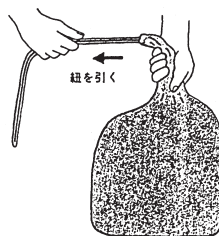


袋のはしに出ている紐を引いて、袋の口をしぼります。

しぼり終わったら、紐を2～3回まわして、紐の出口を上から下へ通し、引いて締めます。



スコップで6～7杯の土を入れますと、袋の約7～8割になります。その重さは、およそ30～50kgです。



土のうの底部を丸く仕上げる。

水防工法

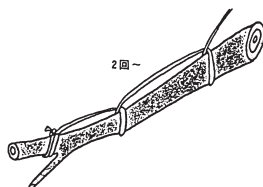
木 流 し

水の流れが急流となり、流水が堤防をたたき、洗掘し始めているとき、流れを緩やかにし、川表が崩れるのを防止する工法。

- ① 枝葉がよく茂った木を根元から切る。
- ② 流水による木のあおり防止のため木を鉄線で結束する。
- ③ 重し土のうを5～10体作り流し木枝分けのすぐ下を枝分けのすぐ下に固定する。
- ④ 川裏側に留め杭を打ちね②の鉄線をつなぎ上流へ向けて45度に流す。この時鉄線と堤防の接触するところに枕土のうを置き、堤防の損傷を防止する。

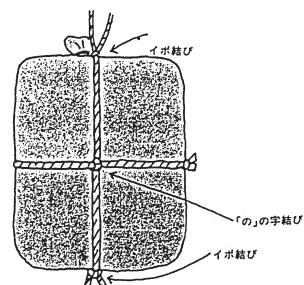
(1)

流れによる木のあおり防止に、8番線または10番線のふたつよりで、下のようにはイワシ結びで結束します。鉄線は、20mのものを二重にして、10mとして使います。



(2)

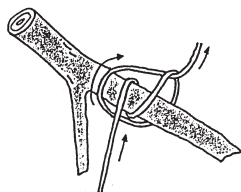
1 土のうの中心で、横にイボ結びで、結び端を1cmくらい残しておき、上の方もイボ結びで結束し、下と同じ様に端1cmくらい残します。



(3)

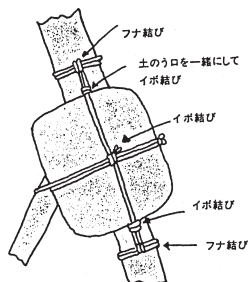
1 流し木の株分けのすぐ下に、縄をかみくしに結びます。

かみくし結び方



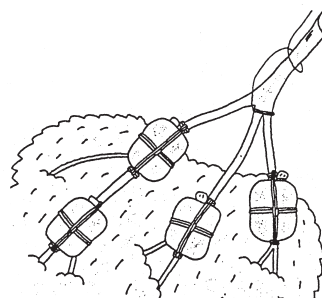
(4)

2 かみくしに結んだ縄の上に十文字しぼりにした土のうを結び結束します。
3 次に土のうに端の縄で幹にフナ結びで結束します。



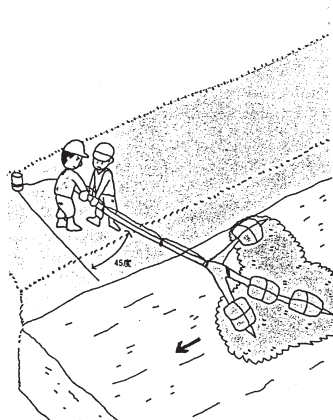
(5)

4 水の流れや流し木の大きさに合わせて、土のうを5～10体くらい取り付けます。



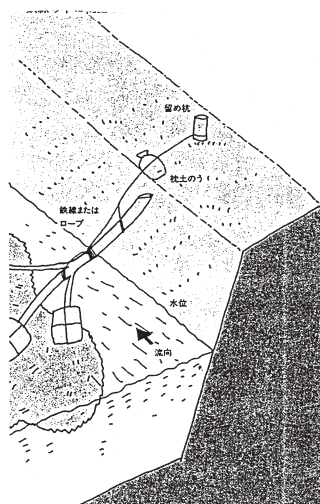
(6)

川裏側に打った留杭に、先程の鉄線をよじってつなぎます。そして、木の幹を上流に向けて、約45度に流します。



(7)

2 つなぎ鉄線がもまれて、堤防が傷つく恐れがありますので、鉄線の下に枕土のうを置きます。

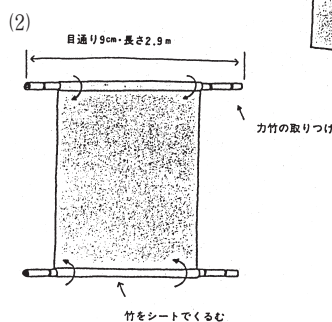
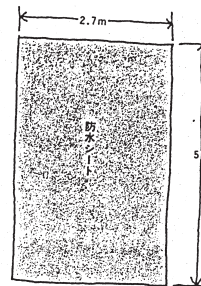


表筵張り（防水シート使用）

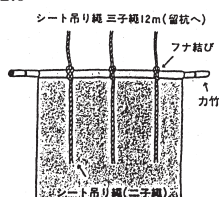
川表が崩れ始めたり、堤防が透水しはじめたとき、崩れ防止や吸い込む口をふさいで透水を防止する工法。

- ①防水シートを用意し、力竹をシート上部と下部に取り付ける。
- ②シートに骨竹を固定しシート吊り縄で上下の力竹と結束する。
- ③土のうをシート下部の力竹のところでシート吊り縄3本で3～4体を結束する。
- ④重し土のうを芯にしてシートを巻き、堤防裏にちどり打して留杭にシート吊り縄を結束する。

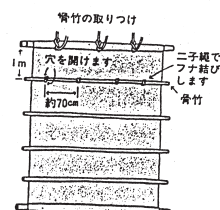
- (1)
縦 5 m × 横 2.7 m mira 塩化ビニール製・防水シートを用意します。縦と横の縫い縄は、必要ありません。



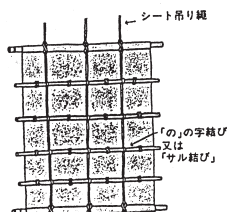
- (3)
シートの上部和下部に1本ずつ、席の場合と同様に力竹を取り付けます。竹の寸法は、目通り9cmで長さ2.9mのものを 사용합니다。



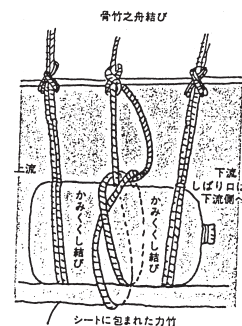
- (4)
1 目通り9cm、長さ2.9mの竹を4本使います。シートへは、1mおきに取り付けます。まず、骨竹を固定するために、約7cm間隔でシート4カ所に穴を開け、二子縄でフナ結びします。



- (5)
2.4本の骨竹を固定したら、先ほどのシート吊り縄を、それぞれの骨竹へ「の」の字結びでしぼり、下部の力竹へはフナ結びで結束します。

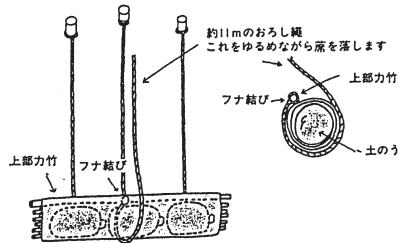


- (6)
シートで竹をくろみしたら、三子縄で作った長さ12mのシート吊り縄3本を、左の位置にフナ結びで結束します。その端は、後で留杭にフナ結びします。



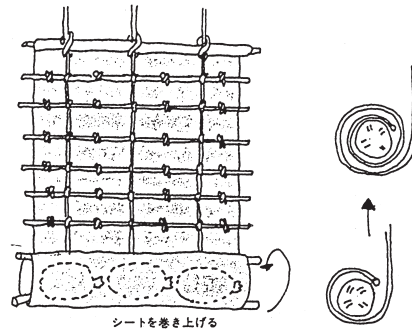
(7)

上部力竹の中心に、約11mのおろし繩をしぼり、巻いたシートの下にはわせて上方にもってきます。この繩を少しずつゆるめながらシートを落としていきます。



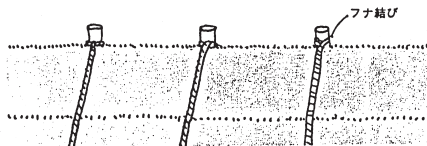
(8)

1重し土を芯にしてシートをすのこ巻にします。



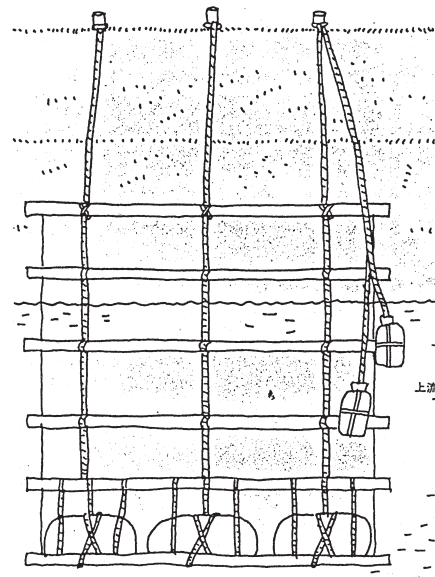
(9)

2 堤防裏に、末口10cm、長さ1.2mの留杭3本をちどりに打ち込み、先ほどの三子繩3本を、フナ結びで結束します。



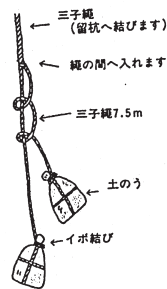
(11)

上流側の留め杭に重し土のうの控え繩をフナ結びで結束します。



(10)

1 シート上流側に、あおり止めの重し土のうを三子繩で取り付けます。



繋ぎ縫い（鉄線使用）

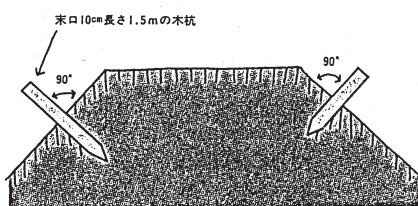
堤防が飽和状態になる前に堤防天端にき裂が生じたとき亀裂の拡大を防止する工法。（き裂に雨水が流入すると、き裂が拡大し、堤防が決壊することがある。

① 木杭を堤防の表法、裏法に法面に対し直角に深くちどりに打ちする。

② 堤防の両肩と天端に土のうを置き、鉄線を土のうの上にくるように引っ張り両方の杭に結束する。

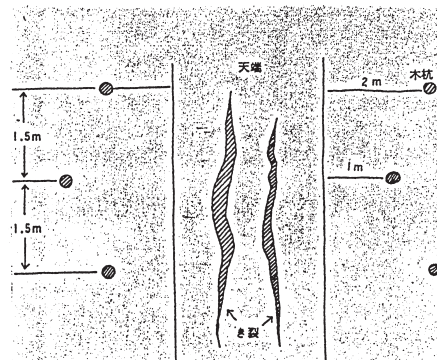
(1)

1 末口10cmで長さ1.5mの木杭を。堤防の表法と裏法に、90度に深く突きさします。

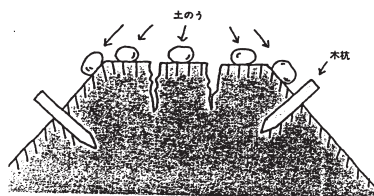


(2)

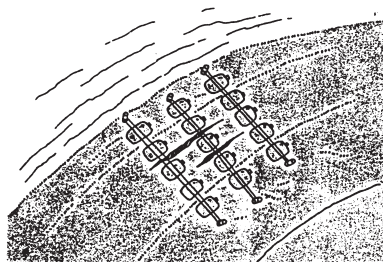
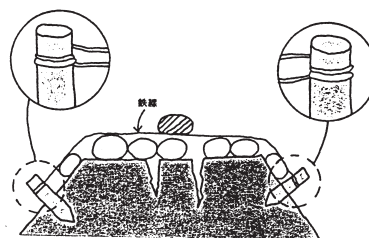
2 下のように1.5m間隔で、千鳥配置に打ち込みます。



- (3)
堤防の両肩と天端の3ヶ所に土のうを置きます。



- (4)
8 番程度の鉄線を杭に2回まわし、引っ張りながらもう片方の杭までもってきます。



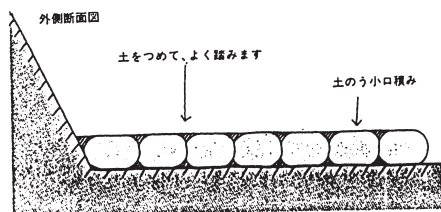
月の輪

(参考図は4段用)

堤防裏側に漏水した水が噴き出した場合河川水位と漏水口の拡大を防止し、堤防決壊を防止する工法。

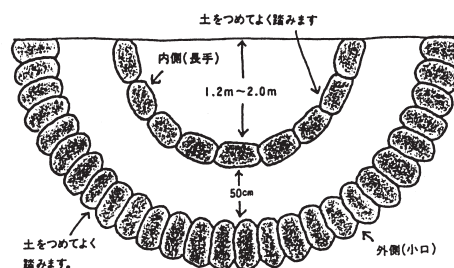
- ①漏水口を中心に半径1.2～2 m位の半円径の輪とそれから50cm位外側の2つの半円を決める。
- ②内側の半円から土のうを長手積みで堤防の法側に合わせて積む。外側は土のうを小口積みし、両方とも土のうの継ぎ目には土を詰めて踏み固める。
- ③内側と外側の土のうの間には良質の土を詰め、十分踏み固める。
- ④②、③を繰り返して必要な高さに積み重ねる。3段以上になった場合、内側土のうに鋼杭を打ち込む。
- ⑤内側と外側の土のう間に詰めた土の上に長手積みで土のうを積む。
- ⑥溢れる水を排水するときのパイプを設置する。このとき、パイプは木杭で支えパイプの水が落ちる所にビニール蓆を敷き、土のう並べる。

- (3)
内側の土のうから50cm位離して、外側土のうを小口積みに並べます。やはり継ぎ目には土をつめて、踏み固めます。

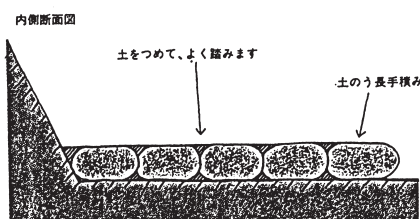


漏水が生じた場合は河川水位と堤内地盤との差が4 m～5 mも違いますので土のう3段位では1 m未満です。実際の場合は5段(1.5 m)以上積みないと効果がありません。

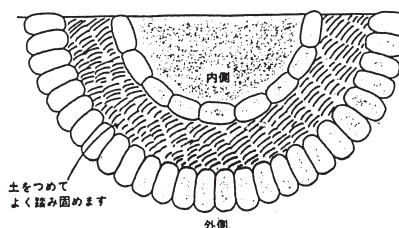
- (1)
土のうは、漏水口を中心に、半径1.2mから2 m位の半円径の輪を描きます。内側土のうも小口積にした方が安全です。



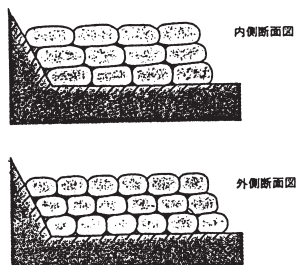
- (2)
土のうは、内側から積んでゆきます。まず、長手積みで、堤防の法側に合わせて並べます。(1段目)。継ぎ目には、土をつめて踏み固めます。



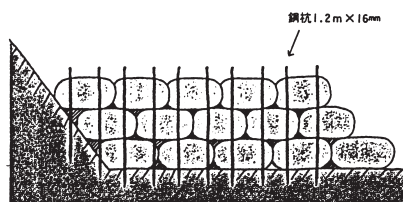
- (4)
1 内側と外側の土のうの間に良質の土をつめて、十分に踏み固めます。



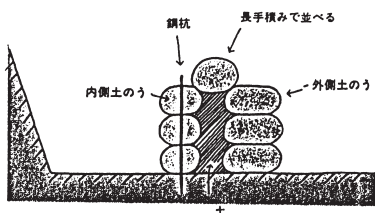
- (5)
2以上の順序で、内側外側とも、2段目・3段目と積み重ねます。
最近では、内側にビニールシートを張る工法も用いられています。



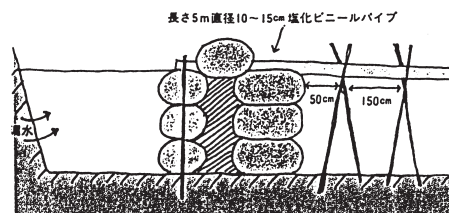
- (6)
土のうが3段以上になった場合は、内側土のうに杭を打ちます。
この杭は、長さ1.2m、直系16mmの鋼杭を使用し、土のう1段に2本の割合で打ち込みます。



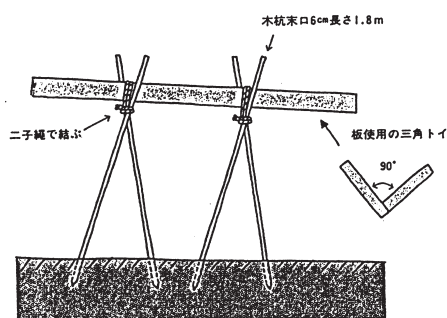
- (7)
4段目の土のうを、内側と外側の土のうの間に詰めた土の上に、長手積みで並べます。



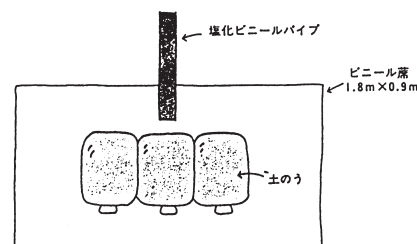
- (8)
1次に、あふれ出る水を流すために、木製の三角樋又は、塩化ビニール製のパイプを取り付けます。長さは、5m程度のものを使います。



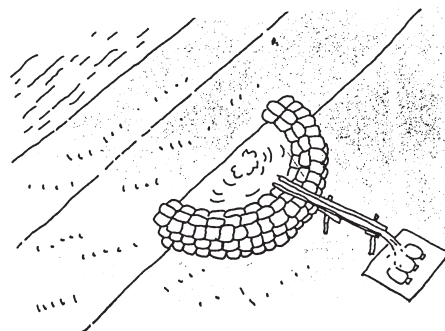
- (5)
2以上の順序で、内側外側とも、2段目・3段目と積み重ねます。
最近では、内側にビニールシートを張る工法も用いられています。



- (10)
パイプの水が落ちる場合に、縦1.8m、横90cmのビニール蓆を1枚敷ます。その上に土のうを3個、パイプを平行して並べます。



(11)



積土のう

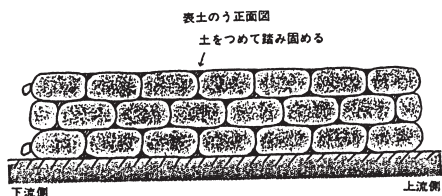
(参考図は3段用)

洪水により堤防が沈下したり、堤防より高い水位になりそうとき、堤防天端に土のうを積み、越水を防止する工法。

- ①堤防天端表法肩から0.5～1 m程度後退したところに、流水方向に平行に長手積みにする。このとき、縛り口は下流側に向け、隣の土のうをその上に置く。継ぎ目には、土を詰めて踏み固める。
- ②2段目、3段目は互い違いに積み上げ1段目同様、継ぎ目は土を詰めて踏み固める。上下流端は小口積みと長手積みを用いて垂直に積む。
- ③前列土のうの後ろに控え土のうを30cmあけて、縛り口を堤防裏法方向にむけ小口積みする。前列土のうと控え土のうの間、継ぎ目には土を詰めて踏み固める。控え土のうの2段目以降は前列土のうと同様の手順で小口積みする。積み終わったら、鋼杭を前列土のうに打ち込む。

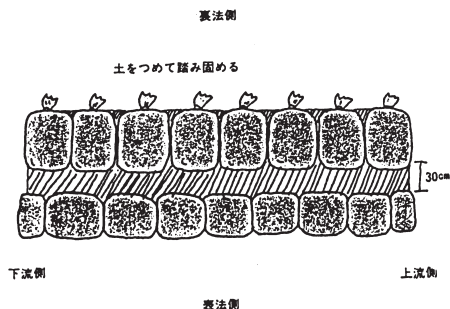
(3)

2段目、3段目は互いに違いに積み上げます。1段目と同様に、土のうの継ぎ目には土をつめて、よく踏み固めます。また、このまま積みますと、土のうの形が山形になりますので、上流側、下流側とも小口積むと、垂直に積むことが出来ます。



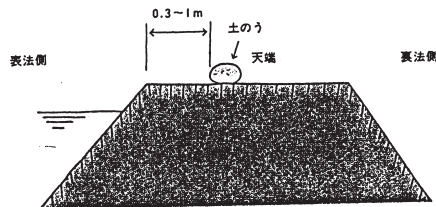
(5)

2 1段目の並べ方は、土のうのしばり口を堤防天端の裏法に向けて、前列土のうから30cmあけて並べます。30cmあけたところと、継ぎ目には、土をつめてよく踏み固めます。



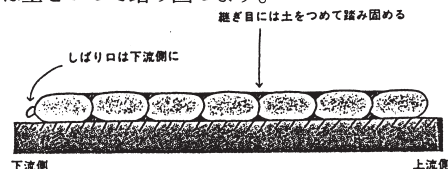
(1)

水防工法の中で最も基本となる重要な工法です。この工法は、越流水深に応じて、1段積み、2段積み、3段積みがあります。ここでは、3段積みで説明します。



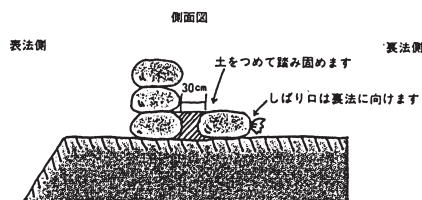
(2)

堤防天端の表法肩から50cm～1 m程度後退したところに、土のうを水の流れに平行に長手積みになべます。土のうのしばり口は下流に向け、その上に隣の土のうを重ねます。そして、継ぎ目には土をつめて踏み固めます。



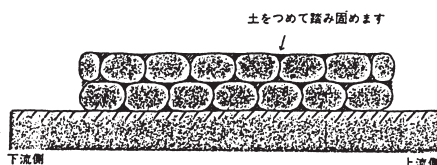
(4)

1 このままですと水の押す力で、土のうが崩れる恐れがありますから、前列土のうすぐ後に、控え土のうを小口積みに2段積みします。



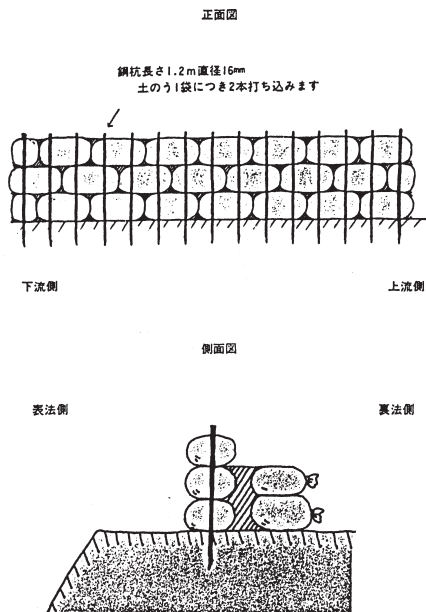
(6) 3 2段目は、1段目の継ぎ目の上に互い違いに積みあげ、やはり継ぎ目には土をつめて、よく踏み固めます。

控え土のう正面図

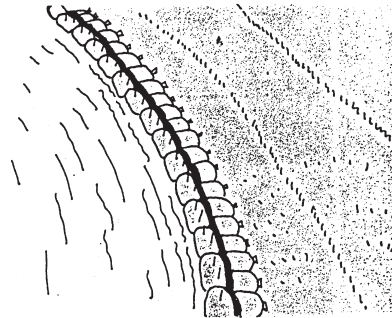


(7)

次に表土のうに控え杭を打ち込みます。杭は、長さ1.2m、直径16mmの鋼杭を使用し、土のう1袋につき2本の割合で打ちます。



(8)



川 倉

(参考図は左岸用)

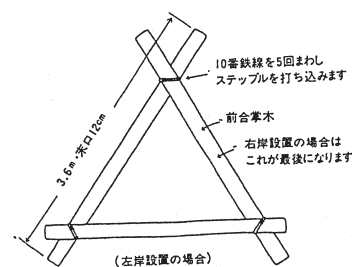
流れが急流となり、堤脚の洗掘が始まった場合、流れを緩やかにし、洗掘の拡大を防止する工法。ただし、必要になってから現場で作っていると間に間に合わないの、必要であると予想される場合は事前で作しておく。

- ①前合掌木、砂拂木で前合掌を組立てる。
- ②棟木を前合掌から60cm突き出し左右の本桁木を 砂拂木の両端に乗せ、後部で棟木と結束する。前立木を砂拂木、前合掌木、棟木と結束する。
- ③後合掌木を棟木、左右本桁木と結束し後合掌を組み立てる。
- ④梁木を前合掌、後合掌の前に、各1本固定し、その上に30cm間隔に敷成木を並べ固定する。鉄蛇籠に石俵を重しとして入れ、敷成木の上に並べる。

(1)

前合掌の組立て

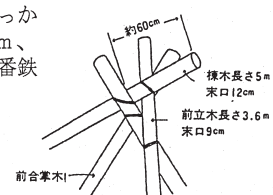
長さ3.6m、末口12cmの丸太を、左のように組み立てます。3カ所を10番鉄線で5回まわして結束し、ステップで打ち込みます。



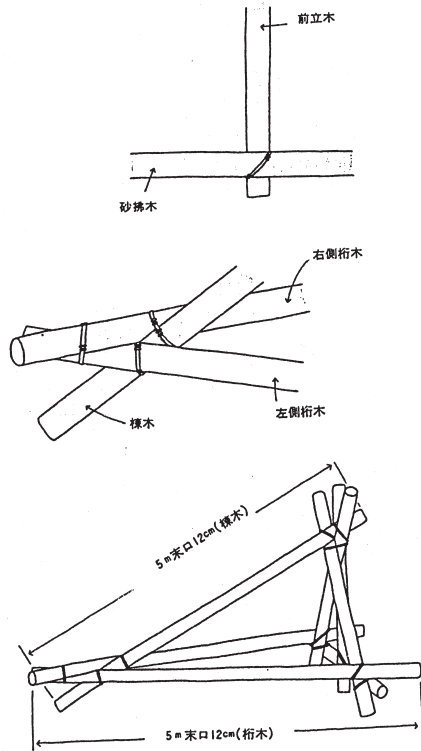
(2)

棟木と本桁木の組み立て

どちらも長さ5m、末口12cmの丸太を使います。棟木は、前合掌から約60cm突き出します。本桁木は、向かって左側から砂拂木にのせ、棟木と結束します。結び方はすべて、10番鉄線を5回まわし締めつけた後、ステップでしっかり固定します。長さ3.6m、末口9cmの前立木も、10番鉄線で同様に結びます。



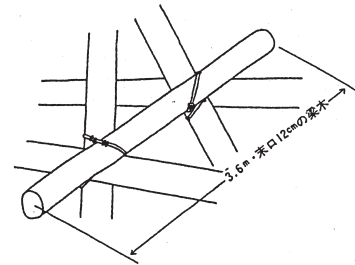
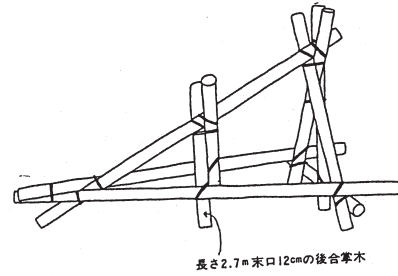
(3)



(4)

後合掌の組み立て

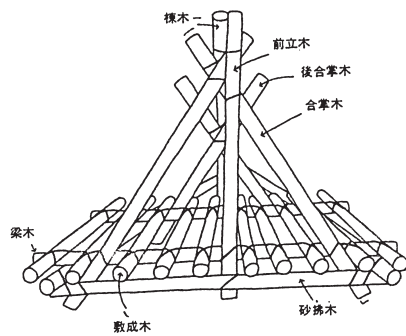
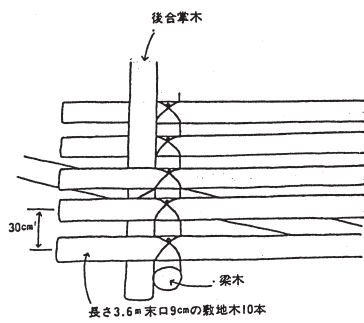
長さ2.7m、末口12cmの後合掌木を、棟木と本桁木に、結束します。これも10番鉄線を5回まわして、ステップルで固定します。



(5)

梁木の組み立て

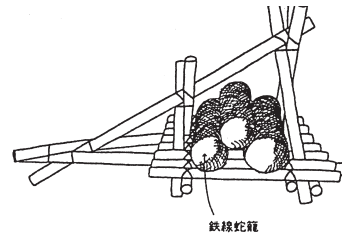
長さ3.6m、末口12cmの丸太を、前合掌と後合掌の前に各1本固定します。



(6)

敷成木の組み立て

長さ3.6m、末口9cmの丸太を10本用意します。約30cm間隔に梁木上に並べ、10番鉄線で左のように結びます。て鉄蛇籠に石俵を重しとして入れ、左の位置にのせます。



附表第 30 表

避難のための立退き

中北建設事務所管内

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
中北建設事務所水防支部	1	南アルプス市	御勅使川	六科	910	白根御勅使中学校	市道 県道甲斐・芦安線
中北建設事務所水防支部	2	南アルプス市	御勅使川	野牛島	950	八田農業者トレーニングセンター	市道
中北建設事務所水防支部	3	南アルプス市	釜無川	上高砂	750	八田農業者トレーニングセンター	市道
中北建設事務所水防支部	4	南アルプス市	釜無川	下高砂	600	八田中学校	市道
中北建設事務所水防支部	5	南アルプス市	釜無川	徳永	400	八田中学校	市道
中北建設事務所水防支部	6	南アルプス市	釜無川	榎原	400	八田中学校	市道
中北建設事務所水防支部	7	南アルプス市	御勅使川	西河原・日中・小曾利	110	白根源小学校	県道 甲斐芦安線
中北建設事務所水防支部	8	南アルプス市	御勅使川	小曾利・古屋敷	150	白根源小学校	県道 甲斐芦安線
中北建設事務所水防支部	9	昭和町	釜無川	西条一区・西条二区・清水新居・西条新田	7,600	西条小学校校舎 甲府昭和高校校舎	町道
中北建設事務所水防支部	10	昭和町	釜無川	押越・河東中島・紙漉阿原・築地新居	4,200	押原小学校校舎、押原中学校校舎、総合体育館	町道
中北建設事務所水防支部	11	昭和町	釜無川	築地新居・河西・飯喰・上河東・上河東二区	1,900	常永小学校校舎、釜無工業団地公園管理棟	町道
中北建設事務所水防支部	12	昭和町	鎌田川	西条二区・西条新田	2,200	西条小学校校舎	町道
中北建設事務所水防支部	13	南アルプス市	釜無川	今諏訪高台下	32	白根高等学校	県道今諏訪北村線 市道
中北建設事務所水防支部	14	南アルプス市	御勅使川	有野北阿原	250	白根源小学校	県道甲斐・芦安線 市道
中北建設事務所水防支部	15	南アルプス市	釜無川	鏡中条	2,882	鏡中条体育館	市道 1号線
中北建設事務所水防支部	16	南アルプス市	釜無川	藤田	1,585	若草小学校	県道 韮崎南アルプス中央線
中北建設事務所水防支部	17	南アルプス市	釜無川	浅原	653	若草小学校	県道 韮崎南アルプス中央線
中北建設事務所水防支部	18	南アルプス市	滝沢川	加賀美	1,005	若草中学校	県道 韮崎南アルプス中央線
中北建設事務所水防支部	19	南アルプス市	滝沢川	十日市場	1,215	若草中学校	市道及び韮崎南アルプス中央線
中北建設事務所水防支部	20	南アルプス市	滝沢川	寺部	972	若草小学校	市道 73号線
中北建設事務所水防支部	21	南アルプス市	滝沢川	西南湖・東南湖	1,400	大明小学校	県道 一軒茶屋・荊沢線

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
中北建設事務所 水防支部	22	南アルプス 市	滝沢川	田島・宮沢・戸田・和 泉・西南湖	2,900	甲西中学校、大明小 学校	県道 一軒茶屋・ 荊沢線
中北建設事務所 水防支部	23	南アルプス 市	秋山川	西新居・秋山・湯沢	1,100	落合創造館 ^{アミカル}	市道 荊沢・湯沢 線
中北建設事務所 水防支部	24	南アルプス 市	堰野川	西落合・塚原	900	落合小学校	市道 下宮地・西 新居線
中北建設事務所 水防支部	25	南アルプス 市	坪川	東落合・荊沢・古市場・ 川上・神ノ木・塚原・西 落合・芦原	3,100	甲西中学校 落合小学校	県道一軒茶屋・荊 沢線、市道
中北建設事務所 水防支部	26	南アルプス 市	からす川	山寺	100	小笠原小学校	市道
中北建設事務所 水防支部	27	甲斐市	釜無川	竜王1. 2. 3. 4	4,200	竜王北中学校	県道甲斐芦安線、 市道
中北建設事務所 水防支部	28	甲斐市	釜無川	竜王新町3. 4. 5. 6	3,600	竜王北小学校	国道52号線、市道
中北建設事務所 水防支部	29	甲斐市	釜無川	古村、上篠原、竜王仲町	4,000	竜王小学校	国道20号線、県道 甲斐中央線、市道
中北建設事務所 水防支部	30	甲斐市	釜無川	富竹新田1. 2. 3. 4、名取	5,700	竜王東小学校	国道52号線、市道
中北建設事務所 水防支部	31	甲斐市	釜無川	榎西、榎東、新居、仲新 居、上八幡	5,000	竜王中学校	県道甲斐中央線、県道南アル プス線、市道
中北建設事務所 水防支部	32	甲斐市	釜無川	下八幡1. 2	2,700	玉幡小学校	県道甲斐中央線、 市道
中北建設事務所 水防支部	33	甲斐市	釜無川	中八幡、八幡新田1	3,300	玉幡中学校	県道甲斐中央線、県道南アル プス線、市道
中北建設事務所 水防支部	34	甲斐市	釜無川	八幡新田2、月林、玉川 東、玉川西	4,200	竜王西小学校	県道甲斐中央線、 市道
中北建設事務所 水防支部	35	甲斐市	釜無川	万才1、万才東、田中、 田中2、下八幡3	4,300	竜王南小学校	県道甲斐中央線、 市道
中北建設事務所 水防支部	36	甲斐市	釜無川	玉川団地1. 2区、南	1,500	竜王南部公民館	市道
中北建設事務所 水防支部	37	甲斐市	貢川	大下条東、大下条西、大 下条南、長塚	6,300	敷島南小学校	県道甲斐中央線、 市道
中北建設事務所 水防支部	38	甲斐市	貢川	大栄、松島団地、さつき 野	2,300	敷島中学校	県道甲府韮崎線、 市道
中北建設事務所 水防支部	39	甲斐市	貢川	天狗沢	748	敷島総合文化会館	県道甲府韮崎線、 市道
中北建設事務所 水防支部	40	甲斐市	貢川	敷島新町	1,254	敷島小学校	県道甲府韮崎線、 県道甲斐中央線、 市道
中北建設事務所 水防支部	41	甲府市	相川	朝日3丁目	480	新紺屋小学校	市道
中北建設事務所 水防支部	42	甲府市	相川	宝1丁目、朝日3丁目、 塩部1丁目	850	甲府工業高等学校	市道
中北建設事務所 水防支部	43	甲府市	相川	美咲1丁目、美咲2丁目	880	甲府第一高等学校	県道甲府・敷島・ 韮崎線
中北建設事務所 水防支部	44	甲府市	相川	飯田1、3、5丁目	1,480	西中学校	市道

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
中北建設事務所 水防支部	45	甲府市	相川	緑ヶ丘1、2丁目	1,920	北中学校	県道緑ヶ丘運動公園線、市道704号
中北建設事務所 水防支部	46	甲府市	相川	北新1丁目	720	北新小学校	県道天神平・甲府線
中北建設事務所 水防支部	47	甲府市	相川	上積翠寺町、下積翠寺町、 古府中町、塚原町、小松町、 和田町、西田町	4,050	相川小学校	県道甲府・山梨線
中北建設事務所 水防支部	48	甲府市	荒川	国母2、4丁目	1,770	国母小学校	県道甲府・市川大門線
中北建設事務所 水防支部	49	甲府市	荒川	飯田2、4、5丁目	1,230	西中学校	市道
中北建設事務所 水防支部	50	甲府市	荒川	下飯田1丁目	670	甲府城西高等学校	県道中下条・甲府線
中北建設事務所 水防支部	51	甲府市	荒川	下飯田2、3丁目	390	甲府西高等学校	市道
中北建設事務所 水防支部	52	甲府市	荒川	池田1丁目、荒川1、2丁目	1,260	池田小学校	市道
中北建設事務所 水防支部	53	甲府市	荒川	富士見2丁目、千塚2、 4丁目、音羽町	1,910	千塚小学校	県道甲府・敷島・ 韮崎線
中北建設事務所 水防支部	54	甲府市	荒川	山宮町	810	山宮富士センター	県道甲府昇仙峡線
中北建設事務所 水防支部	55	甲府市	荒川	平瀬町	240	千代田小学校	県道天神平・甲府線
中北建設事務所 水防支部	56	甲府市	濁川	善光寺1丁目	300	里垣小学校	市道
中北建設事務所 水防支部	57	甲府市	濁川	中央5丁目	190	富士川悠遊館	市道
中北建設事務所 水防支部	58	甲府市	平等川	川田町	530	甲運小学校	市道
中北建設事務所 水防支部	59	甲府市	藤川	東光寺1丁目	520	かえで支援学校	市道
中北建設事務所 水防支部	60	甲府市	藤川	中央2、3丁目、愛宕町	1,540	富士川悠遊館	市道
中北建設事務所 水防支部	61	甲府市	藤川	北口3丁目、元紺屋町、 宮前町	1,930	新紺屋小学校	県道甲府・敷島・ 韮崎線
中北建設事務所 水防支部	62	甲府市	藤川	古府中町、岩窪町、大手 2、3丁目	1,600	北東中学校	市道
中北建設事務所 水防支部	63	甲府市	高倉川	善光寺1、2丁目、善光 寺町	790	里垣小学校	県道善光寺線
中北建設事務所 水防支部	64	甲府市	高倉川	東光寺1、2丁目	1,160	かえで支援学校	市道
中北建設事務所 水防支部	65	甲府市	大円川	善光寺3丁目、善光寺町	900	里垣小学校	市道
中北建設事務所 水防支部	66	甲府市	十郎川	和戸町、桜井町	1,580	甲運小学校	市道
中北建設事務所 水防支部	67	甲府市	十郎川	横根町	480	東部市民センター	国道140号

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
中北建設事務所 水防支部	68	甲府市	湯川	塩部1、2、3、4丁目	1,570	甲府工業高等学校	市道
中北建設事務所 水防支部	69	甲府市	湯川	湯村1、3丁目	780	北部市民センター	県道甲府・敷島・ 韮崎線
中北建設事務所 水防支部	70	甲府市	湯川	湯村3丁目、羽黒町	890	羽黒小学校	市道
中北建設事務所 水防支部	71	甲府市	滝戸川	上向山町、下向山町、中 畑町、心経寺町	620	中道スポーツ広場 体育館	市道
中北建設事務所 水防支部	72	甲府市	滝戸川	下向山町	120	中道南小学校	市道
中北建設事務所 水防支部	73	甲府市	心経寺川	心経寺町	100	中道スポーツ広場 体育館	国道358号
中北建設事務所 水防支部	74	甲府市	七覚川	右左口町	730	中道南小学校	市道
中北建設事務所 水防支部	75	甲府市	芦川	古関町、梯町	190	上九一色出張所	国道358号
中北建設事務所 水防支部	76	中央市	浅利川	角川	205	市役所豊富支所	県道甲府中央右左 口線、市道
中北建設事務所 水防支部	77	甲斐市	六反川	塩崎町・田畑	600	双葉西小学校	市道
中北建設事務所 水防支部	78	甲斐市	六反川	中村条・上郷	400	双葉体育館	市道
中北建設事務所 水防支部	79	甲斐市	東川	岩森・志田・下今井	700	双葉西小学校	市道
中北建設事務所 水防支部	80	甲斐市	坊沢川	岩森・下今井	600	双葉中学校	市道
中北建設事務所 水防支部	81	中央市	釜無川	井之口1・2、若宮、新 城、西新居、中楯、上成 島、宿成島、新成島	5,059	三村小学校	県道甲府中央右左 口線、市道
中北建設事務所 水防支部	82	中央市	釜無川	下河東東、下河東西	1,527	玉穂総合会館	市道
中北建設事務所 水防支部	83	中央市	釜無川・笛 吹川・荒川	下成島1・2、極楽寺、 高橋、乙黒	1,187	玉穂中学校	市道
中北建設事務所 水防支部	84	中央市	釜無川 笛吹川	下河東下、上三条、下三条 1・2、一町畑、町之田	3,170	玉穂南小学校	市道
中北建設事務所 水防支部	85	中央市	釜無川	宮北、布施第三・第四	1,554	田富北小学校	市道
中北建設事務所 水防支部	86	中央市	釜無川	山之神、布施第五、東	1,274	田富中学校	県道甲府市川三郷 線、市道
中北建設事務所 水防支部	87	中央市	釜無川	リバーサイド第一・第 二・第三、鍛冶新居	3,972	田富北小学校	市道
中北建設事務所 水防支部	88	中央市	釜無川 笛吹川	西花輪第一・第二・釜無、飛石、桜、 山王第一・第二・第三、大田和、藤 巻、今福、今福新田、清川	4,813	田富南小学校	県道甲府市川三郷 線、市道
中北建設事務所 水防支部	89	中央市	釜無川 笛吹川	新町第一・第二、新道、臼井阿原第 一・第二、東花輪第一・第二・第三	4,890	田富中学校	県道甲府市川三郷 線、市道

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
中北建設事務所 水防支部	90	中央市	笛吹川	浅利	570	市役所豊富支所	県道甲府中央右左 口線、市道
中北建設事務所 水防支部	91	中央市	笛吹川 滝戸川	高部	373	市役所豊富支所	県道甲府中央右左 口線、市道
中北建設事務所 水防支部	92	中央市	荒川	中楯、宿成島	930	三村小学校	県道甲府中央右左 口線、市道
中北建設事務所 水防支部	93	中央市	荒川	下成島1・2、極楽寺、 高橋、乙黒	1,187	玉穂中学校	市道
中北建設事務所 水防支部	94	中央市	荒川	下河東東・下河東西	1,527	玉穂総合会館	市道
中北建設事務所 水防支部	95	中央市	荒川	下河東下、下三条1・ 2、一町畑、町之田	2,234	玉穂南小学校	市道
中北建設事務所 水防支部	96	中央市	荒川	新道、東花輪第一・第 二・第三	2,752	田富中学校	県道甲府市川三郷 線、市道
中北建設事務所 水防支部	97	中央市	荒川	桜、山王第一・第二・第 三、大田和、藤巻、清川	2,332	田富南小学校	県道甲府市川三郷 線、市道

中北建設事務所峡北支所管内

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
峡北支所	1	韮崎市	塩釜無川	二丁目、中宿、下宿、五丁目、日の出 町、富士見二丁目、富士見三丁目、旭 町、天神町、中島町	1,799	韮崎小学校	国道20号線、県道茅野・北 杜・韮崎線、市道
峡北支所	2	韮崎市	塩釜無川	一丁目、水神町、若宮町、富士見一丁 目、西町	1,027	韮崎高等学校	県道韮崎・昇仙峡 線、市道
峡北支所	3	韮崎市	塩釜無川	一ツ谷、上祖母石、下祖母石、サン コーポラス祖母石、市営祖母石住宅、 南下條、相俣	1,688	韮崎東中学校	国道20号線、国道141 号線、県道韮崎・昇 仙峡線、市道
峡北支所	4	韮崎市	塩川	中条一区、中条三区	270	中田公民館 中田屋内運動場	国道141号線・市道
峡北支所	5	韮崎市	塩川	中条二区、小田川五区、小 田川六区	568	ゆーぶるにらさき	国道141号線・市道
峡北支所	6	韮崎市	塩川	絵見堂、鳥居、駒井、道 下	737	韮崎北東小学校	国道141号線・市道
峡北支所	7	韮崎市	塩川	北下条、蔵の前、北下条団 地、サンコーポラス藤井	1,166	文化ホール	国道141号線、市道
峡北支所	8	韮崎市	塩川	岩下	149	勤労青年センター	市道
峡北支所	9	韮崎市	釜無川	上円井、下円井、宇波円 井、入戸野	611	穴山公民館各分館	国道20号線、市道
峡北支所	10	韮崎市	釜無川	折居、青木、御杉、おり い台	651	清哲公民館	県道韮崎・南アル プス中央線、市道
峡北支所	11	韮崎市	釜無川	北宮地、鍋山、御堂	498	旭屋内運動場	市道
峡北支所	12	韮崎市	釜無川	若尾	469	甘利小学校	県道韮崎・南アル プス中央線、市道
峡北支所	13	韮崎市	釜無川 御勅使川	若尾新田、若尾団地、サンコーポラス 竜岡、真窩、越道、みだいスカイタウ ン	1,257	竜岡公民館 竜岡体育館	県道42号線、県道 甘利山公園線、市 道

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
峡北支所	14	韮崎市	御勅使川	山寺、竹の内、久保、湯舟、県営旭団地	325	甘利小学校	県道韮崎・南アルプス中央線、市道
峡北支所	15	韮崎市	御勅使川	西の割、町屋	561	大草公民館 甘利児童センター	市道
峡北支所	16	北杜市	須玉川	須玉町大蔵新田	150	穂足公民館	国道141号線市道利用
峡北支所	17	北杜市	塩川	須玉町大豆生田	40	田屋公民館	市道利用
峡北支所	18	北杜市	本谷川	須玉町東小尾	150	東小尾公民館	県道・市道利用
峡北支所	19	北杜市	塩川	須玉町和田	150	自然学園高等学校	県道・市道利用
峡北支所	20	北杜市	塩川	須玉町下八巻	40	八巻公民館	県道・市道利用
峡北支所	21	北杜市	鳩川	須玉町若神子和田	30	和田公民館	県道・市道利用
峡北支所	22	北杜市	大武川	武川町柳沢	255	武川小学校 武川運動公園	県道・市道利用
峡北支所	23	北杜市	大武川	武川町牧原・新開地	400	武川小学校	県道・市道利用
峡北支所	24	北杜市	釜無川	白州町大武川	158	大武川農産物加工場	国道・県道・市道利用
峡北支所	25	北杜市	釜無川	白州町上教来石	110	上教来石集会施設	国道・市道利用
峡北支所	26	北杜市	流川	白州町下教来石	110	下教来石多目的施設	国道・市道利用
峡北支所	27	北杜市	松山沢川	白州町鳥原	60	鳥原多目的集会施設	市道利用
峡北支所	28	北杜市	松山沢川	白州町荒田・松原	30	松原多目的集会施設	国道・市道利用
峡北支所	29	北杜市	尾白川	白州町竹宇	90	竹宇地域農業推進拠点施設	市道利用
峡北支所	30	北杜市	神宮川 田沢川	白州町前沢・白須上	200	白州小学校	国道・市道利用
峡北支所	31	北杜市	尾白川	白州町白須下	100	白州小学校	国道・市道利用
峡北支所	32	北杜市	尾白川	白州町台ヶ原	110	台ヶ原活性化支援センター	国道・市道利用
峡北支所	33	北杜市	釜無川	白州町花水	50	花水公民館	県道・市道利用
峡北支所	34	北杜市	大武川	白州町横手	80	横手集会施設	県道・市道利用
峡北支所	35	北杜市	大滝 武道川	白州町大坊	40	法輪寺	県道・市道利用
峡北支所	36	北杜市	久保川	高根町清里東原	10	東原公民館	県道 清里・須玉線市道利用

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
峡北支所	37	北杜市	鳩川	大泉町谷戸・宮上・宮下・西泉	50	大泉体育館	市道利用
峡北支所	38	北杜市	宮川	大泉町谷戸・下新居	50	泉中学校	市道利用
峡北支所	39	北杜市	宮川	大泉町谷戸・宮川	40	泉中学校	市道利用
峡北支所	40	北杜市	泉川	大泉町西井出・天神・新井	60	泉小学校	市道利用
峡北支所	41	北杜市	衣川	大泉町谷戸・町屋・城南	60	泉中学校	市道利用
峡北支所	42	北杜市	山田川	大泉町谷戸・宮上	50	大泉体育館	市道利用
峡北支所	43	北杜市	井野川	大泉町西井出・宮地	50	泉小学校	市道利用
峡北支所	44	北杜市	井野川	大泉町下井出	50	泉小学校	市道利用
峡北支所	45	北杜市	高川	長坂町小荒間	40	小荒間公民館	県道・市道利用
峡北支所	46	北杜市	古杣川	長坂町大井ヶ森	70	大井ヶ森公民館	県道・市道利用
峡北支所	47	甲斐市	塩川	田畑	458	双葉西小学校	国道52号線、県道 甲府韮崎線、市道

峡東建設事務所管内

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
峡東建設事務所水防支部	1	甲州市	重川・塩川	塩山	160	塩山北小体育館	国道・県道・市道 利用
峡東建設事務所水防支部	2	甲州市	重川・塩川	塩山	80	塩山北児童センター	国道・県道・市道 利用
峡東建設事務所水防支部	3	甲州市	重川・塩川	塩山	520	塩山中学校体育館	国道・県道・市道 利用
峡東建設事務所水防支部	4	甲州市	塩川	塩山	1,400	甲州市民文化会館	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	5	甲州市	重川・塩川	塩山	210	塩山南小学校体育館	国道・県道・市道 利用
峡東建設事務所水防支部	6	甲州市	重川・塩川	塩山	410	塩山保健福祉センター	国道・県道・市道 利用
峡東建設事務所水防支部	7	甲州市	重川・塩川	塩山	150	萩原山恩賜林記念館	国道・県道・市道 利用
峡東建設事務所水防支部	8	甲州市	重川・塩川	塩山・松里の一部	630	県立塩山高等学校体育館	市道利用
峡東建設事務所水防支部	9	甲州市	重川・塩川	塩山	130	塩山北公民館	市道利用
峡東建設事務所水防支部	10	甲州市	塩川	塩山	90	塩山南児童センター	国道・県道・市道 利用
峡東建設事務所水防支部	11	甲州市	重川	塩山	90	塩山東公民館	国道・県道・市道 利用

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
峡東建設事務所 水防支部	12	甲州市	塩川	塩山	90	塩山西公民館	県道・市道利用
峡東建設事務所 水防支部	13	甲州市	笛吹川	松里	100	井尻公民館	県道・市道利用
峡東建設事務所 水防支部	14	甲州市	笛吹川	松里	170	井尻小学校体育館	県道・市道利用
峡東建設事務所 水防支部	15	甲州市	笛吹川	松里	150	松里小学校体育館	県道・市道利用
峡東建設事務所 水防支部	16	甲州市	笛吹川	松里	340	松里中体育館	県道・市道利用
峡東建設事務所 水防支部	17	甲州市	笛吹川	松里	120	松里公民館	県道・市道利用
峡東建設事務所 水防支部	18	甲州市	笛吹川	松里	160	松里保育所	県道・市道利用
峡東建設事務所 水防支部	19	甲州市	重川・塩川	奥野田	170	奥野田小学校	国道・県道・市道 利用
峡東建設事務所 水防支部	20	甲州市	重川・塩川	奥野田	90	奥野田公民館	国道・県道・市道 利用
峡東建設事務所 水防支部	21	甲州市	重川・塩川	奥野田	140	奥野田保育所	国道・県道・市道 利用
峡東建設事務所 水防支部	22	甲州市	重川・ 竹森川	玉宮	160	玉宮小体育館	県道・市道利用
峡東建設事務所 水防支部	23	甲州市	重川・ 竹森川	玉宮	50	玉宮公民館	県道・市道利用
峡東建設事務所 水防支部	24	甲州市	重川・ 佐野川	大藤	170	塩山北中体育館	国道・県道・市道 利用
峡東建設事務所 水防支部	25	甲州市	重川・ 佐野川	大藤	160	大藤小体育館	国道・県道・市道 利用
峡東建設事務所 水防支部	26	甲州市	重川・ 文珠川	神金	160	神金小学校	国道・県道・市道 利用
峡東建設事務所 水防支部	27	甲州市	重川・ 文珠川	神金	120	神金公民館	国道・県道・市道 利用
峡東建設事務所 水防支部	28	甲州市	重川・ 文珠川	大藤	90	大藤公民館	国道・県道・市道 利用
峡東建設事務所 水防支部	29	甲州市	丹波川	神金（一ノ瀬高橋）	30	神金第二小中学校 体育館	国道・市道利用
峡東建設事務所 水防支部	30	甲州市	田草川	上岩崎	150	氷川神社	県道・市道利用
峡東建設事務所 水防支部	31	甲州市	田草川 日川	勝沼町・本町下・下岩崎	150	祝小学校体育館	県道・市道利用
峡東建設事務所 水防支部	32	甲州市	びんぐし川	小佐手	100	伏木神社	県道・市道利用
峡東建設事務所 水防支部	33	甲州市	びんぐし川	東雲	50	東雲小学校体育館	県道・市道利用
峡東建設事務所 水防支部	34	甲州市	苦名川	菱山	150	菱山小学校体育館	県道・市道利用

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
峡東建設事務所水防支部	35	山梨市	笛吹川	久保区	120	岩手小学校・岩手公民館	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	36	山梨市	笛吹川	小原西1区、七日市場区、小原西3区	660	日下部小学校・日下部公民館	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	37	山梨市	笛吹川	南区、北区	480	八幡小学校・旧堀之内小学校・八幡公民館	国道・県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	38	山梨市	弟川	南区	90	八幡小学校・旧堀之内小学校・八幡公民館	国道・県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	39	山梨市	笛吹川	上神内川4区、5区	690	加納岩小学校・加納岩公民館	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	40	山梨市	笛吹川	下神内川2区	150	加納岩小学校・加納岩公民館	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	41	山梨市	笛吹川	大野区	180	加納岩小学校・加納岩公民館	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	42	山梨市	笛吹川	万力1・2・3区・正徳寺	450	山梨小学校・山梨公民館	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	43	山梨市	日川	上栗原・下栗原・歌田・中村区	540	日川高校・日川小学校・日川公民館	国道・県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	44	山梨市	日川	歌田・一町田中	240	日川高校・日川小学校・日川公民館	国道・県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	45	山梨市	重川	歌田・一町田中	240	日川高校・日川小学校・日川公民館	国道・県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	46	山梨市	重川	東後屋敷	90	後屋敷小学校 後屋敷公民館	県道・市道
峡東建設事務所水防支部	47	山梨市	平等川	矢坪	30	山梨小学校・山梨公民館	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	48	山梨市	平等川	山根	60	山梨小学校・山梨公民館	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	49	山梨市	平等川	上岩下	60	山梨小学校・山梨公民館	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	50	山梨市	西平等川	〃	90	山梨小学校・山梨公民館	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	51	山梨市	兄清水川	水口	30	八幡小学校・旧堀之内小学校・八幡公民館	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	52	山梨市	西川	西	90	岩手小学校 岩手公民館	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	53	山梨市	唐沢川	紺屋	90	岩手小学校 岩手公民館	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	54	山梨市	戸市川	切差	30	八幡小学校・旧堀之内小学校・八幡公民館	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	55	山梨市	大川	水口	30	八幡小学校・旧堀之内小学校・八幡公民館	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	56	山梨市	笛吹川	牧丘町窪平、緑ヶ窪、隼	240	山梨市牧丘コミュニティセンター・中牧多目的集会施設・旧牧丘第三小学校	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	57	山梨市	鼓川	牧丘町城南・牧平・塩平	300	山梨市牧丘コミュニティセンター・中牧多目的集会施設・旧牧丘第三小学校	県道・市道利用

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
峡東建設事務所水防支部	58	山梨市	笛吹川	三富川浦1・2区、上釜口	180	三富基幹集落センター・川浦公民館・徳和地区多目的集会施設	国道・県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	59	山梨市	徳和川	三富徳和	90	三富基幹集落センター・川浦公民館・徳和地区多目的集会施設	国道・県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	60	笛吹市	笛吹川	春日居町桑戸	600	春日居小学校	市道・県道利用
峡東建設事務所水防支部	61	笛吹市	笛吹川	春日居町小松	500	福祉会館	市道・県道利用
峡東建設事務所水防支部	62	笛吹市	平等川・平後川	春日居町熊野堂	200	春日居小学校	市道・県道利用
峡東建設事務所水防支部	63	笛吹市	鳳山川	春日居町別田	150	春日居小学校	市道・県道利用
峡東建設事務所水防支部	64	笛吹市	鳳山川	春日居町国府	170	春日居中学校	市道・県道利用
峡東建設事務所水防支部	65	笛吹市	西川	春日居町枝郷	50	福祉保健センター	市道・県道利用
峡東建設事務所水防支部	66	笛吹市	西川	春日居町小松・寺本	100	福祉会館・福祉保健センター	市道・県道利用
峡東建設事務所水防支部	67	笛吹市	金比羅川	春日居町小松	50	福祉保健センター	市道・県道利用
峡東建設事務所水防支部	68	笛吹市	平等川	春日居町徳条	300	西保育所	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	69	笛吹市	平等川	春日居町鎮目	400	春日居中学校	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	70	笛吹市	平等川	石和町松本	50	松本研修センター	市道利用
峡東建設事務所水防支部	71	笛吹市	平等川	石和町山崎・松本・駅前・八田・市部	1,500	石和北小学校・笛吹農協岡部支所	市道利用
峡東建設事務所水防支部	72	笛吹市	平等川	石和町山岸	200	山岸公民館	市道利用
峡東建設事務所水防支部	73	笛吹市	平等川	石和町駅前	100	駅前公民館	市道利用
峡東建設事務所水防支部	74	笛吹市	駒沢川	石和町山崎	50	山崎公民館	市道利用
峡東建設事務所水防支部	75	笛吹市	平等川	石和町市部	1,000	石和南小学校・保健福祉センター	市道利用
峡東建設事務所水防支部	76	笛吹市	笛吹川	石和町市部・窪中島	1,000	石和南小学校・保健福祉センター	市道利用
峡東建設事務所水防支部	77	笛吹市	笛吹川	石和町市部	360	遠妙寺・西町公民館・仲町公民館	市道・県道利用
峡東建設事務所水防支部	78	笛吹市	笛吹川	石和町八田	50	八田公民館・笛吹農協石和支所	市道利用
峡東建設事務所水防支部	79	笛吹市	笛吹川	石和町川中島	180	川中島公民館・荒屋集落センター	市道利用
峡東建設事務所水防支部	80	笛吹市	笛吹川	石和町川中島・八田	200	第1保育園	市道利用

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
峡東建設事務所水防支部	81	笛吹市	笛吹川	石和町四日市場・窪中島・日の出	500	各区公民館	市道利用
峡東建設事務所水防支部	82	笛吹市	笛吹川	石和町唐柏・広瀬・小石和・向田	2,000	石和中学校・石和西小学校・小石和公民館・向田研修集会所・スコレーセンター・清流館	市道利用
峡東建設事務所水防支部	83	笛吹市	笛吹川 平	石和町東油川・井戸・砂原・東高橋・今井・恵比寿	1,500	富士見小学校・各区公民館	市道・県道利用
峡東建設事務所水防支部	84	笛吹市	笛吹川 平	石和町小石和・唐柏・河内・東高橋	750	第4保育所・笛吹農協富士見支所・河内公民館	市道・県道利用
峡東建設事務所水防支部	85	笛吹市	笛吹川	石和町下平井・日の出・市部	900	笛吹高校	市道・県道利用
峡東建設事務所水防支部	86	笛吹市	金川	石和町上平井・中川・下平井	1,600	石和東小学校・下平井公民館・高等支援学校桃花台学園	国道・県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	87	笛吹市	金川	御坂町新田・藤の木	350	林業センター	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	88	笛吹市	金川	御坂町立沢	100	立沢公民館	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	89	笛吹市	戸倉川	御坂町戸倉	80	戸倉公民館	市道利用
峡東建設事務所水防支部	90	笛吹市	金川	御坂町十郎・新上宿・坂野	200	新上宿公民館	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	91	笛吹市	金川 後藤沢 稲荷川	御坂町道場・駒止・若宮	1,000	御坂東小学校	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	92	笛吹市	馬場川 黒	御坂町八反田・下黒駒	450	下黒駒公民館・八反田公民館	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	93	笛吹市	出黒川 玄	御坂町尾山・下野原・二階・蕎麦塚	3,000	御坂中学校	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	94	笛吹市	玄川 天 竜蛇川	御坂町大野寺・竹居	300	神有公民館・花鳥児童館	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	95	笛吹市	天川	御坂町八千蔵	150	八千蔵公民館	市道利用
峡東建設事務所水防支部	96	笛吹市	天川 吹	御坂町金川原・成田・下成田	450	金川原公民館・成田公民館・みさかの湯	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	97	笛吹市	出黒川 馬場	御坂町夏目原・栗合	3,000	御坂西小学校・御坂児童センター	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	98	笛吹市	馬場川 上手	御坂町二之宮	350	二之宮公民館	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	99	笛吹市	日川 田草	一宮町中尾・上矢作・北野呂	1,400	一宮北小学校	市道利用
峡東建設事務所水防支部	100	笛吹市	御手洗川 日川・田草川	一宮町小城・北都塚・一の宮	1,500	浅間神社・一宮中学校	市道利用
峡東建設事務所水防支部	101	笛吹市	大石川 御手洗川	一宮町神沢・東新居	450	一宮南小学校・東新居出荷所	市道利用
峡東建設事務所水防支部	102	笛吹市	金川・日川 御手洗川	一宮町坪井・田中・下矢作・竹原田	1,290	瑞連寺・竹原田公民館	市道利用
峡東建設事務所水防支部	103	笛吹市	金川	一宮町国分	400	一宮西小学校	市道利用

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
峡東建設事務所水防支部	104	笛吹市	金川	一宮町市之蔵・新巻	550	市之蔵共選所・市之蔵公民館	市道利用
峡東建設事務所水防支部	105	笛吹市	天笛川・川	八代町南・新浜	50	八代町総合会館・若彦路ふれあいスポーツ館	県道及び市道利用
峡東建設事務所水防支部	106	笛吹市	天堀川・川	八代町北	80	北公民館	市道利用
峡東建設事務所水防支部	107	笛吹市	堀川	八代町高家	20	高家集落センター	市道利用
峡東建設事務所水防支部	108	笛吹市	浅川	八代町岡	300	岡集落センター・善国寺・八代小学校	市道利用
峡東建設事務所水防支部	109	笛吹市	浅笛川・川	八代町増田	500	増田宮農センター八幡神社	市道利用
峡東建設事務所水防支部	110	笛吹市	浅川	八代町米倉	400	御所保育所・浅川中学校	市道利用
峡東建設事務所水防支部	111	笛吹市	浅川	八代町竹居	300	竹居公民館・拐巖寺	県道及び市道利用
峡東建設事務所水防支部	112	笛吹市	浅川	八代町奈良原	350	広済寺・奈良原集落センター	県道及び市道利用
峡東建設事務所水防支部	113	笛吹市	狐川	境川町小黒坂・小山	300	境川小学校	市道利用
峡東建設事務所水防支部	114	笛吹市	境川	境川町大坪・三柵	400	境川村スポーツセンター	市道・県道利用
峡東建設事務所水防支部	115	笛吹市	境川	境川町藤壘	100	支所・藤壘公民館	市道・県道利用
峡東建設事務所水防支部	116	笛吹市	芋沢川	境川町中寺尾	150	上寺尾公民館	市道利用
峡東建設事務所水防支部	117	笛吹市	間門川	境川町間門	80	間門公民館	県道利用
峡東建設事務所水防支部	118	笛吹市	笛吹川	桑戸	600	春日居小学校	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	119	笛吹市	笛吹川	小松	500	福祉会館	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	120	笛吹市	平等川・川	熊野堂	200	春日居小学校	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	121	笛吹市	鳳山川	別田	150	春日居小学校	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	122	笛吹市	鳳山川	国府	170	春日居中学校	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	123	笛吹市	西川	枝郷	50	福祉保健センター	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	124	笛吹市	西川	小松・寺本	100	福祉会館・福祉保健センター	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	125	笛吹市	金比羅川	小松	50	福祉保健センター	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	126	笛吹市	平等川	徳条	300	西保育所	国道・市道利用

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
峡東建設事務所水防支部	127	笛吹市	平等川	鎮目	400	春日居中学校	国道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	128	笛吹市	中之入沢川・宮ヶ 入沢川松尾沢川・ センド沢川	芦川町上芦川	50	東林寺	市道利用
峡東建設事務所水防支部	129	笛吹市	中之入沢川・宮ヶ 入沢川松尾沢川・ センド沢川	芦川町上芦川	50	保育所	市道利用
峡東建設事務所水防支部	130	笛吹市	中之入沢川・宮ヶ 入沢川松尾沢川・ センド沢川	芦川町上芦川	20	諏訪神社	市道利用
峡東建設事務所水防支部	131	笛吹市	葎ヶ久保沢川	芦川町新井原	20	お堂	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	132	笛吹市	葎ヶ久保沢川	芦川町新井原	40	公民館	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	133	笛吹市	沢の入沢川 芦川 里道川	芦川町新井原・中芦川	500	芦川小学校	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	134	笛吹市	沢の入沢川 芦川 里道川	芦川町中芦川	100	宝殊寺	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	135	笛吹市	沢の入沢川 芦川 里道川	芦川町中芦川	100	神社・公民館	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	136	笛吹市	芦川・ 里道川	芦川町鶯宿	30	本国寺	県道・市道利用
峡東建設事務所水防支部	137	笛吹市	芦川・ 里道川	芦川町鶯宿	70	公民館	県道・市道利用

峡南建設事務所管内

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
峡南建設事務所水防支部	1	富士川町	富士川	富士川町新田	40	新田町集会所	県道利用
峡南建設事務所水防支部	2	富士川町	富士川	富士川町梅林	25	梅林町集会所	県道・町道利用
峡南建設事務所水防支部	3	富士川町	富士川	富士川町旭町	40	旭町集会所	町道利用
峡南建設事務所水防支部	4	富士川町	富士川	富士川町富士見町	20	富士見町集会所	町道利用
峡南建設事務所水防支部	5	富士川町	富士川	富士川町・上町・緑町・ 八幡町・中町	250	鰯沢小学校	県道・町道利用
峡南建設事務所水防支部	6	富士川町	富士川	富士川町・上町・緑町・ 八幡町・中町	300	鰯沢中学校	県道・町道利用
峡南建設事務所水防支部	7	富士川町	富士川	富士川町本町北・南・横 町	30	鰯沢南区地区公民 館	県道・町道利用
峡南建設事務所水防支部	8	富士川町	畔沢川	富士川町畔沢	30	畔沢町集会所	県道利用
峡南建設事務所水防支部	9	富士川町	畔沢川	富士川町上北町	40	鰯沢中区地区公民 館	町道・県道利用
峡南建設事務所水防支部	10	富士川町	畔沢川	富士川町鬼島	200	旧中部小学校	町道・国道利用

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
峡南建設事務所水防支部	11	富士川町	畔沢川	富士川町箱原	30	箱原町集会所	町道利用
峡南建設事務所水防支部	12	富士川町	畔沢川	富士川町鹿島	100	鹿島町集会所	町道利用
峡南建設事務所水防支部	13	富士川町	畔沢川	富士川町駅前	100	駅前2丁目集会所	町道・県道利用
峡南建設事務所水防支部	14	富士川町	大柳川	富士川町鳥屋	250	富士川町鯉沢デイサービスセンター	町道・県道利用
峡南建設事務所水防支部	15	富士川町	大柳川	富士川町十谷	250	十谷生活改善センター	町道・林道利用
峡南建設事務所水防支部	16	富士川町	五明川	富士川町大柵	30	コミュニティー大柵	町道・県道利用
峡南建設事務所水防支部	17	富士川町	塩沢川 山	富士川町小林・長沢	150	小林公民館・長沢公民館	町道利用
峡南建設事務所水防支部	18	富士川町	利根川	富士川町平林・春米	140	平林公民館・春米公民館	町道・県道利用
峡南建設事務所水防支部	19	富士川町	北川	富士川町小室	120	増穂南小学校	町道・県道利用
峡南建設事務所水防支部	20	富士川町	戸川	富士川町最勝寺	400	最勝寺公民館	町道利用
峡南建設事務所水防支部	21	市川三郷町	富士川	市川三郷町楠甫	120	六郷町民会館	町道・県道利用
峡南建設事務所水防支部	22	市川三郷町	葛籠沢川 山田川	市川三郷町岩間	320	六郷町民会館	町道・県道利用
峡南建設事務所水防支部	23	市川三郷町	葛籠沢川 山田川	市川三郷町岩間	400	六郷小・中学校体育館	町道・県道利用
峡南建設事務所水防支部	24	市川三郷町	葛籠沢川	市川三郷町葛籠沢	120	葛籠沢公民館	町道利用
峡南建設事務所水防支部	25	市川三郷町	山田川	市川三郷町落居	150	旧落居小学校体育館	町道・県道利用
峡南建設事務所水防支部	26	市川三郷町	三沢川	市川三郷町鴨狩津向	120	永昌寺	町道・県道利用
峡南建設事務所水防支部	27	市川三郷町	宮原川	市川三郷町宮原	120	宮原公民館	町道利用
峡南建設事務所水防支部	28	市川三郷町	笛吹川	市川三郷町市川大門大正田	20	市川小学校	町道・県道利用
峡南建設事務所水防支部	29	市川三郷町	新川	市川三郷町黒沢	60	市川南小学校・市川南中学校	町道・県道利用
峡南建設事務所水防支部	30	市川三郷町	押出川	市川三郷町大塚桃林橋	300	道林ふれあいプラザ・甲斐上野駅	町道・県道利用

峡南建設事務所身延支所管内

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
身延支所水防支部	1	身延町	富士川	身延町八日市場	140	旧原小学校	県道・町道利用

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
身延支所 水防支部	2	身延町	三沢川	身延町車田・三沢	150	旧久那土小学校	県道・町道利用
身延支所 水防支部	3	身延町	栃代川	身延町常葉	130	旧下部中学校	県道・町道利用
身延支所 水防支部	4	身延町	下部川	身延町下部	180	下部物見台	県道・町道利用
身延支所 水防支部	5	身延町	早川	身延町上沢	150	上沢寺	町道利用
身延支所 水防支部	6	身延町	富士川・矢 沢川・大沢 川	身延町下山	300	南松院・竜雲寺・ 公民館	町道利用
身延支所 水防支部	7	身延町	富士川	身延町大野	200	大野山	町道利用
身延支所 水防支部	8	身延町	富士川	身延町波木井	150	円実寺	国道利用
身延支所 水防支部	9	身延町	身延川	身延町上町・元町	200	久遠寺	町道利用
身延支所 水防支部	10	身延町	富士川	身延町角打・丸滝	300	身延地区公民館 大河内分館	町道利用
身延支所 水防支部	11	身延町	富士川	身延町大島	100	旧大和小学校跡地	町道利用
身延支所 水防支部	12	身延町	相又川	身延町小田船原・相又	150	旧豊岡小学校	国道利用
身延支所 水防支部	13	身延町	波木井川	身延町塩沢・梅平	50	身延小学校	町道利用
身延支所 水防支部	14	身延町	富士川	身延町帯金	200	帯金区民広場 旧帯金小学校跡地	町道利用
身延支所 水防支部	15	身延町	釜土沢川	身延町梅平	100	身延町役場身延支 所	国道利用
身延支所 水防支部	16	早川町	早川	早川町奈良田	250	奈良田公民館	林道及町・県道利 用
身延支所 水防支部	17	早川町	早川	早川町上湯島	50	法雲寺	町・県道利用
身延支所 水防支部	18	早川町	早川	早川町新倉・中州	300	ヘルシー美里	県道利用
身延支所 水防支部	19	早川町	早川・ 新宮川	早川町塩島	200	早川北小学校	県道利用
身延支所 水防支部	20	早川町	早川	早川町保	30	早川中学校	県道利用
身延支所 水防支部	21	早川町	早川・ 春木川	早川町高住	250	早川町役場	県道利用
身延支所 水防支部	22	早川町	早川	早川町千須和・やませみ	30	千須和氏神社	町道利用
身延支所 水防支部	23	早川町	早川	早川町初鹿島	30	上橋寺	町道利用
身延支所 水防支部	24	早川町	早川	早川町山吹	30	早川第1発電所	町道利用

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
身延支所 水防支部	25	南部町	富士川 船山川	南部町御崎原	125	円蔵院	町道利用
身延支所 水防支部	26	南部町	船山川	南部町本郷	250	本郷寺	町道利用
身延支所 水防支部	27	南部町	富士川	南部町南部	500	南部中学校	町道利用
身延支所 水防支部	28	南部町	戸栗川	南部町柳島	180	睦合小学校	町道利用
身延支所 水防支部	29	南部町	富士川 富谷津	南部町内船	450	南部町役場分庁舎	町道利用
身延支所 水防支部	30	南部町	大和川	南部町大和	120	大塩公民館	町道利用
身延支所 水防支部	31	南部町	塩沢川	南部町塩沢	200	蓮性寺	町道利用
身延支所 水防支部	32	南部町	富士川	南部町福士	200	弘圓寺	町道利用
身延支所 水防支部	33	南部町	富士川 富福士	南部町町屋	300	峯学校跡	町道利用
身延支所 水防支部	34	南部町	富士川	南部町西行	50	万沢増野	町道利用
身延支所 水防支部	35	南部町	富士川	南部町越渡	70	旧万沢中学校	国道利用
身延支所 水防支部	36	南部町	福士川	南部町矢島天王	50	観智院	町道利用
身延支所 水防支部	37	南部町	福士川	南部町西市組	50	森地内	町道利用
身延支所 水防支部	38	南部町	有東川	南部町御堂	100	龍徳寺	町道利用
身延支所 水防支部	39	南部町	福士川	南部町徳間	50	徳間多目的研修センター	町道利用
身延支所 水防支部	40	南部町	福士川	南部町根熊	50	池ノ山地内	町道利用

富士・東部建設事務所管内

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
富士・東部建設事務所 水防支部	1	都留市	菅野川	都留市大津	90	都留第一中学校	県道都留道志線
富士・東部建設事務所 水防支部	2	都留市	朝日川	都留市朝日曾雌	100	旧旭小学校	市道利用
富士・東部建設事務所 水防支部	3	都留市	大幡川	都留市上大幡	65	宝小学校	県道高畑谷村停車場線市道大野環状線を経て
富士・東部建設事務所 水防支部	4	都留市	丹沢川	都留市下大幡	40	宝小学校	市道利用
富士・東部建設事務所 水防支部	5	都留市	江戸川	都留市中津森・金井	80	宝小学校	市道利用
富士・東部建設事務所 水防支部	6	都留市	鹿留川	都留市鹿留字宮下	70	東桂小学校	市道利用

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
富士・東部建設事務所水防支部	7	大月市	笹子川	笹子町白野	100	笹子町白野宝林寺	国道20号線市道白野大通り線
富士・東部建設事務所水防支部	8	大月市	笹子川	初狩町立河原	130	初狩小学校	国道20号
富士・東部建設事務所水防支部	9	大月市	笹子川	大月町前沢	110	旧大月西小学校	県道桑西下真木線
富士・東部建設事務所水防支部	10	大月市	笹子川	大月町上花咲	50	西方寺	市道 花咲西方寺線
富士・東部建設事務所水防支部	11	大月市	相模川	大月町坂瀬	120	大月東小学校	国道139号・国道20号
富士・東部建設事務所水防支部	12	大月市	浅利川	賑岡町浅利	130	旧浅利小学校	県道 金山大月線
富士・東部建設事務所水防支部	13	大月市	相模川	賑岡町浅利	34	旧浅利小学校	県道 金山大月線
富士・東部建設事務所水防支部	14	大月市	相模川	猿橋町久保	160	猿橋小学校	県道 梁川猿橋線 市道 久保日月線
富士・東部建設事務所水防支部	15	大月市	相模川	猿橋町小篠	20	小篠分館	県道 梁川猿橋線 市道 川原1号線
富士・東部建設事務所水防支部	16	大月市	相模川	賑岡町強瀬	40	旧強瀬小学校	市道高月・川隣線
富士・東部建設事務所水防支部	17	大月市	相模川	賑岡町猿橋	99	猿橋小学校	市道北東1号線 国道20号線 県道梁川猿橋線
富士・東部建設事務所水防支部	18	大月市	相模川	賑岡町川隣	18	旧強瀬小学校	市道高月・川隣線 市道川隣2号線
富士・東部建設事務所水防支部	19	大月市	葛野川	賑岡町川隣	50	旧強瀬小学校	市道高月・川隣線 市道川隣2号線
富士・東部建設事務所水防支部	20	大月市	葛野川	七保町葛野	100	七保小学校	県道 小和田猿橋線
富士・東部建設事務所水防支部	21	大月市	葛野川	賑岡町井山	40	旧畑倉小学校	市道 葛野畑倉線
富士・東部建設事務所水防支部	22	上野原市	桂川	上野原市上中下新田	130	上野原市文化ホール・島田小学校	国道、県道、市道利用
富士・東部建設事務所水防支部	23	上野原市	方屋川	上野原市方屋	70	西原出張所	県道上野原丹波山線
富士・東部建設事務所水防支部	24	上野原市	六藤川	上野原市六藤	45	西原出張所	県道上野原丹波山線
富士・東部建設事務所水防支部	25	小菅村	小菅川	小菅村池の尻	40	小菅村公民館	国道 139号線
富士・東部建設事務所水防支部	26	小菅村	白沢川	小菅村白沢	60	多摩川源流大学	村道 余沢降矢戸線
富士・東部建設事務所水防支部	27	小菅村	山沢川	小菅村山沢、田元	50	中組集会所	村道 山沢～大久保線
富士・東部建設事務所水防支部	28	小菅村	小菅川	小菅村橋立	80	橋立集会所	県道 大菩薩峠線
富士・東部建設事務所水防支部	29	小菅村	小菅川	小菅村川久保	100	小菅村公民館	県道上野原丹波山線

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
富士・東部建設事務所水防支部	30	小菅村	小菅川	小菅村余沢	50	東部集会所	国道 139号線
富士・東部建設事務所水防支部	31	小菅村	鶴川	小菅村長作	70	長作集会所	県道上野原丹波山線

富士・東部建設事務所吉田支所管内

建設事務所 水防支部名	番号	水防管理 団体名	河川名	避難立退区域	避難 人員	避難所	避難経路
吉田支所 水防支部	1	富士吉田市	宮川	富士吉田市下吉田弁天町 緑ヶ丘	150	市民会館	市道利用
吉田支所 水防支部	2	富士吉田市	小佐野川	富士吉田市小明見新田の 一部	100	小明見会館	市道利用
吉田支所 水防支部	3	富士吉田市	小佐野川	富士吉田市大明見の一部	150	大明見会館	市道利用
吉田支所 水防支部	4	富士吉田市	欄干川	富士吉田市上暮地	150	上暮地コミュニティ センター	市道利用
吉田支所 水防支部	5	富士吉田市	殿入川	富士吉田市上暮地白糸町 の一部	150	上暮地コミュニティ センター	市道利用
吉田支所 水防支部	6	富士吉田市	長泥川	富士吉田市大明見	150	大明見会館	市道利用
吉田支所 水防支部	7	富士吉田市	大沢川	富士吉田市向原	250	向原会館	市道利用
吉田支所 水防支部	8	富士吉田市	入山川	富士吉田市浅間町	130	浅間町会館	市道利用
吉田支所 水防支部	9	富士河口湖町	馬場川	富士河口湖町大石	500	真如苑	県道町道利用
吉田支所 水防支部	10	富士河口湖町	奥川	富士河口湖町大石	500	真如苑	県道町道利用
吉田支所 水防支部	11	富士河口湖町	西川	富士河口湖町河口	600	河口小学校河口湖北 中学校	国道・県道・町道 利用
吉田支所 水防支部	12	富士河口湖町	寺川	富士河口湖町河口	570	河口住民センター 河口湖北中学校	国道・県道・町道 利用
吉田支所 水防支部	13	富士河口湖町	的場川	富士河口湖町長浜	100	西湖公民館	県道・町道利用
吉田支所 水防支部	14	富士河口湖町	三沢川	富士河口湖町西湖	20	西湖公民館	県道・町道利用
吉田支所 水防支部	15	富士河口湖町	南沢川	富士河口湖町大嵐	15	大嵐児童館	県道・町道利用
吉田支所 水防支部	16	富士河口湖町	精進湖	富士河口湖町精進居村	100	精進公民館	県道・甲府精進湖 線
吉田支所 水防支部	17	忍野村	子の神川	忍野村・内野・古屋	60	内野老人福祉セン ター	村道利用
吉田支所 水防支部	18	忍野村	子の神川	忍野村・内野・下町	50	内野老人福祉セン ター	村道利用
吉田支所 水防支部	19	忍野村	新名庄川	忍野村・内野・仲町	50	内野老人福祉セン ター	村道利用

静岡県との協定

水防情報等に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）は、水防活動に係る雨量及び水位、その他の情報の交換等について次のとおり協定を締結する。

（対象河川）

第 1 条 対象とする河川は、山梨県と静岡県に流域を持ち、両県を跨ぐ河川を対象とする。

（情報等の交換）

第 2 条 甲及び乙は、各々が設置した雨量計及び水位計による観測値、被害が両県に及ぶことが予想される災害情報等、水防活動又は河川管理上必要な事項について、相互に協力して情報を交換するものとする。

（所管する窓口）

第 3 条 本協定を所管する窓口は次のとおりとし、情報連絡等の窓口は別表のとおりとする。

- （１）山梨県 山梨県県土整備部治水課
- （２）静岡県 静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課

（疑義の協議）

第 4 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その必要に応じその都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附則

- １ この協定は、締結の日から施行する。
- ２ 昭和 39 年 7 月 25 日締結の山梨県と静岡県の協定書は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の証として本書 2 通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 24 年 3 月 16 日

甲 山梨県知事 横内正明

乙 静岡県知事 川勝平太

別表

山梨県と静岡県が平成24年3月16日付で締結した水防情報等に関する協定書について、第3条に規定する情報連絡等の窓口は次のとおりとする。

(1) 山梨県

- ア 山梨県県土整備部治水課
山梨県甲府市丸の内1-6-1
電 話 055-223-1702
ファックス 055-223-1704
電子メール chisui@pref.yamanashi.lg.jp
- イ 山梨県峡南建設事務所身延河川砂防管理課
山梨県南巨摩郡身延町梅平2483-30
電 話 0556-62-9062
ファックス 0556-62-9069
電子メール kn-kensetsu@pref.yamanashi.lg.jp
- ウ 山梨県雨量・水位情報（インターネット）
<http://www3.pref.yamanashi.jp/uryo-pub1/>

(2) 静岡県

- ア 静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課
静岡県静岡市葵区追手町9-6
電 話 054-221-2249（水防配備時 054-221-3259）
ファックス 055-221-3564（水防配備時 054-221-3260）
電子メール dobokubousai@pref.shizuoka.lg.jp
- イ 静岡県富士土木事務所維持管理課
静岡県富士市本市場441-1
電 話 0545-65-2249（水防配備時 0545-65-2237）
ファックス 0545-65-2294（水防配備時 0545-65-2270）
電子メール fujido-kanri@pref.shizuoka.lg.jp
- ウ 静岡県雨量・水位等情報「サイポスレーダー」（インターネット）
<http://sipos.shizuoka.jp/>

神 奈 川 県 と の 協 定

水 防 情 報 等 に 関 す る 協 定 書

山梨県知事山本栄彦（以下「甲」という。）と神奈川県知事松沢成文（以下「乙」という。）は、水防活動への利用に適合する情報の交換について次のとおり協定する。

（対象河川）

第 1 条 対象とする河川は、相模川水系相模川（桂川）、鶴川、道志川、秋山川及び金山川とする。

（情報等の交換）

第 2 条 甲及び乙は、気象庁予報警報規程（昭和 2 8 年運輸省告示第 6 3 号）第 1 6 条に規定する注意報又は警報（以下「注意報等」という。）が神奈川県丹沢・津久井及び山梨県東部、富士五湖に発表され、山梨県又は神奈川県が配備体制を敷いたときは、第 2 条第 2 項の情報を交換するものとする。

2 交換する情報は、次のとおりとし、甲及び乙の別記に定める情報連絡の窓口から、水防計画書に定める様式により連絡を行う。

（1） 甲から連絡する事項

第 1 条に示した河川（金山川を除く。）の別記水位観測所における水位がはんらん注意水位に達したとき及びはんらん注意水位を下回ったとき、その状況。

（2） 乙から連絡する事項

ア 神奈川県相模ダム操作規程（平成 1 4 年神奈川県企業管理規程第 1 3 9 号）の定めるところにより洪水吐ゲートの操作をしたとき、その状況。

イ 新田水位観測所（上野原市新田地先桂川）の水位がはんらん注意水位に達したとき及びはんらん注意水位を下回ったとき、その状況。

（3） 相互に連絡する事項

第 1 条に示した河川において、大規模な土砂崩落等河川管理上及び水防上必要な災害情報。

（4） 前 3 号のほか、甲または乙が必要とする情報

(情報等の窓口)

第3条 情報の交換の窓口は、次のとおりとする。

(1) 山梨県

ア 山梨県富士・東部建設事務所

山梨県大月市花咲1608-3

電話 0554-22-7816

ファックス 0554-22-7818

イ 山梨県富士・東部建設事務所吉田支所

山梨県富士吉田市上吉田1-2-5

電話 0555-24-9044

ファックス 0555-24-9052

(2) 神奈川県

ア 神奈川県津久井土木事務所

神奈川県相模原市津久井町中野937-2

電話 042-784-1111

ファックス 042-784-7696

イ 神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所

神奈川県津久井郡城山町城山2-9-1

電話 042-782-2296

ファックス 042-782-2832

ウ 神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所相模ダム管理所

神奈川県相模原市相模湖町与瀬239

電話 042-684-3521

ファックス 042-684-3526

※ 相模ダム管理所は、相模ダム操作規程に定める出水警戒体制設置後に情報窓口を設置するものとする。

(疑義の協議)

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その必要に応じその都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、締結の日から施行する。
- 2 水防情報等に関する協定書（昭和60年6月1日施行）は、廃止する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年12月7日

甲 山梨県知事 山 本 栄 彦

乙 神奈川県知事 松 沢 成 文

別記 情報連絡の窓口

1 2条2項1号の甲から連絡する事項

河川名	水位観測所	連絡窓口（甲）	連絡窓口（乙）
桂川	強瀬	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
鶴川	巖島橋	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
道志川	大山橋	富士・東部建設事務所 吉田支所	津久井土木事務所
秋山川	秋山	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所

2 2条2項2号の乙から連絡する事項

連絡窓口（乙）	連絡窓口（甲）
企業庁相模川水系ダム管理事務所 相模ダム管理所	富士・東部建設事務所

3 2条2項3号の相互に連絡する事項

河川名	連絡窓口（甲）	連絡窓口（乙）
桂川	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
鶴川	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
道志川	富士・東部建設事務所吉田支所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
秋山川	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
金山川	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所

相模ダム放流連絡書

令和 年 月 日

番号	種 別	内 容	山梨県富士東部建設事務所(河川砂防管理課)									
			Tel 0554-22-7819									
			FAX 0554-22-7855									
			通報時間	発信者	受信者	摘要 (警報要領)						
1	準備警戒体制	相模ダム管理主任技術者は、 日 時 分 準備警戒体制を設置しました。	:				2(1) ア 降雨に関する注意報 イ 流入量が85m ³ /s以上 ウ 上流域雨量局で累計50mm以上 エ 上流域平均で累計25mm以上 オ 台風が警戒区域内 カ 発電放流による水位低下 キ その他					
2	出水警戒体制	相模ダム管理主任技術者は、 日 時 分 出水警戒体制を設置しました。	:				2(2) ア ダム放流を行うとき (点検整備放流は除く) イ その他					
3	洪水警戒体制	相模ダム管理主任技術者は、 洪水警戒体制を設置しました。 (1) 日 時 分 (2) 日 時 分 (3) 日 時 分	:				2(3) ア 降雨に関する警報 イ 流入量が600m ³ /s又は予想 ウ 予備放流による水位低下 エ 事前放流による水位低下 オ その他					
4	放流通知	放流予告 相模ダムは、 日 時 分にゲートからの放流を開始します。 ダムからの放流は、毎秒 m ³ です。現在相模貯水池の水位は、 (-) m、累計雨量は、 mm、流入量は、毎秒 m ³ です。 なお、今後の雨量によっては放流量が急激に増加します。 ダムからの情報に注意してください。	:				7(2) ア 放流開始の約1時間前 【特記】 ・ 予備放流 ・ 事前放流 ・ 点検整備放流					
5	放流通知	相模ダムは、 日 時 分に 毎秒 m ³ 放流しました。 川の水位が上昇しますので注意してください。 現在上流の累計雨量は、 mm、 相模貯水池の水位は () m、流入量は 毎秒 m ³ です。 今後の雨量によっては放流量が増加するため、川の増水に注意してください。	番号	日 時 分	放流量 (m ³ /s)	累計雨量 (mm)	水位 () m	流入量 (m ³ /s)				
		(1)	日 :						:			7(2) イ 放流開始、エ 事前放流開始 【特記】 ・ 予備放流・事前放流 ・ 点検整備放流
		(2)	日 :						:			ウ 放流量600m ³ /s
		(3)	日 :						:			ウ 放流量1,000m ³ /s
		(4)	日 :						:			ウ 放流量2,000m ³ /s
		(5)	日 :						:			ウ 放流量3,000m ³ /s
		(6)	日 :						:			ウ 放流量4,000m ³ /s
		(7)	日 :						:			エ 事前放流中止
		(8)	日 :						:			
(9)	日 :						:					
6	洪水警戒体制解除	相模ダム管理主任技術者は、 洪水警戒体制を解除しました。 (出水警戒体制に切替えました。) (1) 日 時 分 (2) 日 時 分 (3) 日 時 分	:					3 ア 流入量が600m ³ /s未満かつ降雨に関する警報が解除又は切り替えられ、洪水発生の恐れが少ない				
7	出水警戒体制解除	相模ダム管理主任技術者は、 日 時 分 出水警戒体制を解除しました。	:					3 イ 降雨に関する注意報が解除又は切り替えられ、洪水発生の恐れがない				
8	放流終了	相模ダムは、 日 時 分 ゲートからの放流を終了しました。	:					7(2) イ 放流終了				
9	準備警戒体制解除	相模ダム管理主任技術者は、 日 時 分 準備警戒体制を解除しました。	:					3 イ 降雨に関する注意報が解除又は切り替えられ、洪水発生の恐れがない				
備考			・ 相模ダムからの放流量は、発電所使用水量毎秒85m ³ を含む。 ・ 出水警戒体制とは、流入量が毎秒600m ³ 未満 (又は予想される) の場合 ・ 洪水警戒体制とは、流入量が毎秒600m ³ 以上 (又は予想される) の場合									

相模ダム略図

常時満水位 EL.167.00m(±0.00m)

予備放流水位 EL.163.00m(−4.00m)

注 同時刻より相模ダム放流量と同量の水を沼本ダムから放流します。

山梨県企業庁相模川水系ダム管理事務所

※受信確認のFAX又は電話をお願いします。

連絡先 (相模ダム管理部) TEL 042-684-3521

FAX 042-684-3526

水防情報等に関する協定の一部を変更する協定

山梨県知事山本栄彦（以下「甲」という。）と神奈川県知事松沢成文（以下「乙」という。）との間で平成 18 年 12 月 7 日付けで締結した「水防情報等に関する協定」（以下「原協定」という。）について、その一部を下記のとおり変更する協定を締結する。

- 1 原協定第 2 条第 2 項に規定する別記中「神奈川県津久井土木事務所」を「神奈川県厚木土木事務所津久井センター」に改める。
- 2 原協定第 3 条第 2 号ア中「神奈川県津久井土木事務所」を「神奈川県厚木土木事務所津久井センター」に改める。
- 3 この変更協定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 22 年 3 月 31 日

甲 山梨県知事 横 内 正 明

乙 神奈川県知事 松 沢 成 文

別記 情報連絡の窓口

1 2条2項1号の甲から連絡する事項

河川名	水位観測所	連絡窓口（甲）	連絡窓口（乙）
桂川	強瀬	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
鶴川	巖島橋	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
道志川	大山橋	富士・東部建設事務所 吉田支所	厚木土木事務所津久井センター
秋山川	秋山	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井センター

2 2条2項2号の乙から連絡する事項

連絡窓口（乙）	連絡窓口（甲）
企業庁相模川水系ダム管理事務所 相模ダム管理所	富士・東部建設事務所

3 2条2項3号の相互に連絡する事項

河川名	連絡窓口（甲）	連絡窓口（乙）
相模川 (桂川)	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
鶴川	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
道志川	富士・東部建設事務所吉田支所	厚木土木事務所津久井センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
秋山川	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
金山川	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所

16. 災害時における応急対策業務に関する基本協定書

災害時における応急対策業務に関する基本協定書

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び山梨県地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合又はそのおそれのある場合の応急対策業務の実施に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲が管理する道路、河川等の施設の機能の確保及び回復のため、甲と乙との応急対策業務の実施に関する基本事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

（担当区域）

第3条 甲及び乙は、応急対策業務を円滑に実施するため、甲の県土整備部各出先事務所と、乙を構成する法人（別紙参照）の各担当区域を、あらかじめ協議の上、定めておくものとする。

（損害補償）

第4条 第2条の協力要請により応急対策業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合の本人又はその遺族に対する損害補償は、山梨県知事が災害対策基本法第71条第1項の規定により、協力命令を発したときに限り、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年山梨県条例第55号）を適用する。

（細目協定）

第5条 この基本協定を実施するための細目について、甲の県土整備部各出先事務所長と、乙を構成する法人（別紙参照）の各会長とは、協定を締結するものとする。

（効力）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書により異議の申出のないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

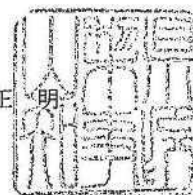
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 4月 1日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号

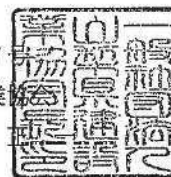
山梨県知事

横内 正 明



乙 甲府市丸の内一丁目13番7

一般社団法人 山梨県建設業
会 長 浅野 正



(別紙)

・乙を構成する法人
(地区建設業協会名)

一般社団法人甲府地区建設業協会

一般社団法人塩山建設業協会

一般社団法人笛吹建設業協会

一般社団法人市川建設業協会

一般社団法人身延建設業協会

一般社団法人峡北地区建設業協会

一般社団法人富士・東部建設業協会